

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年12月21日

【事業年度】 自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・スト
リート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands,
Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注)1. 別段の記載がある場合および下記の注記2に従う場合を除き、本書において「当行」、「親会社」または「ANZBGL」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「ANZ」、「ANZグループ」、「当グループ」、「当銀行グループ」または「連結会社」はオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。
2. 疑義を回避するため、当行の個別財務書類（「第6 経理の状況－1 財務書類－(2)個別財務書類」を参照のこと。）においては、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「当行」および「ANZ」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、「当グループ」はオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。
3. ANZの事業年度は9月30日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2018年9月30日に終了した事業年度は2018年度と言及され、2017年9月30日に終了した事業年度は2017年度と言及され、2018年9月30日に終了した半期（半年）は2018年9月終了半期と言及され、その他の事業年度および半期（半年）についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。
4. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」「豪ドル」、「オーストラリアドル」または「セント」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル＝85.08円の換算率（2018年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信売相場）により換算されている。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「ニュージーランドドル」はニュージーランドの法定通貨を指し、「ユーロ」とはユーロ圏の公式通貨を指す。
5. 本有価証券報告書の情報の一部は、当行およびANZグループの実際の業績および財務状態を本書に提示される情報から大幅に異ならせる可能性のあるリスクおよび不確実性に左右される、事象または傾向に関する「将来に関する記載」である。本有価証券報告書に含まれている将来に関する記載はいずれも本書提出日現在においてなされた記載であり、今後提出されることのある本書の訂正報告書または臨時報告書ならびに発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類の参照書類の補完情報およびそれらの添付書類においてなされた記載により、かかる記載は更新、修正、訂正または置き換えられることがある。ANZは、本書日付以後に事象や状況を反映するために、または予期しない事態の発生を反映するために、これらの将来に関する記載の修正結果を公表する義務を負わない。
6. 本書中の表において、計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
7. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「本書」とは本有価証券報告書を意味する。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

（1）【提出会社の属する国・州等における会社制度】

以下はオーストラリアの2001年会社法および当行の定款の概要を含む。以下の事項をより徹底して理解したいと希望する読者は、元となるこれらの文書を参照すべきである。

当行はその他のオーストラリアの銀行および会社と同様、2001年会社法（「会社法」）に従い、会社法により規制される。会社法は制定法であり、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）が管理している。

オーストラリア連邦の諸法律（「豪州法」）は当行のオーストラリアにおける業務運営の様々な局面に影響を与えている。会社法に加え、特に当行に関係のある重要な豪州法は、1959年銀行法（「銀行法」）、1998年オーストラリア健全性規制庁法、2001年オーストラリア証券投資委員会法および1998年金融部門（株式所有）法を含む、現行の銀行諸法から構成される。当行は上場公開会社であるため、オーストラリア証券取引所（「ASX」）が管理する上場規程による規制も受ける。

当行に適用のある会社法の主要規定の概略は以下の通りである。

上場会社は会社内部の経営および株主の権利を統治する定款を持たなければならない。当行は2007年12月18日に開催された株主総会において当行の株主により承認され、2010年12月17日および2018年12月19日に開催された株主総会において変更が承認された定款（「定款」）を採択している。

定款には、会社の業務、運営、権利および権限ならびに株主、取締役、その他の役員の権利および権限に関して、豪州法の規定と一致する規則のみを含めることができる。定款は、決議に関して議決権を有する会社の株主の最低75%の投票をもって決議される場合のみ改定できると会社法により規定されている。

定款は通常、以下の事項に関する規定を含む。

- ・ 会社の株式に付随する権利および義務ならびに会社の株式の譲渡。
- ・ 株主総会の投票および運営方法。
- ・ 取締役の人数、権限、義務および任免ならびに取締役会会議の運営方法。
- ・ 会社秘書役の任命および社印の使用。
- ・ 会計および監査。
- ・ 株主への通知。
- ・ 会社の清算に際しての資産の分配。

会社法は、当行に対し、その取引、財務状況および業績を正確に記録かつ説明し、真正かつ公正な財務書類の作成および監査を可能にする、書面による会計帳簿を保持することを要求している。

会社法は当行に対し、その事業年度ごとに財務報告書を期限前に作成し、監査を受けることを要求している。財務報告書は、（i）財務書類（損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書および持分変動計算書ならびに財務書類の注記を含む。）ならびに(ii)財務書類および注記についての取締役の宣誓書から構成される。財務報告書はオーストラリアの会計基準および会社法に規定されているその他の関連規則を遵守しなければならない、財務書類および注記は当行の財務状況および業績につき真正かつ公正な見解を表示しなければならない。当行はグループ内の親会社であるので、当該事業年度を通して随時、当行が支配している会社との連結財務書類の作成も要する。会社法に基づき、当行の監査人は企業もしくは個人（どちらの場合でも会社法に基づく登録を行っている会社監査人でなければならない。）または（会社法に基づく公認監査会社である）会社でなければならない。監査人は、毎事業年度の当行の財務報告書の監査を実施し、当行の年次財務報告書に関して以下の事項について意見を述べる義務を有する。

- ・年次財務報告書が会社法およびオーストラリアの会計基準に従い作成されているか否か。
- ・年次財務報告書が当行の財務状況および業績について真正かつ公正な見解を示しているか否か。
- ・監査人は、監査の実施につき必要なすべての情報、説明および支援を得ているか否か。
- ・当行は年次財務報告書の作成および監査を可能にするため十分な会計帳簿の記録を保持しているか否か。
- ・当行は会社法の要求するその他のすべての記録および登録簿を保持しているか否か。

ただし、年次財務報告書に関する監査報告書は、上記の最初の2項目のみを明示的に言及している。

財務報告書中のあらゆる欠陥もしくは不正または上記の最後の3項目に言及される事項に関する不備、不履行もしくは不足についての詳細は監査報告書に記載されなければならない。

当行の取締役は、会社法で特定された一定の事項に関して、当行の株主宛てに事業年度ごとの取締役会の報告書を作成しなければならない。これらの事項にはとりわけ、事業年度中支払われた配当額、事業年度中推奨されたが支払われなかった配当額、事業年度の業務運営およびその業績結果の検討、事業年度中に行われた当行の主要な業務についての記載ならびにこうした業務の性質の重大な変更、事業年度における当行の経営状態の重大な変化、および当行の業務運営、業績または経営状態に重大な影響を及ぼした、もしくは今後の事業年度において及ぼす可能性のある、当該事業年度以降に生じる当行の事項や状況が含まれる。

ASXに上場されている企業としての当行の取締役会報告書にはとりわけ、（取締役および特定の上級経営陣を含む。）当行の主要経営陣の報酬の性質および額の決定またはそれらに関する取締役会の方針の検討、ならびにかかる方針と当行の業績との関係を含めなければならない。

当行は、ASICには事業年度末から3か月以内に、またASXにはASICへの提出と同時におよびいかなる場合でも事業年度末から3か月以内に、年次財務報告書の写しを提出しなければならない、当行の株主全員に対して、株主がかかる報告書を受領しないことを特別に希望しない限り、年次株主総会から21日前まで、または当該事業年度末から4か月後のいずれか早い方までにかかる報告書の写しを送付しなければならない。半期報告書はASICには半期終了から75日以内に、またASXにはASICへの提出時までおよびいかなる場合でも半期終了から2か月以内に提出しなければならない。半期報告書を株主に送付する義務はないが、半期報告書はASXに提出され、ASXのウェブサイトで公衆の縦覧に付され、当行のウェブサイトにも掲載される。

定款は、当行の取締役会が、特に、当行が配当を維持する能力に関連する定款の一定の規則および会社法の規定に従って、適切と考えるいかなる配当の支払いも決議し得ることを定めている。会社法は、以下の場合を除くと、会社は配当を支払わなくてもよいと規定している。

- ・配当が宣言される直前に会社の資産がその負債を上回っており、その超過が配当の支払いに十分である。
- ・配当の支払いが会社の株主全体にとって公平で妥当である。
- ・配当の支払いによって、会社がその債権者に支払いする能力に重大な損害を与えない。

株主

会社法の規定に従い、株主総会は暦年ごとに少なくとも1回、当行の事業年度の終了から5か月以内に開催されなければならない。この総会は、年次株主総会と称される。年次株主総会の主な機能は通常、取締役の選任、取締役報酬額の決定ならびに財務書類および報告書の審議である。これに加え、取締役または一定比率の当行の株式を保有する株主は、その他の株主総会を随時招集することができる。この総会は、単に株主総会と称されている。

当行の株式に付随する議決権は、株主総会におけるその行使方法とともに、定款に定められている。

当行株主総会への出席権および議決権を有する株主は、代理人を立てて株主総会に出席することができる。この場合の代理人は当行の株主たることを要しない。定款には、当行のあらゆる株主総会の定足数およびその議長の任命等に関する規定が含まれている。

定款に従い、株主総会の決議は、通常、普通決議により、すなわち株主総会に出席し、かつ決議に関して議決権を有する当行の株主（代理人による出席を含む。）による投票の過半数による多数決によって、採択される。しかし、特定の事項（例えば定款の変更）については、会社法または定款によって、特別の決議方法、すなわち総会に出席し、かつその決議に関して議決権を有する当行の株主（代理人による出席を含む。）による投票の75%以上の多数による決議承認を経ることが必要とされている。

1998年金融部門（株式所有）法の定めるところによれば、何人もまたはかかる者とその関係者も、オーストラリア連邦の財務大臣の承認を得ないで、金融業界の会社（当行を含む。）の全議決権の15%超を保有することまたは実質的な支配権を所有することは認められていない。財務大臣によるかかる承認は、国益に合致する場合は与えられる。ある者に対する当行株式の保有、所有または議決権を行使する能力の制限についての詳細は、下記の「2 外国為替管理制度—証券保有者に影響を与える制限」を参照のこと。

経営および運営

公開会社である当行は、3名以上の取締役によって運営されることが要求されており、その内少なくとも2名はオーストラリアに通常居住する者でなければならない。取締役は自然人でなければならない。定款は当行の取締役の数を5名以上15名以下と規定している。取締役の当行を運営する権限は、定款で定められている。

定款に従い、当行の取締役は取締役会として行為しなければならない。取締役会は諸決議を取締役会会議で行うほか、定款に従い、会議を開催することなく書面決議の方法によりこれを行うことができる。個々の取締役、委員会、代理人またはその他の者は、当行の取締役会の決議で付与された場合には当行を代表して行為する権限を有する。当行の取締役会は、取締役会のあらゆる権限を1名以上の取締役またはその他の者に委任することができる。

会社は最低1名の秘書役（その内少なくとも1名はオーストラリアに居住する者でなければならない。）および定められた数の取締役（上記に記載の通り）を任命することを義務付けられているが、会社法はその他の特定の役員の任命を要求していない。秘書役は会社法および定款に基づき、特定の機能と責任を有しており、自然人でなければならない。

当行の株主は以下の事項を行う権限により最終的決定権を保持している。

- (a) 取締役会に諸権限を付与している定款を修正すること。
- (b) 株主総会を招集すること。
- (c) 会社法および定款に規定されたその他の事項または取締役の解任または不再任決議を可決すること。

定款によって付与された権利および権限を行使するに際しては、当行の取締役は相当な注意と勤勉さをもってこれに当たることが要求され、かつその権限の行使と義務の履行に際しては誠意をもって、常時当行の利益、すなわち一般的な意味ではその株主の利益のために尽くすことが要求されている。

株式の発行

当行の未発行株式はすべて当行の取締役の管理下にあり、当行の定款、会社法および上場規程に従い、取締役会が適切と判断した条件によりこれら株式を発行することができる。

定款の詳細および抜粋については、下記の「(2) 提出会社の定款等に規定する制度」を参照のこと。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下には当行の定款から抜粋した情報が含まれており、かかる定款はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルンにおいて平日（土曜日、日曜日および祝祭日を除く。）の通常営業時間に閲覧可能である。

本(2)に記載の定款の抜粋は、参考の便宜上、適宜言換えがなされており、またかかる抜粋に使用されている定義済の用語は、定款において与えられた意味を有する。定款に定められた規則を完全に理解するためには、定款の写しを全文で読む必要がある。

取締役会

取締役の人数（代理取締役は数に入れない。）は、取締役会が決定することができるが、5名以上でなくてはならない。上限は、15名あるいは取締役会が定めるそれより少ない人数を超えてはならない。

会社法、定款、および上記の人数制限に基づきその時々確定される取締役の上限人数を条件に、取締役会は随時、取締役となる者を任命することができる。このように任命された取締役は、次の年次株主総会において自動的に退職することとなり、かかる株主総会で行われる選挙の有資格者となる。

定款、適用法令、および上記の人数制限に基づきその時々確定される取締役の上限人数を条件に、当行は普通決議により取締役を選出することができる。

(a)取締役は自身が選出または最後に再選されてから3回目の年次株主総会において、その職位から退任しなければならない。(b)取締役は前記(a)の規定により要求される時点より前に年次株主総会において退任し、再選を目指すことを選択することができる。ただし、年次株主総会の少なくとも45営業日前（または取締役会が決定するその他の期間以前）に、取締役は取締役会に自身の意向を通知しているものとする。取締役がかかる通知を行う場合、取締役は当該年次株主総会において退任しなければならない。(c)取締役の選出は各年次株主総会において行われなければならない。定款に基づき年次株主総会において取締役の選出が予定されていない場合、年次株主総会において取締役が1名退任しなければならない。(d)前記(a)、(b)または(c)の規定は、マネージング・ディレクター（または2名以上の場合、（もしあれば）定款に基づき任命された1名）およびその代理取締役には適用されない。(e)定款に基づき退任する取締役は再選資格を有する。(f)選出されたが、適用法令に基づき取締役として行為することが認められない者（会社法および銀行法を含むが、これらに限定されない。）は、90日以内に適用法令により取締役として行為することが認められようになった場合のみ、取締役の職に就くことができる。90日以内にかかる者が適用法令により取締役として行為することができなかった場合、選出されなかったとみなされる。

会社法を条件として、上記(c)の規定に基づき退任する取締役は、前回の選出または任命から最も長く職位に就いている者とする。在任期間が同一の取締役が2名以上いる場合には、かかる取締役の間で合意により退任者を決定することができる。合意に達しない場合には、退任者決定の抽選が行われる。

取締役の退職は、その取締役がかかる年次株主総会において再選されない限り、その株主総会の終了時に有効となる。

取締役の任命期間が明示的に特定されているか否かにかかわらず、会社法に従い、当行は普通決議をもって取締役を解任することができる。

取締役の数が上記の人数制限により要求される最少人数を下回ることとなる場合、残っている取締役らは、(a)最少人数を満たす数までの取締役の任命、(b)株主総会の招集、および(c)緊急事態についてののみ、取締役会として行為することができる。

取締役会会議

取締役はいつでも取締役会会議を招集でき、また、秘書役は取締役からの要請ある場合は必ず取締役会会議を招集しなければならない。

取締役会が別段に定めない限り、取締役会会議の定足数は取締役2名とし、この定足数がかかる会議の終始、常に出席していなければならない。取締役を兼任している代理取締役、または複数の任命権者の代理取締役となっている者は、定足数に1回のみ数え入れる。

株主総会の招集

当行は年次株主総会を会社法により要求されている通りに開かなければならない。

株主総会は、取締役会がいつでも招集でき、また会社法もしくは会社法に基づく命令により要求される時に取締役会が招集しなければならない。

株主総会の通知は、会社法に則り行われなければならない。会社法および上場規程を総会の通知において遵守しなければならない。また、会社法が許可するあらゆる方法を用いて通知することができる。

会社法を条件として、取締役会は、

- (a) 株主総会を延期することができ、または、
- (b) 株主総会を中止することができ、または、
- (c) 株主総会の会場を変更することができる。

その書面による通知を、

- (d) オーストラリア国内の日刊新聞 1 紙において掲載する。または、
- (e) オーストラリア証券取引所に通知する。または、
- (f) 会社法および上場規程を条件として、取締役会において決定するその他の方法により通知する。

議決権

当行の株主が誰であるのか、ならびに株主総会で投票する権利があるのは誰であるのか、および保有する株式数は何株とするのかを決定するにあたり、当行は、

- (a) 総会の招集者が、総会の通知が配布される前に会社法に基づいて特定の時点を選定した場合、その時点で有効な株主名簿のみを参照しなければならない。または、
- (b) 定めていない場合には、総会の48時間前もしくはASX決済業務規則が要求するそれ以降の時点において有効な株主名簿のみを参照しなければならない。

会社法、定款の規定および株式発行の条件を制約とし、

- (a) 挙手に際して、
 - (i) 株主が議決権行使代理人を 2 名任命している場合は、いずれの議決権行使代理人も投票できない。および、
 - (ii) 上記(a)(i)の規定に従い、本人、あるいは議決権行使代理人、代理人または代表者により出席している各株主である出席者は、1票を有する。
- (b) 本人、あるいは議決権行使代理人、代理人または代表者により出席している議決権を持つ株主は、書面投票に際して、
 - (i) 全額払込済み株式 1 株につき、1票を有する。および、
 - (ii) 下記(c)の規定を条件として、各一部払込済み株式については、その株式の発行価格全体に対する払込済み額の割合に等しい比の端数票を有する。
- (c) ただし、一部払込済み株式の保有者が持つ端数票の計算において、
 - (i) 上場規程に基づき認められていない限り、かつ
 - (ii) 株式発行の条件が別途定めていない限り、当行は、
 - (iii) 払込請求に先立って払込まれた金員を勘定に入れてはならない。または、
 - (iv) 一部払込済み株式に対して、現金または現金相当による当行への支払いを伴わずに貸記されている金員は勘定に入れてはならない。

株主総会の議長には決定票がない。ある決議の賛成票および反対票が同数である場合、かかる案件は否決されたと裁定する。

株式

会社法および定款を条件として、取締役会は当行に代わり、取締役会が決定する任意の者に対して任意の条件および時期において、未発行株式の発行、オプション付与、その他の処理を行うことができる。

当行は、優先株式（償還義務のある優先株式を含む。）を発行することができる。優先株式には、

- (a) 定款に提示されている、もしくは従い決定される権利、または
- (b) 会社法に従い認められているその他の権利が付されている。

当行が異なる種類の株式を発行する場合、もしくは発行済み株式を異なる種類に振分ける場合、あらゆる種類の株式に付される権利は、下記の場合に限り、（会社法を条件として）変更または取消すことができる。

- (a) 影響を受ける種類の発行済み株式の75%の保有者から書面による同意を得た場合、または
- (b) 影響を受ける種類の発行済み株式の保有者による個別会議において特別決議が可決された場合。

株式発行の条件を制約として、ある種類の株式に付された権利は、かかる既存の種類と同じランクの株式を追加して発行することにより、当行の利益および資産への参加に関して変更されたとはみなされない。

優先株式に付されている権利

- (a) 取締役会は、定款を条件として、発行に先立ち取締役会が決定するあらゆる権利（外国通貨で表示された権利を含む。）が付された優先株式を発行することができる。かかる方法で定められた権利は、その時点で発行されている優先株式に付されている権利と同じである必要はない。
- (b) 優先株式は、1シリーズもしくは複数の異なるシリーズで発行することができ、各シリーズは取締役会が定める方法により識別する。

配当請求権

- (a) 定款に基づく取締役会の権限を制限することなく、あらゆる優先株式の割当ての前に取締役会は、下記の事項、またはこれらの事項を決定する際の方法を定めなければならない。
 - (i) かかる株式に対して支払われる（もしあれば）配当金の率または金額
 - (ii) かかる株式に対する配当金の支払いの時期または状況
 - (iii) 配当金が支払われる期間
 - (iv) その他の種類の株式との関係でかかる株式の配当金支払いの優先順位
 - (v) かかる株式に累積配当の権利があるのか、非累積配当の権利があるのか、および
 - (vi) 分配できる利益がある場合に、かかる株式はさらにそれに参加する権利があるのか否か
- (b) 優先株式の発行の条件にはさらに、以下の規定を盛り込むことができる。
 - (i) 税金またはその他の国庫賦課金、あるいは課税控除またはインプューテーション税額控除、もしくはそれら双方を考慮に入れて、もしくは参照して、配当金額を調整する基準（もしあれば）、および、
 - (ii) 優先株式の保有者に支払われるはずであった（発行の条件においてであるが）配当金の額が、配当金以外の方法で当行が優先株式の保有者に支払う金額の程度まで、削減されるもしくは消滅される旨。

配当金支払いの優先順位

取締役会が割当ての前に定める以下の配当金支払いの優先順位に関する規定（すべてまたは一部）が、あらゆる特定の優先株式について適用される。

- (a) 当行はその優先株式の配当金を下記の通り、支払うものとする。
 - (i) 普通株式に対するあらゆる配当金の支払いより優先し支払うものとする。
 - (ii) 利益への関与に関して、同順位の明示がなされているその他すべての優先株式の配当金と同等に支払うものとする。および、
 - (iii) 利益への関与に関して、優先して順位が明示されているすべての優先株式（もしあれば）の配当金より劣後して支払うものとする。
- (b) 償還または清算に際して、優先株式の保有者に累積配当の権利がある場合には、上記(a)で定めている通りのその他の株式との優先順位にて、当行は、かかる保有者に償還日もしくは（場合に応じ）清算開始までの未払い配当金または配当滞納金（宣言されたか否かを問わない。）に等しい額を支払わなければならない。
- (c) 償還または清算に際して、優先株式の保有者が非累積配当の権利を有している場合、上記(a)で定めている通りのその他の株式との優先順位にて、当行は、かかる保有者に償還日もしくは（場合に応じ）清算開始までに宣言されたが未払いの配当金に等しい額を支払わなければならない。

清算時の優先順位

- (a) 優先株式の割当てに先立ち、取締役会は、当行清算時の資本の払戻しに関する各優先株式の優先順位および残余資産への株主の参加の権利（もしあれば）を決定するものとする。
- (b) 割当てに先立ち取締役会がかかる決定をした場合、優先株式の保有者は、当行の清算に際してかかる優先株式につき払込済みまたは払込済みとして貸記された金額と同額の支払い、および配当金ならびに発行の条件に従い保有者に権利が与えられているその他の金額の支払いに対する権利を以下の通り有する。
 - (i) 普通株式に対する支払いより優先して支払われる。
 - (ii) 清算に際し当該優先株式と同順位の明示がなされているその他すべての優先株式の保有者に対する支払いと同等に支払うものとする。および、
 - (iii) 清算に際し、当該優先株式より優先して順位が明示されているすべての優先株式（もしあれば）の保有者に対する支払いより劣後して支払うものとする。

ただし、当行の剰余金、もしくは当行の利益または資産のその他の分配には参加しないものとする。

2【外国為替管理制度】

為替管理

現在、当グループの有価証券の保有者に対する配当、利息の支払またはその他の送金を制限する、オーストラリアにおいて効力を有する一般的な為替管理規制はない。しかしながら、オーストラリアの公共政策を反映して随時オーストラリア国内において為替管理が実施され、適用あるオーストラリアの規制当局の承認なしに特定の人物または団体との特定取引の締結を禁止する効果を有する。それらには以下が含まれる。

1. 2011年独自制裁法（連邦）に基づき、かつ2011年独自制裁規則（連邦）に従い、禁止の中で特に以下のもの：

- (a) ミャンマー、クリミアおよびセヴァストポリ、ロシア、イラン、シリア、ジンバブエまたは朝鮮民主主義人民共和国への「制裁されているサービス」供与の禁止。財政援助、特定の種類の金融サービスまたは軍事活動もしくはは一定の輸出認可品目（武器または関連物資等）を支援もしくはそれらに関連して供与されるその他サービスを含む。
- (b) 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、旧ユーゴスラビア共和国、イラン、リビア、ミャンマー、シリア、ジンバブエもしくはウクライナまたは関係大臣が当該人物もしくは団体が大量破壊兵器の拡散に関与していると納得する地域向けの、関係大臣により指定された個人または団体に対し、直接的もしくは間接的に、資産を利用させることまたはそれらの利益のために資産を利用させることの禁止。

2. 1945年国連憲章第4章に基づき、かつ、2008年国連憲章（資産の取引）規則に従った、オーストラリア連邦の外務大臣がオーストラリアの官報において随時挙げる人物または団体の金融その他の資産の利用または取引に対する制裁。当該個人または団体は以下におけるものを含む。

- (a) コンゴ民主共和国（国連憲章（制裁－コンゴ民主共和国）2008年規則を参照）
- (b) 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）（国連憲章（制裁－朝鮮民主主義人民共和国）2008年規則、国連憲章（制裁－朝鮮民主主義人民共和国）2017年文書および国連憲章（制裁－朝鮮民主主義人民共和国）（贅沢品）2017年文書）を参照）
- (c) スーダン（国連憲章（制裁－スーダン）2008年規則を参照）
- (d) イラン（国連憲章（制裁－イラン）2016年規則および国連憲章（制裁－イラン）（制裁対象輸出品）2016年制裁リストを参照）
- (e) イラク（国連憲章（制裁－イラク）2008年規則を参照）
- (f) アルカイダ（国連憲章（制裁－アルカイダ）2008年規則を参照）
- (g) ソマリア（国連憲章（制裁－ソマリア）2008年規則を参照）
- (h) レバノン（国連憲章（制裁－レバノン）2008年規則を参照）
- (i) エリトリア（国連憲章（制裁－エリトリア）2010年規則を参照）
- (j) リビア（国連憲章（制裁－リビア）2011年規則を参照）
- (k) タリバン（国連憲章（制裁－タリバン）2013年規則を参照）
- (l) 中央アフリカ共和国（国連憲章（制裁－中央アフリカ共和国）2014年規則を参照）
- (m) イエメン（国連憲章（制裁－イエメン）2014年規則を参照）
- (n) 南スーダン（国連憲章（制裁－南スーダン）2015年規則を参照）
- (o) シリア（国連憲章（制裁－シリア）2015年規則を参照）

3. 1988年金融取引報告法に基づき、かつ一定の免除に従い、「キャッシュ・ディーラー」（オーストラリア公認預金受入機関を含む。）は1万豪ドルまたは外貨による相当額以上の「現金取引」をオーストラリア取引報告・分析センターに報告しなければならない。現金取引は1人の人物から別の人への通貨の物理的な移転を伴う取引である。

証券保有者に影響を与える制限

以下のオーストラリア法は、オーストラリアの非居住者または非市民が当行株式を保有、所有または議決権行使する権利に対して制限を課している。

1. 1975年外資による資産買収・企業買収法

外資によるオーストラリアの会社株式の取得は、1975年外資による資産買収・企業買収法（「外国買収法」）により規制を受ける。外国買収法は、一定の金額の基準を条件とし、とりわけ以下のいずれかの状況をもたらす株式の取得または発行に適用される。

・1名の外国人もしくは外国支配法人が単独で、または関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の20%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の20%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

・2名以上の外国人もしくは外国支配法人がその関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の40%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の40%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

上記のいずれのケースにおいても、また一定のその他状況において、オーストラリアの国益に反する場合、財務大臣はこの買収を禁止することができる。

2. 1998年金融部門（株式所有）法

1998年金融部門（株式所有）法は、1名の者（関係者がいる場合は共同で）、または取決めに基づく2名以上の者が、その者が（関係者と共同で）15%を超える会社持分を保有することになる場合、金融部門の会社の株式を取得することを禁止する。しかし、財務大臣は、オーストラリアの国益であるという条件を満たす場合のみ、15%を超える持分がある者が保有することを承認することができる。当グループの株式について、かかる承認が与えられたことはない。

2018年財政法改正法（金融部門規制）に従い、金融部門の会社の保有比率の上限は2019年4月1日に15%から20%に変更される予定である。

3. 2001年会社法

企業において議決権株式を取得する者は誰でも、会社法第6章に記載の株式取得条項の制限に従う。特定の例外を除き、会社法第606節は、取引を理由として、ある者もしくはその他の者のある会社における議決権が（i）20%以下から20%超へ、または（ii）20%超90%未満から、増加する場合、その者が当該会社の議決権株式の権益を取得することを禁止する。

第606節の例外の1つは、ある者が取得前の6か月間を通して当該会社の最低19%の議決権を保有していた場合、その者が追加で3%の議決権を取得することを認める。

会社法の目的上、ある者のある会社における議決権は、議決権株式に付属する投票総数であり、かかる議決権株式につきその者およびその関係者（広く定義される。）が当該会社の全議決権株式に付属する全投票数の比率に応じて「関連持分」を有している。広く言えば、特定の資格に従い、ある者が証券の保有者である場合、その者は証券の「関連持分」を保有し、証券に付与された議決権を行使する権利もしくは行使を支配する権利を持つ、または証券を処分する権利、もしくは処分する権利の行使を支配する権利を持つ。

さらに、会社法に基づき、当行の実質的な持分の保有を始めるもしくは保有をやめる、またはある者が既に実質的な持分を持っておりその持分に少なくとも1%の変動がある場合、かかる者は当行およびASXに特定の規定情報（氏名および住所、ならびに当行の議決権株式における関連持分の詳細を含む。）を知らせる通知を行う必要がある。かかる通知はおおむね、その者が情報を知った時から2営業日以内に行うものとする。

上記1から3に記載の制限は、ANZの預託銀行により米国において発行される米国預託株式を表章するANZの米国預託証券（ADR）の所持人にも適用される。

3【課税上の取扱い】

本「3 課税上の取扱い」において、「本サムライ債」とは、ANZが発行し日本国内で募集が行われた本書日付現在未償還であるサムライ債を意味し、「本売出借」とは、ANZが発行し日本国内で売出しが行われた本書日付現在未償還である売出社債を意味し、また「本社債権者（サムライ）」とは本サムライ債の所持人を、「本社債権者（売出し）」とは本売出借の所持人を、また「利札」は本サムライ債および本売出借に付された利札を意味するものとする。

以下の記述は一般的な性質のものであり、現時点で効力のある規定に基づくものである。自身の税務上の立場について疑問がある本社債権者（サムライ）および本社債権者（売出し）は、それぞれの専門アドバイザーに相談すべきである。

当行によるまたは当行を代理しての本サムライ債、本売出借および利札に関する元利金の支払いはすべて、オーストラリア連邦において、またはその課税権限を有する当局により課税、徴収、源泉徴収または賦課される一切の現在または将来の税金、関税、賦課金または公租を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除がオーストラリア連邦法により要求されるまたはFATCA（以下に定義される。）のためにもしくはそれを理由として行われる場合を除く。かかる場合、慣習上の例外（FATCAのためにもしくはそれを理由として行われる源泉徴収または控除の場合を含む。）を除き、当行は、かかる源泉徴収または控除が要求されなかった場合受領するはずであった額を本社債権者（サムライ）および本社債権者（売出し）が受領することができるよう、追加額を支払うことに同意している。

「FATCA」とは、以下を意味する。

- (i) 合衆国内国歳入法（または合衆国内国歳入法の修正もしくは継承法）第1471条ないし第1474条およびそれらの現在もしくは将来の規則もしくは公権解釈、
- (ii) 合衆国内国歳入法のかかる条項もしくは米国以外の法の類似規定のいずれかを実施することに関連して、政府間で締結された合意に従って採用された米国もしくは米国以外の財務または規制上の法制、規則、指針または実務、または
- (iii) 米国内国歳入庁、米国政府またはその他の法域の政府機関もしくは税務当局との、上記(i)または(ii)の実施に従う合意。

「合衆国内国歳入法」とは、1986年米国内国歳入法（その後の修正を含む。）を意味する。

本売債または本サムライ債に関するオーストラリアの課税上の立場の説明については、以下を参照のこと。

- (a) 本売債の場合、随時補足される、2018年5月17日付オーストラリア・ニュージーランド銀行60,000,000,000米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムのベース・プロスペクタス「税制－オーストラリア」。
- (b) 本サムライ債の場合、当該本サムライ債の発行時において有効であり、随時補足または訂正される、当行がその時々提出した訂正発行登録書または発行登録追補書類の「第一部－第1－1－摘要－I.(12)オーストラリアの租税」（またはそれに相当もしくは代替する項目）。

4【法律意見】

当行のオーストラリアの法律顧問であるアレンズ法律事務所により、当該法律意見書に記載の一定の前提および限定に基づき、上記「第一部－第1－1、2および3」に記載されたオーストラリア連邦の法的事項に関する記載はすべての重要な点において真実かつ正確である、との法律意見書が提出されている。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結財務情報

	(単位：百万ドル(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率および従業員数を除く。)) (下段は円換算額(1)(百万円(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率および従業員数を除く。))) (－はマイナスを示す。))				
	9月30日終了年度				
	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度
収入 (2) (3)	35,644 (3,032,592)	33,643 (2,862,346)	34,350 (2,922,498)	35,845 (3,049,693)	34,779 (2,958,997)
税引前利益 (2)	9,895 (841,867)	9,233 (785,544)	7,653 (651,117)	9,881 (840,675)	9,914 (843,483)
税引後利益 (非支配持分を除く)	6,400 (544,512)	6,406 (545,022)	5,709 (485,722)	7,493 (637,504)	7,271 (618,617)
発行済株式総数 (普通株式)	2,873,618,118	2,937,415,327	2,927,476,660	2,902,714,361	2,756,627,771
発行済株式総数 (優先株式)	0	0	0	0	500,000
発行済株式総数	2,873,618,118	2,937,415,327	2,927,476,660	2,902,714,361	2,757,127,771
株主資本 (非支配持分を除く) (4)	59,243 (5,040,394)	58,959 (5,016,232)	57,818 (4,919,155)	57,247 (4,870,575)	49,207 (4,186,532)
資産合計	942,624 (80,198,450)	897,326 (76,344,496)	914,869 (77,837,055)	889,900 (75,712,692)	772,092 (65,689,587)
非支配持分を除く1株当たりの株主資本 (単位：上段 ドル、下段 円)	20.62 (1,754)	20.07 (1,708)	19.75 (1,680)	19.72 (1,678)	17.85 (1,519)
普通株式1株当たり配当額 (単位：上段 セント、下段 円)	160 (136)	160 (136)	160 (136)	181 (154)	178 (151)
優先株式1株当たり配当額 (単位：上段 ユーロ、下段 円)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1.88 (246)	9.32 (1,218)
普通株式1株当たり利益 (基本) (単位：上段 セント、下段 円) (2)	246 (209)	218 (185)	190 (162)	257 (219)	263 (224)
普通株式1株当たり利益 (希薄化後) (単位：上段 セント、下段 円) (2)	234 (199)	209 (178)	183 (156)	244 (208)	253 (215)
当行株主に帰属する普通株式1株当たり正味有形資産 (単位：上段 ドル、下段 円) (5)	18.47 (1,571)	17.66 (1,503)	17.13 (1,457)	16.86 (1,434)	14.65 (1,246)
資産合計に対する非支配持分を除く株主資本	6.28%	6.57%	6.32%	6.43%	6.37%
平均株主資本に対する純利益 (損失) (6)	10.9%	11.0%	10.0%	14.5%	15.8%
配当性向 (7)	72.1%	73.4%	81.9%	68.6%	67.4%
営業活動によるキャッシュフロー	10,566 (898,955)	24,047 (2,045,919)	10,841 (922,352)	21,476 (1,827,178)	5,643 (480,106)
投資活動によるキャッシュフロー	166 (14,123)	-12,830 (-1,091,576)	-14,410 (-1,226,003)	-9,776 (-831,742)	-1,927 (-163,949)
財務活動によるキャッシュフロー	2,620 (222,910)	-6,742 (-573,609)	1,958 (166,587)	2,043 (173,818)	2,795 (237,799)
現金および現金同等物の期末残高	84,964 (7,228,737)	68,048 (5,789,524)	66,220 (5,633,998)	69,278 (5,894,172)	48,229 (4,103,323)
期末現在従業員数 (フルタイム換算) (FTE)(単位：人)	39,924	44,896	46,554	50,152	50,328

注：(1) 円換算額は、全報告期間について、1ドル＝85.08円および1ユーロ＝130.69円の換算率（2018年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信相場）により換算されている。

(2) 数値は継続事業ベースで表示されている。

(3) 受取利息、その他営業収入、資産運用収入および保険収入純額ならびに関連会社投資の持分利益を含む。支払利息および大手銀行税は考慮しない。下記の2つの修正再表示がその他営業収入およびその他営業費用について行われた。

－ 2017年度、一部の未払手数料の分類が変更された。当該項目は、項目の性質をより正確に反映するため、その他営業収入からその他営業費用に分類替えされた。比較情報はこれに沿って修正再表示された（2016年度：1,700万ドル（約14億4,600万円））。2015年度および2014年度の数値は修正再表示されなかった。

- ー 2016年度、収入を生み出すのに不可欠なカード関連手数料の一部の分類が変更された。当該項目は、項目の性質をより正確に反映するため、営業費用からその他営業収入に分類替えされた。比較情報はこれに沿って修正再表示された（2015年度：1,900万ドル（約16億1,700万円））。2014年度の数値は修正再表示されなかった。
- (4) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2018年度593億8,300万ドル（約5兆523億円）、2017年度590億7,500万ドル（約5兆261億円）、2016年度579億2,700万ドル（約4兆9,284億円）、2015年度573億5,300万ドル（約4兆8,796億円）、2014年度492億8,400万ドル（約4兆1,931億円）。
- (5) 正味有形資産は、当行株主に帰属する株式資本および準備金から優先株式資本および未償却の無形資産（のれんおよびソフトウェアを含む。）を差し引いた金額に等しい。
- (6) 純利益（損失）は、優先株式配当を差し引いた税引後法定利益と定義される（非支配持分を除く）。平均株主資本は、当該年度についての平均株主資本（非支配持分および優先株式を除く。）と定義される。
- (7) 支払済優先株式配当金額調整後の当行株主に帰属する利益に基づき計算された配当性向。配当性向は以下の配当支払いに基づき計算されている。

(単位：百万ドル)

	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度
中間配当	2,317	2,349	2,334	2,379	2,278
期末配当	2,295	2,350	2,342	2,758	2,619
合計	4,612	4,699	4,676	5,137	4,897

2【沿革】

ANZの歴史は、1835年において特許状に基づきバンク・オブ・オーストラレーシアがロンドンにおいて設立された時まで遡ることができる。バンク・オブ・オーストラレーシアは当初、1835年にオーストラリアのシドニーにおいて、および1838年にはメルボルンにおいて開設された。

1951年、バンク・オブ・オーストラレーシアは、ユニオン・バンク・オブ・オーストラリア（1837年設立）と合併し、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク・リミテッド（ANZ銀行）となった。1970年には、現在の組織であるオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッドを形成するために、ANZ銀行がイングリッシュ・スコティッシュ・アンド・オーストラリアン・バンク・リミテッド（1852年設立）と合併した。ANZは1969年に英国において設立され、同年にオーストラリア証券取引所に上場された。1977年、設立地がオーストラリアに移転された。

3【事業の内容】

（1）概要

オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」）およびその子会社（合わせて「当グループ」）は、オーストラリアでの営業を1835年に、またニュージーランドでの営業を1840年に開始した、オーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZBGLはオーストラリアで設立された株式公開会社であり、1977年7月14日にヴィクトリア州において登録された。ANZBGLの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階に所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZBGLのオーストラリア企業番号はABN 11 005 357 522である。

当グループは、幅広い銀行業および金融商品およびサービスをリテール、小企業、コーポレートおよび法人顧客に提供する。地理的には、オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域の複数の国々、英国、フランス、ドイツおよび米国にかけて営業を行っている。

2018年9月30日現在、ANZBGLの総資産は9,426億ドルであり、非支配持分を除く株主資本は592億ドルであった。当グループは、銀行業グループのうち総資産の面で、2018年9月30日現在オーストラリアで第2位⁽¹⁾、2018年9月30日現在ニュージーランドでは第1位⁽²⁾であった。

ANZBGLの普通株式の主たる上場証券取引所はASXである。ANZBGLの普通株式はまた、ニュージーランド証券取引所（「NZX」）でも値付けされている。2018年9月28日の取引終了時点において、ANZBGLの時価総額はおよそ810億ドルであり、これはASXに上場されている会社で第5位以内であった⁽³⁾。

-
- (1) 出典：オーストラリア・コモンウェルス銀行の2018年6月30日終了事業年度に関する業績発表。ナショナル・オーストラリア銀行の2018年9月30日終了事業年度に関する業績発表。ウェストバック・バンキング・コーポレーションの2018年9月30日終了事業年度に関する業績発表。
- (2) 出典：2018年9月30日に終了した3か月間に関するニュージーランド準備銀行の銀行財務力ダッシュボード (<https://bankdashboard.rbnz.govt.nz/summary>)。
- (3) 出典：IRESS

（２）ビジネス・モデル

当グループのビジネス・モデルは主に、顧客預金およびホールセール債券市場を通じて資金を調達し、当該資金を顧客に貸し出すことからなる。さらに、当グループは、セールス、トレーディングおよびリスク管理業務から収益を得るマーケット事業を営んでいる。当グループはまた、支払および決済ソリューションも提供している。当グループは現在、概ね非継続事業に分類される保険、退職年金および資産運用サービスを通じて、富裕層業務から収益を得ている。

当グループの主な貸付業務は、居住用住宅ローン、クレジットカードおよび当座貸越を扱う個人貸付ならびにコーポレートおよび法人顧客への貸付である。

当グループの収入は多数の収入源によるものであるが、主なものは以下のとおりである。

- ・ 純利息収益—当グループが貸付業務で得た利息収益と顧客預金およびホールセール資金調達に関して支払った利息ならびに大手銀行税との差異を示す。
- ・ 受取手数料（純額）—貸付で得た手数料収入ならびに金融商品およびサービスに関連した貸付以外で得た手数料収入を示す。
- ・ 資産運用収入および保険収入純額—投資、保険および退職年金ソリューションの提供で得た収入を示す。
- ・ 関連会社投資の持分利益—当グループが支配はしていないが重大な影響力を有する事業体に係る当グループの持分利益を示す。
- ・ その他収入—マーケット事業におけるセールス、トレーディングおよびリスク管理業務から生じた収益、外国為替収入純額ならびに経済的損益ならびに収益ヘッジおよび費用ヘッジ損益を含む。

(3) 戦略

当グループの戦略は、変化する世界に対応する人々および社会の一助となるために、より簡素で、より資本を充実させ、よりバランスがとれ、よりサービス本位であることに注力している。

当グループは、当グループの戦略を実行することは、成長と収益、短期的結果と長期的結果、および経済的影響と社会的影響を両立することにより、当グループの株主に一貫して強力な結果をもたらすと考えている。

戦略的優先事項
より簡素で、よりバランスのとれた銀行を作り上げる。 商品および経営の複雑性を取り除き、利回りの低い非中核事業から撤退し、特に法人銀行業の利回りの低い部分への当グループの依存を減らすことで、当グループの営業コストおよびリスクを低減する。
当グループの努力を、当グループが優位に立てる分野に集中する。 オーストラリアおよびニュージーランドにおける住宅の購入および所有、または小企業の開始、運営および成長を容易にする。当グループの地域における物品および資本の移動により、顧客にとって世界で最高の銀行となる。
目標および価値主導の変革を推進する。 急速に変化する環境を意識し乗り切る支援のできるリーダーに投資し、中核目的、倫理および公正性の意識を強化する。
顧客および当グループの人員がデジタル時代で競争できるよう優れた日常の経験を構築する。 顧客および当グループの人員の生活を単純化するためのより便利で、魅力のある銀行ソリューションを構築する。

(4) 当グループの主要な活動

当グループは、オーストラリア部門、法人部門、ニュージーランド部門、富裕層オーストラリア部門、アジアリテールおよび太平洋部門、ならびにTS0およびグループ・センター部門の6つの部門からなる部門構造で事業を営む。本書で開示される財務情報に影響を与える主要な変化は以下のとおりである。

- 「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－A. 当年度の経営成績の要説－(2)非継続事業」に概要を記載した売却取引の結果を受け、富裕層オーストラリア事業が分離されたことによる財務実績ならびに関連した当グループの再分類および連結による影響は、会計報告の観点から、非継続事業として取扱われている。
- ANZの広範囲にわたる簡素化戦略の一環で、2018年事業年度に、以下を含むいくつかの組織構造の変更があった。
 - これまでオーストラリア部門のコーポレートおよび商業銀行事業の一部であった法人事業が、法人部門に編入された。
 - 下記「アジアリテールおよび太平洋」に記載のアジアリテールおよび富裕層事業の売却において残留したフィリピン、日本およびカンボジアにおけるアジアリテールおよび富裕層事業が、法人部門に編入された。
 - 当グループはさらに再編を進め、TS0およびグループ・センターに置かれていたグループ・ハブ部門の特定業務を関連部門に編入した。これらの費用は事前に負担されていたため、以前に報告された部門別利益に変更はない。部門別フルタイム換算従業員数（FTE）は、かかる変更を反映して修正再表示されている。

上記に記載の事項を除き、2018事業年度に重要な組織構造の変更はなかった。当グループの部門に影響を与える多数の事業売却が行われ、これらは「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」に詳述されている。下記に報告される部門は、IFRS第8号「オペレーション・セグメント」に定義されるオペレーション・セグメントおよび事業の最高意思決定者が最高経営責任者であるために提供を受ける内部報告のそれと一致する。

2018年9月30日現在、6つの部門の主要な活動は以下のとおりである。

オーストラリア

オーストラリア部門は、「リテール」ならびに「ビジネスおよびプライベート・バンキング（B&PB）」の事業ユニットからなる。

- ・ 「リテール」は、支店ネットワーク、モーゲージの専門家、コンタクトセンターおよび様々なセルフサービス・チャネル（インターネット・バンキング、テレフォン・バンキング、ATM、ウェブサイトおよびデジタル・バンキング）ならびに外部のブローカーを通じてオーストラリアの消費者顧客に商品およびサービスを提供する。
- ・ 「B&PB」は、オーストラリア地方部の農業関連産業、中・大規模商業顧客、小規模事業主、富裕層個人顧客および同族グループといった顧客セグメントに対し、アセット・ファイナンスを含むあらゆるバンキング商品および金融サービスを提供する。

法人

法人部門は、グローバルな機関および法人顧客に、トランザクション・バンキング、ローンズおよび専門融資ならびにマーケットという3つの商品群にわたってサービスを提供する。

- ・ 「トランザクション・バンキング」は、ドキュメンタリー取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、現金管理ソリューション、預金、支払および決済を含む運転資本および流動性のソリューションを提供する。
- ・ 「ローンズおよび専門融資」は、融資商品、ローン・シンジケーション、専門融資のストラクチャリングおよび実行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよび買収ファイナンスならびにコーポレート・アドバイザーを提供する。
- ・ 「マーケット」は、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、外国為替、金利、クレジット、コモディティおよびデット・キャピタル・マーケットに関連するリスク管理サービスを提供する。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、「リテール」および「商業」の事業ユニットから構成される。

- ・ 「リテール」は、消費者、プライベート・バンキングおよび小規模ビジネス・バンキングの顧客にあらゆる種類のバンキング・サービスおよび資産運用サービスを提供する。当グループは、インターネットおよびアプリケーション・ベースのデジタル・ソリューションならびに支店ネットワーク、モーゲージ専門家、リレーションシップ・マネージャーおよびコンタクトセンターを通じてサービスを提供する。
- ・ 「商業」は、従来からのリレーションシップ・バンキングおよび高度な金融ソリューションを含むあらゆる種類のバンキング・サービスを、未上場中・大企業ならびに農業（アグリ）事業セグメントに特化した専任マネージャーを通じて提供する。

富裕層オーストラリア

富裕層オーストラリア部門は、保険および資産運用事業ユニットから構成され、顧客がより容易に自己の資産を保全および成長させるための保険、投資および退職年金のソリューションを提供する。

- ・ 富裕層オーストラリア部門の非継続事業は、「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－A. 当年度の経営成績の要説－(2)非継続事業」に記載されるI00Fホールディングス・リミテッド（「I00F」）およびチューリッヒ・フィナンシャル・サービスズ・オーストラリア（「チューリッヒ」）との事業売却契約の対象事業からなる。
- ・ 継続事業には、レンダーズ・モーゲージ保険、株式投資、フィナンシャル・プランニングおよび損害保険の販売が含まれる。

アジアリテールおよび太平洋

2018事業年度中のアジアリテールおよび太平洋部門は、アジアリテールおよび富裕層ならびに太平洋事業ユニットから構成され、顧客のバンキング・ニーズに応じたスペシャリストを顧客に紹介した。

- ・ 「アジアリテールおよび富裕層⁽¹⁾」：当グループは、シンガポール、香港、中国、台湾およびインドネシアのリテールおよび富裕層事業をDBSバンク・リミテッド（「DBSバンク」）に売却することを2016年10月31日に、およびベトナムのリテール事業をシンハン・バンク・ベトナムに売却することを2017年4月21日に売却した。

当グループは2017年9月中間期に中国、シンガポール、香港で無事に売却を完了し、また2018年3月中間期にベトナム、台湾およびインドネシアで無事に売却を完了した。

- ・ これらの売却が完了する以前、アジアリテールおよび富裕層事業ユニットは、リレーションシップ・マネージャー、支店、コンタクトセンターおよび多様なセルフサービスのデジタル・チャンネル（インターネットおよびモバイル・バンキング、テレフォン・バンキングならびにATM）を通じて、富裕層および富裕層候補のリテール顧客に総合バンキングおよび資産運用サービスを提供していた。提供された中核商品には、預金、クレジットカード、融資、投資および保険商品が含まれていた。
- ・ これらの売却が完了した後、アジアリテールおよび富裕層ユニットでは重要でない残務が存続している。
- ・ 「太平洋」は太平洋諸島所在のリテール顧客および中小企業、機関顧客および政府に商品およびサービスを提供する。商品およびサービスには、消費者に提供されるリテール商品、専任のマネージャーを通じて企業顧客に提供される従来からのリレーションシップ・バンキングおよび高度な金融ソリューションが含まれる。

(1) アジアリテールおよび富裕層ユニットは、2018事業年度に法人部門に編入されたフィリピン、日本およびカンボジアの残留事業を除く。

テクノロジー、サービス&オペレーションズ（「TS0」）およびグループ・センター

TS0およびグループ・センターは、テクノロジー、グループ・オペレーションズ、共有サービス、不動産、リスク管理、財務管理、戦略、マーケティング、人事およびコーポレート業務を含むオペレーティング部門への支援を提供する。グループ・センターは、グループ・トレジャリー、株主機能およびアジアへの少数持分投資を含む。

（５）最近の進展

RBNZの資本レビュー協議文書に対してANZがコメントを提出

2018年12月14日、ANZは、同日にニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）から公表された「第４次資本レビュー協議文書」と題する協議文書についてコメントを提出した。

この協議文書は、ANZのニュージーランドの資産に関して見込まれるRBNZの自己資本規制の強化に関係する。これらは、当グループの資本測定とAPRAが設定する最低要件とに分けられる。

コメント募集期限は2019年３月29日である。

協議文書は５年の実施期間構想に言及し、また以下について記載している。

- ・ ニュージーランドの銀行の資産に適用されるリスク加重の引上げの見込み
- ・ ニュージーランドのかかるリスク加重に対する保有資本比率の引き上げの見込み

ANZは協議文書に関連して多くの疑問およびコメントを有している。ANZはこれらについて協議期間を通じてRBNZおよびAPRAと折衝していく。

協議文書記に載された変更の見込みおよびANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（「ANZニュージーランド」）の2018年９月30日現在のバランスシートに基づけば、この変更により、ニュージーランドで60億ニュージーランドドルから80億ニュージーランドドル（57億ドルから77億ドル⁽¹⁾）への資本増強が見込まれる。ANZニュージーランドは現在、約120億ニュージーランドドル（113億ドル⁽¹⁾）のTier 1 資本を有している。

当グループへの全体的な影響は多くの要素に依存する。これらには、協議の結果、実施時点におけるANZニュージーランドのバランスシートおよびAPRAが現在進めているその他のレビューの結果が含まれる。

そのため、これが当グループの保有資本レベルにどの程度の影響を及ぼすか判断するのは依然として時期尚早である。

当グループの普通株式等Tier 1 資本比率は2018年 9月30日現在で11.4%であり、APRAが提示する問題なく強固な水準の10.5%に対して約37億ドル上回っている。

詳細は、下記「(6)監督および規制—ニュージーランド—ニュージーランドの規制上の動向—RBNZの資本要件の見直し」と題する項目を参照のこと。

(1) 1.05ドル／ニュージーランドドルの為替レートによる。

富裕層事業の売却に関する更新情報

2018年12月7日、ANZは、オーストラリア健全性規制庁（「APRA」）によるI00Fへの規制上の措置を受け、富裕層事業の売却に関する情報を更新した。

APRAは、会長およびマネージング・ディレクターを含むI00Fの3名の執行役員および2名の取締役が退職年金加入者の最善の利益のために行為しておらず、よって業界の然るべき役職の適格の剥奪を承認するよう連邦裁判所に求めていると報告してきた。APRAはまた、I00Fの免許に対する追加的な制限の適用を検討しているとも述べた。

ANZは2017年10月、OnePathの年金および投資事業をI00Fに売却することに合意している。

APRAの措置の重大性を考慮して、ANZはI00FおよびAPRAの両者から喫緊の情報を求めるとともに、とりうる様々な選択肢について評価していく。

ANZの生命保険事業から年金および投資事業を切り離す作業は継続する。I00Fを関与させずにチューリッヒとの取引を完了させる利用可能なフレームワークも存在する。

オーストラリア健全性規制庁（APRA）の損失吸収力検討文書の公表についてのANZの言及

2018年11月8日、ANZBGLは、APRAによる「秩序ある破綻処理を支えるためのADIの損失吸収力の向上」と題する検討文書の公表について言及した。この文書は、金融制度審議会（「FSI」）の最終報告書の勧告3⁽¹⁾に対する応答であり、ANZBGL等の国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）について、総資本要件をリスク加重資産（「RWA」）の4％から5％の間に向上させることを提案している。当グループの2018年9月30日付のRWAが3,910億ドルであることは、総資本要件における増加分が約160億ドルから200億ドルであり、他の上位の資金調達において相当額の減少があることを示している。APRAは、D-SIBは主にその他Tier 2資本によって要件を充足すると予想している。D-SIBは、新しい要件を2023年までに充足する必要がある⁽²⁾。ANZBGLは、APRAと協議し、回答する予定である。文書中で示された提案に加え、APRAは、決議計画に関する正式な枠組みを開発中であり、それについて2019年にさらなる協議を行うと述べた。

-
- (1) オーストラリア政府に対して「オーストラリアの公認預金受入機関の秩序ある破綻処理を促進し、納税者の支援を最小化するのに十分な、普及しつつある国際的プラクティスに合致する最小の損失吸収力および資本増強力に関するフレームワークの実施」を勧告したFSIの最終報告書の67～75頁。
- (2) D-SIBには、最終的な総資本要件の公表（2019年予定）から4年間の実施期間が与えられる。

上記に記載の事項を除き、2018年9月30日以降、本書日付現在までにその他重要な動向はなかった。

（6）監督および規制

主要な銀行グループとして、当グループは、事業を行う各主要市場において規制当局および証券取引所による広範な規制の対象となっている。本項は、オーストラリア、ニュージーランドおよび米国に焦点を当て、当グループに適用される規制上の状況の概要を示す。

オーストラリア

APRAの健全性および規制の監督の概要

1998年7月1日以降、APRAが、銀行（ANZBGLを含む。）、信用組合、ビルディング・ソサイエティ、保険会社および年金基金を含むオーストラリアの公認預金受入機関（「ADI」）の健全性および規制の監督に責任がある。これ以前は、オーストラリアの銀行業界はオーストラリア準備銀行（「RBA」）による規制を受けていた。RBAは、引き続き金融政策、金融システムの安定性および決済システムの規制に対して全体的な責任を持つ。APRAは1998年オーストラリア健全性規制庁法によりその権限を付与されている。

APRAはADIに、さまざまなAPRA健全性基準内の一定の健全性要件を満たすよう要求する。

APRAは、その監督下にあるADIに、財務状態についての財務上および統計上のデータならびに健全性およびその他事項に関する情報を含む広範囲な情報を記載した報告を定期的に提供するように要求することによりその責任の一部を果たしている。APRAは、自己資本比率、流動性、利益、信用の質および関連する貸付損失の履歴、リスクの集中、資産および負債の満期構成、オペレーショナル・リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスク（「IRRBB」）、関係会社に対するエクスポージャー、外部委託、資産運用、ガバナンス、事業継続性の管理、監査およびその他の関連事項、証券化業務、ならびに国際銀行業務に特別な注意を払っている。APRAはまた、ADIがその財務状態についての情報の提供を怠った場合、一定の調査権限を行使することもできる。APRAが、ADIが債務不履行に陥る可能性があるまたは（その他の状況の中でも）支払い停止に陥ったとみなした場合、APRAは（銀行法上の法定支配人の任命を含め）ADIの事業を管理することができる。APRAはまた、ADIがその債務に関して支払いを行わないよう指示する権限を有する。加えて、APRAは、1999年金融部門法（譲渡および条件緩和）の下で、一部もしくはすべてのADIの資産および負債またはその株式を、APRAが指定する第三者（すべての場合にADIであることは必要とされない。）に強制譲渡させる権限も有する。大まかに言えば、APRAは、大臣が求めた場合、または銀行法、規制もしくは規制上の措置への違反があり、もしくはADIが債務不履行に陥る可能性が高い旨もしくは支払い停止に陥りそうである旨をAPRAに対して通知し、一定の他の基準に適合するとAPRAが認める場合（金融部門全体の利益を考慮すれば譲渡が適切であるとAPRAが認める場合を含む。）などにそのような譲渡をさせることができる。ADIとの契約の相手方は、ADIへの債務の否定のためもしくは当該契約に基づく債務の繰上げのため、または当該契約に関する取引の終了のための根拠として、銀行法上の法定支配人がADIの事業を管理しているまたは指示もしくは強制譲渡命令がなされているという事実のみに依拠することはできない。

その監督の役割を果たすため、APRAは、各ADIから収集した統計データの分析を、選択的な「現場」訪問ならびにADIの上級経営陣および外部監査人との正式な会合により補完する。APRAはまた、ADIの同意を得て各ADIの外部監査人との協議関係を正式なものとした。外部監査人は、ADIの会計記録から得られた情報で、ADIのAPRA報告に含まれているものが、すべての重要な点において、信頼でき、関連するAPRAの健全性および報告基準に従っていることをAPRAに対して追加保証する。外部監査人はまた、APRAが選択した特定のリスク管理分野を対象とした検査を行う。加えて、ADIのリスク管理システムは、エクスポージャーを管理し、リスクを健全な水準に制限するのに十分であり運用効果をもつことを、ADIの最高経営責任者は証言し、その取締役は確認する。

資本管理およびAPRAの規制における自己資本充分性および流動性

当グループの資本管理、自己資本充分性、流動性およびAPRAの規制環境に関する詳細は、「第3 事業の状況 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析-B. 当グループの業績-(15)流動性リスク-非継続事業を含む」から「-(18)レバレッジ比率-非継続事業を含む」を参照のこと。

資本

銀行の自己資本規制の適切な水準を決定する共通の枠組みは、一般に「バーゼル3」として知られる枠組みに基づいてバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）により設定される。

バーゼル合意の第1の柱に基づく最低自己資本比率（「自己資本規制」）を計算するために、当グループは、信用リスク加重資産について先進的内部格付（「AIRB」）手法を使用すること、およびオペレーショナル・リスク加重資産相当について先進的計測手法（「AMA」）を使用することを、APRAより認定されている。

2013年1月1日より、APRAは、オーストラリアにおいてバーゼル3資本改正の大部分を採用した。APRAはバーゼル3資本改正を最低要件とみなし、そのためバーゼル3規則で提案された譲歩のいくつかを組み込まず、他の分野でより高度な要件も定めている。その結果、オーストラリアの銀行のバーゼル3で報告される資本比率は、国際的な同業他社と直接的には比較できない。バーゼル3改正は、CET 1資本からの資本控除の増額、資本比率の上昇（2016年1月1日から完全に実施される規定最低資本バッファを含む。）、新規のその他Tier 1およびTier 2証券についての要件の厳格化ならびに新規制に合致しない既存のその他Tier 1およびTier 2証券の移行措置を含む。その他の変更には、カウンターパーティー信用リスクのための必要資本ならびに大手の規制されていない金融機関に対するエクスポージャーに関する資産価値相関の引上げならびに以下に記載するFSIの結果による変更を含む。

流動性

ANZBGLの流動性および資金調達リスクは、ANZBGLの取締役会リスク委員会により承認された詳細な方針枠組により管理されている。流動性および資金調達ポジションならびにリスクの管理は、グループ資産負債委員会（「GALCO」）によって監督されている。ANZBGLの流動性リスク選好は、ANZBGLの取締役会リスク委員会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力で定義される。この指標は、異なる持続期間および深刻性水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みは、以下に役立つ。

- ・ より短期だがより極端な市場の混乱およびストレスに対して保護を提供する。
- ・ 適切な額の長期資産の調達をより長期の資金調達にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持する。
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保する。

この枠組みの主要な要素は、2015年1月1日からオーストラリアで実施されている流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCRは、APRAを含む銀行業規制当局により義務付けられた深刻な短期の流動性ストレス・シナリオであり、流動性リスクの計測、基準およびモニタリングのためのバーゼル3国際的枠組みの一部として導入された。LCR要件への適合の一環として、当グループはRBAに流動性供給枠（「CLF」）を有している。CLFは、オーストラリアの市場における高品質な流動資産（「HQLA」）不足の解決策として設けられており、RBA適格の流動資産の代替形式を提供する。適格ADIが利用可能なCLFの総額はAPRAによって毎年設定される。2018年1月1日から、ANZのCLFは469億ドルである（2017暦年末：438億ドル）。

さらに、当グループは、2016年12月に安定調達比率（「NSFR」）の最終の基準が公表された後、2018年1月1日より、APRAのNSFR要件を満たしている。当グループは、将来の流動性要件を管理する一環として、内部報告においてNSFRを監視しており、当グループの現在のNSFRは、要件である最低100%に対して有利な立場にあると考える。2018年9月30日において、当グループのレベル2のNSFRは115%であった。

ANZBGLは、APRA健全性基準APS210が要求する流動性および資金調達リスクに関する健全性義務、ならびにANZBGLのオフショア業務に係る海外規制機関の健全性要件を厳守することを目指す。

その他のオーストラリアの規制

APRAならびにその健全性および規制の監督に加えて、ANZBGLおよびそのオーストラリアの子会社はいくつかの点においてオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）、オーストラリア競争・消費者委員会（「ACCC」）、オーストラリア取引報告・分析センター（「AUSTRAC」）および多くの証券取引所を含むその他の監督機関による監督および規制を受けている。

ASICはオーストラリアにおける会社、市場、金融サービスおよび消費者信用の監督機関である。ASICは、投資、退職年金、保険、預金受託および与信業務の取り扱いおよびアドバイスを行うオーストラリアの会社、金融市場、金融サービス機関および専門家に対する規制を行っている。ASICは、消費者信用の監督機関として、消費者信用業務に従事する人々および企業（銀行、信用組合、金融会社ならびにモーゲージ・ブローカーおよび金融ブローカーを含む。）に対してライセンスを付与し、規制を行っている。ASICは、ライセンスが、オーストラリアの2009年国家消費者信用プロテクション法が定める消費者に対する責任に関する基準等に適合することを確保する。ASICは、市場の監督機関として、公認の金融市場が公平で秩序および透明性のある市場を運営する法的義務をいかに効果的に遵守しているかについて調査している。2010年8月1日より、ASICは、オーストラリア国内の認可されたエクイティ市場、デリバティブ市場および先物市場における取引を監督する責任も有している。ASICは、金融サービスの監督機関として、金融サービス企業に対し、それらが効果的で誠実かつ公平な運営を行うことを確保するために、ライセンスを付与し、監視を行っている。それらの企業は、概して、退職年金、管理されたファンド、株式および社債、デリバティブならびに保険を取り扱っている。ANZBGLはASICの規制を受けている市場に商品を提供し、また参加している。

ACCCは、消費者、企業および社会に便益をもたらすべく、オーストラリアの市場における競争および公正取引を促進する独立した連邦法定機関である。同機関はまた、国のインフラ・サービスに対する規制を行っている。その主要な任務は、個人および当グループを含む企業が、オーストラリアの競争、公正取引および消費者保護法を遵守することを確実にすることである。

当グループはまた、2006年マネーロンダリング防止およびオーストラリア対テロ資金法（「AML法」）を含むオーストラリア法に基づき、一定のマネーロンダリング防止およびテロ資金防止の法規制を遵守する義務を負っている。AML法は、AUSTRACにより運用されている。

オーストラリアの規制上の動向

王立委員会

銀行・退職年金・金融サービス業界における不正行為調査のための王立委員会（「王立委員会」）は、2017年12月14日に設置された。王立委員会は、2019年2月1日までに最終報告書を提出するよう求められている（2018年9月28日に中間報告書が公表されている。）。

王立委員会に係る権限委任条項は、王立委員会に対し、とりわけ金融サービス事業者（当グループを含む。）による不正行為ならびに業界の基準および期待水準を下回る行為について調査を行う義務および権限を設定している。王立委員会は、公衆から意見を募集するとともに7回の公聴会を実施した。当グループは、王立委員会に対し、意見、書面および供述書を提出している。

王立委員会は、2018年9月28日に、最初の4回の公聴会で生じた問題および質問を記載した中間報告書を提出した。王立委員会は、2019年2月1日までに最終報告書を提出するよう求められている。王立委員会の勧告は、法規制の変更をもたらす可能性がある。

王立委員会の勧告により、規制当局が当グループを含むさまざまな金融サービス事業者に対する調査を開始する可能性があり、その調査の結果、その後に行政処分または制裁措置が実施されうる。また、当グループに係る規制当局が、既存の方針および慣行を変更することがありうる。

王立委員会は、コストの増加につながる可能性があるとともに、さらなるエクスポージャーをもたらすこともありうる。これには、さらなる規制活動に伴うエクスポージャー、またはクラス・アクション、個別請求、顧客救済もしくは補償行為等の潜在顧客エクスポージャーが含まれる。王立委員会への対応に関する2018年9月30日終了年度の外部弁護士費用は5,500万ドル（税引前）である。これらのエクスポージャーの結果および関連する費用の総額は不明である。

フレームワークおよび実務の自己評価

2018年5月1日、APRAは、すべての規制を受ける金融機関はガバナンス、文化および説明責任に関するフレームワークおよび実務の自己評価を実施することにより恩恵を受ける旨、ならびにANZのような大手金融機関についてもその取締役会により見直され承認された調査書を求めていく旨を述べた。APRAがこのように述べたのは、他の主要なADIに関する健全性調査についての最終報告書で特定された論点に鑑みたものである。この健全性調査は、他の主要なADIグループのガバナンス、文化および説明責任に関するフレームワークおよび実務を調査するために創設された。

銀行役員説明責任体制（「BEAR」）

2018年2月20日、2018年財政法改正法（銀行役員説明責任および関連施策）が発効し、新しい「銀行役員説明責任体制」（「BEAR」）が創設された。BEARの下でのANZBGLの義務は、2018年7月1日に開始した。

BEARは、ADIグループにおける最も上級かつ影響力のある取締役および役員に関する責任および説明責任のフレームワークの強化を目指している。BEARの下で、

- ・ ANZBGLは、上級役員または取締役の任命に際して、任命される個人を事前にAPRAに登録および維持し、その者のADIグループにおける役割および責任を示した図をAPRAに提出し、各上級役員または取締役について個人の役割および責任を詳述した説明責任声明をAPRAに対して行わなければならない、
- ・ ANZBGLならびにその上級役員および取締役が説明義務を果たさない場合には、APRAは裁判所の命令なしに個人の上級役員または取締役としての資格を奪う権限を与えられ（ただし、銀行法第4編に従った行政審理の対象となる。）、
- ・ ANZBGLは、取締役および上級役員について、報酬の一部繰延べを含むBEARの要件に適合した報酬決定方針を定めなければならない、
- ・ ANZBGLは、BEARの義務を遵守しない場合には、相当な金額の罰金を支払う義務を負う。

危機管理

2018年3月5日、2018年金融部門法改正法（危機解決権限および関連施策）（「危機管理法」）が発効した。危機管理法は、銀行法（法律の中でもとりわけオーストラリアの金融機関に適用される。）を改正し、APRAの権限を強化する。具体的に危機管理法は、規制対象法人（およびその子会社）の経営難の際に秩序ある破綻処理を促進するAPRAの権限を強化する。当グループに影響を与える可能性がある追加的権限には、過年度はAPRAの規制対象となっていなかったANZBGLおよびその他の当グループの法人との関係での監視、管理および監督権限の強化、当グループ内の規制対象法人に対する法定管理権限の増加、ならびに規制された資本商品の転換または償却を法的に認めることを意図した変更（「法定転換および償却条項」）が含まれる。

法定転換および償却条項は、特定の金融セクターの事業体（ADIを含み、ANZBGLもその1つである。）が発行した規制された資本商品に関して適用され、APRAの健全性基準に適合するための転換または償却条項を含む。ある商品に法定転換および償却条項が適用された場合、当該商品はその条件に従って転換されうる。したがって、これは、いかなる法令（特定の法律の他、現在は人がオーストラリアの企業または金融セクターの事業体の持分利益を取得する能力に関する法律）、発行者の定款、発行者が当事者となっている契約、および上場規則にかかわらず、商品に適用のある業務規則またはクリアリングおよび決済規則である。さらに、銀行法は、法定転換および償却条項の運用に関する理由での特定の措置の停止を含む。

金融制度審議会 (FSI)

オーストラリア政府はオーストラリアの金融制度に関する総合的調査を2014年に完了した。これには、当グループが維持しなければならない規制上の資本水準に影響を与える可能性のある多数の主要な提言が含まれる。FSIを支えるためのAPRAによる最近の施策には、以下が含まれる。

- ・ 2017年7月、APRAは、当初は2014年12月にFSIの最終報告書に記載された、オーストラリアの銀行セクターが「問題なく強固」とみなされるために要求される追加資本に関する調査をまとめた情報文書を公表した。APRAは、オーストラリアの4大銀行（当グループを含む。）の場合、この追加資本は、現行の自己資本比率のフレームワークの下では、ベンチマークとなるCET 1 資本比率が最低でも10.5%であることと同義であると述べた。APRAはまた、ADIは、遅くとも2020年1月1日までにこの資本ベンチマークを達成しなければならないと述べた。
- ・ 2018年2月、APRAは、2つの検討文書を公表し、以下についてAPRAの協議を開始した。
 - 「問題なく強固」な自己資本比率を生み出すための資本フレームワークの変更。検討文書では、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに関するリスクベースの資本アプローチについてのAPRAの提案が要約されており、これは2017年12月にBCBSがこれらの要件を最終化したことを受けたものである。これらの提案の最終形態は2020年後半にならなければ確定しないが、当グループは、現行の要件に対するいかなる変更の実施も、一定の資産クラスおよびその他のリスク（市場リスクおよびオペレーショナル・リスク等）のリスク・ウェイトの枠組みに対するさらなる変更につながると予想している。APRAは、リスク・ウェイトに対する変更がADIにさらなる増資を余儀なくさせるとは予想していないが、このことは最終的な要件次第でADIにより異なりうると発表した。当グループの現在の資本ポジションは、APRAの問題なく強固なCET 1 ベンチマークである10.5%を超えており、したがって当グループは、資本フレームワークに対する最終的な変更の結果として生じる将来の変化にも適応できる強固なポジションにあると考える。
 - リスクベースの資本フレームワークの提案に対する補完としての最低レバレッジ比率要件の設定および適用。APRAは、とりわけ、4%の最低レバレッジ比率要件を提案している（これに対してパーゼルは最低3%）。当グループの2018年9月30日付のレバレッジ比率のポジションに基づけば、当グループは、その現行の形態において、提案されている変更に適応できる有利な立場にあると考える。
- ・ 2018年8月、APRAは、ADIの資本フレームワークの透明性、国際的な比較可能性および柔軟性を向上させるための資本フレームワークの全体的な設計に対する調整に関する検討文書を公表した。この提案の焦点は、ADIの資本力水準を認識しつつ比較を容易にする資本比率の表示および金融ストレス時における監督の柔軟性を高める方法にある。
- ・ 2018年11月、APRAは「秩序ある破綻処理を支えるためのADIの損失吸収力の向上」と題する検討文書を公表した。この文書は、FSIの最終報告書の勧告3に対する応答であり、ANZBGL等のD-SIBについて、総資本要件をRWAの4%から5%の間に向上させることを提案している。当グループの2018年9月30日付のRWAが3,910億ドルであることは、総資本要件における増加分が約160億ドルから200億ドルであり、他の上位の資金調達において相当額の減少があることを示している。APRAは、D-SIBが主に追加的Tier 2 資本によって要件を充足すると予想している。D-SIBは、新しい要件を2023年までに充足する必要がある(2)。ANZBGLは、APRAと協議のうえ回答する予定である。文書中で示された提案に加えて、APRAは、決議計画に関する正式な枠組みを開発中であり、それについて2019年にさらなる協議を行うと述べた。

現在APRAとの協議に付されている複数の項目を前提とすれば、FSIによる最終的な結果は、APRAの健全性基準へのさらなる変更または当グループに対するその他の影響を含め、依然として不確実な状態である。

レベル3 コングロマリット（「レベル3」）枠組み

APRAは、その健全性監督の枠組みを、レベル3 枠組みを通じてコングロマリット・グループに拡張しており、これは、ANZのようなパンカシュアランス・グループを、最低自己資本要件およびリスク・エクスポージャー水準の追加監視を伴う単一の経済主体として規制する。

2016年8月、APRAは、FSIの提言ならびに進行中の国際的な施策から生じる最終的な資本要件を待つため、コングロマリット・グループへの資本要件を早くとも2019年まで延期することを確認した。

グループ・ガバナンス、リスク・エクスポージャー、グループ内取引ならびにその他リスク管理およびコンプライアンス要件に関するレベル3枠組みの資本以外の構成要素は、2017年7月1日付で有効となった。これらの要件により当グループの資本ポジションに重大な影響は生じていない。ANZBGLがANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（「ANZニュージーランド」）に支援を提供する能力へのレベル3枠組みによる影響に関する詳細は、下記「ANZBGLがニュージーランド業務に財務支援を提供する能力の制限」を参照のこと。

ANZBGLが財務支援を提供する能力の制限

APRAの健全性基準による効果

当グループは、APRAによる広範囲にわたる健全性規制に服している。

APRAが課す現在または将来の要件は、当グループの事業、業績、流動性、資本の源泉または財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。APRAの健全性基準、すなわちAPS第222号「関連当事者の関与」は、オーストラリアのADI（ANZBGLを含む。）に対し、関連会社の関与に起因するリスクの監視、管理および統制に関する最低要件を設定し、また、グループ内のエクスポージャーに係る健全性上の上限を含んでいる。

APS第222号の下で、ANZBGLが関連会社に財務支援を提供する能力は一定の制限に服する。

- (a) ANZBGLは、関連会社の事業の支援を主要な目的とするいかなる第三者取引も行ってはならず、
- (b) ANZBGLは、関連会社に対して、特定の時間および金額に関して限定されない無制限のエクスポージャーを持ってはならず（例えば、関連会社のいかなる義務をもカバーする一般的保証を提供してはならず）、
- (c) ANZBGLは、関連会社の債務不履行（財務的な債務であるか否かを問わない。）がANZBGLの債務不履行を引き起こすとみなされる内容のクロス・デフォルト条項を締結してはならず、
- (d) ANZBGLのレベル1総資本基盤のエクスポージャーの水準は、以下を超えてはならない。
 - (i) ANZニュージーランドなどの関連ADIもしくは同等の事業体に対し、個々のエクスポージャーベースで50%、またはすべての関連ADIもしくは同等の事業体に対するエクスポージャー合計で150%
 - (ii) その他の関連会社に対し、
 - i 規制対象の関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで25%、または
 - ii その他の（規制対象ではない）関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで15%、および
 - iii すべての非ADIまたは同等の関連会社に対するエクスポージャー合計で35%

2018年7月、APRAは、APS第222号に対する修正提案について協議文書および健全性基準の草案を公表した。これには、2017年12月に最終化され公表されたAPRAの大口エクスポージャーのフレームワークに対する修正も含まれる。APRAによる提案は、以下に対する修正を含む。

- ・ 関連会社の定義。
- ・ 測定の要件を修正後の大口エクスポージャーのフレームワークに含まれる要件とさらに合致させた関連会社へのエクスポージャーの測定。
- ・ 関連会社へのエクスポージャーに係る健全性上の上限。APRAは、レベル1のTier1資本に対する上限の算出に用いられる資本基盤（修正後の大口エクスポージャーのフレームワークに用いられる資本基盤）を調整すること、ならびに関連ADIまたは同等の事業体に対するエクスポージャーの個々および合計の上限を削減することを提案している。
- ・ ADIの拡張認可事業体（「ELE」）において連結され、およびレベル1資本の計算に含まれる子会社の基準を変更することによるELEのフレームワーク。

APRAは現在、ANZBGLおよび業界から受領している意見も考慮することも含め、修正提案について協議している。以上の協議による当グループ（ANZニュージーランドを含む。）への影響は、APRAが検討を終えるまで不明である。APRAは、修正後のAPS第222号のフレームワークを2020年1月1日までに実施する予定である。

さらに、APRAは、2021年1月1日までに、ANZBGLの通常時におけるニュージーランド業務（ANZニュージーランドなどのニュージーランドにおいて設立されたその子会社およびそのニュージーランド支店を含む。）への非株式等エクスポージャーを、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤に対する比率で5%以下に収めることができることを確認した。この上限は、資本商品の保有または金融ストレス時にANZニュージーランドに対して提供される適格担保付きの偶発的な資金調達の支援を含まない。

APRAはまた、金融ストレス時におけるANZBGLによるANZニュージーランドへの偶発的な資金調達の支援は、APRAが承認可能な条件に基づいて提供されなければならないことを確認した。現在、カバード・ボンドのみがAPRAの偶発的な資金調達の基準に該当している。APRAはまた、ANZBGLのニュージーランド業務へのエクスポージャー合計は、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤の50%を超えてはならないことを確認した。

レベル3枠組みによる効果

加えて、特にグループ・ガバナンスおよびリスク・エクスポージャーに関連するAPRAのレベル3枠組みの一定の要件が、2017年7月1日に発効した（上記「レベル3コングロマリット（「レベル3」）枠組み」を参照のこと。）。これらの要件の一つとして、当グループは、子会社（ANZニュージーランドを含む。）に対する財務上および業務上のエクスポージャーを制限しなければならない。

子会社に対するエクスポージャーの許容水準を定めるに当たり、ANZBGLの取締役会は以下を考慮する。

- (a) 信用度が概ね同等である第三者について承認されるであろうエクスポージャー
- (b) ANZBGLの資本および流動性ポジションに対する影響、および
- (c) 子会社が破綻した場合にも営業を継続できるANZBGLの能力

これらの要件は、ANZBGLがANZニュージーランドに対して財務上または業務上の支援を提供する能力にさらなる制限を課すとは予想されていない。

住宅モーゲージ貸付実務

近年において、APRAは、住宅モーゲージ貸付実務を厳しく監視し、また銀行業界全体での住宅モーゲージ貸付基準の強化を狙いとした数々の手段を採用してきた。一例として、

- ・ 2014年12月9日、APRAは、ADIの健全な住宅モーゲージ貸付実務を強化するために採用する可能性のある追加手順の概要を示し、より高リスクのモーゲージ貸付、不動産投資家向け貸付の増加率（特に増加率が年間ベンチマークである10%を大きく上回るか）および新規借入者へのローン返済能力テストを含む一定の関心分野について、特に注意を払うことを表明した。
- ・ 2017年3月31日、APRAは、ADIはとりわけ以下を期待される旨を概説した。
 - 新規のインタレスト・オンリー型（一定期間は利子のみ返済）貸付の金額を、新規の住宅モーゲージ貸付の合計額の30%に制限すること（「インタレスト・オンリー型に係る30%のベンチマーク」）。ADIはまた、この制限の範囲内で、ローン資産価値比率（「LVR」）が80%以上のインタレスト・オンリー型貸付の総額について厳格な内部制限を設定し、LVRが90%を超えるすべてのインタレスト・オンリー型貸付案件について確実に厳格な審査を行い正当化理由を確認することが期待される。
 - 不動産投資家向け貸付の年間増加率が先述の10%のベンチマーク（「投資家向け貸付増加率に係る10%のベンチマーク」）未満である状態を容易に維持できるような方法で管理すること。

上記の期待に応じてポートフォリオ・リスクを管理するために、当グループは数々の手段を講じてきた。これには、貸付基準の調整、および持ち家居住者と投資家向け貸付との間での異なる価格設定の実施が含まれる。これらのカテゴリーの範囲内で、異なる価格設定は、インタレスト・オンリー型の返済を行う顧客と元利返済を行う顧客との間にも適用される。

2018年4月26日、APRAは、2018年7月1日から、ADIの取締役会がAPRAに対して一定の確認書（当該ADIが少なくとも過去6か月間において投資家向け貸付増加率に係る10%のベンチマーク未満で営業を行っている旨を含む。）、ならびにADIの貸付方針および貸付実務に関する一定の保証書を提出すれば、当該ADIに投資家向け貸付増加率に係る10%のベンチマークが適用されない旨を概説した。

2018年12月19日、APRAは、ADIの貸付方針および貸付実務に関するかかる所要の確認書および保証書を提出したADIについて、インタレスト・オンリー型に係る30%のベンチマークを2019年1月1日以降適用しない旨を概説した。それ以外のADIについて、かかるベンチマークは、投資家向け貸付増加率に係る10%のベンチマークの撤廃と同時期に撤廃されることになる。APRAはまた、インタレスト・オンリー型貸付に係る健全な内部リスク規制を維持することをADIに期待するとともに、2019年度中にADIのインタレスト・オンリー型に関するリスク統制調査を実施する予定である。

APRAはまた、住宅市場の状況をより広く監視し続ける旨、およびベンチマークの廃止にもかかわらず業界全体レベルで投資家向け貸付の成長率急騰が再来またはインタレスト・オンリー型貸付が再加速すればシステミックな懸念が生まれ、そうした環境は業界全体に向けて措置を講じる必要性をAPRAに検討させることになりうる旨を示唆した。

住宅モーゲージ・ローンの分類の変更

ANZBGLの住宅モーゲージ・ローンの現行の分類は一般に、規制当局および市場に報告している通り、顧客から提供される情報または顧客が事後的にローンの変更を申請する際に提供される情報に基づき、ローンの組成の過程（すなわち、ローンの申請、審査および貸付実行）で決定されている。

住宅用モーゲージ・ローンの分類は、以下を理由に変更される可能性がある。

- ・ 組成段階での誤分類：組成段階で顧客が自己の身上についてANZBGLに誤った情報を通知する範囲で、ローンは誤って分類されるリスクがあり、かかるローンは再分類される可能性がある。
- ・ 顧客の状況の変化：与えられた分類の継続的な妥当性は、顧客が自己の状況の変化についてANZBGLに情報を通知する義務、および顧客から提供される情報を独自に検証するANZBGLの能力に依存する。顧客が自己の状況の変化を通知する範囲で、またはANZBGLがその検証プロセスに基づきその旨を決定する場合において、ローンは再分類される可能性がある。
- ・ 規制その他の変更：ローンの分類基準およびその解釈は、1または複数の報告上の目的により将来的に変更される可能性があり、このことは一定のローンの分類に影響を及ぼす可能性がある。例えば、APRAおよびRBAは、報告実務指針RPG第701.0号「経済・財務統計（EFS）の収集のためのABS/RBA報告概念」に記載されるガイドラインを反映するためのローンの分類を含め、データ報告の変更の実施を計画していることを公表している。

ローンの誤分類または再分類は、持ち家居住者向けの不動産担保ローンが事後的に本書日付現在金利の高い投資用不動産ローンに再分類されるなどの場合において、顧客の支払義務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。顧客が再分類後のローンの支払義務を履行する能力を欠けば、かかるローンにつき債務不履行を生じるリスクが増す可能性があり、このことは当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

その他

当グループにもたらされるリスクも含む規制上の動向に関する詳細は、下記「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2) 主なリスクおよび不確実性－4. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

オーストラリア刑法典第102.6条および102.7条

オーストラリア刑法典第102.6条および第102.7条（1995年オーストラリア刑法典に含まれる）に基づき、ある者が意図してテロリスト組織から資金を受け取り、テロリスト組織に資金を提供し、テロリスト組織のためにもしくはテロリスト組織を代理して資金を調達し、またはテロリスト組織に支援や資源を提供する場合、当該者が当該組織がテロリスト組織であると知っているかまたはテロリスト組織であるかについて無頓着であった状況では、それは犯罪となる。1995年オーストラリア刑法典に基づいた規則において、一定の組織がテロリスト組織と規定されている。

2011年オーストラリア独自制裁法および2011年オーストラリア独自制裁規則に基づき、特定の国々と関連した一定の具体的に認定された人物、事業体および船舶に対して制裁が与えられ、その名前の人物もしくは事業体が関わる一定の取引は、外務大臣からの特別な許可を得た場合のみ行うことができる。これらの制裁に違反することは犯罪となる。

ニュージーランド

RBNZの監督の役割

1989年ニュージーランド準備銀行法（「準備銀行法」）は、ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）が以下の目的で、銀行の登録および登録銀行の健全性監督の権限を行使することを求めている。

- ・ 健全で効率的な金融システムの維持を推進する。
- ・ 登録銀行の破綻から生じる可能性のある金融システムへの重大な損害を防止する。

銀行登録に係るRBNZの方針は、適切な地位および評判を持つ金融機関のみが登録銀行となることができることを確実にすることを目的としている。この要件を条件として、RBNZは、銀行業界内の競争を促進するために、新規登録銀行参入への障壁を最小限に保つ意向があると述べている。

RBNZの監督機能は、金融システム全体の安定性および効率性を促進することを目的としており、個々の銀行の破綻防止や債権者の保護を目的としたものではない。RBNZは、市場に本来存在する規律を活用し強化することで、これを達成することを目指す。

RBNZは、財務業績およびリスク状況に係る情報を定期的に銀行が開示する要件ならびに取締役が一定の主要な事項を定期的に保証する要件を非常に重視している。これらの方策は、市場規律を強化し、銀行の健全性管理責任が、RBNZがその責任を行使するのに最もふさわしいと考える者、すなわち取締役および経営陣にあることを確実にすることを意図している。

RBNZの監督的役割の主要な要素は以下を含む。

- ・ すべての銀行が一定の健全性最低要件を遵守することを求め、これは登録条件を通じて適用される。これらは、関連エクスポージャーに対する制約、最低自己資本比率要件および流動性リスク管理最低基準を含み、以下にさらに詳細に記載される。
- ・ 各登録銀行の財務状況および登録条件遵守を、主に公表される中間期開示書類およびRBNZに対して非公開で提出される月次報告書に基づいて監視する。この監視は、RBNZが各銀行および銀行業界全体の財務状況に引き続き精通し、必要となった場合危機管理の権限を行使する準備状態を維持することを確実にするよう意図されている。
- ・ 登録銀行の上級経営陣と協議する。
- ・ 準備銀行法に基づいて利用可能な危機管理の権限を用いて、銀行の経営難または破綻の状況が金融システムの健全性を脅かしている場合介入する。
- ・ 銀行が健全に業務を行っているかを査定する。
- ・ 銀行のマネーロンダリング防止および対テロ資金要件の遵守の監視に係る指針を発行する。
- ・ 銀行の外部委託取決めに、外部委託に関連する登録銀行のリスク管理が適切に管理されているかを決定するために監視する。

- ・ 銀行の内部自己資本充分性プロセスおよび流動性方針に係る指針を発表する。
- ・ コーポレート・ガバナンスに係る指針を発表する。
- ・ 銀行特定の問題、政策問題ならびにニュージーランドおよび親銀行が所在する国々での金融システムの状況に関連する一般事項に関して親銀行の監督機関（オーストラリアのAPRA等）との密接な業務関係を維持する。

ニュージーランドの登録銀行は、半期ごとに、包括的な詳細ならびに、通年については完全な財務書類、半期については未監査の中間財務書類を含む開示書類を発行することを求められる。財務書類は、各事業年度末には完全な外部監査の対象となり、各中間期末には限定された範囲のレビュー対象となる。各銀行取締役は、銀行の開示書類に署名し、一定の保証を行わなければならない。銀行およびその取締役は、銀行の開示書類が虚偽または誤解を招くとみなされる情報を含んでいた場合、刑事上および民事上の罰則を課せられる可能性がある。

2018年5月29日から、RBNZは、ニュージーランドで設立された銀行の主要な情報の四半期ごとの「ダッシュボード」のRBNZのウェブサイトでの公表を開始した。ニュージーランドの登録銀行が開示書類を発行する要件のうち、事業年度の「オフ四半期」（第1・第3四半期）分については、2018年3月31日に終了した四半期から、四半期ごとのダッシュボードにより代替された。情報は、それらの銀行がRBNZに非公開で行う報告に基づく。RBNZのウェブサイトにおいてRBNZの四半期ごとのダッシュボードで公表されたANZニュージーランドに関する情報は、本書の参照情報ではなく本書の一部を構成せず、場合によっては、それらの情報は、ANZニュージーランドの財務書類で表示される情報と整合する基準では作成されていない。

ニュージーランドの登録銀行は、ニュージーランドの状況を反映して修正されたパーゼル3自己資本比率要件を遵守することを求められる。RBNZはまた、ANZニュージーランドを含むニュージーランドで設立された銀行の大半に、最低比率を2.5%上回る保全バッファを維持することを求め、そうしなければ販売への制限を受ける。RBNZはまた、0から2.5%までの間の指針範囲で普通株式のカウンターシクリカルなバッファを適用する裁量を有しているが、正式な上限はない。また、パーゼル3を取り入れたカウンタートパーティー信用リスク要件および追加の開示要件も存在する。

ニュージーランドで設立された銀行（ANZニュージーランドを含む）は、RBNZの流動性方針（「BS13」）を遵守することが求められる。BS13は、登録銀行に最低コア資金調達比率75%を満たすことを求め、銀行の資金調達のうち少なくとも最低限の割合が顧客預金、期限付ホールセール資金調達およびTier1資本によって満たされることを確保している。パーゼル3は、RBNZがBS13の意図と非常に類似していると考える流動性方針を提案している。しかし、RBNZは、新規流動性基準の一定の側面は、ニュージーランドで採用するのにふさわしくないと考えている。RBNZは、前年度においては、BCBSの新規流動性要件に照らして、流動性方針を見直すことを表明していた。

RBNZは現在また、全登録銀行に、承認された機関からの信用格付けを取得および維持し、かかる格付けを開示書類で公表することも求めている。さらに、RBNZは、その監督機能に関連して、さらなる情報、データおよび見通しを取得し、ならびにかかる情報、データおよび見通しを監査させる広範な権限を有している。

RBNZはまた、いくつかの危機管理権限も有している。これらの権限には、銀行登録の取り消し勧告、登録銀行の業務の調査、登録銀行のRBNZとの協議の要求、登録銀行への命令、登録銀行の取締役の解任、交替もしくは指名、または登録銀行を法定管理下に置く勧告が含まれる。

登録銀行が法定管理対象になると宣言された場合、いかなる者も特に以下のことを行ってはならない。

- ・ 銀行に対する反訴による手続きを含む、訴訟またはその他手続きを開始するまたは継続する。
- ・ 執行命令を出す、債務を差し押さえる、または当該銀行に関して得られた判決および命令を執行するもしくは執行することを求める。
- ・ 当該銀行を清算する手段を講じる
- ・ 当該銀行に対して相殺する権利を行使する。

RBNZの監督権限の一環として、ある者が登録銀行への「重要な影響力」を獲得するまたは増大する結果となる取引を生じさせる前に、当該者はRBNZの書面による同意を取得する必要がある。「重要な影響力」とは、登録銀行の取締役会の25%以上を指名する能力またはその議決権株式の10%以上の適格持分（例えば、法的または受益所有権）を意味する。

登録銀行への重要な影響力を取得する同意の申請を評価する際に、RBNZは、登録銀行としての登録申請を評価する際に関連するのと同じ事項を考慮に入れると述べている。同意を与える際、RBNZは、ふさわしいとみなす条件を課す可能性がある。

ニュージーランドの規制上の動向

RBNZの健全性信用管理

RBNZは、ローン資産価値比率（「LVR」）が高い住宅貸付に制限を課している。ニュージーランドの銀行は、新規非不動産投資である住宅モーゲージ貸付のうちLVRが80%超となるものを銀行の非不動産投資である新規住宅モーゲージ貸付のドル価値の15%以下（2019年1月1日より20%以下に引き上げ）に抑えなければならない。ニュージーランドの銀行はまた、不動産投資である住宅モーゲージ貸付のうちLVRが65%超（2019年1月1日より70%超に引き上げ）となるものを銀行の新規不動産投資住宅モーゲージ貸付のドル価値の5%以下に抑えなければならない。また、RBNZは、住宅用不動産への投資家に対するローンについて特定の資産クラスを設定している。ニュージーランドの銀行は、住宅用不動産への投資家に対するローンについて多くの資本を有することを求められている。

RBNZの資本要件の見直し

2017年5月、RBNZは、ニュージーランドの現地登録法人銀行に適用される自己資本比率の枠組みに関する総合的な見直しの概要を示した論点概要書を公表した。見直しの目的は、現在の枠組みの運用実態および銀行の資本要件の国際的進展を考慮に入れて、ニュージーランドの銀行について資本要件を設定するための最適な枠組みを同定することにある。見直しは、現在の枠組みにおける以下の3つの主要構成要素に焦点を当てている。

- ・ 適格な資本商品の定義
- ・ リスクの測定
- ・ 最低自己資本比率およびバッファ

2017年7月、RBNZは、どの種類の金融商品が適格な規制上の自己資本に該当するかについて協議文書を公表した。2017年12月、RBNZは当該文書への意見に対するRBNZの回答を公表した。この回答には、以下を行う旨の基本的決定が含まれる。

- ・ 適格な規制上の自己資本の定義から偶発債務および条件付優先株式を除外する。
- ・ 非償還非条件付永久優先株式をその他Tier 1 資本として承認する。
- ・ 償還可能非条件付優先株式および長期劣後債務をTier 2 資本として承認する。
- ・ 相互団体が発行できるTier 1 商品を制度に含められるオプションを保持する。

RBNZは、適格な規制上の自己資本の定義に関するさらなる基本的決定もいずれ発表される旨報告した。これらの決定を発効させることを目的とする作業プログラムが、公衆から意見を聴取するために公表される。

RBNZはまた、信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび市場リスクに関するRWAの計算についての協議文書を公表した。この文書に関する意見は2018年3月に締め切られた。2018年7月6日、RBNZは、この文書に関する意見に対し、基本方針の決定を含む以下の回答を公表した。

- ・ 許諾適格銀行（ANZニュージーランドを含む）が、引き続き、信用リスクに関するRWAを見積もるための内部モデル（「IRB」アプローチ）を利用することを認めること。ただし、モデル作成上の制約は高められる。
- ・ IRBアプローチは、ソブリン、銀行およびいくつかの大企業などの外部格付による信用エクスポージャーに利用してはならないこと。
- ・ IRBモデルについて、RWAの最低水準が定められること。
- ・ すべての銀行は、バーゼルの標準測定アプローチを利用する同一の方法で、オペレーショナル・リスクから生じるRWAを計算することを要求される。
- ・ IRB銀行は、内部モデルと標準アプローチの両方を利用して、RWA（およびその結果求められる信用比率）を報告することを要求される。

2018年9月、RBNZは、RWA計算の枠組みに関する基本方針の決定による影響を測定するために、定量的影響度調査（「QIS」）を実施した。RWA計算に内部モデルを利用しているニュージーランドの4大銀行（ANZニュージーランドを含む。）も、QISの対象となった。

2018年12月14日、RBNZは、さらなる協議文書を公表し、ニュージーランド現地で設立された銀行により保有することが要される規制上の自己資本の最低水準の大幅な引き上げの提案についての公衆の意見を募っている。RBNZの提案の要約は以下のとおりである。

- ・ IRBアプローチの再キャリブレーションおよび標準アプローチによる得られる結果と関連付けたIRBアプローチの最低水準の適用により、IRBアプローチと標準アプローチの資本要件上の差異の程度を制限する。
- ・ IRBアプローチを認められた4つの銀行のRWAを標準アプローチに基づき計算された場合のRWAの約90%に引き上げる。
- ・ Tier 1の資本要件（6%の最低要件および9%－10%の健全性資本バッファで構成）をシステム上重要とみなされる銀行についてはRWAの16%および他のすべての銀行については15%と等しくなるよう設定する。
- ・ 提案されている健全性資本バッファ要件の1.5パーセンテージ・ポイントをカウンターシクリカルな要素に割り当てる。例外的なストレス時においては一時的に0%まで引き下げが可能。
- ・ 提案されている健全性資本バッファ要件の1パーセンテージ・ポイントをシステム上重要とみなされる国内銀行に割り当てる。
- ・ 現行のTier 2資本要件をRWAの2%に維持する（ただし、Tier 2資本が資本フレームワークにおいて維持されているかを検討）。
- ・ 長期にわたり、修正後のフレームワークの異なる要素の移行を段階的に行う。

RBNZは、2019年暦年の第2四半期に資本見直しにおけるすべての主要な要素について最終決定を公表することを目指していると発表した。

RBNZはまた、住宅および地方貸付ポートフォリオの内部的貸付モデルごとのリスク加重の差異について調査するため、ANZニュージーランドを含むニュージーランドの4大銀行とともに、引き続き課題に取り組んでいる。

RBNZの改正外部委託方針

更新されたRBNZの外部委託の方針（「BS11」）は、ANZニュージーランドのようなニュージーランドの大手銀行に対し、外部委託した機能を監督および実施する法的および実務的な能力を備えることを要求する。2017年10月1日以降に締結されたあらゆる新規の外部委託契約に適用される。既存の外部委託契約はBS11の完全な遵守について2022年10月1日までの経過措置期間を与えられている。

登録条件

BS11の要件はANZニュージーランドの登録条件の一部をなす。ANZニュージーランドが外部委託に関する登録条件をみたさない場合、RBNZは、罰金を科したまたはANZニュージーランドの外部委託利用に追加的な制限を付すなどの執行措置を講じることができる。

ANZニュージーランドは、BS11遵守プランの手順（Path to Compliance Plan for BS11）を実行するための公式プログラムを実施している。

BS11を遵守するために、ANZニュージーランドは、同方針の狙いを他のグループ企業に頼らず単体ベースで達成できるようにしなければならない。同方針の狙いは以下のように定義される。

- ・ 日々の清算、決済およびその他の急を要する責務を継続的に履行する。
- ・ 信用、流動性および市場リスクのポジションを含む財務状況を監視および管理する。
- ・ 法定管理者およびRBNZが破綻銀行の管理にあたってとりうる選択肢を確保するために必要なシステムおよび財務データを提供する。
- ・ 流動性（基礎的銀行サービスで定義される預金と与信枠の両方へのアクセス）および入出金のレポートを含む基本的な銀行サービスを既存顧客に対して提供する。

遵守義務

BS11はANZニュージーランドに対し、継続的な法令遵守要件を多く課している。特に以下を列挙する。

- ・ ANZニュージーランドは、2019年10月1日までに外部委託契約の一覧表を作成しなければならない。
- ・ BS11が適用されるすべての契約は、RBNZが契約およびサービスの詳細を閲覧でき、かつ当グループが法定管理下にある場合には業者側からの契約終了を認めない旨の所定の契約条項を含まなければならない。
- ・ 免除が適用される場合を除き、すべての新規外部委託契約（他のグループ企業とのものを含む。）についてRBNZが異議のない旨を表明しなければならない。

- ・ ANZニュージーランドは、ANZニュージーランドに法定管理者が選任される場合またはANZBGLとのグループ関係が解消される場合における、関係者向けの外部委託サービスもしくは機能の運営方法を記載したグループ離脱時のプランを定めなければならない。BS11に完全に適合するグループ離脱時の確定プランは、2022年10月1日までに整備されなければならない。1年ごとに検証される。
- ・ ANZは、5年間の経過措置期間中は1年ごとに、それ以降は少なくとも3年ごとに、BS11遵守プランの手順および新しい取決め（Path to Compliance Plan for BS11）の遵守に係る進捗状況の独立的な外部レビューを受けなければならない。

標準店頭（「OTC」）デリバティブに関する外国の証拠金要件の見直し

2016年後半以降、RBNZおよびニュージーランド・ビジネス・イノベーション・雇用省（「MBIE」）は、ニュージーランドの財務相と共同して、業界および海外の規制当局とともに、新規オフショア・デリバティブの証拠金要件によって想定される国内への影響を調査している。ニュージーランドではOTCデリバティブについて法定の証拠金要件は存在しないが、いくつかの登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）のOTC業務は、外国法域下で実施される証拠金規制により影響を受ける可能性がある。2017年7月、MBIEおよびRBNZは、外国の証拠金要件を遵守する上でのニュージーランド法上の潜在的な障害（特に、破綻処理または再建制度における債権者の異議の一時禁止、および一定の状況下での債権者の順位付け）を記載するとともに、高官レベルの改善の選択肢をいくつか提案する協議文書を公表した。この選択肢には、障害を取り除くための対象法令の改正というより好ましい選択肢が含まれる。ニュージーランド銀行協会は、2017年8月に提出された協議文書に対する業界からの応答を調整した。

ニュージーランド政府は、一定のニュージーランドの事業体（登録銀行を含む。）が外国の証拠金要件を遵守する能力を阻害するニュージーランド法上の障害を取り除くため、法改正を行う意向を発表した。この改正で、それらのニュージーランドの事業体とデリバティブを行う相手方は、デリバティブの他方当事者のデフォルト時に、証拠金に係る担保権を、不当な遅滞なく他の債権者に優先して実行できるようになる。より具体的には、この改正は、

- ・ それらのデリバティブの相手方が、法的管理および任意清算に通常適用される請求の一般的禁止にかかわらず、証拠金に対して執行することを認め、
- ・ それらのデリバティブの相手方が証拠金に係る担保権を実行する際に、被担保債権が、1993年会社法および1999年個人財産担保法に基づく他の潜在的請求権に優先することを確保する。

この改正を行う法案は、2019年暦年前半までにニュージーランド議会に提出される見込みである。上記のニュージーランド法上の障害により、ANZニュージーランドが非清算OTCデリバティブ取引を実施できる相手方の数は減少した。

バンク・ビル・ベンチマーク（「BKBM」）に関するニュージーランド金融市場庁（「FMA」）のガイダンス

2017年10月、FMAは、ニュージーランド市場における取引行動に関する期待ならびにBKBMおよび終値を設定する取引の参加者の監督を明らかにするガイダンス覚書を公表した。覚書は、監督における不確実性の低減を図るものである（何ら新たな法的義務を課すものではない）が、市場参加者は、引き続き自らの従業員の取引行動が適法かつ適切であることを確保する責任を負う。FMAは、不適切な取引行動を発見した場合には、参加者が良き取引行動の確保を図るために講じる措置を考慮して対応する。

BKBMに係るニュージーランドの現在の規制制度は、欧州連合（「EU」）の同等の水準を満たすには不十分であると判断されている。2020年1月1日以降、EUでは規制改革によらずBKBMの利用が禁じられる。引き続きBKBMを承認されたベンチマークとして利用するべく、ニュージーランド法の改正を促進し、および／またはEUとさらなる交渉を行うために、MBIE、FMAおよびRBNZで構成されるワーキング・グループが設立された。

2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法の置き換え

ニュージーランドの金融助言制度の改正が進められている。ニュージーランドにおける財務上の助言の提供を規制する中心的な法令である2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法は、金融サービス法制改正法案（「本法案」）により置き換えられることになる。同法案により、新しい金融助言制度の規定が2013年金融市場行為法の中に盛り込まれ、2008年金融サービス事業者（登録および紛争解決）法が改正される。制度に対する主要な変更は、以下を含む。

- ・ 金融助言業者はライセンスを受けるよう要求すること。
- ・ 自然人のみが金融助言を提供できるという要件を撤廃する（ロボ・アドバイスを可能にする）こと。
- ・ 能力、知識および技能の最低水準を、リテール顧客に金融助言を提供するあらゆる種類の者に拡大すること。
- ・ 規制された金融助言を提供するすべての者が、倫理的行動、行為および顧客対応の基準を遵守するよう要求すること。
- ・ 金融助言を提供するいかなる者も顧客の利益を優先し、顧客が助言の本質および範囲を理解することを確保し、所定の情報を開示しなければならないという要件を追加すること。
- ・ 規制された金融助言を提供できる者を限定すること。
- ・ 例えば金融助言業者の類型や提供可能なサービスを簡素化するなど、制度および用語を簡素化すること。
- ・ ニュージーランド金融助言業者登録簿への登録要件を変更し、悪用を防ぐこと。

金融助言業者は、新制度が発効する時点で仮のライセンスを保持していることが要求され、2年間の移行期間内に完全なライセンスの取得が要求される。新制度は2020年第2四半期までに発効すると見込まれている。

2009年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（「NZ AML/CFT法」）

2017年8月、NZ AML/CFT法は、とりわけ疑いのある活動の報告義務も含み、NZ AML/CFT法における報告法人が他者によって実施された顧客デュー・デリジェンスに依拠することを可能とし、追加の簡易な顧客デュー・デリジェンスのカテゴリーを創設するよう改正された。

さらに、報告法人（ANZニュージーランドを含む。）は、1,000ニュージーランドドルを超えるすべての国際資金移動を、1万ニュージーランドドルを超えるすべての現金取引と共に、ニュージーランド警察の金融情報機関に10営業日以内に（基礎となる取引に関する疑いの有無にかかわらず）報告しなければならない。これらの規制は、2017年11月1日に発効し、2018年7月1日まで移行期間が設けられた。

債務所得比率（「DTI」）規制に係る協議

2017年6月、RBNZは、そのマクロ健全性ツールキットに加えられようとしているDTIによる制限などのサービス提供可能性（サービサビリティ）規制に関する意見を求める協議文書を公表した。RBNZは、協議の目的は、マクロ健全性方針に関する財務省とRBNZ長官との合意書（「MOU」）にDTIによる制限を盛り込む可能性について、公衆から意見を集めることにあったと述べている。MOUは、RBNZが利用できるマクロ健全性ツール一式およびその利用方法を決定するものである。協議文書は、これらの論点に関するRBNZの見解の概要を示しており、現在の市場状況ではRBNZはDTI方針を実施しないが、将来においてDTIによる制限は有用な選択肢となり得るとしている。意見は2017年8月で締め切れ、これに対する回答は、RBNZおよびニュージーランド国庫局によって、MOUの将来の変更に関する財務省との議論において利用される。

2017年11月23日、RBNZは、協議の一環として受け付けた提案およびその回答をまとめた文書を公表した。RBNZにより認識された住宅市場の減速を前提として、RBNZは現時点ではサービス提供可能性を規制することが適切とは考えていないが、それでも将来的には同規制が担うべき役割がありうると確信している。RBNZは、将来的にありうるサービス提供可能性規制の活用が、準備銀行法の広範な見直しおよび改正（下記「一準備銀行法の見直し」を参照のこと。）の一環として再考される可能性があると考えている。

準備銀行法の見直し

2017年11月、ニュージーランド政府は準備銀行法の見直しを行うことを発表し、準備銀行法の見直しについての権限委任条項が公表された。見直しの目標は、ニュージーランドの金融および財政安定化政策の枠組みならびにRBNZのガバナンスおよび説明責任の設定を現代化する点にある。

見直しは2段階で実施される。

- 第1段階は、主要な政策決定の発表とともに、2018年3月26日に開始した。第1段階は、金融政策の目的としてのインフレ・ターゲティングとともに最大限持続可能な雇用の支援を含み、また、金融政策に関する意思決定が5名から7名のメンバーからなる金融政策委員会によってなされることを要請する。金融政策委員会のメンバーの過半数をRBNZの職員が占め、RBNZに雇用されていない外部の専門家は少数となる。金融政策委員会のメンバーは、RBNZの取締役会の指名に従い、財務省によって任命される。しかし、RBNZは、その金融政策に関する目的を達成するための意思決定をニュージーランド政府の指示から独立して行うことを可能とする運営上の独立性を保持する。2018年12月18日、これらの政策決定を実行するためのニュージーランド準備銀行（金融政策）改正法案（「RBNZ改正法案」）が、議会において第3読会を通過した。ニュージーランド議会の財政歳出委員会は、RBNZ改正法案が2019年4月1日までに成立および発効するよう勧告した。RBNZ改正法案は、2019暦年第1四半期に第3読回に提出される予定である。
- 第2段階では、主に、金融政策に関する準備銀行法の規定の包括的な見直しを行う。それらの規定は、RBNZの健全性規制および監督機能に法的基盤を提供する。第2段階では、3回にわたり公衆からの意見聴取を行う。RBNZは、2018年11月1日に最初の検討文書を公表した。これには、RBNZの基本目的、健全性規制の「対象範囲」、預金保護が認められる場合と認められない場合、RBNZから分離された健全性監督が認められる場合と認められない場合、ならびにRBNZの機関統治および意思決定の枠組みといった事項が含まれる。最初の検討文書に関する検討は、2019年1月25日に終了する。2019年半ばに公表される第二の検討文書は、銀行規制の法的基盤、銀行規制のマクロ健全性方針の監督および執行のアプローチ、危機管理、RBNZの資源および資金の調達といった事項を含み、より好ましい選択に関する意見が最初の検討から求められる。第三の検討文書は、2019年後半に公表され、より好ましい選択に関する意見が第二の検討から求められる。第2段階についての最終的な政策決定は、2020年にニュージーランド政府によって行われることが予定されている。

モーゲージ債担保の基準のRBNZによる見直し

RBNZは、将来においてモーゲージ債（住宅モーゲージ担保証券やカバード・ボンドなど）をRBNZの貸付業務のための担保として受け入れる態勢を整える際の条件について協議しており、新たな住宅モーゲージ債（「RMO」）の基準を提案している。RBNZは、移行期間において、国内の住宅モーゲージ担保証券に代えて段階的にRMOを導入していくことを提案している。2018年11月、RBNZは2回目および最終の公衆への意見徴収のためにRMOの基準についての公開草案を公表した。RBNZは、2019年6月からの施行に向けて（5年間の移行期間が条件とされる。）、2019年3月にRMOの枠組みを定める最終方針を公表する意向である。

FMAおよびRBNZの行為および文化の見直し

オーストラリアの王立委員会に続き、FMAおよびRBNZは、ニュージーランドの銀行部門における行為および文化に関する見直しを共同で行った。2018年5月、FMAおよびRBNZは、ニュージーランドの銀行に対して、オーストラリアの王立委員会が注目する類型の不正行為がニュージーランドにおいて行われていないことを保証するための特定の情報を提供するように依頼した。各ニュージーランドの銀行は、行為および文化に関する問題を確認し処理するために、各銀行が完了した業務および現在進めている業務の両方に関する要約を提出することを依頼された。FMAおよびRBNZは、各銀行での面談も実施した。2018年11月5日、FMAおよびRBNZは業界調査の結果を公表した。2018年11月に公表されたこの業界に関する報告書は、現時点では行為および文化の問題はニュージーランドの銀行の間で蔓延しているようには見受けられないとしている。業界全体において行員の不手際に関する問題は少数であり、システムまたは手続の不備に関する問題がより一般的であった。この業界に関する報告書では、FMAおよびRBNZが、銀行の事業上の行為の問題およびリスクの特定および治癒、ならびに行為のリスクの統制および管理における潜在的な不備を懸念していることに言及された。

見直しに参加したANZニュージーランドを含む各銀行は、FMAおよびRBNZの所見および勧告を詳述した個別の報告書を受領する予定であるか、またはすでに受領している。各銀行は、2019年3月31日までに個別の報告への回答ならびにFMAおよびRBNZのフィードバックに取り組むための計画を提出することが要求されている。2018年11月28日、ANZニュージーランドは個別の報告を受領した。

ニュージーランドの銀行業界の販売奨励金体系に対するFMAによる見直し

2018年11月、FMAは、ニュージーランドの銀行業界における奨励制度の見直しの結果を公表した。この見直しの目的は、販売員に対する銀行の奨励制度の構造および関連する利益相反の管理方法についてFMAが理解および評価することであった。この業界に対する見直しにより、ニュージーランドの銀行業界全体における販売員への奨励金は特に売上げに焦点を当てたものであり、不適切な販売慣行が発生する高いリスクが存在すると結論付けられ、また、ニュージーランドの銀行業界全体にわたって奨励制度が大きく変化しつつあるとした。FMAは、その結論の中で、銀行がその顧客のために常に良い結果を確実に達成することをFMAは期待しており、これには、顧客にとって良い結果を導く形での奨励制度の設計および管理が含まれるとした。FMAは、銀行に対して2019年3月までにFMAの期待にいかんして応えるかについて説明するよう求め、FMAはその回答について報告する予定である。

アメリカ合衆国（米国）

ANZBGLは、米国連邦準備制度理事会（「FRB」）から金融持株会社（「FHC」）として取り扱われることを選択した。FHCは、FRBおよび米国財務省が本質的に財務的である、あるいはそれに付随していると決定した活動、ならびにFRBが財務活動を補完すると判断した活動に米国内で従事し、あるいは従事する企業を買収することを認められている。

1956年銀行持株会社法（「BHC法」）の下で、FHCの活動は、当該FHC（ANZBGLの場合では、当グループのレベルであるいはそのグアムおよび米国サモアにおける米国銀行子会社のレベルで）が「良好に経営されている」あるいは「資本が充実している」と言えなくなった場合、または、特定の資本水準を維持することを求める執行措置の対象となった場合、制約の対象となる。FRBは、ANZBGLを含む、FHCを管轄する「包括的な」監督者である。

ANZBGLは、1978年国際銀行法（「IBA」）を含む米国連邦法令に従う。IBAに基づき、在米の外国銀行のすべての支店および代理店は、米国銀行持株会社により所有または支配されている国内銀行に課せられているものと同様の報告および審査要件に従うものとする。連邦政府の認可を受けた支店は、主に米国通貨監督庁（「OCC」）の規制を受けることから、ANZBGLのニューヨーク支店（「ニューヨーク支店」）は、国内銀行に許可されている業務に従事することができるものの、ニューヨーク支店はリテール預金を受け付けることができず（法人預金および企業預金のみ受け付けることができ）、そのため連邦預金保険公社（「FDIC」）の監督対象ではない。グアムおよび米国サモアで営業する米国銀行子会社は、リテール預金を受け付けるため、FDICの監督対象である。

ニューヨーク支店を含む、外国銀行の米国支店および代理店の大半は、FRBの規制に基づき、預金に対する準備金要件の規制対象である。ニューヨーク支店は、一般的にその会計と記録を当グループのものとは別に維持する必要がある、OCCが規定するそのような追加要件に従う必要がある。IBAおよびBHC法は、当グループの米国におけるノンバンク業務に従事する能力にも影響する。

IBAの下で、非米国銀行の在米支店は、国内銀行と同じ範囲でOCCにより管財人の管理対象となる。監督官は在米支店の事業と財産を占有することがある。監督官は、法律や規制の違反および安全と健全性の違反に対処する広い範囲の監督および執行手段を自由に使うことができ、それは在米支店に対して課される場合がある。監督官は、在米支店の経営者を解任し、民事上の罰金を課することもある。状況によっては、監督官は自ら、あるいはFRBの勧告を受けて、在米支店の免許を剥奪することもある。

当グループは、2010年のドッド-フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（「ドッド-フランク法」）の一定の規定に従っている。ドッド-フランク法は、米国および世界の銀行業務の多くの側面を規制する。

ドッド-フランク法の下で採用されたボルカー・ルールは、とりわけ、銀行およびその関連会社が一定の「自己勘定取引」に従事することを禁止し（ただし、引受け、値付け関連、リスク緩和ヘッジ業務などの一定の業務は許可する。）、上記に挙げられたものならびに米国外のみで発生する一定の取引および投資に適用される免除を含む一定の重要な例外および免除はあるが、プライベート・エクイティ・ファンドおよびヘッジファンドへの資金提供ならびに投資を制限する。

その他のドッド-フランク法の規制は、未決済のスワップについて最低限の証拠金の要件を課し、規制された取引プラットフォームおよび決済機関において標準店頭（「OTC」）デリバティブを集中約定および集中決済することを要請し、ならびにOTCデリバティブ・ディーラーおよび主要な市場参加者の監督強化を規定している。ANZBGLは米国商品先物取引委員会（「CFTC」）規制下での仮登録スワップ・ディーラーであり、そのため当グループはこれらのCFTC要件ならびに当グループの米国人であるカウンターパーティーとのスワップ取引に適用される一定の追加の事業遂行規則ならびに記録保持規則および報告規則の対象となる。

CFTCは、クロスボーダー・ガイダンスを発行し、これは特に、CFTCがCFTCのものに相当すると決定した規制制度を有する非米国法域に所在するスワップ・ディーラーによる「代替的コンプライアンス」をCFTCが認める枠組みを確立している。CFTCは、オーストラリアの法令の一定の側面に関してかかる決定を行っており、ANZBGLは、非米国カウンターパーティーとの取引に関連するCFTC規則の一定の側面に関して代替的コンプライアンスに依拠することができる。CFTCは、既存の代替的コンプライアンス制度を拡大または制限する可能性のあるさらなる指針を将来発行する可能性がある。

米国の健全性規制機関およびCFTCは、未決済のスワップおよび証券派生スワップの取引に当初および変動証拠金要件を課す規則を実施した。ANZBGLは、FRBの監督に服し、OCCにより規制されるニューヨーク支店を運営していることから、FRB、農業金融局、FDIC、連邦住宅金融庁およびOCCが公布した未決済のスワップの証拠金に関する規則を遵守する必要がある。これらの規則の下で、2017年3月1日、対象のカウンターパーティーとの対象の取引に関して変動証拠金を収取および預託することを求める要件が生じた。

一定のスワップ事業者については遵守日が有効に延期され、スワップ・ディーラーに対してすべてのカウンターパーティーとの間で変動証拠金を収取および預託することを求める要件は、規制機関が発行したガイダンスを通じて2017年9月1日にANZBGLおよび一定の他の機関に対して効力を生じた。スワップ・ディーラーはまた、金融系カウンターパーティーとの間で当初証拠金を収取および預託することを要求される。ANZBGLの当初証拠金要件の遵守日は、2017年9月1日であった。

ドッド-フランク法はまた、ANZBGLが年次の破綻処理計画をFRBおよびFDICに承認のために提出することも要求する。ANZBGLは、直近の米国破綻処理計画を2016年12月に提出し、2018年12月に次の計画の提出を予定している。ANZBGLはまた、レギュレーションYYのサブパートNに基づく「強化された健全性規制」の対象にもなっており、これはドッド-フランク法第165節に基づき導入され、財務およびリスク監視要件の遵守の四半期ごとおよび年1回の証明を求めている。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）は、金融機関に、特定の顧客デュー・デリジェンスを実施し、米国市民または課税上の米国居住者である口座保有者の情報を、直接または現地税務当局を経由して、米国連邦税務当局である内国歳入庁に提供することを求める。必要な顧客デュー・デリジェンスおよび口座保有者情報の提供が実施されず、適用ある要件を満たす方法および形式で提供されない場合、当グループおよび／または当グループ内のメンバー（当ANZBGLおよび当グループの子会社）の口座に資産を保有する者は一定の金額に関して30%の源泉徴収税の対象となる可能性がある。かかる源泉徴収税は現在、米国内の源泉からなされた一定の支払（かつ、2019年1月1日以降、かかる米国源泉支払を生じさせる可能性のある資産の処分から生じる一定の手取金総額）に対してのみ適用される可能性があるが、早くとも2019年1月1日より前に行われた米国外の源泉からなされた支払にはかかる源泉徴収税は課されない予定である。当グループはまた、ANZが営業を行う国が米国との政府間協定の最終化および施行を行わず、その国においてFATCAの遵守を妨げる現地法上の障害がある場合には、多大な源泉徴収エクスポージャーおよびその他の営業上の影響といったより広範なコンプライアンス上の問題に直面する可能性がある。

FATCAに加え、米国は、一定の状況において当グループに一定の情報を米国支払人（源泉代理人、カストディアンなど）に提供することを求める可能性があり、当グループおよび／またはその顧客は、当グループが当該情報を適用ある規則および規制を遵守して提供しなかった場合、源泉徴収税の賦課を受ける場合がある。

金融機関に影響を及ぼしている米国政府政策の主な焦点の1つは、マネーロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗することである。2001年テロリズムの阻止と回避のために必要な適切な手段を提供することによりアメリカを統合し強化するための法律(「愛国者法」)は、著しいコンプライアンスとデュー・デリジェンスの義務を課し、犯罪を確認し、罰則を規定し、米国外における管轄権を拡大することによって、米国マネーロンダリング防止法の範囲を大幅に拡大した。米国財務省は、愛国者法の様々な要件を実施する数々の規制を発表し、それはANZBGLの米国ブローカーディーラー子会社、ニューヨーク支店ならびにグアムおよび米国サモアで営業するANZBGLの銀行子会社などの外国銀行の子会社および支店を含む米国金融機関に適用される。

それらの規制は、米国内で事業を行っている金融機関に、マネーロンダリングとテロリストの資金調達を特定、阻止、報告するとともに顧客の身元を確認する適切な方針、手続き、管理を維持するよう求める。さらに、米国銀行規制機関は、より高い基準を課し、米国法執行機関は、より積極的な役割を果たしてきており、その結果、当該事項の執行が強化されている。金融機関が、マネーロンダリングとテロリストの資金調達に対抗する適切な方針と手続きを維持、実施できないと、金融機関にとって法的および評判上深刻な結果を招くことがあり、さらに民事上、金銭上および刑事上の罰則処分を課される結果となることもある。

その他の監督機関

当グループは、普通株式をASXおよびNZXに上場しており、その他の持分証券および債券をこれらの証券取引所およびその他一定の海外の証券取引所に上場している。これにより、当グループは、オーストラリア、ニュージーランドおよび海外の様々な上場ならびにコーポレート・ガバナンスの要件を遵守しなければならない。

APRAがANZBGLおよびその支店業務を対象に行う健全性自己資本監督ならびに上記の監督および規制の詳細に加えて、すべてのANZBGLのオフショア支店および銀行子会社の現地での銀行業務は、それぞれの監督機関による現地国の監督に従う。例えばRBNZ、OCC、米国の連邦準備制度理事会(「FRB」)、英国健全性規制機構、シンガポール通貨当局、香港通貨当局、中国銀行保険規制委員会(2018年4月に中国銀行規制委員会を引き継いだ。)ならびにこれらの諸国および他の関連諸国のその他の金融監督機関である。さらに、当グループのアジア太平洋地域における地位により、この地域全体の多数の異なる法律上および規制上の体制を遵守する要件が生じる可能性がある。これらの監督機関は、とりわけ、それぞれの管轄法域におけるこれらの業務に対し、最低資本金要件を課す可能性がある。

当グループはまた、営業を行う全ての国の現地法における、マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する一定の法規制を遵守することを求められる。

(7) 競争

オーストラリア

オーストラリアの銀行業界は集中しており、競争が激しい。2018年9月30日現在、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ（当グループ、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行およびウェストパック・バンキング・コーポレーション）がオーストラリアで営業を行う銀行のオーストラリアの貸付資産総額の約78%⁽¹⁾を保有していた。規模の小さい地方銀行の業務運営は、典型的には、特定の州または地域の顧客へのサービス提供に焦点を絞っており、リテール・バンキングに重点を置いている。多くの国際銀行もオーストラリアで銀行サービスを提供しており、一般的にこれらの銀行はリテールまたは法人市場の特定の部門に重点を置き、かかる部門において若干のシェアを占めている。

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、4大銀行グループと選択的な市場で競争する銀行金融機関および非銀行金融機関の急増につながった。住宅金融組合や信用組合などのノンバンク仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手住宅金融組合のうちいくつかは、1959年銀行法（オーストラリア連邦）（「銀行法」）の下で、銀行業免許を付与されている。専門的な銀行以外の住宅ローン貸付業者および直接的な（支店以外の）銀行業務もまた近年においてより重要になっている。

競争は歴史的に住宅貸付市場においてより激しい。競争は、当初は担保付住宅ローン・オリジネーターの増加、その後は担保付住宅ローン・ブローカー業界の成長からもたらされた。近年、広告レートより大幅に割引したレート提供により、大手銀行が積極的に競争を行っている。さらに、2008年の世界金融危機の間に経験した市場の混乱は、ノンバンクのオリジネーターのビジネス・モデルに大いに影響を与えており、これが大手銀行の担保付住宅ローン市場シェアを全体的に上昇させる結果となった。

オーストラリアのリテール預金市場もまた、資金調達を支えるための信用の伸び増加および貸付需要増の時期には特に、競争が激しい。金融請求権スキーム（FSC）は、世界金融危機に際して2008年に設定されたオーストラリア政府の制度であり、銀行、住宅金融組合および信用組合のいずれかの金融機関の破綻という稀有な事象が生じた場合に、かかる金融機関への預金を保護するものである。FSCの導入以降は、オーストラリアの大手銀行への預金の増加およびその他預金ファンド提供者への預金の減少が見られた。また、金融サービス部門の変化により、銀行以外でも、従来銀行が提供してきた商品およびサービス（例えば、支払、住宅ローンおよびクレジットカード）を提供することが可能になっている。

コーポレートおよび商業銀行業界においては、特に事業投資およびその結果として企業信用の需要が2012年のより高い水準から引き続き停滞していることで、大手および地域銀行全体で競争が激化している。顧客とのリレーションシップ維持および深耕をより重視することにより、貸付利鞘への圧力がより高まっている。

法人市場において、競争者はその顧客基盤の質、認知された技術の組合せ、体系化されたソリューションおよび価格設定、顧客の洞察力、評判およびブランドにより評価を獲得する。オーストラリア国内市場においては、大手中堅企業および大企業の顧客レベルでの競合相手は一般に、オーストラリア大手銀行、少数の世界的な投資銀行、現地市場を超越している少数のアジア銀行およびニッチ分野に力を入れている巨大多国籍銀行コングロマリットのブティック型事業である。

銀行業界は、顧客のニーズおよび変化する顧客の選好に応えるために、引き続き新しいデジタル商品およびデジタル・サービスのソリューションとともに進化を続けている。革新的なデジタル・ソリューションの需要は、特にリテール・バンキングにおいて、銀行業界への既存参入者と新規参入者とのさらなる競争に寄与している。

(1) 出典：APRA2018年9月の月次銀行統計（2018年10月31日公表）。

ニュージーランド

当グループが営業を行うニュージーランドの金融サービス部門は非常に集中しており、また非常に競争が激しい。ANZの主な競合相手は、ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウェストパック・バンキング・コーポレーション／ウェストパック・ニュージーランドという他の3大銀行である。これらの各銀行は、オーストラリアの大銀行の子会社または支店である。これらの銀行は、個人から大企業まであらゆる顧客セグメント全体に関与する。

競争はまた、その他銀行の特定の事業部門にも存在する。ニュージーランド政府が所有するキウィ銀行は、リテール部門において活動し、ラボバンク・ニュージーランドは、リテール預金および農業貸付市場において活動する。シティグループ、HSBC、ドイツ銀行などの国際的な銀行は、法人市場に限定的に参加している。2013年末以降、ニュージーランドではまた、中国工商銀行、中国建設銀行および中国銀行が、ニュージーランド子会社を設立するための銀行免許を取得した。これらの銀行の重点は当初、ホールセール・バンキング、特に中国との間の貿易金融に置かれていた。最近の数か月間で、中国の銀行の関心はモーゲージにも及び、移民者へのバンキングに焦点を当てている。

金融サービス部門の競争は激しく、予測するのは難しい。預金市場における競争は、銀行がリテール預金のシェア拡大およびホールセール資金調達を縮小を目指しているため、ニュージーランドで急速に拡大している。住宅ローン市場が登録銀行によるニュージーランドでの貸付の半分以上を占めており、この市場が競争における主要分野である。

銀行部門以外では、小規模のファイナンス会社数社が、競争力のある貸付および預金商品の提供により個人および商業不動産市場で活動している。2018年9月30日現在、銀行以外の部門は金融制度の資産合計のおよそ3%を占めていた。

アジア

アジアにおける銀行業は、非常に競争が激しい。多数のグローバル銀行（例：シティバンク、HSBCおよびスタンダードチャータード）ならびに地域銀行（例：DBSバンク、CIMBおよびメイバンク）が、各市場の地方銀行に加えて本地域で営業している。特に法人部門における、当グループの最も活発な競合相手は、グローバルな投資銀行ならびに中国および日本の大手銀行である。

当グループは、現在、アジアの多数の国において、主に法人銀行業ならびに地域のトレードおよび資本フローによる顧客への金融ソリューションの提供に焦点を絞って営業を行っている。当グループは、地理的対象、オーストラリアおよびニュージーランドの国内市場における強み、ならびに顧客、産業および商品に係る専門化（マーケットおよびトランザクション・バンキングを含む）への的を絞った集中により、地域を超えて競合相手との差別化が可能になると確信している。

多数の銀行がこの地域の成長機会を支えるバランスシートの重要な部分に関与したいという意欲を示してきたため、競争は引き続き活発である。このことは、アジアにおける法人貸付の純預貸利鞘が、オーストラリアおよびニュージーランドにおける類似の貸付における純預貸利鞘よりも一般に低水準であることに寄与している。アジアにおける競争は、他の先進国市場に比べて相対的に堅調な経済成長への期待により、グローバル銀行および地域銀行の継続的な地域内投資を引き付けて引き続き激化することが予想される。

当グループは、法人顧客に対して幅広い一連の金融サービスを提供するが、アジアにおけるリテール市場または商業市場でフルサービスの銀行となることは目指していない。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当事項なし。

(2) 被支配法人

当グループの主要な被支配法人（2018年9月30日現在）は以下のとおりである。

名 称	事業の内容	設立地	帳簿価額 ⁽¹⁾ (単位：千ドル)	議決権の 所有割合
ANZバンク（ラオ）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	ラオス	51,163	100%
ANZバンク（台湾）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	台湾	848,745	100%
ANZバンク（ベトナム）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	ベトナム	204,731	100%
ANZケーベル・コート・リミテッド	証券化マネージャー	オーストラリア	17,700	100%
ANZコモディティ・トレーディング Pty Ltd	ファイナンス	オーストラリア	#	100%
ANZファンズ Pty Ltd	持株会社	オーストラリア	34,527,170	100%
ANZバンク（ヨーロッパ）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	英国	13,704	100%
ANZバンク（キリバス）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	キリバス	5,400	75%
ANZバンク（サモア）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	サモア	17,565	100%
ANZバンク（タイ）パブリック・カンパニー・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	タイ	766,717	100%
ANZカバー・インシュアランス・プライベート Ltd ⁽²⁾	自家保険	シンガポール	26,199	100%
ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッド ⁽²⁾	持株会社	ニュージーランド	10,253,320	100%
ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	ニュージーランド	10,870,663	100%
ANZインベストメント・サービス（ニュージーランド） リミテッド ⁽²⁾	資産運用	ニュージーランド	#	100%
ANZニュージーランド（インターナショナル）リミテッド ⁽²⁾	ファイナンス	ニュージーランド	458	100%
ANZニュージーランド・カバード・ボンド・トラスト ⁽²⁾⁽⁵⁾	ファイナンス	ニュージーランド	#	100%
ANZウェルス・ニュージーランド・リミテッド ⁽²⁾	持株会社	ニュージーランド	304,373	100%
ANZニュージーランド・インベストメンツ・リミテッド ⁽²⁾	資産運用	ニュージーランド	119,073	100%
OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッド ⁽²⁾	保険	ニュージーランド	351,612	100%
UDCファイナンス・リミテッド ⁽²⁾	ファイナンス	ニュージーランド	120,969	100%
ANZインターナショナル（香港）リミテッド ⁽²⁾	持株会社	香港	69,007	100%
ANZアジア・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	香港	55,298	100%
ANZバンク（バヌアツ）リミテッド ⁽³⁾	銀行業	バヌアツ	33,790	100%
ANZインターナショナル・プライベート・リミテッド ⁽²⁾	持株会社	シンガポール	44,482	100%
ANZシンガポール・リミテッド ⁽²⁾	マーチャント・ バンキング業務	シンガポール	73,354	100%
ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	カンボジア	48,052	55%
ヴォトレイント NO. 1103 Ptyリミテッド	投資	オーストラリア	502,854	100%
ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュアランス Ptyリミテッド	抵当保険	オーストラリア	398,296	100%
ANZレジデンシャル・カバード・ボンド・トラスト ⁽⁵⁾	ファイナンス	オーストラリア	#	100%
ANZウェルス・オーストラリア・リミテッド	持株会社	オーストラリア	3,593,009	100%
OnePath カस्टディアンズPtyリミテッド	受託会社	オーストラリア	52,317	100%
OnePath ファンズ・マネジメント・リミテッド	資産運用	オーストラリア	12,492	100%
OnePath ジェネラル・インシュアランスPtyリミテッド	保険	オーストラリア	48,587	100%
OnePath ライフ・オーストラリア・ホールディングスPtyリミ テッド	持株会社	オーストラリア	1,599,901	100%
OnePath ライフ・リミテッド	保険	オーストラリア	1,950,600	100%
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・ グループ（PNG）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	パプアニューギニア	40,288	100%
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク （チャイナ）カンパニー・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	中国	1,121,161	100%
重慶市梁平ANZ農村銀行 ⁽²⁾	銀行業	中国	5,011	100%

シティズンズ・バンコープ⁽⁴⁾ANZグアム・インク⁽⁴⁾ANZファイナンス・グアム・インク⁽⁴⁾

ACN 003 042 082 リミテッド

シェア・インベスティング・リミテッド

PTバンクANZインドネシア⁽²⁾

持株会社	グアム	24,027	100%
銀行業	グアム	65,900	100%
ファイナンス	グアム	140	100%
持株会社	オーストラリア	158,335	100%
オンライン株式仲介	オーストラリア	3,889	100%
銀行業	インドネシア	262,460	99%

500ドル未満。

- 注：(1) 帳簿価額＝当該被支配法人の直接の親会社であるANZグループ会社が保有する投資の帳簿価額。これは「第6 経理の状況－1 財務書類」の2018年度財務書類において報告されている被支配法人の純資産の帳簿価額ではない。
- (2) 当グループ監査の一環として、または単体財務書類に必要であるため、海外のKPMGによる監査を受けている。
- (3) ロー・パートナーズによる監査を受けている。
- (4) デロイト・グアムによる監査を受けている。
- (5) 当グループは所有していない。当グループが事業のほぼすべてのリスクおよび経済価値を留保する場合、支配が存在する。

当グループは、2018年9月30日終了年度または2017年9月30日終了年度中、重要な法人の取得または処分を一切行わなかった。

(3) 関連会社

当グループの重要な関連会社（2018年9月30日現在）は以下のとおりである。

名称	事業の内容	主たる事業所 および設立地	帳簿価額 ⁽¹⁾ (単位：百万ドル)	議決権の 所有割合
AMMBホールディングスBerhad	銀行業務および保険	マレーシア	1,427	24%
PT バンク・パン・インドネシア	個人および企業向け銀行	インドネシア	1,103	39%

注：(1) 関連会社に対するANZの出資の持分法による帳簿価額。

当グループの関連会社の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2018年度財務書類の注記26を参照のこと。

5【従業員の状況】

2018年9月30日現在、ANZはフルタイム換算（FTE）基準で3万9,924名（2017年9月：4万4,896名）の従業員を雇用していた。

部門別	年度		
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	増減率
オーストラリア	12,885	13,885	-7%
法人	6,188	6,783	-9%
ニュージーランド	6,165	6,372	-3%
富裕層オーストラリア	2,314	2,512	-8%
アジアリテールおよび太平洋	1,131	3,664	-69%
TOSおよびグループ・センター	11,241	11,680	-4%
FTE合計	39,924	44,896	-11%
継続事業(1)	37,860	43,011	-12%
非継続事業(1)	2,064	1,885	9%
平均FTE	42,388	46,068	-8%

地域別	年度		
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	増減率
オーストラリア	18,671	19,657	-5%
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	13,742	17,484	-21%
ニュージーランド	7,511	7,755	-3%
FTE合計	39,924	44,896	-11%

注：(1) 売却完了時またはそれ以降にI00Fまたはチュアリッヒに転属するFTEの実数は目下確定を進めている。非継続事業に配分されたFTEは、ある一つの配分方法を用いた見積もりに基づいている。2017年9月終了年度の非継続事業のFTEは、これに従い修正再表示されている。

労使関係

オーストラリア

オーストラリアにおいては、大半の非経営陣の雇用条件は給与を含めて団体企業労働協約（「EBA」）の一部として労働組合と経営陣との間で交渉することができる。ただし、従業員の過半数の賛成を条件とする。

ANZ労働協約2015-2016年（オーストラリア）は、2015年12月29日に開始した。同協約は89%の大多数の従業員がこれを承認した従業員投票を受けて、公正労働委員会により承認された。同協約はANZ労働協約2013-2014年（オーストラリア）に代わり、ANZのオーストラリアのグループ4、5および6の従業員（すなわち中間管理職および非管理職従業員）のための雇用の最低雇用条件を定める。同協約はまた、2015年度および2016年度の業績・報酬検討に関する適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5および6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げの取決めも定め、これらの従業員に適用される給与の幅を含む。

2017年9月19日、94%の大多数の従業員が、同協約を1年間延長し、2017年度の業績・報酬検討に関する適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5およびグループ6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げを定め、かかる従業員の給与の幅を盛り込んだ同協約の修正案を承認した。公正労働委員会は、2017年10月31日にこの修正を承認した。同協約の賃上げ条項が現在は失効していることを受けて、2018年において適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5および6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げは同協約外で管理されたにもかかわらず、本書提出日現在、同協約は引き続き適用されており、今後も無期限に適用される。

オーストラリアにおいて、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

ニュージーランド

ニュージーランドの従業員の過半数は個人の雇用契約によりカバーされている。FIRSTユニオンとANZの団体労働協約は、ニュージーランドの従業員の約12%をカバーし、2018年8月に更新され、2018年8月1日から2020年7月31日まで有効である。

経営陣はニュージーランドの労働組合との間でいかなる重要な紛争にも関与していない。

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ

アジア太平洋、ヨーロッパまたはアメリカ地域にあるいずれかの国において、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

年金制度

当グループは世界中で多数の年金、老齢退職年金および退職後医療給付制度を設定している。ANZの老齢退職年金債務の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2018年度連結財務書類の注記30を参照のこと。

従業員株式

ANZは、ANZ従業員株式購入制度およびANZ株式オプション制度に基づき運営される多数の従業員株式およびオプション制度を運営する。ANZの従業員株式およびオプション制度の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2018年度連結財務書類の注記31を参照のこと。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

上記「第2 企業の概況－3 事業の内容」および下記「4 事業等のリスク」を参照のこと。

2【事業等のリスク】

(1) リスク

当グループの戦略の成功は、健全な当グループのリスクに対する管理により実現するものである。当グループのすべての活動は、程度の差はあるが、リスクまたは複数のリスクの組合せの解析、評価、許容および管理が伴っている。

取締役会は、当グループのリスク管理の枠組みを設定し、かつ監督する責任を負う。取締役会は、当グループのリスク管理方針の遵守を推進し、監視する権限を取締役会リスク委員会（BRC）に対して委任している。同委員会は、その活動について取締役会に定期的に報告を行う。

当グループのリスク管理の枠組みの支柱となるものには以下が含まれる。

- ・ 当グループが戦略的目標および事業計画の達成に向かうにあたって受け入れることができるリスクの程度に関する見込み。
- ・ 当グループのリスク管理戦略およびかかる戦略を実現するリスク管理枠組み（RMF）の主要要素の概要を記したリスク管理報告書（RMS）。RMSには、重要なリスクそれぞれの内容ならびに関連する方針、基準および手続きに準拠した各リスクに対するRMFにおける対処方法についての概要が含まれる。また、重要なリスクの当グループによる特定、測定、評価、監視、報告の方法およびその後のそれらのリスクの管理または軽減の方法に関する情報も含む。

当グループのRMSによる、当グループが直面する重要なリスクおよびかかるリスクの管理の方法の概要は以下のとおりである。

主要な重要なリスク

リスクの種類	内容	リスク管理
自己資本充実リスク	ANZの連結業務およびリスク選好度を支援するための、健全性規制当局およびその他の主要な利害関係者（株主、債券投資家、預金者および格付会社等）が要求する資本水準を当グループが維持できない場合に発生する損失に関するリスクである。	当グループは、主要方針目標に照らした資本基盤の水準および構成の継続的な審査および取締役会の承認を通じて、資本管理に対して積極的な取組みを進めている。
コンプライアンス・リスク	当グループの事業に適用される法律、規則、業界基準および規約、内部方針および内部手続きならびに最良ガバナンス原則の不遵守に関するリスクである。	当グループのオペレーショナル・リスクの枠組みの一部としてコンプライアンス・リスクを管理する手法の主要な特徴には、以下のものが含まれる。 ・ 新たに発生するコンプライアンス・リスクの積極的な評価ならびに活発な報告および証明プロセスの実施を当グループに可能にすることを目的とした、主要な義務の中央管理ならびに規制環境および事業環境の変化の特定の重視 ・ 適時にインシデント／違反を特定、管理および報告する当グループの能力を向上させる独立の要素としてのインシデント管理の認識 ・ 内部告発者保護方針により、従業員および請負業者が会計、内部統制、コンプライアンス、監査その他の事項に関して秘密裡かつ匿名の届出が可能

信用リスク	以下の結果生じる財務損失に関するリスクである。 ・ カウンターパーティーが債務履行を怠る、または ・ カウンターパーティーの信用の質が低下し、そのことにより財務損失が生じる。 信用リスクは、気候変動による、またはカーボン・プライシングおよび気候変動適応政策または緩和政策を含む法令の改正または政府もしくは規制当局が採用するその他政策の変更による影響を受ける可能性がある顧客に当グループが行う貸付に関連したリスクを含む。	当グループの信用リスクについての枠組みはトップダウン構造で、信用原則および信用指針により定義づけられている。与信の政策、要件および手続きは、例えば、取引構造、リスクのグレード化、初期承認、継続的な管理および問題債権の管理ならびに専門家の政策課題など、与信のライフ・サイクルにわたってあらゆる面を網羅している。
保険リスク	予想より悪い保険請求事態に起因する予想外の損失リスクであり、保険会社を財務損失に晒す以下のものを含む：不十分または不適切な引受、請求管理、支払準備金、保険の集中、再保険管理、商品設計および価格設定。	当グループは主に以下により保険リスクを管理している： ・ すべての適用あるリスクについて契約の価格に含める商品設計 ・ 大きな個別リスクについての負債を低減するための再保険 ・ 個別の契約に関連するリスク水準に見合った価格または支払準備金での引受 ・ 正しい請求を認め、支払を行う保険請求管理 ・ 仮定を更新するための保険実績の審査、および ・ 個別リスクの多様性を維持するためのポートフォリオ管理
流動性および資金調達リスク	以下を含む、期日が到来した支払債務を当グループが履行できないリスクをいう。 ・ 預金者への返済またはホールセール債券の満期償還 ・ 資産を増額する資金調達を行う当グループの能力が不十分	当グループの流動性および資金調達リスクの管理における主要な原則には以下が含まれる。 ・ 短期から中期の期間のキャッシュフロー債務に対応するため、様々なストレス・シナリオ下における流動性の「維持可能期間」を達成するための当グループの能力を維持すること ・ 強固な構造を有する資金調達プロファイルを維持すること ・ ストレス下にある時に流動性の源泉として機能する質の高い流動性資産ポートフォリオを維持すること。
市場リスク	以下に起因する当グループの利益に対するリスクをいう。 ・ 金利、外国為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関関係の変動、または ・ 債券価格、コモディティ価格もしくは株価の変動	当グループの市場リスクの管理および統制の枠組みにより、当グループは独立リスク測定法を通じてトレーディングおよびバランスシートのポートフォリオにおける市場リスクの大きさを測定する。まず、当グループは、可能性のある結果の及ぶ範囲、可能性のある期間および結果の生じる見込みを特定し、その後、これらの活動を支援する適正な額の資本の割当てを行う。

オペレーショナル・リスク	不適切または機能不全の内部プロセス、人員および／もしくはシステム、または外生的事象に起因する損失リスクおよび／または法の不遵守リスクである。法的リスクおよび評判の損失のリスクまたは不適切もしくは機能不全の内部プロセス、人員および／もしくはシステムから生ずる損害を含むが、戦略リスクは含まない。	当グループは、オペレーショナル・リスクを管理するために、３つの防衛線モデルを採っており、効果的な双方向コミュニケーションおよびオペレーショナル・リスクの有効な管理を支援するために、各防衛線はそれぞれ明確な役割、責任およびエスカレーション・パス（上長への報告経路）を有する。さらに、当グループのオペレーショナル・リスクの枠組みが引き続き組織上における必要性および規制上の要件を満たすことができるように、当グループは継続的な審査メカニズムを備えている。
再保険リスク	再保険会社が契約上の義務を満たすことが出来ないリスク、すなわち期限到来時に再保険金を当グループに支払えないリスクであり、カウンターパーティーの信用リスクを発生させる。	当グループは、再保険リスクを以下により管理している。 ・ カウンターパーティーのデフォルト確率の測定 ・ 財務力および与信集中に基づくカウンターパーティーのエクスポージャーの制限
レピュテーション・リスク	直接または間接に利益、自己資本比率または価値に影響を与える、以下に起因する損失リスクである。 ・ 顧客、コミュニティー、株主、投資家、規制当局または格付会社のいずれかが抱く当グループの意に沿わない認識 ・ 当グループの従業員もしくは請負業者（またはその双方）に関連するコンダクト（行動）リスク ・ 当グループの貸付の決定の社会的もしくはまたは環境的（またはその双方）な影響	当グループは以下のような積極的かつ行動的な文化を維持することでレピュテーション・リスクを管理している。 ・ 誠実さを伴う行動の確保 ・ 顧客、同僚およびさらに広範囲の社会との強力かつ信頼される関係の構築を可能にする。 当グループは、経営における判断がレピュテーション・リスクを考慮した健全な社会および環境上の基準に従い確実に行われるための、確立された意思決定の枠組みおよび方針を有している。
戦略的リスク	当グループの事業戦略および戦略目標が、その他の重要なリスク（例えば信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク）の増大をもたらす可能性のあるリスクである。	当グループは、取締役会の承認を経て、グループ経営委員会により管理された年間の戦略計画策定プロセスを通じて戦略リスクについて検討および管理を行う。当グループの主要な重要なリスクが増大した場合、上記のリスク管理手法に従い管理される。
技術リスク	IT資産の機密性、整合性または利用可能性の侵害の疑いを含むIT資産に影響を与える不適切または機能不全の内部プロセス、人員および／もしくはシステム、または外生的事象に起因する損失リスクおよび／または法の不遵守リスク	当グループは、オペレーショナル・リスクの管理と整合を図りつつ、技術リスクを管理するために、３つの防衛線モデルを採っており、効果的なコミュニケーションおよび技術リスクの有効な管理を支援するために、各防衛線はそれぞれ明確な役割、責任およびエスカレーション・パス（上長への報告経路）を有する。さらに、技術リスクの管理においても採用されている当グループのオペレーショナル・リスクの枠組みが、引き続き組織上における必要性および規制上の要件を満たすことができるように、当グループは継続的な審査メカニズムを備えている。

(2) 主なリスクおよび不確実性

1. 序論

当グループの活動は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性のあるリスクに左右される。以下に記載するリスクおよび不確実性は当グループが直面する可能性のあるすべてのものではない。当グループが認識していないまたは当グループが現在重要でないとみなしているさらなるリスクおよび不確実性も影響を与える重要な要因になる可能性がある。以下に記載する、または記載していないリスクのいずれかが実際に生じた場合、当グループの事業、業務、財務状態または評判が深刻な悪影響を受ける可能性がある。本項において当グループの事業、業務および財務状態への影響に言及した場合ならびにそれと同様の言及には、当グループの事業の見通しについての影響を含む。

2. 地域的または世界的な信用市場および資本市場における混乱を含む政治および一般的な事業・経済情勢の変化は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループの財務業績は、当グループが業務または取引活動を行う主要諸国および地域、すなわちオーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋、ヨーロッパおよび米国における政治・経済情勢および事業活動の水準に主に影響される。

当グループが主要な業務および取引活動を行う市場における経済および事業環境は、とりわけ国内外の経済事象、政治的事象および自然災害により、また世界の金融市場で発生する趨勢および事象により、影響を受ける。

例えば、2007年に始まった世界金融危機は、信用市場および株式資本市場における突然かつ長期にわたる混乱、世界の経済活動の収縮、ならびに世界中の金融サービス機関への多くの課題の発生をもたらした。

世界金融危機の影響およびその余波は地域および世界の経済活動、信頼および資本市場に引き続き影響を与える。健全性監督機関はかかる事象の再発のリスクを緩和する目的で規制の強化を実施してきており、引き続き実施しているが、かかる規制が有効であるとの確証はない。世界金融危機はまた、当グループが業務を行う主要な国々および地域を含む先進国経済の消費者および企業の行動に長く続く影響を与えていると当グループは考えている。近年では、所得の伸びの鈍化に際して消費者の貯蓄率は低下しており、他方企業は投資に消極的でインフレ率は低いままである。大半の国において金融当局はゼロ金利またはそれに近い金利の導入で世界金融危機に対応し、主たる中央銀行は成長を支援し、インフレ率を引き上げるために慣例にとられない手段を取った。いくつかの経済的要因は最近改善し、また金融当局の一部は金利の引上げを開始したが、世界金融危機による長期の影響および地政学的リスクの上昇可能性は、消費者および企業行動の継続する脆弱性および潜在的な調整を示唆する。

2016年6月23日の英国のEU離脱（Brexit）の国民投票（および関連するEUとの交渉）ならびに2017年1月のドナルド・トランプ大統領就任など世界の政治情勢に変化がみられ、また、とりわけ主要国による関税および課徴金の賦課または賦課されるおそれに関して国際貿易情勢に進展があったことにより、政治および経済の不確実性ならびに世界金融市場の変動性（ボラティリティ）が増し、それが継続する可能性がある。これは一部には、国際通商、より広域にわたるグローバル経済および金融市場への未知の影響が原因となって引き起こされる。

さらに、ドナルド・トランプ大統領はその就任以来、ある意味でこれまでの米国の貿易、税、財政、規制その他の政策とは著しく異なる政治政策および経済政策を米国のために打ち出している。トランプ大統領は、とりわけ、米国と中国間の財の貿易すべてを対象とする可能性がある一連の関税拡大を含む保護主義的貿易政策を推進しており、これがオーストラリアの主要貿易相手国の一つで、かつ当グループおよびその顧客が業務を行う市場における重要な商品需要および価格の牽引役である中国の経済に対して悪影響を及ぼす可能性がある。中国の経済成長に悪影響を及ぼすことは、オーストラリア経済活動にも悪影響を及ぼし、その結果、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

オーストラリアの政治情勢は近年において次第に変化をみせている。首相の在任期間の短期化のさらなる定着が見受けられ、その他の部門と同様に金融部門の社会的影響に一層の関心が寄せられている。このような環境の中で銀行税が導入され、王立委員会が立ち上げられた。王立委員会に関するプロセス自体がこの変化を悪化させているように見受けられ、オーストラリアの金融部門に対する関心が長期に及ぶことを示唆している。

政治および経済の不確実性はこれまで市場の流動性および活動水準の低下、市場の不安定化、利用可能な信用の収縮、金利の低下もしくはマイナス金利、経済成長の減速ならびに企業景況感の低下などを招いており、そのそれぞれが当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。また、かかる状況は、当グループが国際資本市場において中期または長期の資金調達を行う能力に悪影響を与える可能性がある。

世界中で発生している地政学的な不安定、例えば紛争の恐れや可能性または実際の紛争（ウクライナ、北朝鮮、シリア、エジプト、アフガニスタン、イラク、ニカラグアなどで進行している騒動および衝突など。）ならびに現在のテロ活動の高い脅威もまた、世界の金融市場、全般的な事業および経済環境ならびに影響を受けている国または地域において当グループが営業または取引を継続する能力に悪影響を与える可能性があり、これは翻って当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループの市場において厳しい経済状況が生じた場合、住宅、商業用または地方不動産市場の資産価値が下落し、失業が増加し、企業および個人所得が悪影響を受ける可能性がある。世界市場（株式、不動産、外国為替およびその他資産市場を含む。）の悪化は、当グループの顧客ならびに当グループが貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーに対して保有する担保に影響を与え、これは貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーを回収する当グループの能力に影響を与える可能性がある。

当グループが需要の落込みまたは予想を下回る収益に対応してコスト構造、商品、価格設定または営業活動を適合させられない場合、当グループの財務実績はまた悪影響を受ける。同様に、当グループが業務を行う国または地域における経済、全般的な事業環境または経営環境の悪化のために、予想を上回るコスト（与信費用および資金調達費用を含む。）を負担する可能性がある。

当グループおよびその顧客に影響を与えるその他の現在の経済状況には以下のものを含む。

- ・ オーストラリアおよびニュージーランドの商用および住宅用不動産市場の変化（リスク要因6.「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の弱体化は当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）
- ・ 天然資源に対する需要（同部門がオーストラリア経済の重要な担い手であり、同部門のアジア、とりわけ中国に対する巨額のエクスポージャーおよび中国経済の成長を考えた場合）（リスク要因7.「信用リスクは、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）

サイクロン（例えば、2017年3月のサイクロン・デビーおよび2018年3月のサイクロン・マーカスなど）、洪水、干ばつ、地震および世界的な流行病（これらに限定されない。）などの自然および生物学的災害、ならびにかかる災害が国内および世界において経済市場および金融市場に与える影響は、当グループが業務を行う国または地域の全般的な事業および経済情勢に悪影響を及ぼし、これがさらに当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある（リスク要因16.「将来の気候変動、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびにその他外因性事象の影響は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。

上記の政治、事業、環境または経済の状況の悪化のすべてまたはいずれかが、当グループの商品およびサービスに対する需要の減少、ならびに／または貸付およびその他債権のデフォルトや不良債権の増加の原因となる可能性があり、これが当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

3. 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループが業務を行う市場は非常に競争が激しく、一層競争が激化する可能性がある。競争リスクの原因となる要因には、下記に例を挙げるような、合併と買収、顧客のニーズ、好みおよび行動の変化、新規参入、新たな販売およびサービスの手法・技術の発達、競合相手による商品の一層の多様化ならびに銀行およびノンバンクの競合相手の業務を管理する規則などの規制変更が含まれる。

- ・ オーストラリアおよびニュージーランドの金融サービス部門における変更は、従来銀行が提供してきた支払い、住宅ローンおよびクレジットカードなどの商品やサービスをノンバンクが提供することを可能にした。デジタル技術およびビジネスモデルが顧客の行動および競争環境を変化させている。新興の競合会社は、新技術の利用を増やし、金融サービス部門における既存のビジネスモデルの分断を目指している。伝統的な金融サービス部門以外の既存会社が、銀行業免許の取得および／または既存の提供会社との提携などを含め、従来銀行が提供する商品およびサービスを提供することにより当グループと直接競争することを模索することもあり得る。
- ・ オーストラリアおよびニュージーランド以外の法域で設立された銀行は異なる規制基準に従っており、これらの銀行のなかには他より低いコスト構造をもつ銀行もあり、そのためこれらの銀行が当グループが業務を行う市場においてより高い競争力を持つこともあり得る。
- ・ 消費者および企業が、当グループがそれに関する金融サービスを提供しないことを選択する可能性がある（仮想通貨などの）新しい形態の通貨を利用した取引またはこれらの通貨への投資を行う選択をすることもあり得る。
- ・ オープン・バンキング（以下に定義する。）により競争が増す可能性がある。（リスク要因4、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）

顧客獲得競争の高まりは、当グループの純預貸利鞘の圧縮、あるいは顧客の勧誘と維持を目的とした広告費および関連費の増大につながる可能性もある。

当グループは貸借対照表の大部分の資金調達を預金に依存している。当グループは諸銀行およびその他金融サービス会社とかかる預金獲得のために競争する。預金獲得のための競争の高まりにより当グループの資金調達コストが増加しうる。当グループが預金獲得に首尾よく競争できない限り、当グループは他の、より安定していないまたはよりコストが高い形式の資金調達により大きく頼るか、貸付を削減せざるを得ないかもしれない。これは当グループの事業、業務または財務状態に悪影響を与える可能性がある。

競争のより激しい市場の状況における当グループに対する影響または当グループの事業プラットフォームを競争上不利にする技術の変動は、特に当グループの主要市場および商品においては、当グループの市場シェア、顧客および利鞘の大幅な減少につながる可能性があり、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

4. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を与える可能性がある。

当グループの事業および業務は厳しく規制されている。そのため、当グループは、事業を行いおよび／または資金調達を行う多くの法域においてかなりの法律、規則および方針に従っており、複数の異なる規制当局および監督当局の監督対象となっている。かかる法域には、オーストラリア、ニュージーランド、米国、ヨーロッパおよびアジア太平洋地域の国々が含まれている（ただし、これらに限定されない。）。

オーストラリアにおけるこれらの規制当局および監督当局には、とりわけ、オーストラリア健全性規制庁（APRA）、オーストラリア準備銀行（RBA）、オーストラリア証券取引所（ASX）、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）、オーストラリア取引報告・分析センター（AUSTRAC）、オーストラリア税務局（ATO）およびオーストラリア情報委員会事務所（OAIC）が含まれる。ニュージーランドにおいては、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）およびニュージーランド金融市場庁（FMA）が当グループのニュージーランド事業の監督監視を行っている。APRAおよびRBNZなどの健全性規制当局および監督当局が、当グループの事業に対して広範な行政上、実務上の権限および調査権限を有している。当グループはまた、オーストラリアおよびニュージーランド外の多くの機関による規制および監督に服している。

オーストラリアおよび当グループが事業および資金調達を行っているその他の法域において、当グループのような金融サービス・グループに対する規制および監督はますます広範囲にわたり、複雑になってきている。これは、特に、消費者信用および消費者保護（金融商品の設計および交付におけるものを含む。）、行動、資金調達、流動性、デリバティブ、自己資本比率、引当金繰入、競争、モーゲージ価格設定、報酬、プライバシー、データ保護、データ・アクセス、健全性要件、贈賄および汚職防止、マネーロンダリング防止および対テロ資金、経済制裁および貿易制裁ならびに執行役員の説明責任の分野において当てはまる。当グループのような金融サービス・グループの規制および監督に対して割り当てられる資金は近年増加している。

オーストラリアおよび当グループが事業を行うおよび資金調達を行うその他の法域における法律、規則および方針の変更は、当グループの事業、業務、財務状態および評判に重大な悪影響を与える可能性がある。かかる変更は、当グループの企業構造、事業、戦略、資本、流動性、資金調達、収益構造およびコスト構造、当グループの顧客のコストおよび信用の利用ならびにさらに広い範囲にわたる経済に影響を及ぼす可能性がある。法律、規則および方針の最近の変更の実例または将来の変更につながる可能性のある事象には、以下のものが含まれる（ただし、これらに限定されない。）。

- ・ **健全性規制に関する進展：**BCBSのパーゼル3の資本および流動性についての改正ならびにFSIの勧告に伴うADIの資本および流動性の枠組みのAPRAによる改正は、今後何年かにわたり継続して実施される予定である。

ADIの自己資本比率が「問題なく強固」であるべきだとするFSIの勧告に従い、2016年7月から、APRAは、信用リスクに対する内部格付（IRB）手法の使用を認められたADI（当グループを含む。）に対しオーストラリアの住宅モーゲージ・エクスポージャーの資本要件を引き上げた。それに続いて2017年7月19日に、APRAは、ADIが「問題なく強固」な自己資本比率を達成するために必要となる増資の額と時期に関するAPRAの決定の概要を記した情報文書を公表した。APRAは、オーストラリアの4大銀行（当グループを含む。）の場合、資本要件の引き上げにより、2016年12月の水準より平均で約100ベース・ポイントを上回る普通株式等Tier 1資本（CET1）の自己資本比率を増加させる必要になると予測している。より一般的にいうと、現行の自己資本比率の枠組みに基づき、基準（ベンチマーク）となるCET1比率が最低でも10.5%となることに相当する。また、APRAは、必要な場合、ADIは遅くとも2020年1月1日までに上記の自己資本比率のベンチマークを達成するための資本力の強化に向けた戦略を採り入れなければならないと述べている。

2018年2月、APRAは、2つの検討文書を公表し、以下についてAPRAの協議を開始した：

- － 「問題なく強固」な自己資本比率を生み出すための資本フレームワークの変更。検討文書では、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに関するリスクベースの資本アプローチについてのAPRAの提案が要約されており、これは2017年12月にBCBSがこれらの要件を最終化したことを受けたものである。これらの提案の最終形態は2020年後半にならなければ確定しないが、当グループは、現行の要件に対するいかなる変更の実施も、一定の資産クラスおよびその他のリスク（市場リスクおよびオペレーショナル・リスク等）のリスク・ウェイトの枠組みに対するさらなる変更につながると予想している。APRAは、リスク・ウェイトに対する変更がADIにさらなる増資を余儀なくさせるとは予想していないが、このことは最終的な要件次第でADIにより異なりうると発表した。
- － 上述のリスクベースの資本フレームワークの提案に対する補完としての最低レバレッジ比率要件の設定および適用。APRAは、4%の最低レバレッジ比率要件を提案している（パーゼルは最低3%）。

さらに、2018年8月、APRAは、ADIの資本フレームワークの透明性、国際的な比較可能性および柔軟性を向上させるための資本フレームワークの全体的な設計に対する調整に関する検討文書を公表した。この提案の焦点は、ADIの資本力水準を認識しつつ比較を容易にする資本比率の表示および金融ストレス時における監督の柔軟性を高める方法にある。以上についてのAPRAの協議が、2020年までに予定されている最終的な健全性基準に沿うよう現在行われている。APRAは、実施日を2021年にすることを提案しており、これはBCBSの提案よりも1年早く、段階的な取決めに伴わないものである。

APRAの健全性基準はまた、FSIの他の主要な提言を実施するための提案によりさらに補完される可能性があるが、これらはまだ公表されていない。損失吸収力に関して、2018年11月8日、APRAは「秩序ある破綻処理を支えるためのADIの損失吸収力の向上」と題する検討文書を公表した。この文書は、FSIの最終報告書の勧告3に対する応答であり、ANZBGL等の国内のシステム上重要な銀行（D-SIB）について、総資本要件をRWAの4%から5%の間に向上させることを提案している。当グループの2018年9月30日付のRWAが3,910億ドルであることは、総資本要件における増加分が約160億ドルから200億ドルであり、他の上位の資金調達において相当額の減少があることを示している。APRAは、D-SIBが主に追加的Tier 2資本によって要件を充足すると予想している。D-SIBは、新しい要件を2023年までに充足する必要がある。ANZBGLは、APRAと協議のうえ回答する予定である。文書中で示された提案に加えて、APRAは、決議計画に関する正式な枠組みを開発中であり、それについて2019年にさらなる協議を行うと述べた。

現在APRAとの協議に付されている複数の項目を前提とすれば、FSIによる最終的な結果は、APRAの健全性基準へのさらなる変更または当グループに対するその他の影響を含め、依然として不確実な状態である。APRAによる健全性基準のさらなる変更およびFSIによる最終的な結果が、当グループに対して維持することが要求される規制上の自己資本の水準の引き上げにつながり、当グループの柔軟性を制限し、多額の費用の発生をもたらし、1つ以上の事業ラインの利益性に影響を及ぼす可能性があり、このことが当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

BCBSの「パーゼル3」資本および流動性の改正は、今後何年間にわたり継続的に実施される予定である。BCBSは最近になってリスク加重資産（RWA）の算定における過剰なばらつきを低減に重点を置いたパーゼル3の枠組みの改正を完了させ、現時点では2022年より実施が予定されている。これらの改正は、上述の資本フレームワークの改正に関するAPRAの提案の基礎を成す。

- ・ **銀行役員説明責任体制（「BEAR」）**：2018年7月1日に発効したBEARは、ADIグループにおける最も上級かつ影響力のある取締役および役員に関する強化された責任および説明責任の枠組みである。BEARの制定が当グループにもたらす潜在的なリスクには、罰金の支払リスクならびに優秀な取締役および上級役員の誘因および維持能力に対するリスクが含まれる。
- ・ **2018年財政法改正法案（設計、交付義務および商品への介入権）**：オーストラリア政府は、オーストラリアにおける金融商品の設計および交付についての規制を強化し、ASICに商品に対する介入権を与えることを目的とした新たな法案を提案している。
- ・ **2018年金融部門法改正法（危機解決権限および関連施策）（「危機管理法」）**：同法は2018年3月に可決成立した。危機管理法は、銀行法（法律の中でもとりわけオーストラリアの金融機関に適用される。）を改正するもので、経営難の際における規制対象法人（およびその子会社）の秩序ある破綻処理を促進するAPRAの権限をさらに強化する。当グループに影響を与える可能性がある追加的権限には、従前はAPRAの規制対象となっていなかった当グループの法人に対する監視、管理および監督権限の強化、当グループ内の規制対象法人に対する法定管理権限の増加、ならびに規制された資本商品の転換または償却を法的に認めることを意図した変更が含まれる。
- ・ **マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法の遵守**：銀行の審査は、過去および継続中の2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（連邦法）の違反の申し立てに関連して他のオーストラリア主要銀行1行に対して2017年にAUSTRACによる民事上の罰則手続きが開始された後に増加した（リスク要因5.「マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響が及ぶ可能性がある。」を参照のこと。）。
- ・ **銀行税**：オーストラリア政府は、2017年7月1日から当グループを含む一定の大銀行に対して負債に対する課税（「大手銀行税」）を実施した。オーストラリア政府が大手銀行税を引き上げる、またはオーストラリアの州と特別地域の政府が同様の課税を導入するかもしれないリスクが存在し、これが当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・ **責任ある消費者向け融資**：近年において責任ある消費者向け融資に関する規制政策は大きな進展を見せ、監督は大幅に強化されており、事業慣行の見直しと変更が引き続き推進されている。責任ある消費者向け融資に関する進展および監督の結果、さらに法、規制または政策が改正された場合、かかる見直しおよび変更により当グループの事業、評判および財務状態に悪影響が及ぶ可能性がある。
- ・ **国会審議**：いくつかのオーストラリア政府によるオーストラリアの4大銀行に関する審議が進行しており、これにより規制変更が行われ、またはそれ以外の規制その他の措置が行われる可能性があり、当グループに悪影響を及ぼすことがあり得る。
- ・ **金融制度審議会報告書**：金融制度審議会（FSI）の最終報告書（2014年12月7日に公表）において、2013年の後期にオーストラリア政府が実施したオーストラリアの金融制度に対する包括的な調査の結論が下された。FSIの最終報告書は広範にわたる勧告を含んでいた。オーストラリアでは、とりわけ、オーストラリアのADIが「問題なく強固」な自己資本比率を確保するための資本基準の設定を含め、オーストラリアの金融システムの回復力を高めることを目的とするFSIの最終勧告の実施は、APRAが責任を負う。
- ・ **オーストラリア消費者法**：オーストラリアの国会は、2018年8月23日にオーストラリア消費者法の改正を可決した。とりわけ、かかる改正により、2018年9月1日より消費者法違反に対する罰金が引き上げられた。この罰金の引き上げは、非良心的行為、商品またはサービスに関する虚偽表示または不当表示、不当営業行為、消費財、商品関連サービスおよび情報基準の安全性に関して行われた。

- ・ **ASICへの資金提供の増額**：2018年8月7日、オーストラリア政府は、オーストラリアの消費者保護に向け、金融サービス業界およびあらゆる企業における不正行為に対抗するために必要な資金と権限をASICが有することを目的として、ASICに対してさらに7,010万ドルを供給する旨を発表した。
- ・ **ASICの執行法案**：2018年9月26日、オーストラリア財務省は、2018年財政法改正法案（ASICによる執行）を公表し、ASICの強制審査作業部会の勧告に従い企業および金融部門の不正行為に対する罰金の強化を提案した。
- ・ **ASXガバナンス原則および勧告**：2018年5月2日、ASXは、そのコーポレート・ガバナンス評議会による原則および勧告に関する第4版の協議草案を公表した。提案された改正の対象は広範囲に及び、これらが施行された場合には上場企業のコーポレート・ガバナンスにおける大幅な変更を伴うことになる。ASXに対する改正案の提出は締め切られたが、これらの案についての議論は2018年いっぱいまで続けられるものとみられる。同評議会は、2019年初頭に最終版を公表する予定であり、2019年7月1日より新たな原則および勧告が適用される。
- ・ **2018年財政法改正法案（消費者データに関する権利）（「オープン・バンキング」の施行）**：オープン・バンキングは、提案されているオーストラリアにおける新たな消費者データに関する権利の一つおよび生産性委員会によるデータの利用および使用の調査における主要な勧告の一つとなっている。オープン・バンキングは施行された場合、消費者に対して、オープン・バンキング審査により勧告を受けたすべての商品に関する自分のデータへのアクセスおよび管理を許可することになる。政府提案に基づき、オーストラリアの主要銀行（当グループを含む。）は、様々な商品に関するデータを利用可能にさせる必要があり、2019年7月1日までにクレジットカードおよびデビットカード、預金口座ならびに取引口座、2020年2月1日までに住宅ローンが対象となる。オープン・バンキング審査により勧告を受けたすべての商品に関するデータが2020年7月1日までに利用可能となる。提案されているオープン・バンキングの施行は、オーストラリア議会における法案の可決を条件とする。オープン・バンキングにより競争が促進される可能性があり、これが当グループの事業、業績および財務状態に悪影響を与える可能性がある。
- ・ **国外における進展**：上記のBCBSの改正に加えて、当グループが事業を行うおよび資金調達を行うオーストラリア国外のさまざまな法域の当局により、金融機関に対する重要な規制上の変更を盛り込んだその他一連の規制が発表されている。これらの変更には、とりわけ以下が含まれる。
 - － ANZニュージーランドの資産に関してRBNZの自己資本規制強化の見込みを提言する最近のRBNZの協議文書に伴う、現地で設立され登録されたニュージーランドの銀行に適用される自己資本比率の枠組みの見直し。これらは、当グループの資本測定とAPRAが設定する最低要件とに分けられる。
 - － 米国金融規制（ドッド・フランク法に対する将来の法改正およびボルカー・ルールの将来の改正を含む。）の変更の提案
 - － シンガポールおよび香港における上級執行役員の説明責任の変更
 - － ヨーロッパにおけるさらなるデータ保護規制の導入（2018年5月25日に発効した予定の一般データ保護規則を含む。）
 - － ヨーロッパ経済圏における第二次金融商品市場指令

- － 英国の犯罪資金調査法案（域外適用もされる。）の改正、および
- － さまざまな法域における非清算OTCデリバティブの当初証拠金要件の第4および第5段階の実施

また、英国および欧州の規制当局は、「Brexit」の結果、重要な規制変更を提案する可能性があるが、それが当グループに影響を及ぼす可能性がある。

現在オーストラリアの金融サービス業界に対する監督は強化されており、オーストラリア政府、その他の規制機関および議会が同業界に対する審査および調査を次第に開始している。例として以下が挙げられる。

- ・ **王立委員会：**銀行・退職年金・金融サービス業界における不正行為調査のための王立委員会が2017年12月14日に設置された。王立委員会は、2019年2月1日までに最終報告書を提出するよう求められている（2018年9月28日に中間報告書を提出した）。王立委員会は、コストの増加につながる可能性があるとともに、さらなるエクスポージャーをもたらすこともありうる。これには、さらなる規制活動に伴うエクスポージャー、またはクラス・アクション、個別請求、顧客救済もしくは補償行為等の潜在顧客エクスポージャーが含まれる。これらの潜在的エクスポージャーの結果および関連する費用の総額は不明である。詳細については、「第2 企業の概況－3 事業の内容－(6)監督および規制－オーストラリアーオーストラリアの規制上の動向－王立委員会」を参照のこと。
- ・ **生産性委員会：**オーストラリア政府の独立の調査および顧問機関である生産性委員会は、オーストラリアの金融システムにおける競争についての調査を行った。2018年8月3日、生産性委員会は最終的な報告書を公表した。この最終報告書を受けてのオーストラリア政府の対応が規制変更につながる可能性があり、これが当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。
- ・ **モーゲージ価格調査：**2017年5月9日、連邦財務相はACCCに対して、大手銀行税による影響を受けるADIが住宅モーゲージ商品に関して課している、または課すことを提示している価格について調査を行うよう命じた。2018年12月11日に最終報告書が発表された。報告書の結果によっては、競争に関する政策の変更または規制上の監視の強化につながる可能性がある。
- ・ **外国為替に関する調査：**2018年10月2日、ACCCは、外国通貨両替サービスに対する調査を開始した。ACCCは、外国通貨両替サービスの提供者間における価格競争について調査し、効果的な競争における障害が存在するかについて検討した。ACCCは2019年5月に連邦財務相に対して最終報告書を提出する予定である。

当グループが業務を行うおよび資金調達を行う法域における当グループによる法律、規則および方針の不遵守は、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。これらには、規制上の調査、法律上もしくは規制上の制裁、財務損失もしくは評判の喪失、訴訟、罰金、刑罰、当グループが事業を行う能力の制限、関連する規制上の免許の取消し、停止もしくは変更またはその他の強制執行もしくは行政処分もしくは合意（強制執行可能な約束など）が含まれることがある。上記の不遵守が発生すれば、当グループは第三者（集団訴訟手続きによるものを含む。）からの訴訟リスクにさらされることになる。訴訟（集団訴訟手続きを含む。）の結果により、第三者への補償金の支払いおよび／またはさらなる救済行為につながる可能性がある。当グループの訴訟および偶発債務に関する情報については、リスク要因28、「訴訟および偶発債務は当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。」および「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の注記33を参照のこと。

5. マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響が及ぶ可能性がある。

マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁遵守は、近年、重要な規制上の変更および執行の対象となっている。当グループが業務を行う環境が複雑さを増すことによって、これらのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスのリスクが高まってきている。さらに、世界の銀行によるコンプライアンス違反および関連する罰金および和解金額の増加傾向は、これらのリスクが引き続き当グループが注視する分野であることを意味する。過去および継続中のALM法の違反の申し立てに関連してオーストラリア主要銀行の1行に対して2017年にAUSTRACによる民事上の罰則手続きが開始されたのに伴い、当グループを含む他のオーストラリアの銀行に対する規制上の監視が厳しくなる可能性があり、また、マネーロンダリング防止規制の枠組みに対する大幅な変更が行われる可能性がある。変更（もしあれば）の全容は明らかになっていないが、当グループが法規制の順守に関する追加費用を負担する可能性もあり、これが当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

マネーロンダリング防止、テロ資金対策および制裁関連法の非遵守リスクは、当グループの規模および複雑性を鑑みると、引き続き高い。例えば、仮想通貨などの新興技術においては資金の流れを監視する当グループの能力が制限される可能性がある。マネーロンダリング、贈賄およびテロ資金調達に対抗し、経済制裁を確実に遵守するための強固なプログラムを実施できないと、当グループおよびその従業員にとって財務上、法的および評判上深刻な結果を招く可能性がある。かかる結果には、罰金、刑事上および民事上の罰則、民事訴訟、評判への損害および一定の法域で事業を行うことの制限を含む可能性がある。これらの結果によっては、個別または集团的に、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響が及ぶこともあり得る。当グループの海外業務により、当グループを規制当局による強化された監視下に置かれ、法令順守コストが増加する可能性がある。

6. オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の弱体化は当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

住居用および商業用不動産への融資は、不動産開発および投資不動産向け融資とともに、当グループの重要な事業である。当グループの貸付ポートフォリオの主要なサブ・セグメントには以下が含まれる。

- ・ 住宅ローン（自己所有および投資）
- ・ 商業用不動産ローン

2009年以降、世界の主な中央銀行は先例のない金融刺激策に乗り出した。結果として、利回りを求める資金の影響により、当グループの中核的な不動産管轄区域（オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールおよび香港）の不動産現物市場は引き続き牽引されている。2018年度まで完成した賃貸用不動産の価値および居住用住宅の価格（特にオーストラリア・メトロ東沿岸都市圏およびニュージーランド市場）は安定的に上昇したが、ここ数か月において下降し始めている。もし当グループの監督当局が当グループの住宅貸付または商業貸付業務に影響を与える監督手段を課した場合、またはオーストラリアの住宅価格もしくは商業用不動産価格が沈静化もしくは評価額が低下した場合は、当グループの住宅および商業用不動産貸付商品に対する需要が減り、これにより当グループの事業、業務および財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

資産価格の下落は顧客およびカウンターパーティーならびに当グループがローンに対して保有する担保（住宅用不動産および商業用不動産を含む。）の価値に影響を与える可能性があり、これは顧客またはカウンターパーティーが債務不履行となった場合、当グループに返済されるべき金額を回収する当グループの能力を損なう可能性がある。例えば現地経済もしくは世界経済におけるある事象もしくは一連の事象または市場価値に対する信頼の欠如により引き起こされるオーストラリアおよびニュージーランドの住宅評価額の著しい減少は、生活費の増加、金利の上昇および／または失業率の上昇と共に、当グループの住宅貸付業務に悪影響を与える可能性がある。住宅ローンの場合、高水準のレバレッジを有する顧客は、債務不履行となる傾向が高く、かかる不履行の場合、担保価値が減少し、当グループがより大きな貸倒損失を負う原因となり、これは当グループの財務実績に悪影響を与える可能性がある。当グループの住宅貸付商品に対する需要も、買主の価値低下に関する懸念または金利上昇に対する懸念により減少する可能性があり、このため潜在的な住宅所有者および投資家にとって当グループの貸付商品の魅力が減少する可能性がある。住宅用家屋の価格の著しい下落はまた、これらの住居の購入を事前に約定した顧客がその契約を履行できないもしくは履行を望まず、当グループがこれらの住居を損をして転売せざる得ない場合、当グループの住宅開発ポートフォリオに損失をもたらす可能性がある。

当グループの商業用不動産ローンのポートフォリオは、特に資産価格の下落、賃借権リスクおよび受渡しリスクの影響を受けやすく、これが貸倒損失の増加、借換えリスクおよび担保価値の悪化を招く可能性がある。商業用不動産の評価額の著しい減少または当グループが事業を行う商業用不動産市場の著しい低迷の結果、新規貸付の機会が減るまたは回収率が低下する可能性があり、これが当グループの事業、業務および財務状態に重大な悪影響を与える恐れがある。

7. 信用リスクは、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

金融機関として、当グループは、カウンターパーティーがその契約債務を履行することができない、あるいは履行を拒否する結果として起こり得る信用関連の損失を被る場合を含め、取引相手への信用供与に関するリスクに晒されている。信用損失によって、金融サービス機関が重大な損失を被るか、場合によっては破綻するようなケースがこれまでも生じており、また生じる可能性がある。当グループはまた、特定の状況において第三者に対する権利が強制履行できない可能性があるリスクに晒されており、これが信用損失につながる可能性がある。当グループの信用供与のエクスポージャーに重大な信用損失が生じる場合、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

全般的、または特定の産業部門あるいは地理的地域であれ、または自然災害であれ、好調でない事業あるいは経済情勢によって、顧客またはカウンターパーティーは合意条件に従い債務を履行できない可能性がある。

例えば、当グループの顧客またはカウンターパーティーは、以下のようなエクスポージャーに晒されている。

- ・ オーストラリアの天然資源部門の当グループの顧客およびカウンターパーティー。特に中国経済の景気後退の長期化に晒されている者は、天然資源価格の下落により大きくマイナスの影響を受ける可能性がある。
- ・ 配電網、港湾、道路および鉄道網といった旧政府保有で現在は民営化された資産は、かかる投資の資本の価値および利益が政府の規制方針の変更、金利および為替レートの変動の影響を受けやすいため、これらの資産の価値が歴史的にみて高いレベルに達する場合には重大な悪影響を受ける可能性がある。当グループを含む銀行は、かかるリスクを管理するための長期の金利および為替のヘッジを提供している。かかる長期のヘッジのエクスポージャーは、アウト・オブ・ザ・マネー（損失含み）のポジションのための担保契約では保護されないような変動しやすい時価評価の性質を帯びている。カウンターパーティーの支払不能により、当グループはカバーされていない多額のデリバティブ債務のエクスポージャーを持つ可能性がある。

- ・ オーストラリアおよびニュージーランドの酪農の当グループの顧客およびカウンターパーティー。伝統的市場へ販売をしているその他先進国の牛乳の過剰生産に特に晒されており、これは商品価格の低下により大きく悪影響を受ける可能性がある。

また、当グループが締結した一定のデリバティブ、クリアリングおよび決済契約により、ならびにその他の銀行、金融機関、会社、政府および政府機関の財務状態が世界金融市場の経済状況の影響を受ける場合、かかる機関が発行した債券のディーリングおよび保有により、信用リスクが発生する可能性がある。

信用関連損失のリスクはまた、当グループが業務を行っている経済圏における金融情勢状況の悪化、当グループが業務を行っている市場における長引く高水準の失業率、他通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの下落によるオーストラリアおよびニュージーランド向けの輸入品の高騰、当グループのカウンターパーティーの財務状態の悪化、当グループが担保として保有する資産価値の低下、当グループが有するカウンターパーティーの証券および債務の時価の悪化を含む様々な要因によっても増加する可能性がある。

さらに、顧客および／またはカウンターパーティーと与信取引を行うかあるいは他の取引を行うかを判断するにあたり、当グループは、財務諸表およびその他の財務情報を含む、顧客および／またはカウンターパーティーあるいはその代理により提供された情報に依拠する。また、当グループはそれらの情報の正確性および完全性に関しては顧客および独立顧問による表明に依拠する可能性がある。当グループの財務実績は、不正確あるいは著しく誤解を招く恐れのある情報に依拠する場合、マイナスの影響を受ける可能性がある。

当グループは貸倒れをカバーするための引当金を保有している。これらの引当金の額は、現在の情報に基づき、当グループの貸付ポートフォリオに内在する減損の程度を評価することによって決定される。この過程は、当グループの財務状態および業績に不可欠なものであるが、どのように現在および将来の経済情勢が借入者の貸付金返済能力を損ねるかという予想を含む、主観的で複雑な判断を必要とする。しかし、評価が行われる情報が不正確であると証明された場合、または当グループが情報を正確に分析できない場合、貸倒れの引当金は不十分である可能性があり、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与えかねない。

8. 当グループの資本基盤の管理における課題が要因となり、自己資本比率におけるボラティリティが高まる可能性があり、当グループの業務および財務状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの資本基盤は、当グループの事業を管理し資金を調達する能力において不可欠である。当グループの健全性規制機関は、APRA、RBNZならびに米国、英国およびアジア太平洋諸国の様々な規制機関を含むがそれらに限定されない。当グループは、適切な規制目的上の自己資本を維持することを主たる監督機関であるAPRAにより義務付けられている。

現在の規制上の要件のもとでは、リスク加重資産および予想貸付損失はカウンターパーティーのリスク度合いの悪化に従い増加する。これらの規制目的上の自己資本の要件は、ストレス時の利益減少による資本の減少の影響を強める傾向にある。その結果、自己資本比率におけるボラティリティがより高まる可能性があり、当グループが追加資本の調達を求められる可能性がある。必要とされる追加資本が利用可能であるか、または合理的な条件で調達可能であるかについては確実ではない。

当グループの自己資本比率は、(i) 収益低下（非連結となった子会社（例えば、保険および資産運用事業子会社）ならびに関連会社への投資からの配当減少を含む。）、(ii) 資産の伸び増加、(iii) リスク加重資産または為替換算調整勘定に影響を与える、当グループが業務を行う他通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドル価値の変化、ならびに(iv) 事業戦略の変化（買収、事業売却および投資または資本集約的事業の増加を含む。）などの数々の要因に影響を受ける可能性がある。

APRAは現在バーゼル3に対応するための健全性基準を実施している。一定の他の監督当局は、銀行、資産運用会社および保険会社の流動性および自己資本比率をとりわけ強化することを目指す規制（バーゼル3を含む。）を実施しているか、もしくは実施の過程にあるが、これらの規制が意図された効果をすでにもたらしめている、または将来もたらすという確証はない。これらの規制の一部は、規制変更（他のFSIの勧告に対するAPRAの対応、APRAの「問題なく強固」な自己資本要件からのさらなる変更またはBCBSの要件から生ずるものを含む。）から生ずるリスクとともに、リスク要因4、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を与える可能性がある。」の項目に記載される。

9. 当グループの信用格付は変更される可能性があり、資本およびホールセール資金を調達する当グループの能力に悪影響を与え、新規貸付を抑制する可能性があり、これにより当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を受ける可能性がある。

当グループの信用格付は、資本およびホールセール資金調達の利用およびコストの両方に顕著な影響を与える。信用格付は信用格付機関によっていつでも撤回、限定、修正または保留されることがある。格付のアウトルックもいつでも変更される可能性がある。格付機関が信用格付および格付のアウトルックを決定するために用いる方法も、法的もしくは規制上の変更、市場の動向またはその他の理由に対応し、修正される可能性がある。

当グループの信用格付または格付のアウトルックは、オーストラリア連邦の信用格付の変更または本書に記載された1つ以上のその他のリスクまたはその他の理由により、いつでも修正される可能性がある。

さらに、当グループ（および世界のその他銀行）が発行する個別の証券（一定のTier 1資本およびTier 2資本証券ならびにカバード・ボンドを含むがそれらに限られない。）の格付は、かかる商品に対する規制要件および格付機関が利用する格付方法論の変化によってその時々に影響を受ける可能性がある。

当グループの将来の信用格付または格付のアウトルックの引き下げまたは引き下げの可能性により資本およびホールセール債券市場の利用が制限される可能性があり、これは資金調達コストを増加させ新規貸付高の抑制につながると同時に、カウンターパーティーが当グループと取引しようとする意思に影響を与える可能性があり、これにより当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を与える可能性がある。

信用格付は、関連格付機関が当グループの募集する証券への投資を奨励するものではない。

10. オペレーショナル・リスク事象は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、社内手続き、人員およびシステムの不適切もしくは障害、または外的事象から生ずる損失リスクおよび／または法の不遵守に関するリスクである。この定義には法的なリスクならびに社内手続き、人員、システム、データ管理およびデータの整合性の不適切もしくは障害から生じる評判の喪失または損害リスクを含むが、戦略的なリスクは含まない。

オペレーショナル・リスクは、一貫してリスクを測定および比較するため、リスク事象別のカテゴリーへと通常分類される。カテゴリー別のオペレーショナル・リスク事象の例は以下のとおりである：

- ・ 内部不正行為：他者に属する財産を得るため、自ら財政的利益を得るためまたは当グループもしくはその他の者に財政的な不利益を与えるために詐欺または不正による行為を行う従業員、請負業者または当グループの内部関係者が関与した不正行為。これには、ファイナンシャル・プランナーおよび／またはANZが所有もしくは支配しているディーラー・グループの権限ある代表者（およびその従業員）を含む。

- ・ 社外の詐欺：一般的にはデジタル・バンキング、貸付およびカード商品に関連して当グループ外部から生じた不正行為もしくは企て。具体的な脅威は、経済利益を獲得するためのATMスキミング、マルウェアおよびフィッシング攻撃ならびに不正アプリおよび不正取引を含む。
- ・ 雇用慣行および職場の安全：従業員関係、多様性および差別、ならびに当グループの従業員の健康および安全へのリスク。
- ・ 最高経営責任者（CEO）および最高経営責任者のマネージメント・チームを含む主要スタッフの喪失または人材の不適切な管理。
- ・ 顧客、商品および事業慣行：市場操作または反競争的行為、開示義務の不遵守、商品瑕疵、誤った助言、マネーロンダリングおよび顧客情報の悪用または不正な開示のリスク。
- ・ 事業の中断（システムの不具合を含む。）：当グループの銀行業務システムが中断または障害を起こすリスク。
- ・ 物的資産への損害：自然災害またはテロもしくは破壊攻撃が当グループの建物または不動産に損害を与えるリスク。
- ・ 遂行、提供および手続き管理：とりわけ不適切もしくは不十分に設計された社内手続きに起因する当グループの従業員による手続上の過誤、または標準手続きの不十分な遂行、ベンダー、サプライヤーもしくは外部委託提供者のミスまたは報告義務違反による過誤の結果として生じる損失に関連する。

当グループのオペレーショナル・リスク事象の最近の事例には、オーストラリア部門の商品見直し、不適切な助言の提供および旧関連ディーラー・グループ内にサービスが提供されなかったことなどがある。これらの事象に関する是正コストについては、下記「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－B.当グループの業績－(1)現金利益－その他の重大／重要項目（継続事業）－顧客救済」を参照のこと。

オペレーショナル・リスク事象による損失は、当グループの事業、業務、および財務実績に悪影響を与える可能性がある。かかる損失には罰金、刑罰、資金もしくは資産の損失もしくは盗難、訴訟費用、顧客補償、株主価値の喪失、評判の喪失、人命損失もしくは負傷ならびに資産および／または情報の損失を含む。

11. レピュテーション・リスクに関する事象は、業務上の不履行および規制の不遵守とともに、レピュテーション・リスクを引き起こす可能性があり、これが当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

レピュテーション・リスクは、外部の事象または業務上の不履行および規制の不遵守を含む当グループの行為の結果として生じる可能性があり、当グループに対する一般（当グループの顧客を含む。）、株主、投資家、規制当局または格付機関の認識に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループの評判に関するリスク事象の影響は、リスク事象そのものの直接的なコストを上回る可能性があり、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの慣行の一つが社会の期待に応えることができなかった場合、当グループは評判から生じる損害を被る可能性がある。これらの期待は適用法に従うために必要な基準を超えて求められることもあるため、当グループは法的義務を果たしている場合でも評判による損害を被る可能性がある。社会の期待と当グループの慣行との相違は、商品およびサービスの開示の慣行、価格設定方針ならびにデータの利用を含め、多くの状況で発生しうる。さらに、当グループの評判は、広範な金融サービス業界に対する社会の認識により悪影響を受ける可能性がある。

また、一定の業務上の不履行および規制の不遵守がレピュテーション・リスクを生じさせる可能性がある。かかる業務上の不履行および規制の不遵守には、以下が挙げられる（ただし、これらに限定されない。）。

- ・ 身元確認義務の充足に関する不履行
- ・ 新商品の開発に関する新たに発生する不履行
- ・ 継続中の商品モニタリング活動に関する不履行
- ・ ターゲット市場外で商品販売を行う際の適合性要件に関する不履行
- ・ 市場操作または反競争的行為
- ・ 開示義務の不遵守
- ・ 不適切な危機管理／危機的事象への対応
- ・ 不適切な顧客苦情処理
- ・ 不適切な第三者との取決め
- ・ プライバシーの侵害、および
- ・ 不測のリスク（例えば、信用、市場、オペレーショナルまたはコンプライアンス）

当グループの評判に対する損害は、当グループの収益性、規模および資金調達費用、規制当局による監視の強化ならびに新規事業機会の獲得可能性への悪影響など、広範囲に影響を及ぼす可能性がある。当グループの評判が損なわれる場合、当グループが顧客を引き付け維持する能力もまた悪影響を受ける可能性があり、これは当グループの事業、業務およびまたは財務状態に悪影響を与える可能性がある。

12. 行為に関連するリスク事象または行動は、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、行為に関連するリスクを当グループが事業活動を行うにあたり、消費者の利益、金融市場の一体性および地域社会の期待を当グループ、従業員または代理人が適切に考慮しないことから生じる損失または損害のリスクとして定義している。

行為に関連するリスクは以下から生ずる可能性がある。

- ・ 不相応または不適切な助言（例えば顧客のニーズ・目標またはリスク選好に適合しない助言）の提供。
- ・ 商品もしくはサービスに関する不正確な説明もしくは開示、または顧客に対してリスクおよび利益について十分な情報を提供しないこと。
- ・ 条件、開示、提案および/または助言に従った商品の特徴および利益の伝達ができないこと。
- ・ 利益相反を適切に防止または管理することができないこと。
- ・ 販売および/または販売促進プロセス（販売促進、販売および/または助言提供に従事するスタッフのインセンティブおよび報酬を含む。）。
- ・ 当グループの方針および基準から外れた、信用の供与。
- ・ 当グループの方針および基準から外れた、金融市場における取引活動

当グループは、自身が業務を行う国において、助言、マーケティングおよび販売慣行に関する顧客の保護を規定する各種法制度に基づく規制を受けている。これらには、利益相反の適切な管理、金融商品およびサービスについて助言を行うことが認められるスタッフの適切な認定基準、開示基準、顧客/商品の適合性の適切な査定を確保する基準、品質保証業務、適切な記録管理、ならびに苦情および紛争の管理手順を含むが、それらに限定されない。

世界的に、行為に関連するリスクに対する規制当局および地域社会の関心は増してきている。オーストラリアでは、王立委員会が金融サービス会社による不正行為の調査のために設置されたのが例として挙げられる（リスク要因4. 「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因28. 「訴訟および偶発債務は当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと）。

行為に関連するリスク事象は、当グループに規制当局の措置、銀行業免許への制限もしくは条件および/または評判への影響をもたらすこともあり、それにより当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響が及ぶ可能性がある。

13. ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの実施の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これは当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループおよびそのサービスの提供（デジタル・バンキングを含む。）は情報技術（IT）システムに大きく依存している。そのため、これらのITシステムまたは当グループが使用もしくは依存するサービスが、ハードウェアまたはソフトウェアの障害および不正アクセスまたは使用により機能しなくなるリスクがある。

当グループの日常業務の大半はコンピュータ化されており、ITシステムは顧客との効果的なコミュニケーションを維持する上で不可欠である。当グループはまた、ITシステムに対する脅威が進化し続けておりサイバー上の脅威および攻撃リスクが高まっていることを認識している。攻撃に使用される技術は高度に複雑化され、また、攻撃を続ける者は十分に資金が供給されている可能性があるため、当グループはすべてのサイバー上の脅威に起因する混乱を防止または最小化する効果的な措置を予想または実行できない可能性がある。晒されるシステム・リスクには、ITシステムあるいはデータセンターの設備の全体もしくは部分的な障害や、特に業界の進展に対して遅れをとることによって生じる社内および第三者のITシステムの不備、ならびに成長に効果的に対応し、不正アクセスを防止し、既存および将来的な買収および提携を統合する既存システムの能力の欠如を含む。

これらのリスクを管理するために、当グループは然るべき場所に災害復旧およびITガバナンスを有している。しかし、この点について当グループが取っている手段が効果的となるという保証はなく、これらのシステムのいずれの障害も事業の中断、顧客の不満、法律上もしくは規制上の違反と責任、および最終的に顧客の喪失、金銭的補償、評判の失墜、および/あるいは当グループの競争的地位の弱体化を招きかねず、これは当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

さらに、規制上の要求を満たし、情報セキュリティを確保し、当グループの顧客向けデジタル・バンキング・サービスを強化し、当グループの事業の様々なセグメントの統合を支援することを一部目的として、当グループには、継続的に新しいITシステムを更新・実施する必要がある。例えば、当グループはモバイル機器を利用して行う顧客取引について声紋認証を最近導入し、業界における新決済プラットフォームを導入し、新たなオープン・バンキング制度の実施に向けて取り組んでいる。当グループは、これらのプロジェクトを効果的に実施したり、それらを効率的に実行したりできないかもしれないが、それによってプロジェクト費用の増加や規制要件遵守能力の遅延、当グループの情報セキュリティ管理の失敗、あるいは当グループの顧客に対するサービス能力の減退を招く可能性がある。ANZニュージーランドは多くのITシステムの供給について当グループに依存しており、当グループのシステムにおける不備が直接ANZニュージーランドに影響を及ぼす可能性がある。

14. サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を与える可能性がある。

情報セキュリティとは、情報およびITシステムを不正なアクセス、使用、開示、中断、修正、閲覧、調査、記録または破壊から守ることを意味する。銀行として、当グループは、オーストラリア、ニュージーランド、インド、アメリカ合衆国、ヨーロッパ、シンガポールおよび中国を含め、その顧客およびその内部業務について相当量の個人情報および機密情報を扱う。

当グループは多数の国で業務を行い、例えば政治的脅威またはテロリストもしくは犯罪組織による標的型サイバー攻撃が増大している一部の国においては、当グループのシステムに対するリスクは本質的により高くなる。

当グループは、当グループの情報セキュリティ方針の策定および実施を担当する情報セキュリティの専門家チームを雇用している。当グループはまた、その代理で情報を処理および管理するために第三者を利用しており、かかる第三者の失敗により当グループの事業に悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、ITシステムへの脅威が継続して進展していることならびにサイバー攻撃の脅威（サイバー不正アクセス、高度な持続的脅威、分散型サービス妨害、マルウェア（破壊工作ソフト）攻撃およびランサム攻撃を含むがそれらに限られない。）およびかかる攻撃のリスクが高まっていることを認識しているが、当グループは、かかるリスクに適切に対処し軽減する方針および手続きを策定できない可能性がある。そのため、当グループおよび／またはその顧客の情報が不正にアクセスされたり、不適切に配布されたり、または違法にアクセスもしくは盗難される可能性がある。

当グループは、すべての情報セキュリティの脅威により生じる可能性のある損害を阻止または軽減するための効果的な手段を使用される技術が非常に高度であり、攻撃を永続する者に十分資金力があるために、予期または実施することができない可能性がある。当グループのITシステムの不正アクセスまたは当グループの機密情報の不正使用は、当グループの業務の中断、プライバシー法違反、規制上の制裁、法的訴訟および補償請求または当グループの市場での競争的地位へのダメージとなる可能性があり、これは当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を与える可能性がある。

15. 電力市場およびガス市場の混乱は当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

2016年中および2017年中、リテール用、商業用および産業用の電気およびガスの使用者に影響を与えた様々な出来事がオーストラリアにおいてあった。かかる出来事には、ビクトリア州のヘーゼルウッド石炭発電所の閉鎖、南オーストラリア州での停電およびクィーンズランド州の液化天然ガス（LNG）の輸出需要が含まれる。

これらの出来事の一部の結果、電力価格およびガス価格の上昇ならびに電力およびガス市場の混乱が発生した。価格の高止まりにかかる費用は事業や消費者に影響を及ぼす可能性がある。事業者がかかる増加費用を顧客に転嫁することができない可能性があり、これが当グループの顧客に関連した信用リスクにつながる可能性もある。消費者向けの電力費用の増加によって、消費が減り、間接的に商品やサービスに対する需要が影響を受け、事業の収益性が低下するかもしれない。また、電力費用の増加は消費者物価指数（CPI）を引き上げ、金利の引上げ設定につながる可能性もある。

オーストラリア連邦政府および南オーストラリア州政府は、混乱の最小化に向けた支援のためにエネルギー貯蔵スキームに対する投資を行っている。オーストラリア連邦政府はまた、地方市場に対するガス供給を維持するための法律を制定した。エネルギー・ネットワークにおける将来的な混乱は、エネルギー供給チェーンにおける当グループの信用エクスポージャーに悪影響を及ぼす可能性がある。

上記のような影響は、当グループの顧客またはかかる顧客に供与された信用ファシリティにかかる当グループの担保状況に悪影響を与え、これにより当グループの事業、業務および財務状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

16. 将来の気候変動、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびにその他外因性事象の影響は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループおよびその顧客は、気候関連事象（気候変動を含む。）に晒されている。これら事象には、暴風雨、旱魃、火災、サイクロン、ハリケーン、洪水および海面水位上昇が含まれる。当グループおよびその顧客はまた、地質学的事象（火山地震活動または津波を含む。）、植物、動物および人間の疾病もしくは世界的な流行病などのその他の事象にも晒される可能性がある。

その深刻さによっては、これらの事象は一部地域のまたは当グループのサービスの提供を一時的に中断または制限する可能性があり、また当グループの財務状態または顧客に対する信用ファシリティに関連する当グループの担保状況に悪影響を与える可能性もあり、これが当グループの業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

17. 流動性および資金調達リスクに関する事象は、当グループの財務実績、流動性、資本の源泉、事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

流動性リスクは、当グループが預金者への支払や満期になったホールセール債券の支払を含め、期日どおりに支払債務を履行することができない、または当グループが資産の増加に対して資金調達能力が不十分であるというリスクである。流動性リスクは、資金収入と資金支出の間のタイミングのミスマッチのため、すべての銀行業務に内在するものである。

低下した流動性は、当グループの借入コストの増加につながり、新規貸付量を抑制する場合があります、それにより当グループの収益性が悪影響を受ける可能性がある。当グループに対する投資家の信頼の悪化によって、当グループの借入コストならびに当グループの現在の業務および資金調達は重大な影響を受ける可能性がある。

当グループは、資金調達義務を履行するため、また当グループの事業を全般的に維持あるいは成長させるため、オーストラリアおよびオフショア市場内で顧客預金およびホールセール資金調達を含む様々な調達源から資金を調達する。流動性ストレスの時期において、当グループに対する市場の信頼が損なわれた場合、またはオーストラリア内外からの資金調達が利用できないもしくは抑制された場合に、当グループの資金調達源および流動性を利用する能力は、抑制される可能性があり、流動性リスクに晒されることになる。これらのいずれの場合も、当グループは代替的な資金調達を探すことを余儀なくされる可能性がある。かかる代替資金調達手段の利用可能性、および利用可能な条件は、そのときの市場状況および（オーストラリアのソブリン信用格付に強い影響を受ける）当グループの信用格付等の様々な要因に依存する。たとえ利用可能であっても、これら代替資金調達手段のコストはこれまでより高いもしくは不利な条件であるかもしれず、当グループの財務実績、流動性、資本の源泉、事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

2007年の世界金融危機の到来以降、主要な市場（米国、ヨーロッパおよび中国を含む。）の動向は、世界金融危機の直前の時期と比較して、世界の資本市場の流動性に悪影響を及ぼし、長期にわたり、資金調達コストを上昇させてきた。

より最近では、世界の主要中央銀行による多額の流動性の供給が短期の流動性懸念を軽減するのに役立ってきているが、特に中央銀行によりかかる流動性の漸増的な回収があった際に、かかる流動性懸念が再発しないという保証はできない。今後何年かにおいて明らかになってくるこれらの経緯が市場情勢を主に決定づけることとなり、市場情勢が悪化すれば、事業の資金を賄い、事業を成長させるのに必要とされるタイムリーかつコスト効率の良い方法で、満期を迎える債務を借換え、資金調達を利用する当グループの能力が制限される可能性がある。

18. 金融政策の変更は当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

中央金融当局（RBA、RBNZ、米国連邦準備制度理事会、イングランド銀行および当グループが業務を行うアジアの法域の金融当局を含む。）はそれぞれ関連法域で通貨および信用の需要に影響を与えるため、政策金利の設定またはその他手段を取っている。例えば、米国連邦準備制度理事会は、2016年12月、2017年3月、6月および12月ならびに2018年3月、6月および9月に政策金利を引き上げたが、オーストラリア準備銀行（RBA）は、2016年5月と2016年8月に政策金利を引き下げ、それ以来金利を据え置いている。加えて、法域の一部では、通貨政策も、全般的な事業状況ならびに通貨および信用の需要に影響を与えるために使用される。これらの手段および政策は、当グループの貸付および投資の資金コスト、ならびに当グループがそれらの貸付および投資からあげるリターンにかなりの影響を与える可能性がある。これらの要因は当グループの純預貸利鞘に影響を与え、当グループが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。中央金融当局の取る手段および政策はまた、当グループの借入者に影響を与える可能性があり、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させる。かかる政策金利および金融政策の変更を予測することは困難であり、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

19. 買収および／または処分は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは定期的に、当グループの戦略的ポジションおよび財務実績を強化する機会か否かを判断しながら、買収および処分を含め、様々な企業の機会を検討している。

当グループが2017年9月30日から本書提出日までに発表した処分には下記が含まれる。

- ・ オーストラリアのOnePathの年金および投資（「OnePath P&I」）事業ならびに関連ディーラー・グループ（「ADG」）事業
- ・ ANZのメトロバンク・カード・コーポレーション（MCC）における持分
- ・ オーストラリアのOnePathの生命保険事業
- ・ ニュージーランドのOnePathの生命保険事業
- ・ カンボジアにおけるジョイントベンチャーであるANZロイヤル・バンクに対するANZの55%の持分、および
- ・ パプアニューギニアにおけるリテール、商業、中小企業向けバンキング事業

上記のこれらの取引（本項に記載されている完了済のものを除く。）は、規制当局による承認とその他の完了条件の成立を条件とする。

2018年9月30日終了の事業年度においておよび本書提出日まで、

- ・ 当グループは、MCCの持分における処分を完了した。
- ・ 当グループは、上海農村商業銀行（「SRCB」）に対する20%の持分の処分を完了した。
- ・ 当グループは、インドネシア、台湾およびベトナムにおけるリテールおよび富裕層事業の売却を、（前年度に完了した中国、シンガポールおよび香港の同事業の売却に加えて）最終的に決定した。
- ・ 当グループは、ニュージーランドのOnePathの生命保険事業の売却を完了した。
- ・ OnePath P&IおよびADGの売却に関して、当グループは、2018年10月1日にADGの売却を完了し、2018年10月2日からOnePath P&I事業の予想される経済状態に基づいた経済的利益の一部をOnePath P&Iの購入者（I00Fホールディングス・リミテッドのグループ会社（「I00F」））に対して譲渡するための債務に関する覚書を締結した。OnePath P&IのI00Fへの売却の法的な完了は、完了条件の成立を条件としている。
- ・ 2018年3月、当グループは、UDCファイナンス・リミテッド（「UDC」）の将来について、普通株式の新規株式公開（「IPO」）の可能性も含む幅広い選択肢を模索していくことを発表した。当グループは2018年10月31日、同事業の戦略的見直しの完了を受けて、IPOを進める意向はない旨を報告した。依然として将来において売却を検討する可能性はあるが、販売についての交渉は保留とし、事業の成長の継続に焦点をあてる決定を下した。

いずれの買収（または処分）も、統合（または分離）の総コスト、統合（または分離）完了に必要な時間、長期的なコスト節約額、合併された（または存続する）法人の全体的な業績または当グループの証券価格上昇に関する結果を含め、期待されたプラスの結果をもたらすという保証はない。さらに、カウンターパーティー・リスクおよび決済リスクを含む特定の取引の完了に関するリスクまたは完了条件（例えば、関連規制当局または第三者の承認）の未成就に伴うリスクも存在する。当グループの業績、リスク・プロファイルおよび資本構成は、これらの法人に関する機会に影響される可能性があり、またこれらの機会を追求した場合に当グループの信用格付がクレジットウォッチまたは格下げとなるリスクがある。

買収（または処分）した事業の統合（または分離）は複雑で費用がかかり、時には関連する会計およびデータ処理システムならびに経営管理の統合（または分離）とともに、関連する従業員、顧客、規制当局、カウンターパーティー、サプライヤーおよびその他の事業の相手方との関係を管理することを含む。統合（または分離）への取り組みの中で、基準、統制、手続および方針の不一致を生じさせる可能性があり、経営陣の注意をそらし、資源が流出する可能性がある。その結果、当グループが事業を成功裡に行う能力に悪影響を及ぼす可能性があり、また当グループの業務または業績に影響を与える可能性がある。さらに、新しく買収（または維持）した事業の従業員、顧客、カウンターパーティー、サプライヤーおよび事業の他の相手方がかかる買収後（または処分後）も留まるという保証はなく、従業員、顧客、カウンターパーティー、サプライヤーおよび事業の他の相手方の損失が当グループの業務または業績に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、カウンターパーティーが完了条件を満たすことができないため、または関連規制当局もしくはその他の承認の取得などのその他の完了条件が成就しないためなど、合意された取引が完了しないリスクが存在する。

20. ソブリン・リスクに関する事象が世界の金融市場を不安定化させ、当グループの流動性、事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

ソブリン・リスクは外国政府が債務契約につき不履行となる、満期を迎えたときに債務の借換えができない、または自国の経済の一部を国有化するリスクである。ソブリン・リスクは、米国、英国、中国、ヨーロッパおよびオーストラリア内のものを含む多くの経済国において継続する。1つの国家が債務不履行となる場合、他の市場および国へ連鎖的な影響を与える可能性があり、その結果は、予測は困難であるが、世界金融危機およびその後のソブリン債務危機の期間中に経験した状況に類似もしくはそれより悪い可能性がある。かかる事象は世界の金融市場を不安定化させ、当グループの流動性、事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

21. 市場リスクに関する事象は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

市場リスクは、金利、為替レート、信用スプレッドのマイナスの変化、または債券、商品もしくは株式価格の変動から生じる損失のリスクである。金融リスク管理の目的で、当グループはトレーディングおよび非トレーディングの市場リスクを区別する。トレーディング市場リスクは主に当グループの金利、為替レート、商品および有価証券のトレーディング・オペレーションから生ずる。非トレーディング市場リスクは専ら銀行業資産の金利リスクである。その他の非トレーディング市場リスクには、海外営業での資本投資から生ずる取引および構造的為替リスクおよび非トレーディング株式リスクが含まれる。

22. 為替レートの変動が、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループは、いくつかの異なる通貨で事業を行っているため、当グループの事業は、為替レートの変化により影響を受ける可能性がある。さらに、当グループの年次報告書および中間報告書は豪ドルで作成・提示されるため、当グループが収益をあげる他の通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドルの高騰は、当グループの報告された収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは通貨の変動の影響を一部軽減するためにヘッジを設定しているが、当グループのヘッジが十分なものまたは効果的となる保証はなく、さらなる価値上昇は当グループの利益に好ましくない影響を与える可能性がある。

23. いずれかの法域における当グループの営業免許の予期せぬ変更は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループは、さまざまな国、州および特別地域で営業する免許を取得している。政府、当局または規制省庁により、営業免許の条件に対し、当グループがこれまで許可されていた方法での取引を禁止または制限するような予期できない変更がなされた場合には、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

24. 保険リスクに関する事象により、当グループの事業、業務および財務状態が悪影響を受ける可能性がある。

保険リスクは、現在および将来の保険請求率の予期せぬ変化による損失のリスクである。当グループは保険リスク事象にさらされており、それは主に、当グループの非継続事業であり2019年度3月中間期に売却を見込むオーストラリアの生命保険事業に関するものである。当グループの生命保険事業において、保険リスクは主に、死亡率（死亡）および疾病率（病気および傷害）リスクが予想より大きいことにより生じ、年金事業の場合には、年金受給者が予想より長生きすることにより生じる。当グループが保険リスク事象による損失を被った場合、かかる損失は当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

25. 法令順守コストの増加、（依然進行中である）グローバルな税務報告制度により課される重要な義務に関する罰金の拡大および継続中の規制当局の審査によるリスクは、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

米国外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）、OECDの共通報告基準（「CRS」）、およびこれらに類する租税回避対策制度を含むグローバルな税務報告制度の、当グループを含めたすべてのグローバル金融機関による遵守に関して、重要かつ大幅な変更があり、また規制当局の関心も高まっている。現在の規制当局の関心にはまた、不遵守の場合にグローバル税務報告制度およびその執行を回避する行為を封じるための、グローバル税務報告制度およびフレームワークの細目の執行および適正な実施が含まれる。

グローバル金融機関として、当グループは、取引量が大きくかつグローバルな相関関係のある業務環境において業務を行っている。そのような環境下の多様なグローバル税務報告制度に基づく義務の性質は高度に複雑かつ厳格であり、このことは当グループのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクを増加させている。これは、規制当局によるグローバル金融機関（当グループを含む。）への強化された現行の検査、ならびにグローバル金融機関によるコンプライアンス違反および不遵守に関する罰金の一般的な増加傾向と連動する可能性がある。そのため、グローバル税務報告制度の遵守は引き続き当グループの主要な関心分野となる。

当グループの規模および複雑性は、他のグローバル金融機関と同様に、FATCA、CRSおよびその他の税務報告制度への不注意による不遵守を犯すリスクが高いことを意味している。実施されたプロセスを上手く運用できない場合、当グループおよびその従業員に法律、財務および評判上の影響が生じる可能性がある。かかる影響には、罰金、刑事上および民事上の制裁、民事上の請求、評判の毀損、競争上の不利益、事業損失、事業遂行上の制約が含まれる。これらの影響は個別的または集合的に、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

FATCAは、顧客に基づく継続的かつ広範な義務を負うことを世界中の金融機関に要求している。この義務には、米国民または課税上の米国居住者であると特定された口座保有者に関する情報を収集し、米国内国歳入庁（IRS）に対して直接にまたは現地税務当局を通じて提供することが含まれる。

FATCAに基づき継続中の詳細にわたる義務を適切に履行できない場合、当グループおよび／または顧客は、それらが支払いを受ける一定金額に対して30%の源泉徴収税を課せられる可能性がある。また、FATCAに基づく一連の関連はあるが独立した義務の下で、米国内の上位支払者に対して一定の情報を提供するように米国が当グループに求める可能性があり、当グループが適用ある規則を遵守しなかった場合に悪影響を受ける可能性がある。

また、米国と当グループの関係会社および子会社が設立された適用ある法域との間の政府間協定（「IGA」）が効力を継続していることに依存している。そうでなくなった場合、当グループは、広範な法令遵守の問題、重大な源泉徴収に関わるエクスポージャー、競争面での不利な状況およびその他の業務上の影響を受ける可能性がある。

CRSは、税務における（金融口座の）情報の自動的交換を規定している。100を超える法域がCRSを導入することを約束しており、このことは現在、当グループの事業の大部分に対してグローバルに影響を及ぼしている。オーストラリア、ニュージーランド、ケイマン諸島、香港、日本、シンガポールおよび英国などの当グループが事業を行っている多数の国が、早期実施のフェーズを進めている。

実施は義務付けられているが、太平洋地域などの当グループが事業を行っている発展途上国においては固有の課題も顕在化している。これらの国々の現地規制当局は一般に「パートナー」国家から支援を受けており、かかるパートナー国家が実施を困難にするような基準を導入する可能性がある。

CRSの要件は、その精神においてFATCAに類似するが、国によって相当のばらつきがあり、顧客体験について重大かつ不利益な二次的影響を伴う可能性がある。例えば、CRSは、所定の顧客情報の収集または報告の不履行について多額の罰金を科しており、口座開設に際する自己認証情報の収集など多くの点で法令順守の基準がより高い。

規制当局の関心がさらに強くなっていることの一例として、当グループが事業を展開するOECD諸国および一定の国々は現在、収集に関する要件の何らかの細目を満たさない（例えば、必要な納税者番号を提供しない）場合、口座の凍結（および最終的には口座の閉鎖）を義務付ける動きを見せている。これは該当する顧客にとって重大かつ不利益な体験でもあり、当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響（ならびに、仮に相手方の金融機関が相応の実施を行っていない場合は、競争上の重大な不利益）がもたらされる可能性がある。

また現在進行しているOECDの相互審査およびその他の規制当局による審査活動は既に、既存の義務のさらなる延長および拡張のほか、金融機関、仲介業者および顧客による不遵守の防止のための罰金制度が確実に十分で適切なものとなるよう各採択国に促すCRSの遵守に向けた一層の取組み強化という結果をもたらしている。

他の世界的な金融機関と同様に、当グループはそのグローバル・ネットワークに含まれる各国において、FATCA、CRS、回避・潜脱防止規範および様々なその他国内の税務報告施策の広範囲に及び進化する要件の継続的な遵守を確保するため、多大な投資を行っており、今後も引き続きこれを行うつもりである。

26. 当グループの一部の資産および負債の評価の変動は、当グループの収益および／または資本に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、デリバティブ商品を含む多様な金融商品、売却目的保有資産および負債（公正価値が簿価を下回るもの）ならびに一定の資産および負債（「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」中の2018年度の連結財務書類の注記17に記載されるもの）を公正価値で認識することを要する会計基準を採用しており、公正価値の変動は損益または資本に認識される。

一般的に、これらの金融商品の公正価値を確立するために、当グループは取引相場価格に依拠し、または、金融商品のマーケットが十分に活発でない場合は、公正価値は、市場参加者により決定される公正価値に影響を与えうる要因の影響を組み込んだ現在価値の見積もりもしくはその他認められた評価手法を基礎にする。これらの商品の公正価値は、当グループの収益および／または資本に重大な悪影響を与える可能性がある市場価格または評価の変数の変動により影響を受ける。

加えて、当グループは貸付関連でない資産の減損（損益に認識される。）の結果としてその価値の下落に晒される場合がある。当グループは、少なくとも年1回のれん残高の回収可能性について査定する必要がある、減損の兆候がある土地建物および設備機器、関連会社に対する投資、資産計上したソフトウェアならびにその他の無形資産（保険および投資事業について取得したポートフォリオおよび繰延取得費用を含む。）を含むその他の非金融資産を査定する必要がある。

のれん残高の回収可能性を査定するため、当グループは割引キャッシュフローまたは利益倍率計算法のいずれかを使用する。当該計算の基礎となる仮定の変更は、将来のキャッシュフローの予想変動とともにこの査定に大きく影響するかもしれない、結果としてのれん残高の一部または全部の償却の可能性がある。

その他の非金融資産について、資産が今後使用されない場合または当該資産により生み出されるキャッシュフローが帳簿価格を裏付けられない場合、減損が計上される可能性がある。

27. 会計方針の変更が当グループの財務状態または業績に悪影響を与える可能性がある。

当グループが適用する会計方針は当グループが財務状態および営業成績を記録および報告する方法にとって基礎となる。経営陣は、かかる会計方針が、適用ある会計基準または解釈に適合するだけでなく、当グループの財務状態および営業成績を記録および報告するのに最も適切な方法を反映していることを確保するため、これらの会計方針および方法の多くの選択および適用につき、慎重に判断を下す必要がある。しかし、これらの会計方針が不正確に適用され、その結果、当グループの財務状態および営業成績につき不実表示がされる可能性がある。さらに、新規のまたは改正された会計基準または解釈の適用により、当グループの財務状態および営業成績が悪影響を受ける可能性がある。当グループの2019年事業年度について有効な新たな会計基準の影響については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」中の2018年度の連結財務書類の注記1に概要が記してある。

時には、経営陣は、2つ以上の選択肢から会計方針を選択する必要がある、いずれの選択肢も当グループに適用される関連する会計基準または解釈に適合しその状況下で合理的であるかもしれないが、選択肢に基づいて報告されたものとは著しく異なる結果を報告する結果になる可能性がある。

28. 訴訟および偶発債務は当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、その時々において重大な訴訟、規制措置、法的あるいは仲裁手続きおよびその他の偶発債務の対象となる可能性があり、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、2018年9月30日現在、本書の「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」中の2018年度の連結財務書類の注記33に記載される事項に関する偶発債務を有していた。

注記33は特に以下の説明を含む。

- ・ 銀行手数料訴訟
- ・ ベンチマーク／金利に関する訴訟
- ・ 資本調達に関する訴訟
- ・ フランチャイズ加盟店の訴訟
- ・ 監督当局および顧客に対するエクスポージャー
- ・ 銀行・退職年金・金融サービス業界における不正行為調査のための王立委員会
- ・ 担保回収の訴訟

近年において、当グループでは、規制当局とのやり取りを要する事案件数が増加している。とりわけオーストラリアおよびグローバルの両方の金融機関に対する規制当局による調査および再検討の性質および規模、執行活動（訴訟であるか否かを問わず）ならびに規制当局による罰金額は著しく増加している。当グループはまた、規制当局とのやり取りを推進している。これらのやり取りの性質は広範囲にわたり、例えば現在のところ責任ある貸付慣行、商品の適合性、富裕層への助言、価格設定および競争、金融市場取引および資本市場取引における行為、ならびに商品の開示書類を含む一連の事項を含む。当グループは業界全体に対する再検討および当グループ固有の再検討の両方の一部として監督当局からの各種通知および情報の請求を受け、勧奨に基づき規制当局に対する開示も行った。監督当局に対するエクスポージャーに加えて、顧客に対するエクスポージャーがある可能性がある。これらにはクラス・アクション、個別請求または顧客救済もしくは補償行為が含まれうる。かかる再検討および可能性のあるエクスポージャーの結果および関連する費用の総額は不明である。

偶発債務が予想以上に大きい、あるいは追加的訴訟、規制上措置、訴訟もしくは仲裁手続きまたはその他の偶発債務が生じるかもしれないというリスクがある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下は、2017年10月1日から2018年9月30日までの年度に関するANZの「連結財務報告および配当宣言」（「経営成績発表」）および「第6 経理の状況－1 財務書類」に記載の2018年度財務書類から抜粋した情報に基づいている。注釈および参照のいくつかは、本報告書の規定の形式との整合性をとるために、省略、修正されている。

A. 当年度の経営成績の要説

(1) IFRSに準拠していない情報

法定利益は、オーストラリア会計基準の認識および測定の要件に従って算定されており、この基準は国際財務報告基準（IFRS）に準拠している。当グループは、連結財務報告および配当宣言の中で、会計基準とは別の基準で作成された追加の業績指標を提供している。この情報を提示する際、ASICの規制ガイド230において提供された指針に従う。

現金利益

IFRSに準拠していない指標である現金利益は、当グループの継続的事業活動に関する業績のANZが推奨する指標を示すものであり、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。以下の項目は法定利益に含まれ、2018年度のANZ年次財務報告の外部監査人による監査において取り扱われる範囲で監査対象となる。現金利益を導くための調整項目は法定利益に含まれている。現金利益は外部監査人による監査の対象ではない。外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で規則的調整が決定されている旨および上海農村商業銀行（「SRCB」）の売却の影響に係る2017年9月終了年度の調整が適正である旨を監査委員会に通知している。

・ 法定利益と現金利益の調整

当グループは、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している（詳細については、下記「E. 定義」を参照のこと。）。法定利益と現金利益の調整については、下記「D. 利益の調整」を参照のこと。

・ 現金利益の重大／重要項目

当グループの継続事業による現金利益には、重大／重要項目と総称される多くの項目が含まれる。これらの項目は現金利益の一部を形成するが、その性質および影響の大きさゆえ、提供される関連比較情報において透明性を確保し比較を容易にするため個別的に抽出されている。重大／重要項目については、「B. グループ経営成績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。

(2) 非継続事業

以下に概要を記載した売却の結果として、売却中の富裕層オーストラリア事業の財務実績ならびに関連する当グループにおける再分類および連結の影響は、財務報告の観点からは非継続事業として扱われている。これらの事業は主要な事業ラインに当たり、売却目的保有資産の一部である非継続事業の要件をみたしている。

当グループの損益計算書および包括利益計算書の比較情報は、非継続事業を継続事業から切り分けて「非継続事業による利益/（損失）」の勘定項目で示すために修正再表示されている。これにより富裕層オーストラリアならびにテクノロジー、サービス&オペレーションズ（TSO）およびグループ・センター部門の比較財務情報に影響が生じている。

・ **I00Fホールディングス・リミテッド（「I00F」）の売却**

2017年10月17日、当グループは、OnePathの年金および投資事業（「OnePath P&I」）ならびに関連ディーラー・グループ事業（「ADG」）のI00Fに対する売却に合意したことを発表した。関連ディーラー・グループ事業は、助言事業により構成され、独自のオーストラリアの金融サービス免許の下で営業される。関連ディーラー・グループ事業の売却は2018年10月1日に完了した。残留しているOne Pathの年金および投資事業の売却については、2019事業年度前半に実施予定の承継会社の資金移動が問題なく終了した後完了するものとされている。

・ **チューリッヒ・フィナンシャル・サービスズ・オーストラリア（「チューリッヒ」）の売却**

2017年12月12日、ANZは、ANZの富裕層オーストラリア部門をさらに簡素化するため、生命保険事業をチューリッヒに売却することに合意したと発表し、2018年10月10日に規制上の承認を得た。この取引は、クロージング前提条件および規制上の承認を条件として、2019事業年度前半に完了する予定である。

2018年度の「非継続事業による損失」には以下が含まれる。

- ・ 富裕層オーストラリア事業の売却目的保有への再分類に際して認識された6億3,200万ドルの損失（税引前および税引後）
- ・ 顧客への返金および関連する救済費用に係る顧客救済としての1億8,100万ドル（税引後1億2,700万ドル）。これらの項目は主に、不適切な助言を受けた顧客または当グループの関連ディーラー・グループで提供されなかったサービスへの補償に関係する。

継続事業には富裕層オーストラリア事業の留保部分が含まれ、これにはレンダーズ・モーゲージ保険、株式投資、フィナンシャル・プランニングおよび損害保険の販売が含まれる。

(3) 部門別業績

ANZの広範囲にわたる簡素化戦略の一環で、2018年9月終了年度中にいくつかの組織構造の変更があった。前期間における比較情報は、かかる変更（以下を含む。）に従って調整されている。

- ・ これまでオーストラリア部門のコーポレートおよび商業銀行事業の一部であった法人事業が、法人部門に編入された。
- ・ アジアリテールおよび富裕層事業の売却において残留したフィリピン、日本およびカンボジアにおけるアジアリテールおよび富裕層事業が、法人部門に編入された。
- ・ 当グループはさらに再編を進め、TSOおよびグループ・センターに置かれていたグループ・ハブの個別部門向け業務を該当部門に編入した。これらの費用は事前に負担されていたため、以前に報告された部門別現金利益に変更はない。部門別フルタイム換算従業員数（FTE）は、かかる変更を反映して修正再表示されている。

[次へ](#)

B. 当グループの業績

(1) 現金利益

当グループの業績のセクションは、別段の記載がない限り、継続事業の現金利益ベースで報告されている。継続事業に関して、比較情報が非継続事業の影響を受けて修正再表示されている。非継続事業に関する詳細については、「A. 当年度の経営成績の要説」を参照のこと。

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	7,095	6,344	12%
法定利益と現金利益の調整 ⁽¹⁾			
保険債務の再評価	(14)	25	大
経済ヘッジ	(248)	209	大
収益および費用ヘッジ	(9)	(99)	-91%
ストラクチャード・クレジット仲介取引	(4)	(3)	33%
上海農村商業銀行の売却	(333)	333	大
継続事業についての法定利益と現金利益の調整合計	(608)	465	大
継続事業による現金利益	6,487	6,809	-5%

注：(1) 法定利益と現金利益の調整の分析は、下記「D. 利益の調整」を参照のこと。

当グループの業績－現金利益

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	14,514	14,875	-2%
その他営業収入	4,700	4,941	-5%
営業収入	19,214	19,816	-3%
営業費用	(9,248)	(8,967)	3%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	9,966	10,849	-8%
貸倒引当金繰入	(688)	(1,199)	-43%
法人税引前利益	9,278	9,650	-4%
法人税	(2,775)	(2,826)	-2%
非支配持分	(16)	(15)	7%
継続事業による現金利益	6,487	6,809	-5%

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別現金利益／（損失）			
オーストラリア	3,580	3,616	-1%
法人	1,535	1,924	-20%
ニュージーランド	1,475	1,369	8%
富裕層オーストラリア	52	95	-45%
アジアリテールおよび太平洋	151	(157)	大
TSOおよびグループ・センター	(306)	(38)	大
現金利益	6,487	6,809	-5%

重大／重要項目－継続事業

継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目について、以下に説明する。

売却事業の影響（継続事業）

当グループは、より簡素で、より資本が充実し、よりバランスがとれ、より機動的な銀行を作り上げるという当グループの戦略に沿って、以下の事業売却を発表した。これらの売却事業は会計基準の下で非継続事業としての要件をみたさないため、継続事業の一部となる。これらの売却事業の財務的影響は、売却完了済み事業の事業損益を含め、以下のとおり要約される。

	事業売却による 売却益／（損）		売却済み事業の 事業損益	
	年度			
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	2018年 9月終了	2017年 9月終了
現金利益の影響	(百万ドル)			
アジアリテールおよび富裕層事業	99	(310)	30	325
上海農村商業銀行	2	-	-	58
UDCファイナンス	11	-	-	-
メトロバンク・カード・コーポレーション	240	-	10	39
カンボジア合弁会社	(42)	-	-	-
OnePathライフNZリミテッド	(3)	-	-	-
パプア・ニューギニアのリテール、商業 および中小企業向け事業	(19)	-	-	-
法人税引前利益／（損失）	288	(310)	40	422
法人税ベネフィット／（費用）および 非支配持分	(97)	40	(6)	(63)
継続事業による現金利益／（損失）	191	(270)	34	359

・ アジアリテールおよび富裕層事業

当グループは、シンガポール、香港、中国、台湾およびインドネシアにおけるリテールおよび富裕層事業をシンガポールのDBSバンクに売却することで合意した旨を2016年10月31日に発表し、ベトナムにおけるリテール事業を新韓ベトナム銀行に売却することで合意した旨を2017年4月21日に発表した。当グループは、以下の影響を認識した。

- ・ 2018年9月終了年度に、当グループはベトナム、台湾およびインドネシアの事業の譲渡完了に関連して9,900万ドルの利益（売却関連費用を控除後）を認識した。当グループは、売却事業の事業損益として3,000万ドルを認識した。
- ・ 2017年9月終了年度に、当グループは3億1,000万ドルの純損失を計上した。この内訳は、資産の売却目的保有への再分類に伴う損失に売却関連費用を加算した3億2,400万ドル、ならびに中国、シンガポールおよび香港の事業の譲渡完了に係る売却プレミアムおよび回収による利益1,400万ドル（関連売却費用を控除後）である。当グループは、売却事業の事業損益として3億2,500万ドルを計上した。

・ 上海農村商業銀行（SRCB）

2017年1月3日、当グループは、当グループが保有する上海農村商業銀行（「SRCB」）の20%の株式の売却に合意したことを発表した。この売却は2018年9月終了年度に完了し、当グループは200万ドルの純利益（税引後で8,600万ドルの損失）を認識した。売却目的保有への再分類を行う前に、持分法により会計処理される利益5,800万ドルを2017年9月終了年度中に計上した。

・ UDCファイナンス（「UDC」）

2017年1月11日、当グループは、当グループがUDCをHNAグループ（「HNA」）に売却する条件付きの契約を締結したことを発表した。2017年12月21日、当グループはニュージーランドの海外投資局がHNAによるUDC買収の申請を承認しなかった旨の連絡を受け、HNAとの契約は2018年1月に解消され、解約された取引プロセスに関連して費用の回収1,800万ドルが認識された。2018年9月中旬に700万ドルの取引費用が当グループで発生した。2018年9月30日現在、UDCの資産および負債は売却目的保有に分類されていない。

・ **メトロバンク・カード・コーポレーション（「MCC」）**

2017年10月18日、当グループは、当グループがフィリピンに本拠を置くメトロバンク・カード・コーポレーション（「MCC」）における40%持分を、合併パートナーであるメトロポリタン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（「メトロバンク」）に売却する契約を締結した旨を発表した。当グループは、その40%持分を等分した2回に分けて、2018年の1月と9月に売却した。2018年9月終了年度に、当グループは純売却益2億4,000万ドルと配当金1,000万ドルを認識した。売却目的保有への再分類が実施される前に、3,900万ドルの持分法により会計処理される利益が2017年9月終了年度中に計上された。

・ **ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド（「カンボジア合併会社」）**

2018年5月17日、当グループはカンボジア合併会社における55%持分を、東京証券取引所に上場している日本の多角的金融持株会社であるJトラスト株式会社に売却する合意に達した旨を発表した。この取引は取引完了条件の充足と規制当局による承認を条件とし、ANZは、2019年度に売却が完了すると見込んでいる。2018年9月終了年度に、当グループは資産の売却目的保有への再分類に係る4,200万ドルの損失を認識した。

・ **OnePathライフNZリミテッド（「OPL NZ」）**

2018年5月30日、当グループはOnePathライフNZリミテッドをシグナ・コーポレーションに売却することで合意したことを発表し、2018年10月29日に最終的な規制当局の承認が下りた。この取引は2018年11月30日に完了した。2018年9月終了年度に、当グループで取引費用に関連して300万ドルが発生した。

・ **パプア・ニューギニアのリテール、商業および中小企業向け事業（「パプア・ニューギニアのリテール、商業およびSME事業」）**

2018年6月25日、当グループはパプア・ニューギニアにおけるリテール、商業およびSME向けのバンキング事業をキナ・バンクに売却する契約を締結したことを発表した。この取引は取引完了条件の充足と規制当局による承認を条件とし、ANZは、2019年末頃に売却が完了すると見込んでいる。2018年9月終了年度に、当グループは資産の売却目的保有への再分類に関連して1,900万ドルの損失を認識した。

その他の重大／重要項目－継続事業

・ **顧客救済**

2018年9月終了年度に顧客への返金および関連する救済費用について、4億1,900万ドル（2017年9月終了年度：1億5,300万ドル）の顧客への救済費用が認識された。このうち、2億2,800万ドル（2017年9月終了年度：7,000万ドル）は営業収入に影響を及ぼす顧客救済に関連し、1億9,100万ドル（2017年9月終了年度：8,300万ドル）は営業費用に影響を及ぼす救済費用に関連している。これらの影響は、主にオーストラリア部門における現在までの商品の見直しから特定されたものである。これらの見直しは、依然として継続中である。

・ **ソフトウェアの加速償却**

当グループは、主に法人部門に関連した特定のソフトウェア資産の加速償却を行った。これは、最近の事業売却に照らして国際事業を最近見直したことに伴うものである。2018年9月終了年度に、2億5,100万ドルの加速償却費が計上された。

- ・ **王立委員会への対応に係る法務費用**

2018年9月終了年度の王立委員会への対応に関連する外部法務費用は5,500万ドルであった。

- ・ **組織再編費用**

当グループは、主に以前に公表したオーストラリア部門およびテクノロジー部門の機動的な業務手法への移行に関連して、2018年9月終了年度に2億2,700万ドル（2017年9月終了年度：6,200万ドル）の組織再編費用を計上した。

- ・ **クイーン・ストリート100（メルボルン）の売却益**

当グループは、オーストラリアのメルボルン、クイーン・ストリート100のオフィスタワーおよび前の本社を2017年9月終了年度に売却した。この取引により1億1,400万ドルの正味売却益が生じた。

現金利益実績

	年度						
	2018年			2017年			増減率 重大／重要 項目を除く
	2018年 9月終了	重大／ 重要項目	重大／重要 項目を除く	2017年 9月終了	重大／ 重要項目 (1)	重大／重要 項目を除く	
	(単位：百万ドル)						
純利息収益	14,514	(52)	14,566	14,875	406	14,469	1%
その他営業収入	4,700	223	4,477	4,941	91	4,850	-8%
営業収入	19,214	171	19,043	19,816	497	19,319	-1%
営業費用	(9,248)	(769)	(8,479)	(8,967)	(362)	(8,605)	-1%
貸倒引当金繰入および法人 税控除前利益	9,966	(598)	10,564	10,849	135	10,714	-1%
貸倒引当金繰入	(688)	(26)	(662)	(1,199)	(124)	(1,075)	-38%
法人税引前利益／（損失）	9,278	(624)	9,902	9,650	11	9,639	3%
法人税ベネフィット／ （費用）および非支配持分	(2,791)	151	(2,942)	(2,841)	35	(2,876)	2%
継続事業による現金利益／ （損失）	6,487	(473)	6,960	6,809	46	6,763	3%

部門別現金利益／（損失）

	年度						
	2018年			重大／ 重要項目 (1)	2017年		増減率 重大／重要 項目を除く
	2018年 9月終了	重大／ 重要項目	9月終了 重大／重要 項目を除く		2017年 9月終了	9月終了 重大／重要 項目を除く	
	(単位：百万ドル)						
オーストラリア	3,580	(309)	3,889	3,616	(69)	3,685	6%
法人	1,535	(210)	1,745	1,924	(20)	1,944	-10%
ニュージーランド	1,475	(25)	1,500	1,369	(13)	1,382	9%
富裕層オーストラリア	52	(57)	109	95	(21)	116	-6%
アジアリテールおよび 太平洋	151	109	42	(157)	(8)	(149)	大
TSOおよびグループ・ センター ⁽²⁾	(306)	19	(325)	(38)	177	(215)	51%
継続事業による現金利益／ (損失)	6,487	(473)	6,960	6,809	46	6,763	3%

注：(1) 2018年度に含まれている重大／重要項目について、比較情報は適宜修正再表示されている。2018年9月終了年度のデリバティブ評価調整は重大／重要項目とはみなされておらず、2017年9月終了年度の重大／重要項目はこれに従って修正再表示されている。デリバティブ評価調整に関する詳細については、「C. 部門別業績－(3)法人部門－継続事業－マーケティング営業収入の分析」を参照のこと。

(2) TSOおよびグループ・センターには、SRCB、UDC、MCC、カンボジア合弁会社、OPL NZ、パプア・ニューギニアのリテール、商業およびSME事業を含む事業売却による売却益／（損）が含まれる。また、売却完了済みのMCCおよびSRCBの事業損益も含まれる。

継続事業による現金利益において、当グループはいくつかの重大／重要項目を認識した。下表は重大／重要項目を示している。

2018年9月終了年度							
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目							
売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 業績 ⁽²⁾	顧客救済	ソフト ウェアの 加速償却	王立委員会 への対応 に係る 法務費用	組織再編 費用	合計	
(単位：百万ドル)							
現金利益							
純利息収益	-	53	(105)	-	-	-	(52)
その他営業収入	298	48	(123)	-	-	-	223
営業収入	298	101	(228)	-	-	-	171
営業費用	(10)	(35)	(191)	(251)	(55)	(227)	(769)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	288	66	(419)	(251)	(55)	(227)	(598)
貸倒引当金繰入	-	(26)	-	-	-	-	(26)
法人税引前利益	288	40	(419)	(251)	(55)	(227)	(624)
法人税ベネフィット／ (費用) および非支配持分	(97)	(6)	124	45	17	68	151
継続事業による現金利益	191	34	(295)	(206)	(38)	(159)	(473)

2017年9月終了年度 ⁽¹⁾						
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目						
売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 業績 ⁽²⁾	顧客救済	組織再編 費用	クイーン・ ストリート 100（メルボ ルン）の 売却益	合計	
(単位：百万ドル)						
現金利益						
純利息収益	-	442	(36)	-	-	406
その他営業収入	(310)	321	(34)	-	114	91
営業収入	(310)	763	(70)	-	114	497
営業費用	-	(217)	(83)	(62)	-	(362)
貸倒引当金繰入および						
法人税控除前利益	(310)	546	(153)	(62)	114	135
貸倒引当金繰入	-	(124)	-	-	-	(124)
法人税引前利益	(310)	422	(153)	(62)	114	11
法人税ベネフィット／ （費用）および非支配持分	40	(63)	41	19	(2)	35
継続事業による現金利益	(270)	359	(112)	(43)	112	46

注：(1) 2018年度に含まれている重大／重要項目について、比較情報は適宜修正再表示されている。2018年9月終了年度のデリバティブ評価調整は重大／重要項目とはみなされておらず、2017年9月終了年度の重大／重要項目はこれに従って修正再表示されている。デリバティブ評価調整に関する詳細については、「C. 部門別業績－(3) 法人部門－継続事業－マーケティング営業収入の分析」を参照のこと。

(2) 売却完了済み事業の事業損益に関連している。

継続事業による現金利益において、当グループはいくつかの重大／重要項目を認識した。下表は、これらの項目の部門別実績に対する影響を示している。

2018年9月終了年度						
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目						
売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 業績 ⁽²⁾	顧客救済	ソフト ウェアの 加速償却	王立 委員会 法務費用	組織再編 費用	合計
(単位：百万ドル)						
法人税引前利益						
オーストラリア	-	-	(304)	(29)	-	(110)
法人	-	-	(7)	(222)	-	(25)
ニュージーランド	-	-	(27)	-	-	(9)
富裕層オーストラリア	-	-	(81)	-	-	(1)
アジアリテールおよび 太平洋	99	30	-	-	-	-
TSOおよびグループ・ センター ⁽³⁾	189	10	-	-	(55)	(82)
法人税引前利益	288	40	(419)	(251)	(55)	(227)
法人税ベネフィット／ (費用) および非支配持分	(97)	(6)	124	45	17	68
継続事業による現金利益	191	34	(295)	(206)	(38)	(159)

2017年9月終了年度 ⁽¹⁾						
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目						
売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 業績 ⁽²⁾	顧客救済	組織再編 費用	クイーン・ ストリート 100（メルボ ルン）の 売却益	合計	
(単位：百万ドル)						
法人税引前利益						
オーストラリア	-	-	(94)	(6)	-	(100)
法人	-	-	(16)	(6)	-	(22)
ニュージーランド	-	-	(15)	(3)	-	(18)
富裕層オーストラリア	-	-	(28)	(1)	-	(29)
アジアリテールおよび 太平洋	(310)	325	-	-	-	15
TSOおよびグループ・ センター ⁽³⁾	-	97	-	(46)	114	165
法人税引前利益	(310)	422	(153)	(62)	114	11
法人税ベネフィット／ （費用）および非支配持分	40	(63)	41	19	(2)	35
継続事業による現金利益	(270)	359	(112)	(43)	112	46

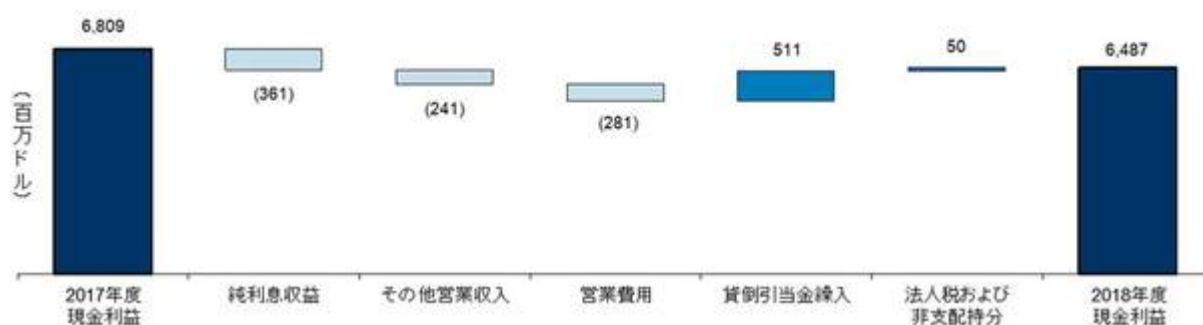
注：(1) 2018年度に含まれている重大／重要項目について、比較対象期間の情報は適宜修正再表示されている。2018年9月終了年度のデリバティブ評価調整は重大／重要項目とはみなされておらず、2017年9月終了年度の重大／重要項目はこれに従って修正再表示されている。デリバティブ評価調整に関する詳細については、「C. 部門別業績－(3)法人部門－継続事業－マーケティング営業収入の分析」を参照のこと。

(2) 売却完了済み事業の事業損益に関連している。

(3) TSOおよびグループ・センターには、SRCB、UDC、MCC、カンボジア合弁会社、OPL NZ、パプア・ニューギニアのリテール、商業およびSME事業を含む事業売却による売却益／(損)が含まれている。売却完了済みのMCCおよびSRCBの事業損益も含まれる。

(2) 当グループの業績－継続事業

当グループ現金利益 － 2018年9月終了年度対2017年9月終了年度



継続事業による現金利益は、2017年9月終了年度に比べ、3億2,200万ドル（-5%）減少した。

- ・ 純利息収益は、3億6,100万ドル（-2%）減少した。これは主に、純預貸利鞘の縮小12ベースス・ポイントによるもので、利付資産平均残高の4%の増加により一部相殺された。純預貸利鞘の縮小は、低マージンの流動資産の増加、商品構成の変化、アジアリテールおよび富裕層事業の売却、2017年7月から導入された大手銀行税および顧客救済費用の増加（6,900万ドル）を反映している。これらの影響は、預金マージンの拡大および住宅ローンの金利再設定により一部相殺された。利付資産平均残高の増加は、ANZの住宅ローンおよび法人部門におけるポートフォリオの拡大が、アジアリテールおよび富裕層事業の売却により一部相殺されたことによる。重要な増減の詳細については「(3)純利息収益－継続事業」を参照のこと。
- ・ その他営業収入は主に、マーケットにおける減収3億1,800万ドル、顧客救済費用の増加8,900万ドル、貸付手数料収入の減少3,000万ドルおよび2017年9月終了年度に計上されたクイーン・ストリート100の売却益1億1,400万ドルにより、2億4,100万ドル（-5%）減少した。これは、事業売却の影響3億3,500万ドルにより一部相殺された。主な増減の詳細については「(4)その他営業収入－継続事業」を参照のこと。
- ・ 営業費用は主に、ソフトウェアの加速償却費（2億5,100万ドル）、組織再編費用の増加（1億6,500万ドル）、顧客救済費用（1億800万ドル）、王立委員会への対応に係る法務費用（5,500万ドル）、テクノロジー費およびコンサルタント手数料の増加に加えて、デジタルおよびデータの能力増強のための投資ならびにインフレの影響により、2億8,100万ドル（3%）増加した。これは、インセンティブ報酬の減額および平均フルタイム換算従業員（FTE）の9%の削減に伴う人件費の減少により、一部相殺された。主な増減の詳細については「(5)営業費用－継続事業」を参照のこと。
- ・ 貸倒引当金繰入は主に、個別貸倒引当金繰入の減少により、5億1,100万ドル（-43%）減少した。重要な増減の詳細については、「(7)信用リスク－継続事業」を参照のこと。

重大／重要項目を除いた場合、現金利益は1億9,700万ドル（3%）増加した。

(3) 純利息収益－継続事業

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
当グループ	(百万ドル)		
現金純利息収益 ⁽¹⁾	14,514	14,875	-2%
利付資産平均残高 ⁽²⁾	774,884	748,000	4%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾⁽³⁾	617,008	604,543	2%
純預貸利鞘(%)－現金	1.87	1.99	-12 bps
当グループ(マーケット事業ユニットを除く)			
現金純利息収益 ⁽¹⁾	13,831	13,955	-1%
利付資産平均残高 ⁽²⁾	544,212	537,766	1%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾⁽³⁾	456,442	458,162	0%
純預貸利鞘(%)－現金	2.54	2.59	-5 bps

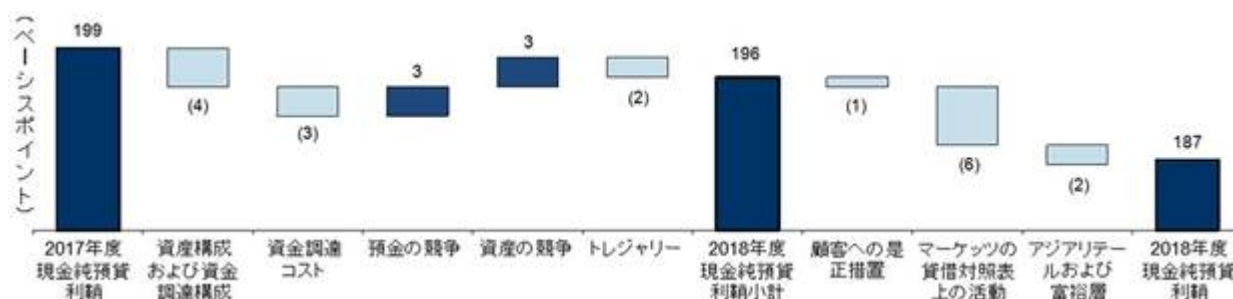
	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
主要部門別現金利益純預貸利鞘⁽¹⁾	(百万ドル)		
オーストラリア			
純預貸利鞘(%)－現金	2.69	2.73	-4 bps
利付資産平均残高	312,367	301,096	4%
預金およびその他の借入金の平均残高	202,884	196,234	3%
法人			
純預貸利鞘(%)－現金	0.90	1.03	-13 bps
利付資産平均残高 ⁽²⁾	341,525	316,205	8%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	263,742	246,931	7%
ニュージーランド			
純預貸利鞘(%)－現金	2.36	2.31	5 bps
利付資産平均残高 ⁽²⁾	109,554	109,212	0%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	80,444	78,968	2%

注：(1) 2018年9月終了年度には-5,200万ドル(2017年9月終了年度：4億600万ドル)の重大／重要項目が含まれている。重大／重要項目の詳細については、「(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。また、2018年9月終了年度の大手銀行税-3億5,500万ドル(2017年9月終了年度：-8,600万ドル)が含まれている。

(2) 平均の貸借対照表の金額には、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債が含まれる。

(3) 2018年3月中間期に、特定の商品がその性質をより適切に反映するため、預金以外の有利子負債平均残高から預金およびその他の借入金平均残高に分類変更された。比較情報は、これに従って修正再表示された(2017年9月終了年度：43億5,700万ドル)。

当グループ純預貸利鞘 — 2018年9月終了年度対2017年9月終了年度



純預貸利鞘 (-12ベース・ポイント)

- 資産構成および資金調達構成 (-4ベース・ポイント)：住宅ローン顧客がインタレスト・オンリー型（一定期間は利子のみ返済）から元利返済型に切り替えたこと、ならびにオーストラリア部門および法人部門における事業貸付の割合の低下による資産構成の不利な変動。
- 資金調達コスト (-3ベース・ポイント)：主に2017年7月導入の大手銀行税の影響。
- 預金 (+3ベース・ポイント)：オーストラリア部門および預金マージンの改善。
- 資産の競争 (+3ベース・ポイント)：オーストラリア部門およびニュージーランド部門における住宅ローンの利率再設定の影響。これは住宅ローンのディスカウントの増加により一部相殺された。
- トレジャリーおよびその他 (-2ベース・ポイント)：金利の低下の結果としての資本収益の減少。
- 顧客救済 (-1ベース・ポイント)：オーストラリア部門およびニュージーランド部門における顧客救済の影響。
- マーケットの貸借対照表上の活動 (-6ベース・ポイント)：低マージンの売買目的流動資産の増加および市場活動からの収益の低下。
- アジアリテールおよび富裕層事業 (-2ベース・ポイント)：アジアリテールおよび富裕層事業の売却の悪影響。

利付資産平均残高 (+269億ドルすなわち+4%)

- 純貸付金および前渡金の平均残高 (+99億ドルすなわち+2%)：オーストラリアおよびニュージーランドの住宅ローンの伸長による増加。これは、アジアリテールおよび富裕層事業の売却ならびに為替変動の影響により一部相殺された。
- 売買目的および売却可能資産の平均残高 (+50億ドルすなわち+5%)：政府債の保有増による増加。
- 現金およびその他の流動資産の平均残高 (+120億ドルすなわち+14%)：中央銀行預け金および買戻し契約の伸長による増加。

預金およびその他の借入金の平均残高（+125億ドルすなわち+2％）

- ・ 預金およびその他の借入金の平均残高（+125億ドルすなわち+2％）：オーストラリア部門、法人部門およびニュージーランド部門の顧客預金が牽引する増加。これは、アジアリテールおよび富裕層事業の売却により一部相殺された。

(4) その他営業収入－継続事業

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
手数料収入純額 ⁽¹⁾	2,175	2,362	-8%
運用資産収入および保険収入純額 ⁽¹⁾	556	668	-17%
マーケットのその他営業収入	1,127	1,436	-22%
関連会社投資の持分利益 ⁽¹⁾	183	300	-39%
その他 ⁽¹⁾	659	175	大
継続事業による現金その他営業収入合計⁽²⁾	4,700	4,941	-5%

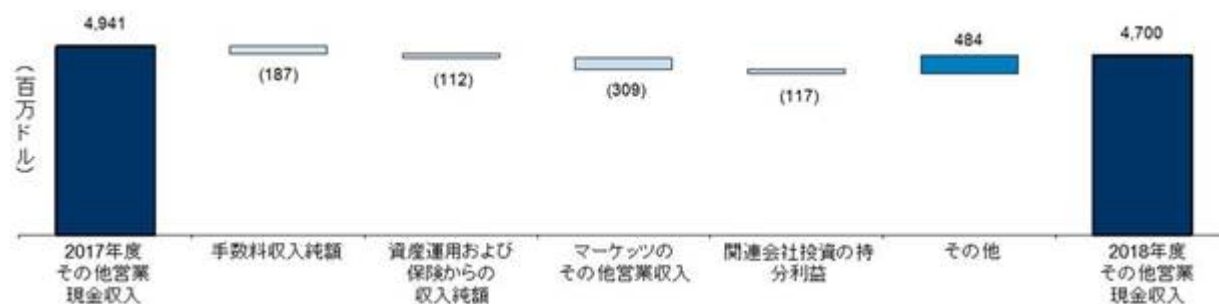
	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
マーケットの収入			
純利息収益	683	920	-26%
その他営業収入	1,127	1,436	-22%
継続事業によるマーケットの収入⁽²⁾	1,810	2,356	-23%

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別その他営業収入			
オーストラリア	1,086	1,217	-11%
法人	2,062	2,366	-13%
ニュージーランド	663	653	2%
富裕層オーストラリア	282	344	-18%
アジアリテールおよび太平洋	246	18	大
TSOおよびグループ・センター	361	343	5%
継続事業による現金その他営業収入合計⁽²⁾	4,700	4,941	-5%

注：(1) マーケットを除く。

- (2) 2018年9月終了年度には2億2,300万ドル（2017年9月終了年度：9,100万ドル）の重大／重要項目が含まれている。
重大／重要項目の詳細については、「(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」の項目を参照のこと。

その他営業収入－2018年9月終了年度対2017年9月終了年度



その他営業収入（重大／重要項目を除く。）

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
手数料収入純額 ⁽¹⁾	2,187	2,250	-3%
運用資産収入および保険収入純額 ⁽¹⁾	577	591	-2%
マーケットのその他営業収入	1,134	1,452	-22%
関連会社投資の持分利益 ⁽¹⁾	183	203	-10%
その他 ⁽¹⁾	396	354	12%
継続事業による現金その他営業収入合計	4,477	4,850	-8%

注：(1) マーケットを除く。

その他営業収入は、2億4,100万ドル（-5%）減少した。

手数料収入純額（-1億8,700万ドルすなわち-8%）

- 主としてアジアリテールおよび富裕層事業の売却の結果としてのアジアリテールおよび太平洋部門における8,500万ドルの減少。
- 主として貸付手数料の減少、顧客救済（2,700万ドル）および2018年3月中間期中のATM手数料の廃止によるオーストラリア部門における8,100万ドルの減少。これは、カード年会費およびリワードカード手数料の増加により一部相殺された。

運用資産収入および保険収入純額（-1億1,200万ドルすなわち-17%）

- アジアリテールおよび富裕層事業の売却の結果としてのアジアリテールおよび太平洋部門における6,600万ドルの減少。
- 主としてフィナンシャル・プランニング収入の減少および顧客救済（3,400万ドル）による、ならびに再保険給付金が含まれた2017年9月終了年度との対比における、富裕層オーストラリア部門の5,900万ドルの減少。
- 運用資産の増加によるニュージーランド部門の1,000万ドルの増加。

マーケットの収入（- 5 億4,600万ドルすなわち-23%）

- ・ フランチャイズ取引における 4 億4,400万ドルの減少。これは主として信用スプレッドの縮小から大きな利益が発生した2017年 9 月終了年度との対比において、デリバティブ・クレジットの減収および資金調達の評価調整（関連ヘッジを控除後）に係る 1 億6,600万ドルに起因する。加えて、米ドル高および米国の選挙後のイールドカーブの上昇からの恩恵を受けた2017年 9 月終了年度との対比において、困難なトレーディング条件に伴う減収 2 億8,700万ドルもあったが、これは顧客救済の減少により一部相殺（900万ドル）された。
- ・ 2017年 9 月終了年度との対比における、資金調達コストの上昇および流動性ポートフォリオの時価評価益の減少によるバランスシート取引における減少6,300万ドル。
- ・ 2017年 9 月終了年度に実施された事業変革イニシアチブ（顧客および商品の合理化）の影響、ならびに低金利環境および外国為替の低ボラティリティの結果として顧客のヘッジ活動が減少した影響による、フランチャイズ売上の減少 3,900万ドル。

関連会社投資の持分利益（- 1 億1,700万ドルすなわち-39%）

- ・ 2017年 1 月からSRCB（5,800万ドル）の、および2017年10月からMCC（3,900万ドル）の持分法会計処理を中止したことによる9,700万ドルの減少。
- ・ 関連会社からの純利益の減少2,000万ドル。このうち600万ドルはAmバンク、および1,200万ドルはP.T.バンク・パン・インドネシアに関係する。

その他（+4 億8,400万ドル）

- ・ 2017年 9 月終了年度に計上されたアジアリテールおよび富裕層事業の売却目的保有への再分類に係る一過性の純損失 3 億1,000万ドルの影響、ならびに売却完了に伴い2018年 9 月終了年度に認識された9,900万ドルの利益による、4 億900万ドルの増加。
- ・ MCCにおける当グループの40%持分の売却に関連する 2 億4,000万ドルの増加。
- ・ 中止されたUDCの取引プロセスにおける費用の回収に関連する1,800万ドルの増加。
- ・ メルボルン、クイーン・ストリート100の建物の売却益を計上した2017年 9 月終了年度との対比における 1 億1,400万ドルの減少。
- ・ カンボジア合弁会社およびパプア・ニューギニアのリテール、商業およびSME事業の売却目的保有への再分類について計上された純損失の結果としての6,100万ドルの減少。
- ・ 顧客救済の増加の結果としての3,700万ドルの減少。

重大／重要項目を除いた場合、その他営業収入は 3 億7,300万ドル（- 8 %）減少した。

(5) 営業費用－継続事業

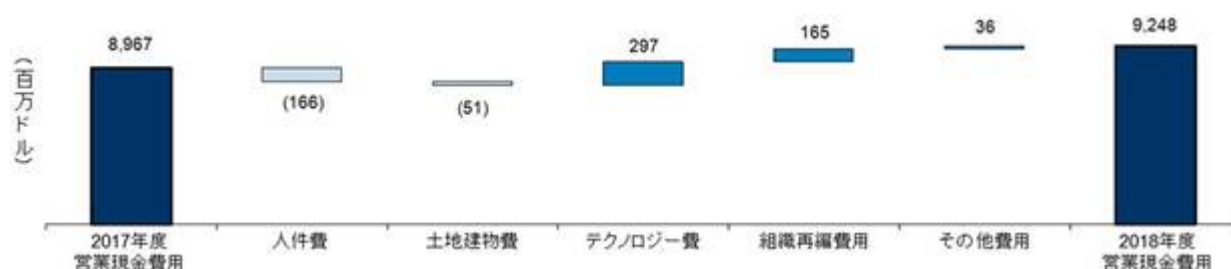
	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
人件費	4,758	4,924	-3%
土地建物費	811	862	-6%
テクノロジー費	1,899	1,602	19%
組織再編費用	227	62	大
その他の費用	1,553	1,517	2%
継続事業による現金営業費用合計 (1)	9,248	8,967	3%
継続事業のFTE	37,860	43,011	-12%
継続事業のFTE	40,016	44,038	-9%

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別費用			
オーストラリア	3,677	3,382	9%
法人	2,944	2,814	5%
ニュージーランド	1,196	1,193	0%
富裕層オーストラリア	257	262	-2%
アジアリテールおよび太平洋	211	614	-66%
TSOおよびグループ・センター	963	702	37%
継続事業による現金営業費用合計 (1)	9,248	8,967	3%

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別FTE			
オーストラリア	12,885	13,885	-7%
法人	6,188	6,783	-9%
ニュージーランド	6,165	6,372	-3%
富裕層オーストラリア	845	997	-15%
アジアリテールおよび太平洋	1,131	3,664	-69%
TSOおよびグループ・センター	10,646	11,310	-6%
継続事業のFTE合計	37,860	43,011	-12%
継続事業の平均FTE	40,016	44,038	-9%

注：(1) 2018年9月終了年度には7億6,900万ドル（2017年9月終了年度：3億6,200万ドル）の重大／重要項目が含まれている。重大／重要項目の詳細については、「(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」の項目を参照のこと。

営業費用 — 2018年9月終了年度対2017年9月終了年度



	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
費用 (重大／重要項目を除く。)	(百万ドル)		
人件費	4,635	4,752	-2%
土地建物費	811	862	-6%
テクノロジー費	1,645	1,596	3%
組織再編費用	-	-	該当なし
その他の費用	1,388	1,395	0%
継続事業による現金営業費用合計	8,479	8,605	-1%

営業費用は、2億8,100万ドル（+3%）増加した。

- ・ 人件費は1億6,600万ドル（-3%）減少した。これは、主にインセンティブ報酬の減少および平均FTEにおける9%の削減によるが、顧客救済の増加（7,500万ドル）および賃金のインフレにより一部相殺された。
- ・ 土地建物費は、主にアジアにおける当グループの不動産ポートフォリオの統合により、5,100万ドル（-6%）減少した。
- ・ テクノロジー費は、主に特定のソフトウェア資産の加速償却費（2億5,100万ドル）ならびにデジタルおよびデータ的能力増強のための投資により、2億9,700万ドル（+19%）増加した。
- ・ 組織再編費用は、オーストラリア部門およびテクノロジー部門の機動的な業務手法への移行ならびにその他の変革活動に伴い、1億6,500万ドル増加した。
- ・ その他の費用は3,600万ドル（+2%）増加した。これは、王立委員会への対応に係る法務費用（5,500万ドル）および顧客救済の増加（3,400万ドル）によるが、アジアリテールおよび富裕層事業の売却の完了による削減により一部相殺された。

重大／重要項目を除いた場合、営業費用は1億2,600万ドル（-1%）減少した。

(6) ソフトウェアの資産計上—継続事業

2018年9月30日現在の当グループの無形資産には、ソフトウェアの取得および開発の際に発生した費用14億2,100万ドルが含まれている。詳細は以下の表に表示されている。

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
期首残高	1,856	2,196	-15%
当期中に資産計上されたソフトウェア	393	404	-3%
－当期償却	(569)	(565)	1%
－加速償却 ⁽¹⁾	(251)	-	該当なし
ソフトウェア減損／償却費			
－アジアリテールおよび富裕層事業の			
売却目的保有への再分類 ⁽²⁾	-	(154)	-100%
－その他	(17)	(17)	0%
外国為替差異	9	(8)	大
継続事業の資産計上されたソフトウェア合計	1,421	1,856	-23%

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別正味帳簿価値			
オーストラリア	334	441	-24%
法人	277	597	-54%
ニュージーランド	17	24	-29%
富裕層オーストラリア	10	14	-29%
TSOおよびグループ・センター	783	780	0%
継続事業合計	1,421	1,856	-23%

注：(1) ANZは、主に法人部門に関連した特定のソフトウェア資産の加速償却を行った。これは、当年度中に発表または完了した数件の事業売却と連動して、国際事業を最近見直したことに伴うものである。2018年9月中間期に、加速償却費が2億5,100万ドル（税引後で2億600万ドル）計上された。

(2) 2017年9月終了年度におけるアジアリテールおよび富裕層事業の売却目的保有への再分類には、法人部門ならびにアジアリテールおよび富裕層事業の双方を支援するソフトウェアの減損が含まれていた。アジアリテールおよび富裕層事業に関連する部分に限り減損処理され、法人ならびにアジアリテールおよび太平洋のバランスシートに計上された。これらの減損費用は、要約連結損益計算書においてその他営業収入として認識された。

(7) 信用リスクー継続事業

部門	年度			年度			増減率		
	2018年9月終了			2017年9月終了			2018年9月終了年度対 2017年9月終了年度		
	個別引当 金繰入	一般引当 金繰入	引当金繰 入合計	個別引当 金繰入	一般引当 金繰入	引当金繰 入合計	個別引当 金繰入	一般引当 金繰入	引当金繰 入合計
	(百万ドル)			(百万ドル)					
オーストラリア	712	(14)	698	864	21	885	-18%	大	-21%
法人	(24)	(20)	(44)	196	(104)	92	大	-81%	大
ニュージーランド	49	(43)	6	116	(38)	78	-58%	13%	-92%
アジアリテールおよび 太平洋	36	(8)	28	165	(21)	144	-78%	-62%	-81%
合計	773	(85)	688	1,341	(142)	1,199	-42%	-40%	-43%

個別引当金繰入

	年度		
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	増減率
	(百万ドル)		
新規および増加した個別引当金			
オーストラリア	1,109	1,220	-9%
法人	143	438	-67%
ニュージーランド	143	211	-32%
アジアリテールおよび太平洋	49	201	-76%
新規および増加した個別引当金	1,444	2,070	-30%
回収および戻入			
オーストラリア	(397)	(356)	12%
法人	(167)	(242)	-31%
ニュージーランド	(94)	(95)	-1%
アジアリテールおよび太平洋	(13)	(36)	-64%
回収および戻入	(671)	(729)	-8%
個別引当金繰入合計	773	1,341	-42%

個別引当金繰入は、主として法人およびニュージーランド部門における新規追加の個別引当金繰入の減少6億2,600万ドル（-30%）により、5億6,800万ドル（-42%）減少した。オーストラリア部門では、ビジネスおよびプライベート・バンクにおける新規減損に係る引当金繰入が減少したことに加えて、無担保リテール・ポートフォリオにおける回収および戻入が増加した。アジアリテールおよび太平洋部門では、アジアリテールおよび富裕層事業の売却により1億2,900万ドル（-78%）減少した。

一般引当金繰入

源泉別一般引当金繰入／（戻入）	年度		増減率
	2018年	2017年	
	9月終了	9月終了	
	(百万ドル)		
貸付高増加－アジアリテールおよび富裕層事業を除く	-	(36)	-100%
貸付高増加－アジアリテールおよび富裕層事業リスク・プロファイル	(4)	(12)	-67%
景気循環調整	(106)	(169)	-37%
景気循環調整	25	75	-67%
一般引当金繰入／（戻入）合計	(85)	(142)	-40%

一般引当金戻入の減少5,700万ドル（-40%）は、主に全部門にわたるリスク・プロファイルの改善に伴う戻入が減少したことによる。貸付高増加に係る一般引当金戻入は、法人部門およびニュージーランド部門における貸付高増加を反映して減少した。当年度の景気循環調整繰入は、オーストラリア部門における景気循環調整の増加が、ニュージーランド部門および法人部門の景気循環調整の一部戻入により一部相殺され、2,500万ドルとなった。

貸倒引当金

部門	年度			年度			増減率		
	2018年9月終了			2017年9月終了			2018年9月終了年度対 2017年9月終了年度		
	個別引当金	一般引当金(1)	引当金合計	個別引当金	一般引当金(1)	引当金合計	個別引当金	一般引当金	引当金合計
	(百万ドル)			(百万ドル)					
オーストラリア	569	1,125	1,694	633	1,139	1,772	-10%	-1%	-4%
法人	251	1,073	1,324	353	1,069	1,422	-29%	0%	-7%
ニュージーランド	81	279	360	131	323	454	-38%	-14%	-21%
アジアリテールおよび太平洋	19	43	62	19	128	147	0%	-66%	-58%
TSOおよびグループ・センター	-	3	3	-	3	3	該当なし	0%	0%
合計	920	2,523	3,443	1,136	2,662	3,798	-19%	-5%	-9%

注：(1) 一般引当金には、2018年9月30日現在で5億ドル（2017年9月30日現在：5億4,400万ドル）のオフバランスシートの信用エクスポージャーの金額を含む。2018年9月終了年度の損益計算書への影響は、5,100万ドルの戻入（2017年9月終了年度：6,600万ドルの戻入）であった。

グループ予想損失

経営陣は、個別引当金に係るモデル化された予想損失データを開示することが、会計上の損失を用いることで生じる報告利益のボラティリティを除去することになるため、より長期的な貸付ポートフォリオの予想損失率の算定に資すると考えている。自己資本利益率および経済的利益に使用された予想損失アプローチは内部的な指標であり、2018年10月1日より適用されるAASB第9号「金融商品」の貸倒引当金の原則に基づくものではない。

貸付資産総額に対する予想損失の割合

	現在	
	2018年9月	2017年9月
オーストラリア部門	0.29%	0.33%
ニュージーランド部門	0.19%	0.22%
法人部門	0.27%	0.30%
小計	0.27%	0.30%
アジアリテールおよび富裕層事業 ⁽¹⁾	-	2.75%
グループ合計	0.27%	0.32%

注：(1) アジアリテールおよび富裕層事業の売却が完了したため、2018年9月末現在の予想損失は存在しない。2017年9月末現在の予想損失には、アジアリテールおよび富裕層事業の部分的な売却完了が反映されており、2017年9月末現在で売却が完了していなかった国では、無担保貸付（主にクレジットカード）が多かった。

減損資産総額⁽¹⁾

	現在		増減率
	2018年9月	2017年9月	2018年9月 対 2017年9月
	(百万ドル)		
減損貸付金	1,676	2,118	-21%
条件緩和債権 ⁽²⁾	269	167	61%
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	68	99	-31%
減損資産総額	2,013	2,384	-16%
個別引当金			
減損貸付金	(894)	(1,118)	-20%
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	(26)	(18)	44%
減損資産純額	1,093	1,248	-12%
部門別減損資産総額			
オーストラリア	1,285	1,180	9%
法人	442	757	-42%
ニュージーランド	236	307	-23%
アジアリテールおよび太平洋	50	140	-64%
TSOおよびグループ・センター	-	-	該当なし
減損資産総額	2,013	2,384	-16%
エクスポージャーの規模別減損資産総額			
1,000万ドル未満	1,489	1,622	-8%
1,000万ドル以上1億ドル以下	335	655	-49%
1億ドル超	189	107	77%
減損資産総額	2,013	2,384	-16%

注：(1) 貸借対照表の金額には、継続事業および非継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債が含まれる。
(2) 条件緩和債権とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティである。条件緩和は、利息、元本またはその他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新規ファシリティに対して一般的に提供される満期の実質的延長からなる。

減損資産総額は3億7,100万ドル(-16%)減少したが、これは主に、法人部門(-3億1,500万ドル)における返済および質の改善、ニュージーランド部門(-7,100万ドル)における返済、アジアリテールおよび富裕層事業の売却によるアジアリテールおよび太平洋部門(-9,000万ドル)における減少が要因であった。この減少は、主に単一貸付先に対する条件緩和債権によるオーストラリア部門の増加(1億500万ドル)により一部相殺された。当グループの減損資産に対する個別引当金のカバレッジ比率は、2018年9月30日現在は45.7%(2017年9月30日現在は47.7%)であった。

新規減損資産 (1)

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
減損貸付金	1,846	2,952	-37%
条件緩和債権	224	109	大
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	38	151	-75%
新規減損資産合計	2,108	3,212	-34%

部門別新規減損資産

オーストラリア	1,604	1,535	4%
法人	169	943	-82%
ニュージーランド	292	512	-43%
アジアリテールおよび太平洋	43	222	-81%
新規減損資産合計	2,108	3,212	-34%

注：(1) 貸借対照表の金額には、継続事業および非継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債が含まれる。

新規減損資産は主に、ポートフォリオのリバランスによるリスク・プロファイルの改善に良好な与信環境が相まった結果としての法人部門に加えて、2018年3月中間期におけるニュージーランド部門の商業および農業向け事業のポートフォリオの信用の質の改善に牽引され、11億400万ドル(-34%)減少した。また、アジアリテールおよび富裕層事業の売却に伴う貸出高の減少による新規減損資産の減少もあった。

	現在		増減率
	2018年9月	2017年9月	2018年9月 対 2017年9月
期限超過しているが減損していない正味貸付金および前渡金の期間分析 (1)	(百万ドル)		
1～29日	8,958	8,790	2%
30～59日	2,240	2,143	5%
60～89日	1,268	1,148	10%
90日以上	2,998	2,953	2%
合計	15,464	15,034	3%

注：(1) 貸借対照表の金額には、継続事業および非継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債が含まれる。

期限超過しているが減損していない正味貸付金および前渡金は、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州および西オーストラリア州におけるポートフォリオの悪化を含むオーストラリア部門の住宅ローンが主要因となり、4億3,000万ドル(3%)増加した。

(8) 法人税—継続事業

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
現金利益に対する法人税	2,775	2,826	-2%
実効税率 (現金利益)	29.9%	29.3%	

実効税率は、29.3%から29.9%へと上昇した。+60ベース・ポイントの上昇は主に、上海農村商業銀行の売却完了に係る損金不算入純損失（+95ベース・ポイント）、カンボジア合弁会社およびパプア・ニューギニアのリテール、商業およびSME事業の売却に係る損金不算入損失（+22ベース・ポイント）、外国からの配当の本国送金に係る外国税の引当（+19ベース・ポイント）ならびに持分法で会計処理される利益の減少（+34ベース・ポイント）によるものであった。これらの要因は、メトロバンク・カード・コーポレーションにおける当グループの持分の売却益に係る非課税利益（-84ベース・ポイント）および平均税率を引き下げる国外利益の増加（-17ベース・ポイント）により一部相殺された。

(9) 外国為替換算の影響—継続事業

下表は、外国為替換算の影響解消後の当グループの現金利益ならびに正味貸付金および前渡金を示す。比較データは、以前の期間の比較情報を当期の為替レートで再換算することにより、外国為替変動の換算の影響を取り除くよう調整している。

現金利益—2018年9月終了年度対2017年9月終了年度

	年度				増減率	
	実際	為替 調整前	為替による 影響	為替 調整後	為替 調整前	為替 調整後
					2018年 9月終了 年度対 2017年 9月終了 年度	2018年 9月終了 年度対 2017年 9月終了 年度
	2018年 9月	2017年 9月	2017年 9月	2017年 9月	2018年 9月終了 年度	2017年 9月終了 年度
	(百万ドル)					
純利息収益	14,514	14,875	(61)	14,814	-2%	-2%
その他営業収入	4,700	4,941	40	4,981	-5%	-6%
営業収入	19,214	19,816	(21)	19,795	-3%	-3%
営業費用	(9,248)	(8,967)	24	(8,943)	3%	3%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	9,966	10,849	3	10,852	-8%	-8%
貸倒引当金繰入	(688)	(1,199)	4	(1,195)	-43%	-42%
法人税引前利益	9,278	9,650	7	9,657	-4%	-4%
法人税	(2,775)	(2,826)	(1)	(2,827)	-2%	-2%
非支配持分	(16)	(15)	-	(15)	7%	7%
現金利益	6,487	6,809	6	6,815	-5%	-5%
貸借対照表						
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	604,937	580,293	3,637	583,930	4%	4%

注：(1) 貸借対照表の金額には、継続事業および非継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債が含まれる。

(10) 収益に関するヘッジ継続事業

当グループは、適切であると考える場合、（主にニュージーランドドル建て、米ドル建ておよび米ドルに相関がある）大規模な収益源に対し、経済ヘッジを設定している。ニュージーランドドル建てのエクスポージャーはニュージーランド地域に関連し、米ドル建てのエクスポージャーはアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカに関連するものである。これらのヘッジの詳細は以下のとおりである。

	年度	
	2018年 9月終了	2017年 9月終了
ニュージーランドドル建て経済ヘッジ	(百万ドル)	
正味未決済ニュージーランドドル・ポジション (想定元本) (1)	2,076	3,036
収益に計上された金額（税引前法定ベース） (2)	13	91
収益に計上された金額（税引前現金ベース） (3)	5	(46)

米ドル建て経済ヘッジ

正味未決済米ドル・ポジション（想定元本） (1)	174	-
収益に計上された金額（税引前法定ベース） (2)	2	-
収益に計上された金額（税引前現金ベース） (3)	-	-

注：(1) 当初契約レートによる豪ドル建て価値
(2) 未実現評価変動および満期または終了ヘッジからの実現収益
(3) 終了ヘッジからの実現収益

2018年9月30日現在、為替相場の不利な変動に対して将来の利益を一部ヘッジするために以下のヘッジが実行された。

- ・ およそ1豪ドル=1.08ニュージーランドドルの先物相場で22億ニュージーランドドル。
- ・ およそ1豪ドル=0.72米ドルの先物相場で1億米ドル。

2018年9月終了年度中：

- ・ 経済ヘッジ18億ニュージーランドドルが満期を迎え、実現利益500万ドル（税引前）が現金利益に計上された。
- ・ 経済ヘッジのニュージーランドドルおよび米ドル残高に対する未実現利益1,000万ドル（税引前）が、本年度中に法定損益計算書に計上された。これらは今後のニュージーランドドルおよび米ドル建て収益に対するヘッジであることから、この未実現利益は現金利益を算定する際に法定利益への調整として処理されている。

(11) 1株当たり利益—継続事業

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
継続事業による1株当たり現金利益（セント）			
基本的	223.4	232.7	-4%
希薄化後	213.9	222.4	-4%
現金利益調整後加重平均普通株式数（百万） ⁽¹⁾			
基本的	2,903.3	2,926.4	-1%
希薄化後	3,163.7	3,191.7	-1%
継続事業による現金利益（百万ドル）	6,487	6,809	-5%
希薄化後1株当たりの現金利益の計算に使用された現金利益（百万ドル）	6,766	7,097	-5%

注：(1) 現金利益調整後加重平均普通株式数には、富裕層オーストラリアが保有する自己株式が含まれており、当該株式は非継続事業の売却後には消去されなくなる。

(12) 配当—継続事業

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
普通株式1株当たりの配当（セント）—継続事業			
中間配当（全額フランキング済）	80	80	0%
期末配当（全額フランキング済）	80	80	0%
配当性向に用いられた普通株式配当（百万ドル）	4,613	4,699	-2%
継続事業による現金利益（百万ドル）	6,487	6,809	-5%
普通株式配当性向（現金ベース）	71.1%	69.0%	

2018年度最終配当は、オーストラリアにおける課税の目的において全額フランキング済みとされ、10ニュージーランドセントのニュージーランドのインピュテーション税額控除も付与される。

(13) 経済的利益—継続事業

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	7,095	6,344	12%
継続事業による法定利益と現金利益の調整	(608)	465	大
継続事業による現金利益	6,487	6,809	-5%
経済的信用コスト調整	(803)	(564)	42%
インピュテーション税額控除	1,129	1,394	-19%
継続事業による経済的リターン	6,813	7,639	-11%
資本コスト	(5,308)	(5,214)	2%
継続事業による経済的利益	1,505	2,425	-38%

経済的利益は、事業ユニットの業績を評価するのに利用されるリスク調整済みの利益指標であり、報酬パッケージの変動構成部分を決定する際に考慮される。これは内部管理目的のために利用されるもので、監査の対象にはならない。

経済的利益は、現金利益への一連の調整を通じて算出される。経済的信用コスト調整により、実際の貸倒損失繰入額が、景気循環を通じたポートフォリオの年間平均損失に基づいた内部予想損失に置き換えられる。インピュテーション税額控除の利益が認識され、オーストラリア税の70%で測定される。資本コストは、経済的利益の主要な構成要素である。ANZグループのレベルでは、これは、資本コスト率（現在9.5%であり、これは比較対象期間を通して適用される）に平均普通株式株主資本（非支配持分を除く。）を乗じて算定される。事業ユニットのレベルでは、資本は、経済的資本に基づいて配分されるので、高リスクの事業には高水準の資本が計上される。この方法は、適切なリスク管理の遂行を支援し、事業リターンがリスクの水準と確実に一致するように設定されている。対象としている重要なリスクは、信用リスク、オペレーティング・リスク、市場リスクおよびその他のリスクである。

経済的利益は、2017年9月終了年度に対して9億2,000万ドル（-38%）減少した。これは、現金利益の減少、経済的信用コストの増加およびオーストラリアの減益に伴うインピュテーション税額控除の減少に起因する。

(14) 要約貸借対照表—非継続事業を含む

	現在		増減率
	2018年9月	2017年9月	2018年9月 対 2017年9月
	(十億ドル)		
資産			
現金／ANZに対する未収決済残高／支払担保 ⁽¹⁾	98.0	82.5	19%
売買目的および売却可能資産 ⁽¹⁾	112.0	113.0	-1%
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	68.4	62.5	9%
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	603.9	574.3	5%
保険契約に対応する投資 ⁽¹⁾	-	38.0	-100%
売却目的保有資産	45.2	8.0	大
その他 ⁽¹⁾	15.1	19.0	-21%
資産合計	942.6	897.3	5%
負債			
ANZによる未払決済残高／受取担保	18.3	15.8	16%
預金およびその他の借入金 ⁽¹⁾	618.2	595.6	4%
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	69.7	62.3	12%
債券発行	121.2	108.0	12%
保険契約債務および外部ユニット保有者に対する負債 ⁽¹⁾	-	41.9	-100%
売却目的保有負債	47.2	4.7	大
その他 ⁽¹⁾	8.6	9.9	-13%
負債合計	883.2	838.2	5%
株主資本合計	59.4	59.1	1%

注：(1) 残高は、売却目的保有の資産および負債を含まない。

- ・ 現金／ANZに対する未収決済残高／ANZによる未払決済残高／支払担保／受取担保は、主としてマーケットが保有する流動性資産の増加、支払担保の増加および為替レート変動の影響により、130億ドル（+19%）増加した。
- ・ デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債は、為替レートおよび金利の変動の結果デリバティブの公正価値が増加したことで、それぞれ59億ドル（+9%）および74億ドル（+12%）増加した。
- ・ 正味貸付金および前渡金は、主にオーストラリア部門およびニュージーランド部門全体にわたっての住宅ローンの増加（+109億ドル）、法人部門における貸出の伸長（+129億ドル）、UDCの正味貸付金および前渡金が売却目的保有に分類されなくなったこと（+30億ドル）および為替レート変動の影響により、296億ドル（+5%）増加した。
- ・ 売却目的保有の資産および負債は、それぞれ372億ドルおよび425億ドル増加した。これは主に、富裕層オーストラリアおよびその他の小規模な売却事業の売却目的保有への再分類によるものであり、アジアリテールおよび富裕層事業の売却完了ならびにUDCが売却目的保有に分類されなくなったことにより一部相殺された。
- ・ 預金およびその他の借入金、主に法人部門、ニュージーランド部門およびオーストラリア部門全体にわたっての顧客預金の増加（+93億ドル）、ならびに銀行からの預金および買戻し契約の増加114億ドルならびに為替レート変動の影響により、226億ドル（+4%）増加した。これは、譲渡性預金の減少127億ドルにより一部相殺された。
- ・ 債券発行は、主に優先債の発行および為替変動の影響により132億ドル（+12%）増加した。

保険契約に対応する投資、保険契約債務および外部ユニット保有者に対する負債の2018年9月末現在の残高が存在しないのは、売却目的保有資産および負債への再分類を反映したためである。売却目的保有の資産および負債の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2018年度連結財務書類の注記10を参照のこと。

(15) 流動性リスク－非継続事業を含む

流動性リスクは当グループが預金者への払戻および満期が到来するホールセール債券の償還を含む、期限の到来した支払義務を満たせないリスク、または当グループが資産の増加に対して資金を調達する能力が不十分であるリスクである。キャッシュフローの時期の不一致および関連する流動性リスクは、すべての銀行業務に内在するものであり、当グループはこれを注意深く監視し、取締役会が設定したリスク選好に従って管理している。

当グループの流動性リスク管理への取り組みは、2つの主要な要素を含む。

・ 資金調達源のシナリオのモデリング

ANZの流動性リスク選好は、取締役会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力と定義される。指標は、異なる持続期間および深刻性水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みの目的は以下のとおりである。

- ・ より短期で極度の市場の混乱およびストレスに対して保護を提供すること
- ・ 適切な額の長期資産がより長期の資金で調達されることを確実にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持すること
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保すること

この枠組みの主要な要素は、APRAを含む銀行規制機関により義務付けられた深刻な短期の流動性ストレス・シナリオである流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCR要件への適合の一環として、ANZはオーストラリア準備銀行（「RBA」）に流動性供給枠（「CLF」）を有している。CLFは、オーストラリアにおける利用可能な高品質な流動資産（「HQLA」）の不足を相殺するために設けられており、偶発的流動性の代替形式を提供する。適格ADIが利用可能なCLFの総額はAPRAによって毎年設定される。2018年1月1日から、ANZのCLFは469億ドル（2017暦年末：438億ドル）である。

・ 流動資産

当グループは、深刻なストレス下の環境における当グループの流動性ポジションを保護し、かつ規制上の要件を満たすため、高品質な、処分に制約のない流動資産のポートフォリオを保有している。高品質な流動資産は、バーゼル3 LCRと整合性のある定義による3つのカテゴリーからなる。

- ・ 最も高品質な流動資産（「HQLA1」）：現金、同日に流動性を提供する中央銀行との買戻し契約に適格な、信用の質が最も高い政府、中央銀行または公的部門証券
- ・ 高品質な流動資産（「HQLA2」）：同日に流動性を提供する中央銀行との買戻し契約に適格な、信用の質の高い政府、中央銀行または公的部門証券、質の高い企業債務証券および質の高いカバード・ボンド
- ・ 代替流動資産（「ALA」）：CLFの担保として適格な資産およびニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）により列挙されたその他の適格証券

当グループは、規制上の要件および取締役会が設定したリスク選好に沿って、継続的に流動資産ポートフォリオの規模および構成を監視および管理している。

	中間期平均		増減率
	2018年 9月	2017年 9月	2018年9月 対 2017年9月
	(十億ドル)		
ディスカウント後の市場価値⁽¹⁾			
HQLA1 ⁽²⁾	134.4	127.8	5%
HQLA2	5.0	4.5	11%
国内住宅モーゲージ担保証券 (オーストラリア) ⁽²⁾	32.5	32.0	2%
国内住宅モーゲージ担保証券 (ニュージーランド) ⁽³⁾	5.9	0.9	大
その他ALA ⁽⁴⁾	13.5	15.3	-12%
流動資産合計	191.2	180.5	6%
ストレス・シナリオに基づいてモデル化された キャッシュフロー			
キャッシュ・アウトフロー	179.0	173.6	3%
キャッシュ・インフロー	40.8	39.7	3%
正味キャッシュ・アウトフロー	138.2	133.9	3%
流動性カバレッジ比率⁽⁵⁾	138%	135%	3%

注：(1) APRA健全性規制基準（APS210「流動性」）による規定に従って計算され、APS330の要件に一致している中間期平均基準。

(2) RBAのオープン・レポの取決めは、HQLAの対応する増加によって流動性供給枠（CLF）から相殺決済されている。

(3) ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドのLCRの余剰を含むが、レベル1のすべての通貨に関する2019年終了年度平均のLCRを上限とする。

(4) 承認された枠限度までのCLFの担保として適格な資産（国内RMBSを除く。）、およびRBNZの「流動性方針一別表：流動資産－健全性監督局文書BS13A12」に含まれる流動資産からなる。

(5) すべての通貨のレベル2のLCR。

(16) 資金調達－非継続事業を含む

ANZは、投資家種別、満期、調達市場および通貨ごとの過度の集中を避け、分散化した資金調達基盤を目標とする。

2018年9月30日終了年度中に、218億ドルの期限付ホールセール債券（2018年9月30日現在の残存期間1年超）が発行された。

下表は当グループの資金調達合計の内訳を示す。

	現在		増減率
	2018年 9月	2017年 9月	2018年9月 対 2017年9月
	(十億ドル)		
顧客預金およびその他の債務⁽¹⁾			
オーストラリア	202.7	201.3	1%
法人	205.8	189.0	9%
ニュージーランド	79.8	75.3	6%
アジアリテールおよび太平洋	3.5	7.0	-50%
TSOおよびグループ・センター ⁽¹⁾	(4.5)	(5.0)	-10%
顧客預金	487.3	467.6	4%
その他の資金調達債務⁽²⁾⁽³⁾	8.1	8.5	-5%
顧客債務（資金調達）合計	495.4	476.1	4%
ホールセール資金調達⁽³⁾⁽⁴⁾			
債券発行	105.3	90.3	17%
劣後債	15.9	17.7	-10%
譲渡性預金	42.7	55.2	-23%
コマーシャル・ペーパー	17.0	18.0	-6%
その他のホールセール借入金 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	86.8	69.2	25%
ホールセール資金調達合計	267.7	250.4	7%
株主資本	59.4	59.1	1%
資金調達合計	822.5	785.6	5%

注：(1) 定期預金、その他預金、ANZ預金商品への富裕層オーストラリア投資を消去するグループ・センターに認識された調整を含む。

(2) 未払利息、未払債務およびその他の債務、引当金および未払法人税等（純額）を含み、富裕層オーストラリアのその他の負債を除く。

(3) 支払承諾債務は正味の資金調達を伴わないため、除く。

(4) 銀行借入金、買戻し契約に基づき売却された有価証券、デリバティブの正味残高、特別目的会社およびその他借入金を含む。

(5) 為替決済口座の現金残高により相殺されたRBAのオープン・レポの取決めを含む。

正味安定資金調達比率

下表はレベル2の正味安定資金調達比率（NSFR）の内訳を示す。

	現在		増減率
	2018年 9月	2017年 9月	2018年9月 対 2017年9月
	(十億ドル)		
所要安定資金調達額⁽¹⁾			
リテールおよび中小企業、コーポレート向け 貸付（35%未満のリスク加重） ⁽²⁾	183.9	181.7	1%
リテールおよび中小企業、コーポレート向け 貸付（35%超のリスク加重） ⁽²⁾	182.6	176.2	4%
その他貸付 ⁽³⁾	23.2	17.2	35%
流動資産	9.8	9.3	5%
その他資産 ⁽⁴⁾	36.6	39.1	-6%
所要安定資金調達額合計	436.1	423.5	3%
利用可能な安定資金調達額⁽¹⁾			
リテールおよび中小企業顧客預金	231.7	230.7	0%
コーポレート、公共セクター企業および 運営上の預金	91.8	80.8	14%
中央銀行およびその他の金融機関の預金	5.3	4.2	26%
有期資金調達	96.3	87.6	10%
短期資金調達およびその他の債務	1.3	5.3	-75%
自己資本	73.3	73.9	-1%
利用可能な安定資金調達額合計	499.7	482.5	4%
正味安定資金調達比率	115%	114%	1%

注：(1) APRA健全性規制基準のAPS210「流動性」に従ったNSFRを織り込んだ残高。

(2) APRA健全性規制基準のAPS112「資本十分性：信用リスクに対する標準的手法」に従ったリスク加重。

(3) 金融機関および中央銀行貸付を含む。

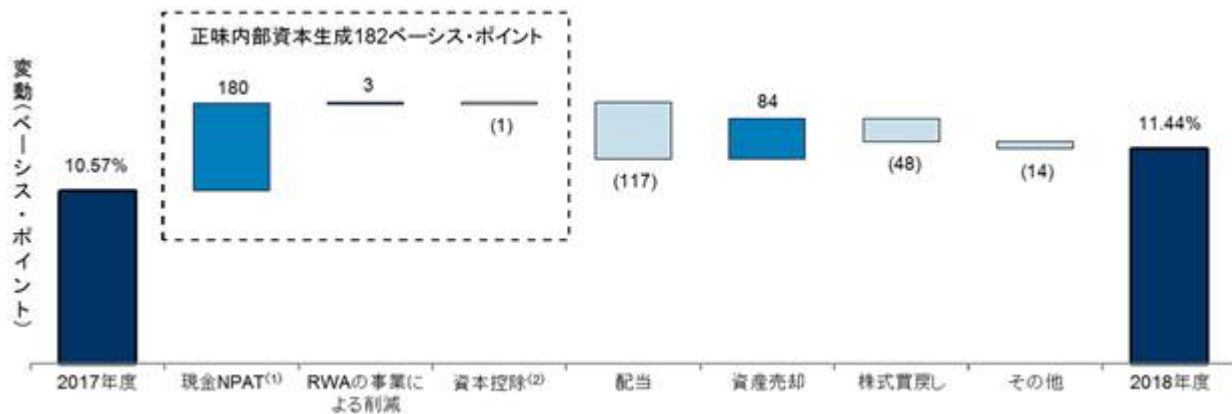
(4) オフバランスシート項目、デリバティブ純額およびその他資産を含む。

(17) 資本管理－非継続事業を含む

	現在			
	APRAバーゼル3		国際的に比較可能な バーゼル3 ⁽¹⁾	
	2018年9月	2017年9月	2018年9月	2017年9月
自己資本比率				
普通株式等Tier 1	11.4%	10.6%	16.8%	15.8%
Tier 1	13.4%	12.6%	19.2%	18.4%
自己資本合計	15.2%	14.8%	21.6%	21.2%
リスク加重資産（十億ドル）	390.8	391.1	305.6	306.5

注：(1) 国際的に比較可能な方法論は、「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書と一致している。

APRAパーゼル3普通株式等Tier1（「CET1」）－2018年9月終了年度対2017年9月終了年度



注：(1) 自己資本管理を目的とする重大/重要項目を除く。「(1)現金利益－重大/重要項目－継続事業」を参照のこと。
(2) 資本控除は、期間中の連結をはずれた法人の留保利益の増減、ソフトウェア資産の計上、予想損失が適格引当金を超過する不足額、およびその他の無形資産である。

ANZのCET1比率は、当年度中に87ベース・ポイント上昇して11.4%となった。CET1比率変動の主要な要因は以下のとおりである。

- ・ 正味内部資本生成は182ベース・ポイントであった。これは主に、現金利益（重大/重要項目を除く。）および正味RWAの伸び（外国為替の影響、規制上の変更およびその他一回限りのものを除く。）の正味削減によるが、その他の事業関係の資本控除により一部相殺された。
- ・ 2018年3月中間配当金および2017年9月期末配当金（BOPによる株式発行およびDRPによる中立化を除く。）の支払いにより、CET1比率は117ベース・ポイント低下した。
- ・ 資産売却に伴う資本上の利得は、CET1比率を84ベース・ポイント押し上げた（SRCB、ベトナム、台湾およびインドネシアのアジアリテールおよび富裕層事業、MCCの40%持分、ならびにオーストラリアの生命保険の売却に関連した再保険金受取額）。
- ・ 資産売却に伴う利得は、当年度中に実施された市場からの株式の買入れ19億ドル（発表された総額30億ドルの一部）により一部相殺された（-48ベース・ポイント）。市場からの株式買入りの残額の11億ドルは、2019年3月中間期中の実施が見込まれている。
- ・ その他の影響には主に、2018年9月終了年度の現金利益に影響を与えた重大/重要項目（資本控除に含まれているソフトウェアの加速償却を除く。）、非現金収益の変動、RWAモデルの変更および外貨換算の正味影響が含まれる。

リスク加重資産合計

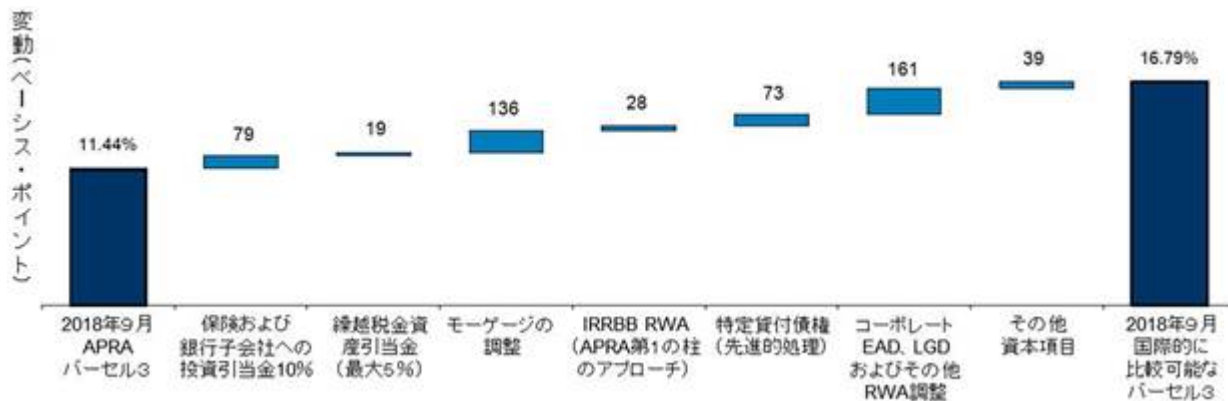
	現在		増減率
	2018年 9月	2017年 9月	2018年9月 対 2017年9月
	(十億ドル)		
信用RWA	337.6	336.8	0%
市場リスクおよび銀行勘定金利リスクを考慮した リスク加重資産 (IRRBB RWA)	15.6	17.0	-8%
オペレーショナルRWA	37.6	37.3	1%
RWA合計	390.8	391.1	0%

リスク加重資産（「RWA」）合計－2018年9月末対2017年9月末



ANZのRWA合計は、3億ドル減少した。外貨換算の影響および一過性の信用RWAの変動を除くと、基礎的な信用RWAは、法人部門における貸付の増加（オーストラリアおよびニュージーランドの両部門における減少により一部相殺された。）が当グループ全体にわたってのリスク軽減（信用RWAの減少）の好影響で相殺されたため、横ばいであった（部門貸付がリスク軽減によって相殺された。）。その他の信用RWAの変動は主に、残っていたアジアリテールおよび富裕層事業（ベトナム、台湾およびインドネシア）の売却ならびにRWAモデリングの変更の少額の正味影響を反映している。非信用RWAは、主にIRRBB RWAにおけるリスク・プロファイルの低下により、11億ドル減少した。

APRAと国際的に比較可能⁽¹⁾ な普通株式等Tier 1（「CET 1比率」）－ 2018年9月30日現在



注：(1) バーゼル委員会刊行物「バーゼル3：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的規制枠組み」（2011年6月）および「資本測定および資本基準の国際的コンバージェンス」（2006年6月）に記載された規制のANZの解釈。「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書で特定された差異も含む。

上表は、APRAのパーゼル3健全性資本基準に基づいたCET 1を国際的に比較可能なパーゼル3基準に調整するものである。APRAはパーゼル3改正を最低要件とみなしており、そのため、パーゼル3規則で提案された譲歩のいくつかを含んでおらず、またその他分野でより高い要件を設定している。その結果、オーストラリアの銀行のパーゼル3により報告される資本比率は国際的な同業他社とは直接的には比較できない。国際的に比較可能なパーゼル3のCET 1比率は、APRAと、バーゼル委員会のパーゼル3枠組み（2014年3月のオーストラリアでのパーゼル3実施に係るバーゼル委員会の規制上の整合性評価プログラム（「RCAP」）で特定された差異を含む）およびその主要な海外の法域での適用双方との間の差異を含んでいる。

APRAのパーゼル3と国際的に比較可能なパーゼル3比率との重大な差異には以下が含まれる。

控除

- 繰越税金資産 — 一時差異に関連する繰越税金資産（「DTA」）については、CET 1からの全額控除が要求される。国際的に比較可能な基準では、これは、控除が要求される前にまず譲許的基準値の対象となる。
- 保険および銀行子会社への投資 — APRAは、CET 1からの全額控除を要求している。国際的に比較可能な基準では、これらの投資は、控除が要求される前に譲許的基準値の対象となる。

リスク加重資産（「RWA」）

- IRRBB RWA — APRAは、CET 1比率計算のRWAベース内に銀行勘定金利リスク（「IRRBB」）を含めることを要求している。これは、国際的に比較可能な基準では要求されない。
- モーゲージRWA — APRAは、住宅モーゲージの信用RWA計算に使用される景気後退期デフォルト時損失率（「LGD」）に20%の下限を課している。国際的に比較可能なパーゼル3の枠組みで要求される景気後退期LGDの下限は10%である。さらに、2016年7月以降、APRAは、パーゼル3枠組みを上回る相関係数を要求している。
- 特定貸付債権 — APRAは、特定貸付債権エクスポージャーの信用RWAの決定に、監督当局設定のスロットティング・アプローチを使用することを要求している。国際的に比較可能な基準では、これらのエクスポージャーのRWA計算の際に先進的内部格付手法の使用を認めている。
- 無担保コーポレート貸付のLGD — ANZの無担保コーポレート貸付のLGDを、他の法域の銀行と一致させるために45%に揃える調整。45%のLGD率は、基礎的内部格付手法（「FIRB」）にも使用される。

- ・ 未実行コーポレート貸付のデフォルト時エクスポージャー（「EAD」） — 未実行コーポレート貸付コミットメントのANZの掛け目（「CCF」）を、他の法域の銀行と一致させるために（FIRB手法で使用される）75%に調整すること。

(18) レバレッジ比率—非継続事業を含む

2018年9月30日現在、当グループのAPRAレバレッジ比率は5.5%で、バーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）が要求している最低3%を上回っていた。APRAは、APRAの認可を受けたオーストラリアの預金取扱機関（ADI）についての最低レバレッジ比率要件を最終化していない。下表は、当グループのレバレッジ比率計算の要約である。

	現在		増減率
	2018年 9月	2017年 9月 (百万ドル)	2018年9月 対 2017年9月
Tier 1 資本（資本控除を除く）	52,218	49,324	6%
オンバランスシートのエクスポージャー （デリバティブおよび証券金融取引のエク スポージャーを除く）	785,405	752,347	4%
デリバティブのエクスポージャー	30,676	31,469	-3%
証券金融取引（SFT）のエクスポージャー その他のオフバランスシートのエクスポ ージャー	36,066	28,598	26%
	102,810	96,765	6%
エクスポージャー測定額合計	954,957	909,179	5%
APRAレバレッジ比率⁽¹⁾	5.5%	5.4%	
国際的に比較可能なレバレッジ比率⁽¹⁾	6.1%	6.2%	

注：(1) レバレッジ比率は、バーゼル3の経過措置の対象となるその他Tier 1 証券（経過措置の調整を控除後）を含む（2017年9月末にのみ適用）。

ANZのレバレッジ比率は当年度中に4ベース・ポイント上昇した。レバレッジ比率変動の主要な要因は以下のとおりである。

- ・ 配当支払い控除後の現金利益（重大／重要項目を除く）による正味内部資本生成による27ベース・ポイント。
- ・ 資産売却に伴う利得が、レバレッジ比率を35ベース・ポイント押し上げた（SRCB、ベトナム、台湾およびインドネシアのアジアリテールおよび富裕層事業、MCCの40%持分、ならびにオーストラリアの生命保険の売却に関連した再保険金受取額）。
- ・ 資産売却に伴う利得は、（発表された総額30億ドルのうちの）当年度中に実施された市場からの株式の買い入れ19億ドル（-21ベース・ポイント）および残っていたCPS3その他Tier 1 資本証券の償還（-6ベース・ポイント）により部分的に相殺された。
- ・ 主として貸付金と証券金融取引の増加からのエクスポージャーの増加は、レバレッジ比率を22ベース・ポイント引き下げた。
- ・ その他の影響（-9ベース・ポイント）には主に、2018年9月終了年度の現金利益に影響を与えた重大／重要項目（ソフトウェアの加速償却を除く。）（-7ベース・ポイント）、正味為替影響（-5ベース・ポイント）およびその他の項目の純額（+3ベース・ポイント）が含まれる。

(19) 資本管理－その他の規制上の動向

「第2 企業の概況－3 事業の内容－(6)監督および規制－オーストラリアーオーストラリアの規制上の動向」を参照のこと。

[次へ](#)

C. 部門別経営成績

(1) 部門別業績－継続事業

当グループは、「オーストラリア」、「法人」、「ニュージーランド」、「富裕層オーストラリア」、「アジアリテールおよび太平洋」ならびに「テクノロジー、サービス&オペレーションズ（TSO）およびグループ・センター」の6つの部門からなる部門構造で事業を営む。部門構成の詳細については、「第2 企業の概況－3. 事業の内容－(4)当グループの主要な活動」を参照のこと。

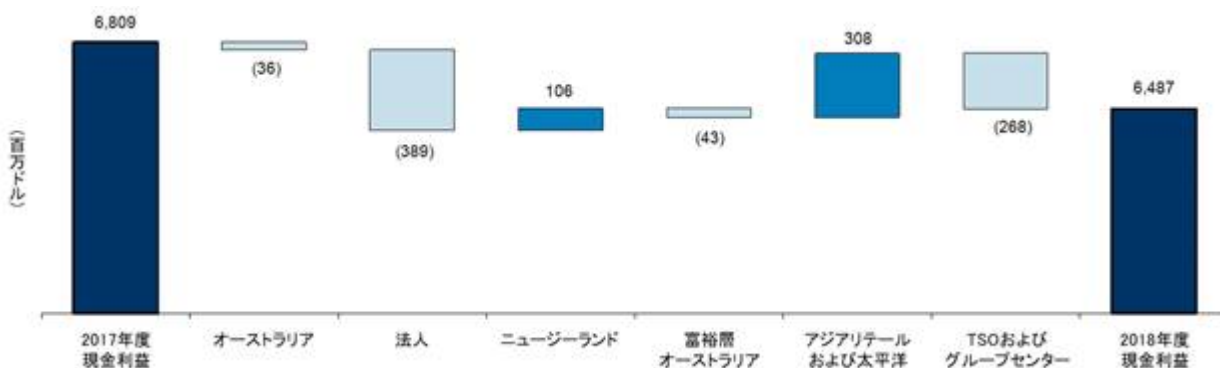
ANZの広範囲にわたる簡素化戦略の一環で、2018年9月終了年度中にいくつかの組織構造の変更があった。前期間における比較情報は、かかる変更（以下を含む。）に従って調整されている。

- ・ これまでオーストラリア部門のコーポレートおよびバンキング事業の一部であった法人事業が、法人部門に編入された。
- ・ アジアリテールおよび富裕層事業の売却において残留したフィリピン、日本およびカンボジアにおけるアジアリテールおよび富裕層事業が、法人部門に編入された。
- ・ 当グループはさらに再編を進め、TSOおよびグループ・センターに置かれていたグループ・ハブの個別部門向け業務を該当部門に編入した。これらの費用は事前に負担されていたため、以前に報告された部門別現金利益に変更はない。部門別フルタイム換算従業員数（FTE）は、かかる変更を反映して修正再表示されている。

部門別業績は、継続事業について現金利益ベースで報告されており、また比較情報は適宜修正再表示されている。非継続事業についての情報は「A. 当年度の経営成績の要説」を参照のこと。富裕層オーストラリアの留保事業には、レンダーズ・モーゲージ保険、株式投資、フィナンシャル・プランニングおよび損害保険の販売が含まれる。

下記に報告される部門は、事業の最高意思決定者たる最高経営責任者に提供される内部報告のそれと一致する。

部門別現金利益－2018年9月終了年度対2017年9月終了年度



2018年9月終了年度	オーストラリア	法人	ニュージーランド	富裕層オーストラリア (百万ドル)	アジアリ テールおよ び太平洋	TS0および グループ・ センター	当グループ
純利息収益	8,409	3,068	2,587	49	186	215	14,514
その他営業収入	1,086	2,062	663	282	246	361	4,700
営業収入	9,495	5,130	3,250	331	432	576	19,214
営業費用	(3,677)	(2,944)	(1,196)	(257)	(211)	(963)	(9,248)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	5,818	2,186	2,054	74	221	(387)	9,966
貸倒引当金（繰入）／戻 入	(698)	44	(6)	-	(28)	-	(688)
税引前利益／（損失）	5,120	2,230	2,048	74	193	(387)	9,278
法人税および非支配持分	(1,540)	(695)	(573)	(22)	(42)	81	(2,791)
継続事業による現金利 益／（損失）	3,580	1,535	1,475	52	151	(306)	6,487

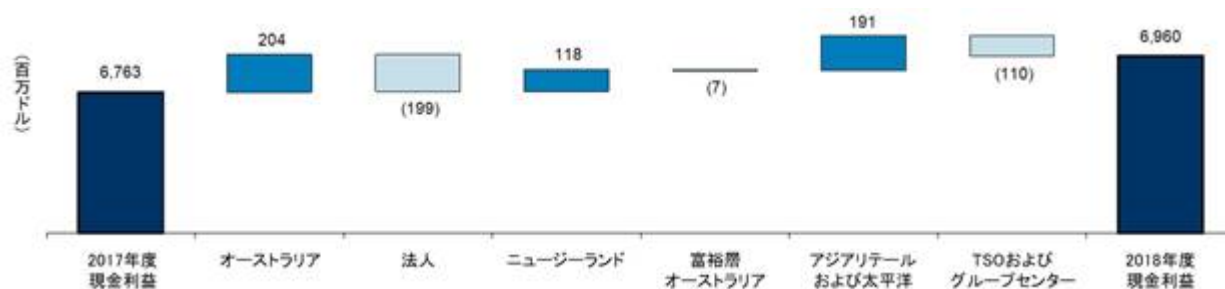
2017年9月終了年度	オーストラリア	法人	ニュージーランド	富裕層オーストラリア (百万ドル)	アジアリ テールおよ び太平洋	TS0および グループ・ センター	当グループ
純利息収益	8,218	3,264	2,519	49	576	249	14,875
その他営業収入	1,217	2,366	653	344	18	343	4,941
営業収入	9,435	5,630	3,172	393	594	592	19,816
営業費用	(3,382)	(2,814)	(1,193)	(262)	(614)	(702)	(8,967)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	6,053	2,816	1,979	131	(20)	(110)	10,849
貸倒引当金（繰入）／戻 入	(885)	(92)	(78)	-	(144)	-	(1,199)
税引前利益／（損失）	5,168	2,724	1,901	131	(164)	(110)	9,650
法人税および非支配持分	(1,552)	(800)	(532)	(36)	7	72	(2,841)
継続事業による現金利 益／（損失）	3,616	1,924	1,369	95	(157)	(38)	6,809

2018年9月終了年度対2017年9月終了年度

	オーストラリア	法人	ニュージーランド	富裕層オーストラリア	アジアリテールおよび太平洋	TSOおよびグループ・センター	当グループ
純利息収益	2%	-6%	3%	0%	-68%	-14%	-2%
その他営業収入	-11%	-13%	2%	-18%	大	5%	-5%
営業収入	1%	-9%	2%	-16%	-27%	-3%	-3%
営業費用	9%	5%	0%	-2%	-66%	37%	3%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	-4%	-22%	4%	-44%	大	大	-8%
貸倒引当金（繰入）／戻入	-21%	大	-92%	該当なし	-81%	該当なし	-43%
税引前利益／（損失）	-1%	-18%	8%	-44%	大	大	-4%
法人税および非支配持分	-1%	-13%	8%	-39%	大	13%	-2%
現金利益／（損失）	-1%	-20%	8%	-45%	大	大	-5%

部門別現金利益（重大／重要項目⁽¹⁾を除く）－2018年9月終了年度対2017年9月終了年度

当グループの現金利益には、重大／重要項目と総称される多くの項目が含まれる。これらの項目は現金利益の一部を形成するが、その性質および影響の大きさをゆえ個別的に抽出されている。



注：(1) 重大／重要項目の詳細については、上記「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。

2018年9月終了年度	オーストラリア	法人	ニュージーランド	富裕層オーストラリア	アジアリテールおよび太平洋	TSOおよびグループ・センター	当グループ
	(百万ドル)						
純利息収益	8,500	3,068	2,601	49	133	215	14,566
その他営業収入	1,167	2,068	665	316	109	152	4,477
営業収入	9,667	5,136	3,266	365	242	367	19,043
営業費用	(3,406)	(2,696)	(1,176)	(209)	(176)	(816)	(8,479)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	6,261	2,440	2,090	156	66	(449)	10,564
貸倒引当金（繰入）／戻入	(698)	44	(6)	-	(2)	-	(662)
税引前利益／（損失）	5,563	2,484	2,084	156	64	(449)	9,902
法人税および非支配持分	(1,674)	(739)	(584)	(47)	(22)	124	(2,942)
継続事業による現金利益／（損失）	3,889	1,745	1,500	109	42	(325)	6,960

2017年9月終了年度	オーストラリア	法人	ニュージーランド	富裕層オーストラリア (百万ドル)	アジアリ テールおよ び太平洋	TS0および グループ・ センター	当グループ
純利息収益	8,243	3,264	2,530	49	134	249	14,469
その他営業収入	1,235	2,382	653	344	104	132	4,850
営業収入	9,478	5,646	3,183	393	238	381	19,319
営業費用	(3,325)	(2,808)	(1,186)	(233)	(397)	(656)	(8,605)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	6,153	2,838	1,997	160	(159)	(275)	10,714
貸倒引当金（繰入）／戻 入	(885)	(92)	(78)	-	(20)	-	(1,075)
税引前利益／（損失）	5,268	2,746	1,919	160	(179)	(275)	9,639
法人税および非支配持分	(1,583)	(802)	(537)	(44)	30	60	(2,876)
継続事業による現金利 益／（損失）	3,685	1,944	1,382	116	(149)	(215)	6,763

2018年9月終了年度対2017年9月終了年度

	オーストラリア	法人	ニュージーランド	富裕層オーストラリア	アジアリ テールおよ び太平洋	TS0および グループ・ センター	当グループ
純利息収益	3%	-6%	3%	0%	-1%	-14%	1%
その他営業収入	-6%	-13%	2%	-8%	5%	15%	-8%
営業収入	2%	-9%	3%	-7%	2%	-4%	-1%
営業費用	2%	-4%	-1%	-10%	-56%	24%	-1%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	2%	-14%	5%	-3%	大	63%	-1%
貸倒引当金（繰入）／戻 入	-21%	大	-92%	該当なし	-90%	該当なし	-38%
税引前利益／（損失）	6%	-10%	9%	-3%	大	63%	3%
法人税および非支配持分	6%	-8%	9%	7%	大	大	2%
現金利益／（損失）	6%	-10%	9%	-6%	大	51%	3%

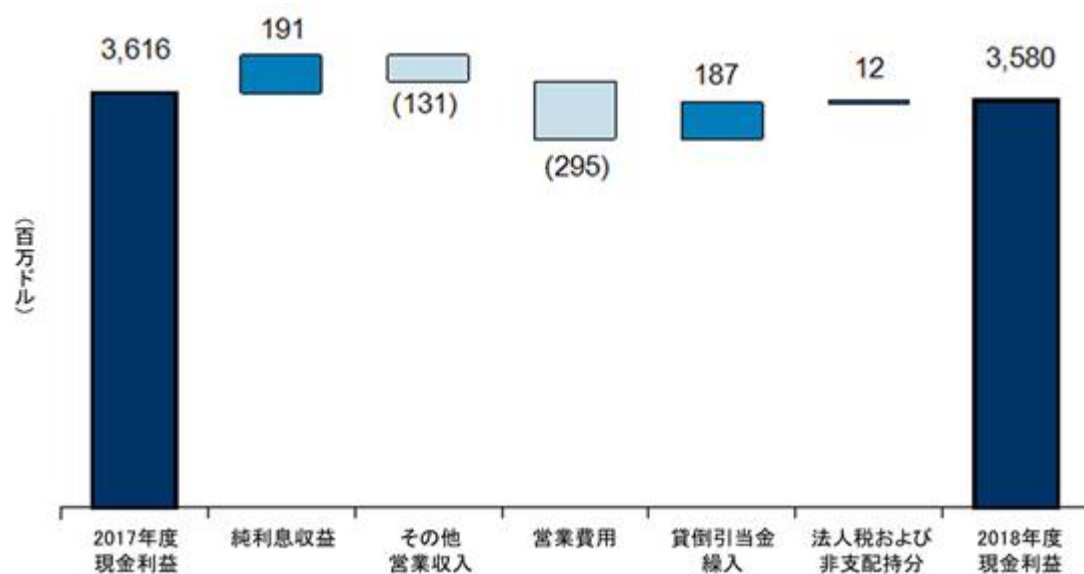
(2) オーストラリア部門－継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および本章「(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	8,409	8,218	2%
その他営業収入	1,086	1,217	-11%
営業収入	9,495	9,435	1%
営業費用	(3,677)	(3,382)	9%
貸倒引当金繰入および			
法人税控除前利益	5,818	6,053	-4%
貸倒引当金繰入	(698)	(885)	-21%
法人税引前利益	5,120	5,168	-1%
法人税および被支配持分	(1,540)	(1,552)	-1%
現金利益	3,580	3,616	-1%
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	340,259	333,560	2%
その他外部資産	2,855	3,058	-7%
外部資産	343,114	336,618	2%
顧客預金	202,732	201,326	1%
その他外部負債	9,577	10,856	-12%
外部負債	212,309	212,182	0%
リスク加重資産	158,595	160,915	-1%
総貸付金および前渡金平均残高	340,271	327,200	4%
預金およびその他の借入金平均残高	202,884	196,234	3%
比率			
平均資産利益率	1.05%	1.10%	
純預貸利鞘	2.69%	2.73%	
営業収入に対する営業費用	38.7%	35.8%	
資産平均残高に対する営業費用	1.08%	1.03%	
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	712	864	-18%
総貸付金および前渡金平均残高に			
対する個別貸倒引当金繰入／（戻入）の割合	0.21%	0.26%	
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(14)	21	大
総貸付金および前渡金平均残高に			
対する一般貸倒引当金繰入／（戻入）の割合	0.00%	0.01%	
減損資産総額	1,285	1,180	9%
総貸付金および前渡金に対する			
減損資産総額の割合	0.38%	0.36%	
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	12,885	13,885	-7%

- ・ 貸付高は、特に持ち家居住者および元利返済型住宅ローンで増加した。顧客預金は、主に小規模ビジネス・バンキングおよび住宅ローン（オフセット口座）で増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、住宅ローン構成の変更、顧客救済および2017年7月から導入された大手銀行税により縮小した。これは、利率再設定に伴う預金マージンの向上により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、顧客救済および貸付手数料の減収により減少した。
- ・ 営業費用は、顧客救済費用、ソフトウェアの加速償却費用、組織再編およびインフレにより増加した。これは、FTE関連費用の削減により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、返済遅延の減少、戻入ならびにカードおよび個人ローンの回収の増加、小規模ビジネス・バンキングの新規引当の減少により減少し、これは、景気循環調整引当金の純増により一部相殺された。

現金利益—2018年9月終了年度対2017年9月終了年度



個別貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
リテール	427	497	-14%
住宅ローン	99	82	21%
カードおよび個人ローン	310	389	-20%
預金および支払 ⁽¹⁾	18	26	-31%
ビジネスおよびプライベート・バンキング	285	367	-22%
ビジネス・バンキング	94	154	-39%
小規模ビジネス・バンキング	191	213	-10%
プライベート・バンキング	-	-	該当なし
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	712	864	-18%

一括貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
リテール	(37)	(7)	大
住宅ローン	30	10	大
カードおよび個人ローン	(64)	(16)	大
預金および支払 ⁽¹⁾	(3)	(1)	大
ビジネスおよびプライベート・バンキング	23	28	-18%
ビジネス・バンキング	35	27	30%
小規模ビジネス・バンキング	(12)	1	大
プライベート・バンキング	-	-	該当なし
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(14)	21	大
貸倒引当金繰入／（戻入）合計	698	885	-21%

正味貸付金および前渡金

	現在		増減率
	2018年9月	2017年9月	2018年9月 対 2017年9月
	(百万ドル)		
リテール	282,124	275,229	3%
住宅ローン	271,993	264,612	3%
カードおよび個人ローン	10,074	10,543	-4%
預金および支払 ⁽¹⁾	57	74	-23%
ビジネスおよびプライベート・バンキング	58,135	58,331	0%
ビジネス・バンキング	41,239	41,202	0%
小規模ビジネス・バンキング	14,954	15,584	-4%
プライベート・バンキング	1,942	1,545	26%
正味貸付金および前渡金	340,259	333,560	2%

顧客預金	現在		増減率
			2018年9月 対 2017年9月
	2018年9月	2017年9月	
	(百万ドル)		
リテール	119,763	119,437	0%
住宅ローン ⁽²⁾	27,639	26,771	3%
カードおよび個人ローン	263	261	1%
預金および支払	91,861	92,405	-1%
ビジネスおよびプライベート・バンキング	82,969	81,889	1%
ビジネス・バンキング	19,191	20,841	-8%
小規模ビジネス・バンキング	39,976	36,288	10%
プライベート・バンキング	23,802	24,760	-4%
顧客預金	202,732	201,326	1%

注：(1) 預金および支払事業の正味貸付金および前渡金は、当座貸越額を表す。

(2) 住宅ローン事業の顧客預金額は、オフセット口座残高を表す。

2018年9月終了年度	リテール	ビジネスおよび プライベート・ バンキング (百万ドル)	オーストラリア 合計
純利息収益	5,691	2,718	8,409
その他営業収入	649	437	1,086
営業収入	6,340	3,155	9,495
営業費用	(2,541)	(1,136)	(3,677)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	3,799	2,019	5,818
貸倒引当金（繰入）／戻入	(390)	(308)	(698)
法人税引前利益	3,409	1,711	5,120
法人税および非支配持分	(1,024)	(516)	(1,540)
現金利益	2,385	1,195	3,580
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	427	285	712
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(37)	23	(14)
正味貸付金および前渡金	282,124	58,135	340,259
顧客預金	119,763	82,969	202,732
リスク加重資産	105,203	53,392	158,595

2017年9月終了年度			
純利息収益	5,567	2,651	8,218
その他営業収入	761	456	1,217
営業収入	6,328	3,107	9,435
営業費用	(2,270)	(1,112)	(3,382)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	4,058	1,995	6,053
貸倒引当金（繰入）／戻入	(490)	(395)	(885)
法人税引前利益	3,568	1,600	5,168
法人税および非支配持分	(1,071)	(481)	(1,552)
現金利益	2,497	1,119	3,616
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	497	367	864
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(7)	28	21
正味貸付金および前渡金	275,229	58,331	333,560
顧客預金	119,437	81,889	201,326
リスク加重資産	105,865	55,050	160,915

2018年9月終了年度対2017年9月終了年度			
純利息収益	2%	3%	2%
その他営業収入	-15%	-4%	-11%
営業収入	0%	2%	1%
営業費用	12%	2%	9%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	-6%	1%	-4%
貸倒引当金（繰入）／戻入	-20%	-22%	-21%
法人税引前利益	-4%	7%	-1%
法人税および非支配持分	-4%	7%	-1%
現金利益	-4%	7%	-1%
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	-14%	-22%	-18%
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	大	-18%	大
正味貸付金および前渡金	3%	0%	2%
顧客預金	0%	1%	1%
リスク加重資産	-1%	-3%	-1%

(3) 法人部門－継続事業

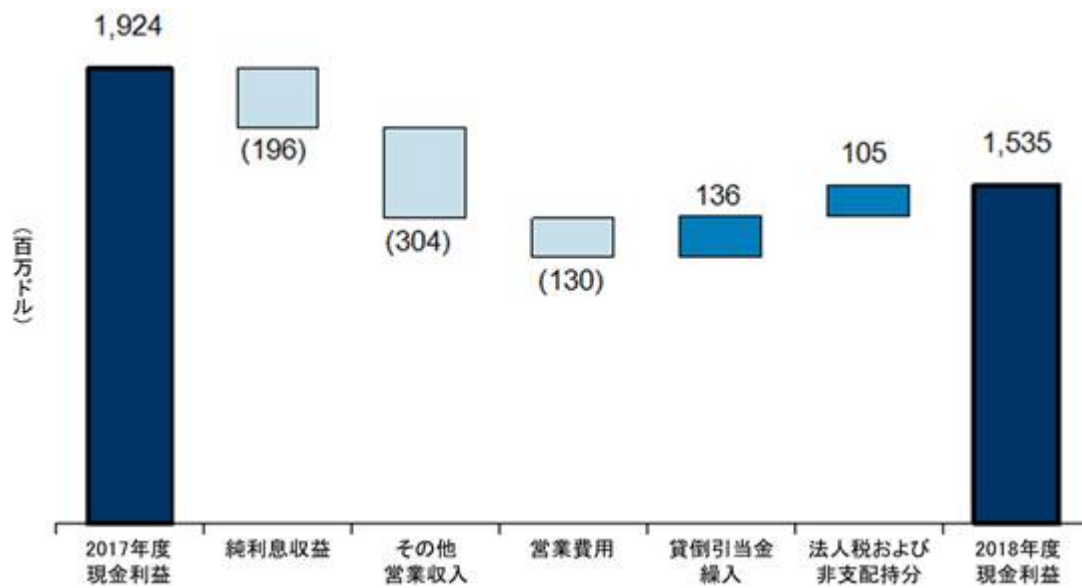
部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および本章「(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

	年度		増減率 (%)
	2018年 9月終了 (百万ドル)	2017年 9月終了 (百万ドル)	
純利息収益	3,068	3,264	-6%
その他営業収入	2,062	2,366	-13%
営業収入	5,130	5,630	-9%
営業費用	(2,944)	(2,814)	5%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	2,186	2,816	-22%
貸倒引当金繰入／（戻入）	44	(92)	大
法人税引前利益	2,230	2,724	-18%
法人税および非支配持分	(695)	(800)	-13%
現金利益	1,535	1,924	-20%
貸借対照表⁽¹⁾			
正味貸付金および前渡金	149,826	131,582	14%
その他外部資産	276,607	254,769	9%
外部資産	426,433	386,351	10%
顧客預金	205,809	189,015	9%
その他預金および借入金	67,374	57,297	18%
預金およびその他借入金	273,183	246,312	11%
その他外部負債	104,552	94,728	10%
外部負債	377,735	341,040	11%
リスク加重資産	163,713	158,783	3%
総貸付金および前渡金平均残高	141,184	135,308	4%
預金およびその他借入金平均残高	263,742	246,931	7%
比率⁽¹⁾			
平均資産利益率	0.36%	0.47%	
純預貸利鞘	0.90%	1.03%	
純預貸利鞘（マーケットズを除く）	2.15%	2.21%	
営業収入に対する営業費用	57.4%	50.0%	
資産平均残高に対する営業費用	0.68%	0.68%	
個別貸倒引当金繰入／（取崩し）	(24)	196	大
総貸付金および前渡金平均残高に対する個別貸倒 引当金繰入／（戻入）の割合	(0.02%)	0.14%	
一般貸倒引当金繰入／（取崩し）	(20)	(104)	-81%
総貸付金および前渡金平均残高に対する一般貸倒 引当金繰入／（戻入）の割合	(0.01%)	(0.08%)	
減損資産総額	442	757	-42%
総貸付金および前渡金に対する減損資産総額の割 合	0.29%	0.57%	
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	6,188	6,783	-9%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

- ・ 貸付高は、すべてのポートフォリオで増加した。顧客預金は、マーケットおよびトランザクション・バンキングで増加した。
- ・ 純利息利鞘（マーケットを除く。）は、2017年7月から導入された大手銀行税およびマーケットの流動資産の増加を主因として縮小した。
- ・ その他営業収入は、2018年度の後退した取引条件に起因するマーケットのフランチャイズ・トレーディングの減収により、および2017年度に認識された高額なプラスのデリバティブ評価調整との対比において減少した。
- ・ 営業費用は、ソフトウェアの加速償却費用、組織再編およびインフレにより増加した。これは、変革に向けて遂行中の活動に伴うFTEの削減および非貸付損失の減少により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、遂行中のポートフォリオのリバランスおよび良好な信用環境により減少した。

現金利益－2018年9月終了年度対2017年9月終了年度



地域別法人⁽¹⁾

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
オーストラリア			
純利息収益	1,713	1,864	-8%
その他営業収入	962	1,147	-16%
営業収入	2,675	3,011	-11%
営業費用	(1,239)	(1,274)	-3%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,436	1,737	-17%
貸倒引当金（繰入）／戻入	48	(121)	大
法人税引前利益	1,484	1,616	-8%
法人税および非支配持分	(443)	(509)	-13%
現金利益	1,041	1,107	-6%
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	(46)	153	大
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(2)	(32)	-94%
正味貸付金および前渡金	85,099	76,008	12%
顧客預金	78,562	77,134	2%
リスク加重資産	82,993	83,766	-1%
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ			
純利息収益	1,056	1,061	0%
その他営業収入	856	936	-9%
営業収入	1,912	1,997	-4%
営業費用	(1,537)	(1,364)	13%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	375	633	-41%
貸倒引当金（繰入）／戻入	38	7	大
法人税引前利益	413	640	-35%
法人税および非支配持分	(159)	(159)	0%
現金利益	254	481	-47%
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	(22)	60	大
一般貸倒引当金繰入／（取崩し）	(16)	(67)	-76%
正味貸付金および前渡金	58,163	48,590	20%
顧客預金	111,717	98,103	14%
リスク加重資産	70,456	64,797	9%
ニュージーランド			
純利息収益	299	339	-12%
その他営業収入	244	283	-14%
営業収入	543	622	-13%
営業費用	(168)	(176)	-5%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	375	446	-16%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(42)	22	大
法人税引前利益	333	468	-29%
法人税および非支配持分	(93)	(132)	-30%
現金利益	240	336	-29%
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	44	(17)	大
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(2)	(5)	-60%
正味貸付金および前渡金	6,564	6,984	-6%
顧客預金	15,530	13,778	13%
リスク加重資産	10,264	10,220	0%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

個別貸倒引当金繰入／（戻入）⁽¹⁾

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
トランザクション・バンキング	5	46	-89%
ローンズおよび専門融資	(28)	143	大
マーケット	(4)	-	該当なし
セントラル・ファンクション	3	7	-57%
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	(24)	196	大

一般貸倒引当金繰入／（戻入）⁽¹⁾

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
トランザクション・バンキング	(12)	3	大
ローンズおよび専門融資	(9)	(104)	-91%
マーケット	1	-	該当なし
セントラル・ファンクション	-	(3)	-100%
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(20)	(104)	-81%
貸倒引当金繰入／（戻入） 合計	(44)	92	大

正味貸付金および前渡金⁽¹⁾

	現在		増減率
			2018年9月 対
	2018年9月	2017年9月	2017年9月
	(百万ドル)		
トランザクション・バンキング	16,568	14,344	16%
ローンズおよび専門融資	101,637	87,556	16%
マーケット	31,188	29,303	6%
セントラル・ファンクション	433	379	14%
正味貸付金および前渡金	149,826	131,582	14%

顧客預金⁽¹⁾

	現在		増減率
			2018年9月 対
	2018年9月	2017年9月	2017年9月
	(百万ドル)		
トランザクション・バンキング	99,519	96,000	4%
ローンズおよび専門融資	1,289	993	30%
マーケット	102,490	89,431	15%
セントラル・ファンクション	2,511	2,591	-3%
顧客預金	205,809	189,015	9%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

2018年9月終了年度⁽¹⁾

	トランザク ション・バン キング	ローンズ および 専門融資	マーケッツ (百万ドル)	セントラル・ ファンクショ ン	法人合計
純利息収益	917	1,418	683	50	3,068
その他営業収入	720	172	1,127	43	2,062
営業収入	1,637	1,590	1,810	93	5,130
営業費用	(823)	(639)	(1,178)	(304)	(2,944)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	814	951	632	(211)	2,186
貸倒引当金（繰入）／戻入	7	37	3	(3)	44
法人税引前利益／（損失）	821	988	635	(214)	2,230
法人税および非支配持分	(235)	(265)	(167)	(28)	(695)
現金利益／（損失）	586	723	468	(242)	1,535
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	5	(28)	(4)	3	(24)
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(12)	(9)	1	-	(20)
正味貸付金および前渡金	16,568	101,637	31,188	433	149,826
顧客預金	99,519	1,289	102,490	2,511	205,809
リスク加重資産	24,287	88,902	49,657	867	163,713

2017年9月終了年度

純利息収益	876	1,413	920	55	3,264
その他営業収入	733	141	1,436	56	2,366
営業収入	1,609	1,554	2,356	111	5,630
営業費用	(833)	(653)	(1,285)	(43)	(2,814)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	776	901	1,071	68	2,816
貸倒引当金（繰入）／戻入	(49)	(39)	-	(4)	(92)
法人税引前利益／（損失）	727	862	1,071	64	2,724
法人税および非支配持分	(221)	(239)	(293)	(47)	(800)
現金利益	506	623	778	17	1,924
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	46	143	-	7	196
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	3	(104)	-	(3)	(104)
正味貸付金および前渡金	14,344	87,556	29,303	379	131,582
顧客預金	96,000	993	89,431	2,591	189,015
リスク加重資産	24,593	84,863	48,594	733	158,783

2018年9月終了年度対2017年9月終了年度

純利息収益	5%	0%	-26%	-9%	-6%
その他営業収入	-2%	22%	-22%	-23%	-13%
営業収入	2%	2%	-23%	-16%	-9%
営業費用	-1%	-2%	-8%	大	5%
貸倒引当金繰入および					
法人税控除前利益／（損失）	5%	6%	-41%	大	-22%
貸倒引当金（繰入）／戻入	大	大	該当なし	-25%	大
法人税引前利益／（損失）	13%	15%	-41%	大	-18%
法人税および非支配持分	6%	11%	-43%	-40%	-13%
現金利益／（損失）	16%	16%	-40%	大	-20%
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	-89%	大	該当なし	-57%	大
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	大	-91%	該当なし	-100%	-81%
正味貸付金および前渡金	16%	16%	6%	14%	14%
顧客預金	4%	30%	15%	-3%	9%
リスク加重資産	-1%	5%	2%	18%	3%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

マーケット営業収入の分析

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
事業活動別マーケット営業収入の構成			
フランチャイズ・セールス ⁽¹⁾	895	934	-4%
フランチャイズ・トレーディング ⁽²⁾	344	788	-56%
バランスシート ⁽³⁾	571	634	-10%
マーケット営業収入	1,810	2,356	-23%
そのうち：			
デリバティブ評価調整	63	229	-72%

注：(1) フランチャイズ・セールスは、債券、外国為替、コモディティおよび資本市場などの中核的商品に関する直接的な顧客フロー事業を表す。

(2) フランチャイズ・トレーディングは主に、当グループの戦略的トレーディング・ポジションおよび直接的な顧客販売フローの一環として保有するトレーディング・ポジションの管理を表す。フランチャイズ・トレーディングはまた、デリバティブの公正価値を測定する際にデリバティブの無リスク価値についてなされる評価調整（信用および資金調達の調整、呼値スプレッドの調整ならびに関連するヘッジなどを含む。）の影響も含む。

(3) バランスシートは、当グループの貸付および預金勘定に関する金利リスクのヘッジおよび当グループの流動性ポートフォリオの管理を表す。

地域別マーケット営業収入の構成	年度		増減率
	2018年	2017年	
	9月終了	9月終了	
	(百万ドル)		
オーストラリア	676	1,071	-37%
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	864	950	-9%
ニュージーランド	270	335	-19%
マーケット営業収入	1,810	2,356	-23%

市場リスク

トレーディングに起因する市場リスク

下表は、当銀行グループの主たるトレーディング拠点における現物およびデリバティブのトレーディング・ポジションの双方をカバーする、信頼水準99%のバリュー・アット・リスク（VaR）によるエクスポージャーの合計を示している。

信頼水準99%（保有期間1日）

	2018年 9月終了 年度末	2018年 9月終了 年度の 最高	2018年 9月終了 年度の 最低	2018年 9月終了 年度の 平均	2017年 9月終了 年度末	2017年 9月終了 年度の 最高	2017年 9月終了 年度の 最低	2017年 9月終了 年度の 平均
		(百万ドル)				(百万ドル)		
信頼水準99%のVaR								
外国為替	3.7	10.3	1.7	4.2	4.2	10.5	2.5	5.1
金利	8.4	16.0	4.9	7.9	6.3	21.3	5.1	7.9
クレジット	2.5	6.5	2.3	4.0	4.4	5.4	2.0	3.4
コモディティ	3.7	4.5	1.4	3.1	2.2	3.8	1.4	2.1
株式	-	-	-	-	-	0.5	-	0.2
分散効果	(10.5)	該当なし	該当なし	(8.1)	(7.6)	該当なし	該当なし	(7.7)
VaRの合計	7.8	19.9	6.9	11.1	9.5	24.9	6.9	11.0

トレーディングに起因しない金利リスク

トレーディングに起因しない金利リスクは、マーケットが管理し、市場金利の変動が当グループの将来の純利息収益に与える潜在的な悪影響に関連する。金利リスクは、VaRおよび1%の利率の変動に基づくシナリオ分析を含む様々な手法を用いて報告される。

信頼水準99%（保有期間1日）

	2018年 9月終了 年度末	2018年 9月終了 年度の 最高	2018年 9月終了 年度の 最低	2018年 9月終了 年度の 平均	2017年 9月終了 年度末	2017年 9月終了 年度の 最高	2017年 9月終了 年度の 最低	2017年 9月終了 年度の 平均
	(百万ドル)				(百万ドル)			
信頼水準99%のVaR								
オーストラリア	21.9	32.7	20.3	23.6	31.6	37.5	25.9	31.3
ニュージーランド	6.8	7.1	5.6	6.6	11.8	15.1	11.1	12.4
アジア太平洋、ヨーロッ								
パおよびアメリカ	15.1	15.1	12.5	13.7	14.6	19.0	14.3	15.9
分散効果	(16.1)	該当なし	該当なし	(14.4)	(20.6)	該当なし	該当なし	(19.7)
VaRの合計	27.7	36.4	26.0	29.5	37.4	44.0	33.5	39.9

1%の利率の変動が向こう12か月の純預貸利鞘収益に与える影響

	2018年9月終了年度末	2017年9月終了年度末
期末現在	0.20%	0.52%
最高エクスポージャー	0.60%	0.65%
最低エクスポージャー	0.03%	0.01%
平均エクスポージャー（絶対値）	0.25%	0.28%

(4) ニュージーランド部門－継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。（豪ドル建の）詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および本章「(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

以下は、「ニュージーランド部門に関するニュージーランドドル建の表」である。

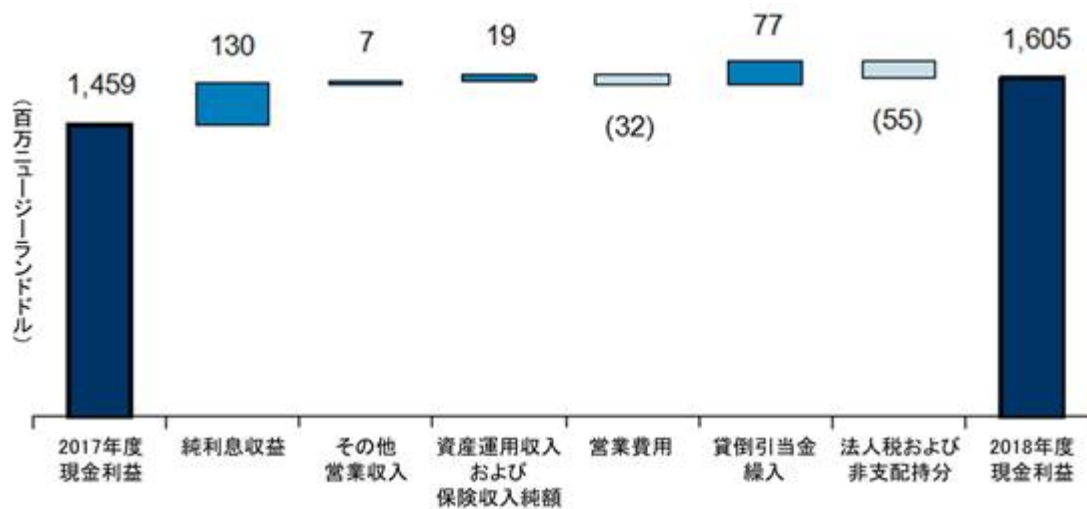
豪ドル建ての経営成績は、後掲の「ニュージーランド部門に関する豪ドル建の表」に示す。

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ニュージーランド ドル)		
純利息収益	2,816	2,686	5%
その他営業収入	337	330	2%
資産運用収入および保険収入純額	384	365	5%
営業収入	3,537	3,381	5%
営業費用	(1,303)	(1,271)	3%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	2,234	2,110	6%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(6)	(83)	-93%
法人税引前利益	2,228	2,027	10%
法人税および非支配持分	(623)	(568)	10%
現金利益	1,605	1,459	10%
貸借対照表⁽¹⁾			
正味貸付金および前渡金	121,498	117,242	4%
その他外部資産	4,515	3,869	17%
外部資産	126,013	121,111	4%
顧客預金	87,101	81,855	6%
その他預金および借入金	2,486	3,721	-33%
預金およびその他借入金	89,587	85,576	5%
その他外部負債	24,540	22,297	10%
外部負債	114,127	107,873	6%
リスク加重資産	62,463	60,971	2%
総貸付金および前渡金平均残高	119,342	115,383	3%
預金およびその他借入金平均残高	87,541	84,188	4%
有効保険料	198	194	2%
運用資産	30,665	28,490	8%
運用資産平均残高	29,700	27,096	10%
比率⁽¹⁾			
平均資産利益率	1.30%	1.22%	
純預貸利鞘	2.36%	2.31%	
営業収入に対する営業費用	36.8%	37.6%	
平均資産に対する営業費用	1.06%	1.06%	
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	52	123	-58%
平均総貸付金および前渡金に対する個別 貸倒引当金繰入／（戻入）の割合	0.04%	0.11%	
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(46)	(40)	15%
平均総貸付金および前渡金に対する一般 貸倒引当金繰入／（戻入）の割合	(0.04%)	(0.03%)	
減損資産総額	258	334	-23%
総貸付金および前渡金に対する減損資産 総額の割合	0.21%	0.28%	
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	6,165	6,372	-3%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

- ・ 住宅ローンおよび運用資産の取扱高が増加した。顧客預金は、すべてのポートフォリオで増加した。
- ・ 純貸利額は、貸付マージンの向上により増加したが、ポートフォリオ構成の変更および預金マージンの縮小により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、2018年度における一回払い方式の保険の復調を主因として増加したが、顧客手数料の減少により一部相殺された。運用資産の増加により、資産運用収入および保険収入純額が増加した。
- ・ 営業費用は、顧客救済、デジタル技術活用に対する事業投資の増加およびインフレにより増加した。これは、顧客がより低コストなチャネルへと移行したことに伴うFTEの削減により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、リテール、商業および農業（アグリ）ポートフォリオにおける信用の質の改善、ならびに農業向け景気循環調整引当金の戻入により減少した。

現金利益—2018年9月終了年度対2017年9月終了年度



個別引当金繰入／（戻入）⁽¹⁾

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ニュージーランドドル)		
リテール	50	46	9%
住宅ローン	2	(7)	大
その他	48	53	-9%
商業	2	77	-97%
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	52	123	-58%

一般貸倒引当金繰入／（戻入）⁽¹⁾

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ニュージーランドドル)		
リテール	(2)	(13)	-85%
住宅ローン	2	(5)	大
その他	(4)	(8)	-50%
商業	(44)	(27)	63%
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(46)	(40)	15%
貸倒引当金繰入／（戻入）合計	6	83	-93%

正味貸付金および前渡金^{(1)、(2)}

	現在		増減率
			2018年9月 対
	2018年9月	2017年9月	2017年9月
	(百万ニュージーランドドル)		
リテール	79,053	76,279	4%
住宅ローン	75,685	72,353	5%
その他	3,368	3,926	-14%
商業	42,445	40,963	4%
正味貸付金および前渡金	121,498	117,242	4%

顧客預金^{(1)、(2)}

	現在		増減率
			2018年9月 対
	2018年9月	2017年9月	2017年9月
	(百万ニュージーランドドル)		
リテール	70,260	67,797	4%
商業	16,841	14,058	20%
顧客預金	87,101	81,855	6%

注：(1) 2018年3月中間期に、事業型農家顧客をリテールから商業に編入した。以前の期間については修正再表示を行っていない。

(2) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

資産運用収入および保険収入純額

	年度		増減率
	2018年	2017年	
	9月終了	9月終了	
	(百万ニュージーランドドル)		
保険	167	166	1%
保険収入	179	177	1%
保険取引高関連費用	(12)	(11)	9%
資産運用	217	199	9%
資産運用収入	249	225	11%
資産運用取引高関連費用	(32)	(26)	23%
資産運用収入および保険収入純額合計	384	365	5%
有効保険料	198	194	2%
運用資産	30,665	28,490	8%
運用資産平均残高	29,700	27,096	10%
リテール保険失効率	13.3%	14.2%	

2018年9月終了年度 ⁽¹⁾	リテール	商業	セントラル・ ファンクション	ニュージーラン ド合計
	(百万ニュージーランドドル)			
純利息収益	1,832	970	14	2,816
その他営業収入	299	20	18	337
資産運用収入および保険収入純額	387	-	(3)	384
営業収入	2,518	990	29	3,537
営業費用	(1,037)	(258)	(8)	(1,303)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,481	732	21	2,234
貸倒引当金（繰入）／戻入	(48)	42	-	(6)
法人税引前利益	1,433	774	21	2,228
法人税および非支配持分	(400)	(217)	(6)	(623)
現金利益	1,033	557	15	1,605
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	50	2	-	52
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(2)	(44)	-	(46)
正味貸付金および前渡金 ⁽²⁾	79,053	42,445	-	121,498
顧客預金 ⁽²⁾	70,260	16,841	-	87,101
リスク加重資産 ⁽²⁾	30,043	31,264	1,156	62,463
2017年9月終了年度				
純利息収益	1,773	900	13	2,686
その他営業収入	314	18	(2)	330
資産運用収入および保険収入純額	367	1	(3)	365
営業収入	2,454	919	8	3,381
営業費用	(1,007)	(259)	(5)	(1,271)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,447	660	3	2,110
貸倒引当金（繰入）／戻入	(33)	(50)	-	(83)
法人税引前利益	1,414	610	3	2,027
法人税および非支配持分	(395)	(171)	(2)	(568)
現金利益	1,019	439	1	1,459
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	46	77	-	123
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(13)	(27)	-	(40)
正味貸付金および前渡金 ⁽²⁾	76,279	40,963	-	117,242
顧客預金 ⁽²⁾	67,797	14,058	-	81,855
リスク加重資産 ⁽²⁾	28,757	31,004	1,210	60,971

2018年9月終了年度対2017年9月終了年度

純利息収益	3%	8%	8%	5%
その他営業収入	-5%	11%	大	2%
資産運用収入および保険収入純額	5%	-100%	0%	5%
営業収入	3%	8%	大	5%
営業費用	3%	0%	60%	3%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	2%	11%	大	6%
貸倒引当金（繰入）／戻入	45%	大	該当なし	-93%
法人税引前利益	1%	27%	大	10%
法人税および非支配持分	1%	27%	大	10%
現金利益	1%	27%	大	10%
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	9%	-97%	該当なし	-58%
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	-85%	63%	該当なし	15%
正味貸付金および前渡金 ⁽²⁾	4%	4%	該当なし	4%
顧客預金 ⁽²⁾	4%	20%	該当なし	6%
リスク加重資産 ⁽²⁾	4%	1%	-4%	2%

注：(1) 2018年3月中間期に、事業型農家顧客をリテールから商業に編入した。以前の期間については修正再表示を行っていない。

(2) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

以下は、「ニュージーランド部門に関する豪ドル建の表」である。

ニュージーランドドル建の経営成績は、前掲「ニュージーランド部門に関するニュージーランドドル建の表」に示す。

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	2,587	2,519	3%
その他営業収入	310	310	0%
資産運用収入および保険収入純額	353	343	3%
営業収入	3,250	3,172	2%
営業費用	(1,196)	(1,193)	0%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	2,054	1,979	4%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(6)	(78)	-92%
法人税引前利益	2,048	1,901	8%
法人税および非支配持分	(573)	(532)	8%
現金利益	1,475	1,369	8%
構成：			
リテール	949	956	-1%
商業	512	412	24%
セントラル・ファンクション	14	1	大
現金利益	1,475	1,369	8%
貸借対照表⁽¹⁾			
正味貸付金および前渡金	111,286	107,886	3%
その他外部資産	4,135	3,560	16%
外部資産	115,421	111,446	4%
顧客預金	79,780	75,323	6%
その他預金および借入金	2,277	3,424	-33%
預金およびその他借入金	82,057	78,747	4%
その他外部負債	22,477	20,518	10%
外部負債	104,534	99,265	5%
リスク加重資産	57,213	56,106	2%
総貸付金および前渡金平均残高	109,667	108,229	1%
預金およびその他借入金平均残高	80,444	78,968	2%
有効保険料	181	179	1%
運用資産	28,087	26,215	7%
運用資産平均残高	27,292	25,416	7%
比率⁽¹⁾			
平均資産利益率	1.30%	1.22%	
純預貸利鞘	2.36%	2.31%	
営業収入に対する営業費用	36.8%	37.6%	
資産平均残高に対する営業費用	1.06%	1.06%	
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	49	116	-58%
総貸付金および前渡金平均残高に対する個別 貸倒引当金繰入／（戻入）の割合	0.04%	0.11%	
一般貸倒引当金繰入／（戻入）	(43)	(38)	13%
総貸付金および前渡金平均残高に対する一般 貸倒引当金繰入／（戻入）の割合	(0.04%)	(0.03%)	
減損資産総額	236	307	-23%
総貸付金および前渡金に対する減損資産総額 の割合	0.21%	0.28%	

リテール保険失効率	13.3%	14.2%	
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	6,165	6,372	-3%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

(5) 富裕層オーストラリアー継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および本章「(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	49	49	0%
その他営業収入	70	73	-4%
資産運用収入および保険収入純額	212	271	-22%
営業収入	331	393	-16%
営業費用	(257)	(262)	-2%
法人税引前利益	74	131	-44%
法人税および非支配持分	(22)	(36)	-39%
継続事業による現金利益	52	95	-45%
主要な指標－レンダーズ・モーゲージ・インシュアランス (LMI)			
総計上収入保険料	141	173	-18%
正味支払保険金	18	15	20%
(エクスポージャーの) 損失率 ⁽¹⁾	0.07%	0.02%	大
フルタイム換算従業員（FTE）数合計 ⁽²⁾	845	997	-15%

注：(1) (エクスポージャーの) 損失率は、LMIの保険が付された貸付総資産の合計に対する各報告期間の正味保険金請求の比率として計算される。

(2) 富裕層オーストラリア部門のFTEは、継続事業と非継続事業の間で配分されている。売却完了時またはそれ以降にI00Fまたはチュリッヒに転属するFTEの実数は目下確定を進めている。2017年9月終了年度の継続事業のFTEは、適宜修正再表示されている。

(6) アジアリテールおよび太平洋—継続事業⁽¹⁾

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	186	576	-68%
その他営業収入	246	18	大
営業収入	432	594	-27%
営業費用 ⁽²⁾	(211)	(614)	-66%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／(損失)	221	(20)	大
貸倒引当金(繰入)／戻入	(28)	(144)	-81%
法人税引前利益／(損失)	193	(164)	大
法人税および非支配持分	(42)	7	大
現金利益／(損失)	151	(157)	大
貸借対照表 ⁽³⁾			
正味貸付金および前渡金	2,117	5,503	-62%
顧客預金	3,475	6,964	-50%
リスク加重資産	4,093	6,791	-40%
比率			
平均資産利益率	3.02%	(0.84%)	
純預貸利鞘	4.30%	3.20%	
営業収入に対する営業費用	48.8%	103.4%	
資産平均残高に対する営業費用	4.22%	3.27%	
個別貸倒引当金繰入／(戻入)	36	165	-78%
総貸付金および前渡金平均残高に対する 個別貸倒引当金繰入／(戻入)の割合	1.18%	1.41%	
一括貸倒引当金繰入／(戻入)	(8)	(21)	-62%
総貸付金および前渡金平均残高に対する 一括貸倒引当金繰入／(戻入)の割合	(0.26%)	(0.18%)	
減損資産総額	50	140	-64%
総貸付金および前渡金に対する減損資産総額の 割合	2.29%	2.47%	
フルタイム換算従業員(FTE)数合計	1,131	3,664	-69%

注：(1) 上記の表は、アジアリテールおよび富裕層事業の売却日までの経営成績を含む。重大／重要項目の詳細については、上記「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。

(2) 営業費用は、部門に配分される間接費用を含む。これらについてはアジアリテールおよび富裕層事業の売却の影響を考慮した修正再表示を行っていない。

(3) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

(7) テクノロジー、サービス&オペレーションズおよびグループ・センター—継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。詳細については、「B. 当グループの業績—(1)現金利益—重大／重要項目—継続事業」および本章「(1)部門別業績—継続事業」を参照のこと。

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
営業収入（アジアにおける少数持分投資）	458	319	44%
営業収入（その他）	118	273	-57%
営業収入	576	592	-3%
営業費用	(963)	(702)	37%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	(387)	(110)	大
貸倒引当金（繰入）／戻入	-	-	該当なし
法人税引前利益／（損失）	(387)	(110)	大
法人税および非支配持分	81	72	13%
現金利益／（損失）	(306)	(38)	大
リスク加重資産	6,052	7,287	-17%
フルタイム換算従業員（FTE）数合計 ⁽¹⁾	10,646	11,310	-6%

注：(1) TS0およびグループ・センター事業のFTEは、継続事業と非継続事業の間で配分されている。売却完了時またはそれ以降にIOOFまたはチューリッヒに転属するFTEの実数は目下確定を進めている。2017年9月終了年度の継続事業のFTEは、適宜修正再表示されている。

[前へ](#) [次へ](#)

D. 利益の調整

IFRSに準拠していない情報

当グループは、業績発表の中で、会計基準とは別の基準で作成された追加の業績指標を提供している。この情報を提示する際、ASICの規制ガイド230において提供された指針に従う。

(1) 法定利益と現金利益の調整

現金利益は、当グループの継続的事業活動に関する業績のANZが推奨する指標を示しており、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。当グループは、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している（詳細については、下記「E. 定義」を参照のこと。）。現金利益を導くための調整項目は法定利益（2018年度のANZ年次財務報告の外部監査人による監査において取り扱われる範囲で監査対象となる。）に含まれている。現金利益は外部監査人によるレビューまたは監査の対象ではない。外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で規則的調整が決定されている旨および上海農村商業銀行の売却の影響に係る2017年9月年度の調整が適正である旨を監査委員会に通知している。

	年度		増減率
	2018年 9月終了	2017年 9月終了	
	(百万ドル)		
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	7,095	6,344	12%
継続事業による法定利益と現金利益の調整			
保険債務の再評価	(14)	25	大
経済ヘッジ	(248)	209	大
収益および費用ヘッジ	(9)	(99)	-91%
ストラクチャード・クレジット仲介取引	(4)	(3)	33%
上海農村商業銀行（SRCB）の売却	(333)	333	大
継続事業による法定利益と現金利益の調整合計	(608)	465	大
継続事業による現金利益	6,487	6,809	-5%
当行株主に帰属する非継続事業による法定利益	(695)	62	大
非継続事業による法定利益と現金利益の調整			
自己株式調整	7	58	-88%
保険債務の再評価	6	9	-33%
非継続事業による法定利益と現金利益の調整合計	13	67	-81%
非継続事業による現金利益／（損失）	(682)	129	大
現金利益	5,805	6,938	-16%

(2) 法定利益と現金利益間の調整についての説明－継続事業

・ 保険契約債務の再評価－ニュージーランド部門

保険契約債務を計算する際、保険契約の予想将来キャッシュフローは、債務の現在価値を反映するよう割引かれており、各期間の市場割引率の変動の影響は損益計算書に反映される。ANZは、市場金利の変動に起因する変動性を除去するため、市場割引率の変動に起因する保険契約の再測定の影響を法定利益への調整に含めている（保険契約の有効期間の最後にはゼロになる。）。

・ 経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジ

当グループは、会計基準に従った金利および外国為替リスクを管理するために経済ヘッジを締結しており、これにより、公正価値評価による損益は損益計算書内で認識される。ANZは公正価値調整を現金利益から除去する。なぜなら、ヘッジ取引から生ずる損益は、現金利益の一部として経済ヘッジ対象からの損益とマッチさせるべく時の経過とともに戻入れられるからである。これには、会計ヘッジ関係に指定されないが、経済ヘッジであるとみなされる承認済みデリバティブ商品（主にニュージーランドドル建および米ドル建（および米ドル相関）の大きな外貨建の収益および費用の流れのヘッジを含む。）から生ずる損益、ならびに指定された会計ヘッジの非有効部分が含まれる。

経済ヘッジは以下からなる。

- ・ 外貨建債券発行の手取金を変動金利の豪ドル建およびニュージーランドドル建債務に転換するために利用されている、資金調達関連スワップ（主にクロスカレンシー金利スワップ）。これらのスワップはヘッジ会計に適格でないため、公正価値の変動は損益計算書に記録される。これらの公正価値の主たる変動要因は、通貨ベース・スワップの спреッドならびにその他主要調達通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの変動である。
- ・ ヘッジ会計に適格でない特定のストラクチャード・ファイナンスおよびスペシャライズド・リース取引の経済ヘッジ。これらの公正価値調整の主要な要因は、オーストラリアおよびニュージーランドの金利の期間構成の変動である。
- ・ 指定された会計ヘッジ関係の非有効部分。

2018年9月終了年度の現金利益から調整された経済ヘッジの利益の大半は、資金調達関連スワップに関連し、主に豪ドル／米ドルおよびニュージーランドドル／米ドルの通貨ペアに関するベース・スプレッドの拡大ならびに米ドルおよびユーロに対する豪ドル安により影響を受けた。

2018年9月終了年度の現金利益から調整された収益および費用ヘッジの利益は、ニュージーランドドルに対する豪ドル高によるものである。

	年度	
	2018年 9月終了	2017年 9月終了
	(百万ドル)	
経済ヘッジ	(349)	296
収益および費用ヘッジ	(12)	(140)
税引前現金利益の増加／（減少）	(361)	156
税引後現金利益の増加／（減少）	(257)	110

・ ストラクチャード・クレジット仲介取引

ANZは、世界金融危機に先立ち、米国の金融保証会社8社との間で一連のストラクチャード・クレジット仲介取引を締結した。これは、特定の債務のストラクチャーに関するプロテクションとしてのクレジット・デフォルト・スワップ（「CDSs」）の売却および同様のストラクチャーに関するCDSプロテクションの買付けを含んでいた。ANZは、後に米国の金融保証会社6社との間のポジションは終了させ、また残り2つのポートフォリオについては監視し、ANZが特定の取引または相手方に関連して認識したリスクに費用効率性があると判断した場合にエクスポージャーを低減できるようにしている。

2018年9月30日現在の発行済み売り買いCDSsの想定価値は、3億ドル（2017年9月：7億ドル）であった。売りおよび買いCDSsのいずれも、損益計算を通じた公正価値で測定される。しかしながら、関連する公正価値の変動は、買いCDSsに係る信用リスクの影響が、信用スプレッドならびに豪ドル／米ドルおよびニュージーランドドル／米ドル為替レートの市場変動により決定されるため、完全には相殺されない。CDSs（CVAを除く。）の公正価値は、2,600万ドル（2017年9月：5,900万ドル）であったが、買いプロテクションに係るCVAは400万ドル（2017年9月：700万ドル）であった。

売り買いプロテクションによる損益は、早期に終了されたものを除き、その公正価値変動が将来の期間にゼロに戻ることを予想されている従来からの事業に関連しているため、現金利益への調整に含めている。

・ 上海農村商業銀行（SRCB）の売却

2017年1月3日、当グループは上海農村商業銀行の持分20%を売却することに合意したことを公表した。2017年9月18日、当グループは1月3日付の合意を改訂し、宝山鋼鉄股分有限公司（バオシャン・アイアン・アンド・スチール、BAO）が、上海中波企業管理発展有限公司に代わり、中国遠洋海運集团有限公司（COSCO）とともにANZのSRCBに対する持分20%を取得することを公表した。改訂後の合意に基づき、COSCOおよびBaoがSRCBの持分をそれぞれ10%ずつ取得する。改訂された売買契約における重要な金銭面での契約条件は、公表された当初の取引内容から変更されていない。この売却は2018年3月中間期に完了した。

SRCBの影響は法定利益と現金利益の調整として処理されている。売却目的保有への再分類による損失については、売却完了時に引当金の戻入によって損失の大部分が相殺されることから合理性があると考えられた。この取引は当初、2017事業年度に完了する予定であったが、取引完了は2018事業年度まで延期された。

2017事業年度には、投資先の減損、準備金の戻入による損失、および売却延期に関連した追加税金費用が含まれている。2018事業年度に、当グループは準備金益を利益に再算入したが、これは、追加の外国為替差損および税金費用により一部相殺された。

2018事業年度において、取引全体の影響は現金利益で認識されている。これに伴い、2017事業年度における法定利益および現金利益間の調整は戻入れられている。

・ 減損デリバティブの信用リスク（税引後利益なし）

不履行および減損デリバティブのエクスポージャーに係るデリバティブ信用評価調整は、不履行および減損デリバティブの運用方法を反映するため現金貸倒引当金に再分類された。

(3) 法定利益と現金利益間の調整についての説明－非継続事業

・ 自己株式調整

当グループが富裕層オーストラリア部門において保有するANZ株式（2018年9月：1,550万株、2017年9月：1,480万株）は、会計目的上自己株式とみなされる。これらの株式からの配当ならびに実現および未実現損益は、法定報告の目的上収益として認識することが認められていないため剰余金に算入される。自己株式が損益計算書を通じて再評価される保険契約債務の原資とするために保有されていることから、現金利益を導く際には、その収益を当グループの利益に含めることとし、当グループの利益に非対称な影響を生じさせないようにしている。

・ 保険債務の再評価－富裕層オーストラリア部門

保険債務を計算する際、保険契約の予想将来キャッシュフローは、債務の現在価値を反映するよう割引かれており、各期間の市場割引率の変動の影響は損益計算書に反映される。ANZは、市場金利の変動に起因する変動性を除去するため、市場割引率の変動に起因する保険契約の再測定の影響を法定利益への調整に含めている（保険契約の有効期間の最後にはゼロになる。）。

(4) 法定利益の現金利益への調整

2018年9月終了年度

	法定利益	法定利益への調整			
		自己株式調整	保険債務の 再評価 (百万ドル)	経済ヘッジ	収益および 費用ヘッジ
純利息収益	14,514	-	-	-	-
受取手数料純額	2,254	-	-	-	-
資産運用収入および保険収入純額	576	-	(20)	-	-
その他	2,487	-	-	(349)	(12)
その他営業収入	5,317	-	(20)	(349)	(12)
営業収入	19,831	-	(20)	(349)	(12)
営業費用	(9,248)	-	-	-	-
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	10,583	-	(20)	(349)	(12)
貸倒引当金繰入	(688)	-	-	-	-
法人税引前利益	9,895	-	(20)	(349)	(12)
法人税	(2,784)	-	6	101	3
非支配持分	(16)	-	-	-	-
法人税控除後利益－継続事業	7,095	-	(14)	(248)	(9)
法人税控除後利益／（損失）－非継続事業	(695)	7	6	-	-
法人税控除後利益	6,400	7	(8)	(248)	(9)

	法定利益への調整				
	ストラク チャード・ク レジット仲介 取引	減損デリバ ティブの 信用リスク	上海農村商業 銀行（SRCB） の売却目的保 有への再分類 (百万ドル)	法定利益への 調整合計	現金利益
純利息収益	-	-	-	-	14,514
受取手数料純額	-	-	-	-	2,254
資産運用収入および保険収入純額	-	-	-	(20)	556
その他	(5)	-	(231)	(597)	1,890
その他営業収入	(5)	-	(231)	(617)	4,700
営業収入	(5)	-	(231)	(617)	19,214
営業費用	-	-	-	-	(9,248)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(5)	-	(231)	(617)	9,966
貸倒引当金繰入	-	-	-	-	(688)
法人税引前利益	(5)	-	(231)	(617)	9,278
法人税	1	-	(102)	9	(2,775)
非支配持分	-	-	-	-	(16)
法人税控除後利益－継続事業	(4)	-	(333)	(608)	6,487
法人税控除後利益／（損失）－非継続事業	-	-	-	13	(682)
法人税控除後利益	(4)	-	(333)	(595)	5,805

2017年9月終了年度

	法定利益	法定利益への調整			
		自己株式調整	保険債務の 再評価 (百万ドル)	経済ヘッジ	収益および 費用ヘッジ
純利息収益	14,875	-	-	-	-
受取手数料純額	2,453	-	-	-	-
資産運用収入および保険収入純額	634	-	34	-	-
その他	1,436	-	-	296	(140)
その他営業収入	4,523	-	34	296	(140)
営業収入	19,398	-	34	296	(140)
営業費用	(8,967)	-	-	-	-
貸倒引当金繰入および					
法人税控除前利益	10,431	-	34	296	(140)
貸倒引当金繰入	(1,198)	-	-	-	-
法人税引前利益	9,233	-	34	296	(140)
法人税	(2,874)	-	(9)	(87)	41
非支配持分	(15)	-	-	-	-
法人税控除後利益－継続事業	6,344	-	25	209	(99)
法人税控除後利益／（損失）－非継続事業	62	58	9	-	-
法人税控除後利益	6,406	58	34	209	(99)

	法定利益への調整				
	ストラク チャード・ク レジット仲介 取引	減損デリバ ティブの 信用リスク	上海農村商業 銀行（SRCB） の売却目的保 有への再分類 (百万ドル)	法定利益への 調整合計	現金利益
純利息収益	-	-	-	-	14,875
受取手数料純額	-	-	-	-	2,453
資産運用収入および保険収入純額	-	-	-	34	668
その他	(4)	1	231	384	1,820
その他営業収入	(4)	1	231	418	4,941
営業収入	(4)	1	231	418	19,816
営業費用	-	-	-	-	(8,967)
貸倒引当金繰入および					
法人税控除前利益	(4)	1	231	418	10,849
貸倒引当金繰入	-	(1)	-	(1)	(1,199)
法人税引前利益	(4)	-	231	417	9,650
法人税	1	-	102	48	(2,826)
非支配持分	-	-	-	-	(15)
法人税控除後利益－継続事業	(3)	-	333	465	6,809
法人税控除後利益／（損失）－非継続事業	-	-	-	67	129
法人税控除後利益	(3)	-	333	532	6,938

E. 定義

「AASB」 — オーストラリア会計基準審議会。「AASB」という用語は、AASBが発行したオーストラリア会計基準を特定するときに通常使用される。

「ADI」 — オーストラリアの公認預金受入機関

「APRA」 — オーストラリア健全性規制庁

「APS」 — ADIの健全性基準

「BCBS」 — バーゼル銀行監督委員会

「現金および現金同等物」は、硬貨、紙幣、コールマネー、中央銀行預入残高、流動性決済残高（容易に一定の金額の現金に換金可能であり、価値変動のリスクが僅少なものの）および3か月未満の買戻し契約（リバース・レポ）に基づき購入された証券からなる。

「現金利益」は、会計基準に従わないで作成された追加の業績指標である。現金利益は当グループの継続的事業活動の業績のANZが推奨する指標を示しており、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。当グループは、下記のとおり、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している。これらの項目は、プラスとマイナスの調整に違いを付けないよう、各期間を通じて一貫して計算されている。

損益は、それらが重要である、またはいずれかの期間で重要となる可能性があり、かつ以下の3つのカテゴリーのうち1つに該当する場合調整される。

1. 税、法律もしくは会計法制変更または当グループの継続的事業活動に関連しないその他非中核項目から生じた利益に含まれる利益または損失
2. 保険契約債務の再評価、将来の利益を通じて戻し入れられる時間的差異を表す経済ヘッジの影響および類似の会計項目ならびに保険契約債務を支えるために保有される自己株式の影響
3. 保険契約者の税グロスアップ等、報告利益に影響を与えない個々の勘定科目間の会計再分類

現金利益は、現金主義会計ベースで決定されるキャッシュフローまたは利益の指標ではない。

「一括引当金」は、ポートフォリオに内在するが個別には特定できない貸倒引当金である。一括引当金は、損失事象が生じた際のみ認識される。将来の事象の結果として予想される損失は、どれだけ可能性が高くとも認識されない。

「カバード・ボンド」は、倒産隔離された特別目的事業体に移転されたADIの資産プール（カバー・プール）により担保された、ADIより外部の投資家向けに発行される債券である。カバー・プールを形成する主な資産はモーゲージ・ローンである。モーゲージは発行者のバランスシートに計上される。カバード・ボンドの保有者は発行者およびカバー・プール資産に対して二重のリコースを有する。カバー・プールに含まれるモーゲージは、それ以外においては担保に供することも処分することもできないが、プールの信用の質を維持するために買戻しおよび差替えができる。当グループは、その資金調達活動の一部としてカバード・ボンドを発行している。

「信用リスク」は、ANZの顧客および取引相手が貸付または契約上の条件を守らないまたは完全に履行できないことによる財務的損失のリスクである。

「信用リスク加重資産（CRWA）」は、APS第112/113号に規定されているとおり、決められた公式に基づいて信用リスクで加重された資産を表す。

「顧客預金」は、定期預金、その他有利子預金、無利子預金、および借入会社の債務を意味し、証券化預金は含まない。

「デリバティブ信用評価調整（CVA）」 — デリバティブ商品の全期間を通じて、ANZは、モデルを用いて、取引相手の信用の質の影響を考慮に入れるために公正価値を調整する。この方法論は、金融商品の全期間を通じた予想損失の現在価値を、デフォルト確率、デフォルト時損失率、予想信用リスク・エクスポージャーおよび資産相関係数の関数として計算する。減損デリバティブもCVAの対象となる。

「配当性向」は、普通株式配当支払合計額を当行株主に帰属する利益で割り、支払済優先株式配当額で調整したものである。

「総貸付金および前渡金（GLA）」は、貸付金および前渡金、支払承諾ならびに資産計上した仲介／モーゲージ実行手数料から未収収益を控除したものである。

「IFRS」 — 国際財務報告基準

「減損資産」は、契約上の金額を全額適時に受領できるかについて懸念が存在するかまたは、顧客の財政的困難により譲許的条項が提供されている金融資産である。金融資産は、報告日までに生じた損失事象の結果として減損が生じたという客観的な証拠が存在し、また損失事象が個別の資産もしくは資産ポートフォリオの見積将来キャッシュフローに及ぼす影響を信頼性をもって見積もることが可能な場合、減損する。

「減損貸付金」は、顧客の状態が不良債権化していると明確にされた実行済みの貸付からなる。

「個別引当金」は、（一括引当金と異なり）個別ベースで減損が査定される金融商品に係る予想貸倒損失の金額である。当該金融商品の期間にわたる予想キャッシュフローを考慮する。

「銀行業の金利リスク（IRRBB）」は、ANZの将来の純利息収益に係る市場金利の変動の悪影響の可能性に関係する。このリスクは一般的に以下から生ずる。

1. 価格改定（リプライシング）およびイールドカーブ・リスク — 全般的な金利水準および／またはイールドカーブ全体にわたる金利の関連性の変動の結果としての収益または市場価値に対するリスク
2. ベーシス・リスク — 銀行業の資産項目に適用される利鞘のボラティリティから生ずる収益または市場価値に対するリスク
3. オプションリティ・リスク — 銀行業の資産項目の独立または組込みオプションの存在から生ずる収益または市場価値に対するリスク

「国際的に比較可能な比率」は、バーゼル委員会の出版物「バーゼル3：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的規制枠組み」（2011年6月）および「資本測定および資本基準の国際的コンバージェンス」（2006年6月）において文書化された規制のANZによる解釈。「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書で特定された差異も含む。

「レベル1」は、APRAの監督との関連では、一定の承認された子会社と連結されたオーストラリア・ニュージーランド銀行。

「レベル2」は、APRAの監督との関連では、関連会社、保険および資産運用法人、非金融営利法人ならびに一定の証券化事業体を除く連結された当グループ。

「純預貸利鞘」は、平均利付資産に対する純利息収益の割合である。

「正味貸付金および前渡金」は、総貸付金および前渡金から貸倒引当金を差し引いたものである。

「正味有形資産」は、当行株主に帰属する株式資本および準備金から優先株式資本および未償却の無形資産（のれんおよびソフトウェアを含む。）を差し引いた金額に等しい。

「営業費用」は、人件費、土地建物費、テクノロジー費、組織再編費用、およびその他営業費用（貸倒引当金繰入を除く）を含む。

「営業収入」は、純利息収益、受取手数料純額、資産運用収入および保険収入純額、関連会社投資の持分利益およびその他収入を含む。

「規制上の預け金」は、法律上の要件に従い現地の中央銀行に預ける強制的な準備預金である。

「条件緩和債権」は、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティからなる。条件緩和には、利息、元本またはその他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新ファシリティに対して一般的に提供される満期の実質的延長からなる。

「平均資産利益率」は、当行株主に帰属する利益を平均資産合計で除した料率である。

「平均普通株主資本利益率」は、当行株主に帰属する利益を平均普通株主資本で除した料率である。

「リスク加重資産（RWA）」 — 資産（オン・バランスシートおよびオフ・バランスシート双方）が、各資産に内在するデフォルトの可能性およびデフォルトの場合にありうる損失に従い、リスクにより加重される。資産担保リスク以外の場合（すなわち、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク）、RWAはこれらのリスクの資本要件に12.5を乗ずることにより決定される。

「ANZの未収決済残高／ANZの未払決済残高」は、決済される途上にある金融資産および／または金融負債である。これは取引期限付き資産および負債、先方勘定ならびに証券決済口座を含む。

[前へ](#)

4【経営上の重要な契約等】

2018年度の開始日から本書提出日までの間において当グループが締結した重要な契約はない。ただし、当グループが実質的に依存している、業務の通常の過程においてなされる契約を除く。

完全を期すために以下を参照のこと。

- ・ 第2 企業の概況－3 事業の内容－(5)最近の進展
- ・ 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－A.当年度の経営成績の要説－(2)非継続事業
- ・ 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－B.当グループの業績－(1)現金利益 ー重大／重要項目－継続事業－売却事業の影響（継続事業）
- ・ 2 事業等のリスク－(2)主なリスクおよび不確実性－リスク要因19. 「買収および／または処分は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。」

5【研究開発活動】

当グループは継続して、バンキング、金融および資産運用に関連した商品およびサービスを研究し、開発している。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2018年度中、ANZはオーストラリア、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカにおける事業経営を支援するために、様々な土地建物、家具什器および技術機器を取得し、また様々な賃借物件の改良を行った。2018年度中、当グループの土地建物および設備機器の追加は2億7,900万ドルであり、また処分は6,200万ドルであった。

さらに、当グループはその他無形資産へ3億9,000万ドルの追加も行い、これには資産計上されたソフトウェアを含む。詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」に記載の2018年度連結財務書類の注記20「のれんおよびその他の無形資産」を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

ANZはその事業目的でオーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの各地に土地および建物を自由保有および賃借している。これら土地建物は、支店および商業用管理センターを含み、2018年9月30日現在の帳簿価格は6億9,500万ドルであり、以下の通りであった。

不動産の数	2018年9月30日現在		2017年9月30日現在	
	所有 (自由保有)	賃借	所有 (自由保有)	賃借
リテール（支店網）	12	845	15	972
管理およびオペレーション・センター	7	190	8	199
居住用	28	2	35	5
合計	47	1,037	58	1,176

ポートフォリオの主な建物（自己所有および賃借）は、以下に記載するものを含む。

- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート833
- ・オーストラリア、メルボルン、クイーン・ストリート100
- ・オーストラリア、サウス・メルボルン、ドーカス・ストリート75
- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート55
- ・オーストラリア、シドニー、ピット・ストリート242
- ・オーストラリア、シドニー、ケント・ストリート347
- ・オーストラリア、ブリスベーン、イーグル・ストリート111
- ・オーストラリア、パース、セント・ジョージズ・テラス77
- ・ニュージーランド、ウェリントン、フェザーストン・ストリート170-171
- ・ニュージーランド、オークランド、アルバート・ストリート23-29
- ・インド、バンガロール、ヴァーター・ホブリ、キャンパス5A、RMZエコ・ワールド
- ・インド、バンガロール、ナガヴァラ、マナヤタ・エンバシー・ビジネス・パーク、ユカリプタス

- ・インドネシア、ジャカルタ、Jl.ジェンド・スディーマンKav.33A、ANZタワー
- ・フィリピン、マニラ、マカティ・シティ、デラ・ローザ・ストリート130、ソラリスワン
- ・フィリピン、マニラ、ケゾン・シティ、E.ロドリゲスJr.アヴェニュー、MDC100タワー
- ・香港、セントラル、コンノート・プレイス8、スリー・エクスチェンジ・スクエア
- ・香港、クオリーベイ、キングロード979、タイクー・プレイス、リンカーンハウス
- ・中国、上海、浦東新区陸家嘴環路166号未来資産大廈
- ・中国、成都、天府ソフトウェア・パーク、E2ビルディング5階
- ・シンガポール、コルヤー・キー10、オーシャン・ファイナンス・センター

3【設備の新設、除却等の計画】

アジアリテールおよび富裕層事業の売却により、約40のアジアにおける拠点が減少した。さらに、ANZは定期的に世界中のリテール部門の不動産を見直し、当グループの今後の営業モデルに沿わないリース物件を除却している。

完了条件の成就を条件として、ANZの富裕層事業の売却により、シドニー、ケント・ストリート347の不動産に対する賃借権は、売却の一環として2019年4月から新しい所有者（チューリッヒおよびI00F）に移転することになる。

2019年4月から6月の間に、ANZはメルボルン、クイーン・ストリート100からメルボルン、コリンズ・ストリート839に移転する予定である。メルボルン、クイーン・ストリート100の賃借契約は2019年6月30日に満了する。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

(2018年9月30日現在)

	授權株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式	該当なし	2,873,618,118	該当なし
優先株式	該当なし	0	該当なし
合計	該当なし	2,873,618,118	該当なし

②【発行済株式】

(2018年9月30日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名無額面	普通株式	2,873,618,118	オーストラリア証券取引所 ニュージーランド証券取引所	普通株式(当行の定款 に定める条項に基づき 発行される普通株式)
記名無額面	優先株式	0	該当なし	
計		2,873,618,118		

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金(株主 資本) 増減額 ⁽¹⁾ (2) (単位: 百万ドル (百万円))	資本金(株主 資本) 残高 ⁽¹⁾ (2) (単位: 百万ドル (百万円))	備考 (発行済株式総数 増減の理由)
2013年9月30日		2,743,655,310		45,541 (3,874,628)	
2014年度	12,972,461		3,666 (311,903)		配当再投資制度、ボーナスオプション制度、ANZ従業員株式購入制度、ANZ株式オプション制度に基づき発行された株式が、市場での自社株買戻しに関連する株式の消却により一部相殺された。
2014年9月30日		2,756,627,771		49,207 (4,186,532)	
2015年度	146,086,590		8,040 (684,043)		法人向け株式募集、リテール向け株式取得制度、配当再投資制度、ボーナスオプション制度、ANZ従業員株式購入制度、ANZ株式オプション制度に基づき株式が発行された。
2015年9月30日		2,902,714,361		57,247 (4,870,575)	
2016年度	24,762,299		571 (48,581)		配当再投資制度、ボーナスオプション制度、ANZ従業員株式購入制度、ANZ株式オプション制度に基づき株式が発行された。
2016年9月30日		2,927,476,660		57,818 (4,919,155)	
2017年度	9,938,667		1,141 (97,076)		配当再投資制度およびボーナスオプション制度に基づき発行された株式が、市場での自社株買戻しにより買戻され消却されたため、一部相殺された。
2017年9月30日		2,937,415,327		58,959 (5,016,232)	
2018年度	-63,797,209		-284 (-24,163)		市場での自社株買戻しにより買戻され消却された株式が、ボーナスオプション制度に基づき発行された株式により一部相殺された。
2018年9月30日		2,873,618,118		59,243 (5,040,394)	

注：(1) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は以下の通りであった。2018年度593億8,300万ドル、2017年度590億7,500万ドル、2016年度579億2,700万ドル、2015年度573億5,300万ドル、2014年度492億8,400万ドル、2013年度456億300万ドル。

(2) 株主資本の変動は、普通株式、優先株式、準備金および利益剰余金の増減を反映する。優先株式の増減については以下の表を参照のこと。

優先株式

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	優先株式増減額 (単位:百万ドル (百万円))	優先株式残高 (単位:百万ドル (百万円))	備考 (発行済株式総数 増減の理由)
2013年9月30日		500,000		871 (74,105)	
2014年度	0		0 (0)		
2014年9月30日		500,000		871 (74,105)	
2015年度	-500,000		-871 (-74,105)		発行済みの50万個の ユーロ信託証券はすべ て、2014年12月15日に 額面(1証券につき 1,000ユーロ)で現金 にてANZにより買戻さ れ消却された。
2015年9月30日		0		0 (0)	
2016年度	0		0 (0)		
2016年9月30日		0		0 (0)	
2017年度	0		0 (0)		
2017年9月30日		0		0 (0)	
2018年度	0		0 (0)		
2018年9月30日		0		0 (0)	

(4) 【所有者別状況】

普通株式

(2018年9月30日現在)

区分	株主数(人)	所有株式数(株)	所有株式数の割合(%)
法人	137,005	559,690,581	19.48
個人	358,094	677,864,853	23.59
ノミニー	14,134	1,636,062,684	56.93
合計	509,233	2,873,618,118	100.00

(5) 【大株主の状況】

普通株式

(2018年10月4日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
HSBCカストディ・ノミニーズ (オーストラリア) リミテッド	GPO BOX 5302、 シドニー、ニュー・サウス・ ウェールズ州2001	698,377,982	24.30
JPモルガン・ノミニーズ・ オーストラリア・リミテッド	ロックト・バッグ20049、 メルボルン、ヴィクトリア州 3001	446,105,493	15.52
シティコープ・ノミニーズ・ Pty・リミテッド	GPO BOX 764G、 メルボルン、ヴィクトリア州 3001	196,443,739	6.84
ナショナル・ノミニーズ・リ ミテッド	GPO BOX 1406、 メルボルン、ヴィクトリア州 3001	106,725,320	3.71
BNPパリバ・ノミニーズ・ Pty・リミテッド (エージェ ンシー・レンディングDRP口 座)	PO BOX R209、 ロイヤル・エクスチェンジ、 ニュー・サウス・ウェールズ州 1225	60,581,989	2.11
BNPパリバ・ノミニーズ・ Pty・リミテッド (DRP)	PO BOX R209、 ロイヤル・エクスチェンジ、 ニュー・サウス・ウェールズ州 1225	38,925,688	1.35

2018年10月4日現在、上記の株主がANZの発行済株式総数の1%以上を保有していた。

2 【配当政策】

ANZの取締役会は、当グループの財務実績と財務状態を基準にして、普通株式の株主への配当の金額と時期を決定する。

ANZには2018年度の期末配当に関して運営される、配当再投資制度（「DRP」）およびボーナスオプション制度（「BOP」）がある。2018年度の期末配当について、ANZはDRPに基づく市場での買入れによりおよびBOPに基づく新たな株式発行により、株式を提供した。DRPおよびBOPに基づいて提供される株式数の決定に用いられる「取得価格」は、2018年11月16日から10取引日の間にASXおよびチャイエックスの通常の取引過程で売られた全額払込済ANZ普通株式の日次出来高加重平均価格の算術平均を基準にして、セント単位に四捨五入して算出される。DRPおよびBOPに基づいて提供された株式は、既存の全額払込済ANZ普通株式と全ての点で同順位に位置する。適格基準がDRPおよびBOPへの参加に適用される。特に、取締役会が別途決定しない限り、DRPおよびBOPへの参加は、アメリカ合衆国、その準州もしくは属領またはカナダの居住者である（またはアメリカ合衆国、その準州もしくは属領またはカナダの居住者である法人もしくは個人を代理してもしくはその勘定でもしくはその利益のために行う）いかなる法人または個人（ANZBGLの普通株式の法的または受益所有者を含む）も直接または間接に利用できない。

2018年度中および本書提出日まで以下の課税済配当が全額払込済普通株式について支払われた。

種類	1株当たりセント	配当金額 (単位：百万ドル) ⁽¹⁾	取締役会決議日	支払日
2017年期末配当	80	2,350	2017年11月29日	2017年12月18日
2018年中間配当	80	2,317	2018年5月30日	2018年7月2日
2018年期末配当	80	2,296	2018年12月11日	2018年12月18日

注：(1) 金額は、ボーナスオプション制度調整前である。

配当に係るさらなる詳細は、「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－B.当グループの業績－(12)配当－継続事業」および「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2018年度連結財務書類の注記5「配当金」を参照のこと。

3【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

オーストラリア証券取引所 (ASX)

普通株式

決算年月 ⁽¹⁾	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
最高 (豪ドル(円))	35.07ドル (2,984円)	37.25ドル (3,169円)	29.17ドル (2,482円)	32.95ドル (2,803円)	30.80ドル (2,620円)
最低 (豪ドル(円))	28.84ドル (2,454円)	26.38ドル (2,244円)	21.86ドル (1,860円)	25.78ドル (2,193円)	26.08ドル (2,219円)

注：(1) 当行の事業年度（10月1日から9月30日）による。

(2)【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

オーストラリア証券取引所

普通株式

月別	2018年4月	2018年5月	2018年6月	2018年7月	2018年8月	2018年9月
最高 (豪ドル(円))	27.27ドル (2,320円)	28.39ドル (2,415円)	28.94ドル (2,462円)	29.49ドル (2,509円)	30.39ドル (2,586円)	29.53ドル (2,512円)
最低 (豪ドル(円))	26.11ドル (2,221円)	26.76ドル (2,277円)	26.08ドル (2,219円)	27.80ドル (2,365円)	28.07ドル (2,388円)	27.60ドル (2,348円)

株価はすべて、オーストラリア証券取引所における当行普通株式の毎日の終値に基づく。

4【役員の状況】

（1）取締役

2010年12月17日および2018年12月19日付で修正された当行の定款（「定款」）の規定に従い、2001年会社法（連邦）（「会社法」）、その他適用法令、およびオーストラリア証券取引所上場規則により要求されるその他の事項を除き、取締役会は当グループの事業を経営する権限をもち、株主総会で行使することを要求されている以外のすべての権限を行使することができる。

本書提出日現在、取締役会は、8名の取締役（1名の執行取締役兼最高経営責任者および7名の独立非執行取締役）で構成されている。本書提出日現在のANZの取締役は以下のとおりである。

男性5名、女性3名（取締役のうち女性の比率37.5%）

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2018年11月 16日現在) ⁽²⁾
取締役会会 長 独立非執行 取締役 倫理、環 境、社会お よびガバナ ンス委員会 委員長	D M Gonski, AC (ゴンスキー) (1953年10月7 日)	ゴンスキー氏は2014年2月から非執行取締役、2014年5月1日から取締役会会長である。ゴンスキー氏は倫理、環境、社会およびガバナンス委員会の委員長を含む、すべての取締役会委員会の職権上の委員である。ゴンスキー氏はハーバート・スミス・フリーヒルズ法律事務所で弁護士としてキャリアを開始し、現在オーストラリアで最も尊敬されているビジネス界のリーダー、会社取締役の一人である。同氏はオーストラリアおよび国際的なビジネスの経験を有し、政府および教育部門の組織に幅広く関与している。同氏は有力な慈善活動家であり、特にオーストラリアにおける教育に関して、強力なコミュニティリーダーシップを発揮している。 ゴンスキー氏は現在、ニュー・サウス・ウェールズ大学財団の理事長（2005年から、1999年から理事）であり、シドニー・エアポート・コーポレーション・リミテッドの取締役（2018年から）、ローウィ国際政策研究所の理事（2012年から）およびオーストラリア・フィランソロピック・サービス・リミテッドの取締役（2012年から）であり、ASIC対外諮問委員会の委員（2013年から）およびオプタス・リミテッド諮問委員会の委員（2013年から）であり、ニュー・サウス・ウェールズ大学評議会の総長（2005年から）であり、アート・ギャラリー・オブ・NSWトラストの理事長（2016年から）でもある。 以前は、オーストラリア連邦のオーストラリア学校教育卓越達成審議会の会長（2017年から2018年）、コカコーラ・アマティル・リミテッドの会長（2001年から2017年、1997年から取締役）およびシドニー・シアター・カンパニー・リミテッド（2010年から2016年）の会長であり、シンガポール・テレコムの子会社（2013年から2015年）であった。	2020年度 年次株主 総会まで 再選	31,488株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2018年11月 16日現在) ⁽²⁾
最高経営責任者 執行取締役	S C Elliott (エリオット) (1963年12月9日)	エリオット氏は2016年1月1日から最高経営責任者兼執行取締役である。 エリオット氏はオーストラリアおよび海外において業界の全側面に関して30年を超える銀行業の経験を有する。エリオット氏は2009年6月に法人部門の最高経営責任者としてANZに入行し、2012年に最高財務責任者に任命された。 ANZ入行前は、中東最大の投資銀行であるEFGエルメスの最高執行責任者を含む上級執行役員としての職務を果たした。同氏はシティバンク・ニュージーランドからキャリアを開始し、20年間シティバンク／シティグループに勤務した。その間、英国、米国、エジプト、オーストラリアおよび香港において様々な上級職を務めた。 同氏は子供のための金融市場財団の理事として、オーストラリアの子供の健康および福祉の推進に貢献している。また、オーストラリア銀行協会の会員（会長でもある。）およびオーストラリア・ビジネス評議会の会員として、オーストラリアの経済成長、社会進歩および公共政策展開の促進に積極的に取り組んでいる。 エリオット氏は現在、オーストラリア銀行協会の会長（2017年から、2016年から会員）であり、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの取締役（2009年から）および子供のための金融市場財団の理事（2016年から）であり、オーストラリア・ビジネス評議会の会員（2016年から）である。	該当なし	677,117株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2018年11月 16日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役 人事委員会 委員長	I R Atlas (アトラス) (1954年10月11 日)	アトラス氏は、2014年9月から非執行取締役であり、監査委員会ならびに倫理、環境、社会およびガバナンス委員会の委員である。 アトラス氏は豊富な金融業界での経歴および法務の経験をもって取締役会に貢献する。アトラス氏はマレソنز・スティーブン・ジャック法律事務所（現：キング・アンド・ウッド・マレソنز法律事務所）のパートナーであった。そこで同氏は、会社法の実務に加えて、人事・情報担当エグゼクティブ・パートナーおよびマネージング・パートナーを含む法律事務所内の数多くの経営上の役割を担っていた。同氏はまた10年間ウエストバックに勤務し、グループ秘書役兼法律顧問および人事担当グループ執行役員を含む役職を務め、人材、総務および持続可能性を担当した。同氏は特に芸術および教育のコミュニティに熱心に取り組んでいる。 アトラス氏は現在、コカコーラ・アマティル・リミテッドの会長（2017年から、2011年から取締役）およびジャワンの会長（2017年から、2014年から取締役）であり、ワンマーケット・リミテッドの取締役（2018年から）およびポール・ラムゼイ財団の理事（2017年から）であり、アデイラ・パートナーズのパネル・メンバー（2015年から）であり、シドニー大学評議員会のフェロー（2015年から）である。 以前は、ベル・シェークスピア・カンパニー・リミテッドの会長（2010年から2016年、2004年から2016年は取締役）であり、ウェストフィールド・コーポレーション・リミテッドの取締役（2014年から2018年）、人権法センターの理事（2012年から2017年）およびニュー・サウス・ウェールズ財務公社（2013年から2017年）の理事であった。	2020年度 年次株主 総会まで 再選	14,360株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2018年11月 16日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役 監査委員会 委員長	P J Dwyer (ドワイヤー) (1960年9月11 日)	ドワイヤー氏は2012年4月から非執行取締役であり、 リスク委員会および人事委員会の委員である。 ドワイヤー氏は金融市場、コーポレートファイナン ス、リスク管理および投資に幅広い経験を有し、カリ ブレ・アセット・マネジメント、Ord Minnett（現： JPモルガン）およびプライスウォーターハウス（現： プライスウォーターハウスクーパース）で上級業務執 行の役職に従事してきた。同氏の会社取締役としての 経歴は、金融サービス、投資、保険、ヘルスケア、賭 博および娯楽、日用消費財、不動産および建設ならび に小売部門に及んでいる。同氏は教育および医療研究 に強い関心を抱き、ジーロング・グラマースクール評 議会およびメルボルン大学経営・経済学部の記事とし て、またベーカーIDIの副会長として活動してきた。 ドワイヤー氏は現在、タブコープ・ホールディング ス・リミテッドの会長（2011年から、2005年から取締 役）、ヘルススコープ・リミテッドの会長（2014年か ら）およびキン・グループ諮問委員会の会長（2014年 から）であり、リオンPtyリミテッドの取締役（2012 年から）であり、キリン国際諮問委員会の委員（2012 年から）およびオーストラリア政府買収委員会の委員 （2017年から）である。 以前は、ASIC対外諮問委員会（2012年から2015年）の 委員であった。	2021年度 年次株主 総会まで 再選	17,500株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2018年11月 16日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役 デジタル事 業および技 術委員会委 員長	S J Halton, AO, PSM (ハルトン) (1960年1月4 日)	ハルトン氏は2016年10月から非執行取締役である。ハルトン氏は人事委員会ならびに倫理、環境、社会およびガバナンス委員会の委員である。 ハルトン氏の33年間にわたる公職の経歴には、オーストラリア財務省次官、オーストラリア保健省次官、保健高齢化省次官および首相内閣省エグゼクティブ・コーディネーター（次官補）の地位が含まれる。同氏は金融、保険、リスク管理、情報技術、人事、保健および高齢化ならびに公共政策に関する豊かな経験を取締役会にもたらす。同氏はまた、重要な国際経験も有する。 同氏は世界保健機関および全豪アボリジニ・トレス海峡諸島民保健協議会を含む地方および国際機関を通じて地域社会の保健に広く貢献してきた。 ハルトン氏は現在、ボルト・システムズの会長（2017年から）、感染症流行対策イノベーション連合（ノルウェー）の会長（2018年から、2016年から理事）およびオーストラリア高齢化評議会の会長（2017年から）であり、クレイトン・ユッツ法律事務所のディレクター（2017年から）およびクラウン・リゾーツ・リミテッド（2018年から）の取締役であり、ワシントン大学保健基準・評価研究所の理事会メンバー（2007年から）であり、シドニー大学およびキャンベラ大学の非常勤教授であり、オーストラリア戦略政策研究所の評議会メンバー（2016年から）である。 以前は、OECDアジア・シニア・バジェット・オフィシャルズ・ネットワークの会長（2014年から2016年）および世界保健機関理事会の理事長（2013年から2014年、2004年から2007年および2012年から2015年は理事）であり、メルボルン研究所諮問委員会のメンバー（2007年から2015年）であり、ANUクロフォード公共政策スクールの公共政策フェロー（2012年から2016年）であった。	2019年度 年次株主 総会まで 選任	9,049株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2018年11月 16日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役	Rt Hon Sir John Key GNZM AC (キー) (1961年8月9 日)	サー・キーは2018年2月から非執行取締役であり、リスク委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会ならびにデジタル事業および技術委員会の委員である。 サー・キーは2002年に政治家としてキャリアを開始し、2008年から2016年までニュージーランド首相であった。サー・キーは国際金融における長い経歴を有し、主にニュージーランドのバンカーズ・トラストおよびシンガポール、ロンドンおよびシドニーのメルリリンチに勤務した。以前はニューヨーク連邦準備銀行外国為替委員会の委員（1999年から2001年）であった。 サー・キーは2017年の女王誕生記念叙勲においてニュージーランド・メリット勲章のナイト・グランド・コンパニオンを授与された。2017年には、オーストラリアとニュージーランドの二国間関係を進展させた功績により、オーストラリア勲章のコンパニオンの勲位を授かった。 サー・キーは、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの会長（2018年から、2017年から取締役）であり、ニュージーランド航空の取締役（2017年から）である。 以前は、国際民主同盟の議長（2014年から2018年）であった。	2021年度 年次株主 総会まで 選任	3,000株
独立非執行 取締役 リスク委員 会委員長	G R Liebelt (リーベルト) (1954年3月2 日)	リーベルト氏は2013年7月から非執行取締役である。リーベルト氏は監査委員会および人事委員会の委員である。 リーベルト氏は50か国以上で事業を展開する世界的な鉱業会社であるオリカ・リミテッドにおける23年間の経営幹部の経歴（最高経営責任者としての期間を含む。）の経験をもって取締役会に貢献する。同氏は幅広い国際業務の経験を有し、戦略の開発および実施を含む上級経営幹部としての輝かしい達成記録を持つ。同氏は世界的な貿易および協力ならびに地域教育に尽力している。 リーベルト氏は現在、アムコール・リミテッドの会長（2013年から、2012年から取締役）およびデュラックスグループ・リミテッドの会長（2018年から、2016年から取締役）であり、オーストラリアン・ファウンデーション・インベストメント・カンパニー・リミテッドの取締役（2012年から）およびカレー・バプティスト・グラマー・スクールの理事（2012年から）である。	2019年度 年次株主 総会まで 再選	24,315株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2018年11月 16日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役	J T Macfarlane (マクファーレン) (1960年1月17 日)	マクファーレン氏は2014年5月から非執行取締役である。マクファーレン氏は監査委員会、リスク委員会ならびにデジタル事業および技術委員会の委員である。マクファーレン氏はオーストラリア有数の経験豊富な国際銀行家であり、以前はオーストラリアおよびニュージーランドのドイツ・バンクの業務執行会長ならびにオーストラリアのドイツ・バンクの最高経営責任者を務めた。マクファーレン氏はまた米国、日本およびパプアニューギニアでの勤務経験も有し、ANZの主要な市場であるオーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋における深い銀行業務の経験を取締役会にもたらす。 同氏は地域保健に尽力しており、セント・ヴィンセント医学研究所の取締役(2008年から)およびエイケンヘッド・センター・オブ・メディカル・ディスカバリー・リミテッドの取締役(2016年から)である。 マクファーレン氏は現在、クレイグス・インベストメント・パートナーズ・リミテッドの取締役(2013年から)、コルマック・グループPtyリミテッドの取締役(2014年から)、AGインベスト・ホールディングス・リミテッド(MyFarmリミテッド)の取締役(2014年から、2014年から2016年まで会長)、バルモラル・パストラル・インベストメントの取締役(2017年から)およびLIロング・ショート・ファンドの取締役(2018年から)である。	2020年度 年次株主 総会まで 再選	24,851株

注：(1) オーストラリア法の下では、非執行取締役は株主により最後に選任されてから3回目の年次株主総会において退任しなければならないが、当該年次株主総会において再任を目指して立候補することができる。直近の年次株主総会以降に取締役会により任命された非執行取締役の場合は、次の年次株主総会において退任しなければならないが、かかる非執行取締役は当該年次株主総会において株主による選任を目指して立候補することができる。さらに、ANZの取締役会の方針にもとづき、非執行取締役は株主に最初に選任されてから最長で3年間の任期を連続3回務めた時点で退任する。ただし、特別な状況のため取締役会により任期を延長するよう要請される場合はこの限りではない。

(2) 所有株式等の合計である。個人名(共同所有を含む。)および個人の退職年金基金による所有証券(普通株式、転換優先株式およびキャピタル・ノート)ならびにANZEST Pty Ltd.が個人のために信託で保有する証券(株式、オプションおよび権利)を含む。業績基準または後渡しのために権利が確定していない権利および後渡し株式を含む。

独立非執行取締役であったリー・シェンヤン氏は、2018年12月19日に開催された2018年度年次株主総会において退任した。
2018年11月16日現在、リー・シェンヤン氏は10,662株を所有していた。

取締役の会議

取締役が出席する権利を有した2018年度中の取締役会会議および委員会会議の回数ならびに各取締役が出席した会議の回数を以下に示す。

	取締役会		リスク委員会		監査委員会		人事委員会		倫理、環境、社会 およびガバナンス 委員会	デジタル 事業および技術 委員会	取締役会 特別 委員会 ⁽¹⁾	取締役会 委員会 ⁽¹⁾		株式 委員会 ⁽¹⁾			
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
Ilana Atlas (イラナ・アトラス)	12	12			8	8	8	8	4	4		1	1	2	2	1	1
Paula Dwyer (ポーラ・ドワイヤー)	12	12	8	8	8	8	8	8					2	2			
Shayne Elliott (シェイン・エリオット)	12	12									1	1	4	4	3	3	
David Gonski, AC (デービッド・ゴンスキー AC)	12	12	8	8	8	8	8	8	4	4	4	4	1	1	4	4	
Jane Halton, AO PSM (ジェーン・ハルトン AO PSM)	12	12					8	8	4	4	3	3	1	1	1	1	
Sir John Key, GNZM AC (サー・ジョン・キー GNZM AC)	6	6	3	3					2	2							
Lee Hsien Yang (リー・シェンヤン)	12	12	8	8			8	8			4	4	1	1			
Graeme Liebelt (グレイム・リーベルト)	12	12	8	8	8	8	8	8	1	1	1	1	1	1	2	2	
John Macfarlane (ジョン・マクファーレン)	12	12	8	8	8	8					4	4	1	1	1	1	

- ・A列は、取締役が委員として出席する権利を有した会議の回数を示す。
- ・B列は、会議に出席した回数を示す。会長は、リスク委員会、監査委員会、人事委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会ならびにデジタル事業および技術委員会の職権上の委員である。
- ・上表は委員会会議に関する委員会委員の出席状況を記録している。いずれの取締役もこれらの会議に出席する権利を有し、取締役は適宜、自らが委員ではない委員会の会議に出席している。

注：(1) 上表に記載の取締役会特別委員会、株式委員会および取締役会委員会の会議は、書面による決議により行われたものを含む。

(2) 執行役員

本書日付現在、ANZの執行役員は以下のとおりである。

男性8名、女性4名（執行役員のうち女性の比率33.3%）

役職名	執行役員 氏 名 (生年月日)	略歴	現在の職位 への就任	当グループ への入社	所有株式 等の数 (2018年11月 16日現在) ⁽¹⁾
最高経営責任者	S Elliott (エリオット) (1963年12月9日)	上記「(1)取締役」に記載の略歴を参照のこと。	2016年1月	2009年6月	677,117株
グループ執行役員（デジタル・バンキング担当）	M Carnegie (カーネギー) (1969年11月12日)	ANZ入行前は、オーストラリアおよびニュージーランドのグーグルのマネージング・ディレクターならびにオーストラリアおよびニュージーランドのプロクター・アンド・ギャンブル・のマネージング・ディレクターを務めた。	2016年6月	2016年6月	112,106株
最高リスク責任者	K Corbally (コーバリー) (1970年6月25日)	ANZではこれまで、グループ・ジェネラル・マネージャー（内部監査担当）、マネージング・ディレクター、与信および資本管理のヘッド、法人リレーションシップ・バンキング・オーストラリアのヘッド、産業多様化のヘッドを務めた。 ANZ入行前は、シティバンクのマネージング・ディレクター兼コーポレートおよびコマーシャル・バンキングのヘッド（オーストラリアおよびニュージーランド担当）を務めた。	2018年3月	2009年7月	65,834株
グループ執行役員（国際担当）	F Faruqi (ファルーキ) (1964年9月27日)	金融業界において26年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、国際銀行部門の最高経営責任者を務めた。 ANZ入行前は、シティのアジア太平洋の法人および商業銀行業のヘッド、シティのアジア太平洋のグローバル・ローンズおよびレバレッジ・ファイナンスのヘッド兼資本市場の債券部門のヘッドを務めた。	2016年2月	2014年8月	320,031株
グループ執行役員（技術担当）	G Florian (フローリアン) (1965年10月24日)	技術業界において31年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、ディメンションデータのITaaS部門の最高戦略責任者、ディメンションデータのITaaS部門の戦略および契約担当シニア・バイス・プレジデント、ディメンションデータのクラウド事業ユニット担当最高商品責任者、ディメンションデータの最高マーケティング責任者、ディメンションデータの最高技術責任者を務めた。	2017年1月	2017年1月	30,434株

役職名	執行役員 氏 名 (生年月日)	略歴	現在の職位 への就任	当グループ への入社	所有株式 等の数 (2018年11月 16日現在) ⁽¹⁾
副最高経営 責任者 グループ執 行役員（富 裕層オース トラリア担 当）	A George (ジョージ) (1964年1月30日)	金融業界において20年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、富裕層オーストラリア部門マネージング・ディレクター、保険担当マネージング・ディレクターを務めた。 ANZ入行前は、INGグループにおいて銀行、保険および資金運用を担当するチェコ共和国およびスロバキアの最高経営責任者ならびに商品、マーケティング、ITおよび業務を担当するアジア地域の最高執行責任者を含む様々な上級職を務めた。	2018年5月	2013年12月	84,489株
グループ執 行役員 (オースト ラリア事業 およびプ ライベート・ バンキング 担当)	M Hand (ハンド) ⁽²⁾ (1966年9月5日)	ANZではこれまで、ビジネスおよびプライベート・バンキングのマネージング・ディレクター、法人および商業銀行業のマネージング・ディレクター、オーストラリアのリテール販売のマネージング・ディレクター、地域商業銀行業のジェネラル・マネージャー、ビジネス・バンキングのマネージャー部門のジェネラル・マネージャー、ヴィクトリア州およびタスマニア州のビジネス・バンキングの州マネージャー、メルボルンCBDのビジネス・バンキングの地域マネージャー、中小企業バンキングの信用およびオペレーショナル・リスクのヘッド、中東および南アジア（インドのムンバイを拠点とする）の監査のヘッドを務めた。	2018年5月	1988年8月	64,377株
グループ執 行役員兼最 高経営責任 者（ニュー ジーランド 担当）	D Hisco (ヒスコ) (1963年10月4日)	銀行および金融業界において36年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、商業銀行業のグループ・マネージング・ディレクター、Esanda担当マネージング・ディレクターおよびリテール銀行業のマネージング・ディレクターを務めた。	2010年10月	1980年7月	348,128株
最高財務責 任者	M Jablko (ジャブルコ) (1972年9月29日)	投資銀行業において17年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、オーストラリアのグリーンヒルのマネージング・ディレクター兼共同ヘッド、UBSオーストラリアのマネージング・ディレクター、オーストラリアのアレンズ・リンクレータース法律事務所（旧：アレンズ・アーサー・ロビンソン法律事務所）の弁護士を務めた。	2016年7月	2016年7月	123,444株

役職名	執行役員 氏 名 (生年月日)	略歴	現在の職位 への就任	当グループ への入社	所有株式 等の数 (2018年11月 16日現在) ⁽¹⁾
グループ執行役員 (オーストラリア担当)	F Ohlsson (オールソン) ⁽²⁾ (1971年10月14日)	金融業界において16年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、ニュージーランド部門のリテールおよびビジネス・バンキングのマネージング・ディレクター、ニュージーランド部門のビジネス・バンキングおよび戦略のマネージング・ディレクター、オーストラリア部門のコマーシャル・プロダクツのジェネラル・マネージャー、Esandaのプロダクツおよびマーケティングのヘッドを務めた。	2016年2月	2001年12月	121,119株
グループ執行役員(人材およびカルチャー担当)	K van der Merwe (ファン・デル・マーブ) (1974年4月25日)	事業変革の主導に注力した15年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、ペイン・アンド・カンパニーのバイス・プレジデントを務めた。	2017年5月	2017年5月	18,260株
グループ執行役員(法人担当)	M Whelan (ウィーラン) (1960年5月5日)	銀行業界において33年以上の経験を有し、アジア市場および法人銀行業の豊富な経験を有する。 ANZではこれまで、オーストラリア部門の最高経営責任者、オーストラリア部門商業銀行業のマネージング・ディレクター、法人部門アジア、ヨーロッパおよびアメリカのマネージング・ディレクター、法人アジアのマネージング・ディレクター、マーケットツのマネージング・ディレクター、マーケットツ部門セールスのヘッドを務めた。	2016年2月	2004年11月	244,578株

注：(1) 所有株式等の合計である。個人名（共同所有を含む。）および個人の退職年金基金による所有証券（普通株式、転換優先株式およびキャピタル・ノート）ならびにANZEST Pty Ltd.が個人のために信託で保有する証券（株式、オプションおよび権利）を含む。業績基準または後渡しのために権利が確定していない権利および後渡し株式を含む。

(2) 2018年12月13日、ANZは、グループ執行役員（オーストラリア担当）のフレッド・オールソン氏がANZでの17年間の勤務を経て現在の役職を退き、出身国のスウェーデンで無給の長期休職に入ると発表した。現職のグループ執行役員（ビジネスおよびプライベート・バンキング担当）であるマーク・ハンド氏が、グループ執行役員（オーストラリア担当）の代理に指名され、ANZはこれがオーストラリア部門にとって最善の構成であると考えている。オールソン氏は2019年1月中は引継ぎに協力する。この異動は、規制上の要件をみたすことを前提に2018年12月29日に効力を生じる。

取締役または執行役員間において家族関係はない。

[次へ](#)

(3) 役員報酬の内容（報酬報告）

本「(3) 役員報酬の内容（報酬報告）」は、ANZの2018年度年次報告書に含まれる2018年度についての報酬報告書に基づいており、これを抽出したものである。報酬報告書以降の取締役の状況については、上記「(1)取締役」を参照のこと。

1. 本報告の対象者

本年度の報告において報酬が開示される主要経営陣（KMP）は以下のとおりである。

非執行取締役（NEDs） — 現職

D. ゴンスキー	取締役会会長
I. アトラス	取締役
P. ドワイヤー	取締役
J. ハルトン	取締役
J. キー	取締役 — 2018年2月28日任命
H. リー	取締役
G. リーベルト	取締役
J. マクファーレン	取締役

最高経営責任者（CEO）および開示を要する執行役員 — 現職

S. エリオット	最高経営責任者兼執行取締役
M. カーネギー	グループ執行役員（デジタル・バンキング担当）
K. コバリー	最高リスク責任者（CRO） — 2018年3月19日任命
A. ジョージ	副最高経営責任者兼グループ執行役員（富裕層オーストラリア担当） — 副最高経営責任者には2018年5月14日任命
D. ヒスコ	グループ執行役員兼ニュージーランド最高経営責任者
M. ジャブルコ	最高財務責任者（CFO）
F. オールソン	グループ執行役員（オーストラリア担当）
M. ウィーラン	グループ執行役員（法人担当）

開示を要する執行役員 — 前職

G. ホジズ	前職の副最高経営責任者 — 2018年5月13日退任、2018年9月30日雇用関係終了
N. ウィリアムズ	前職の最高リスク責任者 — 2018年3月30日退任、2018年11月2日雇用関係終了

当グループの報酬報告は、当グループの報酬戦略および報酬フレームワーク、ならびに主要経営陣に適用される報酬慣行について説明する。

本報酬報告は、2001年会社法が要求するとおり作成および監査されており、取締役報告書の一部をなす。

2. 報酬の概観

ANZの目的および戦略⁽¹⁾

これは、以下によって支えられる

当グループの 報酬方針／ 報酬原則是：	優秀な人材を集 め、動機付けし、 継続雇用する	顧客や株主を重視して 正しい行いをした 当グループ職員に 報酬を提供する	何を達成したかと 同様に、どう達成 したかを重視する	公平で分か りやすいもの にする

これには、当グループのCEOおよび開示を要する執行役員への以下の報酬が伴う

当グループの 中核的な 報酬要素 ⁽²⁾ ：	固定報酬	以下の形で支給される変動報酬		
		現金	後渡し株式	業績に基づく権利 リスク性あり

これらは、以下によって補強される

業績と リスクの 連動性：	ANZの価値観 およびリスク／ コンプライアンス 基準に従い、 活動を評価する	ANZIPの変動報酬資金 プールを決定する際の 乗数を含め、変動報酬 を決定する主要イン プットはリスクである	業績および 報酬査定につ いて、取締役 会の裁量が 適用される	後渡し報酬 の下方修正 (ゼロまでを 含む) が 可能である	権利未確定 の株式の ヘッジを 禁じている

以下を通じて、執行役員および株主の利害が一致するよう支援する

株主との 利害の一致：	一定量の株式 保有を要求	ANZエクイティによる インセンティブの 多くの部分を後渡し (最長4年)	相対および絶対の 総株式利回り (TSR) 要件を採用	変動報酬資金プールの 決定につき、主要 インプットとして 経済的利益を採用

当グループの報酬フレームワーク内で目標を通じて業績を追求することで、変動報酬資金プールが決定する

当グループの 業績区分：	リスク	財政および引締め (比重50%)	顧客 (比重25%)	人材およびイメージ形成 (比重25%)
	(総合調整)	比重計100% (年次およびより長期の戦略的指標を含む)		

2018年度の
ANZの総合業績：
(本章5.1と5.2を参照)

当グループの2018年度業績フレームワークの多くの指標において業績は堅調であったが、王立委員会で集中的に取り上げられた不当行為およびそれに伴う社会的イメージへの影響を受け、2018年度のANZIP変動報酬資金プールは対前年で大幅に減額された

2018年度の
固定報酬の変更：2018年度のCEOの固定報酬に変更はなかった
新任の固定報酬は、前任のそれより低く設定されている
2018年度の非執行取締役報酬に変更はなかった (2019年度には会長報酬および非執行取締役 (現職) の取締役報酬が20%減額される)

個人査定には当グループ、部門および個人の業績を反映する

2018年度の 変動報酬の査定 ⁽³⁾ ： (本章5.4と5.5を参照)	CEOの変動報酬の 目標比75%の内訳： ・年間変動報酬： 目標比83% (上限比58%) ・長期変動報酬： 目標比67% (株主による承認待ち)	開示を要する現職執行 役員の変動報酬査定		2014年11月の実績 に基づく権利は すべて失効した 執行役員はかかる 報酬から一切の価 値を受けなかった
		目標比	上限比	
		平均：	78%	53%
		幅：	60-91%	40-60%

- (1)「第2 企業の概況ー3. 事業の内容ー(3)戦略」を参照のこと。
- (2) 当グループの報酬フレームワークの構成は、当グループの報酬原則に沿い、ANZの目的および戦略を支援するよう設計されている。
- (3) 変動報酬査定は、当グループの業績フレームワークの指標に照らして当グループの業績を、また適切な幅を設けた各人の目標に照らして個人の業績を、適切に反映している。

3. 当グループの報酬原則

当グループの報酬方針および報酬原則は、当グループの報酬フレームワークに関する決定を行う際の重要な考慮要素であり、ANZの戦略的方向性およびカルチャーをより適切に反映するため2018年度に改訂された。

ANZの報酬原則	すなわち、当グループは以下を重視する
優秀な人材を集め、動機付けし、継続雇用する	市場競争力のある報酬の設定を提供し、人材の異動／機動性を社内に支援する。 「働き甲斐や成長し甲斐のある職場」となるよう金銭的および非金銭的な報酬を用いて、自発的な努力を促す。
顧客や株主を重視して正しい行いをした当グループ職員に報酬を提供する	当グループの金融サービスが効率的、倫理的かつ公正に提供されるようにする。 ANZの戦略に沿った短期および長期の両方の目標に照らしてその業績に報酬を提供し、執行役員と株主の利害を一致させる。
何を達成したかと同様に、どう達成したかを重視する	バランス・スコアカードの指標に基づき、業績を評価し報酬を差別化する。 協業や革新を支援するようチームおよび個人の業績の認定に柔軟性を持たせ、従業員が確信をもって複数年にわたる取組みを続けられるような報酬フレームワークにする。
公平で分かりやすいものにする	ビジネス需要に十分に対応できる柔軟性を兼ね備えた、シンプルな設計、手続き、コミュニケーションおよび従業員体験。 社内および外部市場の両側面における公平性。ジェンダー間の賃金格差を解消する。 報酬にまつわる透明性をさらに向上させ、従業員の理解を改善する。

4. 執行役員の報酬の構成要素

4.1 報酬の体系

ANZの報酬には、固定報酬とリスク変動報酬という2つの中核的な構成要素がある。報酬を編成するにあたり、取締役会は以下の間で適正なバランスを確保することを目指している。

- ・ 固定報酬とリスク変動報酬
- ・ 現金と後渡しエクイティ
- ・ 短期、中期および長期の報酬

CEOの変動報酬の枠組みは、開示を要する執行役員のものと以下の点で若干異なる。

- ・ CEO：当グループは、CEOに対して、年間変動報酬（AVR）および長期変動報酬（LTVR）からなる変動報酬を支給している。これは、雇用契約（任命時に市場に公開済み）に従うものであり、また外部市場の慣行とも調和している。長期変動報酬は、CEOが長期戦略目標の達成および総株主のための長期的価値の創出に集中するよう促す。

人事委員会および取締役会がCEOの変動報酬（年間変動報酬および長期変動報酬）を査定し、また長期変動報酬査定は年次株主総会で株主承認の対象にもなる。

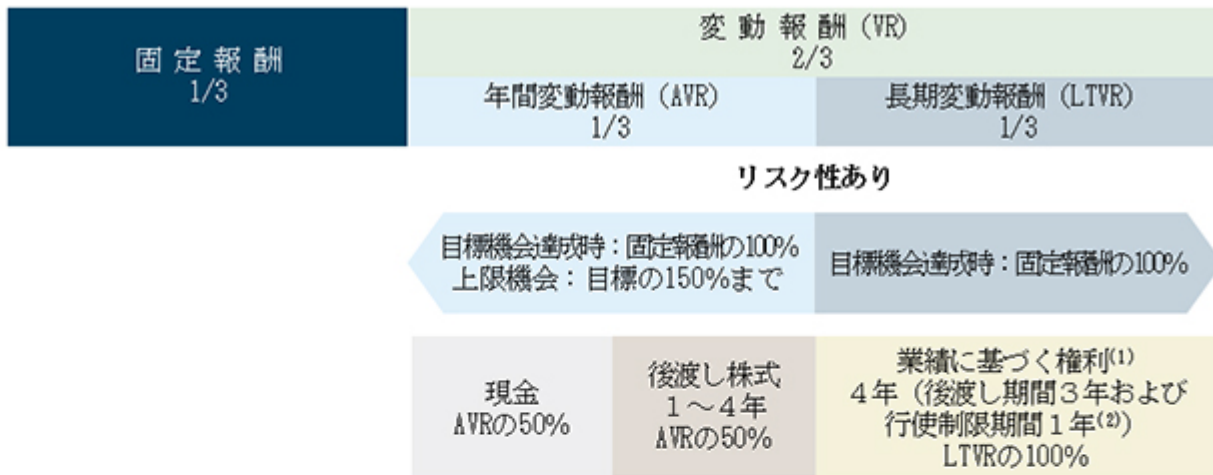
- ・ 年間変動報酬の査定：うち半分は、ANZ株式として1年ないし4年をかけて均等割りで後渡しされる。
- ・ 長期変動報酬の査定：全額が業績に基づく権利として支給され、2018年度分の報酬は（3年の後渡し期間に1年の行使制限期間を加算した）実質4年がかりで後渡しされる。
- ・ **開示を要する執行役員**：当グループは、開示を要する執行役員に対して、変動報酬枠組みのみに基づき報酬を支給する。これにより当グループは以下が可能となる。
 - ・ 業績を伸ばし、人材を集めて継続雇用するための、短期および長期報酬の適切な構成（業績要件を含む。）を提供すること。
 - ・ 変動報酬の支給総額をANZの業績と連動させること。
 - ・ 短期、中期および長期にわたって変動報酬を後渡しとすること（4年間をかけて均等割りで後渡しされる株式および3年後に要件に照らして判定される業績に基づく権利を含む。）。

人事委員会および取締役会は、開示を要する各執行役員の変動報酬査定を決定する。開示を要する執行役員に対する変動報酬の支給は、後渡し期間および業績要件の点で、CEOに対するそれと一致している。

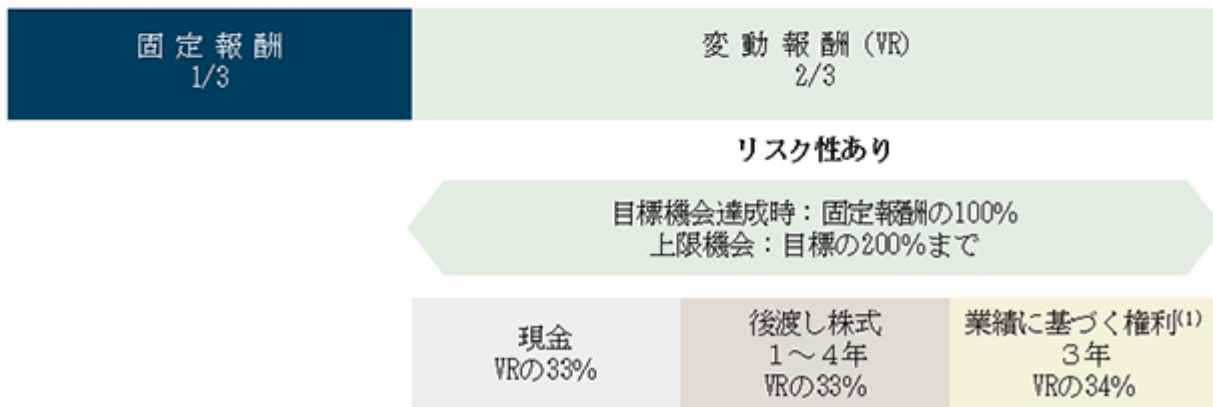
取締役会は、各執行役員の業績に基づいて変動報酬を下方修正することができ、ゼロとすることも可能である。

当グループは、以下の目標報酬構成に基づき、CEOおよび開示を要する執行役員の報酬を編成する。CEOおよび開示を要する執行役員は、変動報酬の目標額より高いまたは低い額の報酬を受ける可能性がある。

CEO



開示を要する執行役員⁽³⁾



(1) 最小権利確定時（50%で権利確定）の額面価額。

(2) 1年の行使制限期間を導入し、エクイティを翌期以降も引き続き下方修正の対象とすることを可能とした。

(3) 最高リスク責任者（CRO）の報酬の取決めは、その職務の独立性を保護し、ANZ全体にわたるリスク統制機能を果たす際の利益相反を最小化するため、編成が異なる。CROの目標報酬は、固定報酬（37%）および変動報酬（63%）という若干異なる後渡し構成をとる。変動報酬は、33%が現金、33%が後渡し株式、および34%が（業績に基づく権利に代えて）後渡し株式の権利として支給される。CROについては、変動報酬の目標を固定報酬の170%とし、上限機会を目標の150%とする。

執行役員報酬の大部分を後渡しにすることで、当グループは執行役員の変動報酬が確実に以下を備えるようにしている。

- ・ 業績に連動する。
- ・ 重要な慰留の要素となる。
- ・ ANZの戦略目標に向けた取組みが執行役員および株主の一致した利益となる。
- ・ （適切な場合には）ゼロまでの下方修正ができ、これにより取締役会が執行役員に責任を取らせることができる。

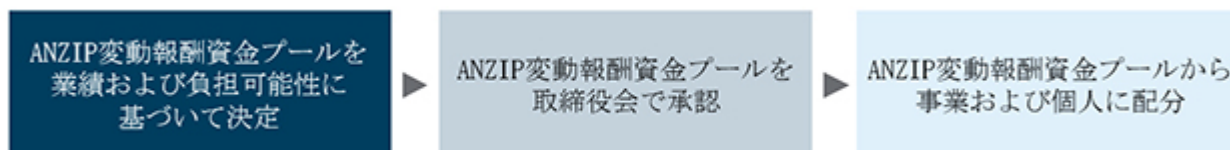
4.2 固定報酬

当グループは、固定報酬を、現金給与および退職年拠出金として支給されるドル建の金額の総額として表示する。取締役会は、職責、業績、適性、経験および拠点を反映した金融サービス市場の相対性に基づき、CEOおよび開示を要する執行役員の固定報酬を設定して（および毎年見直しを行って）いる。また、新任者について、当グループは引き続き（CEOの任命について確立したトレンドに従い）前任者のそれより低い固定報酬を設定している。

4.3 変動報酬

ANZインセンティブ・プラン（ANZIP）は、当グループの主たる変動報酬プランであり、CEOおよび開示を要する執行役員を含む従業員の過半数がその対象となる。

ANZIPの変動報酬資金プールの総額設定および配分の手続き



4.3.1 グループ・レベルにおける変動報酬資金プールの決定方法は？

業績に基づくANZIPの変動報酬資金プール

適切にリスクを管理することは、ANZが営業していくうえでの基本であり、よって当グループ、部門および個人レベルの業績をどのように測定および評価するかにおいて根幹をなす。

取締役会は、変動報酬資金プールの総額を決定する際に以下を考慮する。

1. 経済的利益の業績（リスク調整された財務評価基準）
2. 取締役会が当該事業年度の期首に合意した当グループの業績フレームワーク（リスク、財務および引締め、顧客、ならびに人材およびイメージ形成の業績指標）に照らした当グループの業績
3. 全般的な営業環境、財務余力および経営成績の質などのその他の要素

取締役会は毎年の判断により変動報酬資金プールの適切な総額を決定しており、定型的な査定はしていない。

ANZグループの業績フレームワークは、3つの主要インプットを軸に構築されている。

- ・ 健全なリスク慣行を備えた安全な銀行作り
- ・ 合意に基づく年次および長期目標の達成
- ・ 当グループの戦略ビジョンの実現

業績指標は、取締役会が当該事業年度の期首に以下の区分に従い設定する。

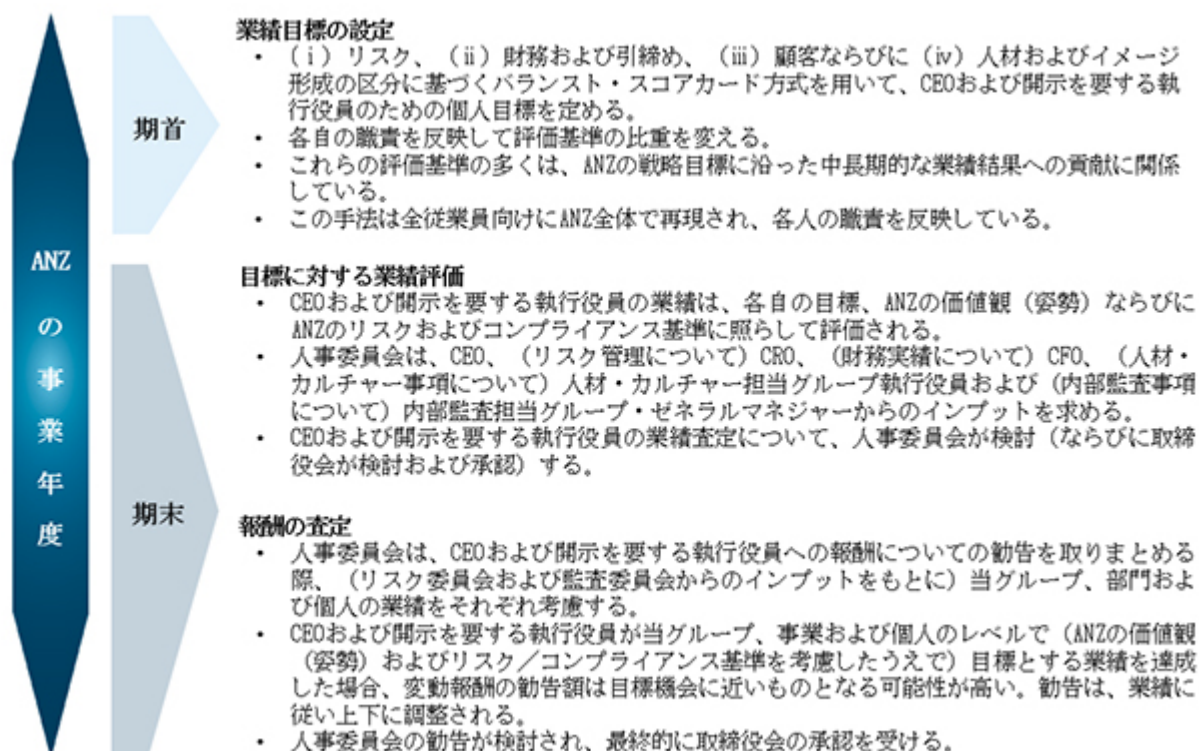
- ・ リスクー総合業績評価の調整が可能な独立した評価基準
- ・ 財務および引締め（比重50%）
- ・ 顧客（比重30%）
- ・ 人材およびイメージ形成（比重20%）

各区分の指標は、当グループの人材が、年間の優先課題および顧客に対する最高の結果や株主価値を実現するための幅広い長期戦略の両方に集中するよう促す。

業績指標は、挑戦的だが達成可能であるよう策定される。これらは各年度の期首に取締役会で承認を受け、前年度の業績、業界の標準およびANZの戦略目標を考慮して設定される。これらには、当年度のために設定した目標および長期戦略目標をも反映することができる。かかる指標の多くは、その具体的な目標および特性について商業上の機微を伴うため、当グループはその詳細を提供していない。

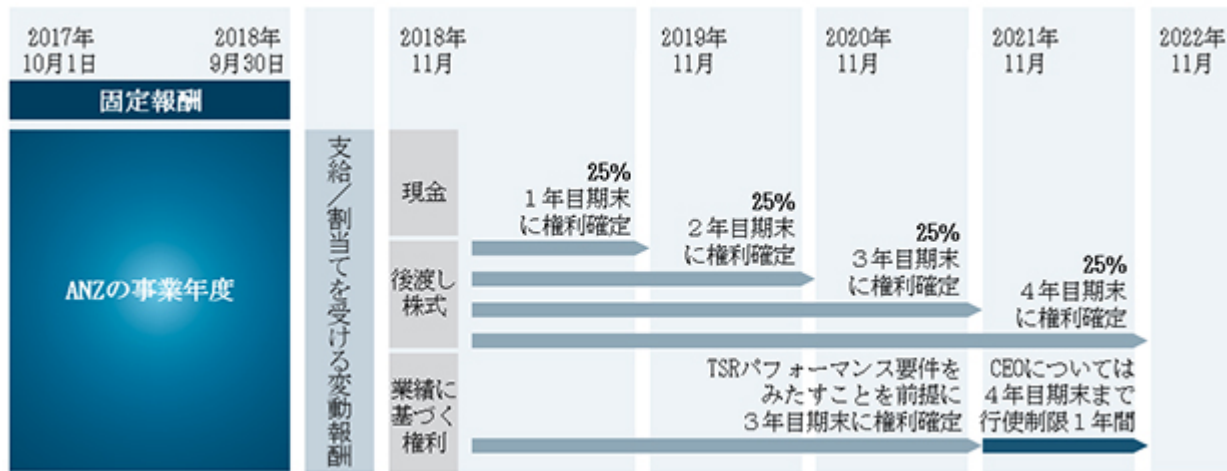
4.3.2 個人レベルの変動報酬の決定方法は？

変動報酬は、当グループのCEOおよび開示を要する執行役員が主要な業績評価基準を重視して当グループの事業戦略を支えるように、また長期的な株主価値の実現が促されるように設計されている。



4.3.3 変動報酬の支給方法は？

以下の図表が示すとおり、変動報酬は一部が現金として、一部が4年をかけて均等割りで後渡しされる株式として、および一部が業績に基づく権利として支給される。業績に基づく権利はパフォーマンス要件を前提とし、3年で権利確定するか否かはこの要件が決定付ける。CEOの2018年度の業績に基づく権利は、権利確定後12か月の行使制限期間にも服する。



現金

現金部分は、年次の業績および報酬レビューの終了時（通常は11月下旬）に執行役員に対して支払われる。

後渡し株式

後渡し株式は普通株式であり、4年をかけて1年後から均等割りで後渡しされる。執行役員の報酬の一部を時間をかけて後渡しとすること（および下方修正の対象とし続けること）により、当グループは、かかる報酬金額の多くの部分を長期的な株主価値の実現に直接連動させることができる。当グループは、10月1日から翌年9月30日の業績期間に係る後渡し株式を、毎年11月下旬に付与している。

当グループは、付与する後渡し株式の数を、オーストラリア証券取引所（ASX）で売買される株式の、付与日までの週（付与日を含む。）の出来高加重平均価格（VWAP）に基づいて計算する。開示および費用計上の目的において、当グループは公正価値を測定するために1日VWAPを用いている。

一定の（一般的には規制または税務上の理由がある）場合、当グループは執行役員に対して、後渡し株式に代えて後渡し株式の権利を付与することができる。後渡し株式の権利1個につき普通株式1株に対する権利が保有者に与えられる。

業績に基づく権利—CEO（長期変動報酬）および（CEO以外の）開示を要する執行役員（変動報酬）

業績に基づく権利とは？	業績に基づく権利とは、時期およびパフォーマンス要件をみたす場合に無償でANZ普通株式1株を取得できる権利をいう。 業績に基づく権利の将来価値は、ゼロから不定額までの幅で変動する可能性がある。かかる価値は、要件に照らしたパフォーマンスおよび権利行使時の株価により定まる。
業績期間とは？	業績に基づく権利には、3年の業績期間がある。2018年度の付与（2018年11月／12月に実施される。）に係る業績期間は、2018年11月22日から2021年11月21日である。 当グループが3年の業績期間を用いる趣旨は、それが事業計画サイクルと一致し、また反映されるべき長期の業績について十分な時間を確保しつつ、一方で執行役員が報酬に充足感およびモチベーションを見出す合理的期間との兼ね合いを図る点にある。
CEOに適用される行使制限期間とは？	2018年12月にCEOに付与される業績に基づく権利は、12か月の行使制限期間にも服する。このことは、かかる権利が（3年の後渡し期間および1年の行使制限期間の）実質4年がかりで後渡しされることを意味する。 要件をみたしたCEOの業績に基づく権利は、付与日から3年目の応当日に株式に転換される。その後12か月（4年目の応当日まで）は、引き続き下方修正の対象となる。この期間中、CEOはかかる株式を売買することができない。権利確定後株式の配当は、行使制限期間中もCEOに支払われる。
パフォーマンス要件とは？用いる理由は？	総株主利回り（TSR）のパフォーマンス要件は、長期戦略目標の達成および執行役員と株主の利害の一致に集中することの重要性を反映する。 当グループは、業績に基づく権利の2018年度付与分に対して、（2017年度と同様に）2つのTSRパフォーマンス要件を適用する。 ・ 75%は、相対TSR要件に照らして評価する（第1トランシュ）。 ・ 25%は、絶対TSR要件に照らして評価する（第2トランシュ）。 TSRは、株式価値の変動に、支払われた配当の再投資による価値を加味したものである。TSRは株主価値の実現に主眼を置き、かつ業績評価メカニズムとして十分に理解および検証が進んでいることから、当グループはこれがもっとも適切な長期の評価基準であると考えている。 以下により、相対TSRと絶対TSRの要件の組合せはプランにバランスをもたらす。 ・ 相対：競合会社の業績を上回る業績に対して執行役員に報酬を与える。 ・ 絶対：市場後退の局面にあっても、プラス成長を生み出すことに重点が置かれ続けるようにする。 2つの要件は、パフォーマンスの異なる側面を評価する。 ・ 相対TSR要件は、当グループのTSRと、地域およびグローバルの競争相手からなる選定金融サービスに係る比較可能グループのそれとを比較して評価する。この比較グループは、収益をめぐってANZが競争している地域および事業セグメントを広く反映して選定されている。 ・ 年平均成長率（CAGR）を応用した絶対TSR要件は、執行役員に、達成されるべき株主利回りの水準についてより直接的な見通しを提供する。また、執行役員の報酬と株主に帰属する財務実績との間により密接な相関性をもたらす。 当グループは、業績に基づく権利の各トランシュについて権利行使の可否を判断するため、3年の業績期間末に、各基準に照らしてANZのTSRを評価する。当グループは、各トランシュを他方のトランシュとは独立に評価する。そのため、一方のトランシュの全部または一部について権利が確定するが、他方のトランシュについては権利が確定しない可能性がある。

2018年度付与分に対する相対TSRパフォーマンス要件は？ (ANZのTSRパフォーマンスについて本章5.1を、およびその要件に基づく査定について同5.3を参照)	相対TSRは外部的な要件であり、当グループのTSRを、選定金融サービスに係る比較可能グループのそれに照らして3年間で評価する。 選定金融サービス比較可能グループは、バンク・オブ・クイーンズランド・リミテッド (Bank of Queensland Limited)、ベンディゴ・アンド・アデレード・バンク・リミテッド (Bendigo and Adelaide Bank Limited)、コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア・リミテッド (Commonwealth Bank of Australia Limited)、DBSバンク・リミテッド (DBS Bank Limited)、マッコリー・グループ・リミテッド (Macquarie Group Limited)、ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド (National Australia Bank Limited)、スタンダード・チャータード・ピー・エル・シー (Standard Chartered PLC)、サンコープ・グループ・リミテッド (Suncorp Group Limited) およびウェストパック・バンキング・コーポレーション (Westpac Banking Corporation) で構成される。																		
2018年度付与分に対する絶対TSRパフォーマンス要件とは？	<table border="1"> <thead> <tr> <th>比較可能グループのTSRと比較した当グループのTSRが、</th><th>業績に基づく権利が確定する割合は、</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第50パーセンタイル値未満である場合</td><td>0%</td></tr> <tr> <td>第50パーセンタイル値以上だが第75パーセンタイル値未満である場合</td><td>50%をベースに、第50パーセンタイル値を1パーセンタイル上回るとに2%を加算</td></tr> <tr> <td>第75パーセンタイル値以上である場合</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table> CAGRを応用した絶対TSRは、ANZが最低限の成長水準を達成しまたは上回っているかに関する内部的な要件であり、取締役会が業績期間の期首に設定する。人事委員会は、該当年度の報酬に係る絶対TSRの目標値につき、取締役会に勧告して承認を求める。目標値を勧告する際、同委員会は、無リスク債券の利回り、市場平均に対するANZの株価変動の履歴および市場リスクプレミアムを含む諸要素を考慮する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>CAGRを応用した当グループの絶対TSRが、</th><th>業績に基づく権利が確定する割合は、</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%未満である場合</td><td>0%</td></tr> <tr> <td>10%である場合</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>10%以上だが15%未満である場合</td><td>50%から100%まで比例的・直線的に累増</td></tr> <tr> <td>15%以上である場合</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>	比較可能グループのTSRと比較した当グループのTSRが、	業績に基づく権利が確定する割合は、	第50パーセンタイル値未満である場合	0%	第50パーセンタイル値以上だが第75パーセンタイル値未満である場合	50%をベースに、第50パーセンタイル値を1パーセンタイル上回るとに2%を加算	第75パーセンタイル値以上である場合	100%	CAGRを応用した当グループの絶対TSRが、	業績に基づく権利が確定する割合は、	10%未満である場合	0%	10%である場合	50%	10%以上だが15%未満である場合	50%から100%まで比例的・直線的に累増	15%以上である場合	100%
比較可能グループのTSRと比較した当グループのTSRが、	業績に基づく権利が確定する割合は、																		
第50パーセンタイル値未満である場合	0%																		
第50パーセンタイル値以上だが第75パーセンタイル値未満である場合	50%をベースに、第50パーセンタイル値を1パーセンタイル上回るとに2%を加算																		
第75パーセンタイル値以上である場合	100%																		
CAGRを応用した当グループの絶対TSRが、	業績に基づく権利が確定する割合は、																		
10%未満である場合	0%																		
10%である場合	50%																		
10%以上だが15%未満である場合	50%から100%まで比例的・直線的に累増																		
15%以上である場合	100%																		
TSRパフォーマンスの計算方法は？	TSRを基準とする業績の計算において、当グループは、 90日期間の初日および最終日の価格の平均計算値を用いることで、株価変動の影響を緩和している。 - TSR要件に対するANZの業績の計算につき、外部機関（マーサー・コンサルティング（オーストラリア）Ptyリミテッド (Mercer Consulting (Australia) Pty Ltd)）のサービスを契約することで、独立的な評価を確保している。 - 業績は、3年の業績期間末に1回限りで、要件に照らして判定する。パフォーマンス要件に達しない場合、業績に基づく権利は失効する。																		
業績に基づく権利の数の計算方法は？	当グループが付与する業績に基づく権利の数は、額面価額（すなわち、割引なしの株価）に基づいて計算される。全部（100%）の権利が確定する場合の額面価額は、2つのトランシュに分かれる。各トランシュの価額を市場価格（業績期間の期首現在のANZ株式の5営業日VWAP）で割ることにより、当グループが各トランシュに設定する業績に基づく権利の数を求める。 業績に基づく権利は、開示を要する執行役員に対して11月に、CEOに対して12月に割り当てられる（株主承認を前提とする。）。																		
業績に基づく権利の費用計上方法は？	ANZは、専ら費用計上の目的上、業績に基づく権利の公正価値を独立的に測定するため外部専門家と契約している。 当該専門家は、業績の状況、株価の変動、商品の残存期間、配当の利回りおよび付与日の株価を含む諸要素を考慮する。																		

CR0の後渡し株式に対する権利

CR0は、その職務の独立性を保護し、組織全体にわたるリスク統制機能を果たす際の利益相反を最小化するため、業績に基づく権利に代えて後渡し株式に対する権利を取得する。

かかる後渡し株式に対する権利は、権利確定のための時的要件（3年間）を前提とする。後渡し株式に対する権利のCR0への割当数を算定する際に取締役会が援用する価額は、ASXで売買される当行株式の付与時点での額面価額（3年の後渡し期間にわたる配当を調整後）である。

4.3.4 後渡し報酬の下方修正—取締役会の裁量

当グループが支給するすべての後渡し報酬は、後渡し／支払留保報酬を下方修正する（ゼロまで減らすことを含む。）取締役会の継続的な裁量に服する。この裁量は、例えば、ANZの財務健全性を保護するためまたは不測もしくは不知の規制要件をみたすためにかかる調整が必要であると取締役会が考える場合や、または当該付与に正当性がなかったと取締役会が事後的に考える場合に行使されうる。

さらに、CEOおよび／または開示を要する執行役員が銀行役員説明責任制度（BEAR）に基づく説明義務を遵守していない場合、不遵守の度合いに応じてBEARが要求する額を当該者の後渡し報酬から減額する。

そのため、取締役会は、予定されたすべての後渡し報酬の引渡し前に、何らかの下方修正（または権利確定の来期以降への先延ばし）をすべきか否かを検討する。

2018年度中、CEOおよび開示を要する執行役員の後渡し報酬に下方修正は適用されなかった。

ただし、当年度業績に影響した重大／重要項目に連なる（多くの現経営陣の構成員にとっては就任前の）多くの事案に鑑み、取締役会は、経営陣の前構成員が保有する権利確定前の後渡し報酬に対して裁量を行行使し、下方修正を適用した。

5. 2018年度の査定

5.1 ANZIPの変動報酬資金プール

人事委員会は、各事業年度末に（リスク委員会および監査委員会からのインプットをもとに）当年度のANZIP変動報酬資金プールの総額を決定し、取締役会に勧告して承認を求める。

人事委員会は、2018年度の変動報酬資金プールの総額を以下のように決定した。

- ・ 当年度の経済的利益の比率（公表済みの事業売却、顧客救済、顧客関係の整理、ソフトウェアの加速償却、王立委員会への対応に係る法務費用および組織再編費用などの重大／重要項目を反映して、対前年で低下した。）に基づき、生成される資金プールの総額を吟味した。
- ・ 当年度の期首に設定された当グループの業績フレームワークに照らして、達成された成果を検討した。総合評価は目標未達（詳細は本章5.2を参照のこと。）であった。
- ・ その他のすべての要素（営業環境、財務余力および経営成績の質など）を考慮した。

ANZが王立委員会の調査に服する中で取り上げられた争点は、社会的イメージへの重大な影響を含め、当グループの業績の総合評価および2018年度の変動報酬資金プールの総額決定において特に考慮された。

これらすべてを考慮して、取締役会の決定により2018年度の変動報酬資金プールは大幅に減額された。資金プールは対前年で1億2,400万ドル減少し、これに伴い全執行役員（および従業員）の変動報酬の査定は大幅に引き下げられた。

5.2 2018事業年度の当グループの業績フレームワークに照らした評価

リスク	×	財務および引締め + 顧客 + 人材およびイメージ形成			=	グループ業績評価
総合的に調整 評価：目標並み		比重50% 評価：目標並み	比重25% 評価：目標並み	比重25% 評価：目標未達		総合評価の結果： 目標未達

業績フレームワーク：参照評価基準が提供する当グループの業績評価の概要

この業績フレームワークは、リスク、財務および引締め、顧客ならびに人材およびイメージ形成の区分にわたる年次の（良好な銀行経営に係る）業績指標および長期の（戦略性に係る）業績指標の両方を反映している。リスクの査定は評価において不可欠な部分であり、当グループの業績の総合評価に対する直接的な影響力（すなわち、乗数効果）をリスク評価に持たせることにより健全なリスク慣行を備えた安全な銀行作りへの重点的な取組みが補強されている。

以下の表は、主要な業績区分それぞれに総合評価を与えるために用いられる一部の参照評価基準の概要を示す。「+」は目標達成、「＝」は目標並み、および「－」は課題があることを示す。

参照評価基準	参照評価基準に照らした実績
リスク 総合評価：目標並み 困難な外部環境および規制状況にもかかわらず、主要リスク、管理、ガバナンスおよびコンプライアンスの指標は充足的であった。これには、当グループの以下の目標に沿って整備を進めている強力なリスク管理基盤が含まれる。 a. 銀行を良好に経営し、また当グループのリスク選好度、バランスシート、システム、手続きおよびカルチャーに強度、一貫性および適切なつながりをもたせるようにする。 b. あらゆる規制上の制限の中で常に安全な営業を行う。 c. ANZの商品、サービスおよび手続きが信頼できるものであり、かつ顧客にとって公正であるようにする。 リスクおよびコンプライアンスの重視ならびに適正なカルチャー作りに関する強力なリーダーシップがあり、また高い倫理基準を維持して公正で誠実に行為することが重点的に強調されている。ANZは、当グループの人材がより気軽にかつより安心して問題点や懸念を進言できるようにすること、およびそうすることの重要性を高めることを重視している。2018年度は、信用引当金が20年以上ぶりの低水準となり、損失比率は0.12%であった。低調な信用環境が作用する中、収益の折々の支出先やポートフォリオの大胆な再形成における経営陣の決定がこの査定に貢献した点は認識されなければならない。	
良好な銀行経営	
・ 反資金洗浄、顧客確認または制裁措置への重大な違反がない ・ 不適正監査事項の反復傾向をタイムリーかつ持続可能な方法で修正する ・ 当グループのリスク選好報告書上の主要な指標について計画外の重大な逸脱がない ・ リーダーがリスク管理について説明責任を果たしている	・ = 2018年度中に重大な違反はなかった。 ・ = 問題点をタイムリーかつ持続可能な方法で修正する経営陣の説明責任が発揮され、不適正監査事項が16%減少した。2018年度中、反復的に不適正と評価された監査事項は全監査事項の1%未満とわけて少なかった。 ・ = 重大な逸脱はなかった。 ・ - 「マイ・ボイス」というエンゲージメント調査で、「リーダーがリスク管理について説明責任を果たしている」に対する肯定的な回答が81%あったものの、目標をやや下回った。
戦略性	
・ 実用的なテクノロジーを計画どおり構築している	・ = リテール・クレジット・インフラストラクチャー関連プロジェクトが無事に完了し、また合理化による複数のモーゲージ・モデルの一本化にも進展があった。

参照評価基準	参照評価基準に照らした実績
財務および引締め 総合評価：目標並み 株主資本利益率などの財務指標の評価は、重大／重要項目⁽¹⁾の影響を含める場合と含めない場合の両査定を考慮している。費用査定は（重大／重要項目のため）目標未達であったものの、当グループは強固なバランスシートを維持し、当年度中の事業売却により当グループの複雑性を緩和した。株主総利回りは競合会社と比べて良好で、株主資本利益率は目標並みであった。内部資本の追加生成は力強さを維持した。資本、資本調達および流動性は引き続き規制上の下限を十分に上回った。	
良好な銀行経営	
収益性	
・営業費用の削減	・－ 重大／重要項目⁽¹⁾に伴い2017年度に対して3.1%増加したが、重大／重要項目⁽¹⁾を除く場合は1.5%の減少であった。
利回り	
・株主総利回り（TSR）の競合会社との比較 ・株主資本利益率（ROE）	・＝ 2018年度のTSRは0.6%－金融サービス競合会社および国内大手の中央値を上回っている。 ・＝ ROEは目標並みであった。ROE（継続事業）は11.0%であり、重大／重要項目⁽¹⁾を除く場合は11.8%であった。
バランスシートの健全性指標	
・普通株式等Tier 1（CET 1）資本および正味安定資金調達比率	・＋ 資金調達および流動性は良好に管理され、CET 1比率は規制要件を十分に上回る11.4%であった。ANZの追加資本形成は182ベース・ポイントとなり、これは過年度平均の154ベース・ポイントを裕に超えるものであった。正味資金調達比率は115%であった。
戦略性	
・当グループのテクノロジー見取図の簡素化および標準化 ・簡素化およびよりバランスの取れた銀行作りのための取引	・＝ ANZはテクノロジー・アーキテクチャを簡素化しており、その進捗は想定どおりである。 ・＋ 2018年度に公表した重要資産の売却には、富裕層オーストラリアの生命保険事業（チューリッヒへ）、富裕層オーストラリアのOne Path年金および投資事業／関連するディーラー・グループ（IOOFへ）、合併事業のANZロイヤル・バンク、OnePathライフ・ニュージーランドならびにパプア・ニューギニアのリテール、商業およびSME向けバンキング事業が含まれる。売却完了済みのものには、6か国のアジアリテール、フィリピンのメトロバンク・カード・コーポレーションへの投資持分ならびに中国の上海農村商業銀行への投資持分が含まれる。

(1) 重大／重要項目には、公表した事業売却、顧客救済、ソフトウェア資産の加速償却、王立委員会への対応に係る法務費用および組織再編費用が含まれる。

参照評価基準	参照評価基準に照らした実績
顧客 総合評価：目標並み ANZは当年度も顧客体験を改善し続け、顧客満足度／リレーションシップ強度の主要な調査で金融機関を代表する際立った成果を収めた。不十分なオーストラリアのネット・プロモーター・スコア（NPS） ⁽²⁾ は、最高値を更新したニュージーランド・リテールのNPSおよび当グループ全体におよぶ顧客向けデジタル・エンゲージメントの強化により埋め合わされた。ANZアプリは引き続きアップル・ストアの上位ランクのバンキング・アプリであり、約150,000件のレビューが付いている。当年度中、当グループは王立委員会から大きな影響を受け、ANZはすべての利害関係人の信頼に応える銀行を構築すべく早急に変革を進めている。	
良好な銀行経営	
擁護者としての顧客	
・ ネット・プロモーター・スコア（NPS）⁽²⁾を改善する ・ 関連する法人および機関顧客の満足度／リレーションシップ強度指数のポジションを維持または改善する	・ + ニュージーランドのNPSが最高値を更新し、オーストラリアのリテール・スコアで小幅な改善があった。 ・ - ビジネスとリテール・バンキングは不十分な評価結果であった。 ・ = 以下の評価結果により裏付けられる力強い実績：ピーター・リー・アソシエイツ⁽³⁾から、大手銀行のオーストラリア（2003年以来の大差での勝利）およびニュージーランドにおける市場シェアで第1位と、オーストラリア（全銀行の歴代スコアに照らして最高スコア）およびニュージーランドにおけるリレーションシップ強度指数で第1位を獲得し、またグリニッチ・アソシエイツ⁽⁴⁾からアジアのリーディング・コーポレート銀行で第4位を獲得した。
デジタル・オフファリングの改善	
・ デジタル・ソリューションを展開することで、サービス利用または購入においてデジタル方式を選択する顧客の比率を増やす	・ - デジタル・ソリューションを活用する顧客は対前年で増加したものの、設定された目標をやや下回った。
戦略性	
将来設計	
・ 顧客の定着に寄与および増加をもたらす新しい顧客生態系を構築および展開する ・ リレーションシップを強化しリスク管理を改善するため、当グループの情報資産を整備する ・ 継続的なイノベーションをもたらし顧客体験を改善する支払プラットフォームを構築する	・ = 当グループの顧客にとって最良の銀行および体験を作り出すための大がかりな取り組み／プロジェクトとともに、事業は軌道に乗っている。300万件の中小および機関顧客向けに新支払プラットフォームを展開：39のデジタル支店の開設によりデジタル・チャネルを改善し、ANZ ATMからのモバイル機器を使った現金引出しをオーストラリアで初めて導入し、モバイル支払のリーダーシップを維持した。

- (2) NPSは顧客ロイヤルティの測定手法であり、企業のブランド、商品またはサービスを評価するために世界的に用いられている。Net Promoter®およびNPS®はベイン・アンド・カンパニー、サトメトリックス・システムズおよびフレッド・ライクヘルドの登録商標であり、ネット・プロモーター・スコアおよびネット・プロモーター・システムはこれらの商標である。
- (3) ピーター・リー・アソシエイツの2018年ラージ・コーポレート・アンド・インスティテューショナル・リレーションシップ・バンキング調査（オーストラリアおよびニュージーランド）。
- (4) グリニッチ・アソシエイツの2017年アジア・ラージ・コーポレート・バンキング・スタディー（ANZは2016年および2017年で第4位）。

参照評価基準	参照評価基準に照らした実績
人材およびイメージ形成	
総合評価：目標未達	
デジタル能力の形成およびリーダー層への女性登用数の増加で力強い進捗があった。これは、従業員エンゲージメント・スコアが目標未達に落ち込んだこと、およびANZの業界における地位が王立委員会で集中的に取り上げられた当グループの不当行為に起因する重大な業界懸念により影響を受けたことにより相殺された。	
良好な銀行経営	
当グループの労働力の多様化	
・リーダー層への女性登用数を伸ばす	・＝ 対前年で0.9%増加し、32%となった（高く掲げた32.1%の目標は0.1%下回った。）。。
・個々人の違いに対してオープンで受容的な環境	・＝ 従業員向けの「マイ・ボイス」調査で90%超のハイスコアを維持した。
当グループの人材への働きかけ	
・従業員エンゲージメントを大幅に向上させる	・－ 2018年度のエンゲージメント・スコアは73%で、2017年度の「パルス」サーベイ（当グループ職員の小規模サンプルを対象とした意識調査）より1%増えたが、2016年度（全職員を対象）の74%よりは1%低かった。現在の営業環境や進めている大改革を考慮すれば底堅い結果であった。
持続可能性	
・グラスドア ⁽⁵⁾ の優良雇用先格付け	・＝ 2017年のスコアが改善し、目標の3.7を獲得した
・ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス（DJSI）で強固な実績を維持する	・＝ DJSIの評価は83に下がったが、オーストラリアの銀行ではANZがトップだった。
・企業信頼感指数（CCI）	・＝ CCIの成績はANZに機密扱いで提供されているが、ANZとしては目標に沿ったスコアと評価している。
戦略性	
人材およびイメージ形成	
・中核的なデジタル能力の分野で人材を育て集める	・＝ デジタルやテクノロジーなどの分野で人材を集めて継続雇用しており、また組織全体でより広く新しい技能を構築する作業に着手している。
・高価値で新しい仕様やサービスをより早く当グループの顧客に提供する新しい業務手法を導入し定着させる	・＝ オーストラリアおよびテクノロジーの部門で、新しい業務手法の実務展開が順調に進捗している。
・イメージを立て直す	・－ 王立委員会で集中的に取り上げられた不当行為に起因する重大な業界懸念により、ANZの業界における地位は影響を受けた。すべての利害関係人の信頼と尊敬に値する銀行を構築するため、早急に変革に取り組んでいる。

(5) グラスドアは、従業員および元従業員が匿名で会社および経営陣を評価するウェブサイトである。

5.3 ANZの業績査定

2014年度から2018年度のANZの財務実績

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
法定利益（百万ドル）	7,271	7,493	5,709	6,406	6,400
現金利益（百万ドル、未監査）	7,117	7,216	5,889	6,938	5,805
現金利益－継続事業（百万ドル、未監査） ⁽¹⁾	7,117	7,216	5,889	6,809	6,487
キャッシュ株主資本利益率（ROE）（％）－継続事業（未監査） ⁽¹⁾	15.4%	14.0%	10.3%	11.7%	11.0%
キャッシュ1株当たり利益（EPS）－継続事業（未監査） ⁽¹⁾	260.3	260.3	202.6	232.7	223.4
9月30日現在の株価（ドル） （2013年10月1日の始値は30.75ドル）	30.92	27.08	27.63	29.60	28.18
配当金総額（1株当たりセント）	178	181	160	160	160
株主総利回り（12か月、％）	5.9	-7.5	9.2	13.1	0.6

(1) 継続事業による現金利益は2017年度および2018年度のために表示しており、それより前の年度については修正再表示を行っていない。

当グループは、当グループの継続的事业活動の業績の評価基準として現金利益を用いており、これにより過去の期間および競争する機関と対照して当グループおよび業績別の業績を評価するための基礎を提供している。

当グループは、非中核項目の法定利益を調整して現金利益を計算している。現金利益は監査対象とされていないが、外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で規則的調整が決定されている旨を監査委員会に通知している。

ANZIP変動報酬資金プールの総額設定においては、現金利益および経済的利益の両方が考慮される。経済的利益が経済循環に伴う信用損失を考慮している点は重要である。

継続事業による現金利益は、OnePathの年金および投資事業ならびに関連するディーラー・グループならびに当グループのオーストラリア保険事業で構成される非継続事業の影響を除いた当グループの現金利益を表す。かかる事業は2018年度では非継続に分類されており、上記の表では2017年度の経営成績のみが修正再表示されている。

ANZのTSRパフォーマンス（1－10年）

以下の表は、1年から10年の期間にわたり、ANZのTSRパフォーマンスを、選定金融サービス（SFS）比較可能グループのTSR中央値および業績に基づく権利のTSR上位25%層のTSRと対照している。ANZのTSRパフォーマンスは、2018年9月30日までの1年間、3年間および10年間でSFS比較可能グループのTSR中央値を上回り、5年間では中央値を下回った。

	2018年9月30日までの年数			
	1年	3年	5年	10年
ANZ	0.6%	22.4%	21.6%	161.6%
SFSのTSR中央値	-1.5%	16.0%	42.5%	121.3%
SFS上位25%のTSR	17.2%	38.6%	51.4%	177.0%

5.4 CEOおよび開示を要する執行役員の報酬査定

取締役会は、各年度の始期に、CEOおよび開示を要する執行役員に対して挑戦的だが達成可能な業績目標を設定する。執行役員がグループおよび個人のレベルで（ANZの価値観（姿勢）およびリスク／コンプライアンス基準を考慮したうえで）目標とする業績を達成した場合、変動報酬の支給額も目標に近いものとなる可能性が高い。

年度末に、各執行役員の業績が、各自の年度目標に照らして、リスク／コンプライアンス基準およびANZの価値観（姿勢）の体現も勘案したうえで評価される。CEOは、開示を要する執行役員の業績を評価し、人事委員会に勧告する。人事委員会は、CEOの業績を評価する。これらを経て、人事委員会はCEOおよび開示を要する執行役員の両方の業績および報酬査定について取締役会に勧告する。

2018年度に、取締役会はCEOおよび開示を要する執行役員の固定報酬を見直した。2018年度の変更点は、アレクシス・ジョージが富裕層オーストラリア担当グループ執行役員との兼務で副CEOにも就任したことに伴う調整のみであった。

取締役会は、CEOおよび開示を要する執行役員の2018年度の変動報酬査定を承認した。その過程で、取締役会は、個人、事業および当グループ全体の業績ならびに株主体験を考慮した。

- **CEO：**2018年度のCEOの変動報酬は目標比で75%の支給となり、これには年間変動報酬および長期変動報酬の両方が含まれる。

CEOには2018年度に目標比で83%（上限比で56%）の年間変動報酬が支給され、これは同氏の目標および当グループ全体の業績を反映したものである。2018年度の長期変動報酬案は目標比で67%とされ、年間変動報酬にとどまらずこちらも減額となったのは、王立委員会で取り上げられた争点に関する職務遂行上の問題および社会的イメージの低下を重く受け止めたためである。140万ドル／280万ドルの長期変動報酬（業績に基づく権利の最小部分／全部が確定する場合の額面価額）案は、2018年度の年次株主総会における株主承認を前提とする。

- **開示を要する執行役員：**開示を要する現職執行役員の平均変動報酬は目標比で78%（上限比で53%）である。目標を大きく下回っており、ANZIP変動報酬資金プールの大幅な減額と連動している。すべての執行役員が目標未達であり、個人レベルにおいては目標比60%から91%の幅で大きく差別化されている。異なる査定には、異なる分野／個人の相対的な業績が反映され、変動報酬のリスク性が表れ、また2018事業年度のANZおよび個人の両レベルにおける業績と報酬の明確な連動性が表れている。

変動報酬の支払い／付与は、2018年の11月／12月に行われる。変動報酬の大部分は後渡しであり、権利確定前の任意の時期に下方修正を適用する取締役会の裁量に服し続ける。また、2018年度の変動報酬のうち業績に基づく権利として支給される部分が実際に権利確定するか否かは、事業計画サイクルに合わせた3年の業績期間におけるANZのTSRパフォーマンスにかかっている。

報酬支給額の対前年比較

以下の表は、CEOおよび開示を要する現職執行役員に対して2017年度および2018年度の業績期間に支給された報酬の対前年比較を表す。

アレクシス・ジョージに関する対前年の差額は、2017年度は主要経営陣として在職していたこと、および2018年度に固定報酬が調整されたことを反映している。デービッド・ヒスコに関する対前年差額は、ニュージーランド・ドルをドルに換算する際の為替レート差を反映している。

事業年度		固定報酬	支給された 変動報酬 ⁽¹⁾	支給された 報酬合計 ⁽¹⁾
		(単位：ドル)		
CEOおよび開示を要する現職執行役員				
S.エリオット	2018	2,100,000	3,150,000	5,250,000
	2017	2,100,000	4,100,000	6,200,000
M.カーネギー	2018	1,000,000	1,600,000	2,600,000
	2017	1,000,000	1,700,000	2,700,000
K.コバリー	2018（在任6.5か月）	486,000	499,500	985,500
A.ジョージ	2018（12か月のうち 4.5か月は副CEOとして）	876,000	1,075,000	1,951,000
	2017（在任10か月）	664,000	913,000	1,577,000
D.ヒスコ	2018	1,170,713	1,952,719	3,123,432
	2017	1,195,013	2,200,550	3,395,563
M.ジャブルコ	2018	1,000,000	1,750,000	2,750,000
	2017	1,000,000	2,240,000	3,240,000
F.オールソン	2018	1,000,000	1,200,000	2,200,000
	2017	1,000,000	1,620,000	2,620,000
M.ウィーラン	2018	1,200,000	2,175,000	3,375,000
	2017	1,200,000	3,275,000	4,475,000

(1) 業績に基づく権利の最小権利確定時の額面価額。

この表は、オーストラリア会計基準に準拠して権利確定済みおよび権利確定前の両報酬に係る会計費用を表示する法定報酬表を補足するものであり、法定報酬表とは異なる。

支給された2018年度の変動報酬の詳細な内訳は、次に記載される。

支給された2018年度の変動報酬

以下の表は、2018年9月30日終了年度にCEOおよび開示を要する現職執行役員に対して支給された変動報酬、ならびにその目標機会および上限機会に対する比率を表す。

CEOおよび開示を要する現職執行役員に対して支給された平均変動報酬は目標比で78%（上限比で53%）であり、ANZの総合業績評価およびANZIP変動報酬資金プール全体への影響を適切に反映している。

当年度は現金部分のみが受領される。後渡し株式は4年をかけて均等割りで権利が確定していく。業績に基づく権利は3年後の判定時にパフォーマンス要件に照らして権利が確定する可能性があるが、確定しない可能性もある。

			目標機会	上限機会
S. エリオット	変動報酬 ⁽¹⁾ \$3,150,000 (目標比75% 上限比80%)	= \$875,000 + \$875,000 + \$1,400,000		
M. カーネギー	変動報酬 \$1,600,000 (目標比80% 上限比53%)	= \$528,000 + \$528,000 + \$544,000		
K. コバリー ⁽³⁾	変動報酬 \$499,500 (目標比80% 上限比55%)	= \$164,835 + \$164,835 + \$169,830		
A. ジョージ	変動報酬 \$1,075,000 (目標比81% 上限比41%)	= \$354,750 + \$354,750 + \$365,500		
D. ヒスコ	変動報酬 \$1,952,719 (目標比80% 上限比58%)	= \$644,397 + \$644,397 + \$663,925		
M. ジャブルコ	変動報酬 \$1,750,000 (目標比80% 上限比58%)	= \$577,500 + \$577,500 + \$595,000		
F. オールソン	変動報酬 \$1,200,000 (目標比80% 上限比40%)	= \$396,000 + \$396,000 + \$408,000		
M. ウィーラン	変動報酬 \$2,175,000 (目標比81% 上限比60%)	= \$717,750 + \$717,750 + \$739,500		

現金 後渡し株式および後渡し株式の権利 業績に基づく権利の最小権利確定時の額面価額

- (1) CEOの変動報酬 = 年間変動報酬 + 長期変動報酬（長期変動報酬は、2018年度の年次株主総会における株主承認を前提とする。）
- (2) CEOの上限比 = 年間変動報酬の目標と長期変動報酬の目標（最小権利確定時の額面価額）の和の150%。CEOに関しては、長期変動報酬の上限が存在しないため上限機会の矢印は基準にならない。
- (3) 開示を要する執行役員に就任した後の報酬を開示している。CROは、業績に基づく権利に代えて後渡し株式の権利を受領している。
- (4) 業績に基づく権利の全部が確定する場合、額面価額はこれの2倍となる。

受領された2018年度の報酬実額

以下の表は、CEOおよび開示を要する現職執行役員が、現金または過去のエクイティ報酬のうち2018年度に権利が確定した価額として実際に受領した、2018年度の業績期間に関する報酬額を示す。右端の列はまた、2018年度に失効した過去のエクイティ報酬（これらの報酬は、2014年度の業績に基づく権利のうち2017年11月の判定時にパフォーマンス要件をみたさなかったものを反映する。）の価額を示す。

現金以外の部分は後渡しであり、将来の権利確定の有無が未定であるため、以下の表には2018年度の変動報酬のうち現金部分のみが表示されている。

	固定報酬	現金による 変動報酬	現金総額	当年度中に 権利確定し た後渡し 変動報酬 ⁽¹⁾	当年度中に 権利確定し たその他の 変動報酬 ⁽¹⁾	受領した 報酬の実額	当年度中に 失効／失権 した後渡し 変動報酬 ⁽¹⁾
(単位：ドル)							
CEOおよび開示を要する現職執行役員							
S. エリオット	2,100,000	875,000	2,975,000	874,666	-	3,849,666	(1,582,649)
M. カーネギー ⁽²⁾	1,000,000	528,000	1,528,000	34,610	1,481,009	3,043,619	-
K. コバリー ⁽³⁾	486,000	164,835	650,835	-	-	650,835	-
A. ジョージ ⁽⁴⁾	876,000	354,750	1,230,750	334,044	250,000	1,814,794	(153,292)
D. ヒスコ ⁽⁵⁾	1,170,713	644,397	1,815,110	864,274	-	2,679,384	(1,383,354)
M. ジャブルコ ⁽⁶⁾	1,000,000	577,500	1,577,500	34,610	428,084	2,040,194	-
F. オールソン	1,000,000	396,000	1,396,000	597,403	-	1,993,403	(404,809)
M. ウィーラン	1,200,000	717,750	1,917,750	856,454	-	2,774,204	(395,655)

- (1) 株式／株式の権利および／または業績に基づく権利として付与された過去の後渡し報酬の一時点における価額は、権利が確定する日または失効／失権する日にオーストラリア証券取引所（ASX）で売買される当行株式の1日VWAP（出来高加重平均価格）に、株式／株式の権利および／または業績に基づく権利の数に乗じたものに基づく。後渡し現金として支払われた額は、その価額で開示される。失効／失権額は、当グループが2014年11月に付与し、パフォーマンス要件をみたさなかったために失効した業績に基づく権利に係る。
- (2) M. カーネギーに関するその他の後渡し報酬は、放棄されたボーナス機会および失権した後渡し報酬（以前に開示済み）の補償に係る。
- (3) 開示を要する執行役員に（2018年3月19日付で）就任した後の報酬を開示している。
- (4) A. ジョージの固定報酬は、同氏が2018年5月に富裕層オーストラリア担当グループ執行役員との兼務で副CEOに就任した際に調整された。2017年度に開示したとおり、グループ経営委員への指名前のA. ジョージの役職に関連して、取締役会は2016年7月に現金による500,000ドルの残留報酬（2017年6月（250,000ドル）および2017年12月（250,000ドル）に分けて権利が確定する。）を承認した。
- (5) ニュージーランド・ドルで支払われ、ドルに換算されている。
- (6) M. ジャブルコに関するその他の後渡し報酬は、放棄されたボーナス機会および失権した後渡し報酬（以前に開示済み）の補償に係る。

この表は、オーストラリア会計基準に準拠して権利確定済みおよび権利確定前の両報酬に係る会計費用を表示する法定報酬表を補足するものであり、法定報酬表とは異なる。

[次へ](#)

2018年度の法定報酬—CEOおよび開示を要する執行役員—

以下の表は、オーストラリア会計基準に準拠して開示された法定報酬表の一覧である。同表は、支給された固定報酬（現金および退職年金拠出金）ならびに2018年度の変動報酬のうち現金部分も表示しているが、2018年度に現実に支給または受領された変動報酬（これより前のページに表示済み）は表示しておらず、これに代えて按分償却された当年度分の後渡し報酬（前年支給分を含む。）の会計価値を表示している。

長 期 従 業 員 給 付														
短期従業員給付					退職後			株式ベースの報酬 ⁽⁷⁾						
償却価値合計														
その他の エクイ ティ														
変動報酬														
割当て ⁽⁴⁾														
事業 年度	現金 給与 ⁽¹⁾	非貨幣 給付 ⁽²⁾	現金による インセンテ ィブ合計 ⁽³⁾	その他 現金 ⁽⁴⁾	退職年 金 拠出金 (5)	当年度 中に 発生し た 退職給 付 ⁽⁶⁾	当年度 中に 発生し た 長期勤 続 休暇	業績に 基づく権利				退任 給付金 ⁽⁸⁾		報酬合計
								株式	株式の権利	業績に 基づく権利	株式	給付金 ⁽⁸⁾	報酬合計	
(単位：ドル)														
CEOおよび開示を要する現職執行役員														
S. エリ オット	2018	2,079,831	17,321	875,000	-	20,169	-	31,819	1,023,295	-	1,597,860	-	-	5,645,295
	2017	2,080,276	16,995	1,000,000	-	19,724	-	31,819	1,105,401	-	1,380,645	-	-	5,634,860
M. カー ネギー (9)	2018	979,831	29,254	528,000	-	20,669	-	15,152	366,123	-	282,708	353,951	-	2,575,688
	2017	980,776	29,920	561,000	100,000	19,724	-	15,152	225,446	-	177,089	2,794,880	-	4,903,987
K. コバ ー (10)	2018	472,582	6,383	164,835	-	10,145	-	24,255	172,709	40,943	33,129	118,316	-	1,043,297
A. ジョー ジ ⁽¹¹⁾	2018	843,584	40,254	354,750	250,000	20,669	-	26,767	308,376	-	194,781	-	-	2,039,181
	2017	657,308	22,468	301,290	250,000	15,320	-	15,405	262,448	-	120,594	-	-	1,644,833
D. ヒス コ ⁽¹²⁾ (13)	2018	1,168,324	464,599	644,397	-	2,389	2,305	3,782	-	589,413	651,112	475	-	3,526,796
	2017	1,195,013	465,103	726,181	-	-	7,636	21,319	-	669,039	757,389	533	-	3,842,213
M. ジャ ブルコ (14)	2018	979,831	15,341	577,500	-	20,669	-	15,152	436,228	-	331,802	323,545	-	2,700,068
	2017	980,276	15,515	739,200	268,082	20,224	-	15,152	281,374	-	221,998	952,292	-	3,494,113
F. オー ルソン (13)	2018	979,831	31,668	396,000	-	20,169	-	15,152	283,517	127,777	341,086	284	-	2,195,484
	2017	980,276	46,848	534,600	-	19,724	-	15,152	162,978	299,530	331,818	533	-	2,391,459
M. ウィー ラン	2018	1,179,831	11,821	717,750	-	20,169	-	18,182	730,160	-	723,576	-	-	3,401,489
	2017	1,180,276	11,995	1,080,750	-	19,724	-	18,182	827,073	-	661,203	-	-	3,799,203
開示を要する前職執行役員														
G. ホジ ズ ⁽¹⁵⁾	2018	1,029,831	20,861	264,000	-	20,169	-	-	245,423	773,203	228,378	-	261,623	2,843,488
	2017	1,030,276	17,753	732,600	-	19,724	4,565	15,910	554,318	-	610,999	-	-	2,986,145

N. ウィ リアム ズ ⁽¹⁶⁾														
	2018	1,449,515	52,472	-	-	21,985	-	-	-236,591	-	-	192,380	348,538	
	2017	1,330,276	19,359	627,000	-	19,724	5,870	20,455	600,960	867,287	-	-	- 3,490,931	

- (1) 現金給与には、ANZのライフスタイル休暇制度の利用を反映するために必要な一切の調整額が含まれる。
- (2) 非貨幣給付は一般に、駐車、税務サービス、会社払いの転居関連費用、再就職支援サービスおよび開示を要する前職執行役員がANZ離職時に収受したギフトなど、会社負担の手当（付加給付税を含む。）で構成される。
- (3) 現金によるインセンティブ合計は、現金部分のみに関係する。年間変動報酬／変動報酬の後渡し部分に関係する償却は株式に基づく報酬に含まれ、権利確定期間にわたって償却されている。年間変動報酬／変動報酬はすべて2018年10月24日に取締役会により承認された。2017年度および2018年度に支給された年間変動報酬／変動報酬の現金部分はすべて、関連する年度中に開示を要する執行役員に対して権利が確定した。
- (4) その他現金およびその他のエクイティ割当ては、放棄されたボーナス機会および失権した後渡し報酬の補償、残留報酬ならびに従業員株式オファーに関連して受領された株式などの雇用上の取決めに関係する。詳細は該当する各執行役員に関する個別の注記を参照のこと。
- (5) オーストラリアに拠点を置くすべての執行役員について、2018年度および2017年度の退職年金拠出金は退職年金保証拠出（上限拠出基準額に基づく。）を反映している。2017年度の報酬報告では、退職年金拠出金は現金給与の9.5%の退職年金保証拠出を反映しており、各人はこの拠出を退職年金に充てるか、または一部を退職年金に充てつつ一部を現金給与として受け取るかを選択することができた。2018年8月31日からD.ヒスコがキウィセーバー（KiwiSaver）への退職年金拠出を開始し、ANZは加入者拠出と折半で雇用者拠出（雇用者退職年金拠出税を控除後の給与支払総額の4%を上限とする。）を負担している。
- (6) 退職手当に関連して発生した額。1992年11月以前にANZに雇用されたため、D.ヒスコ、G.ホジズおよびN.ウィリアムズは、定年退職、人員削減、死亡、または疾病、就労不能もしくは家庭の事情による辞任により退職手当を受け取る権利を有していた。退職手当は、確定している名目給与（固定報酬の65%に相当）の3か月分に、常勤であった（10年目を超える）各年について名目給与の3%を加え、長期勤続休暇（取得済みおよび未取得を含む。）の発生分の価値の合計を差し引いたものとして計算される。
- (7) AASB第2号（株式に基づく支払い）が要求するとおり、償却価値は、事業年度の開始時に完全には権利確定していなかったすべてのエクイティの（市場関連の権利確定条件を考慮した）公正価値の割合部分を含む。公正価値は付与日に決定され、関連する権利確定期間において定額法で割り当てられる。報酬として含まれる金額は、エクイティの権利が行使可能となった場合に執行役員が最終的に収受する換価利益（もしあれば）と関係なく、またそれを示唆するものでもない。
- (8) 退任給付金には、退任時に支払われる発生済み年次休暇、長期勤続休暇および退職手当に対する支払いが反映されている。
- (9) M.カーネギーに関するその他現金およびその他のエクイティ割当ては、放棄されたボーナス機会および失権した後渡し報酬（以前に開示済み）の補償に関係する。
- (10) K.コバリーは2018年3月19日に開示を要する執行役員に就任した。そのため、同氏の2018年度の報酬は、勤務年の一部を反映したものとなっている。グループ経営委員会に指名される前のK.コバリーの役職に関連して、取締役会は2016年7月にエクイティによる600,000ドルの残留報酬（2019年8月に権利が確定する。）を承認した。
- (11) A.ジョージは2016年12月1日に開示を要する執行役員に就任した。そのため、同氏の2018年度の報酬は、勤務年の一部を反映したものとなっている。A.ジョージの固定報酬は、同氏が2018年5月に富裕層オーストラリア担当グループ執行役員との兼務で副CEOに就任した際に調整された。2017年度に開示したとおり、グループ経営委員に指名される前のA.ジョージの役職に関連して、取締役会は2016年7月に現金による500,000ドルの残留報酬（2017年6月（250,000ドル）および2017年12月（250,000ドル）に分けて権利が確定する。）を承認した。
- (12) D.ヒスコの固定報酬はニュージーランド・ドルで支払われ、ドルに換算されている。現金給与、退職給付の発生額および長期勤続休暇の発生額の対前年の差額は、為替レートの変動に関係する。
- (13) 2016年度にD.ヒスコおよびF.オールソンは、ならびに2018年度にD.ヒスコは、従業員株式オファーに関連して2016年度に株式を受け取る資格があった。当該オファーは、適格従業員に対して、取締役会の承認を前提に事業年度ごとにANZ株式を付与するものである。従業員持株およびオプション制度の詳細は、「第6 経理の状況－1 財務書類－（1）連結財務書類」の2017年度連結財務書類の注記31（従業員持株およびオプション制度）を参照のこと。
- (14) M.ジャブルコに関するその他現金およびその他のエクイティ割当ては、放棄されたボーナス機会および失権した後渡し報酬（以前に開示済み）の補償に関係する。
- (15) G.ホジズは2018年5月13日に退任し、2018年9月30日に雇用関係を終了した。法定報酬表は同氏の雇用関係終了日までの報酬を反映している（同氏の2018年度の年間固定報酬は105万ドルのまま不変であった。）。株式に基づく支払いには、権利確定前の後渡し報酬に関する退職時の費用処理（退職時の放棄に係る払戻金を含む。）が含まれる。2018年度について、G.ホジズの変動報酬は800,000ドルであり、そのうち264,000ドルが現金で、および264,000ドルが4年をかけて均等割り後渡しされる株主の権利として支給された。業績に基づく権利は退職時に放棄されたため付与されない。
- (16) N.ウィリアムズは2018年3月30日に退任し、2018年11月2日に雇用関係を終了した。法定報酬表は雇用関係終了日までの報酬を反映している（同氏の2018年度の年間固定報酬は135万ドルのまま不変であった。）。株式に基づく支払いには、権利確定前の後渡し報酬に関する退職時の費用処理（退職時の放棄に係る払戻金を含む。）が含まれる。

[前へ](#)[次へ](#)

5.5 業績に基づく権利の確定実績

CEOおよび開示を要する執行役員（CROを除く。）に対して2014年11月に付与された業績に基づく権利は、2017年11月にその業績期間の終期を迎えた。

要件	付与日	行使可能初日	ANZの 3年TSR	3年TSRの 中央値	権利 確定率	査定結果
相対TSR－選定金融サー ビスに基づく比較可能 グループ	2014年11月21日	2017年11月20日	9.39%	16.67%	0%	業績に基づく 権利は失効
相対TSR－ASX 50に基づ く比較可能グループ	2014年11月21日	2017年11月20日	9.39%	25.79%	0%	業績に基づく 権利は失効

当グループが2015年終盤に付与した業績に基づく権利は、2018年11月に要件に照らして判定して権利確定の有無を決める。

6. 非執行取締役（NED）の報酬

取締役会は、非執行取締役の2018年度の報酬を検討し、本年度も引き上げないことを決定した（2016年度から不変）。

NEDは変動報酬を受領しないが、取締役会は、王立委員会で強調された不当行為についての一定の責任をNEDも共同で負担することが適切であると認めている。その結果、2018年度に取締役役に在任していたNEDは、2019年度の報酬について20%の減額（会長報酬を825,000ドルから660,000ドル、および取締役報酬を240,000ドルから192,000ドルに20%減額する。）に同意した。

NEDは、取締役としての基本報酬、および取締役会委員会の委員長または委員としての追加報酬を受ける。取締役会会長は、取締役会委員会の業務について追加報酬を受けない。

取締役および委員としての報酬を設定する際、取締役会は、一般的な業界慣行、コーポレート・ガバナンスの最善の原則、NEDの役職に伴う責任およびリスク、当グループおよび当行の課題に対してNEDに期待される時間的関与、ならびに比較可能な会社のNEDに支払われる報酬を考慮する。

ANZは、NEDの報酬を、時価総額が近いオーストラリア上場会社のうち特に大手金融サービス機関に絞った比較可能グループと比較している。規模、業務の性質およびNEDの稼働時間が近似することを前提に、これが適切なグループと考えられる。

NEDの独立性および不偏性を維持するため、

- ・ NEDの報酬は、当グループの業績と連動しない。
- ・ NEDは、当グループの変動報酬の取決めに關して参加資格を有しない。

現行のNEDの報酬資金プール総額は400万ドルであり、2012年度の年次株主総会で株主から承認を受けた。退職年金拠出金を含むNED報酬の年間総額は、この合意に基づく上限の範囲内に収まっている。

以下の表は、2018年度のNEDの報酬方針の構成を示す。

	取締役会 ⁽¹⁾	監査 委員会 ⁽²⁾	リスク 委員会 ⁽²⁾	人事 委員会 ⁽²⁾	デジタル事業 および技術 委員会 ⁽²⁾	倫理、環境、社会 およびガバナンス 委員会 ⁽²⁾
	(単位：ドル)					
会長報酬・委員長報酬	825,000	65,000	62,000	57,000	35,000	35,000
取締役基本報酬・委員報酬	240,000	32,500	31,000	29,000	15,000	15,000

(1) 退職年金を含む。

(2) 取締役会会長は取締役会委員会の委員としての追加報酬を受けない。

当グループは、NEDにANZ株式の保有を要求している

NEDは、以下を要求される。

- ・ 任命から5年にわたり、NEDの取締役としての報酬の100%（議長は200%）相当額まで株式を積み増すこと。
- ・ ANZの取締役である間は、かかる持株を維持すること。

すべてのNEDが、最小持株要件をみたすか、または過去5年以内に任命された者については要件の具備に向けて順調に進捗している。

2018年度の法定報酬－NED

	事業年度	短期NED手当	退職後	報酬総額 ⁽²⁾
		報酬 ⁽¹⁾	退職年金拠出金 ⁽¹⁾	
		(単位：ドル)		
現職の非執行取締役				
D.ゴンスキー	2018	804,831	20,169	825,000
	2017	805,276	19,724	825,000
I.アトラス	2018	324,331	20,169	344,500
	2017	317,776	19,724	337,500
P.ドワイヤー	2018	344,831	20,169	365,000
	2017	345,276	19,724	365,000
J.ハルトン ⁽³⁾	2018	277,567	20,169	297,736
	2017	241,063	18,894	259,957
J.キー ⁽⁴⁾	2018	148,546	11,996	160,542
H.リー	2018	314,831	20,169	335,000
	2017	315,276	19,724	335,000
G.リーベルト	2018	345,858	20,169	366,027
	2017	343,151	19,724	362,875
J.マクファーレン	2018	298,331	20,169	318,500
	2017	298,776	19,724	318,500
前職の非執行取締役				
I.マクファーレン ⁽⁵⁾				
	2017	68,225	4,904	73,129
非執行取締役全員の合計	2018	2,859,126	153,179	3,012,305
	2017	2,734,819	142,142	2,876,961

(1) 対前年の報酬の差額は、委員会のメンバー変更および退職年金拠出金の上限基準額の変更に関連する。

(2) 長期手当および株式ベースの支払いは、非執行取締役には適用されない。非執行取締役に対する非貨幣給付または退任給付金は、2017年と2018年の両年度ともなかった。

(3) J. ハルトンは2016年10月21日に非執行取締役に就任したため、2017年度の報酬は、勤続年の一部分を反映したものとなっている。

(4) J. キーは2018年2月28日にオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッドの非執行取締役に就任した。そのため、2018年度の報酬は勤務年の一部を反映したものとなっている。2018年度の他にも、2017年10月18日からANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの非執行取締役を務めている関係で、J. キーは2017年12月31日まで同社の非執行取締役として、および2018年1月1日以降は同社の会長として合計302,925ニュージーランドドルを受け取っている。

(5) I. マクファーレンは2016年12月16日付でNEDを退任し、そのため2017年度の報酬は退任日までの勤務年の一部を反映したものとなっている。

[前へ](#)

[次へ](#)

7. 報酬ガバナンス

7.1 人事（HR）委員会

役割：人事委員会は、報酬およびその他の人事事項について取締役会を補佐する。当グループの報酬方針および慣行を検討し、また市場慣行ならびにオーストラリア内外の規制上およびコンプライアンス上の要件も監視する。

人事委員会は、事業の業績、リスク管理および報酬の間の事業戦略に即した関係性を強く重視し、リスク委員会および監査委員会からのインプットを適宜求めている。当年度中、人事委員会は8回の会議をもち、以下を含む事項について検討および承認または取締役会への勧告を行った。

- ・ ANZの報酬方針の対象となるCEOおよびその他の主要執行役員（報酬報告における開示対象者より広義）の報酬ならびにNEDの報酬
- ・ ANZIPなどの重要な変動報酬プランの設計
- ・ 当グループの業績フレームワーク（目標の設定および評価）ならびに年間変動報酬の支出
- ・ 主要上級執行役員の実績および報酬の査定（下方修正の検討を含む。）
- ・ 主要上級執行役員の任命および解任
- ・ ANZの報酬方針の実効性および銀行役員説明責任制度（BEAR）の要件を取り込むための方針の変更
- ・ 主要上級執行役員の後継育成計画
- ・ カルチャー、多様化およびインクルージョンならびに従業員エンゲージメント

人事委員会の役割に関する詳細は、同委員会の憲章（「anz.com > about us > our company > corporate governance > ANZ Human Resources Committee Charter」）（英文）を参照のこと。）を含め、ANZのウェブサイトに掲載されている。

報酬およびリスクの連動：報酬とリスクの連動の重要性をより大きく反映するため、

- ・ 取締役会は2018年度中、3人のNEDに人事委員会およびリスク委員会を兼務させた。
- ・ 人事委員会は、リスクおよび財務の管理担当者に自由かつ無制限にアクセスできる。
- ・ 人事委員会は、必要に応じて、独立的な外部アドバイザーと契約することができる。

外部アドバイザーは情報を提供したが、勧告は行わなかった：当年度中、人事委員会および経営陣は、外部アドバイザーであるエーオン（Aon）、アシャースト（Ashurst）、アーンスト・アンド・ヤング（Ernst & Young）、マーサー・コンサルティング（オーストラリア）Ptyリミテッド（Mercer Consulting (Australia) Pty Ltd）およびプライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）から情報提供を受けた。こうした情報は、市場データ、市場慣行、法的要件およびガバナンス上および規制上の要件の解釈に関連するものであった。

ANZは当年度中、KPMの報酬について外部のコンサルタントから報酬勧告を受けていない。

ANZは、人事委員会および取締役会に勧告を行う社内の報酬専門家を採用している。取締役会は、提供された情報を用い、ANZの戦略目標、リスク選好ならびにANZの報酬方針および原則を慎重に考慮したうえで、独立的に決定を下した。

7.2 内部統制

ヘッジの禁止

すべての後渡し株式は、権利が完全に確定するまでリスク性を維持しなければならない。したがって、執行役員およびその関係者は、割り当てられたエクイティの権利確定前の価値を特定の保護するスキームを契約してはならない。これを行った場合、当該エクイティは失権する。

持株ガイドライン

当グループは、CEOおよび開示を要する各執行役員に対して、5年にわたり、以下を要求する。

- ・ 固定報酬の200%相当額までANZ株式を積み増すこと。
- ・ ANZの執行役員である間は、かかる持株を維持すること。

この目的において、持株には、パフォーマンス要件の対象とならないすべての権利確定済みおよび権利確定前のエクイティが含まれる。

2018年9月30日現在の持株に基づき、CEOおよび開示を要するすべての執行役員が、

- ・ 在任期間が5年以上の者については、この要件をみたしている。
- ・ 在任期間が5年未満の者については、要件の具備に向けて順調に進捗している。

CEOおよび開示を要する取締役の契約条件およびエクイティの取扱い

CEOおよび開示を要する執行役員に関する契約条件および退任時の株式の取扱い（付与条件に従う。）は、以下のとおりである。これらは似通っているが、置かれる立場の違いに適合するよう一定の場合に差を設けている。

契約の種類	恒久的な継続雇用契約
辞任の通知	・ CEOからは12か月前まで ・ 開示を要する執行役員からは6か月前まで
ANZによる解任通知	・ ANZから12か月前まで ただし、ANZは、重大な不正行為があった場合はいつでも直ちに個人の雇用を終了させることができる。この場合、当該個人は、固定報酬に限り退任日まで支給を受けることができる。
ANZ離職時の権利確定前株式の取扱い	辞任または解任される執行役員は、取締役会が別段の決定をしない限り、権利確定前の後渡し株式の権利を失う。 ある執行役員が人員余剰を理由に解任され、または「善良な離職者」と分類される場合、 ・ 後渡し株式／株式の権利は、当初の権利確定日に引き渡される。 ・ 業績に基づく権利⁽¹⁾は、（パフォーマンス要件に達した範囲で）解任通知満了日までの在任期間に応じて期間割りされ、当初の権利確定日に引き渡される。 執行役員の死亡時または全身のかつ永久的な障害の発生時に、後渡し株式の権利は確定する。 業績に基づく権利のCEOへの2018年度付与分に関して、行使制限期間中に退任する場合、取締役会が別段の決定をしない限り、行使制限期間の終了時に株式が給付される。CEOが死亡または全身のかつ永久的な障害により雇用関係を終了する場合、行使制限期間はもはや適用されない。 権利確定前のエクイティは、退職後も引き続き下方修正の対象となる。
支配権の変更 (CEOにのみ適用)	支配権の変更またはこれに類するその他の事象が発生した場合、当グループはCEOの業績に基づく権利に係る業績条件を判定する。業績条件の達成度に応じてこれらの権利が確定する。業績に基づく権利のCEOへの2018年度付与分に関して、取締役会は、CEOが最終的に権利を取得した任意の株式について行使制限期間を免除することができる。

(1)：または、業績に基づく権利に代えてCEOに支給される後渡し株式の権利。

８．その他のデータ

8.1 エクイティの保有

2017年11月／12月にCEOおよび開示を要する執行役員に対して付与されたエクイティのための後渡し株式はすべて市場で調達された。後渡し株式の権利および業績に基づく権利については、当グループは権利確定の時期が近付いてから報酬に充当するための方法を決定する。

以下の表は、当グループがCEOおよび開示を要する執行役員に対して付与した以下の後渡し株式および権利の詳細を示す。

- ・ 2018年度中に付与したもの、または
- ・ 過年度に付与してその後権利が確定し、2018年度中に行使／売却されまたは失効／失権したもの

[前へ](#)

[次へ](#)

付与、権利確定、行使／売却および失効／失権となったCEOおよび開示を要する執行役員のエクイティ

															2018年					
															9月30日現在	2018年				
															で権利確定済	9月30日現在				
															みかつ行使	で行使可能で				
															可能なもの ⁽³⁾	ないもの ⁽⁴⁾				
氏名	エクイティの種類	付与数 ⁽¹⁾	エクイティ の付与時の 公正価値 (ドル)	付与日	行使可能初日	満了日	数	比率 (%)	価値 ⁽²⁾ (ドル)		数	比率 (%)	価値 ⁽²⁾ (ドル)		数	比率 (%)	価値 ⁽²⁾ (ドル)			
CEOおよび現職の開示を要する執行役員																				
S. エリオット	後渡し株式	22,796		2015/11/18	2017/11/18	-	22,796	100	671,427	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,796	-
	後渡し株式	6,941		2016/11/22	2017/11/22	-	6,941	100	203,239	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,941	-
	後渡し株式	8,531	29.28	2017/11/22	2018/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,531
	後渡し株式	8,529	29.28	2017/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,529
	後渡し株式	8,529	29.28	2017/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,529
	後渡し株式	8,529	29.28	2017/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,529
	業績に基づく権利	28,089		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	-	-	-	-28,089	100	-824,081	-	-	-	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	25,856		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	-	-	-	-25,856	100	-758,568	-	-	-	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	107,471	10.23	2017/12/19	2020/12/19	2022/12/19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	107,471
	業績に基づく権利	35,823	7.01	2017/12/19	2020/12/19	2022/12/19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,823
M. カーネギー	後渡し株式	17,034		2016/8/20	2017/11/21	-	17,034	100	499,747	-	-	-	-15,707	92	439,282	1,327	-	-	-	-
	後渡し株式	17,034		2016/8/20	2018/2/27	-	17,034	100	495,890	-	-	-	-15,707	92	439,282	1,327	-	-	-	-
	後渡し株式	18,141		2016/8/20	2018/6/1	-	18,141	100	485,372	-	-	-	-9,586	53	268,095	8,555	-	-	-	-
	後渡し株式	1,182		2016/11/22	2017/11/22	-	1,182	100	34,610	-	-	-	-	-	-	1,182	-	-	-	-
	後渡し株式	4,785	29.28	2017/11/22	2018/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,785
	後渡し株式	4,785	29.28	2017/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,785
	後渡し株式	4,785	29.28	2017/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,785
	後渡し株式	4,785	29.28	2017/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,785
	業績に基づく権利	29,580	13.40	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,580
		業績に基づく権利	9,860	7.68	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
K. コバリ ⁽⁵⁾																				
A. ジョージ	後渡し株式	2,430		2014/11/21	2017/11/21	-	2,430	100	71,292	-	-	-	-	-	-	2,430	-	-	-	-
	後渡し株式	4,148		2015/11/18	2017/11/18	-	4,148	100	122,174	-	-	-	-	-	-	4,148	-	-	-	-
	後渡し株式	4,801		2016/11/22	2017/11/22	-	4,801	100	140,578	-	-	-	-	-	-	4,801	-	-	-	-
	後渡し株式	3,096	29.28	2017/11/22	2018/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,096
	後渡し株式	3,096	29.28	2017/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,096
	後渡し株式	3,096	29.28	2017/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,096
	後渡し株式	3,096	29.28	2017/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,096
	業績に基づく権利	2,721		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	-	-	-	-2,721	100	-79,829	-	-	-	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	2,504		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	-	-	-	-2,504	100	-73,463	-	-	-	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	19,140	13.4	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,140
	業績に基づく権利	6,380	7.68	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,380
D. ヒスコ	従業員株式オファー	23		2014/12/4	2017/12/4	-	23	100	653	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-	-
	従業員株式オファー	24		2017/12/1	2020/12/1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24
	後渡し株式の権利	22,427		2015/11/18	2017/11/18	2019/11/18	22,427	100	660,558	-	-	-	-22,427	100	646,028	-	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	6,935		2016/11/22	2017/11/22	2019/11/22	6,935	100	203,063	-	-	-	-6,935	100	199,768	-	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	6,565	27.65	2017/11/22	2018/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,565
	後渡し株式の権利	6,942	26.15	2017/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,942
	後渡し株式の権利	7,344	24.72	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,344
	後渡し株式の権利	7,764	23.38	2017/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,764
	業績に基づく権利	24,552		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	-	-	-	-24,552	100	-720,311	-	-	-	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	22,600		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	-	-	-	-22,600	100	-663,043	-	-	-	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	38,290	13.40	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38,290
		業績に基づく権利	12,763	7.68	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

M. ジャブルコ	後渡し株式	11,444		2016/8/20	2018/2/27	-	11,444	100	333,155	-	-	-	-11,444	100	319,644	-	-
	後渡し株式	3,153		2016/8/20	2018/8/20	-	3,153	100	94,929	-	-	-	-	-	-	3,153	-
	後渡し株式	1,182		2016/11/22	2017/11/22	-	1,182	100	34,610	-	-	-	-	-	-	1,182	-
	後渡し株式	6,305	29.28	2017/11/22	2018/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,305
	後渡し株式	6,305	29.28	2017/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,305
	後渡し株式	6,305	29.28	2017/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,305
	後渡し株式	6,305	29.28	2017/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,305
	業績に基づく権利	38,976	13.40	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38,976
	業績に基づく権利	12,992	7.68	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,992
F. オールソン	後渡し株式	4,562	29.28	2017/11/22	2018/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,562
	後渡し株式	4,559	29.28	2017/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,559
	後渡し株式	4,559	29.28	2017/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,559
	後渡し株式	4,559	29.28	2017/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,559
	従業員株式オファー	23		2014/12/4	2017/12/4	-	23	100	653	-	-	-	-	-	-	23	-
	後渡し株式の権利	7,361		2013/11/22	2016/11/22	2018/11/21	-	-	-	-	-	-	-7,361	100	204,660	-	-
	後渡し株式の権利	4,861		2013/11/22	2016/11/22	2018/11/21	-	-	-	-	-	-	-4,861	100	135,152	-	-
	後渡し株式の権利	4,406		2014/11/21	2016/11/21	2018/11/21	-	-	-	-	-	-	-4,406	100	122,501	-	-
	後渡し株式の権利	7,553		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	7,553	100	221,591	-	-	-	-7,553	100	209,998	-	-
	後渡し株式の権利	8,199		2015/11/18	2016/11/18	2018/11/18	-	-	-	-	-	-	-8,199	100	227,959	-	-
	後渡し株式の権利	8,711		2015/11/18	2017/11/18	2019/11/18	8,711	100	256,571	-	-	-	-8,711	100	242,195	-	-
	後渡し株式の権利	4,050		2016/11/22	2017/11/22	2017/11/29	4,050	100	118,588	-	-	-	-4,050	100	118,588	-	-
	業績に基づく権利	7,185		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	-	-	-	-7,185	100	-210,795	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	6,613		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	-	-	-	-6,613	100	-194,014	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	28,188	13.40	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,188
	業績に基づく権利	9,396	7.68	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,396
M. ウィーラン	後渡し株式	6,271		2014/11/21	2017/11/21	-	6,271	100	183,980	-	-	-	-6,271	100	176,110	-	-
	後渡し株式	16,147		2015/11/18	2017/11/18	-	16,147	100	475,589	-	-	-	-16,147	100	453,461	-	-
	後渡し株式	6,724		2016/11/22	2017/11/22	-	6,724	100	196,885	-	-	-	-6,724	100	188,832	-	-
	後渡し株式	9,219	29.28	2017/11/22	2018/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,219
	後渡し株式	9,218	29.28	2017/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,218
	後渡し株式	9,218	29.28	2017/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,218
	後渡し株式	9,218	29.28	2017/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,218
	業績に基づく権利	7,022		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	-	-	-	-7,022	100	-206,013	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	6,464		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	-	-	-	-6,464	100	-189,642	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	56,985	13.40	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56,985
	業績に基づく権利	18,995	7.68	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,995
G. ホジズ ⁽⁶⁾	後渡し株式	13,297		2015/11/18	2017/11/18	-	13,297	100	391,646	-	-	-	-	-	-	13,297	-
	後渡し株式	5,276		2016/11/22	2017/11/22	-	5,276	100	154,486	-	-	-	-	-	-	5,276	-
	後渡し株式の権利	6,623	27.65	2017/11/22	2018/11/22	2018/11/29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,623
	後渡し株式の権利	7,003	26.15	2017/11/22	2019/11/22	2019/11/29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,003
	後渡し株式の権利	7,408	24.72	2017/11/22	2020/11/22	2020/11/29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,408
	後渡し株式の権利	7,833	23.38	2017/11/22	2021/11/22	2021/11/29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,833
	業績に基づく権利	17,556		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	-	-	-	-17,556	100	-515,061	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	16,160		2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	-	-	-	-16,160	100	-474,105	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	12,664		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-567	4	-15,925	-	-	-	-	12,097
	業績に基づく権利	12,664		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-567	4	-15,925	-	-	-	-	12,097
	業績に基づく権利	12,664		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-567	4	-15,925	-	-	-	-	12,097
	業績に基づく権利	32,617		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-12,452	38	-349,726	-	-	-	-	20,165
	業績に基づく権利	10,872		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-4,151	38	-116,585	-	-	-	-	6,721
	業績に基づく権利	38,628	13.40	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-27,632	72	-776,070	-	-	-	-	10,996
	業績に基づく権利	12,876	7.68	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-9,211	72	-258,699	-	-	-	-	3,665

N.ウィリアムズ	後渡し株式	17,097	2015/11/18	2017/11/18	-	17,097	100	503,570	-	-	-	-17,097	100	500,616	-	-
	後渡し株式	6,355	2016/11/22	2017/11/22	-	6,355	100	186,080	-	-	-	-6,355	100	186,080	-	-
	後渡し株式	6,355	2016/11/22	2018/11/22	-	-	-	-	-6,355	100	-180,708	-	-	-	-	-
	後渡し株式	6,355	2016/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-6,355	100	-180,708	-	-	-	-	-
	後渡し株式	6,355	2016/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-6,355	100	-180,708	-	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	27,685	2014/11/21	2017/11/21	2019/11/21	27,685	100	812,228	-	-	-	-27,685	100	810,642	-	-
	後渡し株式の権利	33,632	2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-33,632	100	-956,346	-	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	31,686	2016/11/22	2019/11/22	2019/11/29	-	-	-	-31,686	100	-901,010	-	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	5,669	27.65	2017/11/22	2018/11/22	2018/11/29	-	-	-	100	-5,669	-	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	5,994	26.15	2017/11/22	2019/11/22	2019/11/29	-	-	-	100	-5,994	-	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	6,341	24.72	2017/11/22	2020/11/22	2020/11/29	-	-	-	100	-6,341	-	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	6,704	23.38	2017/11/22	2021/11/22	2021/11/29	-	-	-	100	-6,704	-	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	26,132	24.72	2017/11/22	2020/11/22	2020/11/29	-	-	-	100	-743,079	-	-	-	-	-

- (1) 執行役員は、高額報酬上位5名の執行役員の開示目的上、開示を要する執行役員またはグループ経営委員会のその他の委員と定義される。2018事業年度の高額報酬上位5名の執行役員には、開示を要する執行役員4名およびグループ執行役員（国際担当）（F.ファルキ）が含まれている。2018年度に報酬として開示を要する執行役員に付与された権利は、上表に含まれている。2018年度に報酬としてF.ファルキに付与された権利には、4つのトランシュによる後渡し株式の権利、および2017年11月22日に付与された2つのトランシュによる業績に基づく権利（行使可能初日を2018年11月22日とし満了日を2018年11月29日とする8,572個（第1トランシュ）の後渡し株式の権利、行使可能初日を2019年11月22日とし満了日を2019年11月29日とする9,064個（第2トランシュ）の後渡し株式の権利、行使可能初日を2020年11月22日とし満了日を2020年11月29日とする9,588個（第3トランシュ）の後渡し株式の権利、および行使可能初日を2021年11月22日とし満了日を2021年11月29日とする10,138個（第4トランシュ）の後渡し株式の権利、ならびにパフォーマンス要件に達することを前提に行使可能初日を2020年11月22日とし満了日を2022年11月22日とする49,992個（第1トランシュ）および16,664個（第2トランシュ）の業績に基づく権利）が含まれる。2018年度末から取締役報告書の署名日である2017年11月2日までの間に、CEO、開示を要する執行役員または高額報酬上位5名に対してかかる権利は付与されなかった。
- (2) 株式／株式の権利および／または業績に基づく権利の一時点における価額は、権利確定、失効／失権、または行使／売却／信託終了の日によりオーストラリア証券取引所（ASX）で売買される当行株式の1日出来高加重平均価格（VWAP）に、株式／株式の権利および／または業績に基づく権利の数を乗じたものに基づく。すべての株式の権利／業績に基づく権利の行使価格は、0.00ドルである。株式に基づく支払いに関して当報告期間中に変更または修正された条件はなかった。
- (3) 権利確定済みかつ行使可能な数は、報告期間末現在で権利が確定している株式、オプションおよび権利の数である。権利確定済みであり行使可能ではない株式、オプションおよび権利はない。
- (4) （付与日を基準として）過年度に付与された業績に基づく権利のうち、2018年9月30日現在でなお行使可能でないものには以下が含まれる。

	2015年11月	2016年11月	2017年11月
S. エリオット	159,573	150,482	143,294
M. カーネギー	-	9,745	39,440
K. コルビー	10,520	5,445	4,230
A. ジョージ	5,772	4,738	25,520
D. ヒスコ	53,133	53,597	51,053
M. ジャブルコ	-	9,745	51,968
F. オールソン	10,910	31,306	37,584
M. ウィーラン	53,190	55,428	75,980
G. ホジズ	36,291	26,886	14,661
N. ウィリアムズ	-	-	-

- (5) 開示を要する執行役員に就任後のエクイティを開示している。就任後の開示対象取引はない。
- (6) 退任日までのエクイティ取引を開示している。

[前へ](#)

[次へ](#)

NED、CEOおよび開示をする執行役員のエクイティ保有

以下の表は、各NED、CEOおよび開示を要する各執行役員（これらの者の関係者を含む。）により直接、間接または実質的に保有されるエクイティの詳細を示す。

氏名	種類	2017年 10月1日の 期首残高	当年度中に 報酬として 付与された もの ⁽¹⁾	オプション または権利 の行使によ り当年度中 に受領した もの	当年度中の その他の変 動によるも の ⁽²⁾	2018年 9月30日の 期末残高 (3)(4)
現職の非執行取締役						
D.ゴンスキー	普通株式	31,488	-	-	-	31,488
I.アトラス	普通株式	7,360	-	-	7,000	14,360
P.ドワイヤー	普通株式	15,000	-	-	2,500	17,500
J.ハルトン	普通株式	2,830	-	-	6,219	9,049
J.キー ⁽⁵⁾	普通株式	3,000	-	-	-	3,000
	永久劣後債 ⁽⁷⁾	590,000	-	-	-590,000	-
H.リー	取締役持株制度	2,518	-	-	144	2,662
	普通株式	8,000	-	-	-	8,000
G.リーベルト	普通株式	20,315	-	-	-	20,315
	キャピタルノート1	1,500	-	-	-	1,500
	キャピタルノート2	2,500	-	-	-	2,500
J.マクファーレン	普通株式	17,851	-	-	-	17,851
	キャピタルノート2	2,000	-	-	-	2,000
	キャピタルノート3	5,000	-	-	-	5,000
CEOおよび開示を要する現職執行役員						
S.エリオット	後渡し株式	53,906	34,118	-	4,065	92,089
	普通株式	131,679	-	-	-	131,679
	業績に基づく権利	364,000	143,294	-	-53,945	453,349
M.カーネギー	後渡し株式	80,085	19,140	-	-36,304	62,921
	普通株式	14	-	-	-	14
	業績に基づく権利	9,745	39,440	-	-	49,185
K.コバリ ⁽⁵⁾	後渡し株式	44,963	-	-	676	45,639
	業績に基づく権利	20,195	-	-	-	20,195
A.ジョージ	後渡し株式	30,626	12,384	-	1,969	44,979
	普通株式	2,678	-	-	-	2,678
	キャピタルノート1	802	-	-	-	802
	業績に基づく権利	15,735	25,520	-	-5,225	36,030
D.ヒスコ	従業員株式オファー	74	24	-	-	98
	普通株式	195,657	-	29,362	-87,019	138,000
	後渡し株式の権利	52,994	28,615	-29,362	-	52,247
	業績に基づく権利	153,882	51,053	-	-47,152	157,783
M.ジャブルコ	後渡し株式	46,569	25,220	-	-10,058	61,731
	業績に基づく権利	9,745	51,968	-	-	61,713
F.オールソン	後渡し株式	-	18,239	-	526	18,765
	従業員株式オファー	74	-	-	-	74
	普通株式	-	-	45,141	-41,091	4,050
	後渡し株式の権利	63,571	-	-45,141	-	18,430
	業績に基づく権利	56,014	37,584	-	-13,798	79,800
M.ウィーラン	後渡し株式	51,798	36,873	-	-28,691	59,980
	業績に基づく権利	122,104	75,980	-	-13,486	184,598
開示を要する前職執行役員						
G.ホジズ ⁽⁶⁾	後渡し株式	205,626	-	-	8,804	214,430
	普通株式	70,639	-	-	-	70,639
	キャピタルノート4	1,350	-	-	-	1,350
	後渡し株式の権利	-	28,867	-	-	28,867
	業績に基づく権利	115,197	51,504	-	-88,863	77,838
N.ウィリアムズ	後渡し株式	45,173	-	-	-43,928	1,245
	普通株式	-	-	27,685	-27,685	-
	後渡し株式の権利	93,003	50,840	-27,685	-116,158	-

- (1) 2018年度中に報酬として付与されたオプション／権利の内容は前掲の表に記載されている。
- (2) 当年度中のその他の変動による株式には、購入（ANZ株式購入プランに基づく購入を含む。）、失権、売却または配当金再投資制度に基づき取得された株式の正味残額が含まれている。
- (3) 以下の株式（上記の保有分に含まれている。）が、2018年9月30日現在、NED、CEOおよび開示を要する執行役員に代わり保有されていた（すなわち、間接的な実質保有株式）。2018年度：D. ゴンスキー 31,488株、I. アトラス 14,360株、P. ドワイヤー 17,500株、J. ハルトン 0株、J. キー 3,000株、H. リー 2,662株、G. リーベルト 8,158株、J. マクファーレン 24,851株、S. エリオット 223,768株、M. カーネギー 62,921株、K. コバリー 45,639株、A. ジョージ 48,459株、D. ヒスコ 138,098株、M. ジャブルコ 61,731株、F. オールソン 18,839株、M. ウィーラン 59,980株、G. ホジズ 258,515株、およびN. ウィリアムズ 1,245株
- (4) 2018年9月30日現在、権利確定済みで行使可能なオプション／権利、または権利確定済みで行使可能でないオプション／権利はなかった。取締役報告書の署名日現在の残高に変更はなかった。
- (5) 期首残高は、主要経営陣としての就任日現在の保有に基づく。
- (6) 期末残高は、退職日現在の保有に基づく。
- (7) ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド発行のニュージーランド債券市場（NZDX）上場債券（コード：ANBHA）－額面償還額は券面当たり1ニュージーランドドル。

8.2 ローン

当グループがNED、CEOまたは開示を要する執行役員に対してローンを組む場合、当グループはこれを通常の事業過程において、他の従業員または顧客に与えるものより有利でない通常の商業条件に基づき実施しており、この条件には貸付条件、必要担保および金利が含まれる。当期間中、かかるローンに評価損は生じていない。

以下の表は、NED、CEOおよび開示を要する執行役員（当年度中の任意の時点でローン残高が総額100,000ドルを超える場合は、これらの者の関係者を含む。）に対するローン残高の詳細を示す。

以下に開示するローンの他に、NED、CEOおよび開示を要する執行役員（関係者を含む。）への当グループ企業による別途のローン、保証または担保設定は実施されていない。

NED、CEOおよび開示を要する執行役員へのローン取引

氏名	2017年10月1日の 期首残高 ⁽¹⁾	2018年9月30日の 期末残高	報告期間中に 支払われたおよび 支払われる利息 ⁽¹⁾	報告期間中の 最高残高
(単位：ドル)				
現職の非執行取締役				
J.マクファーレン	9,413,444	11,133,324	454,730	12,490,913
CEOおよび開示を要する現職執行役員				
S.エリオット	3,095,492	3,008,098	109,950	3,095,492
A.ジョージ	1,988,132	1,931,665	69,584	1,988,132
D.ヒスコ	78,704	-	595	78,867
F.オールソン	2,945,973	2,875,528	71,725	2,946,274
M.ウィーラン	1,729,311	1,719,062	76,290	1,739,112
開示を要する前職執行役員				
G.ホジズ ⁽²⁾	3,258,912	2,276,139	142,039	3,732,600
N.ウィリアムズ	45,337	900,000	7,003	900,000
合計	22,555,305	23,843,816	931,916	26,971,390

(1) オフセット口座考慮後の実質支払利息。ローン残高は総額で表示されるが、支払利息はオフセット口座の影響を考慮している。

(2) 期末残高は退任日現在の残高に基づく。

8.3 その他の取引

NED、CEOおよび開示を要する執行役員ならびにその関係者が関与するその他のすべての取引は、他の従業員または顧客に与えるものより有利ではない通常の商業条件に基づき実施されている。そのすべてが自足的、少額、国内取引という性質を備えている。

[前へ](#)

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

本「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」は、ANZの2018年度コーポレート・ガバナンス報告書（以下「コーポレート・ガバナンス報告書」という。）に基づいており、これを抽出したものである。コーポレート・ガバナンス報告書の基準日以降の取締役の状況については、「4 役員の状況－(1)取締役」を参照のこと。

ガバナンスへのアプローチ

ANZの強固なガバナンス枠組みは、ANZの効率的で責任ある意思決定のための堅実な体制を提供する。

1. ガバナンスに対するANZの取組みの概要

ANZの強固なガバナンス枠組みは、ANZの効率的で責任ある意思決定のための堅実な体制を提供する。

取締役会の構成

- ・ ANZの取締役会は、8名の非執行独立取締役（独立した会長であるデービッド・ゴンスキー AC（コンパニオン章の受勲者）を含む。）、および1名の執行取締役（最高経営責任者（CEO）であるシェイン・エリオット）により構成される。
- ・ ANZの取締役のうち3名が女性、6名が男性である。
- ・ 各取締役の氏名および経歴の詳細は、ANZの社外における主な関連団体を含め、ANZのウェブサイト（anz.com/directors）（英文）および上記「4 役員の状況－(1)取締役」にて参照可能である。

取締役会の透明で責任ある意思決定を支援するガバナンス枠組み

- ・ ANZの定款に基づき、取締役会は、そのあらゆる権限を取締役会委員会に委任することができる。ANZは、監査委員会（委員長はポーラ・ドワイヤー）、倫理、環境、社会およびガバナンス（EESG）委員会（委員長はデービッド・ゴンスキー AC）、リスク委員会（委員長はグレイム・リーベルト）、人事委員会（委員長はイラナ・アトラス）およびデジタル事業およびテクノロジー委員会（委員長はリー・シェンヤン）の5つの主要な取締役委員会を擁する。各委員会は、その役割および責任を定める独自の憲章を持つ。
- ・ 経営陣レベルでは、ANZの大部分の上級執行役員がグループ経営委員会を構成する。グループ経営委員会の委員はANZのウェブサイト（anz.com/exco）（英文）に掲載される。ANZは、CEOおよびその他の上級経営陣の構成員に委任される事項を明確に定める権限委任の枠組みを有する。
- ・ ANZはまた、特定の継続的な課題群に対処するよう正式に設置された数々の経営委員会も擁する。これらは、意思決定権限を規定した当グループの指針に従って活動する。

ウェブサイト

ANZのガバナンス枠組みの詳細はANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されており、以下を閲覧することができる。

- ・ 取締役会および各取締役会委員会の憲章
- ・ コーポレート・ガバナンス報告書で言及される書類および指針の多くの概要、および
- ・ 株主および利害関係人の関心の対象となるその他のANZの指針の概要

ASX（オーストラリア証券取引所）のガバナンス勧告の遵守

ANZは、2018年度を通じてANZがASXコーポレート・ガバナンス評議会の勧告に従ったことを確認する。コーポレート・ガバナンス報告書の情報は、2018年10月30日現在の最新情報であり、すでにANZの取締役会により承認されている。

コーポレート・ガバナンス報告書は、同報告書に関連するASX Appendix 4GとともにASXに提出されており、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

2. 取締役会の重点領域

当年度中、取締役会およびその委員会がANZの目的を支援するために取り組んだ戦略、ガバナンスおよび監視に係る主な活動には、以下が含まれる。

戦 略

- ・ CEOとグループ経営委員会が同席するストラテジー・デイに参加し、銀行業のグローバル・トレンドを検討した。
- ・ より簡素でバランスのとれた銀行を作るというANZの戦略的優先事項の定期的なアップデートについてCEOと協議した。
- ・ 商品や手続きなどの事業の簡素化および技術の簡素化に係る現状のアップデートおよび進捗について協議した。
- ・ オーストラリアならびにTSOおよびグループセンターにおける新しい業務手法（NWOW）の実施を監視し（同様の方法論を採用している別組織で受けた研修の検討を含む。）、またNWOWの運用モデルのリスク評価およびANZのリスク管理枠組みに対するNWOWの影響に関するレポート（外部レポートを含む。）を検討した。
- ・ 新決済プラットフォームやオープン・バンキングなどの重要な技術開発の影響およびANZの準備状況を評価した。
- ・ ANZの技術リスク管理を集中的に検討した。

顧客成果の向上

- ・ 顧客満足に対するANZのアプローチを監視した。これには、ネット・プロモーター・システムの採用や、特定部署での主要な傾向、テーマおよび問題点について定期的に協議をもつ顧客苦情処理が含まれる。
- ・ 顧客救済を監視した。
- ・ 顧客に関する主要事項の報告について協議した。これには、新銀行業行動規範およびそのANZの実施案ならびに以下に対するANZのアプローチに関するものが含まれる。
 - ・ セジウィック氏の提言の採用
 - ・ 影響を受けやすい顧客の支援
 - ・ 顧客との商品適合性
- ・ 金銭的な充足感（フィナンシャル・ウェルビーイング）についてANZが研究し、それを顧客、業界および従業員に向けたANZの全社的な啓発活動とする方法について協議した。

目的および価値主導型の変革

- ・ 環境、持続可能性およびガバナンス委員会を改称して倫理、環境、社会およびガバナンス委員会とし、倫理および行動の問題を提起し取締役と幅広く協議する新たな場を経営陣に提供した。
- ・ 信頼を構築し当グループの従業員および顧客からの提案に善処するため、当銀行グループの目的および価値主導型の変革を追求するというANZの戦略的優先事項に関する定期的なアップデートについてCEOと協議した。
- ・ ANZの倫理的な意思決定枠組みの策定を監視した。
- ・ ANZの企業カルチャーを引き続き集中的に監視した。これには、ANZのカルチャー監査およびANZの従業員エンゲージメント調査の結果および主要テーマの検討、ならびにそのレポート内で提起された主要な問題点への対処が含まれる。

財 務

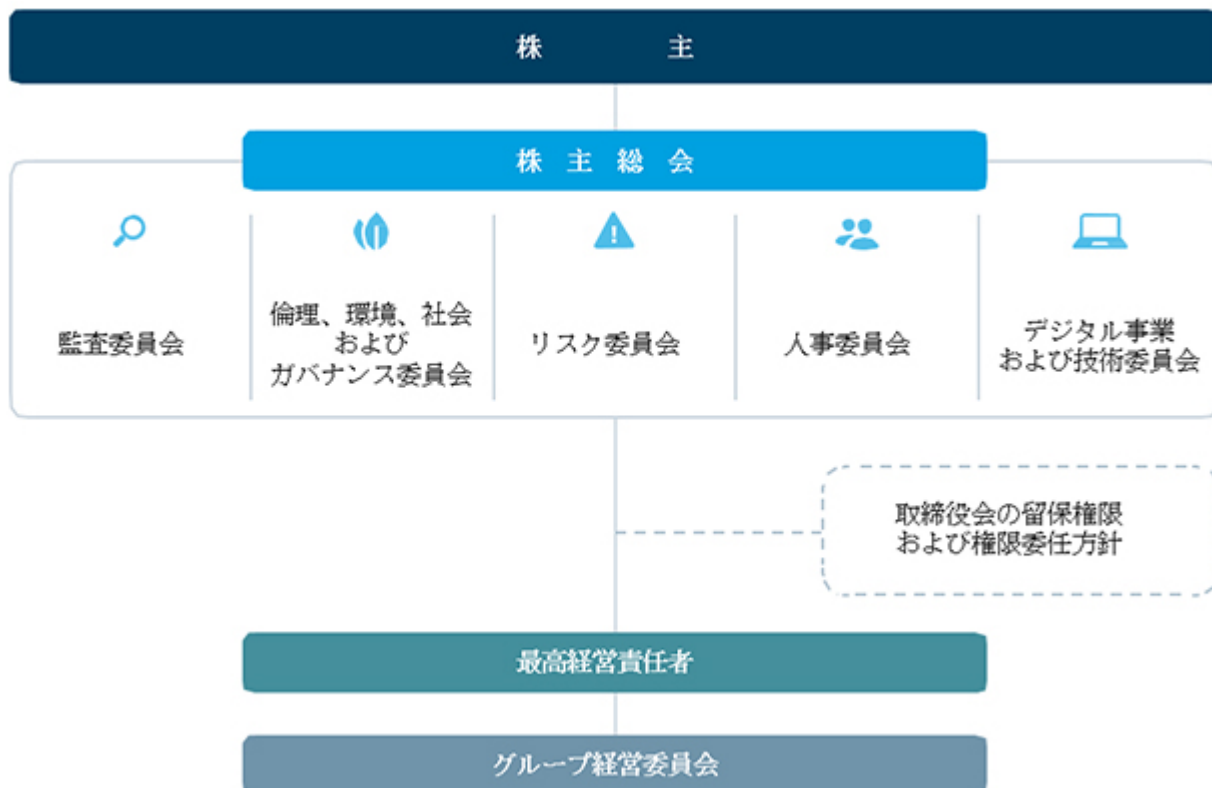
- ・ ANZの営業計画および資金調達計画を検討および承認した。
- ・ ANZ株式の市場買戻しの着手および事後的買増しを含めて資本管理の取組みを監視した。
- ・ 主要な会計上の取組みの実施に対するANZのアプローチを監視した。これには、オーストラリア会計基準（AASB）第9号「金融商品」の実施ならびに主要な会計判断（ソフトウェア資産の償却、組織再編および救済引当金に関するものを含む。）が含まれる。

規 制

- ・ 金融犯罪の防止に対するANZのアプローチを監視した。これには、金融犯罪専門家との内部会議への参加およびANZのアプローチについて協議するためのAUSTRACとの会合が含まれる。
- ・ 銀行役員説明責任制度の実施に向けたANZの準備状況を監視した。これには、ANZの報酬方針に関する変更の承認が含まれる。
- ・ 銀行・退職年金・金融サービス業界における不正行為調査のための王立委員会の発表を受け、これに関連する事項を協議するため定期的に会合した。これには、同委員会で提起された問題点の是正に向けたアプローチの監視が含まれる。

メルボルンおよびシドニーでの定例取締役会に加え、取締役会はオーストラリア首都特別地域やニュージーランドでも会議を開き、顧客や従業員と触れ合う多くのイベントに参加した。取締役会はまた、2018暦年の残期間中にニューサウスウェールズ州地方部や西オーストラリア州で会議を持ち、顧客および従業員エンゲージメントに注力する。

コーポレート・ガバナンスの枠組み



3. 取締役会

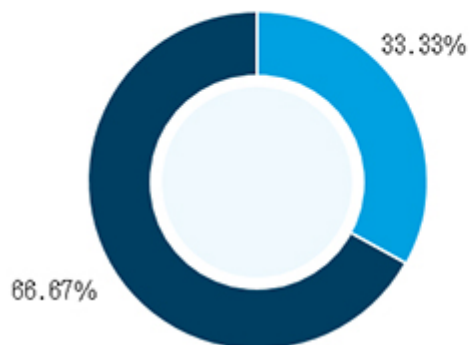
3.1 取締役

会長と最高経営責任者（CEO）の役割は別個のものである。デービッド・ゴンスキー ACは、2014年5月から会長を務める。ゴンスキーは、その前の2002年から2007年まで独立非執行取締役を務めた。シェイン・エリオットは2016年1月1日からCEOを務める。ASX上場規則により、CEOであるエリオットは3年ごとの再選を株主に求める必要はない。

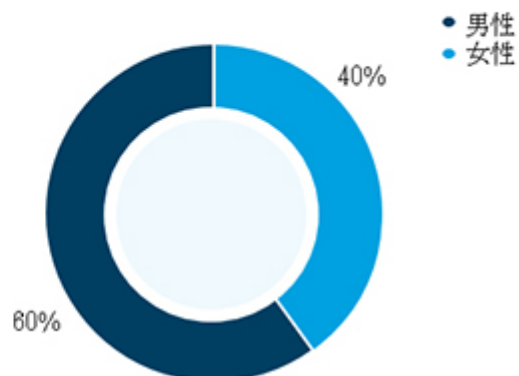
ANZの各取締役の氏名および任命に関するデータを以下に示す。

取締役	取締役就任	最近の選任日／再任日
デービッド・ゴンスキー AC (オーストラリア勲章コンパニオン)	2014年	2017年
シェイン・エリオット (CEO)	2016年	該当なし
イラナ・アトラス	2014年	2017年
ポーラ・ドワイヤー	2012年	2015年－2018年度の年次株主総会で再選の見通し
ジェーン・ハルトン AO PSM (オーストラリア勲章オフィサー、オーストラリア政府公共サービス・メダル)	2016年	2016年
Rt Hon サー・ジョン・キー GNZM AC (ニュージーランド・メリット勲章ナイト・アンド・デーム・グラン・コンパニオン、オーストラリア勲章コンパニオン)	2018年	2018年度の年次株主総会で選任の見通し
リー・シェンヤン	2009年	2018年度の年次株主総会で退任予定
グレイム・リーベルト	2013年	2016年
ジョン・マクファーレン	2014年	2017年

取締役会の男女比



取締役会委員会の委員長の男女比



3.2 取締役会の役割

取締役会は、ANZの監視およびその慎重で健全な経営、ならびに憲章に定める一定の義務について責任を負う。

◎ 取締役会およびその主要委員会のそれぞれの憲章は、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance)（英文）に掲載されている。

3.3 取締役の取締役会および委員会の会議出席状況

当年度中の取締役会会議および取締役会委員会会議の開催回数、ならびにそれらの会議への各取締役の出席回数を以下に示す。

	主要取締役会委員会										その他の常設委員会							
	取締役会		リスク委員会		監査委員会		人事委員会		倫理、環境、社会およびガバナンス委員会		デジタル事業および技術委員会		取締役会特別委員会 ⁽¹⁾		取締役会委員会 ⁽¹⁾		株式委員会 ⁽¹⁾	
A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
イラナ・アトラス	12	12			8	8	8	8	4	4			1	1	2	2	1	1
ポーラ・ドワイヤー	12	12	8	8	8	8	8	8							2	2		
シェイン・エリオット	12	12											1	1	4	4	3	3
デービッド・ゴンスキー AC	12	12	8	8	8	8	8	8	4	4	4	4	1	1	4	4	3	3
ジェーン・ハルトン AO PSM	12	12					8	8	4	4	3	3	1	1	1	1		
サー・ジョン・キー GNZM AC	6	6	3	3					2	2								
リー・シェンヤン	12	12	8	8			8	8			4	4	1	1				
グレイム・リーベルト	12	12	8	8	8	8	8	8	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1
ジョン・マクファーレン	12	12	8	8	8	8					4	4	1	1	1	1		

A列は、取締役が委員として出席する権利を有した会議の回数を示す。

B列は、会議に出席した回数を示す。会長は、リスク委員会、監査委員会、人事委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会ならびにデジタル事業および技術委員会の職権上の委員である。

上表は委員会会議に関する委員の出席状況を記録している。いずれの取締役もこれらの会議に出席する権利を有し、取締役は適宜、自らが委員ではない委員会の会議に出席している。

注：(1) 上表に記載の取締役会特別委員会、株式委員会および取締役会委員会の会議は、書面による決議により行われたものを含む。

3.4 最高経営責任者（CEO）および経営陣への権限委任

取締役会は、その憲章が定めるとおり、CEOおよびANZ上級経営陣の一定の構成員を任命する。取締役会はCEOに、およびCEOを通じて上級経営陣に、承認された戦略およびANZの財務目標を達成するための意思決定の権限および責任をANZの権限委任方針に従い委任している。

グループ経営委員会は通常、毎月会議を行い、人とコミュニティが繁栄する世界を作るというANZの目標を実施することについて責任を負う。グループ経営委員会は以下を重視してこれを行っている。

- すべての主要利害関係人
- ANZのカルチャーおよび能力の形成
- 取組みおよび資源配分の優先順位付けにおける毅然とした選択

ANZにはまた、多数の経営委員会が正式に設定されており、これらの各委員会は特定の継続的な課題群に対処し、明確に規定された意思決定権限を有する。

ANZ取締役会が留保する権限およびANZの権限委任方針が一体となって、ANZおよびその被支配法人のすべての従業員および契約者に対して適用される包括的な権限委任の枠組みを構成する。

3.5 取締役会の構成、選任および任命

ANZは、取締役会の構成を定期的に見直している。候補者となる可能性のある者の評価ならびに取締役会の規模および構成の年次見直しを実施するにあたり、EESG委員会は以下の要素を考慮する。

- ・ 取締役会の構成に関する関連ガイドライン／法的要件
- ・ 取締役会の構成に関連して考慮すべき指導原則に照らしたギャップ分析（以下に記載）
- ・ 取締役会憲章に明記された取締役会在職要件
- ・ ANZの戦略目標を含むその他の考慮事項

指導原則は、取締役会の構成が以下のような項目を考慮した適切な混成比を反映すべき旨を示す。

- ・ ANZの取締役会スキル・マトリックスで特定される主要分野のスキル／経験
- ・ 在任期間
- ・ 多様性

取締役会には少なくとも女性比30%以上の取締役会構成を維持するという目標があり、また取締役会単独で男女同数の代表構成にしていくという長期的な展望もある。候補者となる可能性のある者について検討する際、取締役会は、多様性が非常に大きな広がりを持ち、年齢や文化的アイデンティティ（例えば、民族や母国）などのその他の事項を含む点にも着目する。同委員会はまた、候補者の個人的資質、コミュニケーション能力ならびに効果的な経営手腕、プロフェッショナルとしての名声および倫理的活動への取組みも考慮する。

同委員会はまた、必要に応じて、取締役会会長の後継者育成および選出手順の見直しおよび勧告を行う。

ANZの指名手順に関する情報の詳細は、ANZの「取締役会の構成、選任および任命（Board Composition, Selection and Appointment）」の資料に記載があり、これはANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）で閲覧可能である。

EESG委員会は、取締役会の規模および構成について見直しを行い取締役会に勧告し、また取締役に適任と考えられる者を特定して候補者を取締役会に推薦する職責を委任されている。

3.6 取締役会のスキルおよび経験

以下の表は、ANZの取締役会がその構成員に期待する主要なスキル、および各取締役がANZの取締役会にもたらすこれらのスキルの詳細を示す。

取締役会が当該取締役によりもたらされると期待するスキル	デービッド・ ゴンスキー AC	シェイン・ エリオット	イラナ・ アトラス	ポーラ・ ドワイヤー	ジェーン・ ハルトン AO PSM	リー・ シェンヤン	RT Hon サー・ ジョン・キー GNZM AC	グレイム・ リーベルト	ジョン・ マクファー レン
銀行業および/または金融サービス（ANZ以外の銀行業または金融サービス業界の重要要素における経験）	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13		27 13
技術（重要技術、技術関連イノベーションまたはデジタルを中心とする企業における経験）					27 13	27 13			
職場のカルチャー形成経験を含む、大規模組織におけるリーダーの役割	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13
リスク管理（財務リスク管理、リスク管理枠組みならびにオペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク、コンダクトおよびサイバー・セキュリティ・リスクなどの非財務リスクを含むがそれに限られない）	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13			27 13	27 13
規制／政策（規制／政策事項に関連する経験）	27 13		27 13	27 13	27 13	27 13	27 13		27 13
国際ビジネスの経験	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13
財務への精通（財務および関連リスク管理の十分性を精査する能力を含む、大規模事業の財務書類に対する十分な理解）	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13	27 13
非執行取締役の経験（オーストラリアまたは海外の大手上場企業）	27 13		27 13	27 13		27 13	27 13	27 13	

3.7 取締役の独立性

ANZの取締役会憲章は、ANZの独立性基準を満たす非執行取締役が取締役会の過半数を占めることを要求する。かかる基準は取締役会憲章で定められており、EESG委員会がASXガバナンス原則、APRAの健全性基準および米国の取締役独立性要件に照らしてこれを毎年見直している。監査委員会憲章が監査委員のための追加的独立性基準を定めており、これも考慮されている。

◎ かかる基準の詳細は、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance)（英文）に記載されている。

ANZの独立性テストは、ある取締役がANZと重要な関係があるか否かを基準とする。要約すれば、以下のことをするにあたり、取締役の意思に影響を与える現実かつ妥当な可能性があるとしてANZの非執行取締役の地位にある合理的な人間が予想する場合、ANZとの重要な関係があるとみなされる。

- ・ 定期的に取り締役会または委員会の議題に上がる傾向にある事項について決定を行う。
- ・ 経営陣が提供する情報および助言を客観的に評価する。
- ・ ANZ全体にわたり一般的に適用される方針を設定する。
- ・ 一般的に取り締役としての自身の役割を実行する。

◎ 上記「4 役員の状況－(1)取締役」およびANZのウェブサイト(anz.com/directors)（英文）に記載の取締役の略歴は、取締役のANZの社外における主な関連団体について述べている。

2018事業年度中、取締役会は各非執行取締役の独立性を検討し、各非執行取締役が独立的であるとの結論に達した。

3.8 利益相反

独立性の問題を超えて、各取締役は、ANZの業務に関連する重要事項に関する現実の利益相反あるいはその可能性を持つか否かを判断する継続的な責任を有する。かかる状況は、外部の団体、利害関係または個人的関係から生じる可能性がある。

ANZは、取締役の利害開示規約および利益相反処理手続きを備えている。これは、現実の利益相反あるいはその可能性がある場合、取締役は取締役会に影響力を行使することができない旨を定める。

この規約は、利益相反を処理するためのANZの取組みに関するより多くの情報を含んでおり、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance)（英文）で閲覧可能である。

3.9 非執行取締役の社外コミットメント

すべての非執行取締役は、いかなる社外での新たな役職の任命についても、引き受ける前に会長に通知する義務がある。会長は新規の任命案を検討し、その懸念事項について個人ベースで、また、同一の外部の取締役会またはその他の団体に務める取締役が複数となる場合は複数人に係る懸念事項についても検討する。

この検討を行う際に会長が従う手順および考慮要素は、「非執行取締役の社外コミットメント (Outside Commitments of Non-Executive Directors)」の資料において定められており、これはANZのウェブサイト (anz.com/corporategovernance)（英文）にて閲覧可能である。

会長が社外の新たな役職を引き受けるようとする場合、在任期間のもっとも長い非執行取締役が上記の検討および承認手順において会長の代わりを務める。

4. 業績評価

ANZは非執行取締役、取締役会会長、取締役会および取締役会委員会の各々について、その強み、弱みおよび全体的な実効性の業績評価を毎年実施している。

通常の評価プロセスの内容について以下で要約しており、さらなる詳細についてはANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されているANZの「取締役会改選および業績評価規約（Board Renewal and Performance Evaluation Protocol）」で説明している。

4.1 非執行取締役

非執行取締役の評価のため、会長は通常、非執行取締役の行動規範の遵守を含めた具体的な業績評価基準について各非執行取締役と1対1の会合を持つ。

4.2 取締役会会長

ANZの最も在職期間の長い非執行取締役が、取締役会会長の業績評価を行う。ここには、取締役会に承認された取締役会会長の任務にとって必要な能力に照らして、会長の業績に関して、各取締役の個別のインプットを求めることが含まれる。

4.3 取締役会

定期的に、取締役会の業績は独立の外部の調整役を活用して評価される。ANZは当該外部評価をおよそ3年毎に行う予定である。

取締役会の内部評価は、次回の上記外部評価までの各年度に行われる。当該内部評価は各取締役およびグループ経営委員会の各委員からのインプットに基づいている。当該内部評価では、新たに起きた問題とともに、外部で取りまとめられた直近の評価にかんがみて、実施された勧告に対する進展状況を考慮する。

4.4 取締役会委員会

主要な取締役会委員会はそれぞれ、環境、持続可能性およびガバナンス委員会委員会が承認したガイドラインを用いて、当該委員会の業績の評価を目的として年間の自己評価を行う。

自己評価には、取締役および該当委員会の会議に定期的に出席している経営陣からのフィードバックが含まれる。

4.5 上級執行役員

当グループがリスクおよび手順、財務および引締め、顧客ならびに人材およびイメージ形成に関する基準をどのように評価しているかを含む最高経営責任者（CEO）およびその他主要な上級執行役員の業績の取締役会による評価方法については、上記「4 役員の状況－(3)役員報酬の内容（報酬報告）」に記載される。

2018事業年度に関する主要な執行役員の評価は、この手順に従って行われた。

4.6 実施された2017年度の評価手順

本書日現在、会長、非執行取締役、取締役会および取締役会委員会の2018事業年度の評価が始まっている。

2018事業年度については、これらの評価は外部の支援を得て行われ、APRAが要求するANZのガバナンス、カルチャーおよび説明責任の自己評価に関して実施された取組みに重点が置かれることになる。

5. その他の情報

5.1 任命書類

新任の非執行取締役は各自、以下を添付した任命書を受領する。

- ・ 取締役ハンドブック — ハンドブックには、適用される全方針の情報を含む、取締役の役割に関連する幅広い事項についての情報が含まれる。
- ・ 取締役の証書 — 各取締役は、2005年度年次株主総会において株主が承認した現行の書式による証書に署名する。この証書は、免責、会社役員賠償責任保険、独立した個別の助言を受ける権利、機密保持に関する要件および情報へのアクセスなど多数の事項を網羅している。

在職中の各非執行取締役は任期開始時にその任命期間を記載した書面を受領している。

任命期間を明示した正式な文書が上級執行役員に渡される。

5.2 適格性チェックおよび銀行役員説明責任制度への適応性

ANZは、関連する上級職に任命された個人が、健全性に関する責任を適正に果たすために相当する適格性を有することを保証する確固たる上級経営陣採用の枠組みを備えている。

その枠組みは、ANZの「APRA規制対象機関のための適格性方針（Fit and Proper Policy for APRA Regulated Institutions）」に定められている。各取締役、関連する上級執行役員およびANZの外部監査人の主任パートナーについて新規任命が行われる前に、評価を実施することが当該方針で求められている。取締役会はANZの非執行取締役の評価を実施し、人事委員会は、CEOおよび主要な上級執行役員を評価し、監査委員会はANZの外部監査人の主任パートナーを評価する。評価には以下が含まれる。

- ・ 各人が証明を提供すること
- ・ 審査担当者が個人の重要な資格の証拠を入手すること
- ・ 例えば犯罪歴、破産歴および規制上の欠格といった個人の経歴を審査担当者がチェックすること

2018年度中、適格性の年次評価は、非執行取締役、最高経営責任者、主要な上級執行役員および外部監査人の各人について行われた。

この方針はまた、ANZの説明責任を負う者が銀行役員説明責任制度（BEAR）の要件に従いその職責を担うにふさわしいか否かを取締役会および人事委員会が評価する方法を定める。

適格性方針の要約および枠組みに関するさらなる詳細情報は、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

5.3 取締役向け初任研修

新任取締役は全員、ANZの価値観およびカルチャー、ガバナンス枠組み、非執行取締役行動規範、取締役に關する方針、取締役会および委員会の方針、手順および主要問題、財務管理ならびに事業運営に關する情報を当該取締役が受領することを含む、正式な初任研修プログラムに参加する。また取締役は、上級経営陣より各自が責任を負う分野に關する事項につき概要の説明を受ける。

5.4 独立した助言に対する取締役の権利

取締役がその責務を果たすのを助けるために、各取締役は、（会長の事前の承認により）ANZの費用負担で、その責務に關する独立した専門的助言を求める権利を持つ。さらに、取締役会および各主要委員会は、ANZの費用負担で、その業務を支援するために必要とするいかなる専門的助言をも得ることができる。

5.5 取締役持株基準の充足

非執行取締役は、任命後5年以内にその基本報酬の最低100%と同額のANZ株式を保有するまで積立てを行い、その後はそれを維持しなければならない。会長の要件はその基本報酬の最低200%である。各非執行取締役は、当該要件を満たしている。

5.6 非執行取締役および上級執行役員の報酬

非執行取締役、CEOおよびその他の上級執行役員の報酬の仕組みに關する情報は、上記「4 役員の状況－(3)役員報酬の内容（報酬報告）」に記載されている。

5.7 次の年次株主総会における選任

ANZの定款および2001年会社法の規定により認められている通り、取締役会は随時ANZの非執行取締役を任命することができる。しかし、同人は次の年次株主総会において退任しなければならない。同人が取締役として継続を望む場合には同年次総会において株主による選任を受けなければならない。

5.8 取締役の任期および退任

ANZの定款は、非執行取締役としての役職の継続を望む非執行取締役が、3年毎に株主による再選を求めなければならない旨規定している。これは、ASX上場規則に整合している。

さらに、ANZの「取締役会改選および業績評価規約」では、非執行取締役は、株主により最初に選任されてから、連続3回の3年間の任期を満了した時点で退任することを求めている。

しかし、特別な場合に、取締役会が任期延長を非執行取締役に打診することができる。

5.9 取締役向け継続教育

ANZの取締役は、一連の訓練および継続教育プログラムに参加している。正式な初任研修プログラムに加えて、取締役は取締役としての自己の職務および責任に関する事項の最新情報を知らせることを目的とした定期報告書も受け取る。

各委員会もまた、適切なそれぞれの継続教育セッションを行う。監査委員会が会計基準の動向について定期的に説明を受けるのはその一例である。必要に応じて社内および社外の専門家が教育セッションの遂行に関与する。

6. 会社秘書役の役割

取締役会はANZの会社秘書役の任命につき責任がある。取締役会により、会社秘書役として3名が任命されている。

任命された会社秘書役のうちの一人はグループ・ジェネラル・カウンセルであるボブ・サンタマリアである。同人は、取締役会に法的な助言を行い、法的な役割について責任を負う。また、同人は、取締役会の適切な機能に関連するあらゆる事項について、取締役会に対し会長を通じて直接報告する責任を負う。同人はANZのコーポレート・ガバナンス原則を発展および維持させるためにEESG委員会の委員長および会社秘書役と緊密に働く。同人は会社秘書役室の役割について取締役会に対し責任を負う。

会社秘書役であるサイモン・ポーデージは、会社秘書役室の業務運営に責任を持つ。それには、取締役会および取締役会委員会会議の運営ならびにANZおよびそのオーストラリア子会社に対する取締役会のガバナンスに関する関連要件の管理、ANZの株式登録機関との関係の監視、ならびに分配の管理ならびに証券取引所および企業規制当局との情報の連絡およびこれらへの情報の届出といったANZの上場有価証券の管理が含まれる。同人は、取締役会の適切な機能に関係するあらゆる事項について、取締役会に対し会長を通じて直接説明する責任を負う。同人はANZのコーポレート・ガバナンス原則を発展および維持させるためにEESG委員会の委員長およびグループ・ジェネラル・カウンセルと緊密に働く。

ジョン・プリーストリーの役割は上級法的アドバイザーとしてのものであり、会社秘書役室の機能において日常の業務は果たしていない。ただし、同人はANZの会社秘書役に引き続き在任している。

会社秘書役は、取締役会の適切な機能に関連するあらゆる事項について、取締役会に対し会長を通じて直接説明する責任を負う。

7. 取締役会委員会

7.1 委員および出席

各主要な取締役会委員会は、

- ・ 独立非執行取締役のみで構成され最低3名を必要とし、
- ・ 自己の憲章を持ち、
- ・ 必要であるとみなす特別な調査を開始する権限を有し、また、
- ・ 取締役会をして委員のうち1名を委員長に任命させる。

取締役会は取締役会委員会の構成を毎年見直す。

会長は、各主要取締役会委員会の職権上の委員となり、EESG委員会の委員長となる。CEOは、適宜、取締役会委員会の会議に出席するよう招かれる。しかし、同人の出席は自動的ではなく、また自己の報酬が検討または討議される場合には出席しない。非執行取締役はすべての委員会のいかなる会議にも出席することができる。

各取締役会委員会は、その責任の範囲内で、憲章に基づき、その責務を実行するために関連があると考える経営陣および従業員に制限なく連絡をとり、かかる情報を制限なく入手することができる。

各取締役会委員会は、必要に応じて会議にANZの役員または従業員に出席を要請することができ、また外部関係者の出席を依頼することができる。

7.2 監査委員会

監査委員会は以下を監視し、独立して検討する責任を持つ。

- ・ ANZの財務報告原則および方針、管理ならびに手続き
- ・ ANZの内部統制およびリスク管理の枠組みの有効性
- ・ 監査委員会委員長に直属する内部監査（IA）の業務（IAの詳細については、下記第8.1項を参照のこと）
- ・ ANZの財務書類およびその独立監査の整合性ならびに関連ある法律上および規制上の要件の遵守
- ・ 一切のデューデリジェンス手続き
- ・ 財務報告に関連する範囲において健全性の監視手続きおよびその他の規制上の要件（報告要件を含む。）、ならびに
- ・ 主要な子会社の監査委員会からの報告

監査委員会はまた、次についても責任を持つ。

- ・ 外部監査人の任命、監督および年次評価（独立性、適格性ならびに資質および資格の検討を含む。）
- ・ 外部監査人の報酬
- ・ 適切な場合、外部監査人の交代、ならびに
- ・ グループ・ジェネラル・マネージャー（内部監査担当）の業績および報酬の検討ならびに適切な場合、取締役会に対する勧告の実施

委員会憲章に基づき、

- ・ 監査委員会の各委員は適切に財務に通じていなければならない、また、
- ・ 委員会の委員は委員会の責務を有効に果たすための適切な知識、技能および経験（業界における経験を含む。）を委員会全体として有していなければならない。

取締役会は、ポーラ・ドワイヤー（委員長）が、監査委員会憲章に規定される定義に基づく「財務の専門家」とであると判断した。取締役会はドワイヤーが当該要件に基づく「財務の専門家」に必要な資質を有していると判断したが、このためにドワイヤーが監査委員会の他の委員より追加的な責任を負うことにはならないという点に留意することが重要である。

監査委員会は経営陣を同席させずに外部監査人および内部監査人と会合を持つ。監査委員会委員長は、IA、外部監査人および経営陣と個別かつ定期的に面会する。副最高財務責任者が、監査委員会の事務および効果的な運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する執行役員である。

CEOおよび最高財務責任者は、取締役会に対し、当グループの2018年度に関して以下を公表した。

- ・ 会社法第295条AおよびASXガバナンス原則の勧告4.2に定められる通年財務書類およびその他の事項、ならびに
- ・ ASXガバナンス原則の勧告4.2により要求される中間財務書類およびその他の事項

7.3 ESG委員会

ESG委員会は、以下を担当する。

- ・ 取締役候補者の特定および推薦ならびに会長職の適切な後継者育成を確実にする（上記第3.5項を参照のこと）。
- ・ 取締役会、取締役会委員会および委員会の委員長を含めた非執行取締役の業績を評価する確実に効果的な手続きを保証する（上記第4項を参照のこと）。
- ・ ANZの取締役会の多様性へのアプローチの有効性を監視し、取締役会における性別多様性達成の測定可能な目標を検討および承認する（下記第13項を参照のこと）。
- ・ 適切な取締役会および取締役会委員会の体制を確実に設置する。
- ・ 各取締役会委員会の憲章を検討および承認する（ESG委員会自体の憲章は除く。これは取締役会が検討、承認する。）。
- ・ 適切な一連のコーポレート・ガバナンス原則/取決めがANZ全体での適用に向けて確実に開発・維持されるようにする。
- ・ ANZのための企業持続可能性目標を承認し、その達成状況を検討する。ならびに、
- ・ 関連する持続可能性の課題について経営陣に助言を行い、持続可能性の課題に関する経営委員会からの議事録を検討する。

グループ・ジェネラル・カウンセルが、ESG委員会の事務および効率的な運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する執行役員である。

7.4 人事委員会

人事委員会は、報酬事項および上級執行役員の引き継ぎに関して取締役会を補佐し、これに対し勧告をする。

人事委員会は取締役会に対して以下の事項について検討および勧告を行う責任を持つ。

- ・ CEOに関する報酬事項（詳細は上記「4 役員の状況－(3)役員報酬の内容（報酬報告）」を参照のこと）。
- ・ その他のANZ取締役被任命者に対する、インセンティブ契約を含む報酬事項（グループ・ジェネラル・マネージャー（内部監査担当）およびANZの重要なリスク・テイクを除く。）
- ・ 執行役員の報酬構造および重要なインセンティブ制度の設計、および
- ・ 当グループの報酬方針

さらに、人事委員会は、

- ・ 取締役被任命者（それぞれリスク委員会および監査委員会により個別に検討される、最高リスク責任者およびグループ・ジェネラル・マネージャー（内部監査担当）を除く。）の任命を検討および承認し、
- ・ 上級執行役員の後継者育成を検討・承認し（かつ、最高経営責任者に関する当該事項につき取締役会に勧告を行い）、また、
- ・ ANZの戦略および価値との文化的一致、従業員エンゲージメント、（ESG委員会が監視する取締役会の多様性を除く）多様性およびインクルーシブ（包摂性）プログラムを監視する。

グループ執行役員（人材およびカルチャー担当）が、人事委員会の事務および効率的な運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する。

人事委員会の活動の詳細は、上記「4 役員の状況－(3)役員報酬の内容（報酬報告）」を参照のこと。

2018年10月30日現在のANZ取締役会委員会の委員

	監査	倫理、環境、社会およびガバナンス	人事	リスク	デジタル事業および技術
	メンバーシップ				
D.ゴンスキー AC*		 C			
I.アトラス			 C		
P.ドワイヤー	 C, FE				
J.ハルトン AO PSM					
サー・J.キー GNZM AC					
リー・シェンヤン					 C
G.リーベルト				 C	
J.マクファーレン					

構成

・取締役会は取締役会会長以外の取締役の1人を委員長に指名する ・リスク委員会と監査委員会の間の適切な情報フローを確保するために、リスク委員会委員長が監査委員会委員となり、監査委員会委員長がリスク委員会委員となる。 ・監査委員会憲章の第6.2条に記載のとおり、委員に追加の適格性の適用規則がある。	・取締役会が委員の1人を委員長に指名する。	・取締役会が委員の1人を委員長に指名する。 ・委員会の委員はリスク委員会および人事委員会の委員の重複を確保する。	・取締役会は取締役会会長以外の取締役の1人を委員長に指名する。 ・委員会の委員はリスク委員会および人事委員会の委員の重複を確保する。 ・リスク委員会と監査委員会の間の適切な情報フローを確保するために、監査委員会委員長がリスク委員会委員となり、リスク委員会委員長が監査委員会委員となる。	・取締役会が委員の1人を委員長に指名する。

- ・ 委員は全員独立、非執行取締役であることを求められている。
- ・ 各委員会の最低委員数は非執行取締役3名である。これには取締役会会長（職権上の委員）を含めることができる。
- ・ 各取締役が、自身が委員ではない委員会の会議に出席することができる（投票はできない。）。

* 職権上の委員

注：C - 委員長、FE - 財務の専門家

7.5 リスク委員会

取締役会は、当グループのリスク選好報告書およびリスク管理戦略を含むリスク選好の承認に責任を負う。

この責任はまた、当グループ全体で有効なリスク管理を促進するため、経営陣による健全なリスク管理文化の確立の監視に及ぶ。これは翻ってANZのリスク選好範囲内で一貫して業務を行う能力を支える。

リスク委員会は、以下により取締役会を補佐する。

- ・ 経営陣によるリスク管理枠組みおよび関連業務の履行を独立して監視をする。
- ・ 当グループのリスク選好および資本力と比べた現在および将来のANZのリスク状況について当グループ全体での概観を観察する。
- ・ 事業、市場、信用、エクイティおよびその他の投資、財務、運営、流動性および評判リスクの管理ならびに当グループのコンプライアンス義務の管理に対する責任を果たす。ならびに、
- ・ 現行のおよび将来のリスク選好およびリスク管理戦略について取締役会に対して助言をする。

リスク委員会は、経営陣の承認できる裁量を超えた信用取引を承認する権限を付与されている。

最高リスク責任者が、リスク委員会の事務および効率的な運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を有する。

リスク管理の枠組み

当グループには、ANZの重要なリスクの監視および管理を行うリスク管理枠組みが設けられている。その健全性維持の確認のため、リスク委員会の承認とともに、取締役会は、少なくとも年に1度は、この枠組みの見直しを行う。当該見直しは2018事業年度中に行われた。

7.6 デジタル事業および技術委員会

デジタル事業および技術委員会は、ANZのデジタル変革、データ、技術および技術関連イノベーション戦略の監視に関する取締役会の責任を効率的に切り出して取締役会を補佐する責任を負い、同委員会の委員が関連事項について取締役会で行うよりさらに深く疑問を投げかけ探求する場を提供する。同委員会は以下の責任を有する。

- ・ ANZのデジタル変革、技術および技術関連イノベーション戦略に関する事項を適宜監視および指導する。
- ・ ANZのデジタル変革、技術および技術関連イノベーション戦略の一部をなす主要プログラムの展開を監視する。
- ・ 1億ドルを超えるものを含む重要なデジタル変革および技術投資を取締役に勧告し、監視する。
- ・ 安全で安定した信頼性の高いサービスを確保するため、ANZの技術装備一式の健全性および関連性を見直す。

デジタル事業および技術委員会は、これらの事項の適宜の判断において同委員会を補佐するためANZ国際技術・デジタル事業諮問パネルの専門家を活用した。同パネルは私的な会議も含め、同委員会の各会議に出席する。

グループ執行役員（デジタル・バンキング担当）が、当該委員会の管理および効率的な運営に関して当該委員会の委員長を補佐する責任を有する。

7.7 その他の委員会

取締役会は、5つの主要な取締役会委員会に加えて、特定の任務の遂行に資するために、取締役だけから成る2つの委員会を構成している。2つの委員会とは、以下の通りである。

- ・ 取締役会の全権限を有し、緊急問題を処理するために、定期的に予定された取締役会の会議の合間にも必要により招集される取締役会特別委員会、ならびに
- ・ 取締役会に代わり株式およびオプションの発行を管理する権限（ANZの従業員株式取得制度および株式オプション制度に基づく場合を含む。）を有する株式委員会

取締役会はまた、特定の任務を果たすにあたり必要のある場合、取締役会の臨時特別委員会を設置し、それに権限を委譲する。

8. 監査および財務ガバナンス

8.1 内部監査

内部監査（IA）は、経営陣から独立している。その役割は、取締役会および経営陣に、ANZの第1防衛線（ビジネス）および第2防衛線（グループおよび部門のリスク）が定めた内部統制の独立的な評価をすることである。IAは取締役会が承認した憲章に従って機能する。IAの作業の結果は監査委員長を通じて監査委員会に報告される。IAはグループ最高経営責任者および外部監査人にも直接連絡をとることができる。

IAチームは7人のジェネラル・マネージャーを含み、彼らは、それぞれの部門に対して監査業務を行う責任がある。ジェネラル・マネージャーは、監査業務のトップおよびグループ・ジェネラル・マネージャー（IA担当）と共に、IAリーダーシップ・チームを組む。IAは、技術、信用保証、カルチャー評価、データ分析および業務監査の技能を持つ個人から構成される、グローバル監査プール・ストラクチャーを利用する。グローバル・チームは17拠点にわたって分散する。

IAは年次IA計画に従って機能し、IA計画とは、IAが運営の際に準拠するものであり、ANZの全体的なリスク選好およびリスク管理の枠組みに沿って、作成および見直しが行われる。監査委員会が、毎年のIA計画およびこれに対する重要な変更を検討および承認する。これにより、IA計画が規制上の要件を満たし、かつ、すべての重要なリスクを考慮していることを確認する。監査委員会は、IA機能の年間予算も承認する。

すべての監査活動は、専門的な監査機関により公表された国内および国際的な監査基準のみならず、ANZの方針および価値（ANZの従業員行動規範を含む。）に沿って行われている。グループ・ジェネラル・マネージャー（IA担当）は、四半期報告書を監査委員会に提出する。当該報告書では、主要な活動および発見事項、発行済み監査報告書および格付けの統計および内部監査機能に関する情報（戦略的イニシアチブ、人員配置およびその他の関連事項の進捗を含む。）を要約している。

IAは、提起された監査の問題の効率的かつ適時な解決について評価し、報告する。

8.2 外部監査

外部監査人の役割は、ANZの財務報告が真実かつ公正であり会計基準および適用ある規制を遵守している旨の独立した意見を与えることである。外部監査人はオーストラリア監査基準に基づき独立監査を実施する。監査委員会はANZの外部監査人との関係に関する利害関係者採用モデルを監視する。この利害関係者採用モデルに基づき、監査委員会には外部監査人の指名（株主の承認が条件となる。）ならびに報酬支払い、維持および監督の責任がある。

また、同利害関係者採用モデルの規定によると、監査委員会は、

- ・ 個別採用により、または同委員会により承認された特別な事前承認方針に基づき、採用されるすべての監査、監査関連および非監査業務を事前に承認する。
- ・ 外部監査人の独立性につき定期的に見直す。ならびに、
- ・ 外部監査人の有効性を評価する。

◎ 上記の利害関係者採用モデルは、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

同利害関係者採用モデルには、外部監査人が提供することができる非監査業務に関する多くの要件、ならびに外部監査従業員の採用および異動に関する要件が含まれている。

外部監査人であるKPMGにより2018年度中に提供された非監査業務の情報は、下記「（２）監査報酬の内容等－③外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容」に記載されている。当該情報には、当該業務の費用および2001年会社法の関連する独立性要件を取締役にあって満足いく形でKPMGが満たしているかに関する取締役会からの書面が含まれる。さらに、監査人は、2001年会社法第307条Cに従った独立性の声明を公表した。

8.3 財務管理

監査委員会はANZの財務報告方針および管理、ANZの財務書類の整合性、外部監査人との関係、IAの業務、ならびに様々な重要な子会社の監査委員会を監督する。

ANZは主要な財務報告管理の計画を評価し、その運営効率を検査する、財務報告ガバナンスの枠組みを維持している。さらに、上級財務執行役員を含む上級経営陣が半年ごとの完全な証明書を作成する。これらの証明書は財務実績、開示、手続きおよび管理に対する表明および疑問から構成され、ANZの対社会的責任に沿ったものである。

評価と検査から生ずる重要な事項はいずれも監査委員会に報告される。

9. 倫理的かつ責任ある意思決定

9.1 行動規範

ANZは従業員規範および非執行取締役規範という2つの主要な行動規範（以下「行動規範」という。）を有している。従業員規範はANZの価値観を支え、ANZの従業員に対し、その日常業務における公正で偏らない倫理的な意思決定を助ける一連の実用的な指針を与えている。非執行取締役規範は法の下で取締役が異なる責任を有することを認めつつ、従業員規範と同じ価値観および原則を掲げている。

行動規範は、誠実性、信頼性、質の高さおよび信用を求めている。ANZの従業員および取締役はANZの代表として見なされ得る場合にはいつでもこれらの行為を実行し、行動規範を遵守することが要求される。

行動規範の基礎をなす原則は以下のとおりである。

- ・ 倫理的かつプロフェッショナルであること
- ・ 信頼性をもって行為すること
- ・ 敬意と尊厳をもってすべての者に接すること
- ・ 利益相反を管理すること
- ・ プライバシーおよび機密性を保護すること
- ・ 当グループの規範、法律ならびにANZの方針および手続きを遵守すること
- ・ 受け入れ難い行為を非難し、正しいことを擁護すること

規範は、ANZの行動方針の枠組みを共に形作っている以下の詳細な方針により補われる。

- ・ ANZマネーロンダリング防止および対テロ資金方針
- ・ ANZシステム、機器および情報活用方針
- ・ ANZ情報セキュリティ方針
- ・ ANZ詐欺対策
- ・ ANZ費用、出張および接待方針
- ・ ANZ雇用機会均等、いじめおよび嫌がらせ対策
- ・ ANZ保健および安全方針
- ・ 利益相反方針
- ・ ANZ証券の取引方針
- ・ ANZ以外の証券取引方針
- ・ ANZ評判リスク方針
- ・ ANZ贈賄防止および汚職防止対策
- ・ ANZ内部告発者方針

従業員規約を補完するため、ANZの「業績向上および受け入れ難い行為に関する方針」は、以下を定めている。

- ・ 従業員が業績、行為およびコンプライアンスの基準を満たしているかを判断するにあたってANZが適用する原則
- ・ 違反がある場合に適用すべき措置

「業績向上および受け入れ難い行為に関する方針」および「グローバル業績管理枠組み」に基づき、従業員へ適用される正式な措置（例えば、警告）につながる従業員規約の違反はすべて記録され、当該従業員の業績評価および報酬を決定する際に考慮される。

取締役による非執行取締役規約の遵守は、引き続き年間業績審査対象の一部となっている。

規範はANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

9.2 証券取引

ANZ証券取引方針は、一般には入手できず、ANZの有価証券の価格もしくは価値に重大もしくは著しい影響を与えると合理的に予想される情報を保有するすべての従業員、取締役および契約者によるANZの有価証券の取引を禁止している。

この方針は、同方針に定義されるとおりの「取引停止期間」中にANZの取締役および一定の「制限対象者」（一部の上級執行役員を含む。）ならびにそれらの関係者によるANZ証券の取引を明確に禁止している。この方針では、

- ・ 特定の種類の取引は同方針上の取引制限の運用から除外される。
- ・ 例外的な場合に、事前の書面による許可により、禁止期間中に取引が認められる。
- ・ 従業員およびその関係者が、権利未確定であるかまたは保有義務のある、ANZのいずれかの従業員持株制度に基づいて付与された持分をヘッジすることを禁止している。
- ・ ANZの取締役および制限対象者は、マージン・コールまたは融資担保比率違反の対象となる可能性がある、マージン・ローンまたは同様の金融上の取決めに関連したANZの有価証券の使用を禁止されている。

当該方針はANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

9.3 内部告発者保護

内部告発者方針は、すべての従業員、下請業者および外部監査人が、倫理的および法的な基準に違反したまたはその疑いのある行為に係る懸念について自由に反動を恐れることなく指摘し、「報告されるべき行為」を表に出しやすくするために策定されている。

これには、非倫理的で反プロフェッショナルな行い、廉潔性および品位に係る事案、利益相反、プライバシーおよび機密保持の違反、妥当でない業務慣行、人権基準への潜在的抵触、または方針、手続きもしくは法律のコンプライアンス全般に係る慣行もしくは行いのうち1つ以上の行為が含まれる。

この方針は、報告されるべき行為を表面化させた者が結果として犠牲になりまたはその他の不利益を被らないようANZが当該者を保護することを求めている。

内部告発者はこの方針に基づき、ライン・マネージャー、指定された内部告発者保護オフィサーに対して、あるいは独立して管理される内部告発者ホットラインを通じて情報を開示することができる。

10. 株主に対する責任

ANZはANZに積極的に関心をもつことを株主に奨励し、時期を逸することなく質の高い情報を株主に提供することを目指す。

◎ 株主はANZの所有者であり、下記のアプローチは株主通信および株主総会（Shareholder Communication and Shareholder Meetings）と題された書類に反映されており、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

10.1 コミュニケーション

ANZに関して十分な情報を得た上で決定することができるようにするために、またANZに対する見解を伝えるために、株主はANZの事業運営、実績およびガバナンスの枠組みを理解する必要がある。

一般的に当グループはその業績報告、年次報告書、年次レビュー、市場に向けたアナウンスおよび短信、半年ごとのニュースレターおよびanz.com（英文）にあるANZの株主のためのサイトを通じて、上記を行っている。

当グループはすべての事業慣行につき透明性の向上に向けて努力し、株主、より広範囲の市場およびコミュニティの信用と信頼に質の高い開示が与える影響を認識する。これらを達成するため、ANZは、予定された業績発表の他に、2018年度において市場に向けて取引に係る最新の報告を行った。

◎ 何らかの情報を要求した場合または懸念もしくは関心のある事項につきANZに見解を表明したい場合、ANZのインベスター・リレーションズ（IR）およびANZの株式登録機関、コンピューターシェア社の投資家サービスの連絡先の詳細（郵便、電話およびemailを含む。）が、ANZの2018年度年次報告書およびANZのウェブサイト（anz.com/shareholder）（英文）において提供されている。

ANZの株主は、ANZおよびその株式登録機関から電磁的に連絡を受け取り、ANZおよびその株式登録機関に対してメッセージを送信するオプションを有している。

ANZは、投資家との効果的なコミュニケーションを促す包括的インベスター・リレーションズ・プログラムも備えている。

10.2 総会

可能な限り多数の株主に株主総会に出席する機会を与えるために、ANZは株主総会を各州都で持ち回りで開催し、ウェブ放送技術を用いてオンラインで株主総会を視聴することを可能にしている。

◎ 本事業年度中に行われた会議およびプレゼンテーションに関する情報は、ANZのウェブサイト（anz.com/shareholder）（英文）にて閲覧可能である。

年次株主総会の前に、総会において重要な共通のテーマを検討できるように、株主は会長またはCEOに対して質問を提出する機会を有する。

ANZの年次株主総会においては外部監査人が出席し、監査人は監査人としての能力の範囲で、彼らに関する事項につき株主の質問に答えることができる。

取締役も、異常な状況にある場合を除き、年次株主総会に出席することが求められる。取締役は、総会の後株主と会い質問に答えられるようにしている。

株主は企業の問題に関連した様々な決議案に投票する権利を有する。株主に対しては総会に出席し参加することを推奨する。ただし、株主が総会に出席できない場合、郵便または電子的に委任状を提出することができる。票決が投票により行われる場合（ANZにおいてはこれが通例である。）、株主は極秘の取扱で投票することができる。

◎ ANZは総会の結果を検証するために独立した第三者（通常はKPMG）を指名する。当該結果はできる限り速やかにASXに報告され、ANZのウェブサイト(anz.com/shareholder)（英文）に掲載される。

2017年度年次総会のANZの通知には、年次総会で立候補した取締役の選出または再選に関してANZが有するすべての重要な情報が含まれていた。

11. 継続開示

市場に影響しやすい情報を以下の通り公表することがANZの慣行である。

- ・ ASX上場規則により要求されるとおり即時に、ASXに対して公表する。
- ・ その後ANZの証券が上場されている関連するすべての海外の証券取引所に対して公表する。ならびに、
- ・ ANZのメディア発表、ウェブサイトおよびその他適切な経路を通じて、市場およびコミュニティ一般に対して公表する。

開示担当に任命された役員は通常、提案されている開示について検討し、いかなる情報を市場に開示するかに関して決定を下す責任を持つ。ANZの従業員および契約者は、ANZに関する価格に影響する可能性がある情報の存在に気付いた時は直ちに、それを会社秘書役（または会社秘書役の不在時にはグループ・ジェネラル・マネージャー）に通知しなければならない。

ANZの継続開示方針の概略が、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance)（英文）に掲載されている。

12. 経済、環境、社会面の持続可能性リスク

ANZの重大な経済、環境、社会面の持続可能性リスクに関する詳細およびANZがこれらのリスクをどのように管理するかに関する詳細は、上記「第3 事業の状況－2 事業等のリスク」に記載され、これらはANZのウェブサイト(anz.com/annualreport)（英文）に掲載されている。

ANZにおける多様性およびインクルーシブ性

13. 多様性およびインクルーシブ性

13.1 インクルーシブな職場の創設

当グループの人材の背景、視点および人生経験が、当グループの全顧客との強固な関係を構築し、当グループの事業のため革新を行い、よりよい意思決定を行うことに資する、活発で多様性に富みインクルーシブな労働力には固有の強みがあるとANZは確信している。

ここでいう多様性は、年齢、扶養介護責任、文化的アイデンティティ、障害、ジェンダー表現およびアイデンティティ、民族、教育、家族／血縁関係の状況、性的指向、宗教的信条および／または社会経済的背景を含む。多様性はまた、人々が教育、人生経験、所在地、性格、考え方および就労経験の面で異なる多数の状態を含む。

◎ 多様性およびインクルーシブ性に関するANZの方針の姿勢については、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance)（英文）に概要が掲載されている。

13.2 リーダーシップ、ガバナンスおよび説明責任

ANZの人事委員会はANZの人事戦略、報酬戦略ならびにより広い多様性およびジェンダー均衡への取組みに関連して、重要な役割を果たす。当該委員会の役割には、多様性およびインクルーシブ性の目的や目標に照らした進捗（ジェンダー均衡の達成に向けた進捗を含む。）、その他の多様性の優先事項ならびに後継者育成について毎年検討することが含まれる。ただし、取締役会に関連するジェンダー多様性に関する事項はEESG委員会の管轄である。

人事委員会はまた、毎年の業績および報酬査定を検討する。当該検討は以下の通りである。

- ・ ジェンダー間の支払いに関する報告の重視を含み、すべての査定をCEOが検討する。
- ・ 業績評価の分布、給与の変遷、短期的報酬および長期的報酬などの査定についてジェンダー間で測定する。

グループ経営委員会は、女性管理職の比率を向上させ、活発で多様性に富みインクルーシブな労働力を創造するために、毎年のCEOおよび当グループの目標を定める。リーダー層における女性比に関する進捗状況は毎月確認される。その結果はANZのボーナス・プールおよび業績査定の評価資料となる。

13.3 ANZにおける進捗

多様性およびインクルージョン目標	進捗
2020年度までに、リーダー層の女性比を3%増やして34.1%にする。	当グループ全体のリーダー層の女性比は32%であり、2017年9月30日の31.1%から0.9%増加している。
オーストラリア先住民、障害を有する者および難民を含む過少代表グループから2020年度までに1,000人以上を採用する。	2016年度以降、当グループは過少代表グループから210人を採用している。この数値の内訳は、オーストラリア先住民200人、障害を有する人240人および難民70人である。
2018年度の組織インクルーシブネス・スコアを少なくとも93%以上に維持する。	2018年度の組織インクルーシブネス・スコアは93%で維持された。

13.4 取締役会、上級執行役員および経営陣レベルでのジェンダー均衡

ANZの取締役会は現在、9名の取締役、1名の執行取締役（すなわちCEO）および8名の非執行取締役に構成され、その内3名が女性である。2015年8月、EESG委員会は2017年（暦年）末までに取締役会における女性比を少なくとも30%以上とする目標を設定した。当該目標は、1年以上前倒して達成され、現在の取締役会における女性比は33.3%である。取締役会の現在の目標は取締役会における女性比を少なくとも30%以上に維持することである。長期的に取締役会が思い描く目標は、取締役会単独で男女同数の代表構成にすることである。

ANZのグループ経営委員会には、副CEO兼富裕層オーストラリア担当グループ執行役員、最高財務責任者、人材およびカルチャー担当グループ執行役員ならびにデジタル・バンキング担当グループ執行役員の4名の女性がいる。

2018年度中、リーダー層全体の女性比は32%に上昇した。上級執行役員の女性比は2%減少したが、執行役員の女性比は1.7%増加した。ジェンダー均衡を重視することは、依然としてANZの事業地域および事業全体において重要な戦略である。

2018年9月30日現在、子会社取締役会におけるすべての従業員兼務取締役のうち49%に女性が任命されている。

13.5 ジェンダー平等の目標および改善結果の進捗状況

2004年度以降、女性管理職について年間の目標を設けている。2018年度からは、その測定範囲を経営陣の女性に代えてシニア・マネージャー、執行役員および上級執行役員レベルを対象としたリーダー層の女性としている。以下は2018年度の進捗状況および結果であり、CEOに連なる経営陣の各レベルが定義されている。

グループ [△]	2017年度 基準値	2018年度 女性比の実績 割合	2018年度の 女性の実数 (人)
上級執行役員および執行役員（グループ経営委員会を含む）	27.8%	28.9%	185
最高経営責任者-1：グループ経営委員会	33.3%	33.3%	4
最高経営責任者-2：上級執行役員 ⁽¹⁾	27.2%	25.2%	28
最高経営責任者-3：執行役員 ⁽²⁾	27.9%	29.5%	153
上級マネージャー ⁽³⁾	32.3%	33.2%	604
マネージャー ⁽⁴⁾	43.0%	43.1%	7,119
リーダー層の女性合計⁽⁵⁾	31.1%	32%	789
リーダー層以外の女性合計 ⁽⁶⁾	54.7%	54.7%	22,064
ANZ全体	53.4%	53.4%	22,853

注：

- △ 「グループ」には休暇の状況にかかわらずすべての従業員を含むが、契約者（FTEに含まれる。）は含まない。
- (1) 「上級執行役員」は、グループ1に指定されたANZ内の役職を担う者により構成される。これらの役職は一般的に大規模事業、地域または事業分野の戦略、方針およびガバナンスを指揮することを含む（グループ経営委員会を除く。）。
- (2) 「執行役員」は、グループ2として指定されたANZ内の役職を担う者により構成される。
- (3) 「上級マネージャー」は、グループ3として指定されたANZ内の役職を担う者により構成される。
- (4) 「マネージャー」は、グループ4として指定されたANZ内の役職を担う者により構成される。
- (5) 「リーダー層の女性合計」は、ANZのグループ経営委員会の役職およびグループ1から3として指定されたANZ内の役職の合計を示す。
- (6) 「リーダー層以外の女性合計」は、グループ4から6として指定されたANZ内の役職を担う女性により構成される。

13.6 2019年度の多様性およびインクルーシブ性に関する目標

当グループは2019年度に、以下の多様性に関する目標を継続的に実践していく。

- ・ リーダー層の女性比を2020年までに3%増加させ34.1%にする。
- ・ オーストラリア先住民、障害を有する人および難民を含む過少代表グループから2020年までに1,000人以上を採用する。

ANZの多様性およびインクルーシブ性に対するアプローチに関するより詳細な情報は、2018年度企業持続可能性レビュー（KPMGにより独立的な確認が行われる。）において入手可能となる予定である。2018年12月にANZのウェブサイト（anz.com/shareholder）（英文）において公表される。

◎ 職場における男女平等法（Workplace Gender Equality Act）に基づき、ANZは、職場における男女平等局（WGEA）に対し、ANZの「男女平等指標」を開示する年次の公式届出を行うことが求められる。これらの報告書は、3月21日に終了する12か月間について、年次で提出される。最新のANZの提出情報がANZのウェブサイト（anz.com/WGEA）（英文）に掲載されている。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

下記「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2018年度連結財務書類の注記34「監査人報酬」を参照のこと。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

③ 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

2001年会社法および業界の最良慣行の要件を組込んだ「当グループの外部監査人との関係に関する利害関係者採用モデル」（以下「本方針」という。）は、外部監査人が外部監査人としての役割と対立するまたは独立性の要件に違反すると考えられるサービスを提供することを防止している。これは、コンサルティングの助言および経営陣が通常行う業務上の活動の下請け、ならびに外部監査人が自身の業務について意見を表明することが最終的に必要となる可能性のある契約を含む。

具体的に本方針は以下を定める。

- ・ 提供可能な非監査業務の範囲を限定する。
- ・ 監査業務、監査関連業務および認められる非監査業務については、監査委員会により承認を受けるか、または監査委員会委員長（もしくは代表者）により承認を受け監査委員会に通知する前に、独立性の規定に照らしてかつ潜在的な利益相反を考慮することを必要とする。
- ・ 当グループのための一切の契約を外部監査人が開始するには、事前承認を必要とする。

本方針の詳細は、上記「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」に記載する。

外部監査人は監査委員会に対して、以下を確認した。

- ・ オーストラリアおよび米国を含む適用法域における独立ルールを確実に遵守する手続きを実施した。
- ・ オーストラリアにおいて適用されるもの、米国証券取引委員会により規定されたものおよび本方針を含む非監査業務の提供に関する適用ある政策および規則を遵守した。

監査委員会は、2018年度につき外部監査人が提供した非監査業務を検討し、これらの業務の提供は本方針に一致すること、2001年会社法が課す監査人の独立性に関する一般基準に矛盾しないこと、また2001年会社法における監査人の独立性の要件を損なわなかったことを確認した。これは監査委員会により取締役会に正式に報告された。

2018年9月30日に終了した年度中に外部監査人であるKPMG、またはKPMGを代理して他の者もしくは事務所により当グループに提供された非監査業務の分類、および当グループが支払済みまたは支払うべき金額（物品・サービス税を含む。）は以下のとおりである。

非監査業務	支払済金額/未払金額	
	2018年度	2017年度
	(単位：千ドル)	
市場または規制に関する全般的な見識	187	91
研修関連サービス	17	8
統制関連の評価	94	165
方法および手続きのレビュー	10	478
合計	308	742

上記の理由から、取締役は、2018年9月30日に終了した年度中の外部監査人による非監査業務の提供が、2001年会社法が課す外部監査人の独立性に関する一般基準に矛盾しないこと、また2001年会社法における監査人の独立性の要件を損なわなかったことに満足している。

④【監査報酬の決定方針】

監査委員会が監査報酬の決定につき責任を持つ。

第6【経理の状況】

(イ) 本書記載のオーストラリア・ニュージーランド銀行（「当行」）ならびに当行およびその被支配法人（当行と合わせて、「当グループ」または「ANZ」）の2018年9月30日現在ならびに同日に終了した事業年度の財務書類（連結財務書類および個別財務書類）は、オーストラリア会計基準（「AASs」）、およびオーストラリア会計基準審議会（「AASB」）が発行したその他の権威ある公表文書、2001年会社法、ならびに国際会計基準審議会（「IASB」）が公表した国際会計報告基準（「IFRS」）および解釈指針に準拠して作成されたものである。なお、当行および当グループの英文財務書類はオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）に提出され、オーストラリア証券取引所で公衆の縦覧に供されている。

当行が採用した会計基準、会計手続きおよび表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計手続きおよび表示方法との主な相違点に関しては「4. 日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に記載されている。

本書記載の財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（「財務諸表等規則」）第131条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ) 2018年9月30日現在ならびに同日に終了した事業年度の財務書類は、当行のオーストラリアの会計監査人であるケーピーエムジーの監査を受けている。監査報告書および同意書は、本書に掲載されている。

なお、ケーピーエムジーによる監査を受けたことにより、当行および当グループの財務書類は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定で定めるところの、監査証明に相当すると認められる証明を受けたとみなされるため、金融商品取引法第193条の2第1項第1号の規定に基づき日本の公認会計士または監査法人による監査を受けていない。

(ハ) 本書記載の当行および当グループの財務書類（原文）は、豪ドルで表示されている。以下の財務書類に「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2018年11月30日現在の、株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場（1豪ドル＝85.08円）の為替レートにより換算したものである。

(ニ) 日本円への換算額ならびに「2. 主な資産・負債及び収支の内容」から「4. 日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に関する記載は、当行の原文の財務書類に含まれておらず、上記（ロ）の監査の対象にもなっていない。

1 【財務書類】

(1) 連結財務書類

損益計算書

9月30日終了事業年度 ⁽¹⁾	注記	2018年		2017年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
受取利息		30,327	2,580,221	29,120	2,477,530
支払利息		(15,813)	(1,345,370)	(14,245)	(1,211,965)
純利息収益	2	14,514	1,234,851	14,875	1,265,565
その他営業収入	2	4,558	387,795	3,589	305,352
資産運用収入および保険収入純額	2	576	49,006	634	53,941
関連会社投資の持分利益	2	183	15,570	300	25,524
営業収入		19,831	1,687,221	19,398	1,650,382
営業費用	3	(9,248)	(786,820)	(8,967)	(762,912)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益		10,583	900,402	10,431	887,469
貸倒引当金繰入額	13	(688)	(58,535)	(1,198)	(101,926)
税引前利益		9,895	841,867	9,233	785,544
法人税	4	(2,784)	(236,863)	(2,874)	(244,520)
継続事業に係る税引後利益		7,111	605,004	6,359	541,024
非継続事業に係る税引後利益/（損失）	29	(695)	(59,131)	62	5,275
当期利益		6,416	545,873	6,421	546,299
内訳：					
当行株主に帰属する利益		6,400	544,512	6,406	545,022
非支配持分に帰属する利益		16	1,361	15	1,276
非継続事業を含む普通株式1株当たり利益（セント/円）					
基本的	6	221.6	188.5	220.1	187.3
希薄化後	6	212.1	180.5	210.8	179.3
継続事業に係る普通株式1株当たり利益（セント/円）					
基本的	6	245.6	209.0	218.0	185.5
希薄化後	6	234.2	199.3	208.8	177.6
普通株式1株当たり配当（セント/円）	5	160	136.1	160	136.1

(1) この情報は、継続事業を基礎に修正再表示したものである。非継続事業には、I00Fホールディングス・リミテッドに売却されるOnePathの年金および投資事業ならびに提携ディーラー・グループおよびチューリッヒ・フィナンシャル・サービス・オーストラリアに売却中の生命保険事業が含まれる。

後述の注記は財務書類の一部である。

包括利益計算書

9月30日終了事業年度 ⁽¹⁾	2018年		2017年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
継続事業に係る当期利益	7,111	605,004	6,359	541,024
その他の包括利益				
将来、損益に組み替えられない項目	32	2,723	26	2,212
将来、損益に組み替えられる可能性のある項目				
為替換算調整勘定 ⁽²⁾	222	18,888	(748)	(63,640)
その他の準備金の変動	137	11,656	(297)	(25,269)
上記項目に帰属する法人税	(118)	(10,039)	8	681
関連会社のその他の包括利益の持分 ⁽³⁾	25	2,127	1	85
継続事業に係るその他包括利益（税引後）	298	25,354	(1,010)	(85,931)
非継続事業に係る税引後利益/（損失）	(695)	(59,131)	62	5,275
非継続事業に係るその他包括利益（税引後）	18	1,531	(30)	(2,552)
当期包括利益合計	6,732	572,759	5,381	457,815
包括利益合計の内訳：				
当行株主に帰属するもの	6,706	570,546	5,372	457,050
非支配持分に帰属するもの	26	2,212	9	766

(1) この情報は、継続事業を基礎に修正再表示したものである。非継続事業には、I00Fホールディングス・リミテッドに売却されるOnePath年金および投資事業ならびに提携ディーラー・グループおよびチューリッヒ・フィナンシャル・サービス・オーストラリアに売却中の生命保険事業が含まれる。

(2) 非支配持分株主に帰属する為替換算差額による10百万ドルの利益を含む（2017年度：6百万ドルの損失）。

(3) 関連会社のその他の包括利益の持分は、将来損益に組み替えられる可能性のある売却可能資産再評価差益の28百万ドル（2017年度：1百万ドルの損失）および後に利益または損失に組み替えられる可能性のある為替換算調整勘定の損失3百万ドル（2017年度：2百万ドルの利益）を含む。

後述の注記は財務書類の一部である。

貸借対照表

9月30日現在	注記	2018年		2017年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
資産					
現金および現金同等物 ⁽¹⁾	8	84,636	7,200,831	68,048	5,789,524
ANZの未収決済残高		2,319	197,301	5,504	468,280
支払担保		11,043	939,538	8,987	764,614
売買目的有価証券	9	37,722	3,209,388	43,605	3,709,913
デリバティブ金融商品	10	68,423	5,821,429	62,518	5,319,031
売却可能資産	11	74,284	6,320,083	69,384	5,903,191
正味貸付金および前渡金	12	603,938	51,383,045	574,331	48,864,081
規制上の預け金		882	75,041	2,015	171,436
売却目的保有資産	29	45,248	3,849,700	7,970	678,088
関連会社に対する投資	26	2,553	217,209	2,248	191,260
当期税金資産		268	22,801	30	2,552
繰延税金資産		900	76,572	675	57,429
のれんおよびその他の無形資産	20	4,930	419,444	6,970	593,008
保険契約に対応する投資		-	-	37,964	3,229,977
土地建物および設備機器		1,833	155,952	1,965	167,182
その他資産		3,645	310,117	5,112	434,929
資産合計		942,624	80,198,450	897,326	76,344,496
負債					
ANZの未払決済残高		11,810	1,004,795	9,914	843,483
受取担保		6,542	556,593	5,919	503,589
預金およびその他の借入金	14	618,150	52,592,202	595,611	50,674,584
デリバティブ金融商品	10	69,676	5,928,034	62,252	5,296,400
当期税金負債		300	25,524	241	20,504
繰延税金負債		59	5,020	257	21,866
売却目的保有負債	29	47,159	4,012,288	4,693	399,280
保険契約債務		-	-	37,448	3,186,076
外部ユニット保有者に対する負債		-	-	4,435	377,330
支払債務およびその他の負債		6,788	577,523	8,350	710,418
従業員受給権		540	45,943	530	45,092
その他引当金	21	1,038	88,313	628	53,430
発行済社債	15	121,179	10,309,909	107,973	9,186,343
負債合計		883,241	75,146,144	838,251	71,318,395
純資産		59,383	5,052,306	59,075	5,026,101
株主資本					
普通株式資本	22	27,205	2,314,601	29,088	2,474,807
準備金	22	323	27,481	37	3,148
利益剰余金	22	31,715	2,698,312	29,834	2,538,277
当行株主に帰属する株式資本および準備金	22	59,243	5,040,394	58,959	5,016,232
非支配持分に帰属するもの	22	140	11,911	116	9,869
株主資本合計	22	59,383	5,052,306	59,075	5,026,101

(1) 現金および現金同等物の定義に当てはまるANZの未収決済残高を含む。

後述の注記は財務書類の一部である。

キャッシュフロー計算書

連結キャッシュフロー計算書は非継続事業を含んでいる。非継続事業に関するキャッシュフローおよび売却目的保有に再分類された現金および現金同等物については注記29を参照のこと。

9月30日終了事業年度	2018年		2017年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
税引後利益	6,416	545,873	6,421	546,299
営業活動による（に使用された）純キャッシュフローとの調整：				
貸倒引当金	688	58,535	1,198	101,926
減価償却費および償却費	1,199	102,011	972	82,698
土地建物および設備機器の売却（益）/損	(4)	(340)	(114)	(9,699)
正味デリバティブ/外貨換算調整	6,721	571,823	(3,409)	(290,038)
投資の売却による（利益）/損失	(594)	(50,538)	541	46,028
事業の売却目的保有への組替	693	58,960	-	-
その他の非現金項目の増減	(55)	(4,679)	(167)	(14,208)
営業資産の純（増加）/減少：				
支払担保	(1,648)	(140,212)	3,533	300,588
売買目的有価証券	8,565	728,710	2,081	177,051
正味貸付金および前渡金	(24,739)	(2,104,794)	(17,838)	(1,517,657)
保険契約に対応する投資 ⁽¹⁾	(3,914)	(333,003)	(2,122)	(180,540)
その他資産	(973)	(82,783)	509	43,306
営業負債の純増加/（減少）：				
預金およびその他の借入金	12,207	1,038,572	30,904	2,629,312
ANZの未払決済残高	1,853	157,653	(627)	(53,345)
受取担保	186	15,825	(310)	(26,375)
生命保険契約債務 ⁽¹⁾	4,263	362,696	2,260	192,281
その他の負債	(298)	(25,354)	215	18,292
調整額合計	4,150	353,082	17,626	1,499,620
営業活動による純キャッシュフロー⁽²⁾	10,566	898,955	24,047	2,045,919
投資活動によるキャッシュフロー				
売却可能資産：				
購入	(23,806)	(2,025,414)	(27,220)	(2,315,878)
売却または満期による手取金	20,592	1,751,967	19,751	1,680,415
事業売却による手取金	2,148	182,752	(5,213)	(443,522)
チューリッヒの再保険契約による手取金	1,000	85,080	-	-
その他資産	232	19,739	(148)	(12,592)
投資活動による（に使用された）純キャッシュフロー	166	14,123	(12,830)	(1,091,576)
財務活動によるキャッシュフロー				
発行済社債 ⁽³⁾ ：				
発行額	25,075	2,133,381	25,128	2,137,890
償還額	(15,898)	(1,352,602)	(27,409)	(2,331,958)
配当金支払額	(4,563)	(388,220)	(4,386)	(373,161)
自己株式の市場での購入	(114)	(9,699)	(75)	(6,381)
自社株買戻し	(1,880)	(159,950)	-	-
財務活動による（に使用した）純キャッシュフロー	2,620	222,910	(6,742)	(573,609)
現金および現金同等物の純増加	13,352	1,135,988	4,475	380,733
現金および現金同等物の期首残高	68,048	5,789,524	66,220	5,633,998
現金および現金同等物に関する為替レート変動の影響	3,564	303,225	(2,647)	(225,207)
現金および現金同等物の期末残高⁽⁴⁾	84,964	7,228,737	68,048	5,789,524

(1) 生命保険契約および保険契約に対応する投資は、売却目的保有に再分類されている。

(2) 営業活動による（に使用した）純キャッシュフローには、法人税納付額3,373百万ドル（2017年度：2,864百万ドル）を含む。

(3) 発行済社債の非現金の変動には、公正価値ヘッジによる利益1,443百万ドル（2017年度：1,498百万ドル）および外国為替差損5,712百万ドル（2017年度：差益1,324百万ドル）を含む。

(4) 貸借対照表の本表に認識されている84,636百万ドルの現金および現金同等物（2017年度：68,048百万ドル）ならびに売却目的の保有資産の一部として計上された328百万ドル（2017年度：ゼロ）を含む。

後述の注記は財務書類の一部である。

持分変動計算書

	普通株式資本		準備金		利益剰余金		当行株主に帰属する 株式資本および準備金	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2016年10月1日現在	28,765	2,447,326	1,078	91,716	27,975	2,380,113	57,818	4,919,155
継続事業に係る損益	-	-	-	-	6,344	539,748	6,344	539,748
非継続事業に係る損益	-	-	-	-	62	5,275	62	5,275
継続事業に係る 当期その他包括利益	-	-	(1,019)	(86,697)	15	1,276	(1,004)	(85,420)
非継続事業に係る 当期その他包括利益	-	-	(30)	(2,552)	-	-	(30)	(2,552)
当期包括利益合計	-	-	(1,049)	(89,249)	6,421	546,299	5,372	457,050
株主権に基づく株主との取引 (1) :								
配当金支払額	-	-	-	-	(4,609)	(392,134)	(4,609)	(392,134)
グループの生命保険法定基金に 保有される自己株式の受取配当 金	-	-	-	-	26	2,212	26	2,212
配当金再投資制度 ⁽²⁾	198	16,846	-	-	-	-	198	16,846
その他の資本増減⁽¹⁾ :								
富裕層オーストラリアの 自己株式の調整	69	5,871	-	-	-	-	69	5,871
当グループの従業員株式取得制 度	56	4,764	-	-	-	-	56	4,764
その他の項目	-	-	8	681	21	1,787	29	2,467
2017年9月30日現在	29,088	2,474,807	37	3,148	29,834	2,538,277	58,959	5,016,232
継続事業に係る損益	-	-	-	-	7,095	603,643	7,095	603,643
非継続事業に係る損益	-	-	-	-	(695)	(59,131)	(695)	(59,131)
継続事業に係る 当期その他包括利益	-	-	264	22,461	24	2,042	288	24,503
非継続事業に係る 当期その他包括利益	-	-	18	1,531	-	-	18	1,531
当期包括利益合計	-	-	282	23,993	6,424	546,554	6,706	570,546
株主権に基づく株主との取引 (1) :								
配当金支払額	-	-	-	-	(4,585)	(390,092)	(4,585)	(390,092)
当グループの生命保険法定基金 に保有される自己株式の受取配 当金	-	-	-	-	24	2,042	24	2,042
配当金再投資制度 ⁽²⁾	-	-	-	-	-	-	-	-
グループ株式買戻し ⁽³⁾	(1,880)	(159,950)	-	-	-	-	(1,880)	(159,950)
その他の資本増減⁽¹⁾ :								
富裕層オーストラリアの 自己株式の調整	(2)	(170)	-	-	-	-	(2)	(170)
当グループの従業員株式取得制 度	(1)	(85)	-	-	-	-	(1)	(85)
その他の項目	-	-	4	340	18	1,531	22	1,872
2018年9月30日現在	27,205	2,314,601	323	27,481	31,715	2,698,312	59,243	5,040,394

	非支配持分		株主資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2016年10月1日現在	109	9,274	57,927	4,928,429
継続事業に係る損益	15	1,276	6,359	541,024
非継続事業に係る損益	-	-	62	5,275
継続事業に係る				
当期その他包括利益	(6)	(510)	(1,010)	(85,931)
非継続事業に係る				
当期その他包括利益	-	-	(30)	(2,552)
当期包括利益合計	9	766	5,381	457,815
株主権に基づく株主との取引⁽¹⁾：				
配当金支払額	(1)	(85)	(4,610)	(392,219)
グループの生命保険法定基金に 保有される自己株式の受取配当金	-	-	26	2,212
配当金再投資制度 ⁽²⁾	-	-	198	16,846
その他の資本増減⁽¹⁾：				
富裕層オーストラリアの 自己株式の調整	-	-	69	5,871
当グループの従業員株式取得制度	-	-	56	4,764
その他の項目	(1)	(85)	28	2,382
2017年9月30日現在	116	9,869	59,075	5,026,101
継続事業に係る損益	16	1,361	7,111	605,004
非継続事業に係る損益	-	-	(695)	(59,131)
継続事業に係る				
当期その他包括利益	10	851	298	25,354
非継続事業に係る				
当期その他包括利益	-	-	18	1,531
当期包括利益合計	26	2,212	6,732	572,759
株主権に基づく株主との取引⁽¹⁾：				
配当金支払額	(2)	(170)	(4,587)	(390,262)
当グループの生命保険法定基金に 保有される自己株式の受取配当金	-	-	24	2,042
配当金再投資制度 ⁽²⁾	-	-	-	-
グループ株式買戻し ⁽³⁾	-	-	(1,880)	(159,950)
その他の資本増減⁽¹⁾：				
富裕層オーストラリアの 自己株式の調整	-	-	(2)	(170)
当グループの従業員株式取得制度	-	-	(1)	(85)
その他の項目	-	-	22	1,872
2018年9月30日現在	140	11,911	59,383	5,052,306

(1) 当期および前期は非継続事業を含む。

(2) 2018年の中間配当では、配当金再投資制度（DRP）に参加する株主に対し、株式を市場で調達し直接引き渡したため、DRPに関する株式の新規発行はない。（2017年最終配当および中間配当はゼロ、2016年最終配当では7.1百万株）2018年9月終了年度にDRP向けに市場で購入した株式は392百万ドルである。（2017年度：176百万ドル）

(3) 2017年12月18日、2018年6月22日、2018年10月19日に発表した通り、現在、市場でANZの普通株30億ドルの買戻しを行っている。当行は2018年度に1,880百万ドルに相当する株式を買い戻し、66.7百万株の消却を実施した。

後述の注記は財務書類の一部である。

[次へ](#)

連結財務書類注記

1. 当グループの財務書類について

本書は、オーストラリア・ニュージーランド銀行（「当行」）およびその被支配法人（「当グループ」と総称する。）の2018年9月30日に終了した事業年度の財務書類である。当行はオーストラリアで設立され、同国に本店を構えている。当行の登記上の事務所の住所、ならびに主要な事業所はANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008である。

2018年10月30日、取締役はこれらの財務書類の発行に関する決議を承認した。

財務書類の情報は、財務書類の理解において重要かつ関連性があると想定されるものに限定して含めている。例えば以下のような場合、開示は重要かつ関連性があるとみなされる。

- ・ 金額の規模が重要である（定量的要因）
- ・ 金額の性質が重要である（定性的要因）
- ・ 利用者はその開示がないと当グループの業績を理解することができない（定性的要因）
- ・ 例えば事業の取得や処分など、利用者にとって当期中のグループ事業の重要な変更による影響を理解するための重要な情報である（定性的要因）
- ・ 将来のグループ業績に影響する重要な業務に関する情報（定性的要因）
- ・ 2001年会社法、1959年銀行法の規制要件に基づく、もしくはオーストラリア証券投資委員会（ASIC）、オーストラリア健全性規制庁（APRA）などグループの主たる規制当局により求められる情報

財務書類の本セクションでは、以下を示している。

- ・ 当グループの財務書類の作成基準の概要
- ・ 財務書類の開示要件に直接影響を及ぼす新たな会計基準もしくは規制の説明

作成基準

本財務報告書は、オーストラリア会計基準（AAS）、およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書、2001年会社法、ならびに国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際会計報告基準（IFRS）および解釈指針に準拠して営利目的企業により作成された一般目的の財務報告書（Tier 1）である。

当グループの財務書類は、当行の機能通貨であり表示通貨である豪ドルで表示されている。ASIC企業向け（財務書類／取締役会報告書における四捨五入）通達第2016/191号により認められているように、別段の記載がない限り、財務書類に記載されている金額は百万ドル未満を四捨五入している。当グループの各社の財務書類は、各社が営業を行う主たる経済環境の通貨を用いて測定される（機能通貨）。

測定基準

本財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価法に基づき作成されている。

- ・ デリバティブ金融商品、また公正価値ヘッジの場合、公正価値調整は基礎となるヘッジ・エクスポージャーに対して行われる。
- ・ 売却可能金融資産

- ・ 売買目的保有金融商品
- ・ 損益を通じて公正価値評価するものと指定されているその他の金融資産および金融負債
- ・ 特定のその他の売却目的保有資産および負債について公正価値から、売却コストを差し引いた金額が帳簿価額を下回る場合（この要件から除外される特定の売却目的保有資産および負債を除く）。

AASB第1038号「生命保険契約」（「AASB第1038号」）に準拠して、生命保険債務はマージン・オン・サービスモデル（「MoS」）を用いて測定される。AASB第119号「従業員給付」（「AASB第119号」）に準拠して確定給付債務は予測単位積増方式を用いて測定される。

非継続事業

売却中のウェルス・オーストラリア事業（I00Cホールディングス・リミテッドに売却されるOnePathの年金および投資事業ならびに提携ディーラー・グループ事業、およびチューリッヒ・フィナンシャル・サービス・オーストラリアに売却中の生命保険事業）の財務成績、ならびに関連するグループ上の区分および連結への影響は、財務報告目的で非継続事業として扱われる。これらの事業は売却目的保有資産のサブグループであり、主要な事業分野を表しているため非継続事業として認められる。当グループの比較損益計算書および包括利益計算書は、非継続事業を継続事業から区分し、個別の勘定科目「非継続事業に係る損益」に表示するために修正再表示されている。これにより、富裕層オーストラリアならびにテクノロジー、サービス&オペレーションズ（「TSO」）およびグループ・センター部門の当期の財務情報および比較財務情報が影響を受けている。事業を非継続事業として再分類する際に貸借対照表は修正再表示されない。

連結基準

当グループの連結財務書類は、当行および当行の全子会社の財務書類で構成される。ある事業体について当行の支配が存在すると認められる場合、その事業体（組成された事業体を含む）は当グループの子会社とされる。当グループが事業体への関与を通じてリターンの変動にさらされるか、あるいはリターンの変動に対する権利を有し、かつその事業体に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合には支配が存在する。パワーは、当グループが事業体に対して持っている権利を検討することで評価される。ここでの権利とは、関連性のある事業体の活動を指図する現在の能力を当グループに与えるものとされる。当グループ内の法人間取引は、連結ベースで全て消去されている。

為替換算

取引および残高

外貨建て取引は、取引日現在の為替レートで当該機能通貨へ換算される。報告日において、外貨建て金融資産および負債は、当該日のスポット・レートで機能通貨へ換算される。為替換算損益は、発生した期間の損益に含まれる。

損益を通じて公正価値で測定される非貨幣性項目の換算差額は、公正価値評価損益の一部として表示される。売却可能金融資産に分類された非貨幣性項目の換算差額は、資本の部の売却可能資産再評価差額金に含まれる。

オーストラリアドル以外を機能通貨とする海外事業の財務書類

海外事業の財務書類は、以下の手法を用いて、当グループの財務書類に連結するためにオーストラリアドルに換算される。

外貨建て項目	使用する為替レート
資産および負債	報告日のレート
株式	当初の投資日のレート
収益および費用	期間の平均レート—ただし、重要と考えられる取引について、平均レートが合理的ではない場合、取引日のレートを使用

海外事業の財務書類の換算から生じる換算差額は、資本の為替換算調整勘定に計上される。海外事業を処分する場合、かかる累積換算差額は処分損益の一部として損益に振替えられる。

受託業務

当グループは、主に富裕層ビジネスを通じて、保管、名義人、受託、管理、投資運用サービスを含む信託サービスを第三者に提供している。これに伴い、当グループは、第三者に代わり資産を保有、ならびに金融商品の購入および販売に関する意思決定を行う。ANZが資産の実質所有者でない場合、もしくは資産を支配していない場合、本財務書類においてこれらの取引は認識されない。ただし、会計基準または規制で要求される場合を除く。

重要な判断および見積り

当グループの会計方針を適用するプロセスにおいて、経営陣は数多くの判断をくだし、過去および将来の事象に関する見積りおよび仮定を適用している。財務書類にとって重要であると考え重要な判断および見積りに関するさらに詳しい情報は、関連する財務書類注記に含まれている。

早期適用されなかった会計基準

数多くの新たな基準、基準の修正、解釈指針が公表されているが、2018年9月30日終了年度の財務書類に義務付けられてはならず、当グループによる本財務書類の作成において適用はされていない。

当グループは、当グループに関連する4つの基準を識別した。詳細は以下のとおりである。

当グループに対する新たな会計基準の強制適用



AASB第9号「金融商品」（「AASB第9号」）

2014年12月にAASBは、AASB第139号「金融商品：認識および測定」（「AASB第139号」）を置き換えるオーストラリア会計基準AASB第9号「金融商品」を公表した。AASB第9号は、2018年10月1日より当グループに適用される。

AASB第9号は、金融資産の減損、金融資産および金融負債の分類および測定ならびに一般ヘッジ会計に関する新しい規定を定めている。主要な規定の詳細および当グループへの影響の予想の概要は、以下のとおりである。

減損

AASB第9号は、AASB第139号の発生損失減損モデルを将来予測的な情報を組み込んだ予想損失（「ECL」）モデルに変更しており、このモデルでは、実際の損失事象が発生していなくても減損引当金が認識される。

ECLモデルは、償却原価で測定されるすべての金融資産、その他包括利益を通じて公正価値で測定される債券、リース債権、特定の貸付コミットメントおよび損益を通じて公正価値で測定されない金融保証に適用される。

ECLモデルでは、以下のような組成以降の信用のステージ間の移動に基づくECLを測定するための3段階アプローチが適用される。

- ・ ステージ1：金融資産の組成時、および組成以降に信用リスクの著しい増加がない場合、12か月のECLに相当する引当金が認識される。
- ・ ステージ2：信用リスクが組成時から著しく増加した場合、全期間のECLに相当する引当金が認識される。組成以降の信用リスクの増加がもはや重要とみなされなくなった等、その後の期間において信用リスクの改善がみられた場合、当該エクスポージャーはステージ1の分類に戻り、12か月のECLに相当する引当金が認識される。
- ・ ステージ3：個別貸倒引当金に関する現行のAASB第139号の要件と同様に、全期間ECLは客観的な減損の証拠が存在する貸付金について認識される。

予想信用損失は、将来起こり得る経済シナリオの範囲を確率加重して適用したデフォルト確率を用いて、貨幣の時間的価値に関する割引による影響を考慮しつつ、保有担保またはその他の損失軽減要因（デフォルト時損失率）を考慮後、デフォルト時の当グループの見積りエクスポージャー（デフォルト時エクスポージャー）にこれを適用することによって融資枠レベルで見積られる。

当グループが行った主要な判断および見積りには以下が含まれる。

・ 信用リスクの著しい増加

ステージ2の資産は、当初認識以来、信用リスクの著しい増加（「SICR」）を経験している資産である。SICRを構成しているものを判断するに当たり、当グループは定性的情報および定量的情報の両方を考慮する。ポートフォリオの大部分に関して、SICRの主な指標は、組成以降の融資枠の内部信用格付けにおける著しい悪化である。当グループはまた、第2の指標として30日間の延滞等を主な指標の裏付けとして用いる。

格付の悪化に関連するトリガー・ポイントの決定には、第2のリスク指標が併用され、判断が必要となる。当グループの方針を決定するに当たり、代替的指標の検討と評価が行われる。また、それらの指標は、適切であることを確認するために定期レビューの対象となる。

・ **将来予測的な情報**

予想信用損失の測定には、将来起こり得る結果の範囲を偏りのない確率で加重したものを反映する。

当グループのAASB第9号信用モデルに将来予測的な情報を適用するに当たり、当グループは、ECLの見積りにおいて、4つの代替的経済シナリオを使用する。ベース・ケース・シナリオは、中期計画目的で使用される経営陣のベース・ケース仮定を反映している。追加的な上方および下方シナリオは、深刻な下方シナリオとともに決定される。当グループの信用および市場リスク委員会（「CMRC」）は、予想経済シナリオおよび各シナリオに適用される関連する確率加重をレビューおよび承認する責任を担っている。

既知のリスクまたは予想されるリスクが、モデル化プロセスにおいて十分に対応されていない場合に、その状況を取り込むために調整が行われることもある。CMRCは、そうした調整を推奨する責任を担っている。

予想信用損失の全体レベルおよび重要な経営陣の判断の部分は、当グループ取締役会のリスク委員会に報告され、同委員会によって監視される。

分類および測定

金融資産—全般

AASB第9号においては、金融資産に関して、償却原価による測定、損益を通じた公正価値による測定（「FVTPL」）、その他包括利益を通じた公正価値による測定（「FVOCI」）の3つの分類がある。金融資産は、以下の2つの基準に基づいて、これらの測定分類に分類される。

- ・ 金融資産の管理におけるビジネスモデル
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュフローの特性（具体的には、契約上のキャッシュフローが元本および利息の支払のみを表しているかどうか）

金融資産の分類は結果として以下のとおりになる。

- ・ 償却原価による測定：元本および利息の支払のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収することを目的とするビジネスモデルに保有されている。
- ・ その他包括利益を通じた公正価値による測定：元本および利息の支払のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収または売却することを目的とするビジネスモデルに保有されている。
- ・ 損益を通じた公正価値による測定：上記の区分に該当しないその他の金融資産はFVTPLで測定される。

2017年12月にAASBは、AASB第9号の要件を改訂するAASB2017-6号「オーストラリア会計基準の改訂—負の補償を伴う期限前償還要素」を公表した。これにより、特定の期限前償還要素は元本および利息の支払のみという条件を満たすことになる。当グループは、この改訂を早期適用し、AASB第9号の当初適用日から適用する意向である。

AASB第9号は、当グループの当初認識時に金融資産をFVTPLで測定するものとして指定する取消不能の選択を、会計上のミスマッチがこれにより消去または大幅に低減することになる場合に認めている。

金融資産—資本性金融商品

AASB第9号はまた、トレーディング目的以外の資本性金融商品を商品毎にFVOCIに指定することを認めている。AASB第9号に基づきこの選択がなされる場合、当該投資の利益または損失は、売却時にその他包括利益から損益へ再分類されない。ただし、利益または損失は、資本の部の中で再分類される可能性がある。

金融負債

AASB第9号に基づく金融負債の分類および測定要件は、AASB第139号と概ね一致している。ただし、公正価値で測定するものとして指定した金融負債の企業自身の信用リスク変動に係る利益および損失は、その他包括利益に含まれるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。基準の当該部分は、2013年10月1日より当グループに早期適用された。

一般ヘッジ会計

AASB第9号は、金融リスクおよび非金融リスクをヘッジする際に行われるリスク管理業務に、より密接に合わせた新しいヘッジ会計の要件を導入している。

AASB第9号は、当グループに対して、マクロ・ヘッジ会計に関する国際会計基準審議会の継続中のプロジェクトが完了するまで、AASB第139号「ヘッジ会計」要件を引き続き会計方針として適用するという選択肢を与えている。現時点において、当グループは、AASB第139号のヘッジ会計の要件を適用する見込みである。

AASB第9号への移行

上述の金融負債の分類および測定を除き、当グループのAASB第9号の当初適用日は、2018年10月1日である。

分類および測定、ならびに減損要件は、2018年10月1日現在の利益剰余金の期首残高を調整することによって遡及適用される。ANZは比較情報の修正再表示を予定していない。

影響

AASB第9号により予想される影響は、減損ならびに分類および測定の規定に関連している。これらの予想は、会計方針、仮定および判断ならびに当グループが2019年9月30日に終了する事業年度の財務諸表を最終確定するまでは、変更対象となる従前の見積方法に基づいている。

・ 減損

当グループの連結財務書類においては、AASB第9号の適用により、2018年10月1日現在で純資産が約813百万ドル減少すると予想される（約232百万ドルの繰延税金で相殺される。）これは、レベル2で約6bpsおよびレベル1で約12bpsのCET1資本比率の減少につながる。

・ 金融資産の分類および測定

ビジネスモデルの適用および契約上のキャッシュフロー特性のテストの結果として何らかの分類変更が発生するが、当グループとしてこれらが重要になると予想していない。

当該基準の分類および測定要件の適用により、AASB第139号における場合と比べて、測定に差異が生じることになる。現在の帳簿価額で約4.5十億ドルの金融資産（主として社債および債券）は、償却原価、FVTPLおよびFVOCIに再分類されることになる。これらの再分類による正味再測定額は重要ではない。測定区分におけるその他の重要な変更はない。

・ 金融負債の分類および測定

当グループは、2018年9月30日現在の償却原価による帳簿価額で879百万ドルの特定の金融負債（債券に含まれている社債）を発行している。当グループは、会計上のミスマッチを減少させるため、これらの負債をAASB第9号の初度適用から認められる損益を通じた公正価値測定への指定を選択する。純資産および利益剰余金への影響は、重要ではない。

AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」（「AASB第15号」）

AASB第15号は顧客との契約から生じる収益の認識に係る既存のガイダンスを置き換えるものであり、当グループにおいては2018年10月1日より適用となる。この基準は、契約で確約している履行義務を識別し、契約における取引価格をこれらの履行義務で配分することを求めている。各履行義務の充足時に収益が認識される。当該基準はまた、企業が本人として活動しているか、代理人として活動しているかについてのガイダンスを提供しており、これは総額ベースまたは純額ベースでの収益の表示に影響を及ぼすものである。

当グループは、新基準への移行日現在で存在するすべての収益を評価しており、当グループの収益の大部分が当該基準の適用範囲外であることを考慮して、AASB第15号の影響は重要ではないと判断した。当グループは、過年度比較情報の修正再表示も含めて、AASB第15号を遡及適用する。

リテール・クレジットカードおよび富裕層ビジネスに関する特定の収益は、以下のとおり影響を受ける。

- ・ トレイル・コミッション：過年度において当グループによって長期的に認識されていた特定のトレイル・コミッション収益は、契約開始時（当グループが対象商品を顧客に販売する時）に認識されることとなる。これは、将来において収益の戻入を行わない可能性が高い場合に、当グループが予想将来トレイル・コミッション収益を最初に認識することになる。
- ・ クレジットカード収益：特定のロイヤリティ費用は、新基準の下で当グループが、本人（代理人ではなく）として活動していると評価される場合に、その他の営業収益の純減少として表示されるのではなく営業費用として表示されることとなる。またカードのマーケティングおよびマイグレーション活動に関連したカード・スキーム提供者から受領した特定のインセンティブは、営業収益として表示され、営業費用から控除されない。

AASB第16号「リース」（「AASB第16号」）

AASB第16号の最終版は2016年2月に公表されたが、2019年10月1日まで当グループには適用されない。AASB第16号は借手によりリース資産を利用する権利である使用権資産、およびリース料の支払義務であるリース負債を認識するよう求めている。

借手に関する会計上の要件については、実質的にAASB第117号「リース」がAASB第16号に引き継がれている。

当グループは、AASB第16号の適用による影響の評価過程にあり、その財務書類への影響を合理的に評価するには至っていない。

AASB第17号「保険契約」（AASB第17号）

AASB第17号の最終版は2017年7月に公表されたが、2021年10月1日まで当グループには適用されない。これは、AASB第4号「保険契約」、AASB第1023号「一般保険契約」、AASB第1038号「生命保険契約」を差し替える。AASB第17号は、保険契約の認識、測定、表示、開示に関する原則を定めている。

AASB第17号に基づく測定、表示、開示要件は、現行の会計基準と大きく異なる。保険契約について認識される利益は全体的には変わらないが、収益認識の時期が変わる見込みである。

当グループは、AASB第17号の財務書類への影響を合理的に評価するには至っていない。

2. 営業収入

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
純利息収益		
受取利息の金融資産の種類別の内訳		
売却可能資産	1,524	1,223
償却原価で測定される金融資産	27,657	26,790
売買目的有価証券	1,140	1,099
損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている金融資産	6	8
受取利息	30,327	29,120
支払利息の金融負債の種類別の内訳		
償却原価で測定される金融負債	(15,082)	(13,836)
空売り有価証券	(253)	(131)
損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている金融負債	(123)	(192)
支払利息	(15,458)	(14,159)
大手銀行税	(355)	(86)
純利息収益	14,514	14,875
その他営業収入		
i) 受取手数料		
貸付手数料 ⁽¹⁾	655	732
非貸付手数料	2,823	2,993
受取手数料	3,478	3,725
支払手数料	(1,224)	(1,272)
受取手数料（純額）	2,254	2,453
ii) その他収入		
為替差益およびその他金融商品による収益（純額）	1,666	1,445
100 Queen Street, Melbourneの売却益	-	114
アジアリテールおよび富裕層事業の売却	99	(310)
上海農村商業銀行（SRCB）の売却	233	(231)
メトロバンク・カード・コーポレーション（MCC）の売却	240	-
ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド（カンボジアJV）の売却	(42)	-
PNGリテール、コマーシャル&SMEの売却	(19)	-
その他	127	118
その他収入⁽²⁾	2,304	1,136
その他営業収入	4,558	3,589
資産運用収入および保険収入純額		
資産運用収入	261	321
投資収入	-	17
保険料収入	375	424
支払手数料	(29)	(47)
保険金	(67)	(49)
保険契約債務の変動	36	(32)
資産運用収入および保険収入純額	576	634
関連会社投資の持分利益	183	300
営業収入⁽³⁾	19,831	19,398

(1) 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され受取利息に含まれている手数料を除く。

(2) その他収入は、外部受取配当金39百万ドル（2017年度：27百万ドル）を含む。

(3) 顧客救済228百万ドル（2017年度：70百万ドル）を含む。

この情報は、継続事業を基礎に修正再表示したものである。

認識および測定

純利息収益

受取利息および費用

売買目的保有、売却可能（AFS）資産、または損益を通じて公正価値評価に指定されているものなど、すべての金融商品の受取利息および費用は、純利益収益として認識される。償却原価で保有する資産は、実効金利法を用いて償却原価を計算する。実効金利とは、将来の見積り現金受取額または支払額を金融商品の予想残存期間（適切な場合にはより短期間）にわたって、金融資産または負債の正味帳簿価額まで割り引く金利である。期限前返済の対象となる資産については、特定の資産ポートフォリオの過去の返済状況に基づいて予想残存期間が決定されるが、その際には契約条件および期限前返済の実態を勘案している。

金融商品の不可欠な部分である手数料および費用（例えばローン・オリジネーション手数料および費用）は、実効金利法を用いて認識される。これは、基礎となる金融商品が金融資産であるか、金融負債であるかに応じて、受取利息または支払利息の一部として表示されている。

大手銀行税

2017年 大手銀行税法（「銀行税」または「大手銀行税」）は、2017年7月1日から適用されており、当行の特定の負債に対し0.06%が課税される。当該銀行税は当グループの資金調達コストを示しており、当グループは、これを純利息収益の一部として含めることを決定した。

その他営業収入

受取手数料

当行では以下の手数料を認識する。

- 重要な行為（例えば、アドバイザーまたはアレンジメント・サービス、貸付手数料および引受手数料）は、その重要な行為が完了した時点で認識される。
- 継続サービス（例えば、既存貸付枠の維持管理）の提供に係る手数料は、サービスが提供される期間を通じて、収益として認識される。

為替差益およびその他金融商品による純収益

当行では、以下の為替差益およびその他金融商品による純収益を認識する。

- ・ 貨幣性項目の決済による換算差額および貨幣性項目を当初認識時または前期の財務報告で使用されたものと異なるレートで換算したことにより生ずる換算差額
- ・ 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために用いられているが、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未実現の利息を除く）
- ・ 公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、純投資ヘッジの非有効部分
- ・ 損益を通じて公正価値評価するものとして指定された、もしくは売買保有目的の金融資産および金融負債の公正価値の変動
- ・ AFS資産の売却時に資本の部のAFS再評価差額金から振り戻される金額
- ・ ヘッジ対象の売却または返済の直後において、公正価値ヘッジのヘッジ対象およびキャッシュフロー・ヘッジの指定に関連して資本の部に累計された公正価値調整の未償却額

非金融資産の処分損益

資産の処分に伴う損益は、資産の帳簿価額と処分費用控除後の売却額との差額である。これは、重大なリスクおよび経済価値が買い手に移転した事業年度においてその他の収益項目として計上される。

認識および測定**資産運用収入および保険収入純額****資産運用収入**

運用商品の投資助言および管理に関連し、サービスを提供した際に顧客に請求する手数料を認識する。

保険収入

以下を認識する。

- ・ 発生主義で収入として認識される、定期的な払込期日が定められている保険
- ・ 保険契約者に対して契約条件による債務が確定した際に発生主義で生じる請求
- ・ 生命保険契約資産のマージン・オン・サービス（MoS）モデルにおける変動（再保険契約に関する負債控除後）

保険料は再保険料を控除した上で表示されており、これは基礎となる元受保険料と同じベースで会計処理されている。

関連会社投資の持分利益

関連会社の会計処理には持分法が適用されている。持分法では、関連会社の税引後損益に対する当グループの持分が損益計算書および包括利益計算書に計上される。

3. 営業費用

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
人件費		
給与および関連費用	4,225	4,332
年金費用	290	303
その他	243	289
人件費	4,758	4,924
土地建物		
賃借料	468	500
その他	343	362
土地建物費用	811	862
技術		
減価償却費および償却費	739	721
ライセンス費用および外注サービス費	675	633
加速償却費 ⁽¹⁾	251	-
その他	234	248
技術費用	1,899	1,602
組織再編	227	62
その他		
広告・広報費	200	239
専門家報酬	528	429
運送料、文房具、郵便および通信	223	258
ロイヤルコミッション、法的費用	55	-
その他	547	591
その他の費用	1,553	1,517
営業費用⁽²⁾	9,248	8,967

(1) ソフトウェアの加速償却費は、耐用年数の再評価を行った法人およびオーストラリア部門の特定のソフトウェア資産に関連している。

(2) 顧客救済費用191百万ドル（2017年度：83百万ドル）を含む。

この情報は、継続事業を基礎に修正再表示したものである。

認識および測定**営業費用**

営業費用は、一定期間にわたり当グループにサービスが提供される都度認識されるが、その際に資産が消費されるか負債が発生する。

給与および関連費用・年次休暇、長期勤続休暇、その他従業員給付

賃金給与、年次休暇、その他の従業員給付で、従業員の勤務の提供から12か月以内に支払または決済が予想される場合は、当グループが負債の決済時に支払が見込まれる報酬率を用いた名目額で測定される。

長期勤続休暇に関する従業員受給権は、数理計算を用いて計上される。これには、職員の退職、休暇の利用、将来の昇給に関する仮定を含む。その結果は、報告日時点の市場利回りを用いて割り引かれる。市場利回りは、将来の予想キャッシュ・アウトフローと密接に対応する残存期間を有する高格付けの社債の混合金利より決定される。

短期現金賞与の支給が見込まれる場合、当グループが当該額を支払う現在の法的債務、または推定的債務（従業員が過去に提供した勤務の結果）を有しており、当該債務について信頼性のある測定が可能な場合に負債が認識される。

認識および測定

また人件費には、現金または株式で決済可能な株式報酬も含まれる。付与日において株式決済型報酬の公正価値が計算され、その後権利確定期間にわたって償却される。これに対応して株式資本、もしくは該当する場合には株式オプション準備金が増加する。公正価値を見積もる際には、株価に関する条件など、市場権利確定条件を考慮に入れる。勤続条件などの市場以外の権利確定条件は、費用に含める株式の数を調整することで考慮される。株式報酬を付与した後、従業員の退職、重大な不正行為による失職または解雇通知により当該報酬規定に定められていた最低勤続期間を満たせない場合など、市場以外の権利確定条件が満たされない場合は、費用として認識された金額は戻し入れられる。ただし、市場に基づく条件が満たされないとの理由から権利確定しない場合、当該費用は戻し入れられない。

当年度および前年度に当グループが運営する株式報酬制度に関するさらに詳しい情報は、注記31「従業員持株およびオプション制度」に記載されている。

4. 法人税

法人税費用

損益に計上された法人税費用と税引前利益に対する法人税費用との調整：

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
継続事業に係る税引前利益	9,895	9,233
計算上の法人税費用（税率30%）	2,969	2,770
永久差異に係る税効果：		
MCCの売却	(78)	-
関連会社投資の持分利益	(55)	(90)
SRCBの売却	(84)	172
カンボジアJVの売却	13	-
PNGリテール、コマーシャル&SMEの売却	8	-
転換型金融商品の利息	67	69
海外税率差異	(58)	(37)
配当金の送金に課される外国税引当金	32	15
不要となった未払法人税	(41)	-
その他	8	(6)
小計	2,781	2,893
過年度の法人税計上（超過）/不足額	3	(19)
法人税	2,784	2,874
当期税金費用	3,004	3,150
過年度の税金に関して当年度に認識された調整	3	(19)
一時差異の発生および解消に関する繰延税金費用/（還付）	(223)	(257)
法人税	2,784	2,874
オーストラリア	1,799	2,017
海外	985	857
実効税率	28.1%	31.1%

連結納税

当行およびオーストラリアを所在地とする当行の完全所有法人はすべて、オーストラリア税法に基づく連結納税グループの一員である。当行は、連結納税グループの筆頭企業である。連結納税グループのメンバーの法人税費用/収益および一時差異から生ずる繰延税金負債／資産は、各メンバーの個別財務諸表において、「グループ割当」ベースで認識される。連結納税グループの当期の税金負債および資産は、当行が（連結納税グループの筆頭企業として）認識する。

連結納税グループ内の法人間の納税資金調達契約に基づき、当行および連結納税グループの他のメンバー間での税抛出額に関する既支払額または未払計上額が、当行および連結納税グループの各メンバーにより支払債務または受取債権として認識されている。

連結納税グループのメンバーは、税分担契約も締結している。これは、筆頭企業が法人税支払債務を履行できなかった場合の法人間での法人税債務の割当を規定している。

未認識繰延税金資産および負債

（収益勘定における）未使用の税務上の欠損金に関連する未認識繰延税金資産は、合計で4百万ドルである（2017年度：4百万ドル）。発生し得る追加の外国税額（海外支店および子会社の利益剰余金は本国に全額送金されるものと仮定）に関連する未認識繰延税金負債は、合計422百万ドルである（2017年度：413百万ドル）。

認識および測定

法人税費用

法人税費用は、当年度の税金と繰り延べられた税金の両方が含まれており、収益と費用に関する会計上と税務上の処理（課税所得）の差異について調整された会計上の利益に基づいている。税金費用は損益に認識されるが、資本およびその他包括利益において直接認識される項目に限り、それぞれ資本またはその他包括利益において直接認識する。

当期税金費用

当期税金は、当年度の課税所得につき支払う予定税額であり、報告日において制定済みの税率（および税法）に基づいている。当期税金は、未払額（または還付可能額）について、負債（または資産）が計上される。

繰延税金資産および負債

繰延税金は、貸借対照表方式を用いて会計処理される。繰延税金は、会計上の利益が必ずしも課税所得と一致しないことから生じる。このために一時差異が生じるが、通常は、一定期間で解消する。解消するまでは、貸借対照表に繰延税金資産または負債が計上される。繰延税金は、報告日までに制定済みまたは実質的に制定されている税率（および税法）に基づき、資産が実現される期、または負債が決済される期に適用が予想される税率を用いて測定される。

繰延税金流動資産および負債は、以下の場合についてのみ相殺する。

- ・ 同一税務当局により課された法人税に関係する場合。
- ・ 法的な権利を有し、純額で決済する意思がある場合。
- ・ 該当する管轄の税法で認められている場合。

重要な判断および見積り

不確実な税務上のポジションについて、引当金を決定する際に判断が求められる。当グループでは、事業活動を行っている各国で該当する法律を理解し、必要に応じて独立した助言を求め、それらに基づき税金負債を見積もる。

5. 配当金

普通株式配当—非継続事業を含む

配当金は、決定され次第、財務書類に計上される。したがって、当会計年度について発表された最終配当金は、翌会計年度の計上および支払となる。

配当金	全体に占める割合	1株当たりの金額	配当金合計 (百万ドル)
2017会計年度			
2016年度最終配当金支払額		80.0セント	2,342
2017年度中間配当金支払額		80.0セント	2,349
ボーナス・オプション制度調整			(82)
2017年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,609
現金	91.9%		4,235
配当金再投資制度	8.1%		374
2017年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,609
2018会計年度			
2017年度最終配当金支払額		80.0セント	2,350
2018年度中間配当金支払額		80.0セント	2,317
ボーナス・オプション制度調整			(82)
2018年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,585
現金	91.5%		4,193
配当金再投資制度	8.5%		392
2018年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,585

発表済みで年度終了後に支払われる配当金	支払日	1株当たりの金額	配当金合計 (百万ドル)
2018年度最終配当金（税率30%で全額フランキング済み、ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除対象は1株当たり10ニュージーランド・セント）	2018年 12月18日	80.0セント	2,296

配当金再投資制度およびボーナス・オプション制度

当行の配当金再投資制度（DRP）に基づいて、適格株主は、配当受領権をANZの普通株式に再投資することができる。適格株主は、ボーナス・オプション制度（BOP）に基づき、配当受領権を放棄し、代わりにANZの普通株式を受領することができる。2018年度最終配当金のDRPへの参加分は市場での株式購入、BOPへの参加分はANZ普通株式の発行によって履行される。DRPおよびBOPの価格に割引は適用されない。

DRPおよびBOPに関して当行が発行、購入した株式の詳細については、注記22「株主資本」を参照のこと。

配当に関するフランキング勘定

	通貨	2018年 (単位：百万ドル)	2017年
税率30%（2017年度：30%）の税率で利用可能なオーストラリアのフランキング・クレジット	AUD	97	171
ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除（オーストラリアにおける配当金についても加味し得るが、かかる控除はニュージーランド居住者株主のみに用いることができる）	NZD	3,868	3,680

上記の額は、以下により調整された当事業年度末現在におけるオーストラリアのフランキング勘定を表す。

- ・ 未払法人税の納付によって生じる当事業年度末現在のフランキング・クレジット
- ・ 配当金の受取り/支払いによって生じるフランキング・クレジット／フランキング・デビット。これは、当事業年度末現在の未収還付税/未払法人税として認識された。

2018年度の最終配当案では、2018年9月30日現在で利用可能なフランキング・クレジットの残高97百万ドルのすべてを利用する予定である。2019年の事業年度では、2018年9月30日以降に分割納付を行うことにより、2018年度最終配当を全額フランキング対象とするための十分なフランキング・クレジットが生じることとなる。将来の配当金についてのフランキングの範囲は、多くの要因（オーストラリアにおいて課税対象となる、当グループの収益水準を含む）に左右される。

配当金支払いに係る制限

以下に該当する場合、ANZ普通株式の配当金の支払い前に、APRAの書面による承認が必要である。

- ・ 配当金の支払いが、関連する事業年度における当行の税引後利益（この税引後利益の算出にあたり、高順位の資本性金融商品に対する支払配当金を考慮）を上回る場合
- ・ 当グループの普通株式等Tier1資本比率が、APRAが規定する資本バッファの範囲内になる場合

当行のANZキャピタルノートまたはANZ資本証券について、支払予定日に配当金、分配金が支払われなかった場合、ANZ普通株式の配当金の支払決議または支払いを制限される可能性がある。（ただし、様々な例外も認められている）

6. 普通株式1株当たり利益

	2018年	2017年
	(単位：セント)	
普通株式1株当たり利益（EPS） - 基本		
1株当たり利益 ⁽¹⁾	221.6	220.1
継続事業に係る1株当たり利益	245.6	218.0
非継続事業に係る1株当たり利益	(24.0)	2.1

	2018年	2017年
	(単位：セント)	
普通株式1株当たり利益（EPS） - 希薄化後		
1株当たり利益 ⁽¹⁾	212.1	210.8
継続事業に係る1株当たり利益	234.2	208.8
非継続事業に係る1株当たり利益	(22.1)	2.0

基本的EPSは、普通株主に帰属する損益を本会計年度における加重平均発行済普通株式数（自己株式として当グループが保有するANZ株式控除後）で除する方法により算出される。希薄化後EPSは、普通株主に帰属する損益および基本的なEPSの算出に用いられた加重平均発行済普通株式数を、希薄効果のある普通株式による影響を調整することによって計算される。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
EPSの計算に用いられる利益の調整		
基本的：		
当期利益	6,416	6,421
減算：非支配持分に帰属する利益	16	15
基本的1株当たり利益の計算に使用された利益	6,400	6,406
減算：非継続事業に係る税引後利益/（損失）	(695)	62
継続事業に係る基本的1株当たり利益の計算に使用された利益	7,095	6,344

希薄化後：		
基本的1株当たり利益の計算に使用された利益	6,400	6,406
加算：転換劣後債務の利息	279	288
希薄化後1株当たり利益の計算に使用された利益	6,679	6,694
減算：非継続事業に係る税引後利益/（損失）	(695)	62
継続事業に係る希薄化後1株当たり利益の計算に使用された利益	7,374	6,632

	2018年	2017年
	(単位：百万株)	
EPSの計算に使用された加重平均普通株式数（WANOS）の調整⁽²⁾		
基本的1株当たり利益の計算に使用されたWANOS	2,888.3	2,910.3
加算：希薄効果のある普通株式の加重平均数		
転換型劣後債務	249.0	253.3
株式報酬（オプション、権利、後渡し株式）	11.4	11.9
調整済加重平均株式数—希薄化後	3,148.7	3,175.5

- (1) 非継続事業の処分後、富裕層オーストラリア部門が保有する自己株式に関する当グループの連結財務諸表における連結消去が中止され、1株当たり利益を計算する際の分母に含まれる。富裕層オーストラリア部門が保有する加重平均自己株式数を、2018年度9月の継続事業に係る1株当たり利益を計算する際の分母に含めた場合、基本的1株当たり利益は244.4セント（2017年度：216.8セント）、希薄化後1株当たり利益は233.1セント（2017年度：207.8セント）となる。
- (2) ANZESTが保有する加重平均自己株式数5.9百万（2017年度：8.1百万）およびオーストラリア富裕層事業保有する加重平均自己株式数15.0百万（2017年度16.2百万）を除く。

7. セグメント報告

セグメントの概要

当グループの6つの事業セグメントは、最高経営意思決定者である最高経営責任者に提供される内部情報と同じ基準で表示されている。これは、当グループの法的構造ではなく、業務の管理方法を反映している。

これらのセグメント業績はキャッシュ・プロフィット・ベースで測定されている。キャッシュ・プロフィットを計算するために、非中核項目の一部が法定利益から除外されている。これらの項目の詳細は、本注記の「その他の項目」に記載されている。ANZ内のセグメントにわたる事業部門間の取引は、独立第三者間基準で行われており、これらのセグメントの収益および費用の一部として開示されている。

報告セグメントは、異なる商品・サービス、もしくは異なる地域で同様の商品・サービスを提供している部門である。報告セグメントは以下のとおりである。

オーストラリア

オーストラリア部門は、リテール事業部門、ビジネスおよびプライベート・バンキング事業部門（B&PB）で構成されている。

- ・ リテールは、オーストラリアの個人に、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、コンタクト・センター、様々なセルフサービス・チャネル（インターネット・バンキング、テレフォン・バンキング、ATM、ウェブサイト、デジタル・バンキング）、外部のブローカーを通じて商品・サービスを提供する。
- ・ B&PBは、オーストラリア地方部の中・大規模法人顧客および農業関連産業の顧客、小企業および富裕層の個人顧客および同族グループという顧客セグメントに対し、資産ファイナンスを含む様々な銀行商品および金融サービスを提供する。

法人

法人部門は、世界中の機関投資家ならびに法人企業に、トランザクション・バンキング、ローンおよびスペシャライズド・ファイナンス、マーケットという3種類の商品を提供する。

- ・ トランザクション・バンキングは、ドキュメンタリー取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを提供する。
- ・ ローンおよびスペシャライズド・ファイナンスは、ローン商品、ローン・シンジケーション、スペシャライズド・ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよびアキジション・ファイナンス、コーポレート・アドバイザーを提供する。
- ・ マーケットは、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティ、デット・キャピタル・マーケットに係るリスク・マネジメント・サービスを提供する。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、リテール事業部門、コマーシャル事業部門で構成される。

- ・ リテールは、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人、プライベート・バンキングおよび小規模企業バンキングの顧客に提供する。インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューション、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、リレーションシップ・マネジャー、コンタクト・センターを通じてサービスを提供する。
- ・ コマーシャルは、従来のリレーションシップ・バンキング、また非上場の中規模から大規模の企業および農業事業セグメントに特化した専任のマネジャーを通じて高度な金融ソリューションなどあらゆる銀行サービスを提供する。

富裕層オーストラリア

富裕層オーストラリア部門は、保険事業部門、資産運用部門で構成され、顧客による資産の運用、保護、成長を容易にすること目的に、保険、投資、年金に係るソリューションを提供する。

- ・ 富裕層オーストラリア部門の非継続事業は、注記29「非継続事業ならびに売却目的保有の資産および負債」に記載のI00Fおよびチューリッヒの売却契約に係る事業で構成される。
- ・ 継続事業には、貸手の抵当保険、株式投資、財務計画および一般保険の販売が含まれる。

アジアリテールおよび太平洋

アジアリテールおよび太平洋部門は、アジアリテールおよび富裕層事業、太平洋事業部門で構成され、顧客のバンキング・ニーズに応じたスペシャリストを顧客に紹介する。

- ・ アジアリテールおよび富裕層は、リレーションシップ・マネジャー、支店、コンタクト・センター、様々なセルフサービスのデジタル・チャネル（インターネットおよびモバイル・バンキング、電話、ATM）を通じて、一般銀行サービス、富裕層マネジメント・サービスを、富裕層および富裕層候補となる個人に提供する。提供している中核商品は、預金、クレジットカード、ローン、投資、保険などである。アジアリテールおよび富裕層事業の売却に関する詳細は、注記29「非継続事業および売却目的保有資産および負債」を参照のこと。
- ・ 太平洋は、個人、中小企業、法人、太平洋諸島の政府に商品・サービスを提供する。商品・サービスは、顧客に提供するリテール商品、従来型のリレーションシップ・バンキング、専任のマネジャーを通じて企業に提供する高度な金融ソリューションなどである。

テクノロジー、サービス&オペレーションズ (TSO) およびグループ・センター

TSOおよびグループ・センターは、テクノロジー、グループのオペレーション、共有サービス、資産、リスク・マネジメント、財務管理、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務などのオペレーティング部門をサポートする。グループ・センターには、グループ・トレジャリー、シェアホルダー・ファンクションズ、アジアにおける少数投資を含む。TSOおよびグループ・センターの非継続事業に関する詳細は、注記29「非継続事業および売却目的保有資産および負債」を参照のこと。

営業セグメント

2018年、ANZのより広範な簡素化戦略の一環として組織変更を実施した。

- ・ オーストラリア部門のコーポレートおよびバンキング事業部門の一部であったコーポレート事業部門は、法人部門に移行されている。
- ・ アジアリテールおよび富裕層事業部門の売却対象外で残存するフィリピン、日本、カンボジアは、法人部門に移行されている。
- ・ 当グループは、追加となる再編成を実施し、グループのハブ（サービス・センター）のTSOおよびグループ・センター部門に特有の業務をそれぞれの部門に移行した。

2018年9月30日に 終了した 事業年度	オースト ラリア	法人	ニュー ジー ランド	富裕層 オースト ラリア	アジア リテール および 太平洋	TSOおよ びグルー プ・ センター	その他の 項目 ⁽¹⁾	当グルー プ合計
	(単位：百万ドル)							
純利息収益	8,409	3,068	2,587	49	186	215	-	14,514
その他営業収入	1,086	2,062	663	282	246	361	617	5,317
営業収入	9,495	5,130	3,250	331	432	576	617	19,831
営業費用	(3,677)	(2,944)	(1,196)	(257)	(211)	(963)	-	(9,248)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	5,818	2,186	2,054	74	221	(387)	617	10,583
貸倒引当金（繰入）/ 戻入	(698)	44	(6)	-	(28)	-	-	(688)
税引前利益	5,120	2,230	2,048	74	193	(387)	617	9,895
法人税費用および 非支配持分	(1,540)	(695)	(573)	(22)	(42)	81	(9)	(2,800)
継続事業に係る税引後利 益	3,580	1,535	1,475	52	151	(306)	608	7,095
非継続事業に係る税引後 利益/（損失）	-	-	-	(649)	-	(33)	(13)	(695)
株主に帰属する税引後 利益	3,580	1,535	1,475	(597)	151	(339)	595	6,400
非現金項目								
関連会社投資の持分利益	(1)	-	5	-	-	179	-	183
減価償却費および 償却費 ⁽²⁾	(217)	(410)	(48)	(43)	(7)	(474)	-	(1,199)
株式決済型株式費用	(14)	(83)	(7)	(3)	(4)	(26)	(1)	(138)
貸倒引当金（繰入）/ 戻入	(698)	44	(6)	-	(28)	-	-	(688)
財政状態 ⁽³⁾								
のれん	6	1,067	1,979	1,031	48	-	-	4,131
関連会社に対する投資	18	1	5	1	-	2,530	-	2,555

2017年9月30日に 終了した 事業年度	オースト ラリア	法人	ニュー ジー ランド	富裕層 オースト ラリア	アジア リテール および 太平洋	TSOおよ びグルー プ・ センター	その他の 項目 ⁽¹⁾	当グルー プ合計
	(単位：百万ドル)							
純利息収益	8,218	3,264	2,519	49	576	249	-	14,875
その他営業収入	1,217	2,366	653	344	18	343	(418)	4,523
営業収入	9,435	5,630	3,172	393	594	592	(418)	19,398
営業費用	(3,382)	(2,814)	(1,193)	(262)	(614)	(702)	-	(8,967)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	6,053	2,816	1,979	131	(20)	(110)	(418)	10,431
貸倒引当金（繰入）/ 戻入	(885)	(92)	(78)	-	(144)	-	1	(1,198)
税引前利益	5,168	2,724	1,901	131	(164)	(110)	(417)	9,233
法人税費用および 非支配持分	(1,552)	(800)	(532)	(36)	7	72	(48)	(2,889)
継続事業に係る税引後利 益	3,616	1,924	1,369	95	(157)	(38)	(465)	6,344
非継続事業に係る税引後 利益/（損失）	-	-	-	143	-	(14)	(67)	62
株主に帰属する税引後 利益	3,616	1,924	1,369	238	(157)	(52)	(532)	6,406
非現金項目								
関連会社投資の持分利益	2	(1)	5	-	-	294	-	300
減価償却費および 償却費 ⁽²⁾	(184)	(210)	(49)	(77)	(14)	(438)	-	(972)
株式決済型株式費用	(17)	(92)	(8)	(5)	(4)	(32)	-	(158)
貸倒引当金（繰入）/ 戻入	(885)	(92)	(78)	-	(144)	-	1	(1,198)
財政状態 ⁽⁴⁾								
のれん	5	1,077	1,990	1,452	45	-	-	4,569
関連会社に対する投資	19	2	7	2	-	4,086	-	4,116

(1) キャッシュ・プロフィットは、ANZがセグメントの業績の指標として推奨しているものである。94ページ（訳注：原文のページ番号である。）に説明のとおり、セグメントの継続業績に不可欠なものではないと考えられる項目はセグメントから控除している。

(2) テクノロジーの継続事業に係る減価償却費および償却費990百万ドル（2017年度：721百万ドル）を含む。

(3) 売却目的保有の資産として表示されているのれん（691百万ドル）および関連会社に対する投資（2百万ドル）を含む。

(4) 修正再表示には売却目的保有の資産として表示されているのれん（122百万ドル）および関連会社に対する投資（1,868百万ドル）を含む。

その他の項目

次の表は、各セグメントのキャッシュ・プロフィットを反映するために法定利益から控除されたその他の項目の税引後利益に対する影響を示したものである。

項目	関連セグメント	税引後利益	
		2018年	2017年
		(単位：百万ドル)	
保険契約債務の再評価	ニュージーランド	14	(25)
経済ヘッジ	法人、TS0およびグループ・センター	248	(209)
収益および費用ヘッジ	TS0およびグループ・センター	9	99
ストラクチャード・クレジット仲介取引	法人	4	3
SRCBの売却目的保有への組替	TS0およびグループ・センター	333	(333)
継続事業合計		608	(465)
自己株式調整額	富裕層オーストラリア	(7)	(58)
保険契約債務の再評価	富裕層オーストラリア	(6)	(9)
非継続事業合計		(13)	(67)
合計		595	(532)

商品・サービス別のセグメント収入

いずれの部門も、主な社外収入源は受取利息およびその他の営業収益である。オーストラリア部門、ニュージーランド部門、アジアリテールおよび太平洋部門の収入源は、リテール銀行業と商業銀行業の商品およびサービスである。法人部門の収入源は、法人向けの商品およびサービスである。富裕層オーストラリア部門の収入源は、資産運用および保険事業である。当グループの収入の10%超を占める単一の顧客はいない。

地域別の情報

次表は、当グループが事業を営む地域別に、非継続事業を含む営業収入合計および1年超の期間に回収される資産を示したものである。資産は、売却目的保有として表示されている資産を含む、売却可能資産、正味貸付金および前渡金ならびに保険契約債務に対応する投資から構成される。

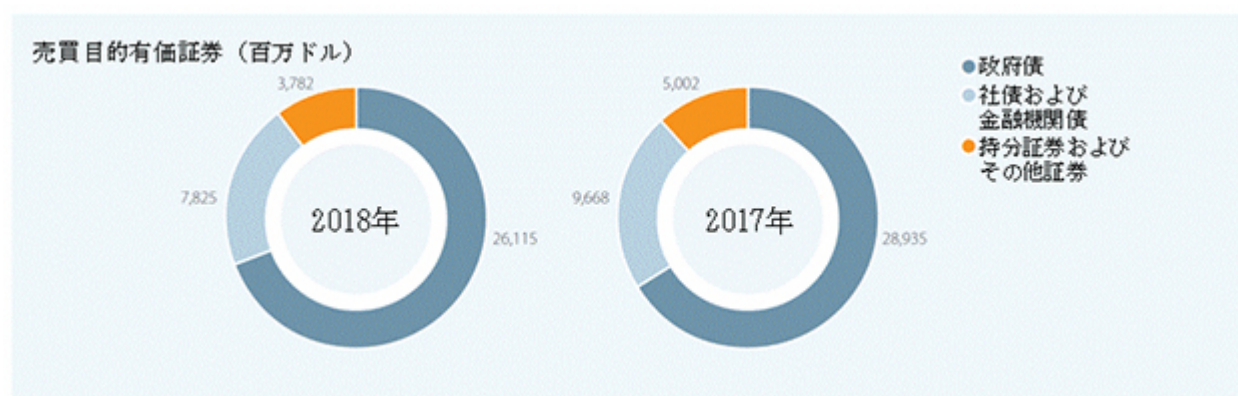
	オーストラリア		アジア太平洋、 ヨーロッパおよび アメリカ		ニュージーランド		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)							
営業収入合計	13,141	13,603	2,823	2,945	3,948	3,725	19,912	20,273
1年超の期間に回収される 資産	389,119	387,954	46,801	42,266	98,312	96,453	534,232	526,673

8. 現金および現金同等物

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
硬貨、紙幣および銀行預金	1,382	1,544
コールローン、受取手形および未達送金	74	108
3か月未満売戻条件付買入証券	28,302	21,479
中央銀行預け金	33,724	24,039
3か月未満のANZの未収決済残高	21,154	20,878
現金および現金同等物⁽¹⁾	84,636	68,048

(1) 売却目的保有の現金および現金同等物328百万ドル（2017年度：ゼロ）を除く。

9. 売買目的有価証券



	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
政府債	26,115	28,935
社債および金融機関債	7,825	9,668
持分証券およびその他証券	3,782	5,002
売買目的有価証券	37,722	43,605

認識および測定

売買目的有価証券は、以下のいずれかの金融商品である。

- ・ 主に短期での売却を目的として取得する。
- ・ 短期での利益確定を目的に運用するポートフォリオの一部として保有する。

売買目的有価証券の取得および売却は、取引日に計上される。

- ・ 当初は公正価値で測定する。
- ・ その後、貸借対照表において公正価値で測定され、再評価損益は損益に認識される。

重要な判断および見積り

売買目的有価証券の公正価値の測定において、市場相場価格ではなく評価手法を用いる場合は、その適応の際に判断が求められる。詳細については、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

10. デリバティブ金融商品

	2018年		2017年	
	資産	負債	資産	負債
公正価値	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
デリバティブ金融商品—売買目的保有	66,457	(66,198)	60,387	(59,602)
デリバティブ金融商品—ヘッジ関係に指定	1,966	(3,478)	2,131	(2,650)
デリバティブ金融商品	68,423	(69,676)	62,518	(62,252)

特徴

デリバティブ金融商品は、以下のような契約である。

- ・ その価値を、契約において定められた基礎となる価格インデックス（またはその他の変数）から求める。場合によっては、複数の変数から価値を求める。
- ・ 当初の純投資をほとんど、あるいはまったく必要とされない。
- ・ 将来の期日に決済される。

契約の価値の変動を引き起こす、基礎変数の価格変動は、デリバティブの公正価値に反映される。

目的

当グループのデリバティブ金融商品は、以下のように分類される。

売買目的	以下を目的として保有されるデリバティブ： ・ 顧客のリスク管理ニーズに応じるため。 ・ 当グループで会計上のヘッジ関係に指定されていないリスクを管理するため。 ・ 価格またはマージンの短期変動から利益を得るために、マーケット・メーカー活動およびポジショニング活動を遂行するため。
ヘッジ関係に指定	以下に関連して、原ポジションの変動に対応させることによって、純損益の変動を最小限に抑えるために会計上のヘッジ関係に指定されるデリバティブ。 ・ 当グループの金利リスク、通貨リスクへのエクスポージャーのヘッジ。 ・ トレーディング以外のポジションに関連したその他のエクスポージャーのヘッジ。

種類

当グループは、4種類の異なるデリバティブ金融商品を提供し、利用する。

先渡	将来の一定の日に、想定元本に対して受渡しされる利率または為替レートを定めた契約。
先物	取引所で取引される契約であり、当事者が取引日に合意した価格で資産を将来売買することを合意する契約で、当該将来日において当該資産の物理的な引渡しは行われずに、純額での現金決済が行われる。
スワップ	当事者二者が一連のキャッシュフローを他のキャッシュフローと交換する契約。
オプション	契約の買い手が、資産または商品を一定価格で将来日に購入（コール・オプション）または売却（プット・オプション）する権利（義務ではない）を有する契約。買い手がオプションを行使した場合に、売り手はこれに応じて、当該資産または商品を売却または購入する取引を履行する義務を負う。

管理対象リスク

当グループは、次の市場要素の変動を管理するために、上記の商品を提供し、利用する。

外国為替	実勢または所定の為替レートで換算される通貨。
金利	貸付金、預金または借入金に適用される固定金利または変動金利。
コモディティ	ソフト・コモディティ（すなわち、小麦、コーヒー、ココア、砂糖等の農産物）およびハード・コモディティ（すなわち、金、石油およびガス等の鉱産物）。
クレジット	取引相手のデフォルト・リスク。

デリバティブ金融商品一売買目的保有

当グループのデリバティブ金融商品の大半は、売買目的で保有されている。売買目的保有デリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

	2018年		2017年	
	資産	負債	資産	負債
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
公正価値				
金利契約				
金利先渡契約	2	(2)	2	(1)
先物契約	54	(41)	102	(56)
スワップ契約	35,079	(35,428)	31,331	(30,814)
買建オプション	782	-	746	-
売建オプション	-	(1,408)	-	(1,365)
合計	35,917	(36,879)	32,181	(32,236)
外国為替契約				
直物および先渡契約	15,200	(14,088)	15,232	(14,943)
スワップ契約	12,532	(11,821)	10,298	(10,374)
買建オプション	494	-	517	-
売建オプション	-	(669)	-	(475)
合計	28,226	(26,578)	26,047	(25,792)
コモディティ契約	2,260	(2,683)	1,991	(1,398)
クレジット・デフォルト・スワップ				
買建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	22	-	52	-
その他買建クレジット・デリバティブ	8	(29)	13	(110)
買建クレジット・デリバティブ	30	(29)	65	(110)
売建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	-	(26)	-	(58)
その他売建クレジット・デリバティブ	24	(3)	103	(8)
売建クレジット・デリバティブ	24	(29)	103	(66)
合計	54	(58)	168	(176)
デリバティブ金融商品一売買目的保有	66,457	(66,198)	60,387	(59,602)

デリバティブ金融商品－ヘッジ関係に指定

当グループが使用する会計上のヘッジ関係は３種類である。

	公正価値ヘッジ	キャッシュフロー・ヘッジ	純投資ヘッジ
ヘッジの目的	金利または外国為替の変動から生じる、認識済み資産または負債もしくは未認識の確定契約の公正価値変動に対する、当グループのエクスポージャーをヘッジすること。	金利、外国為替およびその他の価格の変動から生じる、認識済み資産または負債、確定契約の為替部分もしくは実行される可能性が高い予定取引のキャッシュフローの可変性をヘッジすること。	当グループの外国事業の当該事業の機能通貨から豪ドルへ換算する際に生じる為替レートの差に対する当行のエクスポージャーをヘッジすること。
ヘッジの有効部分の認識	以下のものは、損益に同時に認識される。 ・ヘッジ対象リスクに関連する原項目の公正価値変動の全額、および ・デリバティブの公正価値変動額。	キャッシュフロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動の有効部分は、キャッシュフロー・ヘッジ準備金に認識される。	ヘッジ手段の公正価値変動の有効部分は、為替換算調整勘定で認識される。
ヘッジの非有効部分の認識	その他営業収入で直ちに認識される。		
ヘッジ手段の期限が到来した場合、または売却、解約もしくは行使された場合、またはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合	ヘッジ対象を純損益で認識する際に、関連する未償却の公正価値調整が純損益で認識される。これは、ヘッジ対象が満期までの期間にわたって実効利回りの一部として純損益で償却される場合には、その期間にわたり発生する。	以前に繰り延べられたキャッシュフロー・ヘッジ準備金が純損益に振替えられる場合に限り、ヘッジ対象が純損益で認識される。	為替換算調整勘定で繰り延べられる金額は資本の部で留保され、当該外国事業を売却または部分売却した場合にのみ、純損益に振り替えられる。
ヘッジ対象が売却または返済された場合	未償却の公正価値調整は、直ちに純損益で認識される。	資本の部に累積された金額は、直ちに純損益に振り替えられる。	資本の部で認識された損益またはその該当する比例部分は、外国事業の処分時または部分的な処分時に、純損益に振り替えられる。

ヘッジ関係に指定されたデリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

	ヘッジ会計の種類	2018年		2017年	
		資産	負債	資産	負債
公正価値		(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
外国為替スワップ契約	公正価値	1	-	1	-
外国為替直物および先渡契約	公正価値	1	-	-	-
金利スワップ契約	公正価値	1,261	(3,001)	1,366	(2,114)
金利先物契約	公正価値	47	(1)	80	-
金利スワップ契約	キャッシュフロー	592	(379)	638	(476)
外国為替スワップ契約	キャッシュフロー	44	(52)	35	(49)
外国為替直物および先渡契約	キャッシュフロー	2	-	-	(5)
外国為替直物および先渡契約	純投資	18	(45)	11	(6)
デリバティブ金融商品－ヘッジ関係に指定		1,966	(3,478)	2,131	(2,650)

ヘッジ会計関係に指定されたデリバティブ金融商品から発生し、純損益で認識された影響額は、以下のとおりである。

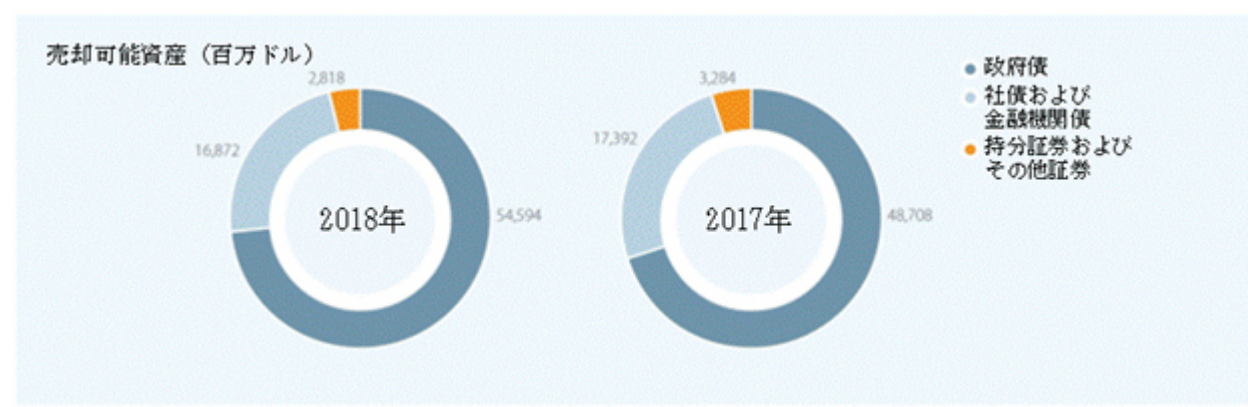
		2018年	2017年
	ヘッジ会計の種類	(単位：百万ドル)	
その他営業収入に認識された利益/（損失）			
ヘッジ対象	公正価値	1,190	122
ヘッジ手段	公正価値	(1,210)	(128)
ヘッジ手段の非有効部分	キャッシュフロー	13	(18)

認識および測定	
認識	当初および各報告日に、デリバティブは公正価値で認識される。デリバティブの公正価値が正の値の場合、当該デリバティブは資産として計上され、公正価値が負の値の場合は、負債として計上される。 評価調整は、デリバティブの公正価値を決定する上で不可欠なものである。評価調整には、以下が含まれる。 ・取引相手リスクおよび/またはデフォルト事由を反映するための、信用評価調整（CVA） ・デリバティブ・ポートフォリオにおける資金調達のコストと利益を考慮する資金調達評価調整（FVA）
資産および負債の認識の中止	デリバティブ資産は、契約が満了するか、所有に係るリスクおよび経済価値の実質的にすべてを譲渡した際に、貸借対照表から除外される。デリバティブ負債は、当グループの契約上の債務が免除、取消または満了した際に、当グループの貸借対照表から除外される。
損益計算書への影響	デリバティブ金融商品に係る損益が認識される方法は、当該デリバティブが売買目的で保有されているか、それともヘッジ関係に指定されているかに左右される。売買目的で保有するデリバティブ金融商品について、公正価値の変動による利益または損失は、損益で認識される。 ヘッジ関係に指定された商品について、利益または損失の認識は、ヘッジ対象の内容に左右される。ヘッジの種類別の純損益の取扱いについては、98ページ（訳注：原文のページ番号である。）の表を参照。
ヘッジの有効性	ヘッジ会計として適格であるためには、ヘッジの有効性が高いと見込まなければならない。ヘッジは、次の条件を満たした場合にのみ、有効性が高いとされる。 ・ヘッジが指定される期間中に、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュフローの変動の相殺において高い有効性が見込まれる（期待有効性） ・ヘッジの実際の結果が80%から125%の範囲内である（事後有効性） 当グループは、定期的にヘッジの有効性を監視しており、少なくとも各報告日現在において監視を行っている。

重要な判断および見積り

デリバティブの公正価値測定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされ、特に容易に観測できない評価インプットを選定すること、および特定のデリバティブに対する評価調整を適用する際に判断が求められる。詳細については、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

11. 売却可能資産



期間	有価証券 の種類	2018年				2017年			
		政府債	社債およ び金融機 関債	持分証券 およびそ の他証券	合計	政府債	社債およ び金融機 関債	持分証券 およびそ の他証券	合計
		(単位：百万ドル)				(単位：百万ドル)			
3か月未満	6,715	948	-	7,663	6,745	1,201	-	7,946	
3か月から12か月	8,159	2,549	-	10,708	5,576	2,738	-	8,314	
1年から5年	28,144	13,283	159	41,586	19,302	12,960	403	32,665	
5年超	12,455	287	1,569	14,311	17,085	493	2,134	19,712	
満期なし	-	-	1,095	1,095	-	-	747	747	
売却可能資産	55,473	17,067	2,823	75,363	48,708	17,392	3,284	69,384	
減算：売却目的保有に再 分類された売却可能資産 (注記29を参照)	(879)	(195)	(5)	(1,079)	-	-	-	-	
売却可能資産	54,594	16,872	2,818	74,284	48,708	17,392	3,284	69,384	

当事業年度中、当グループは売却可能（「AFS」）資産に関連して48百万ドル（2017年度：15百万ドル）の純利益（税引前）を、その他営業収入に認識した。

AFS持分証券の帳簿価額は1,095百万ドル（2017年度：747百万ドル）であった。これには、2016年3月に関連会社としての分類が中止された天津銀行（BoT）への投資1,025百万ドル（2017年度：676百万ドル）が含まれている。

認識および測定

AFS資産は、デリバティブ以外の金融資産で構成されており、これらは売買を主な保有目的としていないことからAFSに指定されている。AFS資産には、株式と債券の両方が含まれている。AFS資産は当初、公正価値および取引費用の合計額で計上され、少なくとも年に2回再評価される。再評価の際に、公正価値の変動は、純損益に直接認識される項目である債券利息、受取配当金、債券に係る為替換算および減損費用を除き、資本の部の売却可能資産再評価差額金に含められる。

資産売却時の売却可能資産再評価差額金における損益累計額は、純損益で認識される。

各報告日現在において、AFS資産の減損の有無が評価される。債券の減損評価においては、当該資産の見積キャッシュフローに悪影響を及ぼす事象の発生に関する評価が行われる。持分証券については、大幅または長期にわたり原価を下回るような公正価値の下落について評価される。

AFS資産が減損している場合、当該資産に関連する損失累計額は、売却可能資産再評価差額金から振り替えられる。そして当該振替額は以下のように純損益で認識される。

- ・ 債務商品については、貸倒引当金繰入額として
- ・ 持分商品については、その他営業収入のマイナス金額として

債券のその後の減損の戻し入れは、貸倒引当金繰入額を通じて純損益に認識される。しかし、持分証券については減損の戻し入れは行わない。以前に減損認識された持分証券の価値が回復部分について、当該利益は資本の部に直接認識される。

重要な判断および見積り

評価に市場相場価格が使用されないAFS資産の公正価値測定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされるが、特に容易に観測できない評価インプットの選定の際にその判断が求められる。詳細については、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

12. 正味貸付金および前渡金

次表は当グループの正味貸付金および前渡金の詳細を示したものである。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
貸越	7,061	7,345
クレジットカード	9,890	11,009
手形融資 ⁽¹⁾	6,861	8,471
ターム・ローン－住宅	346,154	337,309
ターム・ローン－住宅以外 ⁽¹⁾	234,405	215,905
その他	3,442	3,405
小計	607,813	583,444
前受収益	(430)	(411)
資産計上された仲介手数料/モーゲージ実行手数料	997	1,058
貸付金および前渡金の総額（売却目的保有に再分類される資産を含む）	608,380	584,091
貸倒引当金（注記13参照）	(3,443)	(3,798)
正味貸付金および前渡金（売却目的保有に再分類される資産を含む）	604,937	580,293
減算：売却目的保有に再分類される正味貸付金および前渡金（注記29参照）	(999)	(5,962)
正味貸付金および前渡金	603,938	574,331
契約上の満期までの残存期間：		
1年以内	126,811	108,555
1年超	477,127	465,776
正味貸付金および前渡金	603,938	574,331
貸借対照表計上基準：		
償却原価	603,805	574,175
損益を通じた公正価値評価（当初認識時に指定）	133	156
正味貸付金および前渡金	603,938	574,331

(1) 手形融資残高に以前表示されていた融資の一部は、ターム・ローン－住宅以外に再分類されている。2017年9月の修正再表示による影響は2,597百万ドルである。

認識および測定

貸付金および前渡金は、固定された、または確定可能な支払額を伴う非デリバティブ金融資産であり、活発な市場での相場価格がなく、当グループが顧客に直接的に、または第三者チャネルを通じて提供する与信枠である。

貸付金および前渡金は、当初公正価値に貸付金または前渡金の実行に直接起因する取引費用を加算した額で計上される。これらの取引費用は、主として仲介手数料／モーゲージ実行手数料であり、貸付金の見積り貸付期間にわたり償却される。貸付金および前渡金は、その後は、実効金利法を使用した償却原価から貸倒引当金を控除した額で測定されるか、あるいは当初認識時に損益を通じて公正価値評価するものとして個別に指定された場合もしくは売買目的保有の場合に公正価値で測定される。

リース資産契約および購入権付リース契約は、資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済価値を顧客または当グループの関係者でない第三者に移転する場合にファイナンス・リースとして分類される。これらのファシリティは、上表では「その他」に含まれている。

当グループは、貸借対照表上で認識されている金融資産を譲渡する取引を行う。当グループが譲渡資産のリスクと経済価値の実質的にすべてを留保している場合、当該譲渡された資産は当グループの貸借対照表に引き続き計上されるが、実質的にすべてのリスクと経済価値が移転された場合には、当グループは当該資産の認識を中止する。

リスクと経済価値が部分的に留保され、当該資産に対する支配を喪失した場合には、当グループは当該資産の認識を中止する。当該資産に対する支配を喪失していない場合、当グループは継続関与の範囲で当該資産の認識を継続する。

譲渡において権利と義務が留保、または発生した場合、権利と義務は内容に応じて資産および負債として別々に認識される。

[次へ](#)

13. 貸倒引当金

貸倒引当金—貸借対照表

	正味貸付金および 前渡金		帳簿外の信用関連 コミットメント		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)					
貸倒引当金繰入額						
個別引当金						
期首残高	1,118	1,278	18	29	1,136	1,307
新規および増加した引当金	1,426	2,068	18	1	1,444	2,069
戻入	(425)	(501)	-	-	(425)	(501)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	(1,224)	(1,693)	-	-	(1,224)	(1,693)
その他 ⁽¹⁾	(1)	(34)	(10)	(12)	(11)	(46)
個別引当金合計	894	1,118	26	18	920	1,136
一般引当金						
期首残高	2,118	2,245	544	631	2,662	2,876
損益への繰入額／（戻入額）	(34)	(76)	(51)	(66)	(85)	(142)
その他 ⁽²⁾	(61)	(51)	7	(21)	(54)	(72)
一般引当金合計	2,023	2,118	500	544	2,523	2,662
貸倒引当金合計	2,917	3,236	526	562	3,443	3,798

(1) 個別引当金のその他には、2018年のアジアリテールおよび富裕層事業の売却完了の影響を含む。これには、為替レートの変動の調整および個別引当金に係る割引のアンワインドが含まれている。

(2) 一般引当金のその他には、為替レートの変動調整を含む、アジアリテールおよび富裕層事業の売却完了の影響が含まれている。

貸倒引当金繰入額—損益計算書

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
貸倒引当金繰入額		
新規および増加した引当金	1,444	2,069
戻入	(425)	(501)
償却債権回収額	(246)	(228)
個別引当金への繰入	773	1,340
一般引当金の戻入	(85)	(142)
貸倒引当金繰入額合計	688	1,198

認識および測定

当グループは、貸付金および前渡金について２種類の貸倒引当金を計上している。

- ・ 減損していると評価された重要な資産に対する個別引当金
- ・ 集合的に減損が評価される類似した資産のポートフォリオに対する一般引当金

各々についての会計上の取扱いの詳細は、以下のとおりである。

	個別	一般
評価	貸付金および前渡金に特定の基準値を超えた減損が発生し、減損事象が識別された場合、個別に貸倒引当金の必要性が評価される。	損失が発生している可能性があるが特定には至っていない少額の貸付金および前渡金、ならびに個別に重要であるが減損が発生しているとは評価されていない貸付金および前渡金を考慮して、当グループはこれらを類似したリスク特性を持つ資産プールで集合的に評価している。
減損	元本または利息を回収できない可能性がある旨の客観的な証拠がある場合（すなわち、損失事由が発生している）、貸付金および前渡金は減損していると評価される。	引当金額は、それぞれの一般プールに含まれる資産と類似する信用リスク特性を持つ資産に関する過去の損失実績を基準に見積られる。過去の損失実績は、経済状態の変化、ポートフォリオに内在する大規模な損失集中リスクの影響および景気サイクルの評価等の、最新の観察可能データに基づいて調整される。
測定	減損損失は、資産の帳簿価額と、当該資産の当初実効金利を使用して割り引かれた見積将来キャッシュフローの現在価値との差額として測定される。測定結果は、減損が識別された期間の費用として純損益に計上され、相殺する引当金を通じて対応する貸付金および前渡金の帳簿価額の減額が認識される。	
回収不能額	貸付金または前渡金が回収不能（部分的または全額）となった場合、その残高（および関連する貸倒引当金）は償却される。 当グループでは、無担保のリテール与信額を、180日延滞となるか、顧客の破産または類似するような貸付金または前渡金の法的な返済義務の免除のいずれか早い時点で償却している。担保付与信額については、担保物件の現金化により回収可能と算定される手取金控除後で償却される。	
償却済債権の回収	以前に償却した貸付金および前渡金から何らかのキャッシュフローの回収があった場合、当該回収は、キャッシュフローを受け取った期間の純損益で認識される。	
簿外金額	貸付コミットメント等の簿外項目については、個別および一般の両方に基準で減損が検討される。	

重要な判断および見積り

貸付金および前渡金の減損を測定する際に、報告日現在における損失の範囲について経営者による判断が行われる。

	個別	一般
重要な判断項目	・ 見積将来キャッシュフロー ・ 顧客の事業見通し ・ 担保物件の実現可能価額 ・ 他の債権者に対する当グループの優先順位 ・ 顧客情報の信頼性 ・ 貸付金回収の予想費用と期間	・ 見積将来キャッシュフロー ・ 類似したリスク特性を持つ資産の過去の損失実績 ・ ポートフォリオに内在する大規模集中損失の影響 ・ 景気サイクルの評価

当グループは、定期的に重要な判断を見直し、過去の損失実績を反映させるための更新を行っている。

14. 預金およびその他の借入金



	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
譲渡性預金	42,746	55,222
定期預金	214,682	193,371
要求払い預金および短期預金	246,217	250,392
無利息預金	25,521	22,913
銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券	72,691	59,292
コマーシャル・ペーパーおよびその他の借入金 ⁽¹⁾	17,872	18,979
預金およびその他の借入金（売却目的保有として再分類された負債を含む）	619,729	600,169
減算：売却目的保有に再分類された預金およびその他の借入金（注記29参照）	(1,579)	(4,558)
預金およびその他の借入金	618,150	595,611
契約上の期日までの期間：		
- 決済期日まで1年以内	606,175	577,495
- 決済期日まで1年超	11,975	18,116
預金およびその他の借入金	618,150	595,611
貸借対照表計上基準：		
償却原価	615,818	592,114
損益を通じた公正価値評価（当初認識時に指定）	2,332	3,497
預金およびその他の借入金	618,150	595,611

(1) 連結子会社UDCファイナンス・リミテッド（「UDC」）の担保付借入9億ニュージーランドドル（2017年度：10億ニュージーランドドル）に関するその他の借入金とその未払利息。これにはUDCの全資産33億ニュージーランドドル（2017年度：30億ニュージーランドドル）が担保として付されている。

認識および測定

預金およびその他の借入金の認識および測定は次のとおりである。

- ・ 当初認識時に損益を通じた公正価値評価に指定されていないものについては、償却原価で測定され、実効金利法を用いて支払利息を認識する。
- ・ 公正価値で管理され、会計上のミスマッチを低減もしくは解消する、または組込デリバティブを含むものは、損益を通じて公正価値評価するものとして指定する。

償却原価評価と公正価値評価の区分については、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」を参照。

公正価値評価に指定された預金およびその他の借入金について、当グループの自己信用リスクの変動に起因する公正価値損益は、利益剰余金のその他の包括利益で認識される。公正価値損益の残りの金額は、純損益に直接認識される。その他の包括利益で認識された金額は、その後に損益に再分類されることはない。

買戻条件付契約により売却した有価証券は、所有に係るリスクおよび経済価値が当グループに留保されていることにより、当該金融資産を買い戻す負債を表しており、当グループの貸借対照表に引き続き計上されている。売却価格と買戻価格の差額は、買戻条件付契約の期間にわたって認識され、損益計算書の支払利息に費用計上される。

15. 発行済社債

当グループは、各種の資金調達プログラムを利用して優先債務（カバード・ボンドおよび証券化を含む）および劣後債務を発行している。優先債務と劣後債務の違いは、優先債務の保有者が関連する発行体の債務である劣後債務の保有者に対して優先権を有し、劣後債務が返済されるのは、関連する発行体が預金者、その他の債権者および優先債務の保有者に対する返済が行われた後となることである。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
優先債務	86,193	68,852
カバード・ボンド	17,846	19,859
証券化	1,232	1,552
非劣後債務合計	105,271	90,263
劣後債務		
- その他Tier 1 資本	7,917	8,452
- Tier 2 資本	7,991	9,258
劣後債務合計	15,908	17,710
発行済社債合計	121,179	107,973

発行済社債の通貨別内訳

下表は、当グループの発行済社債の通貨別内訳を示したものであり、概して社債保有者の本拠地を表している。

		2018年	2017年
		(単位：百万ドル)	
USD	米ドル	49,610	45,799
EUR	ユーロ	23,239	22,507
AUD	豪ドル	29,477	23,194
NZD	ニュージーランドドル	5,673	6,361
JPY	日本円	3,471	3,233
CHF	スイスフラン	2,067	2,248
GBP	英ポンド	3,776	854
HKD	香港ドル	1,157	1,136
その他	人民元、ノルウェークローネ、トルコリラ、シンガポールドル、カナダドル、メキシコペソおよび南アフリカランド	2,709	2,641
発行済社債合計		121,179	107,973
契約上の期日までの期間：			
- 決済期日まで1年以内		21,585	13,458
- 決済期日まで1年超		97,938	92,159
- 満期日なし（永久債）		1,656	2,356
発行済社債合計		121,179	107,973

劣後債務

劣後債務は当グループの規制資本として適格であり、その条件に従って、APRAの適正資本目的上、その他Tier 1（AT 1）資本またはTier 2 資本のいずれかに分類される。

- ・ AT 1 資本：以下のような永久資本商品
 - ・ ANZキャピタルノート（ANZ CN）
 - ・ ANZ資本証券（ANZ CS）
 - ・ ANZ NZキャピタルノート（ANZ NZ CN）
- ・ Tier 2 資本：その他のすべての永久または期限付劣後債券

発行体の清算において、Tier 2 資本商品は、AT 1 資本商品に優先し、AT 1 資本商品は普通株式のみに優先する。

AT 1 資本

すべての発行済AT 1 資本商品は、バーゼル 3 に全面的に準拠した商品である（バーゼル 3 についての詳細は、注記23「資本管理」を参照）。ANZ CNとANZ CSは、それぞれ同順位である。

AT 1 資本商品に係る分配は累積されず、発行体の完全裁量および一定の支払条件（規制上の要件を含む）のもとで行われる。ANZ CNに係る分配は、ANZ普通株式に適用されるフランキングと同様のフランキングの対象となる。

発行体は、指定された場合には、AT 1 資本商品について特定の期日および一定の状況下（税務事由、規制事由等）において、繰上償還または転換オプションを行使することができる。このオプションは、APRAの書面による事前承認を条件とし、ANZ NZ CNの場合はAPRAに加えてニュージーランド準備銀行（RBNZ）の書面による事前承認を条件としている。

各AT 1 資本商品は、以下の場合に、不定数のANZ普通株式（所定の転換株数を上限に、転換直前のANZ普通株式の平均市場株価から 1 %割引後の価格に基く）に直ちに転換される。

- ・ ANZ（ANZ NZ CNの場合はANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（ANZ NZ））の普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%以下となった場合（普通株式資本関連のトリガー事由）、または

- ・ APRAが、特定の有価証券の転換もしくは償却、または公的資金の注入（もしくは同等の支援）がなければ、当行が存続不能に陥ると判断する、と当行に通達した場合、（ANZ NZ CNの場合に、RBNZがノートの転換または償却をANZ NZに指示した場合もしくはANZ NZに対して法的管財人が指名され、ノートの転換または償却が決定された場合）（存続不能トリガー事由）。

指定されている場合、AT 1 資本商品は、以下の日に不定数のANZ普通株式（所定の転換株数を上限に、転換直前の平均市場株価から1 %割引後の価格に基づく）に強制的に転換される。

- ・ 指定された強制転換日、または
- ・ 条件に定義されている一定の状況下においてそれよりも早い日

ただし、一定の転換基準を満たさない場合、強制転換は所定の期間延期される。

以下の表は、当事業年度および前事業年度の9月30日現在で発行済の当グループのAT 1 資本商品の主要内容である。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
その他Tier 1 資本（永久劣後債） ⁽¹⁾		
ANZ転換優先株式（ANZ CPS）		
AUD 1,340百万 ANZ CPS3	-	573
ANZキャピタルノート（ANZ CN）		
AUD 1,120百万 ANZ CN1	1,117	1,116
AUD 1,610百万 ANZ CN2	1,605	1,604
AUD 970百万 ANZ CN3	965	963
AUD 1,622百万 ANZ CN4	1,610	1,608
AUD 931百万 ANZ CN5	924	925
ANZ資本証券（ANZ CS）		
USD 1,000百万 ANZ資本証券	1,240	1,206
ANZ NZキャピタルノート（ANZ NZ CN）		
NZD 500百万 ANZ NZキャピタルノート	456	457
その他Tier 1 資本合計	7,917	8,452

(1) 帳簿価額（発行費用控除後）

ANZ転換優先株式 (ANZ CPS)

	CPS3
発行体	ANZ
発行日	2011年9月28日
発行額	1,340百万ドル
	2017年9月28日、ANZはCPS3のうち767百万ドルを買入消却し、その手取金はCN5に再投資されたか、あるいは投資家に現金で返済された。2018年3月1日、ANZは残りの発行済CPS3、573百万ドルを買入消却した。
額面価額	100ドル
配当の頻度	半期毎に後払い
配当率	変動レート： $(180\text{日物銀行手形レート} + 3.1\%) \times (1 - \text{オーストラリア法人税率})$
発行体による繰上償還または 転換オプション	2018年3月1日およびそれ以降は半期毎の配当支払日
強制転換日	2019年9月1日
普通株式資本関連のトリガー 事由	あり
存続不能のトリガー事由	なし
支払利息として会計処理された 現金配当支払	8百万ドル (2017年度：47百万ドル)
2018年度帳簿価額 (発行費用控除後)	0百万ドル (2017年度：573百万ドル)

ANZキャピタルノート (ANZ CN)

	CN1	CN2	CN3
発行体	ANZ	ANZ	ANZ (ニュージーランド支店を通じて発行)
発行日	2013年8月7日	2014年3月31日	2015年3月5日
発行額	1,120百万ドル	1,610百万ドル	970百万ドル
額面価額	100ドル	100ドル	100ドル
配当の頻度	半期毎に後払い	半期毎に後払い	半期毎に後払い
配当率	変動レート：(180日物銀行手形レート + 3.4%) × $(1 - \text{オーストラリア法人税率})$	変動レート：(180日物銀行手形レート + 3.25%) × $(1 - \text{オーストラリア法人税率})$	変動レート：(180日物銀行手形レート + 3.6%) × $(1 - \text{オーストラリア法人税率})$
発行体による繰上償還または 転換オプション	2021年9月1日	2022年3月24日	2023年3月24日
強制転換日	2023年9月1日	2024年3月24日	2025年3月24日
普通株式資本関連のトリ ガー事由	あり	あり	あり

存続不能のトリガー事由	あり	あり	あり
2018年度帳簿価額（発行費用控除後）	1,117百万ドル （2017年度：1,116百万ドル）	1,605百万ドル （2017年度：1,604百万ドル）	965百万ドル （2017年度：963百万ドル）

	CN4	CN5
発行体	ANZ	ANZ
発行日	2016年9月27日	2017年9月28日
発行額	1,622百万ドル	931百万ドル
額面価額	100ドル	100ドル
配当の頻度	四半期毎に後払い	四半期毎に後払い
配当率	変動レート：(90日物銀行手形レート+4.7%) x (1－オーストラリア法人税率)	変動レート：(90日物銀行手形レート+3.8%) x (1－オーストラリア法人税率)
発行体による繰上償還または転換オプション	2024年3月20日	2025年3月20日
強制転換日	2026年3月20日	2027年3月20日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり	あり
存続不能のトリガー事由	あり	あり
2018年度帳簿価額(発行費用控除後)	1,610百万ドル (2017年度：1,608百万ドル)	924百万ドル (2017年度：925百万ドル)

ANZ資本証券 (ANZ CS)

発行体	ANZ (ロンドン支店を通じて発行)
発行日	2016年6月15日
発行額	1,000百万米ドル
額面価額	最低券面単位200,000米ドルで、それを超える場合の超過額は1,000米ドルの整数倍
利払頻度	半期毎に後払い
金利	2026年6月15日まで年利6.75%の固定金利。2026年6月15日およびその5年毎の応当日に、5年物米ドルスワップレート仲値+5.168%の変動金利に再設定
発行体による繰上償還オプション	2026年6月15日およびその5年毎の応当日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり
存続不能のトリガー事由	あり
2018年度帳簿価額(発行費用控除後)	1,240百万ドル (2017年度：1,206百万ドル)

ANZ NZキャピタルノート (ANZ NZ CN)

発行体	ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド (ANZ NZ)

発行日	2015年3月31日
発行額	500百万ニュージーランドドル
額面価額	1ニュージーランドドル
利払頻度	四半期毎に後払い
金利	2020年5月25日まで年利7.2%の固定金利。2020年5月にニュージーランド3か月物銀行手形レート+3.5%の変動金利に再設定。 利息の支払いは、ANZ NZの完全裁量を条件とし、支払いのための一定の条件（APRAとRBNZの要件を含む）の適用を受ける。
発行体による繰上償還オプション	2020年5月25日
強制転換日	2022年5月25日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり
存続不能のトリガー事由	あり
2018年度帳簿価額（発行費用控除後）	456百万ドル（2017年度：457百万ドル）

Tier 2 資本

転換可能期限付劣後債はバーゼル3に全面的に準拠した商品である。存続不能のトリガー事由が発生した場合、転換可能期限付劣後債は、ANZ普通株式に直ちに転換される（所定の転換株数を上限として、転換直前の平均市場価格から1%割引後の価格に基づく）。

APRAは、以下についてバーゼル3自己資本規制の移行措置を認めている。

- ・ 750百万ユーロの期限付劣後債については2019年の期日まで
- ・ 300百万米ドルの永久劣後債については、移行期間終了時（2021年12月）まで

以下の表は、当事業年度および前事業年度の9月30日現在の当グループのTier 2 資本劣後債を示している。

通貨	額面価額	満期日	次回繰上償還可能日－ APRAの事前承認を条件 とする	金利	存続不能の トリガー事由	2018年	2017年
						(単位：百万ドル)	
バーゼル3自己資本規制の移行措置適用劣後債（永久債）							
米ドル	300百万	永久債	半年毎の利払日	変動金利	なし	416	382
ニュージーランド							
ドル	835百万	永久債	2018年	固定金利	なし	-	768
バーゼル3自己資本規制の移行措置適用劣後債（期限付）							
ユーロ	750百万	2019年	該当なし	固定金利	なし	1,249	1,205
豪ドル	750百万	2023年	2018年	変動金利	なし	-	747
バーゼル3自己資本規制の移行措置適用劣後債合計						1,665	3,102
バーゼル3に全面的に準拠した転換可能劣後債（期限付）							
豪ドル	750百万	2024年	2019年	変動金利	あり	750	750
米ドル	800百万	2024年	該当なし	固定金利	あり	1,091	1,061
人民元	2,500百万	2025年	2020年	固定金利	あり	503	478
シンガポールドル	500百万	2027年	2022年	固定金利	あり	507	478
豪ドル	200百万	2027年	2022年	固定金利	あり	199	199
日本円	20,000百万	2026年	該当なし	固定金利	あり	243	226
豪ドル	700百万	2026年	2021年	変動金利	あり	698	699
米ドル	1,500百万	2026年	該当なし	固定金利	あり	1,869	1,817
日本円	10,000百万	2026年	2021年	固定金利	あり	121	112
日本円	10,000百万	2028年	2023年	固定金利	あり	120	111
豪ドル	225百万	2032年	2027年	固定金利	あり	225	225
バーゼル3に全面的に準拠した劣後債合計						6,326	6,156
Tier 2 資本合計						7,991	9,258

認識および測定

発行済社債は、損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている場合を除き、償却原価で測定される。当グループがヘッジ関係を指定して公正価値ヘッジ会計を開始した場合、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値は、当該社債の帳簿価額の調整に反映される。支払利息は、実効金利法を用いて計上される。

資本に基づいた転換条項（すなわち、普通株式資本関連のトリガー事由または存続不能のトリガー事由）を持つ劣後債は、別個に損益を通じて公正価値で会計処理される組込デリバティブを含んでいるとみなされる。これらのトリガー事由による転換において発行された株式数は、最大転換数の対象となるが、これらのトリガー事由の可能性が低いため、報告日現在の評価額はゼロであり、組込デリバティブが生じる。

16. 財務リスク管理

リスク管理の枠組みおよびモデル

序論

顧客にバンキングおよびその他の金融サービスを提供する当グループの事業において、金融商品の利用は必須である。これに伴う財務リスク（主に、信用、市場および流動性リスク）は、当グループの主要なリスクの重要な部分を占めている。

当グループは、当グループに影響を及ぼすすべての主要なリスクの詳細および当グループのリスク管理活動についての詳細な情報を、ガバナンスおよびリスク管理の項で開示している。

本注記では、当グループの財務リスク管理の方針、プロセスおよび重要な財務リスクとの関連における定量的開示を詳述している。

主要な財務リスク	本リスクに適用される主要な項目
概要	リスク管理の枠組みの概要
信用リスク 信用リスクは、顧客または取引相手が、元本、利息およびその他の債権の全額かつ期日通りの支払を含む、財務上の義務の履行を怠ることから発生する財務上の損失のリスクである。	- 信用リスクの概要、管理および管理責任 - 信用リスクの最大エクスポージャー - 信用の質 - 信用リスクの集中 - 担保管理
市場リスク 市場リスクは、市場変数の変動により、当グループの資産および負債、ならびにその他のトレーディング・ポジションの価値において発生可能性のある不利な変動から生じる損失リスクである。これらの市場変数には、金利、外国為替、株価、コモディティ価格、信用スプレッド、予想ボラティリティおよび資産相関が含まれるが、これらに限定はされない。	- 市場リスクの概要、管理および管理責任 - 市場リスクの測定 - トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク - 売却可能に分類される持分証券 - 外国為替リスクー構造的エクスポージャー
流動性および資金調達リスク 流動性リスクは、当グループが支払期限到来時に債務を履行できない、または増加する資産を手当てするための資金および流動性を適切な金額、期間および構成で確保することができないリスクである。	- 流動性リスクの概要、管理および管理責任 - 流動性リスクについての重要な測定分野 - 資金調達状況 - 当グループの負債の契約上の期日までの期間別分析

生命保険リスク

保険リスクとは、現在および将来の保険金請求率の予想外の変動に起因する損失リスクである。この変動は、主に、保険金の支払い、死亡率（死亡）または疾病率（病気や怪我）が予想を上回った場合に生じる。

該当なし。

当グループは、以下の方法で生命保険リスクをコントロールし、最小限にとどめている。

- ・ 当グループは、戦略的決定、権限委譲および署名権限の制限などを盛り込んだ引受手続を用いている。
 - ・ 当グループは、適切な種類の再保険と元受水準を達成するため、モデルによる分析ツールを用いて再保険契約を分析している。
-

概要

リスク管理の枠組みの概要

この概要は、財務書類利用者が、AASB第7号「金融商品：開示」に基づいて義務付けられる財務上の開示内容を理解するための手助けとなることを目的としている。この概要は、ガバナンスおよびリスク管理の項と併せて読まれるべきものである。

取締役会は、当グループのリスク管理の枠組み（RMF）を確立し、監視する責任を負う。取締役会は、取締役会のリスク委員会（BRC）に、当グループのリスク管理方針の策定およびその遵守を監視する権限を委譲している。BRCは、その活動を取締役に定期的に報告している。

取締役会は以下を含む、当グループの戦略目的を承認する。

- ・ ANZが戦略目的および事業計画の追求において、受け入れる用意があるリスクの程度に関する取締役会の期待値を示したリスク選好度ステートメント（RAS）
- ・ ANZのリスクの管理戦略およびこの戦略を実施するRMFの主要な要素を記述した、リスク管理戦略（RMS）。これには、重大な各リスク、ならびにRMFがそれぞれのリスクに対処する方法の概要が、関連する方針、基準および手続きを参照して記述されている。また、ANZが重大なリスクをどのように特定、測定、評価、監視、報告および管理または低減するかも含まれている。

当グループは、研修ならびに管理基準および手続きを通じて、全従業員がその役割および義務を理解しており、規律があり信頼性の高い統制環境の維持を目指している。ANZにおいては、リスクは各従業員が責任を担う。

当グループは、以下の職務を担うチーフ・リスク・オフィサーが率いる独立したリスク管理機能部門を有している。

- ・ リスク・プロファイルおよびリスク管理の枠組みを監視する責任を負う
- ・ ANZのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼす業務活動および決定に対して実効性のある異議を唱えることができる。
- ・ 懸念事項の適切な上申を可能にするために、独立したBRCへの報告経路を持つ。

内部監査機能部門は、取締役会監査委員会（BAC）に直属している。内部監査は以下を行う。

- ・ 当グループのRMFの年次評価を独立して行い、3年ごとに包括的なレビューを実施する。
- ・ リスク管理の枠組みの適切性、有効性および十分性についての保証を提供し、これには枠組みが有効に運用されている旨の保証が含まれる。
- ・ 日常業務の有効性の強化を目的として、枠組みおよび／または実務慣行を改善するための勧告を行う。

信用リスク

信用リスクの概要、管理および管理責任

顧客に対する信用供与は、当グループの利益の主要源泉の一つである。この活動は主要リスクでもあるため、当グループはその管理に多大な資源を振り向けている。当グループは、多様な市場および多くの法域において、広範囲の貸出およびその他の活動に伴う信用リスクを負っている。信用リスクは伝統的な顧客への貸出に加えて、銀行間取引、トレジャリー、貿易金融および世界中の資本市場での活動からも生じる。

当グループの信用リスク管理の枠組みは、取締役会により設定される信用リスク選好度の測定、監視および管理について、一貫性のある取組みが当グループ全体に適用されることを確実にしている。信用リスクの監視という職務を果たす際、取締役会は、BRCによる支援および助言を受ける。BRCは、以下を行う。

- ・ 信用リスク選好度および与信戦略の設定
- ・ 執行経営陣の裁量を超える与信取引の承認

当グループは、エクスポージャーの種類全体にわたっての一貫性を確保し、報告および分析目的で一貫性のある枠組みを提供するために、信用リスクを、内部格付システム（統一測定基準）を通じて定量化している。このシステムでは、顧客エクスポージャーについて次の項目を測定するためにモデルおよびその他のツールが使用される。

デフォルト確率（PD）	顧客の借入金の元利払いおよび返済能力に対する当グループの評価を反映した顧客の信用格付け（CCR）で表される。
デフォルト時エクスポージャー（EAD）	デフォルト時点での予想貸付金残高。
デフォルト時損失率（LGD）	AからGまでの担保指標（SI）で表される。SIは、顧客のデフォルト時に当グループが現金化することができる担保で貸付金がカバーされている割合を参照して計算される。AからGまでの指標は、預金額やソブリン支援等の要素を取り扱う一連のその他のSIで補完される。リテールおよび一部の小規模企業向け貸付については、エクスポージャーは大きな同質的なプールにグループ分けされ、LGDはプールのレベルで指定される。

当グループの信用リスク専門家のチームは、当グループのPDおよびLGD格付モデルを策定し、検証する。これらのモデルから得られたアウトプットにより、組成、価格設定、承認レベル、自己資本比率規制、経済的資本配分および信用供与などに関して当グループの日々の信用リスク管理上の決定が行われている。

ANZが与信関係を有するすべての顧客には、次の評価手法のいずれかを通じて、組成時にCCRが割り当てられる。

大口かつ複雑な貸付

格付モデルにより一貫性のある体系的な評価が提供できるが、モデルで想定されていない要因に関しては判断が求められる。与信承認は、事業部門の引受担当者と独立したクレジット・オフィサーが共同で承認する二重承認基準で行われている。

リテールおよび一部の小規模企業向け貸付

スコアリング（アプリケーション上および行動上の）、ポリシー・ルールおよび外部の信用報告の情報を組み合わせたものを使用する、与信申請の自動評価。与信申請が、自動評価の基準を満たさない場合、手作業による評価に委ねられる。

当グループでは、延滞も減損もしていない金融資産の信用度を管理するために、当グループの内部CCRを使用している。広範な比較を可能にするために、当グループのCCRは、以下のよう外部の格付機関の測定基準に合わせて作成されている。

内部格付け	ANZ顧客要件	ムーディーズ格付け	スタンダード・アンド・プアーズ格付け
信用度の高い顧客	長期にわたる営業活動および財務成績において優れた安定性を示し、収益力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない。	Aaa - Baa3	AAA - BBB-

受入れ可能なリスクを有する顧客	中には景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が存在する可能性があるものの、中期から長期にわたり適切な営業上および財政上の安定性を示している。	Ba1 - B1	BB+ - B+
基準を満たさないが延滞も減損もしていない顧客	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性が予想されることから、いくらかの営業上および財政上の不安定性を示している。	B2 - Caa	B - CCC

信用リスクの最大エクスポージャー

貸借対照表上で認識されている金融資産の場合、信用リスクの最大エクスポージャーは、帳簿価額である。一定の状況において、貸借対照表上の帳簿価額と以下の表において公表される額には差異がある場合がある。原則として、これらの差異は主に、市場リスクにさらされる持分商品または紙幣および硬貨など、信用リスク以外のリスクにさらされる金融資産について生じる。

未実行の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。偶発的なエクスポージャーについて、信用リスクの最大エクスポージャーは、かかる請求が行われた場合に当グループが支払わなければならない最大額である。

本注記の目的上、貸借対照表上で売却目的保有資産として表示されている資産は、各貸借対照表の区分に再配分されている。

以下の表は、担保またはその他の信用補完を考慮前の当グループの帳簿上および帳簿外の信用リスクの最大エクスポージャーのポジションを示したものである。

	報告金額		除外項目 ⁽¹⁾ ／その他 ⁽²⁾		信用リスクの 最大エクスポージャー	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)					
貸借対照表勘定						
正味貸付金および前渡金 ⁽²⁾	604,937	580,293	(526)	(562)	605,463	580,855
その他金融資産：						
現金および現金同等物	84,964	68,048	1,466	1,544	83,498	66,504
ANZの未収決済残高 ⁽³⁾	2,319	5,504	2,319	5,504	-	-
支払担保	11,043	8,987	-	-	11,043	8,987
売買目的有価証券	37,722	43,605	3,595	4,713	34,127	38,892
デリバティブ金融商品	68,426	62,518	-	-	68,426	62,518
売却可能資産	75,363	69,384	1,095	747	74,268	68,637
規制上の預け金	1,028	2,015	-	-	1,028	2,015
保険契約に対応する投資	40,054	37,964	40,054	37,964	-	-
その他金融資産 ⁽⁴⁾	3,850	3,764	-	-	3,850	3,764
その他金融資産合計	<u>324,769</u>	<u>301,789</u>	<u>48,529</u>	<u>50,472</u>	<u>276,240</u>	<u>251,317</u>
小計	<u>929,706</u>	<u>882,082</u>	<u>48,003</u>	<u>49,910</u>	<u>881,703</u>	<u>832,172</u>
帳簿外のポジション						
未実行および偶発与信枠 ⁽²⁾ 、 ⁽⁵⁾	245,108	232,162	526	562	244,582	231,600
合計	<u>1,174,814</u>	<u>1,114,244</u>	<u>48,529</u>	<u>50,472</u>	<u>1,126,285</u>	<u>1,063,772</u>

(1) 除外項目は、現金および現金同等物のうちの紙幣および硬貨ならびに銀行預金、売却可能金融資産のうちの持分証券、ならびに信用リスクが保険契約者に転嫁される保険事業関連の投資で構成される。売買目的有価証券として認識された持分証券および貴金属に対するエクスポージャーは、信用エクスポージャーを有していないために除外されている。

(2) その他は、正味貸付金および前渡金に含まれる帳簿外の与信枠に関連した個別引当金および一般引当金の振替に関連している。本表および以下の表で、信用リスクの最大エクスポージャーに関連する与信を種類別に表示するために引当金は振り替えられている。

(3) ANZの未収決済残高は、信用リスクを伴わない未収金に関するものであるために除外されている。

- (4) その他金融資産は、主に未収利息、未収保険金および支払承諾で構成されている。
- (5) 未実行の与信枠および偶発与信枠は、保証、信用状および履行保証関連偶発債務を含む。

信用の質

下表は、次の項目別に信用リスクの最大エクスポージャーの信用の質の分析を示している。

- ・ 延滞も減損もしていない金融資産の信用度別
- ・ 延滞しているが減損はしていない資産の延滞期間別
- ・ 総額および個別引当金控除後で表示された条件緩和債権および減損債権

	貸付金および 前渡金		その他金融資産		帳簿外の信用関連 コミットメント		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
(単位：百万ドル)								
延滞も減損もしていない								
信用度の高い顧客 (1)	445,997	410,343	272,110	246,774	206,859	190,083	924,966	847,200
受入れ可能なリス クを有する顧客 ⁽²⁾	127,384	137,432	4,014	4,429	36,037	39,578	167,435	181,439
基準を満たさない が延滞も減損もし ていない顧客 ⁽³⁾	15,567	16,879	116	114	1,644	1,858	17,327	18,851
小計	588,948	564,654	276,240	251,317	244,540	231,519	1,109,728	1,047,490
延滞しているが減損は していない								
30日未満	8,958	8,790	-	-	-	-	8,958	8,790
30日以上60日未満	2,240	2,143	-	-	-	-	2,240	2,143
60日以上90日未満	1,268	1,148	-	-	-	-	1,268	1,148
90日以上	2,998	2,953	-	-	-	-	2,998	2,953
小計	15,464	15,034	-	-	-	-	15,464	15,034
条件緩和債権および減 損債権								
減損貸付金	1,676	2,118	-	-	-	-	1,676	2,118
条件緩和債権 ⁽⁴⁾	269	167	-	-	-	-	269	167
不良資産を裏付け とする契約債務お よび偶発債務	-	-	-	-	68	99	68	99
減損金融資産総額	1,945	2,285	-	-	68	99	2,013	2,384
個別引当金	(894)	(1,118)	-	-	(26)	(18)	(920)	(1,136)
条件緩和および正味減 損債権小計	1,051	1,167	-	-	42	81	1,093	1,248
合計	605,463	580,855	276,240	251,317	244,582	231,600	1,126,285	1,063,772

- (1) 2018年に、これまで信用度の高い顧客に割り当てられていた受入れ可能および低水準のリスクに対する一般引当金は、受け入れ可能および低水準のリスクに再配分されている。これにより、比較情報は修正再表示されている。
- (2) 2018年に、これまで信用度の高い顧客に割り当てられていた、受入れ可能なリスクに対する一般引当金は、受入れ可能リスクに再配分されている。これにより、比較情報は修正再表示されている。（2017年度：正味貸付金および前渡金586百万ドル、信用関連コミットメント187百万ドル）
- (3) 2018年に、これまで信用度の高い顧客に割り当てられていた、低水準のリスクに対する一般引当金は、低水準のリスクに再分類されている。これにより、比較情報は修正再表示されている。（2017年度：正味貸付金および前渡金638百万ドル、信用関連コミットメント85百万ドル）
- (4) 条件緩和債権は、顧客が財政困難に直面したことにより、当初の契約条件が変更されたものである。条件緩和とは、支払期限が到来した利息、元本またはその他の支払い額の減免、あるいは同様のリスクを有する新規の与信枠に対して一般的に提供される期間を大きく超える返済期日の延期を意味する。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、多くの顧客が、類似した活動に従事している、類似した経済的特性を有している、または同一の地域で類似した活動を行っており、そのため経済またはその他の状況の変化から同様の影響を受ける可能性がある場合に生じる。当グループは、リスクの集中を管理するために与信ポートフォリオの監視および再調整を行っている。当グループはまた、単一顧客への許容できない大規模エクスポージャーを回避するために、個別顧客限度額を設定している。

信用リスクが生じる金融商品の産業別内訳は以下のとおりである。

	貸付金および 前渡金		その他金融資産		帳簿外の信用関連 コミットメント		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
(単位：百万ドル)								
農業、林業、漁業								
および鉱業	38,124	35,592	705	773	17,583	16,093	56,412	52,458
ビジネスサービス	8,439	8,413	122	182	7,016	7,251	15,577	15,846
建設	6,849	6,965	61	84	6,950	6,419	13,860	13,468
電力、ガス、水道供給	6,390	6,472	920	1,186	6,152	6,103	13,462	13,761
娯楽、レジャー								
および観光	12,360	12,462	355	447	3,666	3,650	16,381	16,559
金融、投資および保険	48,059	39,741	187,194	162,198	37,821	29,640	273,074	231,579
政府および公的機関	922	2,307	75,763	73,904	2,854	2,733	79,539	78,944
製造業	23,538	21,107	2,612	2,691	41,927	38,872	68,077	62,670
個人ローン	352,155	352,841	1,379	1,902	55,159	62,090	408,693	416,833
不動産業	45,473	42,514	708	838	15,837	13,057	62,018	56,409
小売業	13,530	13,375	209	321	6,947	6,506	20,686	20,202
運輸および倉庫	12,075	11,884	650	1,163	7,980	6,998	20,705	20,045
卸売業	15,220	14,178	3,148	2,817	21,834	20,501	40,202	37,496
その他	24,679	15,593	2,414	2,811	13,382	12,249	40,475	30,653
総計	607,813	583,444	276,240	251,317	245,108	232,162	1,129,161	1,066,923
貸倒引当金	(2,917)	(3,236)	-	-	(526)	(562)	(3,443)	(3,798)
小計	604,896	580,208	276,240	251,317	244,582	231,600	1,125,718	1,063,125
前受収益	(430)	(411)	-	-	-	-	(430)	(411)
資産計上された仲介 手数料／モーゲージ 実行手数料	997	1,058	-	-	-	-	997	1,058
信用リスクの最大エク スポージャー	605,463	580,855	276,240	251,317	244,582	231,600	1,126,285	1,063,772

担保管理

当グループは、帳簿上および帳簿外のエクスポージャーについて、取引相手が期待キャッシュフローから返済義務を履行することができない場合の信用リスクを低減するために、担保を利用している。一部の商品については、顧客が差し入れる担保は当該商品の組成に不可欠であり、そのため担保は厳密には返済のための二次的な資金源にならない。例えば、売掛金で担保されている貸付は一般的には売掛金を回収することによって返済される。

関連する金融資産の種類について保有する担保および保証の内容は次のとおりである。

正味貸付金および前渡金

貸付金—住宅ローンおよび個人ローン	住宅ローンは、不動産に対する抵当権によって担保されており、追加担保は保証または預り金の形態をとる場合もある。 個人ローン（クレジットカードおよび当座貸越を含む）は、大半が無担保である。担保を設定する場合は、適格な車両、モーターホームおよびその他の資産に限定される。

貸付金—企業向け貸付金	企業向け貸付金は、担保付、部分担保付または無担保のいずれかである。通常、不動産に対する抵当権および／または事業資産またはその他の資産に対する担保権により担保を設定する。 適切な場合は、信用リスクを低減するために、保証、スタンドバイ信用状またはデリバティブによるプロテクション等のその他の担保措置をとる場合がある。

その他金融資産

売買目的有価証券、売却可能資産、デリバティブおよびその他金融資産	売買目的有価証券については、当グループは発行体または取引相手からの直接的な担保は求めない。ただし、商品の条件において担保が含まれている場合がある（例えば、資産担保証券）。債券の条件には、担保が含まれている場合がある。 デリバティブに関する取引相手のデフォルトの際に、当グループは通常、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のマスター契約に基づいて、当該取引相手とのすべての契約を解約し、デフォルト発生時点の市場水準で純額決済する。 当グループは、また、取引相手との未決済デリバティブ・ポジションが集計され、日次で現金担保（またはその他の形態の適格担保）を交換するISDAマスター契約のクレジット・サポート・アネックス（CSA）の利用を優先的な慣行としている。担保は、取引相手のポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手から提供される（または、ANZのポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手に提供される）。

帳簿外のポジション

未実行の与信枠および偶発与信枠	帳簿外のポジションの担保は、主に未実行の与信枠に対して保有され、通常は契約履行保証または保証である。未実行の与信枠には、住宅用不動産の抵当付住宅ローン、商用不動産を担保にした事業融資、および／または事業資産の手数料などがある。

下表は、当グループが保有する担保の見積価値および信用エクスポージャーの正味無担保部分を表示している。

	信用エクスポージャー		担保の価値総額		信用エクスポージャー の無担保分	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
			(単位：百万ドル)			
正味貸付金および前渡金	605,463	580,855	482,097	474,746	123,366	106,109
その他金融資産	276,240	251,317	33,215	25,429	243,025	225,888
帳簿外のポジション	244,582	231,600	49,141	46,083	195,441	185,517
合計	1,126,285	1,063,772	564,453	546,258	561,832	517,514

市場リスク

市場リスクの概要、管理および管理責任

市場リスクはANZのトレーディング活動、貸借対照表管理活動、金利、外国為替相場、信用スプレッドの変動または相関の影響、および債券、コモディティまたは株式の価格のボラティリティから生じる。

BRCは、市場リスクおよび市場リスク方針の遵守状況に関する日々の管理責任を、信用および市場リスク委員会（CMRC）ならびにグループ資産負債委員会（GALCO）へ委譲している。

BRCが定めた全体的な戦略および方針の範囲内で、事業部門およびリスク管理は、グループレベルでの市場リスクの統制に対して共同で責任を負う。市場リスク・チーム（事業部門から独立した立場の専門家で構成されるリスク管理部門）は、市場リスク限度額を様々なレベルで配分し、これらを日次で監視および報告する。この詳細な枠組みにより、リスク要因と損益限度額を使用して、エクスポージャーを管理および統制するための個別の限度額が配分される。

市場リスクの管理、測定および報告は、大まかに2つの区分で行われている。

トレーディングに起因する市場リスク	トレーディングに起因しない市場リスク
現物のトレーディング・ポジションとデリバティブのトレーディング・ポジションの双方の価格要素の変動に起因する金融商品の価値変動による損失リスク。監視される主なリスクの種類は以下のとおりである。 1. 通貨リスクー外国為替相場またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 2. 金利リスクー市場金利またはその予想ボラティリティの変動による潜在的損失。 3. 信用スプレッド・リスクーベンチマークに対するマージンまたはスプレッドの変動から発生する潜在的損失。 4. コモディティ・リスクーコモディティ価格またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 5. 株式リスクー株価の変動から発生する潜在的損失。	トレーディングに起因しない金利リスク、流動性リスクおよび外国為替エクスポージャーの管理に伴う損失リスク。これには、銀行勘定における金利リスクが含まれる。損失リスクは、金利の全体的な水準および異なった期間の相対的水準における不利な変動、金利マージンの実際と予想の差異、ならびに、金融商品および銀行商品における組込オプションに伴う潜在的な評価リスクから発生する。

市場リスクの測定

当グループは、主にバリュー・アット・リスク（VaR）、感応度分析およびストレステストを使用して、市場リスクを管理および統制している。

VaRは、過去の市場の動きに基づいて、当グループの潜在的な1日の損失を計測する。

当グループでは、トレーディングおよび非トレーディング・リスクの双方に関して、過去のデータに基づくシミュレーションを行うことでVaRを測定している。当グループは、以下の期間にわたる過去の市場レート、価格およびボラティリティの変動を使用する。

- ・ 標準的VaRを算出するために、過去500営業日
- ・ ストレス下のVaRを算出するために1年間のストレス下の期間

トレーディングに起因するVaRおよびトレーディングに起因しないVaRは、1日および10日の保有期間を用いて算出されている。ストレス下のVaRについては、10日間の保有期間を用いる。当グループのVaRモデルが正確性を維持していることを確保するために、バックテストが用いられる。

ANZはVaRを99%の信頼区間で測定しているが、このことは、開示対象の保有期間に損失がVaRを上回らない確率が99%ということを意味する。

トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク

トレーディングに起因する市場リスク

以下の表は、リスク・カテゴリー別に分散化された基準でトレーディングに起因する市場リスクを示している。

	2018年9月30日				2017年9月30日			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
	(単位：百万ドル)							
信頼水準99%の トレーディングに 起因するVaR								
外国為替	3.7	10.3	1.7	4.2	4.2	10.5	2.5	5.1
金利	8.4	16.0	4.9	7.9	6.3	21.3	5.1	7.9
クレジット	2.5	6.5	2.3	4.0	4.4	5.4	2.0	3.4
コモディティ	3.7	4.5	1.4	3.1	2.2	3.8	1.4	2.1
株式	-	-	-	-	-	0.5	-	0.2
分散効果 ⁽¹⁾	(10.5)	該当なし	該当なし	(8.1)	(7.6)	該当なし	該当なし	(7.7)
VaR合計	7.8	19.9	6.9	11.1	9.5	24.9	6.9	11.0

(1) 分散効果は、リスク・カテゴリー全体にわたって相殺されたリスクを反映している。VaR値の最高および最低はグループ全体として報告されているため、各要素について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

トレーディングに起因しない市場リスク

貸借対照表リスク管理

貸借対照表リスク管理の主な目的は、金利リスクや流動性リスクを許容可能な水準に保ち、金利動向が収益や当グループの銀行勘定の時価にもたらす負の影響を軽減する一方、当グループが十分な流動性を確保し、期日の到来する債務の履行を可能にすることである。

金利リスク管理

トレーディングに起因しない金利リスクとは、市場における金利変動が当グループの将来の純利息収益に及ぼす潜在的に不利な影響に関連するものである。このリスクは、主に2つの原因から生じる。すなわち、利付資産と利付負債の間の金利更改時期のミスマッチ、そして資本やその他の無利息の負債を利付資産に投資した場合である。金利リスクは、VaRおよびシナリオ分析（1%変動の影響の分析）を用いて報告される。以下の表は、グループ合算に加えて、オーストラリア、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ（APEA）地域について、トレーディングに起因しない金利リスクのVaR値を別々に計算して示している。

	2018年9月30日				2017年9月30日			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
	(単位：百万ドル)							
信頼水準99%の トレーディングに 起因しないVaR								
オーストラリア	21.9	32.7	20.3	23.6	31.6	37.5	25.9	31.3
ニュージーランド	6.8	7.1	5.6	6.6	11.8	15.1	11.1	12.4
アジア太平洋、 ヨーロッパおよび アメリカ	15.1	15.1	12.5	13.7	14.6	19.0	14.3	15.9
分散効果 ⁽¹⁾	(16.1)	該当なし	該当なし	(14.4)	(20.6)	該当なし	該当なし	(19.7)
VaR合計	27.7	36.4	26.0	29.5	37.4	44.0	33.5	39.9

(1) 分散効果の値は、これら地域間の過去の相関を反映したものである。VaR値の最高および最低は当グループ全体として報告されているため、地域について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

当グループは、例外的な事象が当グループの市場リスク・エクスポージャーに与える影響のストレステストを行うために、シナリオ分析を実施する。イールド・カーブが一晩でプラス方向に1%平行移動する変化が生じた場合をモデル化して、向こう12か月間の純利息収益に与える潜在的影響を判定している。これは標準的なリスク測定であり、かかる平行移動がすべてのホールセール向けの利率と顧客向けの利率に反映されると仮定している。

下記の表は、当事業年度および前事業年度のリスク測定の結果を、財務書類上の純利息収益に対する割合をもって示したものである。正数の場合は、金利の上昇が向こう12か月間の純利息収益に正の影響を与えることを示している。

	2018年	2017年
1%の金利変動の影響		
期末現在	0.20%	0.52%
最大エクスポージャー	0.60%	0.65%
最低エクスポージャー	0.03%	0.01%
平均エクスポージャー（絶対値）	0.25%	0.28%

売却可能に分類される持分証券

当グループの売却可能金融資産には、主に長期の戦略的な理由で保有している投資で構成される持分投資が含まれている。当該持分投資に対する市場リスクの影響は、トレーディングに起因する市場リスクとトレーディングに起因しない市場リスクに対する当グループのVaRプロセスで測定することはできない。したがって、当グループは定期的にポートフォリオ内の投資の評価額を見直し、当該投資の減損の有無を、注記11「売却可能資産」で記述している認識および測定の方針に基づいて評価している。

外国為替リスクー構造的エクスポージャー

豪ドル以外の機能通貨を用いる支店、子会社および関連会社などの外国事業への資本投資により、当グループは外国為替相場の変動リスクにさらされている。為替差額によって生じる外国事業の価値の変動は、資本における為替換算調整勘定に反映される。

適切とみなされた場合には、当グループは大口の外貨建て収益源（主としてニュージーランドドル、米ドルおよび米ドル連動）に対して経済的ヘッジを実施する。ヘッジの主な目的は、実務的に可能であれば、連結自己資本比率が為替相場の変動に対してニュートラルとなるようにすることである。

流動性および資金調達リスク

流動性リスクの概要、管理および管理責任

流動性リスクは、以下のいずれかのリスクである。

- ・ 当グループが、支払債務の期日が到来した際に、当該債務を履行することができない（預金の払戻しまたはホールセール債務の満期を含む）。
- ・ 当グループの資産の増加を賄うために適切な金額、期間および構成の資金調達および流動性を有していない。

流動性および資金調達リスクの管理は、GALCOによって監視されている。当グループの流動性および資金調達リスクは、BRCにより承認された一連の原則により管理され、当該原則には以下が含まれている。

- ・ すべての支払債務を短期に履行する能力を維持すること。
- ・ 短期から中期にわたって金銭的債務を履行するため、各現場とグループ全体の双方で、一連のANZ固有の流動性ストレス・シナリオと一般的な市場流動性ストレス・シナリオ下の「サバイバル期間」基準を確実に満たすこと。
- ・ 流動性リスクおよび資金調達リスク・プロファイルに対して長期的な耐性を確保するために、グループの貸借対照表構造の健全性を維持すること。
- ・ 各国の規制要件に準拠した流動性管理の枠組みを確保すること。
- ・ 当グループのポジションを数値化するために、日次の流動性報告書とシナリオ分析を作成すること。
- ・ 投資家の種類、満期、資金源および通貨による過度の集中を避けるために多様な資金調達基盤を対象とすること。
- ・ 資金調達状況の悪化に対処し、日々の業務を支えるために、質の高い流動資産を組み入れたポートフォリオを保有すること。
- ・ 様々な流動性に関する危機的事象に備えるための詳細な危機管理計画を策定すること。

流動性リスクについての重要な測定分野

資金調達源のシナリオのモデル化

ANZの流動性リスク選好度は、一連の規制および取締役会が義務付ける内部流動性測定基準で定められる。この測定基準は、異なった期間および深刻度に関する一連のシナリオを扱っている。

この枠組みの重要な構成要素は、流動性カバレッジレシオ（LCR）であり、これはAPRAを含む銀行規制当局によって義務付けられる深刻な短期的流動性ストレス・シナリオである。LCR要件に準拠するための対応のひとつとして、当グループは、オーストラリア準備銀行との間で流動性供給枠（CLF）を設定した。CLFは、オーストラリアにおいて、利用可能な質の高い流動資産（HQLA）の不足を埋め合わせ、代替的な形態の臨時的な流動性を提供するために確立された。適格なオーストラリアの公認預金受入機関が利用できるCLFの合計金額は、APRAにより毎年設定される。2018年1月1日より、ANZのCLFは469億ドルである（2017年12月末：438億ドル）。

流動資産

過酷なストレス環境において当グループの流動性ポジションを保護し、また、規制要件を遵守するために、当グループは高品質で処分制約のない流動性資産ポートフォリオを保有している。HQLAは、バーゼル3のLCR要件と一致して、3つのカテゴリーで構成されている。

- ・ HQLA 1：現金、および信用度が最も高い政府、中央銀行または公的機関の証券で中央銀行による日中流動性を供給するためのレポに適格とされるもの
- ・ HQLA 2：信用度の高い政府、中央銀行または公的機関の証券、質の高い社債および質の高いカバード・ボンドで、中央銀行による日中流動性を供給するためのレポに適格とされるもの
- ・ 代替的流動資産（ALA）：CLFの担保として適格な資産およびニュージーランド準備銀行（RBNZ）が国内市場の操作に使用できる適格証券

流動性リスクの結果⁽¹⁾

流動性カバレッジレシオ

2018年度のANZの流動性カバレッジレシオ（LCR）の平均は、2017年度の平均135%より上昇し、138%となり規制の最低要件である100%を上回っている。

正味安定資金調達比率

2018年9月30日現在のANZの正味安定資金調達比率（NSFR）は115%で、規制の最低要件である100%を上回っている。

(1) この情報は、当グループの外部監査人であるKPMGによる当グループの財務報告書の外部監査の範囲に含まれていない。流動性カバレッジレシオおよび正味安定資金調達比率は、IFRSで求められる開示に含まれておらず、オーストラリア基準（ASRS）第4400号「合意された手続 - 発見事項の報告業務」に準拠する特定のレビュー手続の対象となる当グループのAPS第330号「開示」の一部として開示されている。

流動性危機管理計画

当グループは、ひとつの国およびグループ全体を対象とした流動性を脅かす事態の分析および対処するための、APRA承認の流動性危機管理計画を整備している。主要な流動性危機管理計画の要件およびガイドラインは以下のとおりである。

事業継続の管理	早期の兆候/軽度のストレス	深刻なストレス
- 危機／深刻度の度合いの設定 - 流動性限度額 - 早期警告指標	- 監視およびレビュー - 事業の合理化を必要としない経営措置	- 能動的臨時資金調達計画 - 資産および負債の動きを変更する経営措置
内外向けコミュニケーション担当の割当ておよびコミュニケーションの適切な時期		

ストレス事象の正確な内容を事前に知ることはできないため、当グループはストレス事象の内容および深刻度に応じて柔軟性を持たせた計画を設計しており、複数の代替によりいかなる計画にも適応可能にしている。

当グループの資金調達

当グループは、資金調達の構成と安定性が、当グループの資金調達リスク選好度の範囲内にとどまるよう監視している。この手法は、当グループ資産の適切な割合が、顧客預金、長期ホールセール資金調達（残存期間が1年を超えるもの）、および資本等の安定した資金源で確実に調達されるようにしている。

作成される資金調達計画	資金調達計画作成における検討事項
- 年次で作成される3か年戦略計画 - 予算プロセスの一環としての年次資金調達計画 - 年次計画の調整としての、実績を考慮した予測	- 顧客の貸借対照表の成長 - ホールセール資金調達（優先債、担保付債券、劣後債、およびハイブリッド証券の取引に関して目標とされる資金調達額、市場、投資家、期間および通貨を含む）ならびに市場の状況の変化

当グループの負債の契約上の残存期間別分析

以下の表は、9月30日現在の売買目的保有として再分類された金融負債を含む、金融負債の契約上の残存期日別分析を、関連する期日のグループごとに示している。すべての発行済社債および劣後債の期日は、当グループが支払を求められる可能性がある最も早い日に基づいている。すべての要求払い負債は、「3か月未満」の区分で報告されている。満期日が定められていない他のすべての項目は、「5年超」の区分に含まれている。これらの金額は、元本および利息のキャッシュフローを示しており、相当する貸借対照表に報告された金額とは異なる可能性がある。本注記の目的上、貸借対照表上で売却目的保有資産として表示されている資産は、各貸借対照表の区分に再配分されている。

これは当グループがどのように流動性リスクを管理しているかを示すものではないことに注意しなければならない。このリスクの管理については前述している。

2018年	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
ANZの未払決済残高	11,810	-	-	-	11,810
受取担保	6,542	-	-	-	6,542
預金およびその他の借入金	518,650	92,213	12,444	117	623,424
保険契約債務	38,325	2	9	1,271	39,607
外部ユニット保有者に対する負債	4,712	-	-	-	4,712
支払承諾	803	-	-	-	803
発行済社債 ⁽¹⁾	5,575	21,538	83,685	23,399	134,197
デリバティブ負債（トレーディング） ⁽²⁾	60,499	-	-	-	60,499
デリバティブ資産および負債 （貸借対照表管理）					
- 資金調達					
流入	(17,972)	(30,894)	(85,054)	(35,580)	(169,500)
流出	17,936	29,757	82,344	35,431	165,468
- その他貸借対照表管理					
流入	(52,708)	(16,646)	(14,401)	(2,089)	(85,844)
流出	53,022	16,879	15,283	2,256	87,440
2017年	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
ANZの未払決済残高	9,914	-	-	-	9,914
受取担保	5,919	-	-	-	5,919
預金およびその他の借入金	490,282	94,449	19,003	145	603,879
保険契約債務	37,075	2	19	352	37,448
外部ユニット保有者に対する負債	4,435	-	-	-	4,435
支払承諾	614	-	-	-	614
発行済社債 ⁽¹⁾	4,673	15,290	75,732	24,131	119,826
デリバティブ負債（トレーディング） ⁽²⁾	51,556	-	-	-	51,556
デリバティブ資産および負債 （貸借対照表管理）					
- 資金調達					
流入	(18,598)	(20,058)	(82,876)	(29,295)	(150,827)
流出	18,374	19,830	83,827	29,659	151,690
- その他貸借対照表管理					
流入	(28,031)	(8,685)	(14,900)	(5,021)	(56,637)
流出	28,246	9,152	17,024	5,552	59,974

-
- (1) 繰上償還可能なホールセール社債の満期は次の繰上償還日としている。当行の選択により、残高には、現金または株式で決済することができる劣後債務商品、および次の繰上償還日での永久債が含まれている。
- (2) トレーディング目的で保有されるデリバティブ負債の時価は、すべて「3か月未満」の区分に含まれている。

2018年9月30日現在、当グループが支払を求められる可能性のある最も早い日に基づく、202,531百万ドル（2017年度：191,323百万ドル）の当グループの未実行与信枠および42,577百万ドル（2017年度：40,839百万ドル）の発行済保証が1年以内に期日を迎える。

[前へ](#)

[次へ](#)

17. 金融資産および金融負債の公正価値

当グループは、金融商品の多くを貸借対照表において公正価値で計上している。また、当グループは、公正価値で測定する売買目的保有に分類される資産（売却費用控除後）を保有している。公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払われるであろう価格の最善の見積りである。

評価

当グループは、公正価値の正確な計算、報告、統制を確実なものとするために、適切な職務分掌を含む統制の枠組みを確立している。この枠組みは以下の機能を含んでいる。

- ・ 公正価値を適切に算定することが可能な商品のみ、外部顧客および取引相手との取引が承認される。
- ・ 金融商品を評価する際に用いる市場相場価格は、外部の価格提供者からの情報によって独立して検証される。
- ・ 公正価値評価手法およびインプットは、取引を実行する当事者から独立した部門により評価および承認される。
- ・ 公正価値の変動は、独立して監視され、公正価値を裏付ける関連要因を参照することによって説明される。
- ・ 評価調整（資金調達評価調整、信用評価調整およびビッド・オファー調整など）は、独立して検証され、監視される。

当グループが相殺されるリスク・ポジションを保有する場合、当グループはAASB第13号「公正価値測定」（AASB 第13号）のポートフォリオの例外措置を利用して、かかる金融資産および金融負債グループの公正価値を測定する。当グループは、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（資産）の売却で受け取るであろう価格、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（負債）を移転するための価格に基づいてポートフォリオを測定している。

公正価値指定

当グループは、以下のように、一定の貸付金および前渡金、一定の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債を、損益を通じて公正価値評価するものとして指定している。

- ・ 当該商品のキャッシュフローを著しく変更する可能性がある、分離可能な組込デリバティブを含んでいる場合、または
- ・ 資産または負債が償却原価で計上された場合に発生する可能性のある会計上のミスマッチを解消するため。このミスマッチは、デリバティブ金融商品（当該資産または負債の金利リスクを緩和するために取得された）を、損益を通じて公正価値で測定することから生じる。

当グループのアプローチは、当該資産または負債の公正価値の変動が、関連するデリバティブに係る変動と同一期間に純損益で確実に認識されるようにしている。

また、一定の貸付金および前渡金、一定の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債についても、商品の管理方法と測定方法を合わせるために公正価値で管理している場合には、損益を通じて公正価値で評価するものとして指定することがある。

公正価値に関するアプローチおよび評価技法

当グループは、資産および負債の認識、測定および開示の目的で公正価値を見積もる際に、その資産または負債について、活発な市場で市場相場価格が存在しない場合には評価技法を使用する。これには以下が含まれる。

資産または負債	公正価値アプローチ
以下に分類される金融商品：	信用リスク、満期および利回り特性が類似した金融商品についての観察可能な市場インプットを組み込む形にモデル化された評価技法が使用される。活発な市場で売買されていない持分商品については、比較可能な会社の株価収益率を用いて測定される場合がある。
- 売買目的有価証券	
- 空売り有価証券	
- デリバティブ金融資産および金融負債	
- 売却可能資産	
以下に分類される金融商品：	商品の契約上の将来キャッシュフローが、ホールセール市場金利、または満期が類似する、もしくは残存期間についてのイールド・カーブが適切な債務の市場金利を用いて割り引かれる場合に使用される割引キャッシュフロー法。
- 正味貸付金および前渡金	
- 預金およびその他の借入金	
- 発行済社債：	
売却目的保有資産および負債	取引費用控除前の推定売却価格に基づいた評価

金融資産および金融負債の分類

以下の表は、測定基準に基づいた金融資産および金融負債の区分および貸借対照表で報告されている帳簿価額を記載している。

注記	2018年			2017年			
	償却原価	公正価値	合計	償却原価	公正価値	合計	
	(単位：百万ドル)						
金融資産							
現金および現金同等物	8	84,636	-	84,636	68,048	-	68,048
ANZの未収決済残高		2,319	-	2,319	5,504	-	5,504
支払担保		11,043	-	11,043	8,987	-	8,987
売買目的有価証券	9	-	37,722	37,722	-	43,605	43,605
デリバティブ金融商品	10	-	68,423	68,423	-	62,518	62,518
売却可能資産	11	-	74,284	74,284	-	69,384	69,384
正味貸付金および前渡金	12	603,805	133	603,938	574,175	156	574,331
規制上の預け金		882	-	882	2,015	-	2,015
売却目的保有資産 ⁽¹⁾		727	43,151	43,878	5,966	-	5,966
保険契約に対応する投資		-	-	-	-	37,964	37,964
その他金融資産		2,899	-	2,899	4,364	-	4,364
合計		706,311	223,713	930,024	669,059	213,627	882,686
金融負債							
ANZの未払決済残高		11,810	-	11,810	9,914	-	9,914
受取担保		6,542	-	6,542	5,919	-	5,919
預金およびその他の借入金	14	615,818	2,332	618,150	592,114	3,497	595,611
デリバティブ金融商品	10	-	69,676	69,676	-	62,252	62,252
売却目的保有負債 ⁽¹⁾		130	46,641	46,771	4,635	-	4,635
保険契約債務		-	-	-	342	37,106	37,448
外部ユニット保有者に対する負債		-	-	-	-	4,435	4,435
支払債務およびその他の負債		5,617	1,171	6,788	6,458	1,892	8,350
発行済社債	15	119,737	1,442	121,179	106,221	1,752	107,973
合計		759,654	121,262	880,916	725,603	110,934	836,537

(1) 売却目的保有資産および売却目的保有負債は、金融商品である売却目的保有の資産または負債のみを含む。

公正価値ヒエラルキー

当グループは、公正価値で計上される資産および負債を、AASB第13号の要求に従い、公正価値を測定するために用いられるインプットの観察可能性に基づいて公正価値ヒエラルキーに区分している。

- ・ レベル1－同一の資産または負債の活発な市場における相場価格（無調整）に基づく評価
- ・ レベル2－類似の資産または負債について直接的または間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いた評価
- ・ レベル3－資産または負債の公正価値を測定するために重要な観察不能なインプットが用いられる評価

以下の表は、公正価値ヒエラルキーに基づいた公正価値で測定される資産および負債を示したものである。

	公正価値測定							
	市場相場価格 (レベル1)		観察可能な インプットを使用 (レベル2)		観察不能な インプットを使用 (レベル3)		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)							
資産								
売買目的有価証券 ⁽¹⁾	30,855	40,435	6,867	3,170	-	-	37,722	43,605
デリバティブ金融商品	647	433	67,717	61,996	59	89	68,423	62,518
売却可能資産 ⁽¹⁾	69,508	61,694	3,695	7,479	1,081	211	74,284	69,384
正味貸付金および前渡金 (公正価値で測定)	-	-	133	156	-	-	133	156
保険契約に対応する 投資 ⁽¹⁾	-	27,308	-	10,306	-	350	-	37,964
売却目的保有資産 ⁽²⁾	-	-	44,623	1,748	-	-	44,623	1,748
合計	101,010	129,870	123,035	84,855	1,140	650	225,185	215,375
負債								
預金およびその他の借入金 (公正価値評価に指定)	-	-	2,332	3,497	-	-	2,332	3,497
デリバティブ金融商品	1,680	275	67,952	61,900	44	77	69,676	62,252
保険契約債務 ⁽³⁾	-	-	-	37,106	-	-	-	37,106
外部ユニット保有者に対する負債	-	-	-	4,435	-	-	-	4,435
支払債務およびその他の 負債 ⁽⁴⁾	1,159	1,726	12	166	-	-	1,171	1,892
発行済社債 (公正価値評価に指定)	-	-	1,442	1,752	-	-	1,442	1,752
売却目的保有負債 ⁽²⁾	-	-	46,829	-	-	-	46,829	-
合計	2,839	2,001	118,567	108,856	44	77	121,450	110,934

(1) 2018年度末に保有していた資産および負債のうち、当年度中に当グループは以下の振替を行った。

- ・ 天津銀行の投資の測定に用いられた評価アプローチの変更に伴い、676百万ドル（2017年度：ゼロ）がレベル1からレベル3へ振替えられた。
- ・ 相場価格を裏付ける取引活動の増加に伴い、953百万ドル（2017年度：44百万ドル）がレベル2からレベル1へ振替えられた。
- ・ レベル1からレベル2への重要な振替はなかった（2017年度：713百万ドル）。

レベル間の振替は、当該振替が発生した報告期間の期首現在で測定されている。

(2) 売却目的保有資産および負債として分類された金額は、AASB第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に従い、売却費用控除後の公正価値で測定された資産および負債に関連している。表示された金額は、公正価値から売却費用は除かれているものの、会社間消去が含まれた金額を反映している。

- (3) 保険契約債務は投資型生命保険契約債務のみに関連しているが、これは投資型生命保険契約債務が損益を通じた公正価値評価に指定されていることによる。
- (4) 支払債務およびその他の負債は空売り有価証券に関連しているが、空売り有価証券は売買目的保有に分類され、損益を通じて公正価値評価されている。

観察不能な市場データを組み込んだ公正価値測定

レベル3の公正価値測定

レベル3の正味残高は、1,096百万ドル（2017年度：573百万ドル）の資産である。重要な観察不能なインプットが組み込まれている資産および負債には、主に以下が含まれる。

- ・ 活発な市場がない、または取引価格が観察不能な株式
- ・ 参照資産およびデリバティブの取引相手に関する信用スプレッドとデフォルト確率が観察不能なストラクチャード・クレジット商品
- ・ 主に市場活動がないために観察不能となっている市場金利を参照するその他デリバティブ

レベル3の残高の変動は以下の振替によるものである。

- ・ 富裕層事業の売却に合意したことによる、レベル2として分類されている保険契約債務に対応する投資の売却目的保有資産への振替。
- ・ 資産の測定に用いられる評価アプローチの変更による、当グループが保有する天津銀行の売却可能投資のレベル3への振替。

当期中に、レベル3からのその他の重要な振替はなかった。

天津銀行（「BoT」）

当グループは、継続する流動性の欠如に鑑み、BoTの株価は公正価値を示していないと考えており、BoTへの投資については修正評価技法を用いている。当該投資は、比較株価純資産（「P/B」）倍率に基づいて評価されている（P/B倍率は、株式の市場価格と帳簿価額の比率である。）適切な倍率を決定するに当たって適用される判断の範囲および倍率が導き出される際に用いられる比較対象グループは、観察不能インプットであり、結果的にレベル3に分類される。この評価アプローチを適用することにより、当期中の当該投資の帳簿価額は349百万ドル増加し、1,025百万ドルとなった。この増加は、株主資本の売却可能資産再評価差額準備金の未実現利益として認識されている。したがって、この再評価による2018年9月に終了する事業年度の損益計算書への影響はない。

レベル3に分類される保険契約債務に対応する投資の変動は、主として、売却目的保有資産としての残高の再分類によるものである。この変動以外に、当事業年度または過年度において当グループが公正価値で計上しているレベル3の商品の残高の構成に重要な変動または変更はなかった。

レベル3インプットの感応度

重要なインプットが市場で直接的に観察できない（レベル3インプット）ことにより、当グループが仮定を使用する場合、こうした仮定を変更することにより、商品の公正価値の見積額は変動する。有利な変動および不利な変動は、主として評価を導き出すために使用される観察不能なパラメーターを変更することによって、判断される。

天津銀行（「BoT」）

BoTへの投資の評価は、選択された観察不能なインプット、すなわちP/B倍率に敏感である。P/B倍率が10%増加または減少した場合、当該投資の公正価値の102百万ドルの増加または減少につながり、株主資本に認識される。

その他

残りのレベル3の残高は重要ではなく、レベル3インプットの変動による当グループの純利益および純資産への影響は軽微である。

公正価値の繰延損益

金融商品の公正価値に重要な影響を与える観察不能なインプットを用いて公正価値が決定される場合、当グループは、取引価格と評価技法に基づく算定額との差額（取引日における損益）を直ちに純損益として認識することはない。当初認識後、繰延額は、取引残存期間にわたり定額法によって、またはすべてのインプットが観察可能になった際に、純損益に認識される。

取引日における繰延損益は重要ではない。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債

次表は、当グループにおいて償却原価で計上される金融商品の公正価値を見積もる際の基準について記載している。

金融資産および金融負債	公正価値アプローチ
銀行に対する正味貸付金および前渡金	信用の質が類似する貸付に適用される一般的な市場金利を用いて割引いたキャッシュフロー。
顧客に対する正味貸付金および前渡金	将来キャッシュフローをホールセール市場金利の変動、当グループのホールセール資金調達コストおよび顧客マージンを必要に応じて組み込んだイールド・カーブを使用して割引いた現在価値。
満期の定めのない預金負債または要求払い預金負債	報告日現在の要求払いの金額。預金を将来期間に継続することにより当グループが得ることが予想される価値に関しては公正価値を調整していない。
満期が定められている利付預金ならびに市場相場金利のあるその他の借入金および支払承諾	満期が類似する債務に係る市場借入金利を用いて割り引いた契約上のキャッシュフロー。
発行済社債	市場価額または該当する場合は観察可能なインプットに基づいた計算。市場価額が入手不能な場合には、債券の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデル。 公正価値はその金融商品に関してANZに適用される信用スプレッドに対する調整を反映している。

次の表に掲載された金融資産および金融負債は当グループの貸借対照表において償却原価で計上されている。これは資産が現金化され、負債が決済されると予想される価値であるが、当グループは次の表において貸借対照表日における金融資産および金融負債の公正価値の見積りを示している。

	償却原価		公正価値 ヒエラルキーでの区分			
			市場相場価格 (レベル1)		観察可能なインプット を使用 (レベル2)	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
(単位：百万ドル)						
金融資産						
正味貸付金および前渡金 ^{(1)、(2)}	604,804	580,137	-	-	29,586	26,928
合計	604,804	580,137	-	-	29,586	26,928
金融負債						
預金およびその他の借入金 ⁽¹⁾	617,397	596,672	-	-	617,563	596,862
発行済社債	119,737	106,221	43,413	45,836	77,205	61,663
合計	737,134	702,893	43,413	45,836	694,768	658,525

	公正価値 ヒエラルキーでの区分		公正価値 (合計)	
	重要な観察不能な インプットを使用 (レベル3)			
	2018年	2017年	2018年	2017年
(単位：百万ドル)				
金融資産				
正味貸付金および前渡金 ^{(1)、(2)}	575,691	553,395	605,277	580,323
合計	575,691	553,395	605,277	580,323
金融負債				
預金およびその他の借入金 ⁽¹⁾	-	-	617,563	596,862
発行済社債	-	-	120,618	107,499
合計	-	-	738,181	704,361

- (1) 正味貸付金および前渡金ならびに預金およびその他の借入金は、売却目的保有の資産および負債に組み替えられた金額を含む（注記29「非継続事業ならびに売却目的保有資産および負債」を参照）。
- (2) 当グループは、過年度にレベル2として表示されていた正味貸付金および前渡金の公正価値のレビューを行った。より広範な業界慣行に従って、銀行への貸付金以外の正味貸付金および前渡金は、現在はレベル3として表示されている。

重要な判断および見積り

貸借対照表日における金融資産および金融負債の帳簿価額を算定するにあたり、財務書類に計上された評価額については高度の判断および見積りを伴うことがあるため、当グループはそれらの重要な評価額の正確性を評価している。

当グループが用いる評価モデルの大部分は観察可能な市場データのみをインプットとして使用している。ただし、特定の金融商品については、現在の市場では容易に観察できないデータを使用することもある。観察不能な市場データを使用する場合には、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性に応じて、公正価値を算定するための判断の行使がより求められる。一般には、観察不能なインプットを他の関連市場データから取得し、それらを手可能な場合には観察された取引価格と比較している。

評価技法を用いて金融商品の公正価値を評価するにあたって、当グループは公正価値の算定に評価調整を考慮している。当グループは市場参加者が公正価値の算定にあたり考慮するであろう要素を当グループの評価に反映するため、使用する技法に対して調整（ビッド／オファー・スプレッド、信用評価調整および資金調達評価調整など。注記10「デリバティブ金融商品」を参照）を適用することがある。

18. 担保に供している資産および受け入れている担保物件

以下の開示からは、デリバティブ負債およびデリバティブ資産に関連するものとして貸借対照表に表示されている支払担保および受取担保の金額が除かれている。それらの担保契約の条件は、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約の一部を構成する標準クレジット・サポート・アネックスに記載されている。

担保に供している資産

担保に供している資産には、以下の種類の商品が含まれる。

- ・ 買戻条件付取引の担保に供された有価証券。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。
- ・ UDC担保付借入は、信託契約によりUDCの現在および将来の全資産および事業に対して設定され、監督者としてのトラスティーズ・エグゼキューターズ・リミテッドに差し入れられた担保権によって担保されている。担保権の対象となる当該資産は、主にUDCの顧客への貸付金および特定の工場・設備で構成されている。担保権は、UDC担保付借入に関してUDCが支払うべきすべての金額、および信託契約に従ってUDCが支払うべきすべての金額について設定されている。
- ・ ANZのカバード・ボンド・プログラムの一環として、投資家に発行した債券および社債の担保に供された特定の住宅モーゲージ。
- ・ 中央銀行に差し入れている担保。
- ・ 清算機関に差し入れている担保。

担保として差し入れられている資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
買戻条件付売却証券 ⁽¹⁾	40,164	36,242
UDC担保付借入の担保として差し入れられた資産	3,019	2,746
カバード・ボンドの担保として差し入れられた住宅抵当証券	29,455	29,353
その他	2,794	3,140

(1) 買戻条件付売却証券として開示されている金額には下記の両方が含まれる。

- ・ 担保として差し入れられている資産で当グループの貸借対照表に引き続き認識されるもの
- ・ 以下の開示に含まれる転質された資産

受け入れ担保物件

ANZは様々な金融商品に関連して担保を受け入れている。特定の取引では、ANZは受け取った担保を売却または転質する権利を有している。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。

受入担保および売却または転質した担保の公正価値は以下のとおりである。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
売却または転質可能な資産の公正価値	36,122	30,085
売却または転質された資産の公正価値	23,300	19,965

19. 相殺

下記の両方の条件を満たしている場合、当グループは（AASB第132号「金融商品：表示」に準拠して）貸借対照表において金融資産および金融負債を相殺している。

- ・ すべての状況において認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有している。
- ・ 資産および負債を純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある。

上記の条件が満たされていない場合、金融資産および金融負債は総額ベースで表示されている。

当グループは金融資産および金融負債を貸借対照表で相殺するために必要な条件を満たす契約を有していない。次の表は、相殺されていないものの、強制力のあるマスター・ネットティング契約（または類似する契約）の対象となっている金融資産および金融負債ならびに関連する貸借対照表において相殺されていない金額を示したものである。超過担保の影響は考慮していない。

	マスター・ネットティング契約または 類似する契約の対象となる金額					
	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ ネットティング契約 または類似する 契約の対象と ならない金額				
			合計	金融商品	(受入) / 差入金融 担保	純額
(単位：百万ドル)						
2018年						
デリバティブ金融資産 ⁽¹⁾	68,426	(3,292)	65,134	(54,251)	(5,507)	5,376
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽²⁾	35,310	(4,738)	30,572	(398)	(30,174)	-
金融資産合計	103,736	(8,030)	95,706	(54,649)	(35,681)	5,376
デリバティブ金融負債	(69,677)	3,644	(66,033)	54,252	8,287	(3,494)
買戻条件付契約、有価証券貸付 契約、および類似する契約 ⁽³⁾	(38,378)	12,794	(25,584)	398	25,186	-
金融負債合計	(108,055)	16,438	(91,617)	54,650	33,473	(3,494)

	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ ネットィング契約 または類似する 契約の対象と ならない金額	マスター・ネットィング契約または 類似する契約の対象となる金額			
			合計	金融商品	(受入) / 差入金融 担保	純額
(単位：百万ドル)						
2017年						
デリバティブ金融資産	62,518	(3,226)	59,292	(49,243)	(5,185)	4,864
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽²⁾	28,966	(5,289)	23,677	(819)	(22,858)	-
金融資産合計	91,484	(8,515)	82,969	(50,062)	(28,043)	4,864
デリバティブ金融負債	(62,252)	3,662	(58,590)	49,243	6,517	(2,830)
買戻条件付契約、有価証券貸付 契約、および類似する契約 ⁽³⁾	(34,536)	9,590	(24,946)	819	24,127	-
金融負債合計	(96,788)	13,252	(83,536)	50,062	30,644	(2,830)

(1) 売却目的保有として再分類されたデリバティブ資産および負債を含む。

(2) 売戻条件付契約

- ・ 満期までの期間が90日未満のものは貸借対照表において現金および現金同等物に計上されている。
- ・ 満期までの期間が90日以上 of のものは貸借対照表において正味貸付金および前渡金に計上されている。

(3) 買戻条件付契約は、貸借対照表の預金およびその他の借入金に計上されている。

20. のれんおよびその他の無形資産

	のれん ⁽¹⁾		ソフトウェア		その他の無形資産		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)							
期首残高	4,447	4,729	1,860	2,202	663	741	6,970	7,672
増加	1	5	390	404	-	-	391	409
償却費用 ⁽²⁾	-	-	(821)	(567)	(38)	(73)	(859)	(640)
減損費用	(12)	(3)	(17)	(17)	-	-	(29)	(20)
売却目的保有への								
再分類による減損 ⁽³⁾	(421)	(50)	-	(154)	-	-	(421)	(204)
売却目的保有への振替	(571)	(122)	-	-	(555)	-	(1,126)	(122)
為替変動	(4)	(112)	9	(8)	(1)	(5)	4	(125)
期末残高	3,440	4,447	1,421	1,860	69	663	4,930	6,970
取得原価	3,440	4,447	6,490	6,092	149	1,358	10,079	11,897
償却／減損累計額	該当なし	該当なし	(5,069)	(4,232)	(80)	(695)	(5,149)	(4,927)
帳簿価額	3,440	4,447	1,421	1,860	69	663	4,930	6,970

(1) のれんは、持分法適用投資の投資調整勘定を除外している。

(2) ANZは、主に法人部門に関する特定のソフトウェア資産の償却を加速している。これは、当事業年度に発表または完了した複数の売却に伴う最近の国際事業の見直しによる。これらの資産に帰属する加速償却費用251百万ドル（税引後は206百万ドル）は、2018年度に計上されている。

(3) 2018年においては、非継続事業（注記29参照）に関連しており、2017年においては、リテール・アジアおよび富裕層事業の売却に関連している。

資金生成単位（CGU）に割当てられるのれん

のれんの最新の帳簿価額が減損しているかについて、年次で評価が行われる。減損テストの目的上、のれんは取得日時時点でCGUに割り当てられる。該当CGUの帳簿価額が、回収可能価額を超過している場合、のれんは減損しているとみなされる。

のれんの構成要素が割り当てられた各CGUの回収可能価額を見積もるために、当グループは、各セグメントの評価アプローチとして、処分費用控除後の公正価値を使用している。

処分費用控除後の公正価値

当グループは、市場倍率アプローチを使用して、各CGUの処分費用控除後の公正価値を決定した。これは、各CGUが主に営業活動する事業および市場を反映した観察可能な収益倍率に支配プレミアムを上乗せしたものに基いている。収益は各部門における現在の予想収益に基づく。2018年9月30日現在における当グループの減損テストの結果、重要な減損は特定されなかった。

のれんが割り当てられたANZの各CGUに適用された収益倍率は、以下のとおりである。

部門	2018年	2017年
オーストラリア	16.9	17.3
法人	14.6	15.4
ニュージーランド	16.8	17.0
富裕層オーストラリア ⁽¹⁾	19.4	該当なし
アジアリテールおよび太平洋 ⁽²⁾	18.5	17.3

(1) 2017年においては、富裕層CGUの構成について様々な戦略的オプションが検討されていたため、使用価値の計算を用いて、富裕層オーストラリアののれんの減損テストが行われた。2018年においては、減損テストは、富裕層オーストラリアの残存事業および関連するのれんに基づいて行われた。

(2) アジアリテールおよび富裕層事業の売却により、のれんの減損テストは、太平洋の利益のみに基づいている。

認識および測定			
次の表は無形資産別に認識および測定方法の詳細を示している。			
無形資産	のれん	ソフトウェア	その他の無形資産
定義	当グループが企業を取得するにあたり支払った金額が、取得した識別可能な資産および負債の公正価値から処分費用を控除した金額を超過した金額。	既製ソフトウェアの購入は資産計上される。 ソフトウェアおよびコンピューター・システムの構築にあたり発生した20百万ドルを超過する内部および外部費用は、資産として資本化される。20百万ドル未満の費用は発生年度に費用計上される。	運用手数料の権利
帳簿価額	原価から減損損失累計額を控除した金額。 取得が関係する資金生成単位に割り当てられる。	当初は取得原価で測定される。 その後、取得原価から償却費および減損損失累計額を控除した金額で計上される。 ソフトウェア案の企画もしくは評価に要した費用またはシステム設置後の維持費用は資産計上されない。	当初は取得時の公正価値で測定される。 その後、取得原価から減損損失を控除した金額で計上される。
耐用年数	確定できない。 のれんについては、少なくとも年次で、または減損の兆候が見られる際に減損の有無が見直される。	主要な基幹インフラストラクチャーを除いて、3年から5年の期間にわたり償却される。 主要な基幹インフラストラクチャーは7年または10年の期間にわたり償却される。	耐用年数が確定できない運用手数料の権利については、少なくとも年次で、または減損の兆候のある場合は減損の有無について見直される。
減価償却法	該当なし。	定額法。	該当なし。

重要な判断および見積り

のれんおよびその他の無形資産の回収可能価額ならびに資産の経済的耐用年数（または資産の耐用年数が無限であるか）を評価するために、経営陣の判断が利用されている。当グループは各報告日に帳簿価額の回収可能性を再評価している。

のれんの帳簿価額は、CGUの収益の決定に用いられた仮定および予測の根拠、余裕分の状況ならびに合理的に可能性のある仮定の変更に対する予測値の感応度などの判断に基づく。のれんを割当てするレベル、将来の収益の見積り、および適用される収益倍率の選定には、重要な判断が必要とされる。

各貸借対照表日に、ソフトウェアおよびその他の無形資産（まだ使用可能になっていないものを含む。）は減損の兆候に関して評価されている。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過していると判断された場合、直ちに当該資産の帳簿価額が減額されている。

また、ソフトウェア資産を含む無形資産の予想される経済的耐用年数は、年次で評価される。評価には、経営陣の判断が求められ、ソフトウェア資産に関しては、数多くの要因が予想される経済的耐用年数に影響を及ぼす。これらの要因には、事業戦略の変更、重要な売却および技術的な変更の基礎となる動向が含まれる。当事業年度において、ソフトウェア資産に関する経済的耐用年数の評価は、法人部門およびオーストラリア部門において、251百万ドルの特定のソフトウェア資産の加速償却につながった。

[前へ](#)[次へ](#)

21. その他引当金

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
顧客救済措置 ⁽¹⁾	602	142
組織再編費用	106	119
非貸付損失、不正および偽造	100	97
その他	296	314
その他引当金合計（売却目的保有に再分類された負債を含む）	1,104	672
控除：売却目的保有に再分類されたその他引当金	(66)	(44)
その他引当金合計	1,038	628

(1) 非継続事業に関連する顧客救済引当金174百万ドル（2017年度：5百万ドル）は、売却完了後も当グループが引き続き顧客救済の責任を負うため、売却目的保有負債に再分類されていない。

	顧客救済 措置	組織再編 費用	非貸付損失、 不正および 偽造	その他	合計
	(単位：百万ドル)				
期首残高	142	119	97	314	672
新規および当期中に増加した引当金	558	153	16	239	966
当期中に使用された引当金	(72)	(139)	(11)	(184)	(406)
当期中に戻入された未使用金額	(26)	(27)	(2)	(73)	(128)
期末残高（売却目的保有に再分類された負債を含む）	602	106	100	296	1,104
控除：売却目的保有に再分類された その他引当金	(10)	(2)	-	(54)	(66)
期末残高	592	104	100	242	1,038

顧客救済

顧客救済は、当グループの過去に提供した商品およびサービスに関連する顧客補償措置のことである。

組織再編費用

組織再編費用に関する引当金は、当グループの業務範囲、または業務方法の重大な変更に関する活動から生じるもので、従業員退職手当が含まれる。継続活動に関する費用は引き当てられず、発生時に費用計上される。

非貸付損失、不正および偽造

非貸付損失には、貸付金および前渡金の元本残高に直接関連しない個別の法的措置によって生じた損失ならびに偽造、不正および業務に関する是正措置によって生じた損失が含まれる。認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、引当金に影響を及ぼす事象および状況に関わるリスクおよび不確実性を考慮している。

その他

その他引当金は、ロイヤリティ・プログラム、従業員報酬、賃貸借物件に関連した補償引当金および企業結合の一部として認識された偶発債務を含む、様々なその他の引当金で構成される。

認識および測定

当グループは、現在の債務が存在し、経済的資源の流出の可能性が高く、信頼性のある測定が可能な場合に引当金を認識する。

認識された金額は、報告日における現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、それに関するリスクおよび不確実性を考慮している。現在の債務を決済するために必要なキャッシュフローの見積りを用いて引当金を測定する場合、その帳簿価額は当該キャッシュフローの現在価値である。

重要な判断および見積り

当グループは、顧客救済、組織再編費用および余剰リース・スペース、非貸付損失、不正および偽造ならびに訴訟に関連する請求を含む様々な債務に対して引当金を計上している。これらの引当金は、それらの債務を支払うために必要な支出の見積りを含む将来の事象の結果に関する判断を伴う。必要に応じて、専門家の法的助言が取り入れられ、それらの助言に鑑み、適切とみなされる引当金の計上および／または開示が行われる。

顧客救済に関連する引当金は、特定された案件の解決費用に係る経営陣の最善の見積りを表すものであり、その金額の決定には重要な判断の行使が求められる。判断は、影響を受けた顧客数、顧客1人当たりの平均返金額および関連する救済費用を含む、異なる仮定に対する見解を形成するために必要とされる場合が多い。このため、根拠となる仮定の適切性を実績およびその他の関連する証拠と照らして定期的に検証し、必要に応じて、引当金を調整する。

[前へ](#)[次へ](#)

22. 株主資本

株主資本

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
普通株式資本	27,205	29,088
準備金		
為替換算調整勘定	12	(196)
株式オプション準備金	92	87
売却可能資産再評価差額金	113	38
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	127	131
非支配持分株主間取引準備金	(21)	(23)
準備金合計	323	37
利益剰余金	31,715	29,834
当行株主に帰属する株式資本および準備金	59,243	58,959
非支配持分	140	116
株主資本合計	59,383	59,075

普通株式資本

次の表は当期における普通株式の変動の詳細を示したものである。

	2018年		2017年	
	株式数	(百万ドル)	株式数	(百万ドル)
期首残高	2,937,415,327	29,088	2,927,476,660	28,765
ボーナス・オプション制度				
(1)	2,891,060	-	2,880,009	-
配当金再投資制度 ⁽²⁾	-	-	7,058,658	198
当グループの従業員株式取得制度	-	(1)	-	56
株式買戻し ⁽³⁾	(66,688,269)	(1,880)	-	-
富裕層オーストラリアの自己株式 ⁽⁴⁾	-	(2)	-	69
期末残高	2,873,618,118	27,205	2,937,415,327	29,088

(1) 当行は、2018年度中間配当に伴い、ボーナス・オプション制度（BOP）に基づいて1.4百万株（2017年度最終配当に伴い1.5百万株、2017年度中間配当に伴い1.4百万株、2016年度最終配当に伴い1.5百万株）を発行した。

(2) 株式が市場内で購入され、配当金再投資制度（「DRP」）に参加している株主に直接提供されたため、2018年の中間配当に伴い、DRPに基づく新規株式は発行されなかった（2017年度最終配当に伴いゼロ株、2017年度中間配当に伴いゼロ株、2016年度最終配当に伴い7.1百万株）。2018年9月に終了する事業年度におけるDRPに伴う市場内での購入は、392百万ドル（2017年度：176百万ドル）であった。

(3) 2017年12月18日、2018年6月22日および2018年10月19日に発表されたとおり、現在、ANZの普通株式30億ドルに関する市場での買戻しが行われている。当行は、2018年度において、1,880百万ドルに相当する株式の買戻しを行っており、結果として、当年度中に66.7百万株の消却が行われた。

(4) ANZウェルス・オーストラリア（AWA）の自己株式は、保険契約者債務に対応する資産として法定基金で保有されている株式である。2018年9月30日現在のAWAの自己株式は15,542,800株（2017年度：15,386,741株）であった。

認識および測定	
普通株式	普通株式は無額面である。普通株式の株主には全額払込済普通株式保有数に応じて、配当金を受け取る権利、または当行の清算時に残余財産を受け取る権利が付与される。これらは発行に直接帰属する費用を控除後の普通株式1株当たりの払込額で計上される。株主総会に自らまたは代理人が出席している全額払込済普通株式の各保有者は下記の議決権を有する。 ・ 挙手の場合は各人1。 ・ 投票の場合は各保有株式につき1。
自己株式	自己株式は当行において、次のいずれかに該当するものである。 ・ ANZ従業員株式取得制度が市場で買い付け、未だ分配していないもの。 ・ 当行がANZ従業員株式取得制度のために発行し、未だ分配されていないもの。 ・ 生命保険事業の法定基金における保険契約債務に対応させるために購入し、保有するもの。 自己株式は株式資本から控除され、1株当たり利益の計算に用いる加重平均発行済普通株式数から除外される。
準備金	
為替換算調整勘定	海外事業（子会社および支店を含む）の機能通貨が豪ドルではない場合、資産および負債の豪ドルへの換算の際に発生する差額が含まれる。本準備金において、当該エクスポージャーのヘッジにより相殺する損益を、税効果と共に反映している。
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	キャッシュフロー・ヘッジ手段として指定された商品に関連して有効部分とされる公正価値損益（ポジション解消時に実現する繰延税金を控除後）が含まれている。
売却可能資産再評価差額金	売却可能金融資産の再評価による公正価値の変動および換算差額（資産処分時に実現される繰延税金控除後）が含まれている。
株式オプション準備金	株式報酬費用の認識時に生じる金額が含まれている。
非支配持分株主間取引準備金	株主権に基づく非支配株主との取引の影響が含まれている。
非支配持分	当行が直接または間接的に所有していない株式持分に帰属する被支配法人の純資産部分。

23. 資本管理

資本管理戦略

ANZの資本管理戦略は預金者、債権者および株主の利益を保護することを目標としている。当グループは3年間にわたる詳細な戦略計画および資本計画を策定するための自己資本評価プロセス（ICAAP）を通じてその目標を達成している。

プロセスとしては次のものが含まれる。

- ・ 経済的变化、ANZ各部門の財務成績および計画期間中に実施される新たな戦略的イニシアチブの財務上の影響を予測すること。
- ・ 異なる経済シナリオのもとでストレス・テストを実施し、景気低迷時に発生する可能性のある損失を吸収するために必要な追加資本（「ストレス資本バッファ」）の水準を決定すること。
- ・ ANZのリスク・プロファイルに照らし、さまざまな資本クラスの資本比率および目標を見直すこと。
- ・ 現在および将来の資本発行要件ならびに異なる市場や経済の状況下で資本計画を実行するための資本商品、時期および市場に関する選択肢を考慮し、資本計画を策定すること。

資本計画は取締役会によって承認され、必要に応じて更新される。取締役会および上級経営陣には、ANZの資本ポジションの最新情報が定期的に報告される。現在の適正資本管理を維持するために必要な重大な措置はすべて、取締役会に報告され、承認を受ける。当年度を通じて、当グループは営業している各法域における自己資本比率に関するすべての規制要件を遵守していた。

規制環境

オーストラリア

ANZはオーストラリアにおける認可済預金受託機関（ADI）であるため、1959年銀行法（オーストラリア連邦）のもとで主としてAPRAによる規制を受ける。ANZはAPRAが定め、国際バーゼル3の自己資本規制枠組みに準拠した最低規制資本要件、健全資本比率および特別な報告水準を遵守しなければならない。これはバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）によって設定される銀行規制資本の適正水準を決定するための一般的な枠組みである。APRAの要件は、以下に要約されている。

規制資本の定義

普通株式等

Tier 1 (CET1) 資本	Tier 1 資本	Tier 2 資本	資本合計
特定の項目について調整された株主資本	CET1資本とその他Tier 1資本と呼ばれる適合損失吸収力を備えた一定の有価証券の合計	発行日現在において償還期限まで最低5年の劣後債務商品	Tier 1 資本とTier 2 資本の合計

最低適正資本比率 (PCR)

CET1比率	Tier 1 比率	合計自己資本比率
CET1資本のリスク加重資産に対する比率は、最低で4.5%でなければならない。	Tier 1 資本のリスク加重資産に対する比率は、最低で6.0%でなければならない。	資本合計のリスク加重資産に対する比率は、最低で8.0%でなければならない。

報告レベル

レベル1	レベル2	レベル3
ADI単体（すなわち、当行およびADIの拡大認定法人を構成するために連結することが特定されている子会社）。	連結グループから、健全性基準の下で除外される特定の子会社および関連会社を除外したもの。	最も広範囲なコングロマリット・グループ。

APRAはまた、ADIに対し、以下の追加CET1バッファの保有を義務付けている。

- ・ 国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）に対する追加の1%の課徴金を含む、3.5%の資本保全バッファ（CCB）。
APRAは、ANZはD-SIBであると判断している。
- ・ 管轄地に基づいて設定されるカウンターシクリカル資本バッファ。オーストラリアに関しては、この要件は現在ゼロに設定されている。

ANZはAPRAにレベル1とレベル2の基準で報告し、レベル1とレベル2の自己資本の適切性を月次で測定しているが、レベル3の基準による自己資本の維持は最短でも2019年までは義務付けられていない（APRAはレベル3基準による報告義務の開始時期についてまだ決定していない）。

生命保険および資産運用

APRAの健全性基準で要求されているように、保険および資産運用業務は、以下のように扱われている。

- ・ 自己資本比率の計算目的では連結から除外されている。
- ・ リスク・ベースの自己資本比率の枠組みからは除外されている。

当グループは、これらの被支配法人に対する投資の100%をCET1資本から控除し、これらの業務からの利益がグループ業績に含まれている場合、当該利益の当行への未送金額をCET1資本の算定から除外している。

オーストラリア以外

APRAに加え、当行の支店および主要銀行子会社の運営は、ニュージーランド準備銀行、米国連邦準備制度理事会、英国健全性規制機構、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局および中国銀行保険業監督管理委員会など、現地の規制当局の監督も受ける。これらの規制当局は、各法域におけるそれぞれの事業活動に対して最低自己資本比率を課すことができる。

自己資本比率⁽¹⁾

以下の表は、当グループの9月30日現在の自己資本比率の詳細を示したものである。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
適格資本		
Tier 1		
株主資本および非支配持分	59,383	59,075
株主資本への適正資本調整	(322)	(481)
普通株式等Tier 1 総資本	59,061	58,594
控除	(14,370)	(17,258)
普通株式等Tier 1 資本	44,691	41,336
その他Tier 1 資本	7,527	7,988
Tier 1 資本	52,218	49,324
Tier 2 資本	7,291	8,669
適格資本合計	59,509	57,993
自己資本比率		
普通株式等Tier 1	11.4%	10.6%
Tier 1	13.4%	12.6%
Tier 2	1.9%	2.2%
自己資本比率合計	15.2%	14.8%
リスク加重資産	390,820	391,113

(1) この情報は、当グループの外部監査人であるKPMGによる当グループの財務報告書の外部監査の範囲に含まれていない。本表に表示された情報は、APRA報告書式（ARF）第110号「自己資本比率」のパートAで開示されている規制当局の要件であり、健全性基準APS第310号「監査および関連事項」に基づいた監査の対象となる。

24. 親会社の財務情報

オーストラリア・ニュージーランド銀行（当行）は、ASICによるオーストラリア金融サービスの免許を受けるための要件を満たすため、財務書類を別途作成している。これらの当行単独の財務書類は、ANZのホームページanz.comで閲覧可能であり、ASICに提出されている。

当行の主要な財務情報は以下に示されている。

要約財務情報

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
当事業年度の損益計算書情報		
税引後当期利益	8,524	6,234
当期包括利益合計	8,450	5,915
当事業年度末現在の貸借対照表情報		
現金および現金同等物	80,227	63,399
正味貸付金および前渡金	475,419	452,424
資産合計	840,747	797,379
預金およびその他の借入金	511,992	494,235
負債合計	786,893	745,531
株主資本		
普通株式資本	27,533	29,416
準備金	(56)	36
利益剰余金	26,377	22,396
株主資本合計	53,854	51,848

親会社の契約上のコミットメント

不動産関連のコミットメント

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
リース賃借料		
土地および建物	1,533	1,818
什器および備品	112	145
リース賃借コミットメント合計⁽¹⁾	1,645	1,963
1年以内	321	394
1年超5年以内	769	908
5年超	555	661
リース賃借コミットメント合計⁽¹⁾	1,645	1,963

(1) 2018年9月30日現在、解約不能サブリース契約に基づいて受領が見込まれる将来最低サブリース料合計は、81百万ドル（2017年度：91百万ドル）であった。当年度中に当行が受領したサブリース料は29百万ドル（2017年度：28百万ドル）で、支払賃借料と相殺された。

信用関連のコミットメントおよび偶発債務

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
契約額		
未実行の与信枠	164,944	150,339
保証および信用状	16,363	18,062
履行保証関連偶発債務	22,176	18,890
合計	203,483	187,291

親会社の保証

当行は、通常の事業過程において、特定の子会社に関して援助の念書（レター・オブ・コンフォート）および保証書を発行している。これらの念書および保証書に基づき、当行は、継続して当行の被支配法人であること等、一定の条件に該当する場合、それらの子会社が各自の金融上の義務を引き続き果たせるようにすることを保証する。詳細情報は、注記32「関係当事者の開示」を参照。

[前へ](#)[次へ](#)

25. 被支配法人

	設立地	事業の内容
当グループの親会社はオーストラリア・ニュージーランド銀行である。		
オーストラリア 銀行業		
すべての被支配法人は、別途注記されているものを除き 100%保有である。		
当グループの重要な被支配法人は以下のとおりである。		
ANZバンク（ラオ）リミテッド ⁽¹⁾	ラオス	銀行業
ANZバンク（台湾）リミテッド ⁽¹⁾	台湾	銀行業
ANZバンク（ベトナム）リミテッド ⁽¹⁾	ベトナム	銀行業
ANZケーペル・コート・リミテッド	オーストラリア	証券化マネジャー
ANZコモディティ・トレーディングPty Ltd	オーストラリア	ファイナンス
ANZファンズPty. Ltd.	オーストラリア	持株会社
ANZバンク（ヨーロッパ）リミテッド ⁽¹⁾	英国	銀行業
ANZバンク（キリバス）リミテッド ⁽¹⁾ （持分比率は75%）	キリバス	銀行業
ANZバンク（サモア）リミテッド ⁽¹⁾	サモア	銀行業
ANZバンク（タイ）パブリック・カンパニー・リミテッド ⁽¹⁾	タイ	銀行業
ANZカバー・インシュアランス・プライベート・リミテッド ⁽¹⁾	シンガポール	自家保険
ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	持株会社
ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	銀行業
ANZインベストメント・サービシズ（ニュージーランド）リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	資産運用
ANZニュージーランド（インターナショナル）リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	ファイナンス
ANZニュージーランド・カバード・ボンド・トラスト ^{(1)、(4)}	ニュージーランド	ファイナンス
ANZウェルス・ニュージーランド・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	持株会社
ANZニュージーランド・インベストメンツ・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	資産運用
OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	保険
UDCファイナンス・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	ファイナンス
ANZインターナショナル（香港）リミテッド ⁽¹⁾	香港	持株会社
ANZアジア・リミテッド ⁽¹⁾	香港	銀行業
ANZバンク（バヌアツ）リミテッド ⁽²⁾	バヌアツ	銀行業
ANZインターナショナル・プライベート・リミテッド ⁽¹⁾	シンガポール	持株会社
ANZシンガポール・リミテッド ⁽¹⁾	シンガポール	マーチャント・バンキング業務
ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド ⁽¹⁾ （持分比率は55%）	カンボジア	銀行業
ヴォトレイントNo.1103 Ptyリミテッド	オーストラリア	投資
ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュアランスPtyリミテッド	オーストラリア	抵当保険
ANZレジデンシャル・カバード・ボンド・トラスト ⁽⁴⁾	オーストラリア	ファイナンス
ANZウェルス・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア	持株会社
OnePathカストディアンズPtyリミテッド	オーストラリア	受託会社
OnePathファンズ・マネジメント・リミテッド	オーストラリア	資産運用
OnePathジェネラル・インシュランスPtyリミテッド	オーストラリア	保険
OnePathライフ・オーストラリア・ホールディングスPtyリミテッド	オーストラリア	持株会社
OnePathライフ・リミテッド	オーストラリア	保険
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ（PNG）リミテッド ⁽¹⁾	パプアニューギニア	銀行業
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク（チャイナ）カンパニー・リミテッド ⁽¹⁾	中国	銀行業
重慶市梁平ANZ農村銀行 ⁽¹⁾	中国	銀行業
シティズンズ・バンコプ ⁽³⁾	グアム	持株会社

ANZグアム・インク⁽³⁾
ANZファイナンス・グアム・インク⁽³⁾
ACN 003 042 082 リミテッド
シェア・インベスティング・リミテッド
PTバンクANZインドネシア⁽¹⁾ (持分比率は99%)

グアム	銀行業
グアム	ファイナンス
オーストラリア	持株会社
オーストラリア	オンライン株式仲介
インドネシア	銀行業

- (1) 海外のKPMGによる監査（必要に応じて当グループ監査の一環としてもしくは個別財務書類について）を受けている。
 (2) ロー・パートナーズによる監査を受けている。
 (3) デロイト・グアムによる監査を受けている。
 (4) 当グループは所有していない。当グループが事業のほぼすべてのリスクおよび経済価値を留保する場合、支配が存在する。

被支配法人の取得及び処分

2018年または2017年9月30日に終了した事業年度に、当グループが取得または処分した重要な法人はなかった。

認識および測定

当グループの子会社とは、次により当グループが支配する法人を指す。

- ・ 当該事業体から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有していること
- ・ 当該事業体に対するパワーを通じて当該リターンに影響を与えることが可能であること

当グループは、事業体に対する当グループのパワーの有無を、当該事業体の関連活動を指揮する既存の権利を吟味することにより評価している。

当グループが当事業年度中に子会社を処分または取得した場合、子会社の処分日まで、または取得日以降の営業成績が当グループの業績に含まれる。当グループの支配が停止した場合、子会社の資産および負債、関連する一切の非支配持分ならびにその他の資本構成部分について認識を中止する。

当グループによる子会社の支配が停止した場合、

- ・ 留保する子会社の持分を公正価値で測定する。
- ・ それに伴う評価損益を損益勘定で認識する。

子会社における当グループの所有持分が変動しても支配の喪失にはならない場合、当グループは、株主権に基づく株主との取引として会計処理する。

当グループ法人間の取引は、すべて連結時に消去される。

26. 関連会社に対する投資

当グループの重要な関連会社は以下のとおりである。

社名	主要業務	普通株式における持分		帳簿価額 (百万ドル)	
		2018年	2017年	2018年	2017年
AMMBホールディングスBerhad	銀行業務および保険	24%	24%	1,427	1,185
PTバンク・パン・	個人および				
インドネシア	企業向け銀行	39%	39%	1,103	1,033
上海農村商業銀行 ⁽¹⁾	農村部の商業銀行	-	20%	-	-
その他の個別に重要でない					
関連会社の合計 ⁽¹⁾		該当なし	該当なし	23	30
関連会社帳簿価額合計				2,553	2,248

- (1) 2017年度には、上海農村商業銀行（「SRCB」）およびメトロバンク・カード・コーポレーション（「MCC」）が売却目的保有に組み替えられた。2017年12月のSRCBおよび2018年9月のMCCの売却完了後、SRCBおよびMCCは売却目的保有として分類されていない。詳しくは、注記29「非継続事業ならびに売却目的保有資産および負債」を参照。

重要な関連会社の財務情報

当グループの重要な関連会社各社の要約財務情報は、以下のとおりである。これらの要約財務情報は、当該関連会社の国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務情報に基づく。

主たる事業所の所在地および設立国	AMMBホール ディングス Berhad マレーシア		PTバンク・ バン・ インドネシア インドネシア		上海農村商業 銀行 中国	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)					
要約業績						
営業収入	3,016	2,469	1,000	930	-	-
当期利益	430	415	192	253	-	-
その他の包括利益／（損失）	(37)	(1)	(10)	22	-	-
包括利益合計	393	414	182	275	-	-
減算：非支配持分に帰属する包括（利益）／ 損失合計	(33)	(19)	39	(10)	-	-
関連会社株主に帰属する包括利益合計	360	395	221	265	-	-
要約財政状態						
資産合計 ⁽¹⁾	49,092	41,304	19,552	20,216	-	-
負債合計 ⁽¹⁾	42,700	36,004	16,446	17,298	-	-
純資産合計 ⁽¹⁾	6,392	5,300	3,106	2,918	-	-
減算：関連会社における 非支配持分	(395)	(320)	(272)	(259)	-	-
関連会社株主に帰属する純資産	5,997	4,980	2,834	2,659	-	-
関連会社における当グループ持分の 帳簿価額に対する調整⁽²⁾						
期首現在の帳簿価額	1,185	1,198	1,033	997	-	1,955
包括利益合計における当グループの持分	86	95	88	103	-	58
関連会社から受け取った配当金	(35)	(38)	-	-	-	-
関連会社におけるその他の準備金の変動およ び為替換算調整勘定の調整に関する当グルー プの持分	191	(70)	(18)	(67)	-	(46)
減損費用	-	-	-	-	-	(219)
減算：売却目的保有に振り替えられた資産の 帳簿価額（注記29）	-	-	-	-	-	(1,748)
期末現在の帳簿価額	1,427	1,185	1,103	1,033	-	-
当グループによる関連会社に対する投資の 市場価値⁽³⁾	992	943	853	1,009	該当なし	該当なし

(1) 買収時に当グループが行った市場価値の調整（投資調整勘定を含む）（および会計方針の差異に関する調整）が含まれる。

(2) SRCBに関しては、2017年の持分法会計の中止までの増減を含む。

(3) 該当する関連会社に対する公表価格が入手可能な場合、当該公表価格を適用している。市場価値は1株当たりの価格に基づいており、保有量の規模に関する調整は含まれていない。

減損評価

2017年1月3日、当グループは、上海農村商業銀行（「SRCB」）の20%の株式を売却することで合意したと発表した。2017年度中に、本投資は、売却目的保有資産に振り替え済みであり、合意済の売買価格（処分費用控除後）に基づく回収可能価額を反映するため、219百万ドルの減損が帳簿価額に対して計上された（注記29「非継続事業ならびに売却目的保有資産および負債」参照）。この減損とそれに伴う為替換算調整は、その他営業収入で認識された（注記2「営業収入」参照）。当該売却は2017年12月に完了し、SRCBは売却目的保有として分類されていない。

2018年9月30日現在、AMMBホールディングスBerhad（AmBank）およびPTバンク・パン・インドネシア（PT Panin）に関しては、市場価値（株価に基づく）がそれぞれ投資の帳簿価額を下回っていた。当グループは投資の帳簿価額に減損が生じていないか評価するために、使用価値（「VIU」）の計算を行った。VIUの計算は、AmBank（2017年度：減損なし）とPT Panin（2017年度：減損なし）双方の帳簿価額を裏付ける結果になった。

認識および測定

関連会社とは、当グループがその営業方針や財務方針に重大な影響力を行使するものの支配していない法人である。当グループは持分法で関連会社を会計処理している。関連会社に対する投資は、取得原価に取得後の関連会社の純資産変動額の持分を加えたものから、減損損失累計額を差し引いた額で計上される。当グループが関連会社から受け取る配当金は、当該投資の帳簿価額の減算として認識される。当グループは、関連会社に関するのれんを投資の帳簿価額に算入している。関連会社の帳簿価額に算入されているのれんについては、個別に減損判定を実施していない。

当グループは、少なくとも報告日において関連会社に対する投資の減損の兆候について検討する。減損の兆候が存在する場合、当グループは、次のいずれか高い方を用いて関連会社の回収可能価額を算定する。

- ・ 関連会社の処分費用控除後の公正価値
- ・ 使用価値

回収可能価額の算定には、割引キャッシュフロー法や他の方法（収益還元法など）を用いる。

重要な判断および見積り

使用価値の計算は、将来の利益性水準、資本水準、長期成長率および割引率を含め、経営陣の判断を要する多数の重要な仮定に影響される。次のような重要な仮定の変更は、投資の回収可能価額に不利な影響を及ぼすおそれがある。使用価値の計算で使用される重要な仮定は以下のとおりである。

2018年9月30日現在	AmBank	PT Panin
税引後割引率	11.0%	12.3%
成長率	4.9%	5.6%
予想NPAT成長率（年平均成長率—5年間）	4.6%	7.6%
中核的資本Tier 1比率	12%から12.5%	10.6%

27. 組成された事業体

組成された事業体（ストラクチャード・エンティティ）（SE）とは、どの当事者が事業体を支配しているかを判断する際に、議決権または類似の権利が決定要因にならないように設計された事業体であり、例えば、議決権が管理業務のみに関係している、関連性のある活動（当該事業体のリターンに重要な影響を及ぼす活動）が契約上の取決めによって指図されるなどの事業体である。SEは、次の特徴または属性の一部もしくは全部を有していることが多い。

- ・ 制限された活動
- ・ 狭義かつ十分に明確化された目的
- ・ 劣後的な財政支援がなければSEの活動資金とするには不十分
- ・ 信用リスクまたはその他のリスクの集中をもたらす契約上互いにリンクした投資家向け金融商品（トランシェ）による資金調達

当グループは連結SEと非連結SEの双方に関与しており、それらは当グループが設立する場合もあれば、第三者が設立する場合もある。支配関係が存在する場合、SEは子会社に分類の上で連結される。当グループがSEを支配していない場合、SEは連結されない（非連結SE）。本注記では連結SEと非連結SE両方の情報を示している。

当グループによるSEへの関与は、次のとおりである。

種類	詳細
証券化	当グループは、流動性を管理する上で資金調達源を分散するため、当グループが行った顧客貸付金および前渡金をSEを用いて証券化している。このような取引は、内部証券化（倒産隔離）事業体への譲渡を伴う。内部証券化事業体は、該当する中央銀行との契約に基づく買戻しに適格な資産（すなわち「レポ適格」資産）を組成するために設立されたものである。当グループの内部証券化SEは連結されている。詳しくは、注記28金融資産の譲渡」を参照。 当グループは、顧客に代わってその貸付金または債権を証券化するためにSEを設立することもある。当グループは、これらの証券化事業体の運営、または流動性の提供もしくは他の支援を行う場合がある。さらに、証券化事業体が発行した有価証券の保有を通じて、第三者が設立した証券化事業体の持分を取得することもある。限定的ではあるが支配関係が存在する場合、これらのSEは連結される。
カバード・ボンドの発行	当グループによる発行済社債の担保を提供するため、特定の貸付金および前渡金は倒産隔離SEに譲渡されている。当グループはSEの支配を留保しているため、これらのSEは連結されている。詳しくは、注記28「金融資産の譲渡」を参照。
ストラクチャード・ファイナンス契約	当グループは次のようなSEに関与している。 - 債務シンジケーションの組成および／または担保資産を分別管理するためのストラクチャード貸付取引に関連して設立されたSE - ストラクチャード・リース取引において顧客にリースされた資産を所有するため設立されたSE 当グループは、SEを管理し、SEの資本に少額を出資、またはリスク管理商品（デリバティブ）をSEに提供する場合もある。 大半の場合、当グループはこれらのSEを支配していない。さらに当グループは、通常、SEの関連性のある活動の意思決定において、パッシブ持分以上の関与をしていない。したがって当グループは、そうした持分を開示対象と考えていない。
資産運用業務	当グループの富裕層オーストラリア事業およびニュージーランド事業は、責任主体、年金基金、ホールセール信託およびリテール信託を含め、投資ファンドおよび信託（以下総称して「投資ファンド」という。）の責任主体、受託会社、管理会社または運用会社として、投資運用およびその他の受託業務を行っている。投資ファンドは、投資家に対するプット可能な受益証券の発行を通じて資金を調達しており、当グループは投資ファンドをSEとみなしている。投資ファンドに対する当グループのエクスポージャーには、受益証券の保有およびサービスの提供による手数料の受領が含まれる。当グループが保険契約者に代わって投資ファンドに投資し、かつ支配が存在するとみなされた場合、それらのファンドは連結される。

連結対象となる組成された事業体

連結対象となる組成された事業体に対する財政支援またはその他の支援

当グループは、連結SEに以下の財政支援を提供している。これらはグループ内取引であるため、連結時に消去されている。

証券化およびカバード・ボンドの発行	当グループは、SEに貸付枠、デリバティブ、コミットメントを提供する、および／またはSEが発行した債券を保有する。
ストラクチャード・ファイナンス契約	これらのSEが保有する資産は、通常、提供された資金の担保として差し入れられる。一部の連結SEは、資金全額が当グループにより提供されているが、その他には当グループも参加するシンジケート・ローンにより資金調達されるSEもある。当グループによる資金提供は、当グループのエクスポージャーが貸付額および残りの未使用枠に制限される貸付枠も含まれている。さらに、当グループは、提供した資金の返済を向こう12か月間要求しない旨を確認するサポートレターをこれらの連結SEに提供している。

当事業年度において、当グループは連結SEに対して契約外の支援を提供しなかった（2017年度：なし）。現在、当グループは、上記以外の財政支援やその他の支援を連結SEに提供する意思はない。

連結対象外の組成された事業体

連結対象外の組成された事業体における当グループの持分

連結対象外のSEにおける「持分」は、契約または契約外の形式によるSEへの関与で、当グループをその業績による変動リターンにさらすものである。当該持分には、債券および持分証券の保有、SEの業績に特有のリスクを移転するデリバティブの保有、貸付、貸付コミットメント、金融保証および資産運用業務からの手数料が含まれるが、これらに限定されない。

連結対象外のSEにおける持分を開示するにあたり、

- 例えば当グループの関与が、典型的な顧客と業者の関係である場合など、パッシブ持分の関係以上のものにはならない場合には開示していない。この考え方にに基づき、貸付業務、トレーディング業務および投資活動から生じる連結対象外のSEに対するエクスポージャーは開示対象の持分とみなしていない。ただし、SEの設定により、当グループが関連性のある活動（SEのリターンに重要な影響を及ぼす活動）に関する意思決定に参加可能である場合を除く。
- 「持分」には、当グループを（そのSE特有のパフォーマンス・リスクではなく）市場リスクにさらすことを意図したデリバティブ、または、当グループが連結対象外のSEの変動性を吸収するのではなく、変動性を生じさせるデリバティブ（例として、クレジット・デフォルト・スワップにおける信用プロテクションの購入）は含まれない。

以下の表は、連結対象外のSEにおける当グループの持分を、これらの持分から生じる可能性のある損失に対する最大エクスポージャーと併せて記載したものである。

	証券化および ストラクチャード・ ファイナンス		投資ファンド		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)					
帳簿上の持分						
売却可能資産	1,715	2,532	-	-	1,715	2,532
保険契約債務に対応する投資	-	-	18	21	18	21
貸付金および前渡金	7,018	7,130	-	-	7,018	7,130
貸借対照表合計	8,733	9,662	18	21	8,751	9,683
簿外持分						
コミットメント（未実行の与信枠）	1,381	4,371	-	-	1,381	4,371
保証	10	-	-	-	10	-
簿外合計	1,391	4,371	-	-	1,391	4,371
損失に対する最大エクスポージャー	10,124	14,033	18	21	10,142	14,054

上記の持分の他に、当事業年度において当グループは非連結SEから505百万ドル（2017年度：493百万ドル）の資産運用手数料を稼得した。

当グループの損失に対する最大エクスポージャーとは、損失事由が発生した場合にその発生可能性にかかわらず、連結対象外のSEへの関与により当グループに生じ得る損失の最大額である。ただし、これは、被ると予想される実際の損失を示すものではない。むしろ、損失に対する最大エクスポージャーは本質的に偶発的なもので、たとえば有価証券発行体または債務者が倒産した場合、もしくは流動性ファシリティや保証が要求された場合に発生する可能性があるものである。損失に対する最大エクスポージャーは、損失に対するANZのエクスポージャーを軽減するために締結したヘッジ取引や担保契約の効果を控除する前の総額で表示されている。

持分の損失に対する最大エクスポージャーは、種類別に次のように算定された。

- ・ 売却可能資産および保険契約債務に対応する投資—帳簿価額
- ・ 貸付金および前渡金—帳簿価額に未実行のコミットメントを加算した額

当グループが関与する非連結SEの規模は、次のとおりである。

- ・ 証券化およびストラクチャード・ファイナンス：規模は資産合計で示されるが、これはSEによって異なり、最大で約10億ドルである（2017年度：21億ドル）。
- ・ 投資ファンド：規模は運用資産で示されるが、これはSEによって異なり、最大で約369億ドルである（2017年度：359億ドル）。

当事業年度に、当グループは連結対象外のSEに契約外の支援を提供しなかった（2017年度：なし）。また、現在、連結対象外のSEに財政支援やその他の支援を提供する意思はない。

スポンサーになっている連結対象外の組成された事業体

当グループは、連結対象外のSEのスポンサーになることができるが、開示対象となる持分はなかった。

この開示において、当グループが当該SEの設計および設立に関与する主たる当事者で、かつ以下の場合には、当グループ自身が連結対象外のSEの「スポンサー」であると考えている。

- ・ 当グループが当該SEの主な利用者である場合、または
- ・ 当該SEの名称または商品に当グループの名称が用いられている場合、または
- ・ 当グループが当該SEの業績について黙示的もしくは明示的な保証を供与している場合

当グループは、投資がANZバンク・ニュージーランド・リミテッドへの預金に限定されているニュージーランドのANZ PIEファンドのスポンサーになっている。当グループはANZ PIEファンドの資本価値および投資パフォーマンスについて、黙示的にも明示的にも保証していない。当事業年度において、当該SEから受領した収益または当該SEへの資産の移転はなかった。

重要な判断および見振り

証券化業務およびストラクチャード・ファイナンス取引、ならびに投資ファンドに関与する組成された事業体に対して支配関係が存在するか否かを評価する際、重要な判断が求められる。次の存在に関しても、判断が求められる。

- ・ 関連性のある活動（当該事業体のリターンに重要な影響を及ぼす活動）に対するパワー
- ・ 事業体の変動リターンに対するエクスポージャー

28. 金融資産の譲渡

当グループは、通常の事業活動において、金融資産を第三者またはSEに直接譲渡する取引を行っている。これらの譲渡により、当グループは、譲渡資産に係る当グループのリスクおよび経済的便益または支配へのエクスポージャーによっては、それらの金融資産の全部または一部の認識を中止する場合がある。当グループが譲渡資産に係るリスクおよび経済価値をほぼすべて留保している場合、認識中止に適切な譲渡とは認められず、当該資産は当グループの貸借対照表に引き続き全額計上される。

証券化

正味貸付金および前渡金には、当グループの証券化プログラムに基づいて証券化され、倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、SEが発行するノートに係る返済債務の担保とするために譲渡されたものである。この中には、中央銀行との間で締結することもある買戻条件付契約に関連して保有するモーゲージも含まれている。発行済ノート保有者は、証券化された住宅モーゲージ・プールに対して完全遡及権を有し、当グループは、かかる譲渡資産を担保に差し入れることや処分することはできない。

場合によっては、当グループは、証券化されたノートの保有者でもある。さらに当グループは、SEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結ぶこともある。したがって、当グループは住宅モーゲージのリスクおよび経済的便益の大半を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識する。当該金額をSEに支払う債務は、当グループの金融負債として認識される。

当グループはこれら証券化SEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対する権限を通じてこれらのリターンに影響を及ぼす能力を有する。したがってこれらのSEは当グループに連結されている。

カバード・ボンド

当グループは、発行市場で資金を調達するため、様々なグローバル・カバード・ボンド・プログラムを運用している。正味貸付金および前渡金には、これらのカバード・ボンド・プログラムに基づいて倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、発行済のカバード・ボンドにかかる返済債務の担保となっている。

カバード・ボンド保有者は、発行体とカバー・プール資産に対して二重の遡及権を有する。発行体は、かかる譲渡資産を担保に差し入れること、あるいは処分することはできないが、必要な補償が維持されている限り、法的手続きを条件に資産の買戻しおよび代用ができる。

当グループは、カバー・プールを、当該カバード・ボンド債務を十分に補償できる水準に維持しなければならない。さらに当グループは、カバード・ボンドSEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結んでいる。したがって、当グループは住宅モーゲージのリスクおよび経済的便益の大半を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識する。当該金額をSEに返済するための債務は、当グループの金融負債として認識している。

当グループはカバード・ボンドSEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有している。したがってこれらのSEは当グループに連結されている。これらの発行済外部向けカバード・ボンドは、発行済社債に含まれている。

買戻条件付契約

当グループが、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済的便益が当グループに留保される買戻条件付契約により有価証券を売却する場合、それらの資産は認識の中止に適切な譲渡資産とはみなされない。取引相手から受領した対価について関連負債が認識される。

ストラクチャード・ファイナンス契約

当グループは、ストラクチャード・リースおよびコモディティ前払い契約を通じて、特定の顧客取引の資金提供を行っている。他の金融機関もかかる契約の資金提供に参加することもあるが、その場合には、リース債権または融資契約に対する権利が割合に応じて譲渡される。参加銀行は、リース資産または調達したコモディティおよび関連収入に対して限定的な遡及権を有する。ただし状況次第では、デリバティブまたはその他の継続的関与を通じて、当グループが譲渡したリース債権または融資契約のリスクの一部に引き続きさらされる。その場合、当グループはリース債権または融資の認識を中止しない。その代わりに、参加金融機関に対する債務を表す関連負債を認識する。

以下の表は、認識の中止に不適格な譲渡資産の残高と関連負債を示したものである。

	証券化 ^{(1)、(2)}		カバード・ボンド		買戻条件付契約		ストラクチャード・ ファイナンス契約	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)							
譲渡済資産の当期帳簿価額	1,239	1,520	29,455	29,353	40,164	36,242	96	98
関連負債の帳簿価額	1,232	1,552	17,846	19,859	38,378	34,536	88	91

(1) 外部投資家のいない内部の組成された事業体への譲渡は含まない。

(2) 証券化されたノートの保有者は、証券化された住宅ローン・プールのみに対して遡及権を有する。証券化資産と関連負債の帳簿価額は、公正価値の近似値である。

[前へ](#) [次へ](#)

29. 非継続事業ならびに売却目的保有資産および負債

非継続事業

2017年10月17日に当グループは、OnePathの年金および投資事業（OnePath P&I）ならびに提携ディーラー・グループ事業（ADG）の100Fホールディングス・リミテッドへの売却の合意を発表した。提携ディーラー・グループ事業は、独自のオーストラリア金融サービス免許の下で営業している提携アドバイザー事業からなる。提携ディーラー・グループ事業の売却は、2018年10月1日に完了した。残りのOnePathの年金および投資事業の売却は、継承ファンド移管後の完了が予定されており、2019年度になる見込みである。

2017年12月12日にANZは、ANZの生命保険事業をチューリッヒ・フィナンシャル・サービスズ・オーストラリア（チューリッヒ）への売却の合意を発表し、2018年10月10日に規制当局の承認を取得した。この取引には、クロージング時の条件があるが、ANZは、2019年度にこの取引が完了すると見込んでいる。

上述の売却取引の結果、売却予定の当該事業の財務成績ならびに関連する当グループにおける再分類および連結への影響は、財務報告目的上、非継続事業として取り扱われる。これは、富裕層オーストラリアならびにTS0およびグループ・センター部門の当期および比較財務情報に影響を与える。

非継続事業の財務業績およびキャッシュフローの詳細は、以下に示されている。

損益計算書

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
純利息収益	-	(3)
その他営業収入 ⁽¹⁾	(646)	11
資産運用収入および保険収入純額 ²	727	867
営業収入	81	875
営業費用 ⁽²⁾	(544)	(481)
法人税控除前利益／（損失）	(463)	394
法人税費用 ⁽²⁾	(232)	(332)
当行株主に帰属する当期利益／（損失）	(695)	62

(1) ウェルス・オーストラリアを売却目的保有に再分類したことにより認識された632百万ドルの損失を含む。

(2) 2018年9月に認識された顧客救済措置に関する127百万ドル（税引後）（2017年度：ゼロ）を含む。内訳は、資産運用収入および保険収入純額に認識された顧客に対する救済措置106百万ドル、営業費用に認識された救済費用75百万ドルおよび法人税費用に認識された54百万ドルの便益となっている。

キャッシュフロー計算書

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
営業活動による（に使用された）純キャッシュフロー	2,989	1,582
投資活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(2,444)	(2,167)
財務活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(575)	575
現金および現金同等物の純増加／（減少）	(30)	(10)

売却目的保有資産および負債

2018年9月30日現在で、売却目的保有資産および負債は、既存の帳簿価額および売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で再測定される。ただし、繰延税金資産、金融資産および保険契約に基づく契約上の権利は、この要件からの免除が明示されており、引き続き既存の帳簿価額で認識される。

当グループの非継続事業に関連した資産および負債に加えて、売却目的保有資産および負債には、会計基準に基づく非継続事業への分類要件を満たさない、売却予定のその他資産または処分グループの資産および負債を含んでいる。

	非継続事業	カンボジアJV	OPL NZ	PNGリテール、 コマース&SME	合計
2018年9月30日現在⁽¹⁾	(単位：百万ドル)				
現金および現金同等物	5	323	-	-	328
デリバティブ金融商品	-	3	-	-	3
売却可能資産	1,079	-	-	-	1,079
正味貸付金および前渡金	46	806	-	147	999
規制上の預け金	-	146	-	-	146
関連会社に対する投資	1	1	-	-	2
繰延税金資産	102	2	-	-	104
のれんおよびその他の無形資産	1,155	-	93	-	1,248
保険契約債務に対応する投資	40,054	-	-	-	40,054
土地建物および設備機器	4	6	-	6	16
その他資産	450	92	727	-	1,269
売却目的保有資産合計	42,896	1,379	820	153	45,248
預金およびその他の借入金	-	1,067	-	512	1,579
デリバティブ金融商品	-	1	-	-	1
当期税金負債	(33)	8	15	-	(10)
繰延税金負債	160	1	160	-	321
保険契約債務	39,607	-	-	-	39,607
外部ユニット所有者に対する負債	4,712	-	-	-	4,712
支払債務およびその他の負債	644	98	130	-	872
引当金	28	43	-	6	77
売却目的保有負債合計	45,118	1,218	305	518	47,159
アジアリテールおよび富裕層事業					
	UDC	SRCB	NCC	合計	
2017年9月30日現在⁽¹⁾	(単位：百万ドル)				
現金および現金同等物	-	-	-	-	-
デリバティブ金融商品	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金	3,283	2,679	-	-	5,962
規制上の預け金	-	-	-	-	-
関連会社に対する投資	-	-	1,748	120	1,868
繰延税金資産	-	-	-	-	-
のれんおよびその他の無形資産	-	122	-	-	122
保険契約債務に対する投資	-	-	-	-	-
土地建物および設備機器	-	-	-	-	-
その他資産	-	18	-	-	18
売却目的保有資産合計	3,283	2,819	1,748	120	7,970
預金およびその他の借入金	3,602	956	-	-	4,558
デリバティブ金融商品	-	-	-	-	-
当期税金負債	-	22	-	-	22
繰延税金負債	-	(8)	-	-	(8)
保険契約債務	-	-	-	-	-
外部ユニット所有者に対する負債	-	-	-	-	-
支払債務およびその他の負債	47	30	-	-	77
引当金	43	1	-	-	44
売却目的保有負債合計	3,692	1,001	-	-	4,693

(1) 上表の金額は、会社間残高控除後の金額が示されている。

非継続事業として分類されていないが売却目的保有資産および負債として表示されているその他の戦略的売却：

・ **アジアリテールおよび富裕層事業**

当グループは、2016年10月31日にシンガポール、香港、中国、台湾およびインドネシアのリテールおよび富裕層事業をシンガポールのDBSバンクに売却することで合意したと発表し、2017年4月21日にはベトナムのリテール事業をシンハン・バンク・ベトナムに売却することで合意したと発表した。当グループは、2017年度に中国、シンガポールおよび香港、2018年度にベトナム、台湾、インドネシアにおいて事業の移行を無事完了した。これらの事業は、アジアリテールおよび太平洋部門に含まれていた。

・ **上海農村商業銀行（「SRCB」）**

2017年1月3日、当グループは、上海農村商業銀行（「SRCB」）の20%の株式を売却することで合意したと発表した。当該売却は、2018年度に完了した。当資産はTS0およびグループ・センター部門の一部であった。

・ **UDCファイナンス（「UDC」）**

2017年1月11日、当グループは、UDCをHNAグループ（「HNA」）に売却するための条件付契約を締結したと発表した。2017年12月21日に当グループは、ニュージーランドの海外投資局がHNAによるUDC取得の申請を却下したとの報告を受けたと発表し、HNAとの契約は2018年1月に終了した。UDCの資産および負債は、2018年9月30日現在、売却目的保有に分類されていない。

当事業は、ニュージーランド部門に含まれる。

・ **メトロバンク・カード・コーポレーション（「MCC」）**

2017年10月18日、当グループは、フィリピンを拠点とするメトロバンク・カード・コーポレーション（「MCC」）の40%の持分に関して、ジョイント・ベンチャーのパートナーであるメトロポリタン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（メトロバンク）と売却契約を交わしたと発表した。当グループは、40%の持分を2018年1月と9月に2つの同等のトランシェで売却した。当資産はTS0およびグループ・センター部門に含まれる。

・ **ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド（「カンボジアJV」）**

2018年5月17日、当グループは、カンボジアJV ANZロイヤル・バンクの55%の持分を東京証券取引所に上場している日本の多角的金融持ち株会社であるジェイ・トラストに売却する契約に至ったと発表した。この取引には、クローリング時の条件があり、また規制当局の承認を条件としている。ANZは、2019年度中の完了を見込んでいる。当資産は、法人部門に含まれる。

・ **OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッド（「OPL NZ」）**

2018年5月30日、当グループは、OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドをシグナ・コーポレーションに売却することで合意したと発表した。この件の最終的な規制当局の承認は、2018年10月29日に取得された。この取引には、クローリング時の条件があり、ANZは2019年度にクローズすると見込んでいる。当事業は、ニュージーランド部門に含まれる。

・ **パプアニューギニアのリテール事業、商業および中小企業事業（「PNGリテール事業、商業およびSME」）**

2018年6月25日、当グループは、パプアニューギニアのリテール事業、商業および中小企業（SME）銀行事業をキナ・バ
ンクに売却する契約を締結したと発表した。この取引には、クロージング時の条件があり、また規制当局の承認を条件と
しているが、ANZは2019年の後半にクローズすると見込んでいる。当事業は、法人部門に含まれる。

売却目的保有資産および負債に関連する損益計算書への影響

2018年9月の事業年度を通じて、当グループは売却目的保有資産および負債に関連する次の影響を認識した。

- ・ 富裕層オーストラリア事業の売却目的保有への再分類において認識された632百万ドル（税引後）の損失。この損失は、
非継続事業に認識される。
- ・ 85百万ドル（税引後）の利益。その内訳は、アジアリテールの残りおよび富裕層事業の売却に関連した金額が99百万ド
ル（売却関連費用控除後）、税金費用が14百万ドル。この利益は、継続事業に認識される。
- ・ SRCBに関連した247百万ドル（税引後）の利益。その内訳は、準備金の戻入に伴う利益が289百万ドル、為替差損およ
びその他費用が56百万ドル、税務上の便益が14百万ドル。この利益は、継続事業に認識される。
- ・ UDCに関連した18百万ドル（税引後）の利益。その内訳は、取引終了に関する費用の回収である。この利益は、継続事業
に認識される。
- ・ MCCに関連した247百万ドル（税引後）の利益。その内訳は、40%の持分の売却に伴う利益が259百万ドル、為替差損が13
百万ドル、準備金の戻入に伴う損失が6百万ドル、税務上の便益が7百万ドル。この利益は、継続事業に認識され
る。
- ・ カンボジアJVの売却目的保有への再分類に関する42百万ドル（税引後）の損失。その内訳は、減損が27百万ドル、売却
関連費用が15百万ドル。この損失は、継続事業に認識される。
- ・ OnePath Life NZの取引費用に関する3百万ドル（税引後）の損失。この損失は、継続事業に認識される。
- ・ PNGリテール事業、商業およびSME事業の売却目的保有への再分類に関する21百万ドル（税引後）の損失。その内訳は、
のれんの減損が12百万ドル、売却関連費用が7百万ドル、税金費用が2百万ドル。この損失は、継続事業に認識され
る。

2017年9月の事業年度を通じて、当グループは継続事業において、売却目的保有資産および負債に関連する次の影響を認識
した。

- ・ 当グループのSRCBへの投資に伴う333百万ドル（税引後）の損失。その内訳は、投資の減損が219百万ドル、為替差損が
12百万ドル、税金費用が102百万ドル。
- ・ 当グループのアジアリテールおよび富裕層事業の売却目的保有への再分類に関する270百万ドル（税引後）の損失。その
内訳は、ソフトウェア、のれん、その他資産の減損費用が225百万ドル、売却関連費用が99百万ドル、売却目的保有への
再分類に係る損失の結果として生じた税務上の便益が40百万ドル、アジアリテールおよび富裕層事業売却の一部完了に
伴う14百万ドルの利益。

継続事業への影響は、関連する損益計算書の区分に示されており、非継続事業に関する項目については、非継続事業からの利益／（損失）（税引後）に含まれている。

認識および測定

生命保険契約債務および再保険契約により出再された債務

当グループは、生命保険契約債務の計算に保険数理原則および基準に基づくプロジェクション法を採用したマージン・オン・サービス（MoS）モデルを使用している。

当グループは、これらの契約の予想将来キャッシュフローを無リスクの割引率で割り引いている。

投資型生命保険契約債務

投資型生命保険契約債務は公正価値で測定され、この債務に対応する資産の公正価値と直接連動する。保証型契約の場合、債務は、現在の最低解約返戻金を考慮後の予想キャッシュフローの現在価値（純額）として算定される。

外部ユニット保有者に対する負債

生命保険事業には投資ファンドの支配持分が含まれているが、当グループはそれらを合算している。支配下の投資ファンドを合算する際は、外部ユニット保有者に対する負債を負債として認識し、貸借対照表で外部ユニット保有者に対する負債に計上する。

保険契約債務に対応する投資

保険契約債務に対する投資の公正価値の算定には、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」に記載した他の金融資産と同じような判断を伴う。

重要な判断および見積り

以下の事項の決定の際に、当グループは、重要な判断を行う。

- ・ 資産または資産グループの売却目的保有または非継続事業への分類および表示
- ・ 売却目的保有に分類された資産および負債の公正価値

経営陣は、売却目的保有資産および負債に関する売却費用控除後の公正価値を評価するに当たって、重要な判断が求められる。判断の項目には、売却費用、のれんの配分、売却契約に含まれる補償および受領した対価（特に、対価の一部に偶発的な要素がある場合）の決定が含まれる。計上する減損は、入手可能な公正価値の最善の証拠を減損控除前の帳簿価額と比較したものに基づいている。最終的な売却価格は、減損計上時に見積る公正価値と異なる可能性がある。経営陣は、定期的に根拠となる仮定の適切性を実際の結果およびその他の関連する証拠と照らして評価し、必要に応じて、公正価値を調整する。売却は貸借対照表日から12か月以内に完了する見込みだが、当該資産の売却に関して当局の承認および商慣習に従った売却条件が適用される。

生命保険債務は、引き続きAASB第1038号に従って測定される。当グループは、生命保険負債の帳簿価額が株式売却契約により大きな影響を受けないように隔離している。

生命保険債務の見積りは、規制、競争、金利、インフレ率、税金、および一般的な経済状況といった要因の影響も受ける。

当グループは、金利、インフレ率、死亡率、疾病率、および解約リスクなど、保険債務や資産に影響する主な変動要因について、感応度分析を実施した。株式売却契約考慮後、これらの変動要因の合理的な変動に関して、当グループが重大な影響を受けることはないと判断した。

[前へ](#)

[次へ](#)

30. 退職年金および退職後給付債務

下表は、確定給付型退職年金制度に関して貸借対照表に計上された金額を要約したものである。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
確定給付債務および制度資産		
積立済確定給付債務の現在価値	(1,418)	(1,406)
制度資産の公正価値	1,551	1,496
正味確定給付資産	133	90
貸借対照表に計上された金額		
支払債務およびその他の負債に含まれる確定給付債務から生じた純負債	(21)	(32)
その他の資産に含まれる確定給付債務から生じた純資産	154	122
正味確定給付資産	133	90
確定給付債務に反映された給付金の支払いの加重平均期間（年）	16.8	16.8

制度の直近の決算日時点において、未払給付額に対する資産の市場価値（純額）は、積立ベースで合計21百万ドルの超過（2017年度：18百万ドルの不足）であった。当グループは、2018年度に確定給付制度へ合計5百万ドル（2017年度：5百万ドル）を拠出した。来年度には、約4百万ドルを拠出する見込みである。

制度のガバナンスおよび確定給付制度の積立て

当グループが加入している主な確定給付型退職年金制度は信託法の下で運営され、関連する信託証書の条項、規則およびすべての関連する法律に従い、加入者に代わって運用および管理される。これらの制度は、当グループの完全子会社を受託会社としている。受託会社は制度資産の法的な所有者であり、これらは当グループの資産とは分別して保管されている。また、受託会社の責任は、運用方針の設定、および3年ごとの年金数理評価プロセスを通じて雇用主と所要積立額について合意することである。

当グループは、オーストラリア、日本、ニュージーランド、フィリピン、台湾、英国で確定給付制度を設けている。3大制度は、ANZオーストラリア職員退職年金制度、ANZ英国職員年金制度、ニュージーランドのANZ全国退職金制度の確定給付制度である。これらの制度は閉鎖されており、1987年、2004年、1991年以降、それぞれ新規加入者はない。どの制度も、直近の積立評価時現在、不足額も余剰金もそれほど多くはなかった。当グループは現在、制度の信託契約上、不足額（積立ベースに基づいて測定）を補てんする義務を負っていないが、いずれかの制度を解散した場合、当グループに偶発債務が発生する可能性がある。

認識および測定**確定給付退職年金制度**

当グループは、少数の確定給付制度も運営している。各確定給付制度に基づく従業員への給付に関連する負債および費用は独立年金数理士が計算する。年金数理士は予測単位積増方式を用いて、負債を評価する。貸借対照表には、次のものが計上される。

- ・ 債務が制度資産の公正価値を上回る場合は、確定給付負債
- ・ 資産の公正価値が債務を上回る場合は、資産（回収可能価額を上限とする）

各報告期間において、正味確定給付債務の変動は、以下のように認識される。

- ・ 当期勤務費用、確定給付債務の利息純額、過去勤務費用、およびその他の費用（例えば縮小や清算の影響など）に関連する純変動は、営業費用として認識される。
- ・ 正味確定給付負債のうちの数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他の包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・ 当グループの拠出額は正味確定給付残高に直接計上される。

確定拠出退職年金制度

当グループは、多数の確定拠出制度を運営しており、事業を行っている様々な国における法律に従い、確定拠出制度の性質を有する政府およびその他の制度にも拠出を行っている。当グループのこれら制度への拠出は、発生時に人件費として認識される。

重要な判断および見積り

確定給付債務の評価時に当グループが使用する主な仮定は、次のとおりである。仮定の変更、または異なる仮定の適用は、その他の包括利益計算書および貸借対照表に重大な影響を及ぼす可能性がある。

仮定	重要な仮定の変更に 関する感応度分析		確定給付債務の 増加／（減少）	
	2018年	2017年	2018年	2017年
			(単位：百万ドル)	
割引率（年率％）	2.5 - 3.7	2.5 - 3.8	0.5％の上昇	(139) (112)
将来の昇給率（年率％）	1.7 - 3.8	1.6 - 3.7		
将来の年金給付の物価スライド				
支払（年率％）/繰延年金（年率％）	1.7 - 3.0/2.3	1.7 - 3.0/ 2.2	0.5％の上昇	118 95
現在の加入者の60歳時点での余命			1年長期化	61 50
男性（年数）	25.5 - 29.0	25.4 - 28.9		
女性（年数）	28.7 - 31.1	28.6 - 31.0		

31. 従業員持株およびオプション制度

ANZは、ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき多数の従業員持株およびオプション制度を運営している。

ANZ従業員株式取得制度

2017年度および2018年度に運営されていたANZ従業員株式取得制度は、従業員株式オファー制度および株式後渡し制度である。

従業員株式オファー制度

資格	オーストラリアまたはニュージーランドで雇用され、直近の年度における継続勤続年数が3年以上になる正社員の大半
付与	オーストラリアでは事業年度ごとに1,000ドル（ニュージーランドでは800ドル）相当上限にANZ株式を付与。ただし、取締役会の承認を要する。
割当額	付与日までの1週間（付与日を含む）にオーストラリア証券取引所（ASX）で売買されたANZ株式の1週間の出来高加重平均価格（VWAP）
オーストラリア	ANZの普通株式は、対価なしで適格従業員に付与される。これらの株式は付与時に権利が確定し、付与日から3年間信託で保有される。その後、信託に留保、従業員の名義に移管、または売却することができる。配当金は配当金再投資制度で自動的に再投資される。
ニュージーランド	適格従業員は、1株当たり1ニュージーランド・セントを支払うと株式が付与される。3年間の勤続期間の充足を条件に、株式の権利が確定した後は、信託に留保されるか、従業員の名義に変更、または売却することができる。従業員が辞職した場合または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の株式は失効する。配当は現金で支払われるか、配当金再投資制度に再投資される。
費用計上額 （公正価値）	オーストラリアでは、これらの株式に失効の条件が付されていなければ、付与された年にその公正価値が費用計上される。 ニュージーランドでは、3年間の権利確定期間にわたって公正価値が定額法で費用計上される。 この費用は株式報酬費用として認識され、株式資本が同額増加する。
2018年度	2017年12月1日に、28.67ドルの発行価格で541,982株が付与された。
2017年度	2017年度に付与された株式はなかった。

株式後渡し制度**i) 最高経営責任者(「CEO」)およびグループ執行委員会(「ExCo」)**

資格	グループCEOおよびExCo
付与	CEOの年間変動報酬(AVR)の50%相当、およびExCoの変動報酬「VR」の33%相当を後渡し株式として受領
条件	付与日から4年にわたって均等に繰り延べられる。

ii) ANZインセンティブ制度(ANZIP)およびビジネス・ユニット・インセンティブ制度(「BUIP」) - 2017年10月1日以降の報酬

資格	ANZの標準的なVR制度に加入する従業員
付与	VRが150,000ドルまたはそれを上回る場合、80,000ドルを超えるインセンティブ金額の60%相当を後渡し株式として受領(最低繰延額は42,000ドル)
条件	付与日から3年にわたって均等に繰り延べられる。

iii) ANZ従業員報酬制度(ANZERS)およびBUIP—2017年9月30日までの報酬

資格	ANZの標準的な短期インセンティブ(STI)制度に加入する従業員
付与	100,000ドルを超えるインセンティブ金額の半額相当を後渡し株式として受領(最低繰延額は25,000ドル)
条件	付与日から2年にわたって均等に繰り延べられる。

iv) 業績総合インセンティブ制度(TIPP)—2017年9月30日までの報酬

資格	法人部門向けTIPPに加入する従業員
付与	80,000ドルを超えるインセンティブ金額の60%相当を後渡し株式として受領(最低繰延額は18,000ドル)
条件	付与日から3年にわたって均等に繰り延べられる。

v) 長期インセンティブ(LTIs)

資格	選定された従業員
付与	全額が後渡し株式
条件	付与日から3年後に権利が確定

vi) 例外的な場合

放棄された報酬	例外的に、当グループは、前の雇用主に対して放棄した報酬を補償するため、特定の従業員のANZ入社時に後渡し株式を付与する。権利確定期間は一般的に放棄した報酬の残存権利確定期間で調整されるため、付与によって異なる。
人材確保	ANZにとって人材喪失リスクが大きいとみなされる業績の良い従業員に対して、後渡し株式が付与されることがある。

vii) 追加情報

下方修正	株式後渡しは依然としてリスクにさらされており、取締役会は権利確定日までいつでも後渡し株式数をゼロに下方修正する裁量を有する。ANZの下方修正規定については、2018年度報酬報告書のセクション4.3.4を参照。
中止	取締役会が別段の決定を下さない限り、従業員が辞職した場合、通知により契約が終了した場合、または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の後渡し株式は失効する。後渡し株式は繰り延べ期間以降は信託で保有可能である。
配当金	配当は現金で支払われるか、配当金再投資制度に再投資される。
金融商品	一部の国においては、現地に合わせて後渡し株式の代わりに後渡し株式の権利を付与することがある(「後渡し株式の権利」欄を参照)。
割当額	すべての後渡し株式は、付与日までの1週間(付与日を含む)にASXで取引されたANZ株式のVWAPに基づいて、発行される。
費用計上額(公正価値)	当グループは、関連する権利確定期間を通じて、定額法で後渡し株式の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、株式資本が同額増加する。
2018年度の付与	2,232,563株の後渡し株式が付与され、加重平均付与価格は29.31ドルであった。後渡し株式2,632株が、取締役会の裁量に基づきゼロに下方修正された。
2017年度の付与	2,016,835株の後渡し株式が付与され、加重平均付与価格は28.03ドルであった。取締役会の裁量に基づきゼロに下方修正された株式後渡しはなかった。

ANZ従業員株式取得制度の費用計上

費用計上額（公正価値）	従業員株式オファー制度および株式後渡し制度により当グループが2018年度に付与した株式の付与日に測定した公正価値は、株式数2,774,545株とVWAP29.17ドルに基づいて80.9百万ドル（2017年度：2,016,835株とVWAP28.09ドルに基づいて56.7百万ドル）である。

ANZ株式オプション制度

割当	当グループは、選ばれた従業員に、ANZの全額払込済普通株式をオプションまたは権利の確定時に所定の価格で取得する権利を表象するオプションまたは権利を付与することがある。オプションまたは権利を行使して普通株式が割当てられると、議決権と配当請求権も付随して割当てられる。 各オプションまたは権利により、その所有者は付与時に課せられた条件に従い普通株式1株を与えられる。オプションの行使価格は、制度の規則に従い、一般には付与日までの1週間（付与日を含む）にASXで取引された株式のVWAPを基準に決定される。権利については、行使価格はゼロである。
規則	オプションまたは権利の行使前、株式無償割当、株主割当発行、または再編によりANZが株式資本を変更した場合、次の調整が求められる。 ・ 株式無償割当—所有者のオプション行使時において、対象株式の割当時に保有していたならば受領資格のあった無償株式の割当数に対する権利が同時に与えられる。 ・ 株式割当発行—当グループは、ASX上場規則で定められている方法で、オプション行使価格を調整する。 ・ 再編—権利に関して、株式無償割当またはANZの株式資本再編が行われた場合、取締役会は、権利所有者に損得が生じないよう、権利の個数または対象株式数を調整できる。 所有者には上記以外に参加する権利はない。 ・ オプションまたは権利の行使前におけるANZの有価証券の新規発行 ・ ANZ以外の法人（子会社など）の株式発行 2012年11月1日以降の株式の付与に関しては、取締役会の裁量により、報奨の権利確定部分を株式ではなく現金同等物で支給できる。
費用計上	当グループは、関連する権利確定期間を通じて、定額法でオプションまたは権利の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、株式オプション準備金が同額増加する。
中止	当該従業員の雇用が終了した場合に適用される規定については、2018年度報酬報告書のセクション7.2を参照。
下方修正	ANZの下方修正規定については、2018年度報酬報告書のセクション4.3.4を参照。

2018年度および2017年度のオプション制度

i) 業績に基づく権利	
割当	当グループは、ANZのインセンティブ・プランの一環として、特定の従業員に業績に基づく権利を付与している。業績に基づく権利とは、3年間の権利確定期間および総株主利回り（TSR）の業績要件を条件として、対価なしにANZ株式を取得する権利を所有者に付与する。業績要件に関する詳細については、2018年度報酬報告書のセクション4.3.3を参照のこと。
2018年度および2017年度の付与	2018年度には、1,023,239個（2017年度：944,419個）の業績に基づく権利を付与した。取締役会の裁量に基づき2018年度および2017年度にゼロに下方修正された業績に基づく権利はなかった。
ii) 後渡し株式の権利（業績要件なし）	
割当	後渡し株式の権利とは、一定の権利確定期間の後、対価なしにANZ株式を取得する権利を所有者に与えるものである。当グループは、制限期間中に配当が支払われないことについて権利の公正価値を調整する。
権利確定	株式報奨の一部は、取締役会の裁量により株式ではなく現金同等物で支給できる。取締役会の裁量により後渡し株式の権利で支給された108,783個（2017年度：67,573個）を除いて、すべて株式の割当により支給された。
下方修正	取締役会の裁量により、2018年度に1,638個、2017年度に3,835個の後渡し株式の権利がゼロに下方修正された。
2018年度および2017年度の付与	2018年度には、2,546,333個（2017年度：2,547,377個）の後渡し株式の権利（業績要件なし）が付与された。

発行済のオプション、後渡し株式の権利、および業績に基づく権利

2018年10月30日現在、発行済の後渡し株式の権利は4,204,281個、その所有者は657名、発行済の業績に基づく権利は2,865,941個、その所有者は159名であった。

オプション／権利の推移

2018年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション／権利、関連する加重平均（WA）行使価格および2018年度の変動の詳細は、次表に示すとおりである。

	期首残高 2017年 10月1日現在	付与された オプション／ 権利数	失効した オプション／ 権利数 ⁽¹⁾	終了した オプション／ 権利数	行使された オプション／ 権利数	期末残高 2018年 9月30日現在
オプション／権利数	7,113,784	3,569,572	(2,043,209)	(1,558)	(1,490,016)	7,148,573
WA行使価格（ドル）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
WA株価終値（ドル）						28.43
WA残存契約期間						2.1年
行使可能な全発行済 オプション／権利の WA行使価格						0.00
行使可能な発行済 オプション／権利数						67,666

2017年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション／権利、関連する加重平均行使価格および2017年度の変動の詳細は、次表に示すとおりである。

	期首残高 2016年 10月1日現在	付与された オプション／ 権利数	失効した オプション／ 権利数 ⁽¹⁾	終了した オプション／ 権利数	行使された オプション／ 権利数	期末残高 2017年 9月30日現在
オプション／権利数	6,424,117	3,491,796	(1,815,732)	(629)	(985,768)	7,113,784
WA行使価格（ドル）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
WA株価終値（ドル）						29.50
WA残存契約期間						2.4年
行使可能な全発行済 オプション／権利の WA行使価格（ドル）						0.00
行使可能な発行済 オプション／権利数						143,839

(1) 権利が失効するような状況（例えば中止、下方修正、業績面の条件を満たしていないなど）を指す。

2017年および2018年度のオプション／権利の行使の結果発行されたすべての株式の権利行使価格はゼロであった。

取締役会報告書の署名日である2018年10月30日現在、

- ・ 2018年度末以降に付与された普通株式に対するオプション／権利はなかった。
- ・ 2018年度末以降のオプション／権利の行使の結果発行された株式はなかった。

公正価値の仮定

公正価値算定時、当グループは、AASB第2号「株式報酬」の要件に従って、モンテ・カルロ価格モデルおよび／またはブラック・ショールズ価格モデルなど、市場における標準的な評価技法を適用している。これらのモデルは、権利が確定した持分の早期行使、譲渡不能、および（要件が設けられている場合は）社内外の業績要件を考慮している。

次の表は、期中に付与された金融商品の公正価値の計算へのインプットとして使用した重要な仮定である。値は加重平均値で表示しているが、各配分で用いる具体的な値は、公正価値の計算に用いている値である。

	2018年		2017年	
	後渡し株式の 権利	業績に基づく 権利	後渡し株式の 権利	業績に基づく 権利
行使価格(ドル)	0.00	0.00	0.00	0.00
付与日の株価終値（ドル）	29.24	29.21	27.95	28.18
ANZ株価の予想ボラティリティ（％） ⁽¹⁾	20.0	20.0	24.9	25.0
権利の期間（年）	2.4	5.0	2.3	5.0
権利確定期間（年）	2.1	3.0	2.1	3.0
予定期間（年）	2.1	3.0	2.1	3.0
予定配当利回り（％）	5.75	5.75	6.49	6.46
無リスク金利（％）	1.65	1.95	1.76	1.86
公正価値（ドル）	26.03	12.24	24.59	13.73

(1) 予想ボラティリティとは、ANZの株価が権利の有効期間中において変動すると予想される金額の割合である。価格モデルで用いる変動率の測定の基準となるのは、付与日に先立つ繰延期間における株価実績について、連続複利による収益率の標準偏差を年換算したものである。この年率換算した変動実績率の平均は、権利の予定期間における合理的な予想変動率を見積もるために利用される。

株式報酬の支給

株式報酬に用いられるすべての株式は、市場からの買戻し、再割当、新規発行、またはこれらの組み合わせにより調達される。

2018年度に当グループが全従業員のために市場で買い付けた株式数は（ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき、あるいはオプションまたは権利に対応するため）は3,936,773株、1株当たり平均株価は29.00ドルであった（2017年度：1株当たり平均27.83ドルで2,704,206株）。

32. 関係当事者の開示

主要経営陣の報酬

主要経営陣（KMP）とは、次のような取締役全員およびCEO直属の執行役員である。

- ・ 戦略の方向性や主要な収益部門の経営管理に責任を持つ者
- ・ 重要な収益および費用を管理する者

注記3「営業費用」で人件費合計に算入されているKMPの報酬は、次のとおりである。

	2018年	2017年
	(単位：千ドル) ⁽¹⁾	
短期給付	19,484	21,002
退職後給付	333	1,046
その他長期給付	150	169
退職給付	454	563
株式報酬	8,910	14,926
合計	29,331	37,706

(1) 雇用期間が終了するまでに開示された旧KMPを含む。

主要経営陣のローン取引

KMPに融資されたローンは、他の従業員や一般顧客に適用される条件よりも有利にならない通常の商業的条件（融資期間、所要担保、金利など）に基づき、通常の事業過程で行われたものである。KMP（その関係当事者を含む）に対して実行したローン、または保証もしくは担保の総額は、以下のとおりであった。

	2018年	2017年
	(単位：千ドル)	
貸付金 ⁽¹⁾	23,844	23,950
利息費用 ⁽²⁾	932	940

(1) 残高は、貸借対照表日現在（貸借対照表日現在に在職していたKMP）および退職日現在（当年度中に退職していたKMP）のものである。

(2) 利息は当期中のすべてのKMPに関するものである。

主要経営陣によるANZ証券の保有高

KMP（KMPの関連当事者を含む）が直接的、間接的、または実質的に保有する当行の劣後債、株式、株式の権利および株式オプションの詳細は以下のとおりである。

	2018年	2017年
	株数または個数 ⁽¹⁾	
株式、オプションおよび権利	2,293,271	2,233,182
劣後債務	13,152	17,152

(1) 当年度中に退職していたKMPについては、残高は退職日現在で計算されている。

主要経営陣およびその関連当事者とのその他の取引

KMPおよびその関連当事者とのその他の取引はいずれも、通常の商業的条件で実行された。これらの取引には通常、金融および投資サービスの提供に関連したものであり、適格な海外駐在員として認められた人々へのサービスも含まれている。海外駐在員へのサービスは、転勤によって金銭的な利益または不利益が生じないようにするためのものである。KMPおよびその関係当事者が関わるこれらの取引はいずれも、その性質上、僅少であるか、または自国において実行されている。これらの取引に関しては、財務書類の利用者がその希少な資源の配分に関する意思決定の実行や評価を下す上で関心を寄せると見なされる取引のみ開示される。

関連会社

重要な関連会社については、注記26「関連会社に対する投資」で開示している。当年度中、全関連会社との間で実行された取引は、通常の商業的条件と同等の条件で行われた。

	2018年	2017年
	(単位：千ドル)	
関連会社からの未収金	35,083	77,350
関連会社への未払金	1,504	2,481
関連会社からの受取利息	1,772	2,817
関連会社への支払利息	-	35
関連会社に支払ったその他の費用	15,296	23,078
関連会社からの受取配当金	51,643	42,317
関連会社から回収した費用	-	748

関連会社に重要な保証を与えたことはなく、また関連会社から重要な保証を受けたこともなかった。債権残高は全額回収可能とみなされるため、評価減も引当金も計上していない。

[前へ](#)

[次へ](#)

33. コミットメント、偶発債務および偶発資産

不動産関連のコミットメント

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
リース賃借料		
土地および建物	1,431	1,760
什器および備品	205	251
リース賃借コミットメント合計⁽¹⁾	1,636	2,011
1年以内	371	461
1年超5年以内	832	1,042
5年超	433	508
リース賃借コミットメント合計⁽¹⁾	1,636	2,011

(1) 2018年9月30日現在、解約不能サブリース契約に基づいて受領が見込まれる将来最低サブリース料合計は、81百万ドル（2017年度：91百万ドル）である。当年度に受領したサブリース料は32百万ドル（2017年度：31百万ドル）で、支払賃借料と相殺された。

信用関連のコミットメントおよび偶発債務

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
契約額		
未実行の与信枠	202,531	191,323
保証および信用状	18,441	20,009
履行保証関連偶発債務	24,136	20,830
合計	245,108	232,162

未実行の与信枠

未実行の与信枠の大半は、顧客の特定の信用およびその他要件もしくは条件の維持が前提となる。これら与信枠の多くは、部分的な使用にとどまると予想されるが、その他は全く使用されない可能性もある。したがって、額面金額の総額は、将来の流動性リスクまたは将来の現金の必要額を必ずしも示していない。当グループが支払いを求められうる最短日に基づく、計202,531百万ドル（2017年度：191,323百万ドル）の未実行の与信枠が向こう12か月以内に満期を迎える。

保証、信用状、および履行保証関連偶発債務

保証、信用状および履行保証関連偶発債務は、保証、スタンバイ信用状、荷為替信用状など当グループが自己勘定において実行した取引に関するものである。

荷為替信用状では、輸出業者に対する代金支払いを保証する信用状を当グループが発行する。これらは、関係する積荷商品を担保としているか、または他の銀行の確認信用状の発行を条件にしている。

履行保証関連偶発債務は、顧客が契約に基づく非金銭的な債務の履行を怠った場合に第三者に支払いを行う義務を当グループに負わせる負債である。

かかる取引に関連するリスクを反映するため、当グループは、融資申請と同じ与信審査、ポートフォリオ管理および担保要件を適用している。契約額は、契約相手が金銭上の債務を履行できなかった場合に当グループが被りうる最大損失額を表している。与信枠は、実行されずに期間が終了する可能性もあるため、名目上の金額は必ずしも将来必要となる現金額を表すわけではない。当グループが支払いを求められうる最短日に基づく、計18,441百万ドル（2017年度：20,009百万ドル）の保証および信用状、ならびに計24,136百万ドル（2017年度：20,830百万ドル）の履行保証関連偶発債務が、向こう12か月以内に満期を迎える。

その他の偶発債務

2018年9月30日現在、当グループには以下の事項に関する偶発債務が存在していた。該当する場合には、法律専門家の助言に照らして適切と考えられる引当金の計上および開示が行われている。場合によっては、開示が実務的でないこと、または開示により当グループの利益を毀損するおそれがあるため、個別項目が財務に及ぼす影響の見積額を開示していない。

銀行業務手数料を巡る訴訟

2010年に訴訟費用融資会社が当行を相手に集団訴訟を開始し、2013年3月にも、類似する第二の集団訴訟が開始された。申立て者は、特定の手数料（取引勘定での借越手数料、残高不足（借越不能）手数料、滞納手数料ならびにクレジットカードの支払遅延手数料および利用限度超過手数料）は法的強制力がない違約金であり、各種手数料は、非良心的行為、不公正な契約条項および不正取引を規制する実定法上の条項に基づいても法的強制力はないと主張した。2014年8月には、支払遅延手数料に限定した別の集団訴訟も始められた。

2013年3月の集団訴訟における違約金と法定項目に関する請求は退けられ、棄却された。2014年8月の集団訴訟は、2016年10月に中止された。

2010年の集団訴訟で元来主張されていた請求は既に棄却されている。2017年に、2010年の集団訴訟に、特定の定期返済滞納手数料を課金する当行の資格を巡る新たな請求が追加された。

ベンチマーク／金利を巡る訴訟

2016年7月と8月に、当行を含めた米国内外の銀行を相手取った集団訴訟の訴状が米国地方裁判所に提出された。一方は、バンク・ビル・スワップレート（「BBSW」）を巡る訴訟で、他方は、シンガポール銀行間取引金利（「SIBOR」）およびシンガポール・スワップ・オファー・レート（「SOR」）を巡る訴訟である。両集団訴訟は、BBSW、SIBOR、またはSORに基づき値付け、評価、および／または決済された米国を本拠地とする金融商品取引に関与した個人と企業に適用されると表明されている。原告は金額を定めない損害賠償または補償金を請求しており、当行をはじめとする被告銀行が米国の独占禁止法、組織犯罪排除法、商品取引法、および不当利得原則（BBSWの訴訟のみ）に違反したと主張している。当行は、これらの訴訟で争っている。本件はまだ初期段階にある。

2017年2月、南アフリカ競争委員会は南アフリカ・ランド建て取引において同国競争法のカルテル禁止規定に違反したとして、当行を含めた国内外の銀行を相手取った訴訟を開始した。民事罰の見込みあるいはその他の財務的な影響は判明していない。本件はまだ初期段階にある。

資金調達を巡る訴訟

2018年6月に、連邦公訴官は、当行の2015年8月の普通株式約80.8百万株の機関投資家向けの株式売出しの共同主幹事によるカルテル行為に、上層部の従業員が認識しつつ故意に関わったと主張している件について、当行に対する刑事訴訟に取り掛かった。本件はまだ初期段階にある。当行および当行の上層部の従業員は、この申し立てに抗弁している。

2018年9月に、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）は、当行が、2015年8月の機関投資家向けの株式売出しに関連する継続開示義務を遵守していないという主張に対する民事訴訟に取り掛かった。ASICは、売出し株式のうち、普通株式約25.5百万株を共同主幹事が引き受けた件について、当行が市場に助言すべきだったと主張している。本件はまだ初期段階にある。当行は、この申し立てに抗弁している。

フランチャイズ訴訟

2018年2月に、2件の関連する集団訴訟が当行に対して提起された。主たる訴訟は、当行が申立人およびその他のセブン・イレブンのフランチャイズ加盟店に貸付を行った際に、契約上の義務に違反し、非良心的に行動したと主張している。当該訴訟は、それらのフランチャイズ加盟店への貸付金の取り消しを求め、未確定の損害賠償を主張している。第二の訴訟は、当行に供された関連担保および保証の取り消しを求めている。本件はまだ初期段階にある。

規制および顧客に対するエクスポージャー

近年、当行が規制当局と関わり合う案件の件数が増加している。とりわけオーストラリアおよび世界各国の金融機関に対して、規制上の捜査や検査の内容と規模、強制措置（訴訟またはそれ以外であるかを問わない。）、および規制当局によって科される罰金の金額が著しく増大している。当グループもまた、規制当局の関与を引き起こしている。これらの関与は広範囲に及ぶ可能性があり、例えば現在では、担当する融資実務、商品の適性、富裕層への助言、価格および競争、金融市場および資本市場取引における行為ならびに商品開示に関する文書などの多岐にわたる事項が含まれる。当グループは、業界全体および当グループに限定した検査の一環として、規制当局から様々な通知および情報提供の要請を受けた。また、規制当局に対して当グループ自ら進んで開示を行った。これらは、規制に対するエクスポージャーに加えて顧客に対するエクスポージャーが生じる可能性がある。これらのエクスポージャーとしては、集団訴訟、個別の請求、または顧客救済や補償措置が含まれるおそれがある。これらの検査の結果および潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

王立委員会

2017年12月14日に、銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会が設立された。当委員会は、2019年2月1日（2018年9月28日に中間報告書が出された。）に最終報告書を提出するよう要請している。当委員会により、追加コストの発生となる可能性があり、更なるエクスポージャー（更なる規制措置に関連するエクスポージャーもしくは、集団訴訟、個人の請求または顧客救済や補償措置などの顧客関連の潜在的エクスポージャーを含む。）につながる可能性がある。これらの結果と潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

担保回収を巡る訴訟

減損資産の問題解決を目的として担保回収措置が講じられたことにより、様々な損害賠償請求が発生しており、または発生する見込みである。これらの請求については抗弁が見込まれている。

保証および補償

当グループは、様々な事業および資産の売却やその他の取引に関連して、広範囲にわたる事項およびリスクを網羅する、購入者およびその他の人物の利益となる保証、補償およびその他のコミットメントを提供している。当グループは、それらの保証、補償およびコミットメントに基づく潜在的な請求に晒されている。

精算および決済義務

オーストラリア証券決済システム、大量電子決済システム、発行者・取得者コミュニティおよび高額決済システム（HVCS）に関するオーストラリア支払決済ネットワーク協会の規定に基づき、当行は、他の会員金融機関が決済を怠った場合に双務的エクスポージャーおよび損失が生じる可能性がある規則を遵守する義務がある。これらの取決めに起因する当行の潜在的エクスポージャーは、事前に数値化できない。

オーストラリア・システム（「オーストラリア」）の規定およびCLS銀行インターナショナル規則に従い、当行は、会員金融機関が決済を怠った場合、損失を共同負担する義務がある。これらの取決めに起因する当行の潜在的エクスポージャーは、事前に数値化できない。HVCSとオーストラリアの場合、上記の債務が生じるのは限定的な状況に限られる。

当行は、ASXクリア（フューチャーズ）、ロンドン・クリアリング・ハウス（LCH）・スワップクリア、韓国証券取引所（KRX）、香港証券取引所（HKEX）、上海清算所など、世界の様々な中央清算機関の会員でもある。会員である当行は、国際的な規制要件に沿って中央清算機関でデリバティブ商品を清算できる。これらすべての会員制に共通する点は、当行がデフォルト基金に拠出する必要があることである。他の会員が債務履行を怠った場合、当行はデフォルト基金への追加拠出義務を請け負うよう求められるおそれがあるものの、その額を事前に数値化することはできない。

親会社の保証

当行は、通常の事業過程において、特定の子会社に関する援助の念書（レター・オブ・コンフォート）および保証書を発行している。これらの念書および保証書に基づき、当行は、それらの会社が引き続き当行の被支配法人であること等、一定の条件に該当する場合、それらの子会社が各自の金融上の義務を引き続き果たせるようにすることを保証する。

グリンドレイズの事業の売却

2000年7月31日、当行は、ANZグリンドレイズ・バンク・リミテッドならびに英国およびジャージーにおけるANZのプライベート・バンキング事業を、ANZグリンドレイズ（ジャージー）・ホールディングス・リミテッドおよびその子会社と共に、現金13億米ドルでスタンダード・チャータード・バンク（SCB）に売却する作業を完了した。当行はこれらの事業について保証および一定の補償を提供しており、その対象となる支払が起こる可能性が高いと予想した部分については、当該予想債務に係る引当金を計上している。以下に示す事項は、報告された営業成績に不利な影響を及ぼしていない。本日までの和解金および罰金は、すべて設定された引当金の範囲内であった。

1991年に一定の金額が、インド国内のグリンドレイズで保有されていた他通貨への転換不能インド・ルピー口座から送金された。これらの取引は、1973年外国為替規制法の規定に違反していた可能性がある。グリンドレイズは、自主的に、これらの取引をインド準備銀行へ届け出た。インド当局は、グリンドレイズおよび同行の在インド役員に対して警告を行い、民事罰が科されたが、これについては上訴可能である。刑事訴追も継続中で、抗弁が見込まれている。係争中の金額は重要な値ではない。

偶発資産

ナショナル・ハウジング・バンク

当行は、問題のある小切手により1990年代初頭に旧グリンドレイズの顧客口座に入金された受取金の回収を継続している。

問題の小切手は、インドのナショナル・ハウジング・バンク（「NHB」）から振り出されていた。小切手の受取金に関するグリンドレイズとNHBの訴訟は2002年初頭に解決した。

回収は、小切手の受取金を受領したグリンドレイズの顧客財産に対して行われている。回収額は、当行とNHBの間で分配されることになっている。

[前へ](#) [次へ](#)

34. 監査人報酬

	2018年	2017年
	(単位：千ドル)	
KPMGオーストラリア		
財務報告書の監査またはレビュー	10,058	9,418
監査関連業務 ⁽¹⁾	4,999	4,760
非監査業務 ⁽²⁾	306	732
合計⁽³⁾	15,363	14,910
KPMG オーストラリアの海外提携事務所		
財務報告書の監査またはレビュー	5,797	6,263
監査関連業務 ⁽¹⁾	1,276	1,410
非監査業務 ⁽²⁾	2	10
合計	7,075	7,683
監査人報酬合計	22,438	22,593

(1) 内訳は、健全性および規制に関する業務が3.70百万ドル（2017年度：4.71百万ドル）、コンフォート・レターが0.51百万ドル（2017年度：0.72百万ドル）、その他サービスが2.07百万ドル（2017年度：0.74百万ドル）である。

(2) 非監査業務の内容は、市場や規制に関する全般的な見識、研修、統制関連の評価、方法や手続のレビューなどである。詳細は取締役会報告書に記載している。

(3) 物品・サービス税を含む。

当グループの方針は、KPMGオーストラリアまたはその提携事務所が法定の監査業務の範囲外であっても外部監査人の役割と矛盾しない保証およびその他の監査関連業務を認めている。この中には、APRAなどの監督機関の要請による規制遵守や健全性に関するレビューが含まれる。監査や監査関連業務に当てはまらないその他の業務は、非監査業務とされる。当該方針では、監査人の独立要件に反しない限り、特定の非監査業務の提供を受けることを認めている。KPMGオーストラリアまたはその提携事務所は、外部監査人としての役割と矛盾する、または監査人の独立性に違反するとされる業務を行ってはならない。これには、通常経営陣が行う経営活動に関する助言および下請け、ならびに外部監査人が自己の業務に対して意見を述べることを最終的に求められうる契約が含まれる。

35. 事業年度末以後の後発事象

2018年9月30日から本報告書署名日までの間に発生した重要な事象はない。

[前へ](#)

[次へ](#)

連結グループの取締役の宣言

取締役の宣言

オーストラリア・ニュージーランド銀行の取締役は以下のことを宣言する：

- a) 取締役の意見において、連結会社の財務書類および注記は、以下を含む2001年会社法に準拠している。
 - i) 第296条、オーストラリア会計基準および2001年会社規則により追加される要件に準拠している。
 - ii) 第297条、2018年9月30日現在の連結会社の財務状態および同日に終了した事業年度における連結会社の業績について真実かつ公正に表示している。
- b) 連結会社の財務書類の注記には、連結会社の財務書類ならびに注記が国際財務報告基準に準拠しているという記載が含まれている。
- c) 取締役は、2001年会社法第295条Aで要求される宣言を与えられた。
- d) 取締役の意見では、支払期日到来時において当行に債務の支払能力があると信ずるに足る合理的な根拠がある。

取締役の決議に従って署名されている。

デービッド・M・ゴンスキー,AC

会長

2018年10月30日

シェイン・C・エリオット

取締役

[前へ](#)

[次へ](#)

(2) 個別財務書類

損益計算書

9月30日終了事業年度	注記	2018年		2017年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
受取利息		27,020	2,298,862	25,613	2,179,154
支払利息		(16,574)	(1,410,116)	(15,017)	(1,277,646)
純利息収益	2	10,446	888,746	10,596	901,508
その他営業収入	2	8,645	735,517	5,987	509,374
資産運用収入および受取手数料	2	(8)	(681)	158	13,443
関連会社投資の持分（損失）/利益	2	(1)	(85)	60	5,105
営業収入		19,082	1,623,497	16,801	1,429,429
営業費用	3	(8,121)	(690,935)	(7,623)	(648,565)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益		10,961	932,562	9,178	780,864
貸倒引当金繰入額	12	(629)	(53,515)	(881)	(74,955)
税引前利益		10,332	879,047	8,297	705,909
法人税	4	(1,808)	(153,825)	(2,063)	(175,520)
当期利益		8,524	725,222	6,234	530,389

後述の注記は財務書類の一部である。

包括利益計算書

9月30日終了事業年度	2018年		2017年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
当期利益	8,524	725,222	6,234	530,389
その他の包括利益				
将来、損益に組み替えられない項目	27	2,297	2	170
将来、損益に組み替えられる可能性のある項目				
為替換算調整勘定	(154)	(13,102)	(57)	(4,850)
その他の準備金増減	177	15,059	(272)	(23,142)
上記項目に帰属する法人税	(124)	(10,550)	8	681
その他包括利益（税引後）	(74)	(6,296)	(319)	(27,141)
当期包括利益合計	8,450	718,926	5,915	503,248

後述の注記は財務書類の一部である。

貸借対照表

9月30日現在	注記	2018年		2017年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
資産					
現金および現金同等物 ⁽¹⁾	7	80,227	6,825,713	63,399	5,393,987
ANZの未収決済残高		1,666	141,743	5,006	425,910
支払担保		9,184	781,375	7,685	653,840
売買目的有価証券	8	29,519	2,511,477	35,606	3,029,358
デリバティブ金融商品	9	64,448	5,483,236	57,036	4,852,623
売却可能資産	10	64,728	5,507,058	58,506	4,977,690
正味貸付金および前渡金	11	475,419	40,448,649	452,424	38,492,234
規制上の預け金		264	22,461	495	42,115
売却目的保有資産	25	-	-	1,748	148,720
被支配法人に対する債権		90,170	7,671,664	91,208	7,759,977
被支配法人に対する持分	23	18,852	1,603,928	18,084	1,538,587
関連会社に対する投資		18	1,531	20	1,702
当期税金資産		266	22,631	23	1,957
繰延税金資産		1,071	91,121	932	79,295
のれんおよびその他の無形資産	19	1,446	123,026	1,852	157,568
土地建物および設備機器		898	76,402	928	78,954
その他資産		2,571	218,741	2,427	206,489
資産合計		840,747	71,530,755	797,379	67,841,005
負債					
ANZの未払決済残高		9,867	839,484	8,219	699,273
受取担保		6,002	510,650	5,238	445,649
預金およびその他の借入金	13	511,992	43,560,279	494,235	42,049,514
デリバティブ金融商品	9	65,638	5,584,481	56,830	4,835,096
被支配法人に対する債務		88,383	7,519,626	88,882	7,562,081
当期税金負債		85	7,232	94	7,998
繰延税金負債		39	3,318	71	6,041
支払債務およびその他の負債		5,002	425,570	5,683	483,510
従業員受給権		421	35,819	394	33,522
その他引当金	20	838	71,297	390	33,181
発行済社債	14	98,626	8,391,100	85,495	7,273,915
負債合計		786,893	66,948,856	745,531	63,429,777
純資産		53,854	4,581,898	51,848	4,411,228
株主資本					
普通株式資本	21	27,533	2,342,508	29,416	2,502,713
準備金	21	(56)	(4,764)	36	3,063
利益剰余金	21	26,377	2,244,155	22,396	1,905,452
株主資本合計	21	53,854	4,581,898	51,848	4,411,228

(1) 現金および現金同等物の定義に当てはまるANZの未収決済残高を含む。

後述の注記は財務書類の一部である。

キャッシュフロー計算書

9月30日終了事業年度	2018年		2017年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
税引後利益	8,524	725,222	6,234	530,389
営業活動による（使用した）純キャッシュフローとの調整：				
貸倒引当金	629	53,515	881	74,955
減価償却費および償却費	1,023	87,037	775	65,937
正味デリバティブ/外貨換算調整	5,764	490,401	(2,099)	(178,583)
富裕層オーストラリアへの投資の減損	597	50,793	-	-
事業の売却による（利益）/損失	(246)	(20,930)	219	18,633
事業の売却目的保有への組替	-	-	231	19,653
その他の非現金項目の増減	(2)	(170)	(39)	(3,318)
営業資産の純（増加）/減少				
支払担保	(1,083)	(92,142)	3,045	259,069
売買目的有価証券	8,913	758,318	(1,696)	(144,296)
正味貸付金および前渡金	(20,187)	(1,717,510)	(13,772)	(1,171,722)
正味グループ内貸付金および前渡金	(1,796)	(152,804)	938	79,805
その他資産	(525)	(44,667)	(270)	(22,972)
営業負債の純増加/（減少）：				
預金およびその他の借入金	7,432	632,315	29,131	2,478,465
ANZの未払決済残高	1,604	136,468	(837)	(71,212)
受取担保	341	29,012	(505)	(42,965)
その他の負債	84	7,147	686	58,365
調整額合計	2,548	216,784	16,688	1,419,815
営業活動による純キャッシュフロー⁽¹⁾	11,072	942,006	22,922	1,950,204
投資活動によるキャッシュフロー				
売却可能資産：				
購入	(18,853)	(1,604,013)	(15,151)	(1,289,047)
売却または満期による手取金	15,282	1,300,193	11,512	979,441
事業売却による手取金	1,786	151,953	(5,472)	(465,558)
資本の純回収額	989	84,144	173	14,719
その他資産	(301)	(25,609)	(353)	(30,033)
投資活動に使用された純キャッシュフロー	(1,097)	(93,333)	(9,291)	(790,478)
財務活動によるキャッシュフロー				
発行済社債 ⁽²⁾ ：				
発行額	21,962	1,868,527	16,210	1,379,147
償還額	(11,921)	(1,014,239)	(21,462)	(1,825,987)
配当金支払額	(4,585)	(390,092)	(4,411)	(375,288)
自己株式の市場での購入	(114)	(9,699)	(75)	(6,381)
株式買戻し	(1,880)	(159,950)	-	-
財務活動（に使用した）による純キャッシュフロー	3,462	294,547	(9,738)	(828,509)
現金および現金同等物の純増加	13,437	1,143,220	3,893	331,216
現金および現金同等物の期首残高	63,399	5,393,987	61,994	5,274,450
現金および現金同等物に関する為替レート変動の影響	3,391	288,506	(2,488)	(211,679)
現金および現金同等物の期末残高	80,227	6,825,713	63,399	5,393,987

(1) 営業活動による純キャッシュフローには、法人税納付額2,648百万ドル（2017年度：2,155百万ドル）を含む。

(2) 発行済社債の非現金の変化には、公正価値ヘッジによる利益1,168百万ドル（2017年度：1,149百万ドル）および外国為替差損4,487百万ドル（2017年度：差益413百万ドル）を含む。

後述の注記は財務書類の一部である。

持分変動計算書

	普通株式資本		準備金 ⁽¹⁾		利益剰余金		株主資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2016年10月1日現在	29,162	2,481,103	344	29,268	20,753	1,765,665	50,259	4,276,036
当期利益	-	-	-	-	6,234	530,389	6,234	530,389
当期その他の包括利益	-	-	(316)	(26,885)	(3)	(255)	(319)	(27,141)
当期包括利益合計	-	-	(316)	(26,885)	6,231	530,133	5,915	503,248
株主権に基づく株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	(4,609)	(392,134)	(4,609)	(392,134)
配当金再投資制度 ⁽²⁾	198	16,846	-	-	-	-	198	16,846
その他の資本増減：								
当グループの従業員株式取得制度	56	4,764	-	-	-	-	56	4,764
その他の項目	-	-	8	681	21	1,787	29	2,467
2017年9月30日現在	29,416	2,502,713	36	3,063	22,396	1,905,452	51,848	4,411,228
当期利益	-	-	-	-	8,524	725,222	8,524	725,222
当期その他包括利益	-	-	(95)	(8,083)	21	1,787	(74)	(6,296)
当期包括利益合計	-	-	(95)	(8,083)	8,545	727,009	8,450	718,926
株主権に基づく株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	(4,585)	(390,092)	(4,585)	(390,092)
配当金再投資制度 ⁽²⁾	-	-	-	-	-	-	-	-
グループ株式買戻し ⁽³⁾	(1,880)	(159,950)	-	-	-	-	(1,880)	(159,950)
その他の資本増減：								
当グループの従業員株式取得制度	(3)	(255)	-	-	-	-	(3)	(255)
その他の項目	-	-	3	255	21	1,787	24	2,042
2018年9月30日現在	27,533	2,342,508	(56)	(4,764)	26,377	2,244,155	53,854	4,581,898

(1) 個別の準備金に関する詳細については、注記21「株主資本」に開示されている。

(2) 2018年の中間配当では、配当金再投資制度（DRP）の申し込みをしている株主に、株式を市場で調達し直接渡したため、DRPによる新規株式発行はない。（2017年最終配当および中間配当はゼロ、2016年最終配当では7.1百万株）2018年9月終了年度にDRP向けに市場で購入した株式は392百万ドルである。（2017年：176百万ドル）

(3) 2017年12月18日、2018年6月22日、2018年10月19日に発表した通り、現在、ANZの普通株30億ドルの買戻しを市場で行っている。当社は、2018年度に1,880百万ドルに相当する株式を買い戻し、66.7百万株の消却を実施した。

後述の注記は財務書類の一部である。

[前へ](#)

[次へ](#)

財務書類注記

1. 財務書類について

本書は、オーストラリア・ニュージーランド銀行（「当行」または「ANZ」）の2018年9月30日に終了した事業年度の財務書類である。当行はオーストラリアで設立され、同国に本店を構えている。当行の登記上の事務所の住所、ならびに主要な事業所はANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008である。

2018年10月30日、取締役はこれらの財務書類の発行に関する決議を承認した。

財務書類の情報は、財務書類の理解において重要かつ関連性があると想定されるものに限定して含めている。例えば以下のような場合、開示は重要かつ関連性があるとみなされる。

- ・ 金額の規模が重要である（定量的要因）
- ・ 金額の性質が重要である（定性的要因）
- ・ 利用者はその開示がないと当行の業績を理解することができない（定性的要因）
- ・ 例えば事業の取得や処分など、利用者にとって当期中の当行事業の重要な変更による影響を理解するための重要な情報である（定性的要因）
- ・ 将来の当行の業績に影響する重要な業務に関する情報（定性的要因）

財務書類の本セクションでは、以下を示している。

- ・ 当行の財務書類の作成基準の概要
- ・ 財務書類に直接影響を及ぼす新たな会計基準もしくは規制の説明

作成基準

本財務報告書は、オーストラリア会計基準（AAS）、およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書、2001年会社法、ならびに国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際会計報告基準（IFRS）および解釈指針に準拠して営利目的企業により作成された一般目的の財務報告書（Tier 1）（会社法の定義に基づく）である。

当行は、2001年会社法に基づく報告主体であり、連結財務書類の作成を免除されていない。当行の財務書類は、オーストラリアの金融サービス・ライセンスの要件に基づき、2001年会社法第7.8項の財務報告義務を満たす目的で作成されている。

当行は、ANZグループの最終的な親会社である。当行のオーストラリアおよび海外の支店で以下の業務を行っている。

- ・ リテールおよびビジネス、プライベート&バンキング業務
- ・ 法人業務
- ・ テクノロジー、サービス&オペレーションズおよびグループ・センター業務

当グループの連結財務諸表は、2018年度年次報告書の一環として<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>に掲載されており、登記上の事務所および主要事務所で同財務諸表の写しを入手することができる。

本財務書類は、当行の機能通貨であり表示通貨である豪ドルで表示されている。オーストラリア証券投資委員会（ASIC）企業向け（財務報告／取締役報告書における四捨五入）通達第2016/191号により認められているように、別段の記載がない限り、財務書類に記載されている金額は百万ドル未満を四捨五入している。

測定基準

本財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価法に基づき作成されている。

- ・ デリバティブ金融商品、また公正価値ヘッジの場合、公正価値調整は基礎となるヘッジ・エクスポージャーに対して行われる
- ・ 売却可能金融資産
- ・ 売買目的保有金融商品
- ・ 損益を通じて公正価値評価するものと指定されているその他の金融資産および負債
- ・ 売却目的保有のその他の資産で処分費用控除後の公正価値が帳簿価額を下回るもの

AASB第119号「従業員給付」に準拠して、確定給付債務は予測単位積増方式を用いて測定される。

為替換算

取引および残高

外貨建て取引は、取引日現在の為替レートで当該機能通貨へ換算される。報告日において外貨建て金融資産および負債は、当該日のスポット・レートで機能通貨である豪ドルへ換算される。為替換算損益は、発生した期間の損益に含まれる。

損益を通じて公正価値で測定される非貨幣性項目の換算差額は、公正価値評価損益の一部として表示される。売却可能金融資産に分類された非貨幣性項目の換算差額は、資本の部の売却可能資産再評価差額金に含まれる。

重要な判断および見積り

当グループの会計方針を適用するに当たって、経営陣は数多くの判断をくだし、過去および将来の事象に関する見積りおよび仮定を適用している。財務書類にとって重要であると考え重要な判断および見積りに関するさらに詳しい情報は、関連する財務書類注記に含まれている。

早期適用されなかった会計基準

数多くの新たな基準、基準の修正、解釈指針が公表されているが、2018年9月30日終了年度の財務書類に義務付けられてはならず、当行による本財務書類の作成において適用されていない。

当行は、当行に関連する3つの基準を識別した。詳細は以下のとおりである。

AASB第9号「金融商品」（「AASB第9号」）

2014年12月にAASBは、AASB第139号「金融商品：認識および測定」（「AASB第139号」）を置き換えるオーストラリア会計基準AASB第9号「金融商品」を公表した。AASB第9号は、2018年10月1日より当行に適用される。

AASB第9号は、金融資産の減損、金融資産および負債の分類および測定ならびに一般ヘッジ会計に関する新しい規定を定めている。主要な規定の詳細および当行への影響の予想の概要は、以下のとおりである。

減損

AASB第9号は、AASB第139号の発生損失減損モデルを将来予測的な情報を組み込んだ予想損失（「ECL」）モデルに変更しており、このモデルでは、実際の損失事象が発生していなくても減損引当金が認識される。

ECLモデルは、償却原価で測定されるすべての金融資産、その他包括利益を通じて公正価値で測定される債券、リース債権、特定の貸付コミットメントおよび損益を通じて公正価値で測定されない金融保証に適用される。

ECLモデルでは、以下のような組成以降の信用のステージ間の移動に基づく予想信用損失を測定するための3段階アプローチが適用される。

- ・ **ステージ1**：金融資産の組成時、および組成以降に信用リスクの著しい増加がない場合、12か月のECLに相当する引当金が認識される。
- ・ **ステージ2**：信用リスクが組成時から著しく増加した場合、全期間のECLに相当する引当金が認識される。組成以降の信用リスクの増加がもはや重要とみなされなくなった等、その後の期間において信用リスクの改善がみられた場合、当該エクスポージャーはステージ1の分類に戻り、12か月のECLに相当する引当金が認識される。
- ・ **ステージ3**：個別貸倒引当金に関する現行のAASB第139号の要件と同様に、全期間ECLは客観的な減損の証拠が存在する貸付金について認識される。

予想信用損失は、将来起こり得る経済シナリオの範囲を確率加重して適用したデフォルト確率を用いて、貨幣の時間的価値に関する割引による影響を考慮しつつ、保有担保またはその他の損失軽減要因（デフォルト時損失率）を考慮後、デフォルト時の当行の見積りエクスポージャー（デフォルト時エクスポージャー）にこれを適用することによって融資枠レベルで見積られる。

当行が行った主要な判断および見積りには以下が含まれる。

- ・ **信用リスクの著しい増加**

ステージ2の資産は、当初認識以来、信用リスクの著しい増加（「SICR」）を経験している資産である。SICRを構成しているものを判断するに当たり、当行は定性的情報および定量的情報の両方を考慮する。ポートフォリオの大部分に関して、SICRの主な指標は、組成以降の融資枠の内部信用格付けにおける著しい悪化である。当行はまた、第2の指標として30日間の延滞等を主な指標の裏付けとして用いる。

格付の悪化に関連するトリガー・ポイントの決定には、第2のリスク指標が併用され、判断が必要となる。当行の方針を決定するに当たり、代替的指標の検討と評価が行われる。また、それらの指標は、適切であることを確認するために定期レビューの対象となる。

- ・ **将来予測的な情報**

予想信用損失の測定には、将来起こり得る結果の範囲を偏りのない確率で加重したものを反映する。

当行のAASB第9号信用モデルに将来予測的な情報を適用するに当たり、当行は、ECLの見積りにおいて、4つの代替的経済シナリオを使用する。ベース・ケース・シナリオは、中期計画目的で使用される経営陣のベース・ケース仮定を反映している。追加的な上方および下方シナリオは、深刻な下方シナリオとともに決定される。当行の信用および市場リスク委員会（「CMRC」）は、予想経済シナリオおよび各シナリオに適用される関連する確率加重をレビューおよび承認する責任を担っている。

既知のリスクまたは予想されるリスクが、モデル化プロセスにおいて十分に対応されていない場合に、その状況を取り込むために調整が行われることもある。CMRCは、そうした調整を推奨する責任を担っている。

予想信用損失の全体レベルおよび重要な経営陣の判断の部分は、当行取締役会のリスク委員会に報告され、同委員会によって監視される。

分類および測定

金融資産—全般

AASB第9号においては、金融資産に関して、償却原価による測定、損益を通じた公正価値による測定（「FVTPL」）、その他包括利益を通じた公正価値による測定（「FVOCI」）の3つの分類がある。金融資産は、以下の2つの基準に基づいて、これらの測定分類に分類される。

- ・ 金融資産の管理におけるビジネスモデル
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュフローの特性（具体的には、契約上のキャッシュフローが元本および利息の支払のみを表しているかどうか）

金融資産の分類は結果として以下のとおりになる。

- ・ 償却原価による測定：元本および利息の支払のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収することを目的とするビジネスモデルに保有されている。
- ・ その他包括利益を通じた公正価値による測定：元本および利息の支払のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収または売却することを目的とするビジネスモデルに保有されている。
- ・ 損益を通じた公正価値による測定：上記の区分に該当しないその他の金融資産はFVTPLで測定される。

2017年12月にAASBは、AASB第9号の要件を改訂するAASB2017-6号「オーストラリア会計基準の改訂—負の補償を伴う期限前償還要素」を公表した。これにより、特定の期限前償還要素は元本および利息の支払のみという条件を満たすことになる。当行は、この改訂を早期適用し、AASB第9号の当初適用日から適用する意向である。

AASB第9号は、当行の当初認識時に金融資産をFVTPLで測定するものとして指定する取消不能の選択を、会計上のミスマッチがこれにより消去または大幅に低減することになる場合に認めている。

金融資産—資本性金融商品

AASB第9号はまた、トレーディング目的以外の資本性金融商品を商品毎にFVOCIに指定することを認めている。AASB第9号に基づきこの選択がなされる場合、当該投資の利益または損失は、売却時にその他包括利益から損益へ再分類されない。ただし、利益または損失は、資本の部の中で再分類される可能性がある。

金融負債

AASB第9号に基づく金融負債の分類および測定要件は、AASB第139号と概ね一致している。ただし、公正価値で測定するものとして指定した金融負債の企業自身の信用リスク変動に係る利益および損失は、その他包括利益に含められるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。基準の当該部分は、2013年10月1日より当行に早期適用された。

一般ヘッジ会計

AASB第9号は、金融リスクおよび非金融リスクをヘッジする際に行われるリスク管理業務に、より密接に合わせた新しいヘッジ会計の要件を導入している。

AASB第9号は、当行に対して、マクロ・ヘッジ会計に関する国際会計基準審議会の継続中のプロジェクトが完了するまで、AASB第139号「ヘッジ会計」要件を引き続き会計方針として適用するという選択肢を与えている。現時点において、当行は、引き続きAASB第139号のヘッジ会計の要件を適用する見込みである。

AASB第9号への移行

上述の金融負債の分類および測定を除き、当グループのAASB第9号の当初適用日は、2018年10月1日である。

分類および測定、ならびに減損要件は、2018年10月1日現在の利益剰余金の期首残高を調整することによって遡及適用される。当行は比較情報の修正再表示を予定していない。

影響

AASB第9号により予想される影響は、減損ならびに分類および測定の規定に関連している。これらの予想は、会計方針、仮定および判断ならびに当行が2019年9月30日に終了する事業年度の財務諸表を最終確定するまでは、変更対象となる従前の見積方法に基づいている。

・ 減損

当行の財務書類においては、AASB第9号の適用により、2018年10月1日現在で純資産が約729百万ドル減少すると予想される（約208百万ドルの繰延税金で相殺される。）

・ 金融資産の分類および測定

ビジネスモデルの適用および契約上のキャッシュフロー特性のテストの結果として何らかの分類変更が発生するが、当行としてこれらが重要になると予想していない。

当該基準の分類および測定要件の適用により、AASB第139号における場合と比べて、測定に差異が生じることになる。現在の帳簿価額で約4.8十億ドルの金融資産（主として社債および債券）は、償却原価、FVTPLおよびFVOCIに再分類されることになる。これらの再分類による正味再測定額は重要ではない。測定区分におけるその他の重要な変更はない。

・ 金融負債の分類および測定

当グループは、2018年9月30日現在の償却原価による帳簿価額で約2.6十億ドルの特定の金融負債（債券に含まれている社債）を発行している。当行は、会計上のミスマッチを減少させるため、これらの負債をAASB第9号の初度適用から認められる損益を通じた公正価値測定への指定を選択する。純資産および利益剰余金への影響は、重要ではない。

AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」

AASB第15号は顧客との契約から生じる収益の認識に係る既存のガイダンスを置き換えるものであり、当行においては2018年10月1日より適用となる。この基準は、契約で確約している履行義務を識別し、契約における取引価格をこれらの履行義務で配分することを求めている。各履行義務の充足時に収益が認識される。当該基準はまた、企業が本人として活動しているか、代理人として活動しているかについてのガイダンスを提供しており、これは総額ベースまたは純額ベースでの収益の表示に影響を及ぼすものである。

当行は、新基準への移行日現在で存在するすべての収益を評価しており、当行の収益の大部分が当該基準の適用範囲外であることを考慮して、AASB第15号の影響は重要ではないと判断した。当行は、過年度比較情報の修正再表示も含めて、AASB第15号を遡及適用する。

クレジットカード事業に関する特定の収益は、以下のとおり影響を受ける。

- ・ 特定のロイヤリティ費用は、新基準の下で当行が、本人（代理人ではなく）として活動していると評価される場合に、その他の営業収益の純減少として表示されるのではなく営業費用として表示されることとなる。またカードのマーケティングおよびマイグレーション活動に関連したカード・スキーム提供者から受領した特定のインセンティブは、営業収益として表示され、営業費用から控除されない。

AASB第16号「リース」

AASB第16号の最終版は2016年2月に公表されたが、2019年10月1日まで当行には適用されない。AASB第16号は借手に以下を認識するよう求めている。

- ・ 原リース資産を利用する権利である使用権資産、および
- ・ リース料の支払義務であるリース負債

借手に関する会計上の要件については、実質的にAASB第117号「リース」がAASB第16号に引き継がれている。

当行は、AASB第16号の適用による影響の評価過程にあり、その財務書類への影響を合理的に評価するには至っていない。

2. 営業収入

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
純利息収益		
受取利息の金融資産の種類別の内訳		
売却可能資産	1,232	985
償却原価で測定される金融資産	21,520	20,546
売買目的有価証券	881	739
受取利息—外部	23,633	22,270
受取利息—被支配法人	3,387	3,343
受取利息	27,020	25,613
支払利息の金融負債の種類別の内訳		
償却原価で測定される金融負債	(12,148)	(10,961)
空売り有価証券	(239)	(111)
損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている金融負債	(69)	(78)
支払利息—外部	(12,456)	(11,150)
支払利息—被支配法人	(3,763)	(3,781)
支払利息	(16,219)	(14,931)
大手銀行税	(355)	(86)
純利息収益	10,446	10,596
その他営業収入		
i) 受取手数料		
貸付手数料 ⁽¹⁾	599	652
非貸付手数料	2,152	2,211
受取手数料—外部	2,751	2,863
受取手数料—被支配法人	1,279	1,197
受取手数料	4,030	4,060
支払手数料	(994)	(1,019)
受取手数料（純額）	3,036	3,041
ii) その他収入		
為替差益およびその他金融商品による収益（純額） ⁽²⁾	1,178	1,053
被支配法人からの受取配当 ⁽³⁾	4,773	2,299
アジアリテールおよび富裕層事業の売却	13	(219)
上海農村商業銀行（SRCB）の売却	233	(231)
富裕層オーストラリア（AWA）への投資の評価減 ⁽³⁾	(597)	-
その他	9	44
その他収入 ⁽⁴⁾	5,609	2,946
その他営業収入	8,645	5,987
資産運用収入および受取手数料		
資産運用収入	(80)	74
受取手数料 ⁽⁵⁾	72	84
資産運用収入および受取手数料	(8)	158
関連会社投資の持分利益	(1)	60
営業収入⁽⁶⁾	19,082	16,801

- (1) 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され受取利息に含まれている手数料を除く。
- (2) 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために用いられているが、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未実現の利息を除く）、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、損益を通じて公正価値評価するものとして指定された金融資産および金融負債の公正価値の変動を含む。
- (3) 2018年度に、当行はAWAより582百万ドルの配当金を受領し、AWAへの投資評価額をこれと同額だけ引き下げた。この影響は、損益計算書に純額で表示されている。
- (4) その他収入合計は、天津銀行からの外部受取配当金27百万ドル（2017年度：26百万ドル）を含む。
- (5) 受取手数料には、過年度に別個に報告されていた保険手数料が含まれている。
- (6) 2018年9月に終了する年度の顧客救済310百万ドル（2017年度：52百万ドル）を含む。

認識および測定

純利息収益

受取利息および費用

売買目的保有、売却可能（AFS）資産、または損益を通じて公正価値評価に指定されているものなど、すべての金融商品の受取利息および費用は、純利益収益として認識する。償却原価で保有する資産は、実効金利法を用いて償却原価を計算する。実効金利とは、将来の見積り現金受取額または支払額を金融商品の予想残存期間（適切な場合にはより短期間）にわたって、金融資産または負債の正味帳簿価額まで割り引く金利である。期限前返済の対象となる資産については、特定の資産ポートフォリオの過去の返済状況に基づいて予想残存期間が決定されるが、その際には契約条件および期限前返済の実態を勘案している。

金融商品の不可欠な部分である手数料および費用（例えばローン・オリジネーション手数料および費用）は、実効金利法を用いて認識される。これは、基礎となる金融商品が金融資産であるか、金融負債であるかに応じて、受取利息または支払利息の一部として表示されている。

大手銀行税

2017年 大手銀行税法（「銀行税」または「大手銀行税」）は、2017年7月1日から適用されており、当行の特定の負債に対し0.06%が課税される。当該銀行税は当行の資金調達コストを示しており、当行は、これを純利息収益の一部として含めることを決定した。

その他営業収入

受取手数料

当行では以下の手数料を認識する。

- ・ 重要な行為（例えば、アドバイザーまたはアレンジメント・サービス、貸付手数料および引受手数料）は、その重要な行為が完了した時点で認識される。
- ・ 継続サービス（例えば、既存貸付枠の維持管理）の提供に係る手数料は、サービスが提供される期間を通じて、収益として認識される。

為替差益およびその他金融商品による純収益

当行では、以下の為替差益およびその他金融商品による純収益を認識する。

- ・ 貨幣性項目の決済による換算差額および貨幣性項目を当初認識時または前期の財務報告で使用されたものと異なるレートで換算したことにより生ずる換算差額
- ・ 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために用いられているが、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未実現の利息を除く）
- ・ 公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、純投資ヘッジの非有効部分
- ・ 損益を通じて公正価値評価するものとして指定された、もしくは売買保有目的の金融資産および金融負債の公正価値の変動
- ・ 売却可能（「AFS」）資産の売却時に資本の部のAFS再評価差額金から振り戻される金額
- ・ ヘッジ対象の売却または返済の直後において、公正価値ヘッジのヘッジ対象およびキャッシュフロー・ヘッジの指定に関連して資本の部に累計された公正価値調整の未償却額。

被支配法人からの受取配当

受取配当金は支払いを受ける権利が確定したときに収益として計上される。

非金融資産の処分損益

資産の処分に伴う損益は、資産の帳簿価額と処分費用控除後の売却額との差額である。これは、重大なリスクおよび経済価値が買い手に移転した事業年度においてその他の収益項目として計上される。

資産運用収入および受取手数料**資産運用収入**

運用商品の投資助言および管理に関連し、サービスを提供した際に顧客に請求する手数料を認識する。

受取手数料

顧客に分配する商品に対して受領した手数料は、その手数料を受け取る権利が与えられた期間に認識する。

関連会社投資の持分利益

本財務書類の関連会社の会計処理には持分法が適用されている。持分法では、関連会社の税引後損益に対する当行の持分が損益計算書および包括利益計算書に計上される。

3. 営業費用

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
人件費		
給与および関連費用	3,233	3,288
年金費用	258	266
その他	163	227
人件費	3,654	3,781
土地建物		
賃借料	395	409
その他	264	275
土地建物費用	659	684
技術		
減価償却費および償却費	682	662
ライセンス費用および外注サービス費	457	413
加速償却費 ⁽²⁾	240	-
その他	204	216
技術費用	1,583	1,291
組織再編	210	55
その他		
広告・広報費	160	192
専門家報酬	497	397
運送料、文房具、郵便および通信	179	204
ロイヤルコミッション、法的費用	55	-
その他	1,124	1,019
その他の費用	2,015	1,812
営業費用⁽¹⁾	8,121	7,623

(1) 2018年9月終了年度の顧客救済費用255万ドル（2017年度：79百万ドル）を含む。

(2) ソフトウェアの加速償却費は、耐用年数の再評価を行った法人およびオーストラリア部門の特定のソフトウェア資産に関連している。

認識および測定**営業費用**

営業費用は、一定期間にわたり当行にサービスが提供される都度認識されるが、その際に資産が消費されるか負債が発生する。

給与および関連費用・年次休暇、長期勤続休暇、その他従業員給付

賃金給与、年次休暇、その他の従業員給付で、従業員の勤務の提供から12か月以内に支払または決済が予想される場合は、当行が負債の決済時に支払が見込まれる報酬率を用いた名目額で測定される。

長期勤続休暇に関する従業員受給権は、数理計算を用いて計上される。これには、職員の退職、休暇の利用、将来の昇給に関する仮定を含む。その結果は、報告日時点の市場利回りを用いて割り引かれる。市場利回りは、将来の予想キャッシュ・アウトフローと密接に対応する残存期間を有する高格付けの社債の混合金利より決定される。

短期現金賞与の支給が見込まれる場合、当行が当該額を支払う現在の法的債務、または推定的債務（従業員が過去に提供した勤務の結果）を有しており、当該債務について信頼性のある測定が可能な場合に負債が認識される。

また人件費には、現金または株式で決済可能な株式報酬も含まれる。付与日において株式決済型報酬の公正価値が計算され、その後権利確定期間にわたって償却される。これに対応して株式資本、もしくは該当する場合には株式オプション準備金が増加する。公正価値を見積もる際には、株価に関する条件など、市場権利確定条件を考慮に入れる。勤続条件などの市場以外の権利確定条件は、費用に含める株式の数を調整することで考慮される。株式報酬を付与した後、従業員の退職、重大な不正行為による失職または解雇通知により当該報酬規定に定められていた最低勤続期間を満たせない場合など、市場以外の権利確定条件が満たされない場合は、費用として認識された金額は戻し入れられる。ただし、市場に基づく条件が満たされないとの理由から権利確定しない場合、当該費用は戻し入れられない。

当年度および前年度に当行が運営する株式報酬制度に関するさらに詳しい情報は、注記27「従業員持株およびオプション制度」に記載されている。

4. 法人税

法人税費用

損益に計上された法人税費用と税引前利益に対する法人税費用との調整：

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
税引前利益	10,332	8,297
計算上の法人税費用（税率30%）	3,100	2,489
永久差異に係る税効果：		
関連会社投資の持分利益	-	(18)
上海農村商業銀行（SRCB）の売却	(84)	172
不要となった未払法人税	(39)	-
転換型金融商品の利息	67	69
海外税率差異	(6)	27
還付可能な非課税配当金	(1,606)	(690)
配当金の送金に課される外国税引当金	28	8
富裕層オーストラリアへの投資の評価減	354	-
その他	13	24
小計	1,827	2,081
過年度の法人税計上超過額	(19)	(18)
法人税	1,808	2,063
当期税金費用	2,037	1,997
過年度の税金に関して当年度に認識された調整	(19)	(18)
一時差異の発生および解消に関する繰延税金費用/（還付）	(210)	84
法人税	1,808	2,063
オーストラリア	1,695	1,975
海外	113	88
法人税	1,808	2,063
実効税率	17.5%	24.9%

連結納税

当行およびオーストラリアを所在地とする当行の完全所有法人はすべて、オーストラリア税法に基づく連結納税グループの一員である。当行は、連結納税グループの筆頭企業である。連結納税グループのメンバーの法人税費用/収益および一時差異から生ずる繰延税金負債/資産は、各メンバーの個別財務諸表において、「グループ割当」ベースで認識される。連結納税グループの当期の税金負債および資産は、当行が（連結納税グループの筆頭企業として）認識する。

連結納税グループ内の法人間の納税資金調達契約に基づき、当行および連結納税グループの他のメンバー間での税拠出額に関する既支払額または未払計上額が、当行および連結納税グループの各メンバーにより支払債務または受取債権として認識されている。

連結納税グループのメンバーは、税分担契約も締結している。これは、筆頭企業が法人税支払債務を履行できなかった場合の法人間での法人税債務の割当を規定している。

未認識繰延税金資産および負債

（収益勘定における）未使用の税務上の欠損金に関連する未認識繰延税金資産は、ゼロ（2017年度：ゼロ）である。発生しうる追加の外国税額（海外支店の利益剰余金は本国に全額送金されるものと仮定）に関連する未認識繰延税金負債は、合計42百万ドルである（2017年度：38百万ドル）。

認識および測定**法人税費用**

法人税費用は、当年度の税金と繰り延べられた税金の両方が含まれており、収益と費用に関する会計上と税務上の処理（課税所得）の差異について調整された会計上の利益に基づいている。税金費用は損益に認識されるが、資本およびその他包括利益において直接認識される項目に限り、それぞれ資本またはその他包括利益において直接認識する。

当期税金費用

当期税金は、当年度の課税所得につき支払う予定税額であり、報告日において制定済みの税率（および税法）に基づいている。当期税金は、未払額（または還付可能額）について、負債（または資産）が計上される。

繰延税金資産および負債

繰延税金は、貸借対照表方式を用いて会計処理される。繰延税金は、会計上の利益が必ずしも課税所得と一致しないことから生じる。このために一時差異が生じるが、通常は、一定期間で解消する。解消するまでは、貸借対照表に繰延税金資産または負債が計上される。繰延税金は、報告日までに制定済みまたは実質的に制定されている税率（および税法）に基づき、資産が実現される期、または負債が決済される期に適用が予想される税率を用いて測定される。

繰延税金流動資産および負債は、以下の場合についてののみ相殺する。

- ・ 同一税務当局により課された法人税に関係する場合。
- ・ 法的な権利を有し、純額で決済する意思がある場合。
- ・ 該当する管轄の税法で認められている場合。

重要な判断および見積り

不確実な税務上のポジションについて、引当金を決定する際に判断が求められる。当行では、事業活動を行っている各国で該当する法律を理解し、必要に応じて独立した助言を求め、それらに基づき税金負債を見積もる。

5. 配当金

普通株式配当

配当金は、決定され次第、財務書類に計上される。したがって、当会計年度について発表された最終配当金は、翌会計年度の計上および支払となる。

配当金	全体に占める割合	1株当たりの金額	配当金合計 (百万ドル)
2017会計年度			
2016年度最終配当金支払額		80.0セント	2,342
2017年度中間配当金支払額		80.0セント	2,349
ボーナス・オプション制度調整			(82)
2017年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,609
現金	91.9%		4,235
配当金再投資制度	8.1%		374
2017年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,609
2018会計年度			
2017年度最終配当金支払額		80.0セント	2,350
2018年度中間配当金支払額		80.0セント	2,317
ボーナス・オプション制度調整			(82)
2018年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,585
現金	91.5%		4,193
配当金再投資制度	8.5%		392
2018年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,585
発表済みで年度終了後に支払われる配当金	支払日	1株当たりの金額	配当金合計 (百万ドル)
2018年度最終配当金（税率30%で全額フランキング済み、ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除対象は1株当たり10ニュージーランド・セント）	2018年 12月18日	80.0セント	2,296

配当金再投資制度およびボーナス・オプション制度

当行の配当金再投資制度（DRP）に基づいて、適格株主は、配当受領権をANZの普通株式に再投資することができる。適格株主は、ボーナス・オプション制度（BOP）に基づき、配当受領権を放棄し、代わりにANZの普通株式を受領することができる。2018年度最終配当金のDRPへの参加分は市場での株式購入、BOPへの参加分はANZ普通株式の発行によって履行される。DRPおよびBOPの価格に割引は適用されない。

DRPおよびBOPに関して当行が発行、購入した株式の詳細については、注記21「株主資本」を参照のこと。

配当に関するフランキング勘定

	通貨	2018年 (百万ドル)	2017年
税率30%（2017年度：30%）の税率で利用可能なオーストラリアの フランキング・クレジット	AUD	97	171
ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除。（オース トラリアにおける配当金にについても加味し得るが、かかる控除は ニュージーランド居住者株主のみに用いることができる）	NZD	3,868	3,680

上記の額は、以下により調整された当事業年度末現在におけるオーストラリアのフランキング勘定を表す。

- ・ 未払法人税の納付によって生じる当事業年度末現在のフランキング・クレジット
- ・ 配当金の受取り/支払いによって生じるフランキング・クレジット/フランキング・デビット。これは、当事業年度末現在の未収還付税/未払法人税として認識された。

2018年度の最終配当案では、2018年9月30日現在で利用可能なフランキング・クレジットの残高97百万ドルのすべてを利用する予定である。2019年の事業年度では、2018年9月30日以降に分割納付を行うことにより、2018年度最終配当を全額フランキング対象とするための十分なフランキング・クレジットが生じることとなる。将来の配当金についてのフランキングの範囲は、多くの要因（オーストラリアにおいて課税対象となる、当行の収益水準を含む）に左右される。

配当金支払いに係る制限

以下に該当する場合、ANZ普通株式の配当金の支払い前に、APRAの書面による承認が必要である。

- ・ 配当金の支払いが、関連する事業年度における当行の税引後利益（この税引後利益の算出にあたり、高順位の資本性金融商品に対する支払配当金を考慮）を上回る場合
- ・ 当グループの普通株式等Tier 1 資本比率が、APRAが規定する資本バッファの範囲内になる場合

当行のANZキャピタルノートまたはANZ資本証券について、支払予定日に配当金、分配金が支払われなかった場合、ANZ普通株式の配当金の支払決議または支払いを制限される可能性がある。（ただし、様々な例外も認められている）

6. セグメント報告

当行の財務書類では、営業セグメントの開示は表示されていない。当行のセグメントに関する部門別の情報は、当行の最高意思決定者（CODM）である最高経営責任者に定期的に提出される情報ではない。

当グループの営業セグメントの全詳細については、ANZグループ2018年度年次報告書

(<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>)の注記7「セグメント報告」に記載されている。

7. 現金および現金同等物

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
硬貨、紙幣および銀行預金	912	1,096
3か月未満売戻条件付買入証券	27,631	20,818
中央銀行預け金	32,009	22,389
3か月未満のANZの未収決済残高	19,675	19,096
現金および現金同等物	80,227	63,399

8. 売買目的有価証券

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
政府債	21,545	25,647
社債および金融機関債	4,302	5,060
持分証券およびその他証券	3,672	4,899
売買目的有価証券	29,519	35,606

認識および測定

売買目的有価証券は、以下のいずれかの金融商品である。

- ・ 主に短期での売却を目的として取得する。
- ・ 短期での利益確定を目的に運用するポートフォリオの一部として保有する。

売買目的有価証券の取得および売却は、取引日に計上される。

- ・ 当初は、損益を通じた公正価値で測定する。
- ・ その後、貸借対照表において公正価値で測定され、再評価損益は損益に認識される。

重要な判断および見積り

売買目的有価証券の公正価値の測定において、市場相場価格ではなく評価手法を用いる場合は、その適応の際に判断が求められる。詳細については、注記16「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

9. デリバティブ金融商品

	2018年		2017年	
	資産	負債	資産	負債
公正価値	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
デリバティブ金融商品—売買目的保有	62,813	(63,177)	55,261	(54,937)
デリバティブ金融商品—ヘッジ関係に指定	1,635	(2,461)	1,775	(1,893)
デリバティブ金融商品	64,448	(65,638)	57,036	(56,830)

特徴

デリバティブ金融商品は、以下のような契約である。

- ・ その価値を、契約において定められた基礎となる価格インデックス（またはその他の変数）から求める。場合によっては、複数の変数から価値を求める。
- ・ 当初の純投資をほとんど、あるいはまったく必要とされない。
- ・ 将来の期日に決済される。

契約の価値の変動を引き起こす、基礎変数の価格変動は、デリバティブの公正価値に反映される。

目的

当行のデリバティブ金融商品は、以下のように分類される。

売買目的	以下を目的として保有されるデリバティブ： ・ 顧客のリスク管理ニーズに応じるため。 ・ 当行のポジションで、会計上のヘッジ関係に指定されていないリスクを管理するため。 ・ 価格またはマージンの短期変動から利益を得るために、マーケット・メイキング活動およびポジショニング活動を遂行するため。
ヘッジ関係に指定	以下に関連して、原ポジションの変動に対応させることによって、純損益の変動を最小限に抑えるために会計上のヘッジ関係に指定されるデリバティブ： ・ 当行の金利リスクおよび通貨リスクへのエクスポージャーのヘッジ。 ・ トレーディング以外のポジションに関連したその他のエクスポージャーのヘッジ。

種類

当行は、4種類の異なるデリバティブ金融商品を提供し、利用する。

先渡	将来の一定の日に、想定元本に対して受渡しされる利率または為替レートを定めた契約。
先物	取引所で取引される契約であり、当事者が取引日に合意した価格で資産を将来売買することを合意する契約で、当該将来日において当該資産の物理的な引渡しは行われずに、純額での現金決済が行われる。
スワップ	当事者二者が一連のキャッシュフローを他のキャッシュフローと交換する契約。
オプション	契約の買い手が、資産または商品を一定価格で将来日に購入（コール・オプション）または売却（プット・オプション）する権利（義務ではない）を有する契約。買い手がオプションを行使した場合に、売り手はこれに応じて、当該資産または商品を売却または購入する取引を履行する義務を負う。

管理対象リスク

当行は、次の市場要素の変動を管理するために、上記の商品を提供し、利用する。

外国為替	実勢または所定の為替レートで換算される通貨。
金利	貸付金、預金または借入金に適用される固定金利または変動金利。
コモディティ	ソフト・コモディティ（すなわち、小麦、コーヒー、ココア、砂糖等の農産物） およびハード・コモディティ（すなわち、金、石油およびガス等の鉱産物）。
クレジット	取引相手のデフォルト・リスク。

デリバティブ金融商品一売買目的保有

当行のデリバティブ金融商品の大半は、売買目的で保有されている。売買目的保有デリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

	2018年		2017年	
	資産	負債	資産	負債
公正価値	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
金利契約				
金利先渡契約	6	(7)	2	(1)
先物契約	48	(31)	97	(34)
スワップ契約	32,873	(33,510)	27,584	(27,720)
買建オプション	780	-	742	-
売建オプション	-	(1,408)	-	(1,365)
合計	33,707	(34,956)	28,425	(29,120)
外国為替契約				
直物および先渡契約	14,057	(13,221)	14,132	(13,731)
スワップ契約	12,276	(11,609)	10,070	(10,073)
買建オプション	461	-	475	-
売建オプション	-	(649)	-	(439)
合計	26,794	(25,479)	24,677	(24,243)
コモディティ契約	2,258	(2,684)	1,991	(1,398)
クレジット・デフォルト・スワップ				
買建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	22	-	52	-
その他買建クレジット・デリバティブ	8	(29)	13	(110)
買建クレジット・デリバティブ	30	(29)	65	(110)
売建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	-	(26)	-	(58)
その他売建クレジット・デリバティブ	24	(3)	103	(8)
売建クレジット・デリバティブ	24	(29)	103	(66)
合計	54	(58)	168	(176)
デリバティブ金融商品一売買目的保有	62,813	(63,177)	55,261	(54,937)

デリバティブ金融商品－ヘッジ関係に指定

当行が使用する会計上のヘッジ関係は3種類である。

	公正価値ヘッジ	キャッシュフロー・ヘッジ	純投資ヘッジ
ヘッジの目的	金利または外国為替の変動から生じる、認識済み資産または負債もしくは未認識の確定契約の公正価値変動に対する、当グループのエクスポージャーをヘッジすること。	金利、外国為替およびその他の価格の変動から生じる、認識済み資産または負債、確定契約の為替部分もしくは実行される可能性が高い予定取引のキャッシュフローの可変性をヘッジすること。	当グループの外国事業の当該事業の機能通貨から豪ドルへ換算する際に生じる為替レートの差に対する当行のエクスポージャーをヘッジすること。
ヘッジの有効部分の認識	以下のものは、損益に同時に認識される。 ・ ヘッジ対象リスクに関連する原項目の公正価値変動の全額、および ・ デリバティブの公正価値変動額。	キャッシュフロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動の有効部分は、キャッシュフロー・ヘッジ準備金に認識される。	ヘッジ手段の公正価値変動の有効部分は、為替換算調整勘定で認識される。
ヘッジの非有効部分の認識	その他営業収入で直ちに認識される。		
ヘッジ手段の期限が到来した場合、または売却、解約もしくは行使された場合、またはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合	ヘッジ対象を純損益で認識する際に、関連する未償却の公正価値調整が純損益で認識される。これは、ヘッジ対象が満期までの期間にわたって実効利回りの一部として純損益で償却される場合には、その期間にわたり発生する。	以前に繰り延べられたキャッシュフロー・ヘッジ準備金が純損益に振替えられる場合に限り、ヘッジ対象が純損益で認識される。	為替換算調整勘定で繰り延べられる金額は資本の部で留保され、当該外国事業を売却または部分売却した場合にのみ、純損益に振り替えられる。
ヘッジ対象が売却または返済された場合	未償却の公正価値調整は、直ちに純損益で認識される。	資本の部に累積された金額は、直ちに純損益に振り替えられる。	資本の部で認識された損益またはその該当する比例部分は、外国事業の処分時または部分的な処分時に、純損益に振り替えられる。

ヘッジ関係に指定されたデリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

公正価値	ヘッジ会計の種類	2018年		2017年	
		資産	負債	資産	負債
		(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
外国為替スワップ契約	公正価値	1	-	1	-
外国為替直物および先渡契約	公正価値	1	-	-	-
金利スワップ契約	公正価値	1,211	(2,251)	1,287	(1,555)
金利先物契約	公正価値	47	(1)	80	-
金利スワップ契約	キャッシュフロー	330	(148)	361	(278)
外国為替スワップ契約	キャッシュフロー	44	(52)	35	(49)
外国為替直物および先渡契約	キャッシュフロー	1	-	-	(5)
外国為替直物および先渡契約	純投資	-	(9)	11	(6)
デリバティブ金融商品－ヘッジ関係に指定		1,635	(2,461)	1,775	(1,893)

ヘッジ会計関係に指定されたデリバティブ金融商品から発生し、純損益で認識された影響額は、以下のとおりである。

	ヘッジ会計の種類	2018年	2017年
		(単位：百万ドル)	
その他営業収入に認識された利益/(損失)			
ヘッジ対象	公正価値	934	(43)
ヘッジ手段	公正価値	(949)	38
ヘッジ手段の非有効部分	キャッシュフロー	13	(20)

認識および測定	
認識	当初および各報告日に、デリバティブは公正価値で認識される。デリバティブの公正価値が正の値の場合、当該デリバティブは資産として計上され、公正価値が負の値の場合は、負債として計上される。 評価調整は、デリバティブの公正価値を決定する上で不可欠なものである。評価調整には、以下が含まれる。 - 取引相手リスクおよび/またはデフォルト事由を反映するための、デリバティブ信用評価調整 (CVA) - デリバティブ・ポートフォリオにおける資金調達のコストと利益を考慮する資金調達評価調整 (FVA)
資産および負債の認識の中止	デリバティブ資産は、契約が満了するか、所有に係るリスクおよび経済価値の実質的にすべてを譲渡した際に、貸借対照表から除外される。デリバティブ負債は、当行の契約上の債務が免除、取消または満了した際に、当グループの貸借対照表から除外される。
損益計算書への影響	デリバティブ金融商品に係る損益が認識される方法は、当該デリバティブが売買目的で保有されているか、それともヘッジ関係に指定されているかに左右される。売買目的で保有するデリバティブ金融商品について、公正価値の変動による利益または損失は、損益で認識される。 ヘッジ関係に指定された商品について、利益または損失の認識は、ヘッジ対象の内容に左右される。ヘッジの種類別の純損益の取扱いについては、25ページ（訳注：原文のページ番号である。）の表を参照。
ヘッジの有効性	ヘッジ会計として適格であるためには、ヘッジの有効性が高いと見込まれなければならない。ヘッジは、次の条件を満たした場合にのみ、有効性が高いとされる。 - ヘッジが指定される期間中に、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュフローの変動の相殺において高い有効性が見込まれる（期待有効性） - ヘッジの実際の結果が80%から125%の範囲内である（事後有効性） 当行は、定期的にヘッジの有効性を監視しており、少なくとも各報告日現在において監視を行っている。

重要な判断および見積り

デリバティブの公正価値測定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされ、特に容易に観察できない評価インプットを選定すること、および特定のデリバティブに対する評価調整を適用する際に判断が求められる。詳細については、注記16「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

10. 売却可能資産

期間	有価証券 の種類	2018年				2017年			
		政府債	社債 および 金融機関	持分証券 および その他の	合計	政府債	社債 および 金融機関	持分証券 および その他の	合計
			債	証券			債	証券	
			(単位：百万ドル)				(単位：百万ドル)		
3か月未満	5,725	850	-	6,575	5,424	768	-	6,192	
3か月から12 か月	6,729	2,221	-	8,950	4,168	2,163	-	6,331	
1年から5年	24,455	10,364	159	34,978	15,656	10,726	403	26,785	
5年超	11,569	-	1,572	13,141	16,079	260	2,134	18,473	
満期なし	-	-	1,084	1,084	-	-	725	725	
売却可能資産	48,478	13,435	2,815	64,728	41,327	13,917	3,262	58,506	

当事業年度中、当行は、売却可能（「AFS」）資産に関連して70百万ドル（2017年度：15百万ドル）の純利益（税引前）を、その他営業収入に認識した。

AFS持分証券の帳簿価額は1,084百万ドル（2017年度：725百万ドル）であった。これには、2016年3月に関連会社としての分類が中止された天津銀行（BoT）への投資1,025百万ドル（2017年度：676百万ドル）が含まれている。

認識および測定

AFS資産は、デリバティブ以外の金融資産で構成されており、これらは売買を主な保有目的としていないことからAFSに指定されている。AFS資産には、株式と債券の両方が含まれている。AFS資産は当初、公正価値および取引費用の合計額で計上され、少なくとも年に2回再評価される。再評価の際に、公正価値の変動は、純損益に直接認識される項目である債券利息、受取配当金、債券に係る為替換算および減損費用を除き、資本の部の売却可能資産再評価差額金に含められる。

資産売却時の売却可能資産再評価差額金における損益累計額は、純損益で認識される。

各報告日現在において、AFS資産の減損の有無が評価される。債券の減損評価においては、当該資産の見積キャッシュフローに悪影響を及ぼす事象の発生に関する評価が行われる。持分証券については、大幅または長期にわたり原価を下回るような公正価値の下落について評価される。

AFS資産が減損している場合、当該資産に関連する損失累計額は、売却可能資産再評価差額金から振り替えられる。そして当該振替額は以下のように純損益で認識される。

- ・ 債務商品については、貸倒引当金繰入額として
- ・ 持分商品については、その他営業収入のマイナス金額として

債券のその後の減損の戻し入れは、貸倒引当金繰入額を通じて純損益に認識される。しかし、持分証券については減損の戻し入れは行わない。以前に減損認識された持分証券の価値が回復部分について、当該利益は資本の部に直接認識される。

重要な判断および見積り

評価に市場相場価格が使用されないAFS資産の公正価値測定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされるが、特に容易に観察できない評価インプットの選定の際にその判断が求められる。詳細については、注記16「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

11. 正味貸付金および前渡金

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
貸越	6,047	6,155
クレジットカード	8,379	8,639
手形融資 ⁽¹⁾	6,861	8,386
ターム・ローン－住宅	273,908	268,416
ターム・ローン－住宅以外 ⁽¹⁾	180,965	161,610
その他	1,494	1,578
小計	477,654	454,784
前受収益	(165)	(149)
資産計上された仲介手数料/モーゲージ実行手数料	710	751
貸付金および前渡金の総額（売却目的保有に組替えられる資産を含む）	478,199	455,386
貸倒引当金（注記12参照）	(2,780)	(2,962)
正味貸付金および前渡金	475,419	452,424
契約上の満期までの残存期間：		
1年以内	76,744	67,609
1年超	398,675	384,815
正味貸付金および前渡金	475,419	452,424
貸借対照表計上基準：		
償却原価	475,418	452,408
損益を通じた公正価値評価（当初認識時に指定）	1	16
正味貸付金および前渡金	475,419	452,424

(1) 以前、手形融資残高に表示されていた融資の一部は、ターム・ローン－住宅以外に組替えられている。2017年9月の修正再表示による影響は2,597百万ドルである。

認識および測定

貸付金および前渡金は、固定された、または確定可能な支払額を伴う非デリバティブ金融資産であり、活発な市場での相場価格がなく、当行が顧客に直接的に、または第三者チャネルを通じて提供する与信枠である。

貸付金および前渡金は、当初公正価値に貸付金または前渡金の実行に直接起因する取引費用を加算した額で計上される。これらの取引費用は、主として仲介手数料／モーゲージ実行手数料であり、貸付金の見積り貸付期間にわたり償却される。貸付金および前渡金は、その後は、実効金利法を使用した償却原価から貸倒引当金を控除した額で測定されるか、あるいは当初認識時に損益を通じて公正価値評価するものとして個別に指定された場合もしくは売買目的保有の場合に公正価値で測定される。

リース資産契約および購入権付リース契約は、資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済価値を顧客または当グループの関係者でない第三者に移転する場合にファイナンス・リースとして分類される。これらのファシリティは、上表では「その他」に含まれている。

当行は、貸借対照表上で認識されている金融資産を譲渡する取引を行う。当行が譲渡資産のリスクと経済価値の実質的にすべてを留保している場合、当該譲渡された資産は、その後も当行の貸借対照表に計上されるが、実質的にすべてのリスクと経済価値が移転された場合には、当行は当該資産の認識を中止する。

リスクと経済価値が部分的に留保され、当該資産に対する支配を喪失した場合には、当行は当該資産の認識を中止する。当該資産に対する支配を喪失していない場合、当行は継続関与の範囲で当該資産の認識を継続する。

譲渡において権利と義務が留保、または発生した場合、権利と義務は内容に応じて資産および負債として別々に認識される。

[前へ](#)[次へ](#)

12. 貸倒引当金

貸倒引当金—貸借対照表

貸倒引当金繰入額	正味貸付金および前渡金		帳簿外の信用関連 コミットメント		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)					
個別引当金						
期首残高	887	942	16	15	903	957
新規および増加した引当金	1,175	1,467	12	1	1,187	1,468
戻入	(337)	(348)	-	-	(337)	(348)
貸倒償却 (償却債権回収額を除く)	(1,031)	(1,138)	-	-	(1,031)	(1,138)
その他 ⁽¹⁾	1	(36)	(10)	-	(9)	(36)
個別引当金合計	695	887	18	16	713	903
一般引当金						
期首残高	1,625	1,678	434	493	2,059	2,171
損益への繰入額/(戻入額)	14	(24)	(27)	(42)	(13)	(66)
その他 ⁽²⁾	14	(29)	7	(17)	21	(46)
一般引当金合計	1,653	1,625	414	434	2,067	2,059
貸倒引当金合計	2,348	2,512	432	450	2,780	2,962

(1) 個別引当金のその他には、為替レートの変動の調整および個別引当金に係る割引のアンワインドが含まれている。

(2) 一般引当金のその他には、アジアのリテールおよび富裕層事業の売却ならびに為替レートの変動の調整が含まれている。

貸倒引当金繰入額—損益計算書

貸倒引当金繰入額	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
新規および増加した引当金	1,187	1,468
戻入	(337)	(348)
償却債権回収額	(208)	(173)
個別引当金への繰入	642	947
一般引当金の解消	(13)	(66)
貸倒引当金繰入額合計	629	881

認識および測定

当行は、貸付金および前渡金について2種類の貸倒引当金を計上している。

- ・ 減損していると評価された重要な資産に対する個別引当金
- ・ 集合的に減損が評価される類似した資産のポートフォリオに対する一般引当金

各々についての会計上の取扱いの詳細は、以下のとおりである。

	個別	一般
評価	貸付金および前渡金に特定の基準値を超えた減損が発生し、減損事象が識別された場合、個別に貸倒引当金の必要性が評価される。	損失が発生している可能性があるが特定には至っていない少額の貸付金および前渡金、ならびに個別に重要であるが減損が発生しているとは評価されていない貸付金および前渡金を考慮して、当グループはこれらを類似したリスク特性を持つ資産プールで集合的に評価している。
減損	元本または利息を回収できない可能性がある旨の客観的な証拠がある場合（すなわち、損失事由が発生している）、貸付金および前渡金は減損していると評価される。	引当金額は、それぞれの一般プールに含まれる資産と類似する信用リスク特性を持つ資産に関する過去の損失実績を基準に見積られる。過去の損失実績は、経済状態の変化、ポートフォリオに内在する大規模な損失集中リスクの影響および景気サイクルの評価等の、最新の観察可能データに基づいて調整される。
測定	減損損失は、資産の帳簿価額と、当該資産の当初実効金利を使用して割り引かれた見積将来キャッシュフローの現在価値との差額として測定される。測定結果は、減損が識別された期間の費用として純損益に計上され、相殺する引当金を通じて対応する貸付金および前渡金の帳簿価額の減額が認識される。	
回収不能額	貸付金または前渡金が回収不能（部分的または全額）となった場合、その残高（および関連する貸倒引当金）は償却される。 当行では、無担保のリテール与信額を、180日延滞となるか、顧客の破産または類似するような貸付金または前渡金の法的な返済義務の免除のいずれか早い時点で償却している。担保付与信額については、担保物件の現金化により回収可能と算定される手取金控除後で償却される。	
償却済債権の回収	以前に償却した貸付金および前渡金から何らかのキャッシュフローの回収があった場合、当該回収は、キャッシュフローを受け取った期間の純損益で認識される。	
簿外金額	貸付コミットメント等の簿外項目については、個別および一般の両方に基準で減損が検討される。	

重要な判断および見積り

貸付金および前渡金の減損を測定する際に、報告日現在における損失の範囲について経営者の判断が行われる。

	個別	一般
重要な判断項目	・ 見積将来キャッシュフロー ・ 顧客の事業見通し ・ 担保物件の実現可能価額 ・ 他の債権者に対する当行の優先順位 ・ 顧客情報の信頼性 ・ 貸付金回収の予想費用と期間	・ 見積将来キャッシュフロー ・ 類似したリスク特性を持つ資産の過去の損失実績 ・ ポートフォリオに内在する大規模集中損失の影響 ・ 景気サイクルの評価
当行は、定期的に重要な判断を見直し、過去の損失実績を反映させるための更新を行っている。		

13. 預金およびその他の借入金

下表は、預金およびその他の借入金の合計額を種類別に示したものである。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
譲渡性預金	41,867	53,597
定期預金	164,182	146,445
要求払い預金および短期預金	206,415	209,260
無利息預金	13,794	12,389
銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券	70,992	57,945
コマーシャル・ペーパー	14,742	14,599
預金およびその他の借入金	511,992	494,235
契約上の期日までの期間：		
- 決済期日まで1年以内	504,182	479,809
- 決済期日まで1年超	7,810	14,426
預金およびその他の借入金	511,992	494,235
貸借対照表計上基準：		
償却原価	511,937	494,162
損益を通じた公正価値評価（当初認識時に指定）	55	73
預金およびその他の借入金	511,992	494,235

認識および測定

預金およびその他の借入金の認識および測定は次のとおりである。

- ・ 当初認識時に損益を通じた公正価値評価に指定されていないものについては、償却原価で測定され、実効金利法を用いて支払利息を認識する。
- ・ 公正価値で管理され、会計上のミスマッチを低減もしくは解消する、または組込デリバティブを含むものは、損益を通じて公正価値評価するものとして指定する。

償却原価評価と公正価値評価の区分については、注記16「金融資産および金融負債の公正価値」を参照。

公正価値評価に指定された預金およびその他の借入金について、当行の自己信用リスクの変動に起因する公正価値損益は、利益剰余金のその他の包括利益で認識される。公正価値損益の残りの金額は、純損益に直接認識される。その他の包括利益で認識された金額は、その後に損益に再分類されることはない。

買戻条件付契約により売却した有価証券は、所有に係るリスクおよび経済価値が当行に留保されていることにより、当該金融資産を買い戻す負債を表しており、当行の貸借対照表に引き続き計上されている。売却価格と買戻価格の差額は、買戻条件付契約の期間にわたって認識され、損益計算書の支払利息に費用計上される。

14. 発行済社債

当行は、各種の資金調達プログラムを利用して優先債務（カバード・ボンドを含む）および劣後債務を発行している。優先債務と劣後債務の違いは、優先債務の保有者が関連する発行体の債務である劣後債務の保有者に対して優先権を有し、劣後債務が返済されるのは、関連する発行体が預金者、その他の債権者および優先債務の保有者に対する返済が行われた後となることである。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
優先債務	68,951	54,046
カバード・ボンド	14,221	14,959
非劣後債務合計	83,172	69,005
劣後債務		
- その他Tier1資本	7,461	7,995
- Tier2資本	7,993	8,495
劣後債務合計	15,454	16,490
発行済社債合計	98,626	85,495

発行済社債に関する詳細については、<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review> において入手可能なANZの2018年度年次報告書（注記15「発行済社債」）を参照のこと。

15. 財務リスク管理

リスク管理の枠組みおよびモデル

序論

顧客にバンキングおよびその他の金融サービスを提供する当行の事業において、金融商品の利用は必須である。これに伴う財務リスク（主に、信用、市場および流動性リスク）は、当行の主要なリスクの重要な部分を占めている。

当行に影響を及ぼすすべての主要なリスクの詳細および当行のリスク管理活動についての詳細情報は、
<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review> にて入手可能なANZの2018年度年次報告書の取締役会報告書の当行のリスク管理に対するアプローチの項にて開示されている。

本注記では、当行の財務リスク管理の方針、プロセスおよび重要な財務リスクとの関連における定量的開示を詳述している。

主要な財務リスク 概要	本リスクに適用される主要な項目
信用リスク 信用リスクは、顧客または取引相手が、元本、利息およびその他の債権の全額かつ期日通りの支払を含む、財務上の義務の履行を怠ることから発生する財務上の損失のリスクである。	・ リスク管理の枠組みの概要 ・ 信用リスクの概要、管理および管理責任 ・ 信用リスクの最大エクスポージャー ・ 信用の質 ・ 信用リスクの集中 ・ 担保管理
市場リスク 市場リスクは、市場変数の変動により、当行の資産および負債、ならびにその他のトレーディング・ポジションの価値において発生可能性のある不利な変動から生じる損失リスクである。これらの市場変数には、金利、外国為替、株価、コモディティ価格、信用スプレッド、予想ボラティリティおよび資産相関が含まれるが、これらに限定はされない。	・ 市場リスクの概要、管理および管理責任 ・ 市場リスクの測定 ・ トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク ・ 売却可能に分類される持分証券 ・ 外国為替リスク－構造的エクスポージャー
流動性および資金調達リスク 流動性リスクは、当行が支払期限到来時に債務を履行できない、または増加する資産を手当てするための資金および流動性を適切な金額、期間および構成で確保することができないリスクである。	・ 流動性リスクの概要、管理および管理責任 ・ 流動性リスクについての重要な測定分野 ・ 資金調達状況 ・ 当行の負債の契約上の期日までの期間別分析

概要

リスク管理の枠組みの概要

この概要は、財務書類利用者が、AASB第7号「金融商品：開示」に基づいて義務付けられる財務上の開示内容を理解するための手助けとなることを目的としている。この概要は、<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>にて入手可能なANZの2018年度年次報告書の取締役会報告書のリスク管理に対する当行のアプローチの項と併せて読まれるべきものである。

取締役会は、当行のリスク管理の枠組み（「RMF」）を確立し、監視する責任を負う。取締役会は、取締役会のリスク委員会（「BRC」）に、当行のリスク管理方針の策定およびその遵守を監視する権限を委譲している。BRCは、その活動を取締役に定期的に報告している。

取締役会は以下を含む、当行の戦略目的を承認する。

- ・ 当行が戦略目的および事業計画の追求において、受け入れる用意があるリスクの程度に関する取締役会の期待値を示したリスク選好度ステートメント（RAS）
- ・ 当行のリスクの管理戦略およびこの戦略を実施するリスク管理の枠組み（RMF）の主要な要素を記述した、リスク管理戦略（RMS）。これには、重大な各リスク、ならびにRMFがそれぞれのリスクに対処する方法の概要が、関連する方針、基準および手続きを参照して記述されている。また、当行が重大なリスクをどのように特定、測定、評価、監視、報告および管理または低減するかも含まれている。

当行は、研修ならびに管理基準および手続きを通じて、全従業員がその役割および義務を理解して、規律があり信頼性の高い統制環境の維持を目指している。当行においては、リスクは各従業員が責任を担う。

当行は、以下の職務を担うチーフ・リスク・オフィサーが率いる独立したリスク管理機能部門を有している。

- ・ リスク・プロファイルおよびリスク管理の枠組みを監視する責任を負う
- ・ 当行のリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼす業務活動および決定に対して実効性のある異議を唱えることができる。
- ・ 懸念事項の適切な上申を可能にするために、独立したBRCへの報告経路を持つ。

内部監査機能部門は、取締役会監査委員会（BAC）に直属している。内部監査は以下を行う。

- ・ 当行のRMFの年次評価を独立して行い、3年ごとに包括的なレビューを実施する
- ・ リスク管理の枠組みの適切性、有効性および十分性についての保証を提供し、これには枠組みが有効に運用されている旨の保証が含まれる。
- ・ 日常業務の有効性の強化を目的として、枠組みおよび／または実務慣行を改善するための勧告を行う。

信用リスク

信用リスクの概要、管理および管理責任

顧客に対する信用供与は、当行の利益の主要源泉の一つである。この活動は主要なリスクでもあるため、当行はその管理に多大な資源を振り向けている。当行は、多様な市場および多くの法域において、広範囲の貸出およびその他の活動に伴う信用リスクを負っている。信用リスクは伝統的な顧客への貸出に加えて、銀行間取引、トレジャリー、貿易金融および世界中の資本市場での活動からも生じる。

当行の信用リスク管理の枠組みは、取締役会により設定される信用リスク選好度の測定、監視および管理について、一貫性のある取組みが当行全体に適用されることを確実にしている。信用リスクの監視という職務を果たす際、取締役会は、BRCによる支援および助言を受ける。BRCは、以下を行う。

- ・ 信用リスク選好度および与信戦略の設定
- ・ 執行経営陣の裁量を超える与信取引の承認

当行は、エクスポージャーの種類全体にわたっての一貫性を確保し、報告および分析目的で一貫性のある枠組みを提供するために、信用リスクを内部格付システム（統一測定基準）を通じて定量化している。このシステムでは、顧客エクスポージャーについて次の項目を測定するためにモデルおよびその他のツールが使用される。

デフォルト確率（PD）	顧客の借入金の元利払いおよび返済能力に対する当行の評価を反映した顧客の信用格付け（CCR）で表される。
デフォルト時エクスポージャー（EAD）	デフォルト時点での予想貸付金残高。
デフォルト時損失率（LGD）	AからGまでの担保指標（SI）で表される。SIは、顧客のデフォルト時に当行が現金化することができる担保で貸付金がカバーされている割合を参照して計算される。AからGまでの指標は、預金額やソブリン支援等の要素を取り扱う一連のその他のSIで補完される。リテールおよび一部の小規模企業の顧客については、エクスポージャーは大きな同質的なプールにグループ分けされ、LGDはプールのレベルで指定される。
当行の信用リスク専門家のチームは、当行のPDおよびLGD格付モデルを策定し、検証する。これらのモデルから得られたアウトプットにより、組成、価格設定、承認レベル、自己資本比率規制、経済的資本配分および信用供与などに関して当グループの日々の信用リスク管理上の決定が行われている。	

当行が与信関係を有するすべての顧客には、次の評価手法のいずれかを通じて、組成時にCCRが割り当てられる。

大口かつ複雑な貸付	リテールおよび一部の小規模企業向け貸付
格付モデルにより一貫性のある体系的な評価が提供できるが、モデルで想定されていない要因に関しては判断が求められる。与信承認は、事業部門の引受担当者と独立したクレジット・オフィサーが共同で承認する二重承認基準で行われている。	スコアリング（アプリケーション上および行動上の）、ポリシー・ルールおよび外部の信用報告の情報を組み合わせたものを使用する、与信申請の自動評価。与信申請が、自動評価の基準を満たさない場合、手作業による評価に委ねられる。

当行では、延滞も減損もしていない金融資産の信用度を管理するために、当行の内部CCRを使用している。広範な比較を可能にするために、当行のCCRは、以下のように外部の格付機関の測定基準に合わせて作成されている。

内部格付け	ANZ顧客要件	ムーディーズ格付け	スタンダード・アンド・プアーズ格付け
信用度の高い顧客	長期にわたる営業活動および財務成績において優れた安定性を示し、収益力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない。	Aaa - Baa3	AAA - BBB-
受入れ可能なリスクを有する顧客	中には景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が存在する可能性があるものの、中期から長期にわたり適切な営業上および財政上の安定性を示している。	Ba1 - B1	BB+ - B+
基準を満たさないが延滞も減損もしていない顧客	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性が予想されることから、いくつかの営業上および財政上の不安定性を示している。	B2 - Caa	B - CCC

信用リスクの最大エクスポージャー

貸借対照表上で認識されている金融資産の場合、信用リスクの最大エクスポージャーは、帳簿価額である。一定の状況において、貸借対照表上の帳簿価額と以下の表において公表される額には差異がある場合がある。原則として、これらの差異は主に、市場リスクにさらされる持分商品または紙幣および硬貨など、信用リスク以外のリスクにさらされる金融資産について生じる。

未実行の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。偶発的なエクスポージャーについて、信用リスクの最大エクスポージャーは、かかる請求が行われた場合に当行が支払わなければならない最大額である。

以下の表は、担保またはその他信用補完を考慮前の当行の帳簿上および帳簿外の信用リスクの最大エクスポージャーのポジションを示したものである。

	報告金額		除外項目 ⁽¹⁾ /その他 ⁽²⁾		信用リスクの 最大エクスポージャー	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
(単位：百万ドル)						
貸借対照表勘定						
正味貸付金および前渡金 ⁽²⁾	475,419	452,424	(432)	(450)	475,851	452,874
その他金融資産：						
現金および現金同等物	80,227	63,399	912	1,096	79,315	62,303
ANZの未収決済残高 ⁽³⁾	1,666	5,006	1,666	5,006	-	-
支払担保	9,184	7,685	-	-	9,184	7,685
売買目的有価証券	29,519	35,606	3,486	4,653	26,033	30,953
デリバティブ金融商品	64,448	57,036	-	-	64,448	57,036
売却可能資産	64,728	58,506	1,084	725	63,644	57,781
規制上の預け金	264	495	-	-	264	495
被支配法人に対する債権	90,170	91,208	-	-	90,170	91,208
その他金融資産 ⁽⁴⁾	2,177	2,040	-	-	2,177	2,040
その他金融資産合計	342,383	320,981	7,148	11,480	335,235	309,501
小計	817,802	773,405	6,716	11,030	811,086	762,375
帳簿外のポジション						
未実行および偶発与信枠 ⁽²⁾ 、 (5)	203,483	187,291	432	450	203,051	186,841
合計	1,021,285	960,696	7,148	11,480	1,014,137	949,216

(1) 除外項目は、現金および現金同等物のうちの紙幣および硬貨ならびに銀行預金、売却可能金融資産のうちの持分証券で構成される。売買目的有価証券として認識された持分証券および貴金属に対するエクスポージャーは、信用エクスポージャーを有していないために除外されている。

(2) その他は、正味貸付金および前渡金に含まれる帳簿外の与信枠に関連した個別引当金および一般貸倒引当金の振替に関連している。本表および以下の表で、信用リスクの最大エクスポージャーに関連する与信を種類別に表示するために引当金は振り替えられている。

(3) ANZの未収決済残高は、信用リスクを伴わない未収金に関するものであり、そのため、除外されている。

(4) その他金融資産は、主に未収利息および支払承諾で構成されている。

(5) 未実行の与信枠および偶発与信枠は、保証、信用状および履行保証関連偶発債務を含む。

信用の質

下表は、次の項目別に信用リスクの最大エクスポージャーの信用の質に区分して示している。

- ・ 延滞も減損もしていない金融資産の信用度別
- ・ 延滞しているが減損はしていない資産の延滞期間別
- ・ 総額および個別引当金控除後で表示された条件緩和債権および減損債権

	貸付金および 前渡金		その他金融資産		帳簿外の信用関連コ ミットメント		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
(単位：百万ドル)								
延滞も減損もしていない								
信用度の高い顧客 ⁽¹⁾	350,031	323,613	333,962	308,116	173,688	154,941	857,681	786,670
受入れ可能なリスクを有する顧客 ⁽²⁾	98,222	101,510	1,185	1,285	27,996	30,361	127,403	133,156
基準を満たさないが延滞も減損もしていない顧客 ⁽³⁾	13,348	14,160	88	100	1,337	1,471	14,773	15,731
小計	461,601	439,283	335,235	309,501	203,021	186,773	999,857	935,557
延滞しているが減損はしていない								
30日未満	7,456	7,231	-	-	-	-	7,456	7,231
30日以上60日未満	2,067	1,841	-	-	-	-	2,067	1,841
60日以上90日未満	1,138	1,005	-	-	-	-	1,138	1,005
90日以上	2,780	2,706	-	-	-	-	2,780	2,706
小計	13,441	12,783	-	-	-	-	13,441	12,783
条件緩和債権および減損債権								
減損貸付金	1,256	1,624	-	-	-	-	1,256	1,624
条件緩和債権 ⁽⁴⁾	248	71	-	-	-	-	248	71
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	-	-	-	-	48	84	48	84
減損金融資産総額	1,504	1,695	-	-	48	84	1,552	1,779
個別引当金	(695)	(887)	-	-	(18)	(16)	(713)	(903)
条件緩和および正味減損債権小計	809	808	-	-	30	68	839	876
合計	475,851	452,874	335,235	309,501	203,051	186,841	1,014,137	949,216

- (1) 2018年に、これまで信用度の高い顧客に割り当てられていた受入れ可能および低水準のリスクに対する一般引当金は、受け入れ可能および低水準のリスクに再配分されている。これにより、比較情報は修正再表示されている。
- (2) 2018年に、これまで信用度の高い顧客に割り当てられていた、受入れ可能および低水準のリスクに対する一般引当金は、受入れ可能および低水準のリスクに再配分されている。これにより、比較情報は修正再表示されている。(2017年度：正味貸付金および前渡金438百万ドル、信用関連コミットメント139百万ドル)
- (3) 2018年に、これまで信用度の高い顧客に割り当てられていた、受入れ可能および低水準のリスクに対する一般引当金は、受け入れ可能および低水準のリスクに再配分されている。これにより、比較情報は修正再表示されている。(2017年度：正味貸付金および前渡金438百万ドル、信用関連コミットメント61百万ドル)
- (4) 条件緩和債権は、顧客が財政困難に直面したことにより、当初の契約条件が変更されたものである。条件緩和とは、支払期限が到来した利息、元本またはその他の支払い額の減免、あるいは同様のリスクを有する新規の与信枠に対して一般的に提供される期間を大きく超える返済期日の延期を意味する。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、多くの顧客が、類似した活動に従事している、類似した経済的特性を有している、または同一の地域で類似した活動を行っており、そのため経済またはその他の状況の変化から同様の影響を受ける可能性がある場合に生じる。当行は、リスクの集中を管理するために与信ポートフォリオの監視および再調整を行っている。当行はまた、単一顧客への許容できない大規模エクスポージャーを回避するために、個別顧客限度額を設定している。

信用リスクが生じる金融商品の産業別内訳は以下のとおりである。

	貸付金および前渡金		その他金融資産		帳簿外の信用関連 コミットメント		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)							
農業、林業、漁業および鉱業	19,658	17,346	538	528	15,317	13,450	35,513	31,324
ビジネスサービス	7,158	7,044	82	137	5,989	6,319	13,229	13,500
建設	5,101	5,273	32	37	5,379	5,209	10,512	10,519
電力、ガス、水道供給	4,916	4,800	534	752	4,508	4,537	9,958	10,089
娯楽、レジャーおよび観光	10,652	10,679	305	317	3,118	3,151	14,075	14,147
金融、投資および保険	43,245	34,256	262,203	236,975	35,326	27,690	340,774	298,921
政府および公的機関	748	846	63,225	61,440	2,043	2,016	66,016	64,302
製造業	16,926	14,838	1,815	1,902	33,298	29,926	52,039	46,666
個人ローン	288,127	282,823	1,070	1,038	42,982	45,856	332,179	329,717
不動産業	33,576	30,595	484	559	13,584	11,065	47,644	42,219
小売業	10,959	11,150	105	187	5,458	4,974	16,522	16,311
運輸および倉庫	10,204	9,805	459	959	6,606	5,598	17,269	16,362
卸売業	11,946	11,013	2,644	2,225	17,725	16,542	32,315	29,780
その他	14,438	14,316	1,739	2,445	12,150	10,958	28,327	27,719
総計	477,654	454,784	335,235	309,501	203,483	187,291	1,016,372	951,576
貸倒引当金	(2,348)	(2,512)	-	-	(432)	(450)	(2,780)	(2,962)
小計	475,306	452,272	335,235	309,501	203,051	186,841	1,013,592	948,614
前受収益	(165)	(149)	-	-	-	-	(165)	(149)
資産計上された仲介手数料/ モーゲージ実行手数料	710	751	-	-	-	-	710	751
信用リスクの 最大エクスポージャー	475,851	452,874	335,235	309,501	203,051	186,841	1,014,137	949,216

担保管理

当行は、帳簿上および帳簿外のエクスポージャーについて、取引相手が期待キャッシュフローから返済義務を履行することができない場合の信用リスクを低減するために、担保を利用している。一部の商品については、顧客が差し入れる担保は当該商品の組成に不可欠であり、そのため担保は厳密には返済のための二次的な資金源にならない。例えば、売掛金で担保されている貸付は一般的には売掛金を回収することによって返済される。

関連する金融資産の種類について保有する担保および保証の内容は次のとおりである。

正味貸付金および前渡金	
貸付金—住宅ローンおよび個人ローン	住宅ローンは、不動産に対する抵当権によって担保されており、追加担保は保証または預り金の形態をとる場合もある。 個人ローン（クレジットカードおよび当座貸越を含む）は、大半が無担保である。担保を設定する場合は、適格な車両、モーターホームおよびその他の資産に限定される。
貸付金—企業向け貸付金	企業向け貸付金は、担保付、部分担保付または無担保のいずれかである。通常、不動産に対する抵当権および／または事業資産またはその他の資産に対する担保権により担保を設定する。 適切な場合は、信用リスクを低減するために、保証、スタンドバイ信用状またはデリバティブによるプロテクション等のその他の担保措置をとる場合がある。
その他金融資産	
売買目的有価証券、売却可能資産、デリバティブおよびその他金融資産	売買目的有価証券については、当行は発行体または取引相手からの直接的な担保は求めない。ただし、商品の条件において担保が含まれている場合がある（例えば、資産担保証券）。債券の条件には、担保が含まれている場合がある。 デリバティブに関する取引相手のデフォルトの際に、当行は通常、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のマスター契約に基づいて、当該取引相手とのすべての契約を解約し、デフォルト発生時点の市場水準で純額決済する。 当行は、また、取引相手との未決済デリバティブ・ポジションが集計され、日次で現金担保（またはその他の形態の適格担保）を交換するISDAマスター契約のクレジット・サポート・アネックス（CSA）の利用を優先的な慣行としている。担保は、取引相手のポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手から提供される（または、当行のポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手に提供される）。
帳簿外のポジション	
未実行および偶発債務	帳簿外のポジションの担保は、主に未実行の与信枠に対して保有され、通常は契約履行保証または保証である。未実行の与信枠には、住宅用不動産の抵当付住宅ローン、商用不動産を担保にした事業融資、および／または事業資産の手数料などがある。

下表は、当グループが保有する担保の見積価値および信用エクスポージャーの正味無担保部分を表示している。

	信用エクスポージャー		担保の価値総額		信用エクスポージャーの無担保分	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)					
正味貸付金および前渡金	475,851	452,874	372,996	364,745	102,855	88,129
その他金融資産	335,235	309,501	30,166	22,705	305,069	286,796
帳簿外のポジション	203,051	186,841	34,072	31,696	168,979	155,145
合計	1,014,137	949,216	437,234	419,146	576,903	530,070

市場リスク

市場リスクの概要、管理および管理責任

市場リスクは当行のトレーディング活動、貸借対照表管理活動、金利、外国為替相場、信用スプレッドの変動または関連の影響、および債券、コモディティまたは株式の価格のボラティリティから生じる。

BRCは、市場リスクおよび市場リスク方針の遵守状況に関する日々の管理責任を、信用および市場リスク委員会（CMRC）ならびにグループ資産負債委員会（GALCO）へ委譲している。

BRCが定めた全体的な戦略および方針の範囲内で、事業部門およびリスク管理は、当行レベルでの市場リスクの統制に対して共同で責任を負う。市場リスク・チーム（事業部門から独立した専門家で構成されるリスク管理部門）は、市場リスク限度額を様々なレベルで配分し、これらを日次で監視および報告する。この詳細な枠組みにより、リスク要因と損益限度額を使用して、エクスポージャーを管理および統制するための個別の限度額が配分される。

市場リスクの管理、測定および報告は大まかに2つの区分で行われている。

トレーディングに起因する市場リスク	トレーディングに起因しない市場リスク
現物のトレーディング・ポジションとデリバティブのトレーディング・ポジションの双方の価格要素の変動に起因する金融商品の価値変動による損失リスク。監視される主なリスクの種類は以下のとおりである。 1. 通貨リスクー外国為替相場またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 2. 金利リスクー市場金利またはその予想ボラティリティの変動による潜在的損失。 3. 信用スプレッド・リスクーベンチマークに対するマージンまたはスプレッドの変動から発生する潜在的損失。 4. コモディティ・リスクーコモディティ価格またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 5. 株式リスクー株価の変動から発生する潜在的損失。	トレーディングに起因しない金利リスク、流動性リスクおよび外国為替エクスポージャーの管理に伴う損失リスク。これには、銀行勘定における金利リスクが含まれる。損失リスクは、金利の全体的な水準および異なった期間の相対的水準における不利な変動、金利マージンの実際と予想の差異、ならびに、金融商品および銀行商品における組込オプションに伴う潜在的な評価リスクから発生する。

市場リスクの測定

当行は、主にバリュー・アット・リスク（VaR）、感応度分析およびストレステストを使用して、市場リスクを管理および統制している。

VaRは、過去の市場の動きに基づいて、当行の潜在的な1日の損失を計測する。

当行では、トレーディングおよび非トレーディング・リスクの双方に関して、過去のデータに基づくシミュレーションを行うことでVaRを測定している。当行は、以下の期間にわたる過去の市場レート、価格およびボラティリティの変動を使用する。

- ・ 標準的VaRを算出するために、過去500営業日
- ・ ストレス下のVaRを算出するために1年間のストレス下の期間

トレーディングに起因するVaRおよびトレーディングに起因しないVaRは、1日および10日の保有期間を用いて算出されている。ストレス下のVaRについては、10日間の保有期間を用いる。当グループのVaRモデルが正確性を維持していることを確保するために、バックテストが用いられる。

当行はVaRを99%の信頼区間で測定しているが、このことは、開示対象の保有期間に損失がVaRを上回らない確率が99%ということの意味する。

トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク

トレーディングに起因する市場リスク

以下の表は、リスク・カテゴリー別に分散化された基準でトレーディングに起因する市場リスクを示している。

	2018年9月30日				2017年9月30日			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
(単位：百万ドル)								
信頼水準99%のトレーディングに起因するVaR								
外国為替	2.9	9.8	1.7	4.0	4.3	10.0	2.6	5.1
金利	8.2	14.9	4.8	7.4	5.6	18.9	4.7	7.2
クレジット	2.0	6.2	2.0	3.7	4.1	5.1	1.6	3.2
コモディティ	3.5	4.4	1.1	2.9	2.2	3.8	1.4	2.1
株式	-	-	-	-	-	0.5	-	0.2
分散効果 ⁽¹⁾	(9.1)	該当	該当	(7.8)	(6.1)	該当	該当	(7.6)
VaR合計	7.5	16.9	5.8	10.2	10.1	20.8	6.3	10.2

(1) 分散効果は、リスク・カテゴリー全体にわたって相殺されたリスクを反映している。VaR値の最高および最低は当行全体として報告されているため、各要素について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

トレーディングに起因しない市場リスク

貸借対照表リスク管理

貸借対照表リスク管理の主な目的は、金利リスクや流動性リスクを許容可能な水準に保ち、金利動向が収益や当行の銀行勘定の時価にもたらす負の影響を軽減する一方、当行が十分な流動性を確保し、期日の到来する債務の履行を可能にすることである。

金利リスク管理

トレーディングに起因しない金利リスクとは、市場における金利変動が当行の将来の純利息収益に及ぼす潜在的に不利な影響に関連するものである。このリスクは、主に2つの原因から生じる。すなわち、利付資産と利付負債の間の金利更改時期のミスマッチ、そして資本やその他の無利息の負債を利付資産に投資した場合である。金利リスクは、VaRおよびシナリオ分析（1%変動の影響の分析）を用いて報告される。以下の表は、当行合算に加えて、オーストラリア、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ（APEA）地域について、トレーディングに起因しない金利リスクのVaR値を別々に計算して示している。

	2018年9月30日				2017年9月30日			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
(単位：百万ドル)								
信頼水準99%のトレーディングに起因しないVaR								
オーストラリア	21.9	32.7	20.3	23.6	31.6	37.5	25.9	31.3
ニュージーランド	-	0.2	-	-	-	0.1	-	0.1
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	15.5	15.5	12.5	14.0	13.7	18.6	13.5	15.3
		該当	該当			該当	該当	
分散効果 ⁽¹⁾	(11.8)	なし	なし	(9.6)	(13.3)	なし	なし	(9.3)
VaR合計	25.6	35.2	22.3	28.0	32.0	43.7	31.3	37.4

(1) 分散効果の値は、これら地域間の過去の相関を反映したものである。VaR値の最高および最低は当行全体として報告されているため、地域について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

当行は、例外的な事象が当行の市場リスク・エクスポージャーに与える影響のストレステストを行うために、シナリオ分析を実施する。イールド・カーブが一晩でプラス方向に1%平行移動する変化が生じた場合をモデル化して、向こう12か月間の純利息収益に与える潜在的影響を判定している。これは標準的なリスク測定であり、かかる平行移動がすべてのホールセール向けの利率と顧客向けの利率に反映されると仮定している。

下記の表は、当事業年度および前事業年度のリスク測定の結果を、財務書類上の純利息収益に対する割合をもって示したものである。正数の場合は、金利の上昇が向こう12か月間の純利息収益に正の影響を与えることを示している。

	2018年	2017年
1%の金利変動の影響		
期末現在	0.15%	0.14%
最大エクスポージャー	0.76%	1.20%
最低エクスポージャー	0.02%	0.13%
平均エクスポージャー（絶対値）	0.30%	0.53%

売却可能に分類される持分証券

当行の売却可能金融資産には、主に長期の戦略的な理由で保有している投資で構成される持分投資が含まれている。当該持分投資に対する市場リスクの影響は、トレーディングに起因する市場リスクとトレーディングに起因しない市場リスクに対する当行のVaRプロセスで測定することはできない。したがって、当行は定期的にポートフォリオ内の投資の評価額を見直し、当該投資の減損の有無を、注記10「売却可能資産」で記述している認識および測定の方針に基づいて評価している。

外国為替リスクー構造的エクスポージャー

豪ドル以外の機能通貨を用いる支店、子会社および関連会社などの外国事業への資本投資により、当行は外国為替相場の変動リスクにさらされている。為替差額によって生じる外国事業の価値の変動は、資本における為替換算調整勘定に反映される。

適切とみなされた場合には、当行は大口の外貨建て収益源（主としてニュージーランドドル、米ドルおよび米ドル連動）に対して経済的ヘッジを実施する。ヘッジの主な目的は、実務的に可能であれば、連結自己資本比率が為替相場の変動に対してニュートラルとなるようにすることである。

流動性および資金調達リスク

流動性リスクおよび資金調達ポジション

流動性リスクおよび資金調達ポジションに関する情報については、<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review> にて入手可能なANZの2018年度年次報告書の注記16「財務リスク管理」を参照のこと。

当行の負債の契約上の残存期間別分析

以下の表は、9月30日現在の金融負債の契約上の期日別分析を、関連する期日のグループごとに示している。契約上の満期が、継続的に見直しが行われるプール・ベースで管理されている原資産の返済と関係しているため、以下の表は「被支配法人に対する」債務、884億ドル（2017年度：889億ドル）を除外している。すべての発行済社債および劣後債の期日は、当行が支払を求められる可能性がある最も早い日に基づいている。すべての要求払い負債は、「3か月未満」の区分で報告されている。満期日が定められていない他のすべての項目は、「5年超」の区分に含まれている。これらの金額は、元本および利息のキャッシュフローを示しており、相当する貸借対照表に報告された金額とは異なる可能性がある。これは当行の流動性リスクの管理方法ではないことに注意しなければならない。当該リスクの管理については、<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review> にて入手可能なANZの2018年度年次報告書の注記16「財務リスク管理」に詳述されている。

2018年	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
ANZの未払決済残高	9,867	-	-	-	9,867
受取担保	6,002	-	-	-	6,002
預金およびその他の借入金	440,725	65,446	7,918	116	514,205
支払承諾	316	-	-	-	316
発行済社債 ⁽¹⁾	4,563	17,946	67,787	19,826	110,122
デリバティブ負債（トレーディング） ⁽²⁾	58,784	-	-	-	58,784
デリバティブ資産および負債（貸借対照表管理）					
- 資金調達					
流入	(13,221)	(26,116)	(66,671)	(30,071)	(136,079)
流出	13,193	25,122	64,316	30,005	132,636
- その他貸借対照表管理					
流入	(50,237)	(13,492)	(10,249)	(1,469)	(75,447)
流出	50,479	13,626	10,763	1,634	76,502
2017年	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
ANZの未払決済残高	8,219	-	-	-	8,219
受取担保	5,238	-	-	-	5,238
預金およびその他の借入金	410,672	70,910	14,819	145	496,546
支払承諾	312	-	-	-	312
発行済社債 ⁽¹⁾	3,030	12,242	59,673	20,751	95,696
デリバティブ負債（トレーディング） ⁽²⁾	48,561	-	-	-	48,561
デリバティブ資産および負債（貸借対照表管理）					
- 資金調達					
流入	(12,433)	(14,536)	(66,440)	(24,247)	(117,656)
流出	12,174	14,254	66,670	24,579	117,677
- その他貸借対照表管理					
流入	(24,186)	(6,277)	(10,876)	(4,368)	(45,707)
流出	24,312	6,522	12,587	4,868	48,289

(1) 繰上償還可能なホールセール社債の満期は次の繰上償還日としている。当行の選択により、残高には、現金または株式で決済することができる劣後債務商品、および次の繰上償還日での永久債が含まれている。

(2) トレーディング目的で保有されるデリバティブ負債の時価は、すべて「3か月未満」の区分に含まれている。

2018年9月30日現在、当行が支払を求められる可能性のある最も早い日に基づく、164,944百万ドル（2017年度：150,339百万ドル）の当行の未実行与信枠および38,539百万ドル（2017年度：36,952百万ドル）の発行済保証が1年以内に期日を迎える。

[前へ](#)

[次へ](#)

16. 金融資産および金融負債の公正価値

当行は、金融商品の多くを貸借対照表において公正価値で計上している。公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払われるであろう価格の最善の見積りである。

評価

当行は、公正価値の正確な計算、報告、統制を確実なものとするために、適切な職務分掌を含む統制の枠組みを確立している。この枠組みは以下の機能を含んでいる。

- ・ 公正価値を適切に算定することが可能な商品のみ、外部顧客および取引相手との取引が承認される。
- ・ 金融商品を評価する際に用いる市場相場価格は、外部の価格提供者からの情報によって独立して検証される。
- ・ 公正価値評価手法およびインプットは、取引を実行する当事者から独立した部門により評価および承認される。
- ・ 公正価値の変動は、独立して監視され、公正価値を裏付ける関連要因を参照することによって説明される。
- ・ 評価調整（資金調達評価調整、信用評価調整およびビッド・オファー調整など）は、独立して検証され、監視される。

当行が相殺されるリスク・ポジションを保有する場合、当行はAASB第13号「公正価値測定」（AASB第13号）のポートフォリオの例外措置を利用して、かかる金融資産および金融負債グループの公正価値を測定する。当行は、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（資産）の売却で受け取るであろう価格、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（負債）を移転するための価格に基づいてポートフォリオを測定している。

公正価値指定

当行は、以下のように、一定の貸付金および前渡金、一定の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債を損益を通じて公正価値評価するものと指定している。

- ・ 当該商品のキャッシュフローを著しく変更する、分離可能な組込デリバティブを含んでいる場合、または
- ・ 資産または負債が償却原価で計上された場合に発生する可能性のある会計上のミスマッチを解消するため。このミスマッチは、デリバティブ金融商品（当該資産または負債の金利リスクを緩和するために取得された）を損益を通じて公正価値で測定することから生じる。

当行のアプローチは、当該資産または負債の公正価値の変動が、関連するデリバティブに係る変動と同一期間に純損益で確実に認識されるようにしている。

また、一定の貸付金および前渡金、一定の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債についても、商品の管理方法と測定方法を合わせるために公正価値で管理している場合には、損益を通じて公正価値で評価するものと指定することがある。

公正価値に関するアプローチおよび評価技法

当行は、資産および負債の認識、測定および開示の目的で公正価値を見積もる際に、その資産または負債について、活発な市場で市場相場価格が存在しない場合には評価技法を使用する。これには以下が含まれる。

資産または負債	公正価値アプローチ
以下に分類される金融商品：	信用リスク、満期および利回り特性が類似した金融商品についての観察可能な市場のインプットを組み込む形にモデル化された評価技法が使用される。活発な市場で売買されていない持分商品については、比較可能な会社の株価収益率を用いて測定される場合がある。
－ 売買目的有価証券	
－ 空売り有価証券	
－ デリバティブ金融資産および負債	
－ 売却可能資産	
以下に分類される金融商品：	商品の契約上の将来キャッシュフローが、ホールセール市場金利、または満期が類似する、もしくは残存期間についてのイールド・カーブが適切な債務の市場金利を用いて割り引かれる場合に使用される割引キャッシュフロー法。
－ 正味貸付金および前渡金	
－ 預金およびその他の借入金	
－ 発行済社債	
売却目的保有資産	取引費用控除前の推定売却価格に基づいた評価

金融資産および金融負債の分類

以下の表は、測定基準に基づいた金融資産および金融負債の区分および貸借対照表で報告されている帳簿価額を記載している。

注記	2018年			2017年			
	償却原価	公正価値	合計	償却原価	公正価値	合計	
	(単位：百万ドル)						
金融資産							
現金および現金同等物	7	80,227	-	80,227	63,399	-	63,399
ANZの未収決済残高		1,666	-	1,666	5,006	-	5,006
支払担保		9,184	-	9,184	7,685	-	7,685
売買目的有価証券	8	-	29,519	29,519	-	35,606	35,606
デリバティブ金融商品	9	-	64,448	64,448	-	57,036	57,036
売却可能資産	10	-	64,728	64,728	-	58,506	58,506
正味貸付金および前渡金	11	475,418	1	475,419	452,408	16	452,424
規制上の預け金		264	-	264	495	-	495
被支配法人に対する債権		90,170	-	90,170	91,208	-	91,208
その他金融資産		2,023	-	2,023	1,917	-	1,917
売却目的保有資産		-	-	-	-	1,748	1,748
合計		658,952	158,696	817,648	622,118	152,912	775,030
金融負債							
ANZの未払決済残高		9,867	-	9,867	8,219	-	8,219
受取担保		6,002	-	6,002	5,238	-	5,238
預金およびその他の借入金	13	511,937	55	511,992	494,162	73	494,235
デリバティブ金融商品	9	-	65,638	65,638	-	56,830	56,830
被支配法人に対する債務		88,383	-	88,383	88,882	-	88,882
支払債務およびその他の負債		3,942	1,060	5,002	3,930	1,753	5,683
発行済社債	14	97,184	1,442	98,626	83,743	1,752	85,495
合計		717,315	68,195	785,510	684,174	60,408	744,582

公正価値ヒエラルキー

当行は、公正価値で計上される資産および負債を、AASB第13号の要求に従い、公正価値を測定するために用いられるインプットの観察可能性に基づいて公正価値ヒエラルキーに区分している。

- ・ レベル1－同一の資産または負債の活発な市場における相場価格（無調整）に基づく評価
- ・ レベル2－類似の資産または負債について直接的または間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いた評価
- ・ レベル3－資産または負債の公正価値を測定するために重要な観察不能なインプットが用いられる評価

以下の表は、公正価値ヒエラルキーに基づいた公正価値で測定される資産および負債を示したものである。

	公正価値測定							
	市場相場価格 (レベル1)		観察可能な インプットを使用 (レベル2)		観察不能な インプットを使用 (レベル3)		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)							
資産								
売買目的有価証券 ⁽¹⁾	23,969	32,998	5,550	2,608	-	-	29,519	35,606
デリバティブ金融商品	630	424	63,764	56,527	54	85	64,448	57,036
売却可能資産 ⁽¹⁾	61,655	53,958	1,996	4,504	1,077	44	64,728	58,506
正味貸付金および前渡金 (公正価値で測定)	-	-	1	16	-	-	1	16
売却目的保有資産	-	-	-	1,748	-	-	-	1,748
合計	<u>86,254</u>	<u>87,380</u>	<u>71,311</u>	<u>65,403</u>	<u>1,131</u>	<u>129</u>	<u>158,696</u>	<u>152,912</u>
負債								
預金およびその他の借入金 (公正価値評価に指定)	-	-	55	73	-	-	55	73
デリバティブ金融商品 支払債務および	1,666	250	63,929	56,504	43	76	65,638	56,830
その他の負債 ⁽²⁾	1,048	1,587	12	166	-	-	1,060	1,753
発行済社債 (公正価値評価に指定)	-	-	1,442	1,752	-	-	1,442	1,752
合計	<u>2,714</u>	<u>1,837</u>	<u>65,438</u>	<u>58,495</u>	<u>43</u>	<u>76</u>	<u>68,195</u>	<u>60,408</u>

(1) 2018年度末に保有していた資産および負債のうち、当年度中に当行は以下の振替を行った。

- ・ 天津銀行の投資の測定に用いられた評価アプローチの変更に伴い、676百万ドル（2017年度：ゼロ）がレベル1からレベル3へ振替えられた。
- ・ 相場価格を裏付ける取引活動の増加に伴い、783百万ドル（2017年度：ゼロ）がレベル2からレベル1へ振替えられた。
- ・ レベル1からレベル2への重要な振替はなかった。（2017年度：408百万ドル）

各レベル間の振替は、当該振替が発生した報告期間の期首現在で測定されている。

(2) 支払債務およびその他の負債は空売り有価証券に関連しているが、空売り有価証券は売買目的保有に分類され、損益を通じて公正価値評価されている。

観察不能な市場データを組み込んだ公正価値測定

レベル3の公正価値測定

レベル3の正味残高は、1,088百万ドル（2017年度：53百万ドル）の資産である。重要な観察不能なインプットが組み込まれている資産および負債には、主に以下が含まれる。

- ・ 活発な市場がない、または取引価格が観察不能な株式
- ・ 参照資産およびデリバティブの取引相手に関する信用スプレッドとデフォルト確率が観察不能なストラクチャード・クレジット商品
- ・ 主に市場活動がないために観察不能となっている市場金利を参照するその他デリバティブ

レベル3の残高の変化は、資産の測定に用いられる評価方法の変更後、当社が保有する天津銀行の売却可能投資資産がレベル3へ振替られたことによる。

当期中に、レベル3からのその他の重要な振替はなかった。

天津銀行（「BoT」）

当行は、持続的な非流動性の観点から、BoTの株価は公正価値で表されていないと考えているため、BoTへの投資に修正された評価技法を用いている。当該投資は、比較株価純資産倍率（「PBR」）に基づいて評価されている（PBRは、株式の簿価に対する株式の市場価格の比率である。）適切な倍率を決定するに当たって適用される判断の範囲および倍率が導き出される際に用いられる比較対象グループは、観察不能なインプットであり、結果的にレベル3に分類される。この評価アプローチを適用することにより、当期中の当該投資の帳簿価額は349百万ドル増加し、1,025百万ドルとなった。この増加は、株主資本の売却可能資産再評価差額準備金の未実現利益として認識されている。したがって、この再評価による2018年9月に終了する事業年度の損益計算書への影響はない。

レベル3インプットの感応度

重要なインプットが市場で直接的に観察できない（レベル3インプット）ことにより、当行が仮定を使用する場合、こうした仮定を変更することにより、商品の公正価値の見積額は変動する。有利な変動および不利な変動は、主として評価を導き出すために使用される観察不能なパラメーターを変更することによって、判断される。

天津銀行（「BoT」）

BoTへの投資の評価は、PBRという選択された観察不能なインプット、すなわちPBRに敏感である。PBRが10%増加または減少した場合、当該投資の公正価値の102百万ドルの増加または減少につながり、株主資本に認識される。

その他

残りのレベル3の残高は重要ではなく、レベル3のインプットの変動による当行の純利益および純資産への影響は軽微である。

公正価値の繰延損益

観察不能なインプットを用いて公正価値が決定される場合、当行は、取引価格と評価技法に基づく算定額との差額（取引日における損益）を直ちに純損益として認識することはない。当初認識後、繰延額は、取引残存期間にわたり定額法によって、またはすべてのインプットが観察可能になった際に、純損益に認識される。

取引日における繰延損益は重要ではない。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債

以下は、当行において償却原価で計上される上記金融商品の公正価値を見積もる際の評価基準について記載している。

金融資産および金融負債	公正価値アプローチ
銀行に対する正味貸付金および前渡金	信用の質が類似する貸付に適用される一般的な市場金利を用いて割引いたキャッシュフロー。
顧客に対する正味貸付金および前渡金	将来キャッシュフローをホールセール市場金利の変動、当行のホールセール資金調達コストおよび顧客マージンを必要に応じて組み込んだイールド・カーブを使用して割引いた現在価値。
満期の定めのない預金負債または要求払い預金負債	報告日現在の要求払いの金額。預金を将来期間に継続することにより当行が得ることが予想される価値に関しては公正価値を調整していない。
満期が定められている利付預金ならびに市場相場金利のあるその他の借入金および支払承諾	満期が類似する債務に係る市場借入金利を用いて割り引いた契約上のキャッシュフロー。
発行済社債	市場価額または該当する場合は観察可能なインプットに基づいた計算。市場価額が入手不能な場合には、債券の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデル。公正価値はその金融商品に関して当行に適用される信用スプレッドに対する調整を反映している。

次の表に掲載された金融資産および金融負債は当行の貸借対照表において償却原価で計上されている。これは資産が現金化され、負債が決済されると予想される価値であるが、当行は次の表において貸借対照表日における金融資産および金融負債の公正価値の見積りを示している。

	償却原価		公正価値 ヒエラルキーでの区分			
			市場相場価格 (レベル1)		観察可能な インプットを使用 (レベル2)	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
(単位：百万ドル)						
金融資産						
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	475,418	452,408	-	-	28,352	25,172
被支配法人に対する債権 ⁽²⁾	90,170	91,208	-	-	-	-
合計	565,588	543,616	-	-	28,352	25,172
金融負債						
預金およびその他の借入金	511,937	494,162	-	-	512,049	494,291
発行済社債	97,184	83,743	31,365	30,841	66,529	53,969
被支配法人に対する債務 ⁽²⁾	88,383	88,882	-	-	-	-
合計	697,504	666,787	31,365	30,841	578,578	548,260

	公正価値 ヒエラルキーでの区分		公正価値 (合計)	
	重要な観察不能な インプットを使用 (レベル3)			
	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)			
金融資産				
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	447,259	427,282	475,611	452,454
被支配法人に対する債権 ⁽²⁾	90,170	91,208	90,170	91,208
合計	537,429	518,490	565,781	543,662
金融負債				
預金およびその他の借入金	-	-	512,049	494,291
発行済社債	-	-	97,894	84,810
被支配法人に対する債務 ⁽²⁾	88,383	88,882	88,383	88,882
合計	88,383	88,882	698,326	667,983

- (1) 当行は、過年度にレベル2として表示されていた正味貸付金および前渡金の公正価値のレビューを行った。より広範な業界慣行に従って、銀行への貸付金以外の正味貸付金および前渡金は、現在はレベル3として表示されている。
- (2) 帳簿価額は、被支配法人の残高の公正価値に近似すると仮定される。

重要な判断および見積り

貸借対照表日における金融資産および金融負債の帳簿価額を算定するにあたり、財務書類に計上された評価額については高度の判断および見積りを伴うことがあるため、当行はそれらの重要な評価額の正確性を評価している。

当行が用いる評価モデルの大部分は観察可能な市場データのみをインプットとして使用する。ただし、特定の金融商品については、現在の市場では容易に観察できないデータを使用することもある。観察不能な市場データを使用する場合には、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性に応じて、公正価値を算定するための判断の行使がより求められる。一般には、観察不能なインプットを他の関連市場データから取得し、それらを入手可能な場合には観察された取引価格と比較している。

評価技法を用いて金融商品の公正価値を評価するにあたって、当行は公正価値の算定に評価調整を考慮している。当行は市場参加者が公正価値の設定にあたり考慮するであろう要素を当行の評価に反映するため、使用する技法に対して調整（ビッド/オファー・スプレッド、信用評価調整および資金調達評価調整など。注記9「デリバティブ金融商品」を参照）を適用することがある。

17. 担保に供している資産および受け入れている担保物件

以下の開示からは、デリバティブ負債およびデリバティブ資産に関連するものとして貸借対照表に表示されている支払担保および受取担保の金額が除かれている。それらの担保契約の条件は、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約の一部を構成する標準クレジット・サポート・アネックスに記載されている。

担保に供している資産

担保に供している資産には、以下の種類の商品が含まれる。

- ・ 買戻条件付取引の担保に供された有価証券。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。
- ・ 当行のカバード・ボンド・プログラムの一環として、投資家に発行した債券および社債の担保に供された特定の住宅モーゲージ。
- ・ 中央銀行に差し入れている担保。
- ・ 清算機関に差し入れている担保。

担保として差し入れられている資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
買戻条件付売却証券 ⁽¹⁾	39,332	35,454
カバード・ボンドの担保として差し入れられた住宅抵当証券	19,612	19,604
その他	1,191	1,487

(1) 買戻条件付売却証券として開示されている金額には下記の両方が含まれる。

- ・ 担保として差し入れられている資産で当行の貸借対照表に引続き認識されるもの
- ・ 以下の開示に含まれる転質された資産

受け入れ担保物件

当行は様々な金融商品に関連して担保を受け入れている。特定の取引では、当行は受け取った担保を売却または転質する権利を有している。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。

受入担保および売却または転質した担保の公正価値は以下のとおりである。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
売却または転質可能な資産の公正価値	35,360	29,418
売却または転質された資産の公正価値	23,270	19,787

18. 相殺

下記の両方の条件を満たしている場合、当行は（AASB第132号「金融商品：表示」に準拠して）貸借対照表において金融資産および金融負債を相殺している。

- ・ すべての状況において認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有している。
- ・ 資産および負債を純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある。

上記の条件が満たされていない場合、金融資産および金融負債は総額ベースで表示されている。

当行は金融資産および金融負債を貸借対照表で相殺するために必要な条件を満たす契約を有していない。次の表は、相殺されていないものの、強制力のあるマスター・ネットティング契約（または類似する契約）の対象となっている金融資産および金融負債ならびに関連する貸借対照表において相殺されていない金額を示したものである。超過担保の影響は考慮していない。

	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ ネットティング契約 または類似する 契約の対象と ならない金額	マスター・ネットティング契約 または類似する契約の対象となる金額			
			合計	金融商品	(受入) / 差入金融 担保	純額
(単位：百万ドル)						
2018年						
デリバティブ資産	64,448	(2,423)	62,025	(52,723)	(5,042)	4,260
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽¹⁾	34,623	(4,337)	30,286	(398)	(29,888)	-
金融資産合計	99,071	(6,760)	92,311	(53,121)	(34,930)	4,260
デリバティブ金融負債	(65,638)	2,706	(62,932)	52,723	7,037	(3,172)
買戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽²⁾	(37,581)	11,997	(25,584)	398	25,186	-
金融負債合計	(103,219)	14,703	(88,516)	53,121	32,223	(3,172)

	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ ネットティング契約 または類似する 契約の対象と ならない金額	マスター・ネットティング契約 または類似する契約の対象となる金額			
			合計	金融商品	(受入) / 差入金融 担保	純額
(単位：百万ドル)						
2017年						
デリバティブ資産	57,036	(2,138)	54,898	(46,268)	(4,598)	4,032
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽¹⁾	28,305	(4,652)	23,653	(819)	(22,834)	-
金融資産合計	85,341	(6,790)	78,551	(47,087)	(27,432)	4,032
デリバティブ金融負債	(56,830)	2,238	(54,592)	46,268	5,774	(2,550)
買戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽²⁾	(33,768)	8,822	(24,946)	819	24,127	-
金融負債合計	(90,598)	11,060	(79,538)	47,087	29,901	(2,550)

(1) 売戻条件付契約

- 満期までの期間が90日未満のものは貸借対照表において現金および現金同等物に計上されている。
- 満期までの期間が90日以上のもは貸借対照表において正味貸付金および前渡金に計上されている。

(2) 買戻条件付契約は、貸借対照表の預金およびその他の借入金に計上されている。

19. のれんおよびその他の無形資産

	のれん ⁽¹⁾		ソフトウェア		その他の無形資産		合計	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)							
期首残高	69	102	1,783	2,110	-	2	1,852	2,214
増加	-	-	386	396	-	-	386	396
償却費用 ⁽²⁾	-	-	(787)	(541)	-	(2)	(787)	(543)
減損費用	-	-	(17)	(17)	-	-	(17)	(17)
売却目的保有への								
再分類による減損 ⁽³⁾	-	(32)	-	(153)	-	-	-	(185)
為替変動	4	(1)	8	(12)	-	-	12	(13)
期末残高	73	69	1,373	1,783	-	-	1,446	1,852
取得原価	73	69	6,289	5,883	39	39	6,401	5,991
	該当	該当						
償却/減損累計額	なし	なし	(4,916)	(4,100)	(39)	(39)	(4,955)	(4,139)
帳簿価額	73	69	1,373	1,783	-	-	1,446	1,852

(1) のれんには、持分法適用投資の投資調整勘定を除外している。

(2) ANZは、主に国際事業に関する特定のソフトウェア資産の償却を加速している。これは、当年事業度に発表または完了した複数の事業売却に伴う最近の国際事業の見直しによる。これらの資産に帰属する加速償却費用240百万ドル（税引後は195百万ドル）は、2018年度に計上されている。

(3) 2017年においては、これはリテール・アジア事業の売却に関連して。

認識および測定		
次の表は無形資産別に認識および測定方法の詳細を示している。		
無形資産	のれん	ソフトウェア
定義	当行が企業を取得するにあたり支払った金額が、取得した識別可能な資産および負債の公正価値から処分費用を控除した金額を超過した金額。	既製ソフトウェアの購入は資産計上される。ソフトウェアおよびコンピューター・システムの構築にあたり発生した20百万ドルを超過する内部および外部費用は資産として資本化される。20百万ドル未満の費用は発生年度に費用計上される。
帳簿価額	原価から減損損失累計額を控除した金額。取得が関係する資金生成単位に割当てられる。	当初は取得原価で測定される。その後、取得原価から償却費および減損損失累計額を控除した金額で計上される。ソフトウェア案の企画もしくは評価に要した費用またはシステム設置後の維持費用は資産計上されない。
耐用年数	確定できない。のれんについては、少なくとも年次で、または減損の兆候が見られる際に減損の有無が見直される。	主要な基幹インフラストラクチャーを除いて、3年から5年の期間にわたり償却される。主要な基幹インフラストラクチャーは7年または10年の期間にわたり償却される。
減価償却法	該当なし。	定額法。

重要な判断および見積り

のれんおよびその他の無形資産の回収可能価額ならびに資産の経済的耐用年数（または資産の耐用年数が無限であるか）を評価するために、経営陣の判断が利用されている。当行は各報告日に帳簿価額の回収可能性を再評価している。

各貸借対照表日に、ソフトウェアおよびその他の無形資産（まだ使用可能になっていないものを含む。）は減損の兆候に関して評価されている。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過していると判断された場合、直ちに当該資産の帳簿価額が減額されている。

また、ソフトウェア資産を含む無形資産の予想される経済的耐用年数は、年次で評価される。評価には、経営陣の判断が求められ、ソフトウェア資産に関しては、数多くの要因が予想される経済的耐用年数に影響を及ぼす。これらの要因には、事業戦略の変更、重要な売却および技術的な変更の基礎となる動向が含まれる。当事業年度において、ソフトウェア資産に関する経済的耐用年数の評価は、法人部門およびオーストラリア部門において、240百万ドルの特定のソフトウェア資産の加速償却につながった。

20. その他引当金

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
顧客救済措置	556	115
組織再編費用	94	61
非貸付損失、不正および偽造	75	73
その他	113	141
その他引当金合計	838	390

	顧客救済措置	組織再編費用	非貸付 損失、不正お よび偽造	その他	合計
	(単位：百万ドル)				
期首残高	115	61	73	141	390
当年度の新規および増加した引当金	525	146	11	99	781
当年度に使用された引当金	(60)	(98)	(8)	(65)	(231)
当年度に戻入された未使用金額	(24)	(15)	(1)	(62)	(102)
期末残高	556	94	75	113	838

顧客救済

顧客救済は、当行の過去に提供したサービスおよび商品に関連する顧客補償措置のことである。

組織再編費用

組織再編費用の引当金は、当行の業務範囲、または業務方法の重大な変更に関する活動から生じるもので、従業員退職手当が含まれる。継続活動に関連する費用は引き当てられず、発生時に費用計上される。

非貸付損失、不正および偽造

非貸付損失には、貸付金および前渡金の元本残高に直接関連しない個別の法的措置によって生じた損失ならびに偽造、不正および業務に関する是正措置によって生じた損失が含まれる。認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、引当金に影響を及ぼす事象および状況に関わるリスクおよび不確実性を考慮している。

その他

その他の引当金は、ロイヤリティ・プログラム、従業員報酬、賃貸借物件に関連した補償引当金および企業結合の一部として認識された偶発債務を含む、様々なその他の引当金で構成される。

認識および測定

当行は、現在の債務が存在し、経済的資源の流出の可能性が高く、信頼性のある測定が可能な場合に引当金を認識する。

認識された金額は、報告日における現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、それに関するリスクおよび不確実性を考慮している。現在の債務を決済するために必要なキャッシュフローの見積りを用いて引当金を測定する場合、その帳簿価額はそれらのキャッシュフローの現在価値である。

重要な判断および見積り

当行は、顧客救済、組織再編費用および余剰リース・スペース、非貸付損失、不正および偽造ならびに訴訟に関連する請求を含む様々な債務に対して引当金を計上している。これらの引当金は、それらの債務を支払うために必要な支出の見積りを含む将来の事象の結果に関する判断を伴う。必要に応じて、専門家の法的助言が取り入れられ、それらの助言に鑑みて、適切とみなされる引当金の計上および/または開示が行われる。

顧客救済に関連する引当金は、特定された案件の解決費用に係る経営陣の最善の見積りを表すものであり、その金額の決定には重要な判断の行使が求められる。判断は、影響を受けた顧客数、顧客1人当たりの平均返金額および関連する救済費用を含む、異なる仮定に対する見解を形成するために必要とされる場合が多い。このため、根拠となる仮定の適切性を実績およびその他の関連する証拠と照らして定期的に検証し、必要に応じて、引当金を調整する。

21. 株主資本

株主資本

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	(単位：百万ドル)
普通株式資本	27,533	29,416
準備金		
為替換算調整勘定	(230)	(75)
株式オプション準備金	92	87
売却可能資産再評価差額金	(24)	(66)
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	106	90
準備金合計	(56)	36
利益剰余金	26,377	22,396
株主資本合計	53,854	51,848

普通株式資本

次の表は当期における普通株式の変動の詳細を示したものである。

	2018年		2017年	
	株式数	(百万ドル)	株式数	(百万ドル)
期首残高	2,937,415,327	29,416	2,927,476,660	29,162
ボーナス・オプション制度				
(1)	2,891,060	-	2,880,009	-
配当金再投資制度 ⁽²⁾	-	-	7,058,658	198
当グループの従業員株式取得				
制度	-	(3)	-	56
株式買戻し ⁽³⁾	(66,688,269)	(1,880)	-	-
期末残高	2,873,618,118	27,533	2,937,415,327	29,416

- (1) 当行は、2018年度中間配当に伴い、ボーナス・オプション制度（BOP）に基づいて1.4百万株（2017年度最終配当に伴い1.5百万株、2017年度中間配当に伴い1.4百万株、2016年度最終配当に伴い1.5百万株）を発行した。
- (2) 株式が市場内で購入され、配当金再投資制度（「DRP」）に参加している株主に直接提供されたため、2018年の中間配当に伴い、DRPに基づく新規株式は発行されなかった（2017年度最終配当に伴いゼロ株、2017年度中間配当に伴いゼロ株、2016年度最終配当に伴い7,1百万株）。2018年9月に終了する事業年度におけるDRPに伴う市場内での購入は、392百万ドル（2017年度：176百万ドル）であった。
- (3) 2018年6月22日、当行は現行の株式の買戻し額を15億ドルから30億ドルに増額することを発表した。当行は、2018年度において、1,880百万ドルに相当する株式の買戻しを行っており、結果として、当年度中に66.7百万株の消却がおこなわれた。

認識および測定	
普通株式	普通株式は無額面である。普通株式の株主には全額払込済普通株式保有数に応じて、配当金を受け取る権利、または当行の清算時に残余財産を受け取る権利が付与される。これらは発行に直接帰属する費用を控除後の普通株式1株当たりの払込額で計上される。株主総会に自らまたは代理人が出席している全額払込済普通株式の各保有者は下記の議決権を有する。 ・ 挙手の場合は各人1。 ・ 投票の場合は各保有株式につき1。
自己株式	自己株式は当行において、次のいずれかに該当するものである。 ・ ANZ従業員株式取得制度が市場で買い付け、未だ分配していないもの。 ・ 当行がANZ従業員株式取得制度のために発行し、未だ分配されていないもの。 自己株式は株式資本から控除され、1株当たり利益の計算に用いる加重平均発行済普通株式数から除外される。
準備金	
為替換算調整勘定	海外事業（子会社および支店を含む）の機能通貨が豪ドルではない場合、資産および負債の豪ドルへの換算の際に発生する差額が含まれる。本準備金において、当該エクスポージャーのヘッジにより相殺する損益を、税効果と共に反映している。
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	キャッシュフロー・ヘッジ手段として指定された商品に関連して有効部分とされる公正価値損益（ポジション解消時に実現する繰延税金を控除後）が含まれている。
売却可能資産再評価差額金	売却可能金融資産の再評価による公正価値の変動および換算差額（資産処分時に実現される繰延税金控除後）が含まれている。
株式オプション準備金	株式報酬費用の認識時に生じる金額が含まれている。

22. 資本管理

資本管理戦略

ANZの資本管理戦略は預金者、債権者および株主の利益を保護することを目標としている。当グループは3年間にわたる詳細な戦略計画および資本計画を策定するための自己資本評価プロセス（ICAAP）を通じてその目標を達成している。プロセスとしては次のものが含まれる。

- ・ 経済的変化、ANZ各部門の財務成績および計画期間中に実施される新たな戦略的イニシアチブの財務上の影響を予測すること。
- ・ 異なる経済シナリオのもとでストレス・テストを実施し、景気低迷時に発生する可能性のある損失を吸収するために必要な追加資本（「ストレス資本バッファ」）の水準を決定すること。
- ・ ANZのリスク・プロファイルに照らし、さまざまな資本クラスの資本比率および目標を見直すこと。
- ・ 現在および将来の資本発行要件ならびに異なる市場や経済の状況下で資本計画を実行するための資本商品、時期および市場に関する選択肢を考慮し、資本計画を策定すること。

資本計画は取締役会によって承認され、必要に応じて更新される。取締役会および上級経営陣には、ANZの資本ポジションの最新情報が定期的に報告される。現在の適正資本管理を維持するために必要な重大な措置はすべて、取締役会に報告され、承認を受ける。当年度を通じて、ANZは営業している各法域における自己資本比率に関するすべての規制要件を遵守していた。

規制環境

ANZはオーストラリアにおける認可済預金受託機関（ADI）であるため、1959年銀行法（オーストラリア連邦）のもとでAPRAによる規制を受ける。ANZはAPRAが定め、国際バーゼル3の自己資本規制枠組みに準拠した最低規制資本要件、健全資本比率および特別な報告水準を遵守しなければならない。これはバーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって設定される銀行規制資本の適正水準を決定するための一般的な枠組みである。

報告目的上、ANZの2018年度の年次報告書の一部として、レベル2 ADIに関する自己資本比率は、単体としての当行については表示されていない。自己資本比率の詳細については、<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholders-review>にて入手可能な2018年度のANZグループ年次報告書の注記23「資本管理」を参照のこと。

[前へ](#)

[次へ](#)

23. 被支配法人に対する持分

	設立地	事業の内容	2018年 (百万ドル)	2017年
ANZバンク（ラオ）リミテッド	ラオス	銀行業	51	51
ANZバンク（台湾）リミテッド	台湾	銀行業	849	849
ANZバンク（ベトナム）リミテッド	ベトナム	銀行業	205	205
ANZケーペル・コート・リミテッド	オーストラリア	証券化マネジャー	18	18
ANZキャピタル・ヘッジング Pty Ltd	オーストラリア	清算中	200	200
ANZセンター・チャテルズ・トラスト	オーストラリア	不動産	167	167
ANZセンター・トラスト	オーストラリア	不動産	550	550
ANZエクイティーズ（ノミニーズ） Pty Ltd	オーストラリア	資産管理サービス	10	10
ANZファンズ Pty Ltd	オーストラリア	持株会社	12,053	9,698
ANZグアム・インク	グアム	銀行業	17	17
ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュアランス Pty Ltd	オーストラリア	抵当保険	398	398
ANZプロパティーズ（オーストラリア） Pty Ltd	オーストラリア	不動産	6	6
ANZリワーズNo.2 Pty Ltd	オーストラリア	クレジットカード・ロイヤリティ・プログラム	40	40
ANZセキュリティーズ（ホールディングス） Pty Ltd	オーストラリア	持株会社	36	36
ANZサポート・サービスズ（インド）プライベート・リミテッド	インド	ITサービス	25	25
ANZウェルス・オーストラリア・リミテッド ⁽¹⁾	オーストラリア	持株会社	2,563	4,034
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク（チャイナ）カンパニー・リミテッド	中国	銀行業	1,121	1,121
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ（PNG）リミテッド	パプアニューギニア	銀行業	40	40
重慶市梁平ANZ農村銀行	中国	銀行業	5	5
シティズンズ・バンコープ	グアム	持株会社	24	24
E S & Aホールディングス Pty Ltd	オーストラリア	休業中	43	43
Esandaファイナンス・コーポレーション・リミテッド	オーストラリア	休業中	5	15
ルッキング・トゥギャザー Pty Ltd	オーストラリア	休業中	6	5
ACN 003 042 082 Ltd	オーストラリア	持株会社	158	258
PTバンクANZインドネシア（持分比率は99%）	インドネシア	銀行業	262	269
被支配法人に対する持分			18,852	18,084

(1) 2018年9月30日に終了した年度において、ANZウェルス・オーストラリア・リミテッドの子会社の売却における公正価値の計算に従って、帳簿価額は597百万ドルの減損となり、正味874百万ドルの資本が当行に返還された。

認識および測定

当行の子会社とは、当行がそのリターンの変動により影響を受けるか、またはそのリターンの変動に対する権利を有し、かつ、それに対する権限を通じてそのリターンに影響を及ぼすことができる法人である。当行は、事業体に対する当行のパワーの有無を、当該事業体の関連性のある活動を指揮する既存の権利を吟味することにより評価している。被支配法人への投資は取得原価から減損損失累計額を差し引いた金額で計上されている。

当行は、少なくとも報告日ごとに、被支配法人に対する投資の減損の兆候について検討する。減損の兆候が存在する場合、当行は、次のいずれか高い方を用いて被支配法人の回収可能価額を算定する。

- ・ 被支配法人の処分費用控除後の公正価値
- ・ 使用価値

当行は、回収可能価額の算定に、割引キャッシュフロー法やその他の方法（収益還元法など）を用いる。

24. 金融資産の譲渡

当行は、通常の事業活動において、金融資産を第三者または組成された事業体（SE）に直接譲渡する取引を行っている。これらの譲渡により、当行は、譲渡資産に係る当行のリスクおよび経済的便益または支配へのエクスポージャーによっては、これらの金融資産の全部または一部の認識を中止する場合がある。当行が譲渡資産に係るリスクおよび経済価値をほぼすべて留保している場合、認識中止に適格な譲渡とは認められず、当該資産は当行の貸借対照表に引き続き全額計上される。

証券化

正味貸付金および前渡金には、当行の証券化プログラムに基づいて証券化され、倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、SEが発行するノートに係る返済債務の担保とするために譲渡されたものである。この中には、中央銀行との間で締結することもある買戻条件付契約（レポ）に関連して保有するモーゲージも含まれている。発行済ノート保有者は、証券化された住宅モーゲージ・プールに対して完全遡及権を有し、当行は、かかる譲渡資産を担保に差し入れることや処分することはできない。

場合によっては、当行は、証券化されたノートの保有者でもある。さらに当行は、SEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結ぶこともある。したがって、当行が住宅モーゲージのリスクおよび経済価値の大半を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識する。当該金額をSEに支払うための債務は、当行の金融負債として認識される。

当行はこれら証券化SEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対する権限を通じてこれらのリターンに影響を及ぼす能力を有する。したがって、当グループの連結財務書類を作成するにあたって、これらのSEは当行に連結されている。

カバード・ボンド

当行は、発行市場で資金を調達するため、様々なグローバル・カバード・ボンド・プログラムを運用している。正味貸付金および前渡金には、これらのカバード・ボンド・プログラムに基づいて倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、発行済のカバード・ボンドにかかる返済債務の担保となっている。

カバード・ボンド保有者は、発行体とカバー・プール資産に対して二重の遡及権を有する。発行体は、かかる譲渡資産を担保に差し入れること、あるいは処分することはできないが、必要な補償が維持されている限り、法的手続きを条件に資産の買戻しおよび代用ができる。

当行は、カバー・プールを、当該カバード・ボンド債務を十分に補償できる水準に維持しなければならない。さらに当行は、カバード・ボンドSEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結んでいる。したがって、当行が住宅モーゲージのリスクおよび経済的便益の大半を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識する。当該金額をSEに返済するための債務は、当行の金融負債として認識している。

当行はカバード・ボンドSEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有している。したがって、当グループの連結財務書類を作成するにあたって、これらのSEは当行に連結されている。これらの発行済外部向けカバード・ボンドは、発行済社債に含まれている。

買戻条件付契約

当行が、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済的便益が当行に留保される買戻条件付契約により有価証券を売却する場合、それらの資産は認識の中止に適格な譲渡資産とはみなされない。取引相手から受領した対価について関連負債が認識される。

以下の表は、認識の中止に不適格な譲渡資産の残高と関連負債を示したものである。

	証券化 ^{(1)、(2)}		カバード・ボンド		買戻条件付契約	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)					
譲渡済資産の当期帳簿価額	64,765	65,030	19,612	19,604	39,332	35,454
関連負債の帳簿価額	64,765	65,030	19,612	19,604	37,581	33,768

(1) 残高は、当行内の組成された事業体への譲渡に関連するものである。

(2) 証券化されたノートの保有者は、証券化された住宅ローン・プールのみに対して遡及権を有する。証券化資産と関連負債の帳簿価額は、公正価値の近似値である。

25. 売却目的保有資産および負債

2018年9月30日現在、売却目的保有に再分類された資産または負債はなかった。2017年における売却目的保有資産の残高は、関連会社（SRCB）への投資、1,748百万ドルからなる。売却は、2018年度に完了した。

- ・ **上海農村商業銀行（SRCB）**

2017年1月3日、当行は、上海農村商業銀行(SRCB)株式の20%を売却することに合意したと発表した。当該売却は、2018年度に完了した。

- ・ **アジアリテールおよび富裕層事業**

ANZグループは、2016年10月31日にシンガポール、香港、中国、台湾およびインドネシアのリテールおよび富裕層事業をシンガポールのDBSバンクに売却することで合意したと発表した。当行が受けた影響はシンガポールおよび香港にあった支店業務によるもののみであり、これらの支店の売却は2017年9月30日より前に完了していた。

売却目的保有資産および負債に関連する損益計算書への影響

2018年に、当行は売却目的保有資産および負債に関連して以下の影響を認識した。

- ・ アジアリテールおよび富裕層事業の売却に関連する活動が完了したことによる13百万ドルの利益。
- ・ SRCBに関連する純利益の247百万ドルは、準備金の戻入れによる利益289百万ドル、為替差損およびその他費用による56百万ドル、および税金の調整額14百万ドルからなる。

2017年に、当行は売却目的保有資産および負債に関連して以下の影響を認識した。

- ・ アジアリテールおよび富裕層事業の売却目的保有への再分類に伴う219百万ドルの損失。その内訳は、ソフトウェアおよびのれんの減損繰入額185百万ドル、さまざまなその他繰入額34百万ドル。
- ・ SRCBの売却目的保有への再分類に伴う333百万ドルの損失。その内訳は、投資の減損が219百万ドル、為替差損が12百万ドル、税金費用が102百万ドル。

これらの処分の結果生じた減額が「その他収入」に算入されている（注記2「営業収入」を参照）。

重要な判断および見積り

以下の事項の決定の際に、当行は、重要な判断を行う。

- ・ 資産または資産グループの売却目的保有または非継続事業への分類および表示
- ・ 売却目的保有に分類された資産および負債の公正価値

経営陣は、売却目的保有資産および負債に関する売却費用控除後の公正価値を評価するに当たって、重要な判断が求められる。判断の項目には、売却費用、のれんの配分、売却契約に含まれる補償および受領した対価（特に、対価の一部に偶発的な要素がある場合）の決定が含まれる。計上する減損は、入手可能な公正価値の最善の証拠を減損控除前の帳簿価額と比較したものに基づいている。最終的な売却価格は、減損計上時に見積る公正価値と異なる可能性がある。経営陣は、定期的に根拠となる仮定の適切性を実際の結果およびその他の関連する証拠と照らして評価し、必要に応じて、公正価値を調整する。売却は貸借対照表日から12か月以内に完了する見込みだが、当該資産の売却に関して当局の承認および商慣習に従った売却条件が適用される。

26. 退職年金および退職後給付債務

下表は、確定給付型退職年金制度に関して貸借対照表に計上された金額を要約したものである。

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
確定給付債務および制度資産		
積立済確定給付債務の現在価値	(1,246)	(1,225)
制度資産の公正価値	1,385	1,328
正味確定給付資産	139	103
貸借対照表に計上された金額		
支払債務およびその他の負債に含まれる確定給付債務から生じた純負債	(15)	(19)
その他の資産に含まれる確定給付債務から生じた純資産	154	122
正味確定給付資産	139	103
確定給付債務に反映された給付金の支払いの加重平均期間（年）	16.8	16.8

制度の直近の決算日時点において、未払給付額に対する資産の市場価値（純額）は、積立ベースで合計10百万ドルの超過（2017年度：16百万ドルの不足）であった。当行は、2018年度に確定給付制度へ合計2百万ドル（2017年度：1百万ドル）を抛出した。来年度には、約2百万ドルを抛出する見込みである。

制度のガバナンスおよび確定給付制度の積立て

当行が加入している主な確定給付型退職年金制度は信託法の下で運営され、関連する信託証書の条項、規則およびすべての関連する法律に従い、加入者に代わって運用および管理される。これらの制度は、当行の完全子会社を受託会社としている。受託会社は制度資産の法的な所有者であり、これらは当行の資産とは分別して保管されている。また、受託会社の責任は、運用方針の設定、および3年ごとの年金数理評価プロセスを通じて雇用主と所要積立額について合意することである。

ANZのオーストラリア職員退職年金制度およびANZ英国職員退職年金制度の確定給付部分は、二大確定給付制度であり、1987年および2004年以降、それぞれ新規加入者はない。これらの制度はいずれも、直近の積立評価時現在、重要な不足額も余剰金もなかった。当行は、制度の信託契約上、不足額（積立ベースに基づいて測定）を補てんする義務を負っていない。これらの制度のいずれかを解散した場合、当行に偶発債務が発生する可能性がある。

認識および測定**確定給付退職年金制度**

当行の確定給付制度に関しては、独立年金数理士が、各確定給付制度に基づく従業員への給付に関連する負債および費用を計算する。年金数理士は予測単位積増方式を用いて、負債を評価する。貸借対照表には、次のものが計上される。

- ・ 債務が制度資産の公正価値を上回る場合は、確定給付負債
- ・ 資産の公正価値が債務を上回る場合は、資産（回収可能価額が上限とする）

各報告期間において、正味確定給付債務の変動は、以下のように認識される。

- ・ 当期勤務費用、確定給付債務の利息純額、過去勤務費用、およびその他の費用（例えば縮小や清算の影響など）に関連する純変動は、営業費用として認識される。
- ・ 正味確定給付負債のうちの数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他の包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・ 当行の拠出額は正味確定給付残高に直接計上される。

確定拠出退職年金制度

当行は、多数の確定拠出制度を運営しており、事業を行っている様々な国における法律に従い、確定拠出制度の性質を有する政府およびその他の制度にも拠出を行っている。当行のこれら制度への拠出は、発生時に人件費として認識される。

重要な判断および見積り

確定給付債務の評価時に当グループが使用する主な仮定は、次のとおりである。仮定の変更、または異なる仮定の適用は、その他の包括利益計算書および貸借対照表に重大な影響を及ぼす可能性がある。

仮定			重要な仮定の変更に 関する感応度分析	確定給付債務の 増加／（減少）	
	2018年	2017年		2018年 （単位：百万ドル）	2017年 （単位：百万ドル）
割引率（年率％）	2.65 - 3.7	2.5 - 3.8	0.5％の上昇	(131)	(104)
将来の昇給率（年率％）	3.75	3.7			
将来の年金給付の物価スライド					
支払（年率％） /	2.0 - 3.0/	2.0 - 3.0/			
繰延年金（年率％）	2.25	2.2	0.5％の上昇	109	86
現在の加入者の60歳時点での余命			1 年長期化	56	44
- 男性（年数）	25.5 - 29.0	25.4 - 28.9			
- 女性（年数）	28.7 - 31.0	28.6 - 30.9			

27. 従業員持株およびオプション制度

当行は、ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき多数の従業員持株およびオプション制度を運営している。

ANZ従業員株式取得制度

2017年度および2018年度に運営されていたANZ従業員株式取得制度は、従業員株式オファー制度および株式後渡し制度である。

従業員株式オファー制度	
資格	オーストラリアまたはニュージーランドで雇用され、直近の年度における継続勤続年数が3年以上になる正社員の大半
付与	オーストラリアでは事業年度ごとに1,000ドル（ニュージーランドでは800ドル）相当を上限にANZ株式を付与。ただし、取締役会の承認を要する。
割当額	付与日までの1週間（付与日を含む）にオーストラリア証券取引所（ASX）で売買されたANZ株式の1週間の出来高加重平均価格（VWAP）
オーストラリア	ANZの普通株式は、対価なしで適格従業員に付与される。これらの株式は付与時に権利が確定し、付与日から3年間信託で保有される。その後、信託に留保、従業員の名義に移管、または売却することができる。配当金は配当金再投資制度で自動的に再投資される。
ニュージーランド	適格従業員は、1株当たり1ニュージーランド・セントを支払うと株式が付与される。3年間の勤続期間の充足を条件に、株式の権利が確定した後は、信託に留保されるか、従業員の名義に変更、または売却することができる。従業員が辞職した場合または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の株式は失効する。配当は現金で支払われるか、配当金再投資制度に再投資される。
費用計上額 （公正価値）	オーストラリアでは、これらの株式に失効の条件が付されていないければ、付与された年にその公正価値が費用計上される。 ニュージーランドでは、3年間の権利確定期間にわたって公正価値が定額法で費用計上される。 この費用は株式報酬費用として認識され、株式資本が同額増加する。
2018年度	2017年12月1日に、28.67ドルの発行価格で541,982株が付与された。
2017年度	2017年度に付与された株式はなかった。

株式後渡し制度	
i) 最高経営責任者(「CEO」)およびグループ執行委員会(「ExCo」)	
資格	グループCEOおよびExCo
付与	CEOの年間変動報酬(AVR)の50%相当、およびExCoの変動報酬(「VR」)の33%相当を後渡し株式として受領
条件	付与日から4年にわたって均等に繰り延べられる。
ii) ANZインセンティブ制度(ANZIP)およびビジネス・ユニット・インセンティブ制度(BUIP) - 2017年10月1日以降の報酬	
資格	ANZの標準的なVR制度に加入する従業員
付与	VRが150,000ドルまたはそれを上回る場合、80,000ドルを超えるインセンティブ金額の60%相当を後渡し株式として受領(最低繰延額は42,000ドル)
条件	付与日から3年にわたって均等に繰り延べられる。
iii) ANZ従業員報酬制度(ANZERS)およびBUIP—2017年9月30日までの報酬	
資格	ANZの標準的な短期インセンティブ(STI)制度に加入する従業員
付与	100,000ドルを超えるインセンティブ金額の半額相当を後渡し株式として受領(最低繰延額は25,000ドル)
条件	付与日から2年にわたって均等に繰り延べられる。
iv) 業績総合インセンティブ制度(TIPP)—2017年9月30日までの報酬	
資格	法人部門向けTIPPに加入する従業員
付与	80,000ドルを超えるインセンティブ金額の60%相当を後渡し株式として受領(最低繰延額は18,000ドル)
条件	付与日から3年にわたって均等に繰り延べられる。
v) 長期のインセンティブ(LTIs)	
資格	選定された従業員
付与	全額が後渡し株式
条件	付与日から3年後に権利が確定
vi) 例外的な場合	
放棄された報酬	例外的に、当行は、前の雇用主に対して放棄した報酬を補償するため、特定の従業員の当行入社時に後渡し株式を付与する。権利確定期間は一般的に放棄した報酬の残存権利確定期間で調整されるため、付与によって異なる。
人材確保	当行にとって人材喪失リスクが大きいとみなされる業績の良い従業員に対して、後渡し株式が付与されることがある。
vii) 追加情報	
下方修正	株式後渡しは依然としてリスクにさらされており、取締役会は権利確定日までいつでも後渡し株式数をゼロに下方修正する裁量を有する。当行の下方修正規定については、ANZの2018年度年次報告書の2018年度報酬報告書のセクション4.3.4を参照。
中止	取締役会が別段の決定を下さない限り、従業員が辞職した場合、通知により契約が終了した場合、または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の後渡し株式は失効する。後渡し株式は繰り延べ期間以降は信託で保有可能である。
配当金	配当は現金で支払われるか、配当金再投資制度に再投資される。
金融商品	一部の国においては、現地に合わせて後渡し株式の代わりに後渡し株式の権利を付与することができる(「後渡し株式の権利」欄を参照)。
割当額	すべての後渡し株式は、付与日までの1週間(付与日を含む)にASXで取引されたANZ株式のVWAPに基づいて、発行される。
費用計上額(公正価値)	当グループは、関連する権利確定期間を通じて、定額法で後渡し株式の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、株式資本が同額増加する。
2018年度の付与	2,232,563株の後渡し株式が付与され、加重平均付与価格は29.31ドルであった。後渡し株式2,632株が、取締役会の裁量に基づきゼロに下方修正された。
2017年度の付与	2,016,835株の後渡し株式が付与され、加重平均付与価格は28.03ドルであった。取締役会の裁量に基づきゼロに下方修正された株式後渡しはなかった。
ANZ従業員株式取得制度の費用計上	
費用計上額(公正価値)	従業員株式オファー制度および株式後渡し制度により当行が2018年度に付与した株式の付与日に測定した公正価値は、株式数2,774,545株とVWAP29.17ドルに基づいて80.9百万ドル(2017年度:2,016,835株とVWAP28.09ドルに基づいて56.7百万ドル)である。

ANZ株式オプション制度

割当	当グループは、選ばれた従業員に、ANZの全額払込済普通株式をオプションまたは権利の確定時に所定の価格で取得する権利を表象するオプションまたは権利を付与することがある。オプションまたは権利を行使して普通株式が割当てられると、議決権と配当請求権も付随して割当てられる。 各オプションまたは権利により、その所有者は付与時に課せられた条件に従い普通株式1株を与えられる。オプションの行使価格は、制度の規則に従い、一般には付与日までの1週間（付与日を含む）にASXで取引された株式のVWAPを基準に決定される。権利については、行使価格はゼロである。
規則	オプション／権利の行使前、株式無償割当、株主割当発行、または再編により当行が株式資本を変更した場合、次の調整が求められる。 ・ 株式無償割当—所有者のオプションを行使時において、対象株式の割当時に保有していたならば受領資格のあった無償株式の割当数に対する権利が同時に与えられる。 ・ 株式割当発行—当行は、ASX上場規則で定められている方法で、オプション行使価格を調整する。 ・ 再編—権利に関して、株式無償割当または当行の株式資本再編が行われた場合、取締役会は、権利所有者に損得が生じないよう、権利の個数または対象株式数を調整できる。 所有者には上記以外に参加する権利はない。 ・ オプション／権利の行使前における当行の有価証券の新規発行、あるいは ・ ANZ以外の法人（例えば子会社など）の株式発行 2012年11月1日以降の株式の付与に関しては、取締役会の裁量により、報奨の権利確定部分を株式ではなく現金同等物で支給できる。
費用計上	当行は、関連する権利確定期間を通じて、定額法でオプションまたは権利の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、株式オプション準備金が同額増加する。
中止	当該従業員の雇用が終了した場合に適用される規定については、ANZグループの2018年度年次報告書の2018年度報酬報告書のセクション7.2を参照。
下方修正	当行の下方修正規定については、ANZグループの2018年度年次報告書の2018年度報酬報告書のセクション4.3.4を参照。

2018年度および2017年度のオプション制度

i) 業績に基づく権利	
割当	当行のインセンティブ・プランの一環として、特定の従業員に業績に基づく権利を付与している。業績に基づく権利とは、3年間の権利確定期間および総株主利回り（TSR）の業績要件を条件として、対価なしにANZ株式を取得する権利を所有者に付与する。業績要件に関する詳細については、ANZグループの2018年度年次報告書の2018年度報酬報告書のセクション4.3.3を参照のこと。
2018年度および2017年度の付与	2018年度には、1,023,239個（2017年度：944,419個）の業績に基づく権利を付与した。取締役会の裁量に基づき、2018年度および2017年度にゼロに下方修正された業績に基づく権利はなかった。
ii) 後渡し株式の権利（業績要件なし）	
割当	後渡し株式の権利とは、一定の権利確定期間の後、対価なしにANZ株式を取得する権利を所有者に与えるものである。当行は、制限期間中に配当が支払われないことについて権利の公正価値を調整する。
権利確定	株式報奨の一部は、取締役会の裁量により株式ではなく現金同等物で支給できる。取締役会の裁量により後渡し株式の権利で支給された108,783個（2017年度：67,573個）を除いて、すべて株式の割当により支給された。
下方修正	取締役会の裁量により、2018年度に1,638個、2017年度に3,835個の後渡し株式の権利がゼロに下方修正された。
2018年度および2017年度の付与	2018年度には、2,546,333個（2017年度：2,547,377個）の後渡し株式の権利（業績要件なし）が付与された。

発行済のオプション、後渡し株式の権利、および業績に基づく権利

2018年10月30日現在、発行済の後渡し株式の権利は4,204,281個、その所有者は657名、発行済の業績に基づく権利は2,865,941個、その所有者は159名であった。

オプション/権利の推移

2018年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション/権利、関連する加重平均（WA）行使価格および2018年度の変動の詳細は、次表に示すとおりである。

	期首残高 2017年 10月1日現在	付与された オプション/ 権利数	失効した オプション/ 権利数 ⁽¹⁾	終了した オプション/ 権利数	行使された オプション/ 権利数	期末残高 2018年 9月30日現在
オプション/権利数	7,113,784	3,569,572	(2,043,209)	(1,558)	(1,490,016)	7,148,573
WA行使価格（ドル）	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA株価終値（ドル）						\$28.43
WA残存契約期間						2.1年
行使可能な全発行済 オプション/権利の WA行使価格（ドル）						\$0.00
行使可能な発行済 オプション/権利数						67,666

2017年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション/権利、関連する加重平均行使価格および2017年度の変動の詳細は、次表に示すとおりである。

	期首残高 2016年 10月1日現在	付与された オプション/ 権利数	失効した オプション/ 権利数 ⁽¹⁾	終了した オプション/ 権利数	行使された オプション/ 権利数	期末残高 2017年 9月30日現在
オプション/権利数	6,424,117	3,491,796	(1,815,732)	(629)	(985,768)	7,113,784
WA行使価格（ドル）	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA株価終値（ドル）						\$29.50
WA残存契約期間						2.4年
行使可能な全発行済 オプション/権利の WA行使価格（ドル）						\$0.00
行使可能な発行済 オプション/権利数						143,839

(1) 権利が失効するような状況（例えば中止、下方修正、業績面の条件を満たしていないなど）を指す。

2017年および2018年度のオプション/権利の行使の結果発行されたすべての株式の権利行使価格はゼロであった。

取締役会報告書の署名日である2018年10月30日現在、

- ・ 2018年度末以降に付与された普通株式に対するオプション/権利はなかった。
- ・ 2018年度末以降のオプション/権利の行使の結果発行された株式はなかった。

公正価値の仮定

公正価値算定時、当行は、AASB第2号「株式報酬」の要件に従ってモンテ・カルロ価格モデルおよび／またはブラック・ショールズ価格モデルなど、市場における標準的な評価技法を適用している。これらのモデルは、権利が確定した持分の早期行使、譲渡不能、および（要件が設けられている場合は）社内外の業績要件を考慮している。

次の表は、期中に付与された金融商品の公正価値の計算へのインプットとして使用した重要な仮定である。値は加重平均値で表示しているが、各配分で用いる具体的な値は、公正価値の計算に用いている値である。

	2018年		2017年	
	後渡し株式の 権利	業績に基づく 権利	後渡し株式の 権利	業績に基づく 権利
行使価格(ドル)	0.0	0.0	0.00	0.00
付与日の株価終値(ドル)	29.24	29.21	27.95	28.18
ANZ株価の予想ボラティリティ (%) ⁽¹⁾	20.0	20.0	24.9	25.0
権利の期間(年)	2.4	5.0	2.3	5.0
権利確定期間(年)	2.1	3.0	2.1	3.0
予定期間(年)	2.1	3.0	2.1	3.0
予定配当利回り (%)	5.75	5.75	6.49	6.46
無リスク金利 (%)	1.65	1.95	1.76	1.86
公正価値(ドル)	26.03	12.24	24.59	13.73

(1) 予想ボラティリティとは、ANZの株価が権利の有効期間中において変動すると予想される金額の割合である。価格モデルで用いる変動率の測定の基準となるのは、付与日に先立つ繰延期間における株価実績について、連続複利による収益率の標準偏差を年換算したものである。この年率換算した変動実績率の平均は、権利の予定期間における合理的な予想変動率を見積もるために利用される。

株式報酬の支給

株式報酬に用いられるすべての株式は、市場からの買戻し、再割当、新規発行、またはこれらの組み合わせにより調達される。

2018年度に当行が全従業員のために市場で買い付けた株式数は（ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき、あるいはオプションまたは権利に対応するため）は3,936,773株、1株当たり平均株価は29.00ドルであった（2017年度：1株当たり平均27.83ドルで2,704,206株）。

28. 関係当事者の開示

主要経営陣の報酬

主要経営陣（KMP）とは、次のような取締役全員およびCEO直属の執行役員である。

- ・ 戦略の方向性や主要な収益部門の経営管理に責任を持つ者
- ・ 重要な収益および費用を管理する者

注記3「営業費用」で人件費合計に算入されているKMPの報酬は、次のとおりである。

	2018年 ⁽¹⁾	2017年 ⁽¹⁾
	(単位：千ドル)	
短期給付	19,484	21,002
退職後給付	333	1,046
その他長期給付	150	169
退職給付	454	563
株式報酬	8,910	14,926
合計	29,331	37,706

(1) 雇用期間が終了するまでに開示された旧KMPを含む。

主要経営陣のローン取引

KMPに融資されたローンは、他の従業員や一般顧客に適用される条件よりも有利にならない通常の商業的条件（融資期間、所要担保、金利など）に基づき、通常の事業過程で行われたものである。KMP（その関係当事者を含む）に対して実行したローン、または保証もしくは担保の総額は、以下のとおりであった。

	2018年	2017年
	(単位：千ドル)	
貸付金 ⁽¹⁾	12,710	14,497
利息費用 ⁽²⁾	477	550

(1) 残高は、貸借対照表日現在（貸借対照表日現在に在職していたKMP）および退職日現在（当年度中に退職していたKMP）のものである。

(2) 利息は当期中のすべてのKMPに関するものである。

主要経営陣によるANZ証券の保有高

KMP（KMPの関連当事者を含む）が直接的、間接的、または実質的に保有する当行の劣後債、株式、株式の権利および株式オプションの詳細は以下のとおりである。

	2018年	2017年
	株数または個数 ⁽¹⁾	
株式、オプションおよび権利	2,293,271	2,233,182
劣後債務	13,152	17,152

- ・ 当年度中に退職していたKMPについては、残高は退職日現在で計算されている。

主要経営陣およびその関連当事者とのその他の取引

KMPおよびその関連当事者とのその他の取引はいずれも、通常の商業的条件で実行された。これらの取引には通常、金融および投資サービスの提供に関連したものであり、適格な海外駐在員として認められた人々へのサービスも含まれている。海外駐在員へのサービスは、転勤によって金銭的な利益または不利益が生じないようにするためのものである。KMPおよびその関係当事者が関わるこれらの取引はいずれも、その性質上、僅少であるか、または自国において実行されている。これらの取引に関しては、財務書類の利用者がその希少な資源の配分に関する意思決定の実行や評価を下す上で関心を寄せると見なされる取引のみ開示される。

関連会社

当年度中、当行はすべての関連会社との間で、以下に示す取引を通常の商業的条件と同等の条件で行った。

	2018年	2017年
	(単位：千ドル)	
関連会社からの未収金	34,364	76,247
関連会社への未払金	608	587
関連会社からの受取利息	1,704	2,728
関連会社への支払利息	-	18
関連会社に支払ったその他の費用	6,735	8,424
関連会社から回収した費用	-	748

当行が関連会社に重要な保証を与えたことはなく、また関連会社から重要な保証を受けたこともなかった。当行と関連会社との間の債権残高は全額当行による回収が可能とみなされるため、評価減も引当金も計上していない。

子会社

重要な被支配法人については、注記23「被支配法人に対する持分」において開示している。当年度中、子会社は子会社間および関連会社との間で、通常の商業的条件と同等の条件で取引を行った。2018年9月30日現在、当行はこれらすべての取引に関わる残高が全額回収可能とみなしている。

当行と子会社との間の取引には、広範囲にわたる銀行業務およびその他の与信枠の提供が含まれる。配当金または持分の形式で関連当事者に支払った、または関連当事者より受領した金額は、注記2「営業収入」に記載されている。

その他のグループ会社間取引には、運用および管理サービスの提供、職員の研修、データ処理設備、税務上の欠損金の移転、および有形固定資産のリースが含まれる。

29. コミットメント、偶発債務および偶発資産

不動産関連のコミットメント

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
リース賃借料		
土地および建物	1,533	1,818
什器および備品	112	145
リース賃借コミットメント合計 ⁽¹⁾	1,645	1,963
1年以内	321	394
1年超5年以内	769	908
5年超	555	661
リース賃借コミットメント合計 ⁽¹⁾	1,645	1,963

(1) 2018年9月30日現在、解約不能サブリース契約に基づいて受領が見込まれる将来最低サブリース料合計は、81百万ドル（2017年度：91百万ドル）である。当年度中に当行が受領したサブリース料は29百万ドル（2017年度：28百万ドル）で、支払賃借料と相殺された。

信用関連のコミットメントおよび偶発債務

	2018年	2017年
	(単位：百万ドル)	
契約額		
未実行の与信枠	164,944	150,339
保証および信用状	16,363	18,062
履行保証関連偶発債務	22,176	18,890
合計	203,483	187,291

未実行の与信枠

未実行の与信枠の大半は、顧客の特定の信用およびその他要件もしくは条件の維持が前提となる。これら与信枠の多くは、部分的な使用にとどまると予想されるが、その他は全く使用されない可能性もある。したがって、額面金額の総額は、将来の流動性リスクまたは将来の現金の必要額を必ずしも示していない。当行が支払いを求められうる最短日に基づく、計164,944百万ドル（2017年度：150,339百万ドル）の未実行の与信枠が向こう12か月以内に満期を迎える。

保証、信用状、および履行保証関連偶発債務

保証および偶発債務は、保証、スタンドバイ信用状、荷為替信用状など当行が自己勘定において実行した取引に関するものである。

荷為替信用状では、輸出業者に対する代金支払いを保証する信用状を当行が発行する。これらは、関係する積荷商品を担保としているか、または他の銀行の確認信用状を条件としている。

履行保証関連偶発債務は、顧客が契約に基づく非金銭的な債務の履行を怠った場合に第三者に支払いを行う義務を当行に負わせる負債である。

かかる取引に関連するリスクを反映するため、当行は、融資申請と同じ与信審査、ポートフォリオ管理および担保要件を適用している。契約額は、契約相手が金銭上の債務を履行できなかった場合に当行が被り得る最大損失額を表している。与信枠は、実行されずに期間が終了する可能性もあるため、名目上の金額は必ずしも将来必要となる現金額を表すわけではない。当行が支払いを求められうる最短日に基づく、計16,363百万ドル（2017年度：18,062百万ドル）の保証および信用状、ならびに計22,176百万ドル（2017年度：18,890百万ドル）の履行保証関連偶発債務が、向こう12か月以内に満期を迎える。

その他の偶発債務

2018年9月30日現在、当行には以下の事項に関する偶発債務が存在していた。該当する場合には、法律専門家の助言に照らして適切と考えられる引当金の計上および開示が行われている。場合によっては、開示が実務的でないこと、または開示により当行の利益を毀損するおそれがあるため、個別項目が財務に及ぼす影響の見積額を開示していない。

銀行業務手数料を巡る訴訟

2010年に訴訟費用融資会社が当行を相手に集団訴訟を開始し、2013年3月にも、類似する第二の集団訴訟が開始された。申立者は、特定の手数料（取引勘定での借越手数料、残高不足（借越不能）手数料、滞納手数料ならびにクレジットカードの支払遅延手数料および利用限度超過手数料）は法的強制力がない違約金であり、各種手数料は、非良心的行為、不公正な契約条項および不正取引を規制する実定法上の条項に基づいても法的強制力はないと主張した。2014年8月には、支払遅延手数料に限定した別の集団訴訟も始められた。

2013年3月の集団訴訟における違約金と法定項目に関する請求は退けられ、棄却された。2014年8月の集団訴訟は、2016年10月に中止された。

2010年の集団訴訟で元来主張されていた請求は既に棄却されている。2017年には、2010年の集団訴訟に、特定の定期返済滞納手数料を課金する当行の資格を巡る新たな請求が追加された。

ベンチマーク／金利を巡る訴訟

2016年7月と8月に、当行を含めた米国内外の銀行を相手取った集団訴訟の訴状が米国地方裁判所に提出された。一方はバンク・ビル・スワップレート（「BBSW」）を巡る訴訟で、他方はシンガポール銀行間取引金利（「SIBOR」）およびシンガポール・スワップ・オファー・レート（「SOR」）を巡る訴訟である。両集団訴訟は、BBSW、SIBOR、またはSORに基づき値付け、評価、および／または決済された米国を本拠地とする金融商品取引に関与した個人と企業に適用されると表明されている。原告は金額を定めない損害賠償または補償金を請求しており、当行をはじめとする被告銀行が米国の独占禁止法、組織犯罪排除法、商品取引法、および不当利得原則（BBSWの訴訟のみ）に違反したと主張している。当行は、これらの訴訟で争っている。本件はまだ初期段階にある。

2017年2月、南アフリカ競争委員会は南アフリカ・ランド建て取引において同国競争法のカルテル禁止規定に違反したとして、当行を含めた国内外の銀行を相手取った訴訟を開始した。民事罰の見込みあるいはその他の財務的な影響は判明していない。本件はまだ初期段階にある。

資金調達を巡る訴訟

2018年6月に、連邦公訴官は、当行の2015年8月の普通株式約80.8百万株の機関投資家向けの株式売出しの共同主幹事によるカルテル行為に、上層部の従業員が認識しつつ故意に関わったと主張している件について、当行に対する刑事訴訟に取り掛かった。本件はまだ初期段階にある。当行および当行の上層部の従業員は、この申し立てに抗弁している。

2018年9月に、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）は、当行が、2015年8月の機関投資家向けの株式売出しに関連する継続開示義務を遵守していないという主張に対する民事訴訟に取り掛かった。ASICは、売出し株式のうち、普通株式約25.5百万株を共同主幹事が引き受けた件について、当行が市場に助言すべきだったと主張している。本件はまだ初期段階にある。当行は、この申し立てに抗弁している。

フランチャイズ訴訟

2018年2月に、2件の関連する集団訴訟が当行に対して提起された。主たる訴訟は、当行が申立人およびその他のセブン・イレブンのフランチャイズ加盟店に貸付を行った際に、契約上の義務に違反し、非良心的に行動したと主張している。当該訴訟は、それらのフランチャイズ加盟店への貸付金の取り消しを求め、未確定の損害賠償を主張している。第二の訴訟は、当行に供された関連担保および保証の取り消しを求めている。本件はまだ初期段階にある。

規制および顧客に対するエクスポージャー

近年、ANZが規制当局と関わり合う案件の件数が増加している。とりわけオーストラリアおよび世界各国の金融機関に対して、規制上の捜査や検査の内容と規模、強制措置（訴訟またはそれ以外であるかを問わない。）、および規制当局によって科される罰金の金額が著しく増大している。当行もまた、規制当局の関与を引き起こしている。これらの関与は広範囲に及ぶ可能性があり、例えば現在では、担当する融資実務、商品の適性、富裕層への助言、価格および競争、金融市場および資本市場取引における行為ならびに商品開示に関する文書などの多岐にわたる事項が含まれる。当行は、業界全体および当行に限定した検査の一環として、規制当局から様々な通知および情報提供の要請を受けた。また、規制当局に対して当グループ自ら進んで開示を行った。これらは、規制に対するエクスポージャーに加えて顧客に対するエクスポージャーが生じる可能性がある。これらのエクスポージャーとしては、集団訴訟、個別の請求、または顧客救済や補償措置が含まれるおそれがある。これらの検査の結果および潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

王立委員会

2017年12月14日に、銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会が設立された。当委員会は、2019年2月1日（2018年9月28日に中間報告書が出された。）に最終報告書を提出するよう要請している。当委員会により、追加コストの発生となる可能性があり、更なるエクスポージャー（更なる規制措置に関連するエクスポージャーもしくは、集団訴訟、個人の請求または顧客救済や補償措置などの顧客関連の潜在的エクスポージャーを含む。）につながる可能性がある。これらの結果と潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

担保回収を巡る訴訟

減損資産の問題解決を目的として担保回収措置が講じられたことにより、様々な損害賠償請求が発生しており、または発生する見込みである。これらの請求については抗弁が見込まれている。

保証および補償

当行は、様々な事業および資産の売却やその他の取引に関連して、広範囲にわたる事項およびリスクを網羅する、購入者およびその他の人物の利益となる保証、補償およびそのたのコミットメントを提供している。当行は、それらの保証、補償およびコミットメントに基づく潜在的な請求に晒されている。

精算および決済義務

オーストラリア証券決済システム、大量電子決済システム、発行者・取得者コミュニティおよび高額決済システム（HVCS）に関するオーストラリア支払決済ネットワーク協会の規定に基づき、当行は、他の会員金融機関が決済を怠った場合に双務的エクスポージャーおよび損失が生じる可能性がある規則を遵守する義務がある。これらの取決めに起因する当行の潜在的エクスポージャーは、事前に数値化できない。

オーストラリア・システム（「オーストラリア」）の規定およびCLS銀行インターナショナル規則に従い、当行は、会員金融機関が決済を怠った場合、損失を共同負担する義務がある。これらの取決めに起因する当行の潜在的エクスポージャーは、事前に数値化できない。HVCSとオーストラリアの場合、上記の債務が生じるのは限定的な状況に限られる。

当行は、ASXクリア（フューチャーズ）、ロンドン・クリアリング・ハウス（LCH）・スワップクリア、韓国証券取引所（KRX）、香港証券取引所（HKEX）、上海清算所など、世界の様々な中央清算機関の会員でもある。会員である当行は、国際的な規制要件に沿って中央清算機関でデリバティブ商品を清算できる。これらすべての会員制に共通する点は、当行がデフォルト基金に拠出する必要があることである。他の会員が債務履行を怠った場合、当行はデフォルト基金への追加拠出義務を請け負うよう求められるおそれがあるものの、その額を事前に数値化することはできない。

親会社の保証

当行は、通常の事業過程において、特定の子会社に関して援助の念書（レター・オブ・コンフォート）および保証書を発行している。これらの念書および保証書に基づき、当行は、継続して当行の被支配法人であること等、一定の条件に該当する場合、それらの子会社が各自の金融上の義務を引き続き果たせるようにすることを保証する。

グリンドレイズの事業の売却

2000年7月31日、当行は、ANZグリンドレイズ・バンク・リミテッドならびに英国およびジャージーにおけるANZのプライベート・バンキング事業を、ANZグリンドレイズ（ジャージー）・ホールディングス・リミテッドおよびその子会社と共に、現金13億米ドルでスタンダード・チャータード・バンク（SCB）への売却を完了した。当行はこれらの事業について保証および一定の補償を提供しており、その対象となる支払が起こる可能性が高いと予想した部分については、当該予想債務に係る引当金を計上している。以下に示す事項は、報告された営業成績に不利な影響を及ぼしていない。本日までの和解金および罰金は、すべて設定された引当金の範囲内であった。

1991年に一定の金額が、インド国内のグリンドレイズで保有されていた他通貨への転換不能インド・ルピー口座から送金された。これらの取引は、インドの1973年外国為替規制法の規定に違反していた可能性がある。グリンドレイズは、自主的に、これらの取引をインド準備銀行へ届け出た。インド当局は、グリンドレイズおよび同行の在インド役員に対して警告を行い、民事罰が科されたが、これについては上訴可能である。刑事訴追も継続中で、抗弁が見込まれている。係争中の金額は重要な値ではない。

偶発資産

ナショナル・ハウジング・バンク

当行は、問題のある小切手により1990年代初頭に旧グリンドレイズの顧客口座に入金された受取金の回収を継続している。

問題の小切手は、インドのナショナル・ハウジング・バンク（「NHB」）から振り出されていた。小切手の受取金に関するグリンドレイズとNHBの訴訟は2002年初頭に解決した。

回収は、小切手の受取金を受領したグリンドレイズの顧客財産に対して行われている。回収額は、当行とNHBの間で分配されることになっている。

30. 監査人報酬

	2018年 (単位：千ドル)	2017年
KPMGオーストラリア		
財務報告書の監査またはレビュー	6,674	6,318
監査関連業務 ⁽¹⁾	4,152	3,668
非監査業務 ⁽²⁾	100	220
合計⁽³⁾	10,926	10,206
KPMG オーストラリアの海外提携事務所		
財務報告書の監査またはレビュー	1,642	1,645
監査関連業務 ⁽¹⁾	545	523
非監査業務 ⁽²⁾	2	-
合計	2,189	2,168
監査人報酬合計	13,115	12,374

(1) 内訳は、健全性および規制に関する業務が2.41百万ドル（2017年度：3.11百万ドル）、コンフォート・レターが0.45百万ドル（2017年度：0.55百万ドル）、その他が1.84百万ドル（2017年度：0.53百万ドル）である。

(2) 非監査業務の内容は、市場に関する全般的な見識、統制関連の評価および研修などである。

(3) 物品・サービス税を含む。

当行の方針は、KPMGオーストラリアまたはその提携事務所が法定の監査業務の範囲外であっても外部監査人の役割と矛盾しない保証およびその他の監査関連業務を認めている。この中には、APRAなどの監督機関の要請による規制遵守や健全性に関するレビューが含まれる。監査や監査関連業務に当てはまらないその他の業務は、非監査業務とされる。当該方針では、監査人の独立要件に反しない限り、特定の非監査業務の提供を受けることを認めている。KPMGオーストラリアまたはその提携事務所は、外部監査人としての役割と矛盾する、または監査人の独立性に違反するとされる業務を行ってはならない。これには、通常経営陣が行う経営活動に関する助言および下請け、ならびに監査人が自己の業務に対して意見を述べることを最終的に求められうる契約が含まれる。

31. 事業年度末以後の後発事象

2018年9月30日から本報告書署名日までの間に発生した重要な事象はない。

[前へ](#) [次へ](#)

取締役の宣言および主任監査人の独立性の宣言

取締役の宣言

オーストラリア・ニュージーランド銀行の取締役は以下のことを宣言する：

- a) 取締役の意見において、当行の財務書類および注記は、
 - i) オーストラリア会計基準および2001年会社の規則により適用される規制に準拠していることを含め、2001年会社法第7.8項に従い作成されている。
 - ii) 2018年9月30日現在の当行の財務状態および同日に終了した事業年度における当行の業績について真実かつ公正に表示している。
- b) 財務書類と併せて提出された監査人の監査報告書は、財務書類に関する当該報告書の真正な写しである。

取締役の決議に従って署名されている。

デービッド・M・ゴンスキー, AC

会長

2018年10月30日

シェイン・C・エリオット

取締役

2001年会社法第307条Cに基づく主任監査人の独立性の宣言

オーストラリア・ニュージーランド銀行の取締役各位

監査人は、認識および確信する限りにおいて、オーストラリア・ニュージーランド銀行の2018年9月30日に終了した事業年度の監査について以下のことを宣言する：

- i) 本件監査に関して、2001年会社法が定める監査人の独立性要件に対する違反はなかった。
- ii) 本件監査に関して、適用されるいかなる職業的専門家行動規範に対しても違反はなかった。

ケーピーエムジー

アリソン・キッチン

パートナー

メルボルン

2018年10月30日

[前へ](#)

[次へ](#)

FINANCIAL REPORT

INCOME STATEMENT

For the year ended 30 September ¹	Note	2018 \$m	2017 \$m
Interest income		30,327	29,120
Interest expense		(15,813)	(14,245)
Net interest income	2	14,514	14,875
Other operating income	2	4,558	3,589
Net funds management and insurance income	2	576	634
Share of associates' profit	2	183	300
Operating income		19,831	19,398
Operating expenses	3	(9,248)	(8,967)
Profit before credit impairment and income tax		10,583	10,431
Credit impairment charge	13	(688)	(1,198)
Profit before income tax		9,895	9,233
Income tax expense	4	(2,784)	(2,874)
Profit after tax from continuing operations		7,111	6,359
Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	29	(695)	62
Profit for the year		6,416	6,421
Comprising:			
Profit attributable to shareholders of the Company		6,400	6,406
Profit attributable to non-controlling interests		16	15
Earnings per ordinary share (cents) including discontinued operations			
Basic	6	221.6	220.1
Diluted	6	212.1	210.8
Earnings per ordinary share (cents) from continuing operations			
Basic	6	245.6	218.0
Diluted	6	234.2	208.8
Dividend per ordinary share (cents)	5	160	160

¹ Information has been restated and presented on a continuing operations basis. Discontinued operations consists of OnePath pensions and investments and aligned dealer groups being sold to IOOF Holdings Limited and the life insurance business being sold to Zurich Financial Services Australia.

The notes appearing on pages 77 to 163 form an integral part of these financial statements.

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 30 September ¹	2018 \$m	2017 \$m
Profit for the year from continuing operations	7,111	6,359
Other comprehensive income		
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss	32	26
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss		
Foreign currency translation reserve ²	222	(748)
Other reserve movements	137	(297)
Income tax attributable to the above items	(118)	8
Share of associates' other comprehensive income ³	25	1
Other comprehensive income after tax from continuing operations	298	(1,010)
Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	(695)	62
Other comprehensive income after tax from discontinued operations	18	(30)
Total comprehensive income for the year	6,732	5,381
Comprising total comprehensive income attributable to:		
Shareholders of the Company	6,706	5,372
Non-controlling interests	26	9

¹ Information has been restated and presented on a continuing operations basis. Discontinued operations consists of OnePath pensions and investments and aligned dealer groups being sold to IOOF Holdings Limited and the life insurance business being sold to Zurich Financial Services Australia.

² Includes foreign currency translation differences attributable to non-controlling interests of \$10 million gain (2017: \$6 million loss).

³ Share of associates' other comprehensive income includes an available-for-sale revaluation reserve gain of \$28 million (2017: \$1 million loss) and a foreign currency translation reserve loss of \$1 million (2017: \$2 million gain) that may be reclassified subsequently to profit or loss.

The notes appearing on pages 77 to 163 form an integral part of these financial statements.

FINANCIAL REPORT (continued)

BALANCE SHEET

As at 30 September	Note	2018 \$m	2017 \$m
Assets			
Cash and cash equivalents ¹	8	84,636	68,048
Settlement balances owed to ANZ		2,319	5,504
Collateral paid		11,043	8,987
Trading securities	9	37,722	43,605
Derivative financial instruments	10	68,423	62,518
Available-for-sale assets	11	74,284	69,384
Net loans and advances	12	603,938	574,331
Regulatory deposits		882	2,015
Assets held for sale	29	45,248	7,970
Investments in associates	26	2,553	2,248
Current tax assets		268	30
Deferred tax assets		900	675
Goodwill and other intangible assets	20	4,930	6,970
Investments backing policy liabilities		-	37,964
Premises and equipment		1,833	1,965
Other assets		3,645	5,112
Total assets		942,624	897,326
Liabilities			
Settlement balances owed by ANZ		11,810	9,914
Collateral received		6,542	5,919
Deposits and other borrowings	14	618,150	595,611
Derivative financial instruments	10	69,676	62,252
Current tax liabilities		300	241
Deferred tax liabilities		59	257
Liabilities held for sale	29	47,159	4,693
Policy liabilities		-	37,448
External unit holder liabilities		-	4,435
Payables and other liabilities		6,788	8,350
Employee entitlements		540	530
Other provisions	21	1,038	628
Debt issuances	15	121,179	107,973
Total liabilities		883,241	838,251
Net assets		59,383	59,075
Shareholders' equity			
Ordinary share capital	22	27,205	29,088
Reserves	22	323	37
Retained earnings	22	31,715	29,834
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company	22	59,243	58,959
Non-controlling interests	22	140	116
Total shareholders' equity	22	59,383	59,075

¹ Includes settlement balances owed to ANZ that meet the definition of cash and cash equivalents.

The notes appearing on pages 77 to 163 form an integral part of these financial statements.

CASH FLOW STATEMENT

The Consolidated Cash Flow Statement includes discontinued operations. Please refer to Note 29 for cash flows associated with discontinued operations and cash and cash equivalents reclassified as held for sale.

For the year ended 30 September	2018 \$m	2017 \$m
Profit after income tax	6,416	6,421
Adjustments to reconcile to net cash provided by/(used in) operating activities:		
Provision for credit impairment	688	1,198
Depreciation and amortisation	1,199	972
(Profit)/loss on sale of premises and equipment	(4)	(114)
Net derivatives/foreign exchange adjustment	6,721	(3,409)
(Gain)/loss on sale from divestments	(594)	541
Reclassification of businesses to held for sale	693	-
Other non-cash movements	(55)	(167)
Net (increase)/decrease in operating assets:		
Collateral paid	(1,648)	3,533
Trading securities	8,565	2,081
Net loans and advances	(24,739)	(17,838)
Investments backing policy liabilities ¹	(3,914)	(2,122)
Other assets	(973)	509
Net increase/(decrease) in operating liabilities:		
Deposits and other borrowings	12,207	30,904
Settlement balances owed by ANZ	1,853	(627)
Collateral received	186	(310)
Life insurance contract policy liabilities ¹	4,263	2,260
Other liabilities	(298)	215
Total adjustments	4,150	17,626
Net cash provided by operating activities²	10,566	24,047
Cash flows from investing activities		
Available-for-sale assets:		
Purchases	(23,806)	(27,220)
Proceeds from sale or maturity	20,592	19,751
Proceeds from divestments	2,148	(5,213)
Proceeds from Zurich reinsurance arrangement	1,000	-
Other assets	232	(148)
Net cash provided by/(used in) investing activities	166	(12,830)
Cash flows from financing activities		
Debt issuances: ³		
Issue proceeds	25,075	25,128
Redemptions	(15,898)	(27,409)
Dividends paid	(4,563)	(4,396)
On market purchase of treasury shares	(114)	(75)
Share buyback	(1,880)	-
Net cash provided by/(used in) financing activities	2,620	(6,742)
Net increase in cash and cash equivalents	13,352	4,475
Cash and cash equivalents at beginning of year	68,048	66,220
Effects of exchange rate changes on cash and cash equivalents	3,564	(2,647)
Cash and cash equivalents at end of year⁴	84,964	68,048

¹ Investments backing policy liabilities and life insurance policy liabilities have been reclassified as held for sale.

² Net cash provided by/(used in) operating activities includes income taxes paid of \$5,373 million (2017: \$2,864 million).

³ Non-cash changes in debt issuances includes fair value hedging gains of \$1,443 million (2017: \$1,498 million) and foreign exchange losses of \$5,712 million (2017: foreign exchange gains \$1,324 million).

⁴ Includes cash and cash equivalents recognised on the face of balance sheet of \$84,636 million (2017: \$68,048 million) and amounts recorded as part of assets held for sale of \$328 million (2017: nil).

The notes appearing on pages 77 to 163 form an integral part of these financial statements.

FINANCIAL REPORT (continued)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

	Ordinary share capital \$m	Reserves \$m	Retained earnings \$m	Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company \$m	Non- controlling interests \$m	Total shareholders' equity \$m
As at 1 October 2016	28,765	1,078	27,975	57,818	109	57,927
Profit or loss from continuing operations	-	-	6,344	6,344	15	6,359
Profit or loss from discontinued operations	-	-	62	62	-	62
Other comprehensive income for the year from continuing operations	-	(1,019)	15	(1,004)	(6)	(1,010)
Other comprehensive income for the year from discontinued operations	-	(30)	-	(30)	-	(30)
Total comprehensive income for the year	-	(1,049)	6,421	5,372	9	5,381
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders¹:						
Dividends paid	-	-	(4,609)	(4,609)	(1)	(4,610)
Dividend income on treasury shares held within the Group's life insurance statutory funds	-	-	26	26	-	26
Dividend reinvestment plan ²	198	-	-	198	-	198
Other equity movements³:						
Treasury shares Wealth Australia adjustment	69	-	-	69	-	69
Group employee share acquisition scheme	56	-	-	56	-	56
Other items	-	8	21	29	(1)	28
As at 30 September 2017	29,088	37	29,834	58,959	116	59,075
Profit or loss from continuing operations	-	-	7,095	7,095	16	7,111
Profit or loss from discontinued operations	-	-	(695)	(695)	-	(695)
Other comprehensive income for the year from continuing operations	-	264	24	288	10	298
Other comprehensive income for the year from discontinued operations	-	18	-	18	-	18
Total comprehensive income for the year	-	282	6,424	6,706	26	6,732
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders¹:						
Dividends paid	-	-	(4,585)	(4,585)	(2)	(4,587)
Dividend income on treasury shares held within the Group's life insurance statutory funds	-	-	24	24	-	24
Dividend reinvestment plan ²	-	-	-	-	-	-
Group share buy-back ³	(1,880)	-	-	(1,880)	-	(1,880)
Other equity movements³:						
Treasury shares Wealth Australia adjustment	(2)	-	-	(2)	-	(2)
Group employee share acquisition scheme	(1)	-	-	(1)	-	(1)
Other items	-	4	18	22	-	22
As at 30 September 2018	27,205	323	31,715	59,243	140	59,383

¹ Current period and prior periods include discontinued operations.

² No new shares were issued under the Dividend Reinvestment Plan (DRP) for the 2018 interim dividend (nil shares for the 2017 final dividend; nil shares for the 2017 interim dividend; 7.1 million shares for the 2016 final dividend) as the shares were purchased on-market and provided directly to the shareholders participating in the DRP. On-market share purchases for the DRP in the September 2018 financial year were \$392 million (2017: \$176 million).

³ As announced on 18 December 2017, 22 June 2018 and 19 October 2018, there is currently an on-market buy-back in relation to ANZ's ordinary shares of \$3.0 billion. The Company bought back \$1,880 million worth of shares during the 2018 financial year resulting in 66.7 million shares being cancelled during the year.

The notes appearing on pages 77 to 163 form an integral part of these financial statements.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS

These are the financial statements for Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company) and its controlled entities (together, 'the Group' or 'ANZ') for the year ended 30 September 2018. The Company is incorporated and domiciled in Australia. The address of the Company's registered office and its principal place of business is ANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008.

On 30 October 2018, the Directors resolved to authorise the issue of these financial statements.

Information in the financial statements is included only to the extent we consider it material and relevant to the understanding of the financial statements. A disclosure is considered material and relevant if, for example:

- the dollar amount is significant in size (quantitative factor);
- the dollar amount is significant by nature (qualitative factor);
- the user cannot understand the Group's results without the specific disclosure (qualitative factor);
- the information is critical to a user's understanding of the impact of significant changes in the Group's business during the period - for example, business acquisitions or disposals (qualitative factor);
- the information relates to an aspect of the Group's operations that is important to its future performance (qualitative factor); and
- the information is required under legislative requirements of the *Corporations Act 2001*, the *Banking Act 1959 (Cth)* or by the Group's principal regulators, including the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) and the Australian Prudential Regulation Authority (APRA).

This section of the financial statements:

- outlines the basis upon which the Group's financial statements have been prepared; and
- discusses any new accounting standards or regulations that directly impact the financial statements.

BASIS OF PREPARATION

This financial report is a general purpose (Tier 1) financial report prepared by a 'for profit' entity, in accordance with Australian Accounting Standards (AASs) and other authoritative pronouncements of the Australian Accounting Standards Board (AASB), the *Corporations Act 2001*, and International Financial Reporting Standards (IFRS) and interpretations published by the International Accounting Standards Board (IASB).

We present the financial statements of the Group in Australian dollars, which is the Company's functional and presentation currency. We have rounded values to the nearest million dollars (\$m), unless otherwise stated, as allowed under the ASIC *Corporations (Rounding in Financial/Directors Report) Instrument 2016/191*. We measure the financial statements of each entity in the Group using the currency of the primary economic environment in which that entity operates (the functional currency).

BASIS OF MEASUREMENT

We have prepared the financial information in accordance with the historical cost basis - except the following assets and liabilities which we have stated at their fair value:

- derivative financial instruments and in the case of fair value hedging, a fair value adjustment is made on the underlying hedged exposure;
- available-for-sale financial assets;
- financial instruments held for trading;
- other financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss; and
- certain other assets and liabilities held for sale where the fair value less costs of disposal is less than their carrying value (except for certain assets and liabilities held for sale which are exempt from this requirement).

In accordance with AASB 1038 *Life Insurance Contracts* (AASB 1038) we have measured life insurance liabilities using the Margin on Services (MoS) model. In accordance with AASB 119 *Employee Benefits* (AASB 119) we have measured defined benefit obligations using the Projected Unit Credit Method.

DISCONTINUED OPERATIONS

The financial results of the Wealth Australia businesses being divested (OnePath pensions and investments and the aligned dealer groups business being sold to IOOF Holdings Limited, and the life insurance business being sold to Zurich Financial Services Australia) and associated Group reclassification and consolidation impacts are treated as discontinued operations from a financial reporting perspective. These businesses qualify as discontinued operations, which are a subset of assets held for sale, as they represent a major line of business. The comparative Group Income Statement and Statement of Comprehensive Income have been restated to show discontinued operations separately from continuing operations in a separate line item 'Profit/(Loss) from discontinued operations'. This impacts the current and comparative financial information for Wealth Australia and Technology, Services & Operations (TSO) and Group Centre divisions. The Balance Sheet is not restated when a business is reclassified as a discontinued operation.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS (continued)

BASIS OF CONSOLIDATION

The consolidated financial statements of the Group comprise the financial statements of the Company and all its subsidiaries. An entity, including a structured entity, is considered a subsidiary of the Group when we determine that the Company has control over the entity. Control exists when the Group is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those returns through its power over the entity. We assess power by examining existing rights that give the Group the current ability to direct the relevant activities of the entity. We have eliminated, on consolidation, the effect of all transactions between entities in the Group.

FOREIGN CURRENCY TRANSLATION

TRANSACTIONS AND BALANCES

Foreign currency transactions are translated into the relevant functional currency at the exchange rate prevailing at the date of the transaction. At the reporting date, monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the functional currency at the relevant spot rate. Any foreign currency translation gains or losses that arise are included in profit or loss in the period they arise.

We measure translation differences on non-monetary items at fair value through profit or loss and report them as part of the fair value gain or loss on these items. We include any translation differences on non-monetary items classified as available-for-sale financial assets in the available-for-sale revaluation reserve in equity.

FINANCIAL STATEMENTS OF FOREIGN OPERATIONS THAT HAVE A FUNCTIONAL CURRENCY THAT IS NOT AUSTRALIAN DOLLARS

The financial statements of our foreign operations are translated into Australian dollars for consolidation into the Group Financial Statements using the following method:

Foreign currency item	Exchange rate used
Assets and liabilities	The reporting date rate
Equity	The initial investment date rate
Income and expenses	The average rate for the period – but if for a significant transaction we believe the average rate is not reasonable, then we use the transaction date rate

Exchange differences arising from the translation of financial statements of foreign operations are recognised in the foreign currency translation reserve in equity. When we dispose of a foreign operation, the cumulative exchange differences are transferred to profit or loss as part of the gain or loss on sale.

FIDUCIARY ACTIVITIES

The Group provides fiduciary services to third parties including custody, nominee, trustee, administration and investment management services predominantly through the wealth businesses. This involves the Group holding assets on behalf of third parties and making decisions regarding the purchase and sale of financial instruments. If ANZ is not the beneficial owner or does not control the assets, then we do not recognise these transactions in these financial statements, except when required by accounting standards or another legislative requirement.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

In the process of applying the Group's accounting policies, management has made a number of judgements and applied estimates and assumptions about past and future events. Further information on the key judgements and estimates that we consider material to the financial statements are contained within the relevant notes to the financial statements.

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS (continued)

ACCOUNTING STANDARDS NOT EARLY ADOPTED

A number of new standards, amendments to standards and interpretations have been published but are not mandatory for the financial statements for the year ended 30 September 2018, and have not been applied by the Group in preparing these financial statements.

We have identified four standards relevant to the Group and further details are set out below.

Mandatory Application of New Accounting Standards to the Group



AASB 9 FINANCIAL INSTRUMENTS (AASB 9)

In December 2014, the AASB issued the Australian Accounting Standard AASB 9 *Financial Instruments* which has replaced AASB 139 *Financial Instruments: Recognition and Measurement* (AASB 139). AASB 9 is effective for the Group from 1 October 2018.

AASB 9 stipulates new requirements for the impairment of financial assets, classification and measurement of financial assets and financial liabilities and general hedge accounting. Details of the key requirements and estimated impacts on the Group are outlined below.

Impairment

AASB 9 replaces the incurred loss impairment model under AASB 139 with an expected credit loss (ECL) model incorporating forward looking information and which does not require an actual loss event to have occurred for an impairment provision to be recognised.

The ECL model will be applied to all financial assets measured at amortised cost, debt instruments measured at fair value through other comprehensive income, lease receivables, certain loan commitments and financial guarantees not measured at fair value through profit or loss.

Under the ECL model, the following three-stage approach is applied to measuring ECL based on credit migration between the stages since origination:

- Stage 1: At the origination of a financial asset, and where there has not been a significant increase in credit risk since origination, a provision equivalent to 12 months ECL is recognised.
- Stage 2: Where there has been a significant increase in credit risk since origination, a provision equivalent to lifetime ECL is recognised. If credit risk were to improve in a subsequent period such that the increase in credit risk since origination is no longer considered significant, the exposure returns to a Stage 1 classification and a 12 month ECL.
- Stage 3: Similar to the current AASB 139 requirements for individual impairment provisions, lifetime ECL is recognised for loans where there is objective evidence of impairment.

Expected credit losses are estimated at the facility level by using a probability of default reflecting a probability weighted range of possible future economic scenarios, and applying this to the estimated exposure of the Group at the point of default (exposure at default) after taking into account the value of any collateral held or other mitigants of loss (loss given default), while allowing for the impact of discounting for the time value of money.

Key judgements and estimates made by the Group include the following:

• Significant increase in credit risk

Stage 2 assets are those that have experienced a significant increase in credit risk (SICR) since initial recognition. In determining what constitutes a SICR, the Group considers both qualitative and quantitative information. For the majority of portfolios, the primary indicator of a SICR is a significant deterioration in the internal credit rating grade of a facility since origination. The Group will also use secondary indicators, such as 30 days past due arrears, as backstops to these primary indicators.

The determination of trigger points in relation to the deterioration of rating grades, combined with secondary risk indicators where used, requires judgement. In determining the Group's policy, alternative indicators have been considered and assessed, and these will be subject to regular review to ensure they remain appropriate.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS (continued)

• Forward looking information

The measurement of expected credit losses reflects an unbiased probability-weighted range of possible future outcomes.

In applying forward looking information in the Group's AASB 9 credit models, the Group uses four alternative economic scenarios in estimating ECL. A base case scenario reflects management's base case assumptions used for medium term planning purposes. Additional upside and downside scenarios are determined together with a severe downside scenario. The Group's Credit and Market Risk Committee (CMRC) will be responsible for reviewing and approving forecast economic scenarios and the associated probability weights applied to each scenario.

Where applicable, adjustments may be made to account for situations where known or expected risks have not been adequately addressed in the modelling process. CMRC will be responsible for recommending such adjustments.

The overall level of expected credit losses and areas of significant management judgement will be reported to, and oversight by, the Group's Board Risk Committee.

Classification and measurement

Financial assets - general

There are three measurement classifications for financial assets under AASB 9: Amortised Cost, Fair Value through Profit or Loss (FVTPL) and Fair Value through Other Comprehensive Income (FVOCI). Financial assets are classified into these measurement classifications on the basis of two criteria:

- the business model within which the financial asset is managed; and
- the contractual cash flow characteristics of the financial asset (specifically whether the contractual cash flows represent solely payments of principal and interest).

The resultant financial asset classifications are as follows:

- Amortised cost: Financial assets with contractual cash flows that comprise the payment of principal and interest only and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows;
- Fair value through other comprehensive income: Financial assets with contractual cash flows that comprise the payment of principal and interest only and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows or to sell; and
- Fair value through profit or loss: Any other financial assets not falling into the categories above are measured at FVTPL.

In December 2017, the AASB issued AASB 2017-6 *Amendments to Australian Accounting Standards - Prepayment Features with Negative Compensation* which amends the requirements of AASB 9 so that certain prepayment features meet the solely payments of principal and interest test. The Group intends to early adopt this amendment so that it applies from the date of initial application of AASB 9.

AASB 9 allows the Group to irrevocably elect to designate a financial asset as measured at FVTPL on initial recognition if doing so eliminates or significantly reduces an accounting mismatch.

Financial assets - equity instruments

AASB 9 also permits non-traded equity investments to be designated at FVOCI on an instrument by instrument basis. If this election is made under AASB 9, gains or losses are not reclassified from other comprehensive income to profit or loss on disposal of the investment. However, gains or losses may be reclassified within equity.

Financial liabilities

The classification and measurement requirements for financial liabilities under AASB 9 are largely consistent with AASB 139 with the exception that for financial liabilities designated as measured at fair value, gains or losses relating to changes in the entity's own credit risk are included in other comprehensive income, except where doing so would create or enlarge an accounting mismatch in profit or loss. This part of the standard was early adopted by the Group on 1 October 2013.

General hedge accounting

AASB 9 introduces new hedge accounting requirements which more closely align accounting with risk management activities undertaken when hedging financial and non-financial risks.

AASB 9 provides the Group with an accounting policy choice to continue to apply the AASB 139 hedge accounting requirements until the International Accounting Standards Board's ongoing project on macro hedge accounting is completed. The Group's current expectation is that it will continue to apply the hedge accounting requirements of AASB 139.

Transition to AASB 9

Other than as noted above under classification and measurement of financial liabilities, AASB 9 has a date of initial application for the Group of 1 October 2018.

The classification and measurement, and impairment requirements will be applied retrospectively by adjusting opening retained earnings at 1 October 2018. ANZ does not intend to restate comparatives.

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS (continued)

Impact

The estimated impact of AASB 9 relates to the Impairment and the Classification and Measurement provisions. These estimates are based on accounting policies, assumptions and judgements and estimation techniques that remain subject to change until the Group finalises its financial statements for the year ending 30 September 2019.

- *Impairment*

For the consolidated financial statements of the Group, the adoption of AASB 9 is expected to reduce net assets at 1 October 2018 by approximately \$813 million offset by deferred tax of approximately \$232 million. This will result in a reduction in the CET1 capital ratio of approximately 6 bps at Level 2, and approximately 12 bps at Level 1.

- *Classification and measurement of financial assets*

While some classification changes will occur as a result of the application of the business model and contractual cash flow characteristics tests, these are not expected to be significant from a Group perspective.

The adoption of the Classification and Measurement requirements of the standard will result in measurement differences compared to those under AASB 139. Financial assets with a current carrying value of approximately \$4.5 billion, predominantly bonds and debt instruments, will be reclassified between amortised cost, FVTPL and FVOCI. The net re-measurement from these reclassifications is not material. There are no other material changes in the measurement categories.

- *Classification and measurement of financial liabilities*

The Group has issued certain financial liabilities (bonds included within the Debt issuances caption) with an amortised cost carrying amount at 30 September 2018 of \$879 million. The Group will elect to designate these liabilities as measured at fair value through profit or loss effective from initial application of AASB 9 to reduce an accounting mismatch that currently exists. The impact on net assets and retained earnings is not material.

AASB 15 REVENUE FROM CONTRACTS WITH CUSTOMERS (AASB 15)

AASB 15 is effective for the Group from 1 October 2018 and replaces existing guidance on the recognition of revenue from contracts with customers. The standard requires identification of distinct performance obligations within a contract, and allocation of the transaction price of the contract to those performance obligations. Revenue is then recognised as each performance obligation is satisfied. The standard also provides guidance on whether an entity is acting as a principal or an agent which impacts the presentation of revenue on a gross or net basis.

The Group has assessed all revenue streams existing at the date of transition to the new standard and determined that the impact of AASB 15 is immaterial given a majority of Group revenues are outside the scope of the standard. The Group will adopt AASB 15 retrospectively including restatement of prior period comparatives.

Certain revenues for the Retail credit cards and Wealth businesses will be impacted as follows:

- **Trail commissions:** Certain trail commission income previously recognised over time by the Group will be recognised at inception of a contract when the Group distributes the underlying products to customers. This will result in the Group recognising the expected future trail commission income upfront where it is highly probable the revenue will not need to be reversed in future periods.
- **Credit card revenue:** Certain loyalty costs will be presented as operating expenses rather than presented as a net reduction of other operating income where the Group is assessed to be acting as a principal (rather than an agent) under the new standard. In addition, certain incentives received from card scheme providers related to card marketing and migration activities will be presented as operating income and no longer netted against operating expenses.

AASB 16 LEASES (AASB 16)

The final version of AASB 16 was issued in February 2016 and is not effective for the Group until 1 October 2019. AASB 16 requires a lessee to recognise its right to use the underlying leased asset, as a right-of-use asset, and its obligation to make lease payments as a lease liability.

AASB 16 substantially carries forward the lessor accounting requirements in AASB 117 Leases.

The Group is in the process of assessing the impact of the application of AASB 16 and is not yet able to reasonably estimate the impact on its financial statements.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AASB 17 INSURANCE CONTRACTS (AASB 17)

The final version of AASB 17 was issued in July 2017 and is not effective for the Group until 1 October 2021. It will replace AASB 4 *Insurance Contracts*, AASB 1023 *General Insurance Contracts* and AASB 1038 *Life Insurance Contracts*. AASB 17 establishes principles for the recognition, measurement, presentation and disclosure of insurance contracts.

The measurement, presentation and disclosure requirements under AASB 17 are significantly different from current accounting standards. Although the overall profit recognised in respect of insurance contracts will not change, it is expected that the timing of profit recognition will change.

The Group is not yet able to reasonably estimate the impact of AASB 17 on its financial statements.

2. OPERATING INCOME

	2018 \$m	2017 \$m
Net interest income		
Interest income by type of financial asset		
Available-for-sale assets	1,524	1,223
Financial assets at amortised cost	27,657	26,790
Trading securities	1,140	1,099
Financial assets designated at FV through profit or loss	6	8
Interest income	30,327	29,120
Interest expense by type of financial liability		
Financial liabilities at amortised cost	(15,082)	(13,836)
Securities sold short	(253)	(131)
Financial liabilities designated at FV through profit or loss	(123)	(192)
Interest expense	(15,458)	(14,159)
Major bank levy	(355)	(86)
Net interest income	14,514	14,875
Other operating income		
i) Fee and commission income		
Lending fees ¹	655	732
Non-lending fees and commissions	2,823	2,993
Fee and commission income	3,478	3,725
Fee and commission expense ²	(1,224)	(1,272)
Net fee and commission income	2,254	2,453
ii) Other income		
Net foreign exchange earnings and other financial instruments income	1,666	1,445
Gain on sale of 100 Queen Street, Melbourne	-	114
Sale of Asia Retail and Wealth businesses	99	(310)
Sale of Shanghai Rural Commercial Bank (SRCB)	233	(231)
Sale of Metrobank Card Corporation (MCC)	240	-
Sale of ANZ Royal Bank (Cambodia) Ltd (Cambodia JV)	(42)	-
Sale of PNG Retail, Commercial & SME	(19)	-
Other	127	118
Other income²	2,304	1,136
Other operating income	4,558	3,589
Net funds management and insurance income		
Funds management income	261	321
Investment income	-	17
Insurance premium income	375	424
Commission expense	(29)	(47)
Claims	(67)	(49)
Changes in policy liabilities	36	(32)
Net funds management and insurance income	576	634
Share of associates' profit	183	300
Operating income³	19,831	19,398

¹ Lending fees exclude fees treated as part of the effective yield calculation of interest income.

² Other income includes external dividend income of \$39 million (2017: \$27 million).

³ Includes customer remediation of \$228 million (2017: \$70 million).

Information has been restated and presented on a continuing operations basis.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. OPERATING INCOME (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

NET INTEREST INCOME

Interest Income and Expense

We recognise interest income and expense for all financial instruments, including those classified as held for trading, available-for-sale (AFS) assets or designated at fair value through profit or loss in net interest income. For assets held at amortised cost we use the effective interest rate method to calculate amortised cost. The effective interest rate is the rate that discounts the stream of estimated future cash receipts or payments over the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the financial asset or liability. For assets subject to prepayment, we determine their expected life on the basis of historical behaviour of the particular asset portfolio - taking into account contractual obligations and prepayment experience.

We recognise fees and costs, which form an integral part of the financial instrument (for example loan origination fees and costs), using the effective interest rate method. This is presented as part of interest income or expense depending on whether the underlying financial instrument is a financial asset or financial liability.

Major Bank Levy

The *Major Bank Levy Act 2017* (Levy or 'Major bank levy') became effective from 1 July 2017 and applies a rate of 0.06% to certain liabilities of the Company. The Group has determined that the levy represents a finance cost for the Group and is presented in interest expense in the Income Statement.

OTHER OPERATING INCOME

Fee and Commission Income

We recognise fees or commissions:

- that relate to the execution of a significant act (for example, advisory or arrangement services, placement fees and underwriting fees) when the significant act has been completed; and
- charged for providing ongoing services (for example, maintaining and administering existing facilities) as income over the period the service is provided.

Net Foreign Exchange Earnings and Other Financial Instruments Income

We recognise the following as net foreign exchange earnings and other financial instruments income:

- exchange rate differences arising on the settlement of monetary items and translation differences on monetary items translated at rates different to those at which they were initially recognised or included in a previous financial report;
- fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives that we use to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments not designated as accounting hedges;
- the ineffective portions of fair value hedges, cash flow hedges and net investment hedges;
- fair value movements on financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss or held for trading;
- amounts released from the AFS revaluation reserve in equity when an AFS asset is sold; and
- immediately upon sale or repayment of a hedged item, the unamortised fair value adjustments in items designated as fair value hedges and amounts accumulated in equity related to designated cash flow hedges.

Gain or Loss on Disposal of Non-Financial Assets

The gain or loss on the disposal of assets is the difference between the carrying value of the asset and the proceeds of disposal net of costs. This is recognised in other income in the year in which the significant risks and rewards transfer to the buyer.

2. OPERATING INCOME (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

NET FUNDS MANAGEMENT AND INSURANCE INCOME

Funds Management Income

We recognise the fees we charge to customers in connection with financial advice and the management of investment products when we have provided the service.

Insurance Income

We recognise:

- premiums with a regular due date as income on an accruals basis;
- claims on an accruals basis once our liability to the policyholder has been confirmed under the terms of contract; and
- change in life insurance contract asset net of liability for reinsurance, under the Margin of Service (MoS) model.

We show insurance premiums net of any reinsurance premium, which we account for on the same basis as the underlying direct insurance premium.

SHARE OF ASSOCIATES' PROFIT

The equity method is applied to accounting for associates. Under the equity method, the Group's share of the after tax results of associates is included in the Income Statement and the Statement of Comprehensive Income.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. OPERATING EXPENSES

	2018 \$m	2017 \$m
Personnel		
Salaries and related costs	4,225	4,332
Superannuation costs	290	303
Other	243	289
Personnel expenses	4,758	4,924
Premises		
Rent	468	500
Other	343	362
Premises expenses	811	862
Technology		
Depreciation and amortisation	739	721
Licences and outsourced services	675	633
Accelerated amortisation ¹	251	-
Other	234	248
Technology expenses	1,899	1,602
Restructuring	227	62
Other		
Advertising and public relations	200	239
Professional fees	528	429
Freight, stationery, postage and communication	223	258
Royal Commission legal costs	55	-
Other	547	591
Other expenses	1,553	1,517
Operating expenses²	9,248	8,967

¹ Accelerated software amortisation charge relates to certain software assets in the Institutional and Australia divisions following the reassessment of useful lives.

² Includes customer remediation expenses of \$191 million (2017: \$83 million).

Information has been restated and presented on a continuing operations basis.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

OPERATING EXPENSES

Operating expenses are recognised as services are provided to the Group over the period in which an asset is consumed or once a liability is created.

SALARIES AND RELATED COSTS - ANNUAL LEAVE, LONG SERVICE LEAVE AND OTHER EMPLOYEE BENEFITS

Wages and salaries, annual leave and other employee entitlements expected to be paid or settled within twelve months of employees rendering service are measured at their nominal amounts using remuneration rates that the Group expects to pay when the liabilities are settled.

We accrue employee entitlements relating to long service leave using an actuarial calculation. It includes assumptions regarding staff departures, leave utilisation and future salary increases. The result is then discounted using market yields at the reporting date. The market yields are determined from a blended rate of high quality corporate bonds with terms to maturity that closely match the estimated future cash outflows.

If we expect to pay short term cash bonuses, then a liability is recognised when the Group has a present legal or constructive obligation to pay this amount (as a result of past service provided by the employee) and the obligation can be reliably measured.

3. OPERATING EXPENSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Personnel expenses also include share-based payments which may be cash or equity settled. We calculate the fair value of equity settled remuneration at grant date, which is then amortised over the vesting period, with a corresponding increase in share capital or the share option reserve as applicable. When we estimate the fair value, we take into account market vesting conditions, such as share price performance conditions. We take non-market vesting conditions, such as service conditions, into account by adjusting the number of equity instruments included in the expense.

After the grant of an equity-based award, the amount we recognise as an expense is reversed when non-market vesting conditions are not met, for example an employee fails to satisfy the minimum service period specified in the award on resignation, termination or notice of dismissal for serious misconduct. However, we do not reverse the expense if the award does not vest due to the failure to meet a market-based performance condition.

Further information on share-based payment schemes operated by the Group during the current and prior year is included in Note 31 Employee Share and Option Plans.

4. INCOME TAX

INCOME TAX EXPENSE

Reconciliation of the prima facie income tax expense on pre-tax profit with the income tax expense recognised in profit or loss:

	2018 \$m	2017 \$m
Profit before income tax from continuing operations	9,895	9,233
Prima facie income tax expense at 30%	2,969	2,770
Tax effect of permanent differences:		
Sale of MCC	(78)	-
Share of associates' profit	(55)	(90)
Sale of SRCB	(84)	172
Sale of Cambodia JV	13	-
Sale of PNG Retail, Commercial & SME	8	-
Interest on convertible instruments	67	69
Overseas tax rate differential	(58)	(37)
Provision for foreign tax on dividend repatriation	32	15
Tax provisions no longer required	(41)	-
Other	8	(6)
Subtotal	2,781	2,893
Income tax (over)/under provided in previous years	3	(19)
Income tax expense	2,784	2,874
Current tax expense	3,004	3,150
Adjustments recognised in the current year in relation to the current tax of prior years	3	(19)
Deferred tax expense/(income) relating to the origination and reversal of temporary differences	(223)	(257)
Income tax expense	2,784	2,874
Australia	1,799	2,017
Overseas	985	857
Effective tax rate	28.1%	31.1%

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. INCOME TAX (continued)

TAX CONSOLIDATION

The Company and all its wholly owned Australian resident entities are part of a tax-consolidated group under Australian taxation law. The Company is the head entity in the tax-consolidated group. We recognise each of the following in the separate financial statements of members of the tax consolidated group on a 'group allocation' basis: tax expense/income, and deferred tax liabilities/assets, that arise from temporary differences of the members of the tax-consolidated group. The Company (as head entity in the tax-consolidated group) recognises current tax liabilities and assets of the tax-consolidated group.

Under a tax funding arrangement between the entities in the tax-consolidated group, amounts are recognised as payable to or receivable by the Company and each member of the tax-consolidated group in relation to the tax contribution amounts paid or payable between the Company and the other members of the tax-consolidated group.

Members of the tax consolidated group have also entered into a tax sharing agreement that provides for the allocation of income tax liabilities between the entities were the head entity to default on its income tax payment obligations.

UNRECOGNISED DEFERRED TAX ASSETS AND LIABILITIES

Unrecognised deferred tax assets related to unused realised tax losses (on revenue account) total \$4 million (2017: \$4 million). Unrecognised deferred tax liabilities related to additional potential foreign tax costs (assuming all retained earnings in offshore branches and subsidiaries are repatriated) total \$422 million (2017: \$413 million).



RECOGNITION AND MEASUREMENT

INCOME TAX EXPENSE

Income tax expense comprises both current and deferred taxes and is based on the accounting profit adjusted for differences in the accounting and tax treatments of income and expenses (that is, taxable income). We recognise tax expense in profit or loss except to the extent to which it relates to items recognised directly in equity and other comprehensive income, in which case we recognise directly in equity or other comprehensive income respectively.

CURRENT TAX EXPENSE

Current tax is the tax we expect to pay on taxable income for the year, based on tax rates (and tax laws) which are enacted at the reporting date. We recognise current tax as a liability (or asset) to the extent that it is unpaid (or refundable).

DEFERRED TAX ASSETS AND LIABILITIES

We account for deferred tax using the balance sheet method. Deferred tax arises because the accounting income is not always the same as the taxable income. This creates temporary differences, which usually reverse over time. Until they reverse, we recognise a deferred tax asset, or liability, on the balance sheet. We measure deferred taxes at the tax rates that we expect will apply to the period(s) when the asset is realised, or the liability settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantially enacted at the reporting date.

We offset current and deferred tax assets and liabilities only to the extent that:

- they relate to income taxes imposed by the same taxation authority;
- there is a legal right and intention to settle on a net basis; and
- it is allowed under the tax law of the relevant jurisdiction.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required in determining provisions held in respect of uncertain tax positions. The Group estimates its tax liabilities based on its understanding of the relevant law in each of the countries in which it operates and seeks independent advice where appropriate.

5. DIVIDENDS

ORDINARY SHARE DIVIDENDS - INCLUDING DISCONTINUED OPERATIONS

Dividends are provided for in the financial statements once determined, accordingly, the final dividend announced for the current financial year is provided for and paid in the following financial year.

Dividends	% of total	Amount per share	Total dividend \$m
Financial Year 2017			
2016 final dividend paid		80 cents	2,342
2017 interim dividend paid		80 cents	2,349
Bonus option plan adjustment			(82)
Dividends paid during the year ended 30 September 2017			4,609
Cash	91.9%		4,235
Dividend reinvestment plan	8.1%		374
Dividends paid during the year ended 30 September 2017			4,609
Financial Year 2018			
2017 final dividend paid		80 cents	2,350
2018 interim dividend paid		80 cents	2,317
Bonus option plan adjustment			(82)
Dividends paid during the year ended 30 September 2018			4,585
Cash	91.5%		4,193
Dividend reinvestment plan	8.5%		392
Dividends paid during the year ended 30 September 2018			4,585
Dividends announced and to be paid after year-end			
	Payment date	Amount per share	Total dividend \$m
2018 final dividend (fully franked at 30%, New Zealand imputation credit NZD 10 cents per share)	18 December 2018	80 cents	2,296

DIVIDEND REINVESTMENT PLAN AND BONUS OPTION PLAN

Eligible shareholders can elect to reinvest their dividend entitlement into ANZ ordinary shares under the Company's Dividend Reinvestment Plan (DRP). Eligible shareholders can elect to forgo their dividend entitlement and instead receive ANZ ordinary shares under the Company's Bonus Option Plan (BOP). For the 2018 final dividend, DRP participation will be satisfied by an on-market purchase of shares and BOP participation will be satisfied by an issue of ANZ ordinary shares. There will be no discount applied to the DRP and BOP price.

See Note 22 Shareholders' Equity for details of shares the Company issued or purchased in respect of the DRP and BOP.

DIVIDEND FRANKING ACCOUNT

	Currency	2018 \$m	2017 \$m
Australian franking credits available at 30% (2017: 30%) tax rate	AUD	97	171
New Zealand imputation credits available (which can be attached to our Australian dividends but may only be used by New Zealand resident shareholders)	NZD	3,868	3,680

The above amounts represent the balances of the franking accounts as at the end of the financial year, adjusted for:

- franking credits that will arise from the payment of income tax payable as at the end of the financial year; and
- franking credits/debits from the receipt/payment of dividends that have been recognised as tax receivables/payables as at the end of the financial year.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

5. DIVIDENDS (continued)

The proposed final 2018 dividend will utilise the entire balance of \$97 million franking credits available at 30 September 2018. Instalment tax payments on account of the 2019 financial year which will be made after 30 September 2018 will generate sufficient franking credits to enable the final 2018 dividend to be fully franked. The extent to which future dividends will be franked will depend on a number of factors, including the level of profits generated by the Group that will be subject to tax in Australia.

RESTRICTIONS ON THE PAYMENT OF DIVIDENDS

APRA's written approval is required before paying dividends on ANZ ordinary shares:

- if the aggregate dividends exceed the Company's after tax earnings (in calculating those after tax earnings, we take into account any payments we made on senior capital instruments) in the financial year to which they relate; or
- if the Group's Common Equity Tier 1 capital ratio falls within capital range buffers specified by APRA.

If the Company fails to pay a dividend or distribution on its ANZ Capital Notes or ANZ Capital Securities on the scheduled payment date, it may (subject to a number of exceptions) be restricted from resolving to pay or paying any dividends on the ANZ ordinary shares.

6. EARNINGS PER ORDINARY SHARE

Earnings per ordinary share (EPS) - Basic	2018 cents	2017 cents
Earnings Per Share ¹	221.6	220.1
Earnings Per Share from continuing operations	245.6	218.0
Earnings Per Share from discontinued operations	(24.0)	2.1

Earnings per ordinary share (EPS) - Diluted	2018 cents	2017 cents
Earnings Per Share ¹	212.1	210.8
Earnings Per Share from continuing operations	234.2	208.8
Earnings Per Share from discontinued operations	(22.1)	2.0

Basic EPS is calculated by dividing the profit or loss attributable to ordinary shareholders by the weighted average number of ordinary shares outstanding during the period (after eliminating ANZ shares held within the Group known as treasury shares). Diluted EPS is calculated by adjusting the profit or loss attributable to ordinary shareholders and the weighted average number of ordinary shares used in the basic EPS calculation for the effect of dilutive potential ordinary shares.

Reconciliation of earnings used in EPS calculations	2018 \$m	2017 \$m
Basic:		
Profit for the year	6,416	6,421
Less: profit attributable to non-controlling interests	16	15
Earnings used in calculating basic earnings per share	6,400	6,406
Less: profit/(loss) after tax from discontinued operations	(695)	62
Earnings used in calculating basic earnings per share from continuing operations	7,095	6,344

Diluted:		
Earnings used in calculating basic earnings per share	6,400	6,406
Add: interest on convertible subordinated debt	279	268
Earnings used in calculating diluted earnings per share	6,679	6,674
Less: profit/(loss) after tax from discontinued operations	(695)	62
Earnings used in calculating diluted earnings per share from continuing operations	7,374	6,632

Reconciliation of weighted average number of ordinary shares (WANOS) used in EPS calculations ²	2018 millions	2017 millions
WANOS used in calculating basic earnings per share	2,888.3	2,910.3
Add: Weighted average dilutive potential ordinary shares		
Convertible subordinated debt	249.0	253.3
Share based payments (options, rights and deferred shares)	11.4	11.9
Adjusted weighted average number of shares - diluted	3,148.7	3,175.5

¹ Post disposal of the discontinued operations, treasury shares held in Wealth Australia will cease to be eliminated in the Group's consolidated financial statements and will be included in the denominator used in calculating earnings per share. If the weighted average number of treasury shares held in Wealth Australia was included in the denominator used in calculating earnings per share from continuing operations for the September 2018 financial year, basic earnings per share would have been 244.4 cents (2017: 216.8) and diluted earnings per share would have been 233.1 cents (2017: 207.8 cents).

² Excludes the weighted average number of treasury shares held in ANZEST of 5.9 million (2017: 6.1 million) and Wealth Australia of 15.6 million (2017: 16.2 million).

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

7. SEGMENT REPORTING

DESCRIPTION OF SEGMENTS

The Group's six operating segments are presented on a basis that is consistent with the information provided internally to the Chief Executive Officer, who is the chief operating decision maker. This reflects the way the Group's businesses are managed, rather than the legal structure of the Group.

We measure the performance of these segments on a cash profit basis. To calculate cash profit, we remove certain non-core items from statutory profit. Details of these items are included in the "Other Items" section of this note. Transactions between business units across segments within ANZ are conducted on an arm's-length basis and disclosed as part of the income and expenses of these segments.

The reportable segments are divisions engaged in providing either different products or services or similar products and services in different geographical areas. They are as follows:

Australia

The Australia division comprises the Retail and Business & Private Banking (B&PB) business units.

- **Retail** provides products and services to consumer customers in Australia via the branch network, mortgage specialists, contact centres, a variety of self-service channels (internet banking, phone banking, ATMs, website and digital banking) and third party brokers.
- **B&PB** provides a full range of banking products and financial services including asset financing across the following customer segments: medium to large commercial customers and agribusiness customers across regional Australia, small business owners and high net worth individuals and family groups.

Institutional

The Institutional division services global institutional and corporate customers across three product sets: Transaction Banking, Loans & Specialised Finance and Markets.

- **Transaction Banking** provides working capital and liquidity solutions including documentary trade, supply chain financing, commodity financing as well as cash management solutions, deposits, payments and clearing.
- **Loans & Specialised Finance** provides loan products, loan syndication, specialised loan structuring and execution, project and export finance, debt structuring and acquisition finance and corporate advisory.
- **Markets** provide risk management services on foreign exchange, interest rates, credit, commodities, debt capital markets in addition to managing the Group's interest rate exposure and liquidity position.

New Zealand

The New Zealand division comprises the Retail and Commercial business units.

- **Retail** provides a full range of banking and wealth management services to consumer, private banking and small business banking customers. We deliver our services via our internet and app-based digital solutions and network of branches, mortgage specialists, relationship managers and contact centres.
- **Commercial** provides a full range of banking services including traditional relationship banking and sophisticated financial solutions through dedicated managers focusing on privately owned medium to large enterprises and the agricultural business segment.

Wealth Australia

The Wealth Australia division comprises the Insurance and Funds Management business units, which provide insurance, investment and superannuation solutions intended to make it easier for customers to connect with, protect and grow their wealth.

- **Discontinued operations** of the Wealth Australia division comprise of the businesses subject to the sales agreement with IOOF and Zurich as described in Note 29 Discontinued Operations and Assets and Liabilities Held for Sale.
- **Continuing operations** includes lenders mortgage insurance, share investing, financial planning and general insurance distribution.

Asia Retail & Pacific

The Asia Retail & Pacific division comprises the Asia Retail and Wealth, and the Pacific business units, connecting customers to specialists for their banking needs.

- **Asia Retail and Wealth** provides general banking and wealth management services to affluent and emerging affluent retail customers via relationship managers, branches, contact centres and a variety of self-service digital channels (internet and mobile banking, phone and ATMs). Core products offered include deposits, credit cards, loans, investments and insurance. Refer to Note 29 Discontinued Operations and Assets and Liabilities Held for Sale for details on the sale of Asia Retail and Wealth businesses.
- **Pacific** provides products and services to retail customers, small to medium-sized enterprises, institutional customers and Governments located in the Pacific Islands. Products and services include retail products provided to customers, traditional relationship banking and sophisticated financial solutions provided to business customers through dedicated managers.

Technology, Services & Operations (TSO) and Group Centre

TSO and Group Centre provide support to the operating divisions, including technology, group operations, shared services, property, risk management, financial management, strategy, marketing, human resources and corporate affairs. The Group Centre includes Group Treasury, Shareholder Functions and minority investments in Asia. Refer to Note 29 Discontinued Operations and Assets and Liabilities Held for Sale for details on TSO and Group Centre discontinued operations.

7. SEGMENT REPORTING (continued)

OPERATING SEGMENTS

During 2018, the following structural changes were made as part of the broader ANZ simplification strategy:

- the corporate business, formerly part of the Corporate and Commercial Banking business within the Australia division, was transferred to the Institutional division;
- the residual Asia Retail and Wealth businesses in Philippines, Japan and Cambodia not sold as part of the Asia Retail and Wealth divestment have been transferred to the Institutional division; and
- the Group made a further realignment by transferring Group Hub's (Service Centres) divisional specific operations in TSO and Group Centre to their respective divisions.

	Australia \$m	Institutional \$m	New Zealand \$m	Wealth Australia \$m	Asia Retail & Pacific \$m	TSO and Group Centre \$m	Other items ¹ \$m	Group Total \$m
Year ended 30 September 2018								
Net interest income	8,409	3,068	2,587	49	186	215	-	14,514
Other operating income	1,086	2,062	663	282	246	361	617	5,317
Operating income	9,495	5,130	3,250	331	432	576	617	19,831
Operating expenses	(3,677)	(2,944)	(1,196)	(257)	(211)	(963)	-	(9,248)
Profit before credit impairment and income tax	5,818	2,186	2,054	74	221	(387)	617	10,583
Credit impairment (charge)/release	(698)	44	(6)	-	(28)	-	-	(688)
Profit before income tax	5,120	2,230	2,048	74	193	(387)	617	9,895
Income tax expense and non-controlling interests	(1,540)	(695)	(573)	(22)	(42)	81	(9)	(2,800)
Profit after tax from continuing operations	3,580	1,535	1,475	52	151	(306)	608	7,095
Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	-	-	-	(649)	-	(33)	(13)	(695)
Profit after tax attributable to shareholders	3,580	1,535	1,475	(597)	151	(339)	595	6,400
Non-cash items								
Share of associates' profit	(1)	-	5	-	-	179	-	183
Depreciation and amortisation ²	(217)	(410)	(48)	(43)	(7)	(474)	-	(1,199)
Equity-settled share based payment expenses	(14)	(83)	(7)	(3)	(4)	(26)	(1)	(138)
Credit impairment (charge)/release	(698)	44	(6)	-	(28)	-	-	(688)
Financial position³								
Goodwill	6	1,067	1,979	1,031	48	-	-	4,131
Investments in associates	18	1	5	1	-	2,530	-	2,555
Year ended 30 September 2017								
Net interest income	8,218	3,264	2,519	49	576	249	-	14,875
Other operating income	1,217	2,366	653	344	18	343	(418)	4,523
Operating income	9,435	5,630	3,172	393	594	592	(418)	19,398
Operating expenses	(3,382)	(2,814)	(1,193)	(262)	(614)	(702)	-	(8,967)
Profit before credit impairment and income tax	6,053	2,816	1,979	131	(20)	(110)	(418)	10,431
Credit impairment (charge)/release	(885)	(92)	(78)	-	(144)	-	1	(1,198)
Profit before income tax	5,168	2,724	1,901	131	(164)	(110)	(417)	9,233
Income tax expense and non-controlling interests	(1,552)	(800)	(532)	(36)	7	72	(48)	(2,889)
Profit after tax from continuing operations	3,616	1,924	1,369	95	(157)	(38)	(465)	6,344
Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	-	-	-	143	-	(14)	(67)	62
Profit after tax attributable to shareholders	3,616	1,924	1,369	238	(157)	(52)	(532)	6,406
Non-cash items								
Share of associates' profit	2	(1)	5	-	-	294	-	300
Depreciation and amortisation ²	(184)	(210)	(49)	(77)	(14)	(438)	-	(972)
Equity-settled share based payment expenses	(17)	(92)	(8)	(5)	(4)	(32)	-	(158)
Credit impairment (charge)/release	(885)	(92)	(78)	-	(144)	-	1	(1,198)
Financial position⁴								
Goodwill	5	1,077	1,990	1,452	45	-	-	4,569
Investments in associates	19	2	7	2	-	4,086	-	4,116

¹ Cash profit represents ANZ's preferred measure of the result of the segments. We remove certain items from the segments as disclosed on page 94 if we consider them not integral to the ongoing performance of the segment.

² Includes technology depreciation and amortisation of \$990 million (2017: \$721 million) from continuing operations.

³ Includes goodwill (\$691 million) and investments in associates (\$12 million) presented as assets held for sale.

⁴ Restated to include goodwill (\$122 million) and investment in associates (\$1,868 million) presented as assets held for sale.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

7. SEGMENT REPORTING (continued)

OTHER ITEMS

The table below sets out the profit after tax impact of other items which are removed from statutory profit to reflect the cash profit of each segment.

Item	Related segment	Profit after tax	
		2018 \$m	2017 \$m
Revaluation of policy liabilities	New Zealand	14	(25)
Economic hedges	Institutional, TSO and Group Centre	248	(209)
Revenue and expense hedges	TSO and Group Centre	9	99
Structured credit intermediation trades	Institutional	4	3
Reclassification of SBCB to held for sale	TSO and Group Centre	333	(333)
Total from continuing operations		608	(465)
Treasury shares adjustment	Wealth Australia	(7)	(58)
Revaluation of policy liabilities	Wealth Australia	(6)	(9)
Total from discontinued operations		(13)	(67)
Total		595	(532)

SEGMENT INCOME BY PRODUCTS AND SERVICES

The primary sources of our external income across all divisions are interest income and other operating income. The Australia, New Zealand, and Asia Retail & Pacific divisions derive income from products and services from retail and commercial banking. The Institutional division derives its income from institutional products and services. The Wealth Australia division derives income from funds management and insurance businesses. No single customer amounts to greater than 10% of the Group's income.

GEOGRAPHICAL INFORMATION

The following table sets out total operating income earned including discontinued operations and assets to be recovered in more than one year based on the geographical regions in which the Group operates. The assets consist of available-for-sale assets, net loans and advances and investments backing policy liabilities, including those presented as asset held for sale.

	Australia		Asia Pacific, Europe & Americas		New Zealand		Total	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Total operating income	13,141	13,603	2,823	2,945	3,948	3,725	19,912	20,273
Assets to be recovered in more than one year	389,119	387,954	46,801	42,266	98,312	96,453	534,232	526,673

8. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2018 \$m	2017 \$m
Coins, notes and cash at bank	1,382	1,544
Money at call, bills receivable and remittances in transit	74	108
Securities purchased under agreements to resell in less than 3 months	28,302	21,479
Balances with central banks	33,724	24,039
Settlement balances owed to ANZ within 3 months	21,154	20,878
Cash and cash equivalents¹	84,636	68,048

¹ Excludes cash and cash equivalents held for sale of \$328 million (2017: nil).

9. TRADING SECURITIES



	2018 \$m	2017 \$m
Government securities	26,115	28,935
Corporate and financial institution securities	7,825	9,668
Equity and other securities	3,782	5,002
Trading securities	37,722	43,605



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Trading securities are financial instruments we either:

- acquire principally for the purpose of selling in the short-term; or
- hold as part of a portfolio we manage for short-term profit making.

We recognise purchases and sales of trading securities on trade date:

- initially, we measure them at fair value; and
- subsequently, we measure them in the balance sheet at their fair value with any revaluation recognised in the profit or loss.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when applying the valuation techniques used to measure the fair value of trading securities not valued using quoted market prices. Refer to Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Fair Value	Assets 2018 \$m	Liabilities 2018 \$m	Assets 2017 \$m	Liabilities 2017 \$m
Derivative financial instruments - held for trading	66,457	(66,198)	60,387	(59,602)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	1,966	(3,478)	2,131	(2,650)
Derivative financial instruments	68,423	(69,676)	62,518	(62,252)

FEATURES

Derivative financial instruments are contracts:

- whose value is derived from an underlying price index (or other variable) defined in the contract - sometimes the value is derived from more than one variable;
- that require little or no initial net investment; and
- that are settled at a future date.

Movements in the price of the underlying variables, which cause the value of the contract to fluctuate, are reflected in the fair value of the derivative.

PURPOSE

The Group's derivative financial instruments have been categorised as following:

Trading	Derivatives held in order to: • Meet customer needs for managing their own risks. • Manage risks in the Group that are not in a designated hedge accounting relationship. • Undertake market making and positioning activities to generate profits from short-term fluctuations in prices or margins.
Designated in Hedging Relationships	Derivatives designated into hedge accounting relationships in order to minimise profit or loss volatility by matching movements to underlying positions relating to: • Hedges of the Group's exposures to interest rate risk and currency risk. • Hedges of other exposures relating to non-trading positions.

TYPES

The Group offers and uses four different types of derivative financial instruments:

Forwards	A contract documenting the rate of interest, or the currency exchange rate, to be paid or received on a notional principal obligation at a future date.
Futures	An exchange traded contract in which the parties agree to buy and sell an asset in the future for a price agreed on the transaction date, with a net settlement in cash paid on the future date without physical delivery of the asset.
Swaps	A contract in which two parties exchange a series of cash flows for another.
Options	A contract in which the buyer of the contract has the right - but not the obligation - to buy (known as a "call option") or to sell (known as a "put option") an asset or instrument at a set price on a future date. The seller has the corresponding obligation to fulfil the transaction to sell or buy the asset or instrument if the buyer exercises the option.

RISKS MANAGED

The Group offers and uses the instruments described above to manage fluctuations in the following market factors:

Foreign Exchange	Currencies at current or determined rates of exchange.
Interest Rate	Fixed or variable interest rates applying to money lent, deposited or borrowed.
Commodity	Soft commodities (that is, agricultural products such as wheat, coffee, cocoa and sugar) and hard commodities (that is, mined products such as gold, oil and gas).
Credit	Counterparty risk in the event of default.

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS - HELD FOR TRADING

The majority of the Group's derivative financial instruments are held for trading. The fair value of derivative financial instruments held for trading are:

Fair Value	Assets 2018 \$m	Liabilities 2018 \$m	Assets 2017 \$m	Liabilities 2017 \$m
Interest rate contracts				
Forward rate agreements	2	(2)	2	(1)
Futures contracts	54	(41)	102	(56)
Swap agreements	35,079	(35,428)	31,331	(30,814)
Options purchased	782	-	746	-
Options sold	-	(1,408)	-	(1,365)
Total	35,917	(36,879)	32,181	(32,236)
Foreign exchange contracts				
Spot and forward contracts	15,200	(14,088)	15,232	(14,943)
Swap agreements	12,532	(11,821)	10,298	(10,374)
Options purchased	494	-	517	-
Options sold	-	(669)	-	(475)
Total	28,226	(26,578)	26,047	(25,792)
Commodity contracts	2,260	(2,683)	1,991	(1,398)
Credit default swaps				
Structured credit derivative purchased	22	-	52	-
Other credit derivatives purchased	8	(29)	13	(110)
Credit derivatives purchased	30	(29)	65	(110)
Structured credit derivatives sold	-	(26)	-	(58)
Other credit derivatives sold	24	(3)	103	(8)
Credit derivatives sold	24	(29)	103	(66)
Total	54	(58)	168	(176)
Derivative financial instruments - held for trading	66,457	(66,198)	60,387	(59,602)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS - DESIGNATED IN HEDGING RELATIONSHIPS

There are three types of hedge accounting relationships the Group utilises:

	Fair value hedge	Cash flow hedge	Net investment hedge
Objective of this hedging arrangement	To hedge our exposure to changes to the fair value of a recognised asset or liability or unrecognised firm commitment caused by interest rate or foreign currency movements.	To hedge our exposure to variability in cash flows of a recognised asset or liability, a foreign exchange component of a firm commitment or a highly probable forecast transaction caused by interest rate, foreign currency and other price movements.	To hedge our exposure to exchange rate differences arising from the translation of our foreign operations from their functional currency to Australian dollars.
Recognition of effective hedge portion	The following are recognised in profit or loss at the same time: - all changes in the fair value of the underlying item relating to the hedged risk; and - the change in the fair value of derivatives.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of derivatives designated as a cash flow hedge in the cash flow hedge reserve.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of the hedging instrument in the foreign currency translation reserve.
Recognition of ineffective hedge portion	Recognised immediately in other operating income.		
If a hedging instrument expires, or is sold, terminated, or exercised; or no longer qualifies for hedge accounting	When we recognise the hedged item in profit or loss, we recognise the related unamortised fair value adjustment in profit or loss. This may occur over time if the hedged item is amortised to profit or loss as part of the effective yield over the period to maturity.	Only when we recognise the hedged item in profit or loss is the amount previously deferred in the cash flow hedge reserve transferred to profit or loss.	The amount we defer in the foreign currency translation reserve remains in equity and is transferred to profit or loss only when we dispose of, or partially dispose of, the foreign operation.
Hedged item sold or repaid	We recognise the unamortised fair value adjustment immediately in profit or loss.	Amounts accumulated in equity are transferred immediately to profit or loss.	The gain or loss, or applicable proportion, we recognise in equity is transferred to profit or loss on disposal or partial disposal of a foreign operation.

The fair value of derivative financial instruments designated in hedging relationships are:

Fair Value	Hedge accounting type	Assets 2018 \$m	Liabilities 2018 \$m	Assets 2017 \$m	Liabilities 2017 \$m
Foreign exchange swap agreements	Fair value	1	-	1	-
Foreign exchange spot and forward contracts	Fair value	1	-	-	-
Interest rate swap agreements	Fair value	1,261	(3,001)	1,366	(2,114)
Interest rate futures contracts	Fair value	47	(1)	80	-
Interest rate swap agreements	Cash flow	592	(379)	638	(476)
Foreign exchange swap agreements	Cash flow	44	(52)	35	(49)
Foreign exchange spot and forward contracts	Cash flow	2	-	-	(5)
Foreign exchange spot and forward contracts	Net investment	18	(45)	11	(6)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships		1,966	(3,478)	2,131	(2,650)

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

The impact recognised in profit or loss arising from derivative financial instruments designated in hedge accounting relationships, is as follows:

	Hedge accounting type	2018 \$m	2017 \$m
Gain/(loss) recognised in other operating income			
Hedged item	Fair value	1,190	122
Hedging instrument	Fair value	(1,210)	(128)
Ineffective portion of hedging instrument	Cash flow	13	(18)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Recognition	Initially and at each reporting date, we recognise all derivatives at fair value. If the fair value of a derivative is positive, then we carry it as an asset, but if its value is negative, then we carry it as a liability. Valuation adjustments are integral in determining the fair value of derivatives. This includes: • a credit valuation adjustment (CVA) to reflect the counterparty risk and/or event of default; and • a funding valuation adjustment (FVA) to account for funding costs and benefits in the derivatives portfolio.
Derecognition of assets and liabilities	We remove derivative assets from our balance sheet when the contracts expire or we have transferred substantially all the risks and rewards of ownership. We remove derivative liabilities from our balance sheet when the Group's contractual obligations are discharged, cancelled or expired.
Impact on the Income Statement	How we recognise gains or losses on derivative financial instruments depends on whether the derivative is held for trading or is designated into a hedging relationship. For derivative financial instruments held for trading, gains or losses from changes in the fair value are recognised in profit or loss. For an instrument designated into a hedging relationship the recognition of gains or losses depends on the nature of the item being hedged. Refer to the previous table on page 98 for profit or loss treatment depending on the hedge type.
Hedge effectiveness	To qualify for hedge accounting a hedge is expected to be highly effective. A hedge is highly effective only if the following conditions are met: • the hedge is expected to be highly effective in achieving offsetting changes in fair value or cash flows attributable to the hedged risk during the period for which the hedge is designated (prospective effectiveness); and • the actual results of the hedge are within the range of 80-125% (retrospective effectiveness). The Group monitors hedge effectiveness on a regular basis but at a minimum at least at each reporting date.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when we select the valuation techniques used to measure the fair value of derivatives, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable, and the application of valuation adjustments to certain derivatives. Refer to Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

11. AVAILABLE-FOR-SALE ASSETS



Period	Security type	2018				2017			
		Government securities \$m	Corporate and financial institution securities \$m	Equity and other securities \$m	Total \$m	Government securities \$m	Corporate and financial institution securities \$m	Equity and other securities \$m	Total \$m
Less than 3 months		6,715	948	-	7,663	6,745	1,201	-	7,946
Between 3 and 12 months		8,159	2,549	-	10,708	5,576	2,738	-	8,314
Between 1 and 5 years		28,144	13,283	159	41,586	19,302	12,960	403	32,665
Greater than 5 years		12,455	287	1,569	14,311	17,085	493	2,134	19,712
No maturity		-	-	1,095	1,095	-	-	747	747
Available-for-sale assets		55,473	17,067	2,823	75,363	48,708	17,392	3,284	69,384
Less: Available-for-sale assets reclassified as held for sale (refer to Note 29)		(879)	(195)	(5)	(1,079)	-	-	-	-
Available-for-sale assets		54,594	16,872	2,818	74,284	48,708	17,392	3,284	69,384

During the year, the Group recognised a net gain (before tax) in other operating income of \$48 million (2017: \$15 million) in respect of available-for-sale (AFS) assets.

The carrying value of AFS equity securities is \$1,095 million (2017: \$747 million). This includes the Group's \$1,025 million (2017: \$676 million) investment in the Bank of Tianjin (BoT) that ceased being classified as an associate in March 2016.

11. AVAILABLE-FOR-SALE ASSETS (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

AFS assets comprise non-derivative financial assets which we designate as AFS since we do not hold them principally for trading purposes. They include both equity and debt securities. AFS assets are initially recognised at fair value plus transaction costs and are revalued at least bi-annually. On revaluation, we include movements in fair value within the available-for-sale revaluation reserve in equity, except for certain items which are recognised directly in profit or loss, being interest on debt securities, dividends received, foreign exchange on debt securities and impairment charges.

When we sell the asset, any cumulative gain or loss from the available-for-sale revaluation reserve is recognised in profit or loss.

At each reporting date, we assess whether any AFS assets are impaired. We assess the impairment of any debt securities if an event has occurred which will have a negative impact on the asset's estimated cash flows. For equity securities, we assess if there is a significant or prolonged decline in their fair value below cost.

If an AFS asset is impaired, then we remove the cumulative loss related to that asset from the available-for-sale revaluation reserve. We then recognise it in profit or loss for:

- debt instruments, as a credit impairment expense; and
- equity instruments, as a negative impact in other operating income.

We recognise any later reversals of impairment on debt securities in the profit or loss through the credit impairment charge line. However, we do not make any reversals of impairment for equity securities. To the extent previously impaired equity securities recover in value, gains are recognised directly in equity.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when we select valuation techniques used to measure the fair value of AFS assets not valued using quoted market prices, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable. Refer to Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. NET LOANS AND ADVANCES

The following table provides details of net loans and advances for the Group:

	2018 \$m	2017 \$m
Overdrafts	7,061	7,345
Credit cards	9,890	11,009
Commercial bills ¹	6,861	8,471
Term loans – housing	346,154	337,309
Term loans – non-housing ¹	234,405	215,905
Other	3,442	3,405
Subtotal	607,813	583,444
Unearned income	(430)	(411)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	997	1,058
Gross loans and advances (including assets reclassified as held for sale)	608,380	584,091
Provision for credit impairment (refer to Note 13)	(3,443)	(3,798)
Net loans and advances (including assets reclassified as held for sale)	604,937	580,293
Less: Net loans and advances reclassified as held for sale (refer to Note 29)	(999)	(5,962)
Net loans and advances	603,938	574,331
<i>Residual contractual maturity:</i>		
Within one year	126,811	108,555
After more than one year ²	477,127	465,776
Net loans and advances	603,938	574,331
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>		
Amortised cost	603,805	574,175
Fair value through profit or loss (designated on initial recognition)	133	156
Net loans and advances	603,938	574,331

¹ Some of the loans previously shown in Commercial bills outstanding have been reclassified to Term Loans – non housing. Restatement impact of \$2,597 million for September 2017.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Loans and advances are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market and are facilities the Group provides directly to customers or through third party channels.

Loans and advances are initially recognised at fair value plus transaction costs directly attributable to the issue of the loan or advance, which are primarily brokerage/mortgage origination fees which we amortise over the estimated life of the loan. Subsequently, we then measure loans and advances at amortised cost using the effective interest rate method, net of any provision for credit impairment, or at fair value when they are specifically designated on initial recognition as fair value through profit or loss or when held for trading.

We classify contracts to lease assets and hire purchase agreements as finance leases if they transfer substantially all the risks and rewards of ownership of the asset to the customer or an unrelated third party. We include these facilities in 'Other' in the table above.

The Group enters into transactions in which it transfers financial assets that are recognised on its balance sheet. When the Group retains substantially all of the risks and rewards of the transferred assets, the transferred assets remain on the Group's balance sheet, however if substantially all the risks and rewards are transferred, the Group derecognises the asset.

If the risks and rewards are partially retained and control over the asset is lost, the Group derecognises the asset. If control over the asset is not lost, the Group continues to recognise the asset to the extent of its continuing involvement.

We separately recognise the rights and obligations retained, or created, in the transfer of assets and liabilities as appropriate.

13. PROVISION FOR CREDIT IMPAIRMENT

PROVISION FOR CREDIT IMPAIRMENT - BALANCE SHEET

	Net loans and advances		Off-balance sheet credit related commitments		Total	
Provision for credit impairment	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Individual provision						
Balance at start of year	1,118	1,278	18	29	1,136	1,307
New and increased provisions	1,426	2,068	18	1	1,444	2,069
Write-backs	(425)	(501)	-	-	(425)	(501)
Bad debts written off (excluding recoveries)	(1,224)	(1,693)	-	-	(1,224)	(1,693)
Other ¹	(1)	(34)	(10)	(12)	(11)	(46)
Total individual provision	894	1,118	26	18	920	1,136
Collective provision						
Balance at start of year	2,118	2,245	544	631	2,662	2,876
Charge/(release) to profit or loss	(34)	(76)	(51)	(66)	(85)	(142)
Other ²	(61)	(51)	7	(21)	(54)	(72)
Total collective provision	2,023	2,118	500	544	2,523	2,662
Total provision for credit impairment	2,917	3,236	526	562	3,443	3,798

¹ Other individual provision includes the impact of the sale completion of the Asia Retail and Wealth business divestment in 2018. It includes an adjustment for exchange rate fluctuations and the impact of discount unwind on individual provisions.

² Other collective provision includes the impact of the sale completion of the Asia Retail and Wealth business divestment, including an adjustment for exchange rate fluctuations.

CREDIT IMPAIRMENT CHARGE - INCOME STATEMENT

	2018 \$m	2017 \$m
Credit impairment charge		
New and increased provisions	1,444	2,069
Write-backs	(425)	(501)
Recoveries of amounts previously written-off	(246)	(228)
Individual credit impairment charge	773	1,340
Collective credit impairment release	(85)	(142)
Total credit impairment charge	688	1,198

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

13. PROVISION FOR CREDIT IMPAIRMENT (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The Group recognises two types of impairment provisions for its loans and advances:

- Individual provisions for significant assets that are assessed to be impaired; and
- Collective provisions for portfolios of similar assets that are assessed collectively for impairment.

The accounting treatment for each of them is detailed below:

	Individually	Collectively
Assessment	If any impaired loans and advances exceed specified thresholds and an impairment event has been identified, then we assess the need for a provision individually.	To allow for any small value loans and advances where losses may have been incurred but not yet identified, and individually significant loans and advances that we do not assess as impaired, we assess them collectively in pools of assets with similar risk characteristics.
Impairment	Loans and advances are assessed as impaired if we have objective evidence that we may not recover principal or interest payments (that is, a loss event has been incurred).	We estimate the provision on the basis of historical loss experience for assets with similar credit risk characteristics to others in the respective collective pool. We adjust the historical loss experience based on current observable data – such as: changing economic conditions, the impact of the inherent risk of large concentrated losses within the portfolio and an assessment of the economic cycle.
Measurement	We measure impairment loss as the difference between the asset's carrying amount and estimated future cash flows discounted to their present value at the asset's original effective interest rate. We record the result as an expense in profit or loss in the period we identify the impairment and recognise a corresponding reduction in the carrying amount of loans and advances through an offsetting provision.	
Uncollectable amounts	If a loan or advance is uncollectable (whether partially or in full), then we write off the balance (and also any related provision for credit impairment). We write off unsecured retail facilities at the earlier of the facility becoming 180 days past due, or the customer's bankruptcy or similar legal release from the obligation to repay the loan or advance. For secured facilities, write offs occur net of the proceeds determined to be recoverable from the realisation of collateral.	
Recoveries	If we recover any cash flows from loans and advances we have previously written off, then we recognise the recovery in profit or loss in the period the cash flows are received.	
Off-balance sheet amounts	Any off-balance sheet items, such as loan commitments, are considered for impairment both on an individual and collective basis.	



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

When we measure impairment of loans and advances, we use management's judgement of the extent of losses at reporting date.

	Individually	Collectively
Key Judgements	• Estimated future cash flows • Business prospects for the customer • Realisable value of any collateral • Group's position relative to other claimants • Reliability of customer information • Likely cost and duration of recovering loans	• Estimated future cash flows • Historical loss experience of assets with similar risk characteristics • Impact of large concentrated losses inherent in the portfolio • Assessment of the economic cycle

We regularly review our key judgements and update them to reflect actual loss experience.

14. DEPOSITS AND OTHER BORROWINGS



	2018 \$m	2017 \$m
Certificates of deposit	42,746	55,222
Term deposits	214,682	193,371
On demand and short term deposits	246,217	250,392
Deposits not bearing interest	25,521	22,913
Deposits from banks & securities sold under repurchase agreements	72,691	59,292
Commercial paper and other borrowings ¹	17,872	18,979
Deposits and other borrowings (including liabilities reclassified as held for sale)	619,729	600,169
Less: Deposits and other borrowings reclassified as held for sale (refer to Note 29)	(1,579)	(4,558)
Deposits and other borrowings	618,150	595,611
<i>Residual contractual maturity:</i>		
- to be settled within 1 year	606,175	577,495
- to be settled after 1 year	11,975	18,116
Deposits and other borrowings	618,150	595,611
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>		
Amortised cost	615,818	592,114
Fair value through profit or loss (designated on initial recognition)	2,332	3,497
Deposits and other borrowings	618,150	595,611

¹ Other borrowings related to secured investments of the consolidated subsidiary UOC Finance Limited (UOC) of NZD 3.9 billion (2017: NZD 1.0 billion) and the accrued interest thereon which are secured by a security interest over all the assets of UOC NZD 3.3 billion (2017: NZD 3.0 billion).



RECOGNITION AND MEASUREMENT

For deposits and other borrowings that:

- are not designated at fair value through profit or loss on initial recognition, we measure them at amortised cost and recognise their interest expense using the effective interest rate method; and
- are managed on a fair value basis, reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative, we designated them as fair value through profit or loss.

Refer to Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for details of the split between amortised cost and fair value.

For deposits and other borrowings designated at fair value we recognise the amount of fair value gain or loss attributable to changes in the Group's own credit risk in other comprehensive income in retained earnings. Any remaining amount of fair value gain or loss we recognise directly in profit or loss. Once we have recognised an amount in other comprehensive income, we do not later reclassify it to profit or loss.

Securities sold under repurchase agreements represent a liability to repurchase the financial assets that remain on our balance sheet since the risks and rewards of ownership remain with the Group. Over the life of the repurchase agreement, we recognise the difference between the sale price and the repurchase price and charge it to interest expense in the Income Statement.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. DEBT ISSUANCES

The Group uses a variety of funding programmes to issue senior debt (including covered bonds and securitisations) and subordinated debt. The difference between senior debt and subordinated debt is that holders of senior debt take priority over holders of subordinated debt owed by the relevant issuer and subordinated debt will be repaid by the relevant issuer only after the repayment of claims of depositors, other creditors and the senior debt holders.

	2018 \$m	2017 \$m
Senior debt	86,193	68,852
Covered bonds	17,846	19,859
Securitisation	1,232	1,552
Total unsubordinated debt	105,271	90,263
Subordinated debt		
- Additional Tier 1 capital	7,917	8,452
- Tier 2 capital	7,991	9,258
Total subordinated debt	15,908	17,710
Total debt issued	121,179	107,973

TOTAL DEBT ISSUED BY CURRENCY

The table below shows the Group's issued debt by currency of issue, which broadly represents the debt holders' base location.

	2018 \$m	2017 \$m
USD United States dollars	49,610	45,799
EUR Euro	23,239	22,507
AUD Australian dollars	29,477	23,194
NZD New Zealand dollars	5,673	6,361
JPY Japanese yen	3,471	3,233
CHF Swiss francs	2,067	2,248
GBP Pounds sterling	3,776	854
HKD Hong Kong dollars	1,157	1,136
Other Chinese yuan, Norwegian krone, Turkish lira, Singapore dollars, Canadian dollars, Mexican peso and South African rand	2,709	2,641
Total debt issued	121,179	107,973
<i>Residual contractual maturity:</i>		
- to be settled within 1 year	21,585	13,458
- to be settled after 1 year	97,938	92,159
- no maturity date (instruments in perpetuity)	1,656	2,356
Total debt issued	121,179	107,973

SUBORDINATED DEBT

Subordinated debt qualifies as regulatory capital for the Group and is classified as either Additional Tier 1 (AT1) capital or Tier 2 capital for APRA's capital adequacy purposes depending on their terms and conditions:

- AT1 capital: perpetual capital instruments such as:
 - ANZ Capital Notes (ANZ CN);
 - ANZ Capital Securities (ANZ CS); and
 - ANZ NZ Capital Notes (ANZ NZ CN).
- Tier 2 capital: all other perpetual or term subordinated notes.

Tier 2 capital instruments rank ahead of AT1 capital instruments and AT1 capital instruments only rank ahead of ordinary shares, in a liquidation of the issuer.

15. DEBT ISSUANCES (continued)

AT1 CAPITAL

All outstanding AT1 capital instruments are Basel III fully compliant instruments (refer to Note 23 Capital Management for further information about Basel III). Each of the ANZ CN and ANZ CS rank equally with each other.

Distributions on the AT1 capital instruments are non-cumulative and subject to the Issuer's absolute discretion and certain payment conditions (including regulatory requirements). Distributions on ANZ CNs are franked in line with the franking applied to ANZ ordinary shares.

Where specified, the AT1 capital instruments provide the issuer with an early redemption or conversion option on a specified date and in certain other circumstances (such as a tax or regulatory event). This option is subject to APRA's and, in respect of the ANZ NZ CN, the Reserve Bank of New Zealand's (RBNZ) prior written approval.

Each of the AT1 capital instruments will immediately convert into a variable number of ANZ ordinary shares (based on the average market price of the shares immediately prior to conversion less a 1% discount, subject to a maximum conversion number of ANZ ordinary shares) if:

- ANZ's or, in the case of the ANZ NZ CN, ANZ Bank New Zealand Limited's (ANZ NZ) Common Equity Tier 1 capital ratio is equal to or less than 5.125% - known as a Common Equity Capital Trigger Event; or
- APRA notifies the Company that, without the conversion or write-off of certain securities or a public sector injection of capital (or equivalent support), it considers that the Company would become non-viable or, in the case of the ANZ NZ CN, the RBNZ directs ANZ NZ to convert or write-off the notes or a statutory manager is appointed to ANZ NZ and decides that ANZ NZ must convert or write-off the notes - known as a Non-Viability Trigger Event.

Where specified, AT1 capital instruments mandatorily convert into a variable number of ANZ ordinary shares (based on the average market price of the shares immediately prior to conversion less a 1% discount):

- on a specified mandatory conversion date; or
- on an earlier date under certain circumstances as set out in the terms.

However the mandatory conversion is deferred for a specified period if certain conversion tests are not met.

The tables below show the key details of the Group's AT1 capital instruments on issue at 30 September in both the current and prior year:

			2018 \$m	2017 \$m
Additional Tier 1 capital (perpetual subordinated securities)¹				
ANZ Convertible Preference Shares (ANZ CPS)				
AUD	1,340m	ANZ CPS3	-	573
ANZ Capital Notes (ANZ CN)				
AUD	1,120m	ANZ CN1	1,117	1,116
AUD	1,610m	ANZ CN2	1,605	1,604
AUD	970m	ANZ CN3	965	963
AUD	1,622m	ANZ CN4	1,610	1,608
AUD	931m	ANZ CN5	924	925
ANZ Capital Securities (ANZ CS)				
USD	1,000m	ANZ Capital Securities	1,240	1,206
ANZ NZ Capital Notes (ANZ NZ CN)				
NZD	500m	ANZ NZ Capital Notes	456	457
Total Additional Tier 1 capital			7,917	8,452

¹ Carrying values net of issue costs.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. DEBT ISSUANCES (continued)

ANZ Convertible Preference Shares (ANZ CPS)

	CPS3
Issuer	ANZ
Issue date	28 September 2011
Issue amount	\$1,340 million On 28 September 2017, ANZ bought back and cancelled \$767 million of CPS3, and either reinvested the proceeds into CN5 or returned the cash proceeds to investors. On 1 March 2018, ANZ repaid the remaining \$573 million of CPS3 on issue.
Face value	\$100
Dividend frequency	Semi-annually in arrears
Dividend rate	Floating rate: (180 day Bank Bill rate + 3.1%)x(1 - Australian corporate tax rate)
Issuer's early redemption or conversion option	1 March 2018 and each subsequent semi-annual dividend payment date
Mandatory conversion date	1 September 2019
Common equity capital trigger event	Yes
Non-viability trigger event	No
Cash dividend payments treated as interest expense	\$8 million (2017: \$47 million)
Carrying value 2018 (net of issue costs)	\$nil million (2017: \$573 million)

ANZ Capital Notes (ANZ CN)

	CN1	CN2	CN3
Issuer	ANZ	ANZ	ANZ, acting through its New Zealand branch
Issue date	7 August 2013	31 March 2014	5 March 2015
Issue amount	\$1,120 million	\$1,610 million	\$970 million
Face value	\$100	\$100	\$100
Distribution frequency	Semi-annually in arrears	Semi-annually in arrears	Semi-annually in arrears
Distribution rate	Floating rate: (180 day Bank Bill rate + 3.4%)x(1 - Australian corporate tax rate)	Floating rate: (180 day Bank Bill rate + 3.25%)x(1 - Australian corporate tax rate)	Floating rate: (180 day Bank Bill rate + 3.6%)x(1 - Australian corporate tax rate)
Issuer's early redemption or conversion option	1 September 2021	24 March 2022	24 March 2023
Mandatory conversion date	1 September 2023	24 March 2024	24 March 2025
Common equity capital trigger event	Yes	Yes	Yes
Non-viability trigger event	Yes	Yes	Yes
Carrying value 2018 (net of issue costs)	\$1,117 million (2017: \$1,116 million)	\$1,605 million (2017: \$1,604 million)	\$965 million (2017: \$963 million)

15. DEBT ISSUANCES (continued)

ANZ Capital Notes (ANZ CN) (continued)

	CN4	CN5
Issuer	ANZ	ANZ
Issue date	27 September 2016	28 September 2017
Issue amount	\$1,622 million	\$931 million
Face value	\$100	\$100
Distribution frequency	Quarterly in arrears	Quarterly in arrears
Distribution rate	Floating rate: (90 day Bank Bill rate +4.7%)x(1-Australian corporate tax rate)	Floating rate: (90 day Bank Bill rate +3.8%)x(1-Australian corporate tax rate)
Issuer's early redemption or conversion option	20 March 2024	20 March 2025
Mandatory conversion date	20 March 2026	20 March 2027
Common equity capital trigger event	Yes	Yes
Non-viability trigger event	Yes	Yes
Carrying value 2018 (net of issue costs)	\$1,610 million (2017: \$1,608 million)	\$924 million (2017: \$925 million)

ANZ Capital Securities (ANZ CS)

Issuer	ANZ, acting through its London branch
Issue date	15 June 2016
Issue amount	USD 1,000 million
Face value	Minimum denomination of USD 200,000 and an integral multiple of USD 1,000 above that
Interest frequency	Semi-annually in arrears
Interest rate	Fixed at 6.75% p.a. until 15 June 2026, Reset on 15 June 2026 and each 5 year anniversary to a floating rate: 5 year USD mid-market swap rate + 5.168%
Issuer's early redemption option	15 June 2026 and each 5 year anniversary
Common equity capital trigger event	Yes
Non-viability trigger event	Yes
Carrying value 2018 (net of issue costs)	\$1,240 million (2017: \$1,206 million)

ANZ NZ Capital Notes (ANZ NZ CN)

Issuer	ANZ Bank New Zealand Limited (ANZ NZ)
Issue date	31 March 2015
Issue amount	NZD 500 million
Face value	NZD 1
Interest frequency	Quarterly in arrears
Interest rate	Fixed at 7.2% p.a. until 25 May 2020. Resets in May 2020 to a floating rate: New Zealand 3 month bank bill rate + 3.5% Interest payments are subject to ANZ NZ's absolute discretion and certain payment conditions (including APRA and RBNZ requirements)
Issuer's early redemption option	25 May 2020
Mandatory conversion date	25 May 2022
Common equity capital trigger event	Yes
Non-viability trigger event	Yes
Carrying value 2018 (net of issue costs)	\$456 million (2017: \$457 million)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. DEBT ISSUANCES (continued)

TIER 2 CAPITAL

The convertible term subordinated notes are Basel III fully compliant instruments. If a Non-Viability Trigger Event occurs, the convertible term subordinated notes will immediately convert into ANZ ordinary shares (based on the average market price of the shares immediately prior to conversion less a 1% discount, subject to a maximum conversion number).

APRA has granted transitional Basel III capital treatment for:

- the EUR 750 million term subordinated notes until its maturity in 2019, and
- the USD 300 million perpetual subordinated notes until the end of the transitional period (December 2021).

The table below shows the Tier 2 capital subordinated notes the Group holds at 30 September in both the current and prior year:

Currency	Face value	Maturity	Next optional call date – subject to APRA's prior approval	Interest rate	Non-Viability Trigger Event	2018 \$m	2017 \$m
Basel III transitional subordinated notes (perpetual)							
USD	300m	Perpetual	Each semi-annual interest payment date	Floating	No	416	382
NZD	835m	Perpetual	2018	Fixed	No	-	768
Basel III transitional subordinated notes (term)							
EUR	750m	2019	N/A	Fixed	No	1,249	1,205
AUD	750m	2023	2018	Floating	No	-	747
Total Basel III transitional subordinated notes						1,665	3,102
Basel III fully compliant convertible subordinated notes (term)							
AUD	750m	2024	2019	Floating	Yes	750	750
USD	800m	2024	N/A	Fixed	Yes	1,091	1,061
CNY	2,500m	2025	2020	Fixed	Yes	503	478
SGD	500m	2027	2022	Fixed	Yes	507	478
AUD	200m	2027	2022	Fixed	Yes	199	199
JPY	20,000m	2026	N/A	Fixed	Yes	243	226
AUD	700m	2026	2021	Floating	Yes	698	699
USD	1,500m	2026	N/A	Fixed	Yes	1,869	1,817
JPY	10,000m	2026	2021	Fixed	Yes	121	112
JPY	10,000m	2028	2023	Fixed	Yes	120	111
AUD	225m	2032	2027	Fixed	Yes	225	225
Total Basel III fully compliant subordinated notes						6,326	6,156
Total Tier 2 capital						7,991	9,258



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Debt issuances are measured at amortised cost, except where designated at fair value through profit or loss. Where the Group enters into a fair value hedge accounting relationship, the fair value attributable to the hedge risk is reflected in adjustments to the carrying value of the debt. Interest expense is recognised using the effective interest rate method.

Subordinated debt with capital-based conversion features (i.e. Common Equity Capital Trigger Events or Non-Viability Trigger Events) are considered to contain embedded derivatives that we account for separately at fair value through profit and loss. The embedded derivatives arise because the amount of shares issued on conversion following any of those trigger events is subject to the maximum conversion number, however they have no value as of the reporting date given the remote nature of those trigger events.

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

RISK MANAGEMENT FRAMEWORK AND MODEL

INTRODUCTION

The use of financial instruments is fundamental to the Group's businesses of providing banking and other financial services to our customers. The associated financial risks (primarily credit, market, and liquidity risks) are a significant portion of the Group's principal risks.

We disclose details of all principal risks impacting the Group, and further information on the Group's risk management activities, in the Governance and Risk Management section.

This note details the Group's financial risk management policies, processes and quantitative disclosures in relation to the key financial risks:

Principal financial risks	Key sections applicable to this risk
Overview	• An overview of our Risk Management Framework
Credit risk Credit risk is the risk of financial loss from a customer, or counterparty, failing to meet their financial obligations – including the whole and timely payment of principal, interest, and other receivables.	• Credit risk overview, management and control responsibilities • Maximum exposure to credit risk • Credit quality • Concentrations of credit risk • Collateral management
Market risk Market risk is the risk of loss arising from potential adverse changes in the value of the Group's assets and liabilities and other trading positions from fluctuations in market variables. These variables include, but are not limited to interest rates, foreign exchange, equity prices, commodity prices, credit spreads, implied volatilities, and asset correlations.	• Market risk overview, management and control responsibilities • Measurement of market risk • Traded and non-traded market risk • Equity securities classified as available-for-sale • Foreign currency risk – structural exposure
Liquidity and funding risk Liquidity risk is the risk that the Group is unable to meet its payment obligations when they fall due; or does not have the appropriate amount, tenor and composition of funding and liquidity to fund increases in its assets.	• Liquidity risk overview, management and control responsibilities • Key areas of measurement for liquidity risk • Funding position • Residual contractual maturity analysis of the Group's liabilities
Life insurance risk Insurance risk is the risk of loss due to unexpected changes in current and future insurance claims rates. The changes primarily arise due to claims payments, mortality (death) or morbidity (illness or injury) rates being greater than expected.	Not applicable. We control and minimise life insurance risk in the following ways: • We use underwriting procedures including strategic decisions, limits to delegated authorities and signing powers. • We analyse reinsurance arrangements using analytical modelling tools to achieve the desired type of reinsurance and retention levels.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

OVERVIEW

AN OVERVIEW OF OUR RISK MANAGEMENT FRAMEWORK

This overview is provided to aid the users of the financial statements to understand the context of the financial disclosures required under AASB 7 *Financial Instruments: Disclosures*. It should be read in conjunction with the Governance and Risk Management section.

The Board is responsible for establishing and overseeing the Group's Risk Management Framework (RMF). The Board has delegated authority to the Board Risk Committee (BRC) to develop and monitor compliance with the Group's risk management policies. The BRC reports regularly to the Board on its activities.

The Board approves the strategic objectives of the Group including:

- the Risk Appetite Statement (RAS), which sets out the Board's expectations regarding the degree of risk that ANZ is prepared to accept in pursuit of its strategic objectives and business plan; and
- the Risk Management Strategy (RMS), which describes ANZ's strategy for managing risks and the key elements of the RMF that gives effect to this strategy. This includes a description of each material risk, and an overview of how the RMF addresses each risk, with reference to the relevant policies, standards and procedures. It also includes information on how ANZ identifies measures, evaluates, monitors, reports and controls or mitigates material risks.

The Group, through its training and management standards and procedures, aims to maintain a disciplined and robust control environment in which all employees understand their roles and obligations. At ANZ, risk is everyone's responsibility.

The Group has an independent risk management function, headed by the Chief Risk Officer who:

- is responsible for overseeing the risk profile and the risk management framework;
- can effectively challenge activities and decisions that materially affect ANZ's risk profile; and
- has an independent reporting line to the BRC to enable the appropriate escalation of issues of concern.

The Internal Audit Function reports directly to the Board Audit Committee (BAC). Internal Audit provides:

- an independent evaluation of the Group's RMF annually and undertakes a comprehensive review every three years;
- assurance on the appropriateness, effectiveness and adequacy of the risk management framework, which includes assurance the framework is operating effectively; and
- recommendations to improve the framework and/or work practices to strengthen the effectiveness of day to day operations.

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK

CREDIT RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Granting credit facilities to customers is one of the Group's major sources of income. As this activity is also a principal risk, the Group dedicates considerable resources to its management. The Group assumes credit risk in a wide range of lending and other activities in diverse markets and in many jurisdictions. Credit risks arise from traditional lending to customers as well as from interbank, treasury, trade finance and capital markets activities around the world.

Our credit risk management framework ensures we apply a consistent approach across the Group when we measure, monitor and manage the credit risk appetite set by the Board. The Board is assisted and advised by the BRC in discharging its duty to oversee credit risk. The BRC:

- sets the credit risk appetite and credit strategies; and
- approves credit transactions beyond the discretion of executive management.

We quantify credit risk through an internal credit rating system (masterscales) to ensure consistency across exposure types and to provide a consistent framework for reporting and analysis. The system uses models and other tools to measure the following for customer exposures:

Probability of Default (PD)	Expressed by a Customer Credit Rating (CCR), reflecting the Group's assessment of a customer's ability to service and repay debt.
Exposure at Default (EAD)	The expected amount of loan outstanding at the time of default.
Loss Given Default (LGD)	Expressed by a Security Indicator (SI) ranging from A to G. The SI is calculated by reference to the percentage of loan covered by security which the Group can realise if a customer defaults. The A-G scale is supplemented by a range of other SIs which cover factors such as cash cover and sovereign backing. For retail and some small business lending, we group exposures into large homogenous pools – and the LGD is assigned at the pool level.

Our specialist credit risk teams develop and validate the Group's PD and LGD rating models. The outputs from these models drive our day-to-day credit risk management decisions including origination, pricing, approval levels, regulatory capital adequacy, economic capital allocation, and credit provisioning.

All customers with whom ANZ has a credit relationship are assigned a CCR at origination via either of the following assessment approaches:

Large and more complex lending	Retail and some small business lending
Rating models provide a consistent and structured assessment, with judgement required around the use of out-of-model factors. We handle credit approval on a dual approval basis, jointly with the business writer and an independent credit officer.	Automated assessment of credit applications using a combination of scoring (application and behavioural), policy rules and external credit reporting information. If the application does not meet the automated assessment criteria, then it is referred out for manual assessment.

We use the Group's internal CCRs to manage the credit quality of financial assets neither past due nor impaired. To enable wider comparisons, the Group's CCRs are mapped to external rating-agency scales as follows:

Internal Rating	ANZ Customer Requirements	Moody's Rating	Standard & Poor's Rating
Strong credit profile	Demonstrated superior stability in their operating and financial performance over the long-term, and whose earnings capacity is not significantly vulnerable to foreseeable events.	Aaa – Baa3	AAA – BBB-
Satisfactory risk	Demonstrated sound operational and financial stability over the medium to long-term – even though some may be susceptible to cyclical trends or variability in earnings.	Ba1 – B1	BB+ – B+
Sub-standard but not past due nor impaired	Demonstrated some operational and financial instability, with variability and uncertainty in profitability and liquidity projected to continue over the short and possibly medium term.	B2 – Caa	B – CCC

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

MAXIMUM EXPOSURE TO CREDIT RISK

For financial assets recognised on the balance sheet, the maximum exposure to credit risk is the carrying amount. In certain circumstances there may be differences between the carrying amounts reported on the balance sheet and the amounts reported in the tables below. Principally, these differences arise in respect of financial assets that are subject to risks other than credit risk, such as equity instruments which are primarily subject to market risk, or bank notes and coins.

For undrawn facilities, this maximum exposure to credit risk is the full amount of the committed facilities. For contingent exposures, the maximum exposure to credit risk is the maximum amount the Group would have to pay if the instrument is called upon.

For the purpose of this note, assets presented as assets held for sale in the Balance Sheet have been reallocated to their respective Balance Sheet categories.

The table below shows our maximum exposure to credit risk of on-balance sheet and off-balance sheet positions before taking account of any collateral held or other credit enhancements.

	Reported		Excluded ¹ /Other ²		Maximum exposure to credit risk	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
On-balance sheet positions						
Net loans and advances ³	604,937	580,293	(526)	(562)	605,463	580,855
Other financial assets:						
Cash and cash equivalents	84,964	68,048	1,466	1,544	83,498	66,504
Settlement balances owed to ANZ ⁴	2,319	5,504	2,319	5,504	-	-
Collateral paid	11,043	8,987	-	-	11,043	8,987
Trading securities	37,722	43,605	3,595	4,713	34,127	38,892
Derivative financial instruments	68,426	62,518	-	-	68,426	62,518
Available-for-sale assets	75,363	69,384	1,095	747	74,268	68,637
Regulatory deposits	1,028	2,015	-	-	1,028	2,015
Investments backing policy liabilities	40,054	37,964	40,054	37,964	-	-
Other financial assets ⁴	3,850	3,764	-	-	3,850	3,764
Total other financial assets	324,769	301,789	48,529	50,472	276,240	251,317
Subtotal	929,706	882,082	48,003	49,910	881,703	832,172
Off-balance sheet positions						
Undrawn and contingent facilities ⁵	245,108	232,162	526	562	244,582	231,600
Total	1,174,814	1,114,244	48,529	50,472	1,126,285	1,063,772

¹ Excluded comprises bank notes and coins and cash at bank within cash and cash equivalents, equity securities within available-for-sale financial assets and investments relating to the insurance business where the credit risk is passed onto the policy holder. Equity securities and precious metal exposures recognised as trading securities have been excluded as they do not have credit exposure.

² Other relates to the transfer of individual and collective provisions related to off-balance sheet facilities held in net loans and advances. The provisions are transferred for the purposes of showing the maximum exposure to credit risk by relevant facility type in this and the following tables.

³ Settlement balances owed to ANZ relate to trade dated assets which do not carry credit risk and thus are excluded.

⁴ Other financial assets mainly comprise accrued interest, insurance receivables and acceptances.

⁵ Undrawn facilities and contingent facilities include guarantees, letters of credit and performance related contingencies.

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

CREDIT QUALITY

The table below provides an analysis of the credit quality of the maximum exposure to credit risk split by:

- neither past due nor impaired financial assets by credit quality;
- past due but not impaired assets by ageing; and
- restructured and impaired assets presented as gross amounts and net of individual provisions.

	Loans and advances		Other financial assets		Off-balance sheet credit related commitments		Total	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Neither past due nor impaired								
Strong credit profile ¹	445,997	410,343	272,110	246,774	206,859	190,083	924,966	847,200
Satisfactory risk ²	127,384	137,432	4,014	4,429	36,037	39,578	167,435	181,439
Sub-standard but not past due or impaired ³	15,567	16,879	116	114	1,644	1,858	17,327	18,851
Sub-total	588,948	564,654	276,240	251,317	244,540	231,519	1,109,728	1,047,490
Past due but not impaired								
≥ 1 < 30 days	8,958	8,790	-	-	-	-	8,958	8,790
≥ 30 < 60 days	2,240	2,143	-	-	-	-	2,240	2,143
≥ 60 < 90 days	1,268	1,148	-	-	-	-	1,268	1,148
≥ 90 days	2,998	2,953	-	-	-	-	2,998	2,953
Sub-total	15,464	15,034	-	-	-	-	15,464	15,034
Restructured and impaired								
Impaired loans	1,676	2,118	-	-	-	-	1,676	2,118
Restructured items ⁴	269	167	-	-	-	-	269	167
Non-performing commitments and contingencies	-	-	-	-	68	99	68	99
Gross impaired financial assets	1,945	2,285	-	-	68	99	2,013	2,384
Individual provisions	(894)	(1,118)	-	-	(26)	(18)	(920)	(1,136)
Sub-total restructured and net impaired	1,051	1,167	-	-	42	81	1,093	1,248
Total	605,463	580,855	276,240	251,317	244,582	231,600	1,126,285	1,063,772

¹ In 2018, collective provisions against Satisfactory and Sub-standard risk, which previously had been allocated against Strong credit profile, are now reallocated to Satisfactory and Sub-standard risk. Comparatives have been restated accordingly.

² In 2018, collective provisions against Satisfactory risk, which previously had been allocated against Strong credit profile, are now reallocated to Satisfactory risk. Comparatives have been restated accordingly (2017 Net loans and advances \$586 million, Credit related commitments \$187 million).

³ In 2018, collective provisions against Sub-standard risk, which previously had been allocated against Strong credit profile, are now reallocated to Sub-standard risk. Comparatives have been restated accordingly (2017 Net loans and advances \$618 million, Credit related commitments \$85 million).

⁴ Restructured items are facilities in which the original contractual terms have been modified for reasons related to the financial difficulties of the customer. Restructuring may consist of reduction of interest, principal or other payments legally due, or an extension in maturity materially beyond those typically offered for new facilities with similar risk.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

CONCENTRATIONS OF CREDIT RISK

Credit risk becomes concentrated when a number of customers are engaged in similar activities, have similar economic characteristics, or have similar activities within the same geographic region – therefore, they may be similarly affected by changes in economic or other conditions. The Group monitors its credit portfolio to manage risk concentration and rebalance the portfolio. The Group also applies single customer counterparty limits to protect against unacceptably large exposures to one single customer.

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry group are presented below:

	Loans and advances		Other financial assets		Off-balance sheet credit related commitments		Total	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Agriculture, forestry, fishing and mining	38,124	35,592	705	773	17,583	16,093	56,412	52,458
Business services	8,439	8,413	122	182	7,016	7,251	15,577	15,846
Construction	6,849	6,965	61	84	6,950	6,419	13,860	13,468
Electricity, gas and water supply	6,390	6,472	920	1,186	6,152	6,103	13,462	13,761
Entertainment, leisure and tourism	12,360	12,462	355	447	3,666	3,650	16,381	16,559
Financial, investment and insurance	48,059	39,741	187,194	162,198	37,821	29,640	273,074	231,579
Government and official institutions	922	2,307	75,763	73,904	2,854	2,733	79,539	78,944
Manufacturing	23,538	21,107	2,612	2,691	41,927	38,872	68,077	62,670
Personal lending	352,155	352,841	1,379	1,902	55,159	62,090	408,693	416,833
Property services	45,473	42,514	708	838	15,837	13,057	62,018	56,409
Retail trade	13,530	13,375	209	321	6,947	6,506	20,686	20,202
Transport and storage	12,075	11,884	650	1,163	7,980	6,998	20,705	20,045
Wholesale trade	15,220	14,178	3,148	2,817	21,834	20,501	40,202	37,496
Other	24,679	15,593	2,414	2,811	13,382	12,249	40,475	30,653
Gross total	607,813	583,444	276,240	251,317	245,108	232,162	1,129,161	1,066,923
Provision for credit impairment	(2,917)	(3,236)	-	-	(526)	(562)	(3,443)	(3,798)
Subtotal	604,896	580,208	276,240	251,317	244,582	231,600	1,125,718	1,063,125
Unearned income	(430)	(411)	-	-	-	-	(430)	(411)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	997	1,058	-	-	-	-	997	1,058
Maximum exposure to credit risk	605,463	580,855	276,240	251,317	244,582	231,600	1,126,285	1,063,772

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

COLLATERAL MANAGEMENT

We use collateral for on and off-balance sheet exposures to mitigate credit risk if a counterparty cannot meet its repayment obligations from its expected cash flows. For some products, the collateral provided by customers is fundamental to the product's structuring, so it is not strictly the secondary source of repayment - for example, lending secured by trade receivables is typically repaid by the collection of those receivables.

The nature of collateral or security held for the relevant classes of financial assets is as follows:

Net loans and advances	
Loans – housing and personal	Housing loans are secured by mortgage(s) over property and additional security may take the form of guarantees and deposits. Personal lending (including credit cards and overdrafts) is predominantly unsecured. If we take security, then it is restricted to eligible vehicles, motor homes and other assets.
Loans – business	Business loans may be secured, partially secured or unsecured. Typically, we take security by way of a mortgage over property and/or a charge over the business or other assets. If appropriate, we may take other security to mitigate the credit risk, for example: guarantees, standby letters of credit or derivative protection.
Other financial assets	
Trading securities, Available-for-sale assets, Derivatives and Other financial assets	For trading securities, we do not seek collateral directly from the issuer or counterparty. However, the collateral may be implicit in the terms of the instrument (for example, with an asset-backed security). The terms of debt securities may include collateralisation. For derivatives, we typically terminate all contracts with the counterparty and settle on a net basis at market levels current at the time of a counterparty default under International Swaps and Derivatives Association (ISDA) Master Agreements. Our preferred practice is to use a Credit Support Annex (CSA) to the ISDA so that open derivative positions with the counterparty are aggregated and cash collateral (or other forms of eligible collateral) is exchanged daily. The collateral is provided by the counterparty when their position is out of the money (or provided to the counterparty by ANZ when our position is out of the money).
Off-balance sheet positions	
Undrawn and contingent facilities	Collateral for off balance sheet positions is mainly held against undrawn facilities, and they are typically performance bonds or guarantees. Undrawn facilities that are secured include housing loans secured by mortgages over residential property and business lending secured by commercial real estate and/or charges over business assets.

The table below shows the estimated value of collateral we hold and the net unsecured portion of credit exposures:

	Credit exposure		Total value of collateral		Unsecured portion of credit exposure	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Net loans and advances	605,463	580,855	482,097	474,746	123,366	106,109
Other financial assets	276,240	251,317	33,215	25,429	243,025	225,888
Off-balance sheet positions	244,582	231,600	49,141	46,083	195,441	185,517
Total	1,126,285	1,063,772	564,453	546,258	561,832	517,514

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK

MARKET RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Market risk stems from ANZ's trading and balance sheet management activities, the impact of changes and correlation between interest rates, foreign exchange rates, credit spreads and volatility in bond, commodity or equity prices.

The BRC delegates responsibility for day-to-day management of both market risks and compliance with market risk policies to the Credit & Market Risk Committee (CMRC) and the Group Asset & Liability Committee (GALCO).

Within overall strategies and policies established by the BRC, business units and risk management have joint responsibility for the control of market risk at the Group level. The Market Risk team (a specialist risk management unit independent of the business) allocates market risk limits at various levels and monitors and reports on them daily. This detailed framework allocates individual limits to manage and control exposures using risk factors and profit and loss limits.

Management, measurement and reporting of market risk is undertaken in two broad categories:

Traded Market Risk	Non-Traded Market Risk
Risk of loss from changes in the value of financial instruments due to movements in price factors for both physical and derivative trading positions. Principal risk categories monitored are: 1. Currency risk – potential loss arising from changes in foreign exchange rates or their implied volatilities. 2. Interest rate risk – potential loss from changes in market interest rates or their implied volatilities. 3. Credit spread risk – potential loss arising from a movement in margin or spread relative to a benchmark. 4. Commodity risk – potential loss arising from changes in commodity prices or their implied volatilities. 5. Equity risk – potential loss arising from changes in equity prices.	Risk of loss associated with the management of non-traded interest rate risk, liquidity risk and foreign exchange exposures. This includes interest rate risk in the banking book. This risk of loss arises from adverse changes in the overall and relative level of interest rates for different tenors, differences in the actual versus expected net interest margin, and the potential valuation risk associated with embedded options in financial instruments and bank products.

MEASUREMENT OF MARKET RISK

We primarily manage and control market risk using Value at Risk (VaR), sensitivity analysis and stress testing.

VaR gauges the Group's possible daily loss based on historical market movements.

The Group's VaR approach for both traded and non-traded risk is historical simulation. We use historical changes in market rates, prices and volatilities over:

- the previous 500 business days, to calculate standard VaR, and
- a 1-year stressed period, to calculate stressed VaR.

We calculate traded and non-traded VaR using one-day and ten-day holding periods. For stressed VaR, we use a ten-day period. Back testing is used to ensure our VaR models remain accurate.

ANZ measures VaR at a 99% confidence interval which means there is a 99% chance that a loss will not exceed the VaR for the relevant holding period.

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK (continued)

TRADED AND NON-TRADED MARKET RISK

Traded market risk

The table below shows the traded market risk VaR on a diversified basis by risk categories:

	30 September 2018				30 September 2017			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Traded value at risk 99% confidence								
Foreign exchange	3.7	10.3	1.7	4.2	4.2	10.5	2.5	5.1
Interest rate	8.4	16.0	4.9	7.9	6.3	21.3	5.1	7.9
Credit	2.5	6.5	2.3	4.0	4.4	5.4	2.0	3.4
Commodity	3.7	4.5	1.4	3.1	2.2	3.8	1.4	2.1
Equity	-	-	-	-	-	0.5	-	0.2
Diversification benefit ¹	(10.5)	n/a	n/a	(8.1)	(7.6)	n/a	n/a	(7.7)
Total VaR	7.8	19.9	6.9	11.1	9.5	24.9	6.9	11.0

¹ The diversification benefit reflects risks that offset across categories. The high and low VaR figures reported for each factor did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Group as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

Non-traded market risk

Balance sheet risk management

The principal objectives of balance sheet risk management are to maintain acceptable levels of interest rate and liquidity risk to mitigate the negative impact of movements in interest rates on the earnings and market value of the Group's banking book, while ensuring the Group maintains sufficient liquidity to meet its obligations as they fall due.

Interest rate risk management

Non-traded interest rate risk relates to the potential adverse impact of changes in market interest rates on the Group's future net interest income. This risk arises from two principal sources, namely mismatches between the repricing dates of interest bearing assets and liabilities; and the investment of capital and other non-interest bearing liabilities in interest bearing assets. Interest rate risk is reported using VaR and scenario analysis (based on the impact of a 1% rate shock). The table below shows VaR figures for non-traded interest rate risk for the combined Group as well as Australia, New Zealand and Asia Pacific, Europe and Americas (APEA) geographies which are calculated separately.

	30 September 2018				30 September 2017			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Non-traded value at risk 99% confidence								
Australia	21.9	32.7	20.3	23.6	31.6	37.5	25.9	31.3
New Zealand	6.8	7.1	5.6	6.6	11.8	15.1	11.1	12.4
Asia Pacific, Europe & America	15.1	15.1	12.5	13.7	14.6	19.0	14.3	15.9
Diversification benefit ¹	(16.1)	n/a	n/a	(14.4)	(20.6)	n/a	n/a	(19.7)
Total VaR	27.7	36.4	26.0	29.5	37.4	44.0	33.5	39.9

¹ The diversification benefit reflects the historical correlation between the regions. The high and low VaR figures reported for the region did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Group as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK (continued)

We undertake scenario analysis to stress test the impact of extreme events on the Group's market risk exposures. We model a 1% overnight parallel positive shift in the yield curve to determine the potential impact on our net interest income over the next 12 months. This is a standard risk measure which assumes the parallel shift is reflected in all wholesale and customer rates.

The table below shows the outcome of this risk measure for the current and previous financial years, expressed as a percentage of reported net interest income. A positive number signifies that a rate increase is positive for net interest income over the next 12 months.

	2018	2017
Impact of 1% rate shock		
As at period end	0.20%	0.52%
Maximum exposure	0.60%	0.65%
Minimum exposure	0.03%	0.01%
Average exposure (in absolute terms)	0.25%	0.28%

EQUITY SECURITIES CLASSIFIED AS AVAILABLE-FOR-SALE

Our available-for-sale financial assets contain equity investment holdings which predominantly comprise investments we hold for longer-term strategic reasons. The market risk impact on these equity investments is not captured by the Group's VaR processes for traded and non-traded market risks. Therefore, the Group regularly reviews the valuations of the investments within the portfolio and assesses whether the investments are impaired based on the recognition and measurement policies set out in Note 11 Available-for-sale Assets.

FOREIGN CURRENCY RISK – STRUCTURAL EXPOSURES

Our investment of capital in foreign operations - for example, branches, subsidiaries or associates with functional currencies other than the Australian Dollar - exposes the Group to the risk of changes in foreign exchange rates. Variations in the value of these foreign operations arising as a result of exchange differences are reflected in the foreign currency translation reserve in equity.

Where it is considered appropriate, the Group takes out economic hedges against larger foreign exchange denominated revenue streams (primarily New Zealand Dollar, US Dollar and US Dollar correlated). The primary objective of hedging is to ensure that, if practical, the consolidated capital ratios are neutral to the effect of changes in exchange rates.

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

LIQUIDITY AND FUNDING RISK

LIQUIDITY RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Liquidity risk is the risk that the Group is either:

- unable to meet its payment obligations (including repaying depositors or maturing wholesale debt) when they fall due; or
- does not have the appropriate amount, tenor and composition of funding and liquidity to fund increases in its assets.

Management of liquidity and funding risks are overseen by GALCO. The Group's liquidity and funding risks are governed by a set of principles approved by the BRC and include:

- maintaining the ability to meet all payment obligations in the immediate term;
- ensuring that the Group has the ability to meet 'survival horizons' under a range of ANZ specific, and general market, liquidity stress scenarios, at the site and Group-wide level, to meet cash flow obligations over the short to medium term;
- maintaining strength in the Group's balance sheet structure to ensure long term resilience in the liquidity and funding risk profile;
- ensuring the liquidity management framework is compatible with local regulatory requirements;
- preparing daily liquidity reports and scenario analysis to quantify the Group's positions;
- targeting a diversified funding base to avoid undue concentrations by investor type, maturity, market source and currency;
- holding a portfolio of high quality liquid assets to protect against adverse funding conditions and to support day-to-day operations; and
- establishing detailed contingency plans to cover different liquidity crisis events.

KEY AREAS OF MEASUREMENT FOR LIQUIDITY RISK

Scenario modelling of funding sources

ANZ's liquidity risk appetite is defined by a range of regulatory and internal liquidity metrics mandated by the Board. The metrics cover a range of scenarios of varying duration and level of severity.

A key component of this framework is the Liquidity Coverage Ratio (LCR), which is a severe short term liquidity stress scenario mandated by banking regulators including APRA. As part of meeting LCR requirements, the Group has a Committed Liquidity Facility (CLF) with the Reserve Bank of Australia. The CLF has been established to offset the shortage of available High Quality Liquid Assets (HQLA) in Australia and provides an alternative form of contingent liquidity. The total amount of the CLF available to a qualifying Australian Deposit-taking Institution is set annually by APRA. From 1 January 2018, ANZ's CLF is \$46.9 billion (2017 calendar year end: \$43.8 billion).

Liquid assets

The Group holds a portfolio of high quality (unencumbered) liquid assets to protect the Group's liquidity position in a severely stressed environment, to meet regulatory requirements. HQLA comprise three categories consistent with Basel III LCR requirements:

- HQLA1 – Cash and highest credit quality government, central bank or public sector securities eligible for repurchase with central banks to provide same-day liquidity.
- HQLA2 – High credit quality government, central bank or public sector securities, high quality corporate debt securities and high quality covered bonds eligible for repurchase with central banks to provide same-day liquidity.
- Alternative liquid assets (ALA) – Assets qualifying as collateral for the CLF and eligible securities that the Reserve Bank of New Zealand (RBNZ) will accept in its domestic market operations.

LIQUIDITY RISK OUTCOMES¹

Liquidity Coverage Ratio

ANZ's Liquidity Coverage Ratio (LCR) averaged 138% for 2018, an increase from the 2017 average of 135%, and above the regulatory minimum of 100%.

Net Stable Funding Ratio

ANZ's Net Stable Funding Ratio (NSFR) as at 30 September 2018 was 115%, above the regulatory minimum of 100%.

¹ This information is not within the scope of the internal audit of the Group Financial Report by the Group's external auditor, KPMG. The Liquidity Coverage Ratio and Net Stable Funding Ratio are non-IFRS disclosures and are disclosed as part of the Group's AP5 330 Public Disclosure which is subject to specific review procedures in accordance with the Australian Standard on Related Services (ASRS) 4400 Agreed upon Procedures Engagements to Report Factual Findings.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

LIQUIDITY AND FUNDING RISK (continued)

Liquidity crisis contingency planning

The Group maintains APRA-endorsed liquidity crisis contingency plans for analysing and responding to a liquidity threatening event at a country and Group-wide level. Key liquidity contingency crisis planning requirements and guidelines include:

Ongoing business management	Early signs/ mild stress	Severe Stress
- Establish crisis/severity levels - Liquidity limits - Early warning indicators	- Monitoring and review - Management actions not requiring business rationalisation	- Activate contingency funding plans - Management actions for altering asset and liability behaviour
Assigned responsibility for internal and external communications and the appropriate timing to communicate		

Since the precise nature of any stress event cannot be known in advance, we design the plans to be flexible to the nature and severity of the stress event with multiple variables able to be accommodated in any plan.

Group funding

The Group monitors the composition and stability of its funding so that it remains within the Group's funding risk appetite. This approach ensures that an appropriate proportion of the Group's assets are funded by stable funding sources, including customer deposits; longer-dated wholesale funding (with a remaining term exceeding one year); and equity.

Funding plans prepared	Considerations in preparing funding plans
3 year strategic plan prepared annually - Annual funding plan as part of budgeting process - Forecasting in light of actual results as a calibration to the annual plan	- Customer balance sheet growth - Changes in wholesale funding including: targeted funding volumes; markets; investors; tenors; and currencies for senior, secured, subordinated, hybrid transactions and market conditions

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

LIQUIDITY AND FUNDING RISK (continued)

RESIDUAL CONTRACTUAL MATURITY ANALYSIS OF GROUP'S LIABILITIES

The tables below provides residual contractual maturity analysis of financial liabilities, including financial liabilities reclassified to held for sale, at 30 September within relevant maturity groupings. All outstanding debt issuance and subordinated debt is profiled on the earliest date on which the Group may be required to pay. All at-call liabilities are reported in the "Less than 3 months" category. Any other items without a specified maturity date are included in the "After 5 years" category. The amounts represent principal and interest cash flows - so they may differ from equivalent amounts reported on balance sheet. For the purpose of this note, assets presented as asset held for sale in the Balance Sheet have been reallocated to their respective Balance Sheet categories.

It should be noted that this is not how the Group manages its liquidity risk. The management of this risk is detailed on page 121.

	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
2018					
Settlement balances owed by ANZ	11,810	-	-	-	11,810
Collateral received	6,542	-	-	-	6,542
Deposits and other borrowings	518,650	92,213	12,444	117	623,424
Policy liabilities	38,325	2	9	1,271	39,607
External unit holder liabilities	4,712	-	-	-	4,712
Liability for acceptances	803	-	-	-	803
Debt issuances ¹	5,575	21,538	83,685	23,399	134,197
Derivative liabilities (trading) ²	60,499	-	-	-	60,499
Derivative assets and liabilities (balance sheet management)					
- Funding					
Receive leg	(17,972)	(30,894)	(85,054)	(35,580)	(169,500)
Pay leg	17,936	29,757	82,344	35,431	165,468
- Other balance sheet management					
Receive leg	(52,708)	(16,646)	(14,401)	(2,089)	(85,844)
Pay leg	53,022	16,879	15,283	2,256	87,440
2017					
Settlement balances owed by ANZ	9,914	-	-	-	9,914
Collateral received	5,919	-	-	-	5,919
Deposits and other borrowings	490,282	94,449	19,003	145	603,879
Policy liabilities	37,075	2	19	352	37,448
External unit holder liabilities	4,435	-	-	-	4,435
Liability for acceptances	614	-	-	-	614
Debt issuances ¹	4,673	15,290	75,732	24,131	119,826
Derivative liabilities (trading) ²	51,556	-	-	-	51,556
Derivative assets and liabilities (balance sheet management)					
- Funding					
Receive leg	(18,598)	(20,058)	(82,876)	(29,295)	(150,827)
Pay leg	18,374	19,830	83,827	29,659	151,690
- Other balance sheet management					
Receive leg	(28,031)	(8,685)	(14,900)	(5,021)	(56,637)
Pay leg	28,246	9,152	17,024	5,552	59,974

¹ Any callable wholesale debt instruments have been included at their next call date. Balance includes subordinated debt instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company, and perpetual investments at next call date.

² The full mark to market of derivative liabilities held for trading purposes is included in the "less than 3 months" category.

At 30 September 2018, \$202,531 million (2017: \$191,323 million) of the Group's undrawn facilities and \$42,577 million (2017: \$40,839 million) of its issued guarantees mature in less than 1 year, based on the earliest date on which the Group may be required to pay.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS 123

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

The Group carries a significant number of financial instruments on the balance sheet at fair value. In addition the Group also holds assets classified as held for sale which are measured at fair value less costs to sell. The fair value is the best estimate of the price that would be received to sell an asset, or paid to transfer a liability, in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

VALUATION

The Group has an established control framework, including appropriate segregation of duties, to ensure that fair values are accurately determined, reported and controlled. The framework includes the following features:

- products are approved for transacting with external customers and counterparties only where fair values can be appropriately determined;
- quoted market prices used to value financial instruments are independently verified with information from external pricing providers;
- fair value methodologies and inputs are evaluated and approved by a function independent of the party that undertakes the transaction;
- movements in fair values are independently monitored and explained by reference to underlying factors relevant to the fair value; and
- valuation adjustments (such as funding valuation adjustments, credit valuation adjustments and bid-offer adjustments) are independently validated and monitored.

If the Group holds offsetting risk positions, then the Group uses the portfolio exception in AASB 13 *Fair Value Measurement* (AASB 13) to measure the fair value of such groups of financial assets and financial liabilities. We measure the portfolio based on the price that would be received to sell a net long position (an asset) for a particular risk exposure, or to transfer a net short position (a liability) for a particular risk exposure.

Fair value designation

We designate certain loans and advances and certain deposits and other borrowings and debt issuances as fair value through profit or loss:

- where they contain a separable embedded derivative which significantly modifies the instruments' cash flow; or
- in order to eliminate an accounting mismatch which would arise if the asset or liabilities were otherwise carried at amortised cost. This mismatch arises as we measure the derivative financial instruments (which we acquired to mitigate interest rate risk of the assets or liabilities) at fair value through profit or loss.

Our approach ensures that we recognise the fair value movements on the assets or liabilities in profit or loss in the same period as the movement on the associated derivatives.

We may also designate certain loans and advances, certain deposits and other borrowings and debt issuances as fair value through profit or loss where they are managed on a fair value basis to align the measurement with how the instruments are managed.

FAIR VALUE APPROACH AND VALUATION TECHNIQUES

We use valuation techniques to estimate the fair value of assets and liabilities for recognition, measurement and disclosure purposes where no quoted price in an active market exists for that asset or liability. This includes the following:

Asset or Liability	Fair Value Approach
Financial instruments classified as: - Trading securities - Securities sold short - Derivative financial assets and financial liabilities - Available-for-sale assets	Valuation techniques are used that incorporate observable market inputs for financial instruments with similar credit risk, maturity and yield characteristics. Equity instruments that are not traded in active markets may be measured using comparable company valuation multiples.
Financial instruments classified as: - Net loans and advances - Deposits and other borrowings - Debt issuances	Discounted cash flow techniques are used whereby contractual future cash flows of the instrument are discounted using wholesale market interest rates, or market borrowing rates for debt with similar maturities or yield curve appropriate for the remaining term to maturity.
Assets and liabilities held for sale	Valuation based on the expected sale price before transaction costs.

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

CLASSIFICATION OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

The following tables set out the classification of financial asset and liability categories according to measurement bases together with their carrying amounts as reported on the balance sheet.

	Note	2018			2017		
		At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m	At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m
Financial assets							
Cash and cash equivalents	8	84,636	-	84,636	68,048	-	68,048
Settlement balances owed to ANZ		2,319	-	2,319	5,504	-	5,504
Collateral paid		11,043	-	11,043	8,987	-	8,987
Trading securities	9	-	37,722	37,722	-	43,605	43,605
Derivative financial instruments	10	-	68,423	68,423	-	62,518	62,518
Available-for-sale assets	11	-	74,284	74,284	-	69,384	69,384
Net loans and advances	12	603,805	133	603,938	574,175	156	574,331
Regulatory deposits		882	-	882	2,015	-	2,015
Assets held for sale ¹		727	43,151	43,878	5,966	-	5,966
Investments backing policy liabilities		-	-	-	-	37,964	37,964
Other financial assets		2,899	-	2,899	4,364	-	4,364
Total		706,311	223,713	930,024	669,059	213,627	882,686
Financial liabilities							
Settlement balances owed by ANZ		11,810	-	11,810	9,914	-	9,914
Collateral received		6,542	-	6,542	5,919	-	5,919
Deposits and other borrowings	14	615,818	2,332	618,150	592,114	3,497	595,611
Derivative financial instruments	10	-	69,676	69,676	-	62,252	62,252
Liabilities held for sale ¹		130	46,641	46,771	4,635	-	4,635
Policy liabilities		-	-	-	342	37,106	37,448
External unit holder liabilities		-	-	-	-	4,435	4,435
Payables and other liabilities		5,617	1,171	6,788	6,458	1,892	8,350
Debt issuances	15	119,737	1,442	121,179	106,221	1,752	107,973
Total		759,654	121,262	880,916	725,603	110,934	836,537

¹ Assets held for sale and liabilities held for sale include only the components of assets or liabilities held for sale which are financial instruments.

FAIR VALUE HIERARCHY

The Group categorises assets and liabilities carried at fair value into a fair value hierarchy as required by AASB 13 based on the observability of inputs used to measure the fair value:

- Level 1 – valuations based on quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 – valuations using inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for a similar asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 – valuations where significant unobservable inputs are used to measure the fair value of the asset or liability.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

The following table presents assets and liabilities carried at fair value in accordance with the fair value hierarchy:

	Fair value measurements							
	Quoted market price (Level 1)		Using observable Inputs (Level 2)		Using unobservable Inputs (Level 3)		Total	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Assets								
Trading securities ¹	30,855	40,435	6,867	3,170	-	-	37,722	43,605
Derivative financial instruments	647	433	67,717	61,996	59	89	68,423	62,518
Available-for-sale assets ¹	69,508	61,694	3,695	7,479	1,081	211	74,284	69,384
Net loans and advances (measured at fair value)	-	-	133	156	-	-	133	156
Investments backing policy liabilities ¹	-	27,308	-	10,306	-	350	-	37,964
Assets held for sale ²	-	-	44,623	1,748	-	-	44,623	1,748
Total	101,010	129,870	123,035	84,855	1,140	650	225,185	215,375
Liabilities								
Deposits and other borrowings (designated at fair value)	-	-	2,332	3,497	-	-	2,332	3,497
Derivative financial instruments	1,680	275	67,952	61,900	44	77	69,676	62,252
Policy liabilities ³	-	-	-	37,106	-	-	-	37,106
External unit holder liabilities	-	-	-	4,435	-	-	-	4,435
Payables and other liabilities ⁴	1,159	1,726	12	166	-	-	1,171	1,892
Debt issuances (designated at fair value)	-	-	1,442	1,752	-	-	1,442	1,752
Liabilities held for sale ²	-	-	46,829	-	-	-	46,829	-
Total	2,839	2,001	118,567	108,856	44	77	121,450	110,934

¹ Of the assets and liabilities held at the end of 2018, during the year, we transferred:

- \$676 million (2017: nil) from Level 1 to Level 3 following a change in the valuation approach used to measure the investment in Bank of Tianjin;
- \$953 million (2017: \$44 million) from Level 2 to Level 1 following increased trading activity to support the quoted prices;
- There was no material transfer from Level 1 to Level 2 (2017: \$713 million).

Transfers into and out of levels are measured at the beginning of the reporting period in which the transfer occurred.

² The amount classified as Assets and Liabilities held for sale relates to assets and liabilities measured at fair value less cost to sell in accordance with AASB 5 Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations. The amount presented reflects fair value excluding cost to sell but including intercompany eliminations.

³ Policy liabilities relate only to life investment contract liabilities, as we designated these at fair value through profit or loss.

⁴ Payables and other liabilities relates to securities sold short, which we classify as held for trading and measured at fair value through profit or loss.

FAIR VALUE MEASUREMENT INCORPORATING UNOBSERVABLE MARKET DATA

Level 3 fair value measurements

The net balance of Level 3 is an asset of \$1,096 million (2017: \$573 million). The assets and liabilities which incorporate significant unobservable inputs primarily include:

- equities for which there is no active market or traded prices cannot be observed;
- structured credit products for which credit spreads and default probabilities relating to the reference assets and derivative counterparties cannot be observed;
- other derivatives referencing market rates that cannot be observed primarily due to lack of market activity.

Movement in the Level 3 balance are due to the following transfers:

- investment backing policy liabilities being classified as Level 2 on transfer to assets held for sale following the agreed sale of the Wealth businesses, and;
- our available-for-sale investment in Bank of Tianjin has been transferred to Level 3 following a change in the valuation approach used to measure the asset.

There were no other material transfers in or out of Level 3 during the period.

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

Bank of Tianjin (BoT)

A revised valuation technique was applied to the investment in BoT as the Group considers that, in light of persistent illiquidity, the share price of BoT is not representative of fair value. The investment is valued based on comparative price-to-book (P/B) multiples (a P/B multiple is the ratio of the market value of equity to the book value of equity). The extent of judgment applied in determining the appropriate multiple and comparator group from which the multiple is derived are non-observable inputs which have resulted in the Level 3 classification. The application of this valuation approach resulted in a \$349 million increase in the carrying value of the investment during the period to \$1,025 million. The increase has been recognised as an unrealised gain in the available-for-sale revaluation reserve within shareholders' equity and accordingly, there is no impact from this revaluation on the Income Statement for the September 2018 financial year.

The movement in investments backing policy liabilities classified as Level 3 is predominantly due to reclassification of the balance as asset held for sale. Aside from this movement, there have been no significant movements or changes in the composition of the balance of Level 3 instruments that the Group carries at fair value during the current or prior periods.

Sensitivity to Level 3 data inputs

When we make assumptions due to significant inputs not being directly observable in the market place (Level 3 inputs), then changing these assumptions changes the Group's estimate of the instrument's fair value. Favourable and unfavourable changes are determined by changing the primary unobservable parameter used to derive the valuation.

Bank of Tianjin (BoT)

The valuation of the BoT investment is sensitive to the selected unobservable input, being the P/B multiple. If the P/B multiple was increased or decreased by 10% it would result in a \$102 million increase or decrease to the fair value of the investment, which would be recognised in shareholders' equity.

Other

The remaining Level 3 balance is immaterial and changes in the Level 3 inputs have a minimal impact on net profit and net assets of the Group.

Deferred fair value gains and losses

Where fair values are determined using unobservable inputs significant to the fair value of a financial instrument, the Group does not immediately recognise the difference between the transaction price and the amount we determine based on the valuation technique (day one gain or loss) in profit or loss. After initial recognition, we recognise the deferred amount in profit or loss on a straight line basis over the life of the transaction or until all inputs become observable.

The day one gains and losses deferred are not material.

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES NOT MEASURED AT FAIR VALUE

The following table sets out the Group's basis of estimating fair values of financial instruments carried at amortised cost:

Financial Asset and Liability	Fair Value Approach
Net loans and advances to banks	Discounted cash flows using prevailing market rates for loans with similar credit quality.
Net loans and advances to customers	Present value of future cash flows, discounted using a curve that incorporates changes in wholesale market rates, the Group's cost of wholesale funding and the customer margin, as appropriate.
Deposit liability without a specified maturity or at call	The amount payable on demand at the reporting date. We do not adjust the fair value for any value we expect the Group to derive from retaining the deposit for a future period.
Interest bearing fixed maturity deposits and other borrowings and acceptances with quoted market rates	Market borrowing rates of interest for debt with a similar maturity are used to discount contractual cash flows to derive the fair value.
Debit issuances	Calculated based on quoted market prices or observable inputs as applicable. If quoted market prices are not available, we use a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument. The fair value reflects adjustments to credit spreads applicable to ANZ for that instrument.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

The financial assets and financial liabilities listed in the table below are carried at amortised cost on the Group's Balance Sheet. While this is the value at which we expect the assets will be realised and the liabilities settled, the Group provides an estimate of the fair value of the financial assets and financial liabilities at balance date in the table below.

	At amortised cost		Categorised into fair value hierarchy						Fair value (total)	
	2018 \$m	2017 \$m	Quoted market price (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		With significant non- observable inputs (Level 3)		2018 \$m	2017 \$m
Financial assets										
Net loans and advances ^{1,2}	604,804	580,137	-	-	29,586	26,928	575,691	553,395	605,277	580,323
Total	604,804	580,137	-	-	29,586	26,928	575,691	553,395	605,277	580,323
Financial liabilities										
Deposits and other borrowings ¹	617,397	596,672	-	-	617,563	596,862	-	-	617,563	596,862
Debt issuances	119,737	106,221	43,413	45,836	77,205	61,663	-	-	120,618	107,499
Total	737,134	702,893	43,413	45,836	694,768	658,525	-	-	738,181	704,361

¹ Net loans and advances and deposits and other borrowings include amounts reclassified to assets and liabilities held for sale (refer Note 29 Discontinued Operations and Assets and Liabilities Held for Sale).

² We have reviewed the fair value of Net loans and advances previously presented as Level 2. In line with broader industry practice Net loans and advances other than Loans to Banks are now presented as Level 3.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The Group evaluates the material accuracy of the valuations incorporated in the financial statements as they can involve a high degree of judgement and estimation in determining the carrying values of financial assets and financial liabilities at the balance sheet date.

The majority of valuation models the Group uses employ only observable market data as inputs. However, for certain financial instruments, we may use data that is not readily observable in current markets. If we use unobservable market data, then we need to exercise more judgement to determine fair value depending on the significance of the unobservable input to the overall valuation. Generally, we derive unobservable inputs from other relevant market data and compare them to observed transaction prices where available.

When establishing the fair value of a financial instrument using a valuation technique, the Group considers valuation adjustments in determining the fair value. We may apply adjustments (such as bid/offer spreads, credit valuation adjustments and funding valuation adjustments – refer Note 10 Derivative Financial Instruments) to the techniques used to reflect the Group's assessment of factors that market participants would consider in setting fair value.

18. ASSETS CHARGED AS SECURITY FOR LIABILITIES AND COLLATERAL ACCEPTED AS SECURITY FOR ASSETS

The following disclosure excludes the amounts presented as collateral paid and received in the Balance Sheet that relate to derivative liabilities and derivative assets respectively. The terms and conditions of those collateral agreements are included in the standard Credit Support Annex that forms part of the International Swaps and Derivatives Association Master Agreement.

ASSETS CHARGED AS SECURITY FOR LIABILITIES

Assets charged as security for liabilities include the following types of instruments:

- Securities provided as collateral for repurchase transactions. These transactions are governed by standard industry agreements.
- UDC Secured Investments are secured by a security interest granted under a trust deed over all of UDC's present and future assets and undertakings, to Trustees Executors Limited, as supervisor. The assets subject to the security interest comprise mainly loans to UDC's customers and certain plant and equipment. The security interest secures all amounts payable by UDC on the UDC Secured Investments and all other monies payable by UDC under the trust deed.
- Specified residential mortgages provided as security for notes and bonds issued to investors as part of ANZ's covered bond programs.
- Collateral provided to central banks.
- Collateral provided to clearing houses.

The carrying amount of assets pledged as security are as follows:

	2018 \$m	2017 \$m
Securities sold under arrangements to repurchase ¹	40,164	36,242
Assets pledged as collateral for UDC Secured Investments	3,019	2,746
Residential mortgages provided as security for covered bonds	29,455	29,353
Other	2,794	3,140

¹ The amounts disclosed as securities sold under arrangements to repurchase include both:

- assets pledged as security which continue to be recognised on the Group's balance sheet, and
- assets repledged, which are included in the disclosure below.

COLLATERAL ACCEPTED AS SECURITY FOR ASSETS

ANZ has received collateral associated with various financial instruments. Under certain transactions ANZ has the right to sell, or to repledge, the collateral received. These transactions are governed by standard industry agreements.

The fair value of collateral we have received and that which we have sold or repledged is as follows:

	2018 \$m	2017 \$m
Fair value of assets which can be sold or repledged	36,122	30,085
Fair value of assets sold or repledged	23,300	19,965

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

19. OFFSETTING

We offset financial assets and financial liabilities in the balance sheet (in accordance with AASB 132 *Financial Instruments: Presentation*) when there is:

- a current legally enforceable right to set off the recognised amounts in all circumstances; and
- an intention to settle the asset and liability on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

If the above conditions are not met, the financial assets and financial liabilities are presented on a gross basis.

The Group does not have any arrangements that satisfy the conditions necessary to offset financial assets and financial liabilities within the balance sheet. The following table identifies financial assets and financial liabilities which have not been offset but are subject to enforceable master netting agreements (or similar arrangements) and the related amounts not offset in the balance sheet. We have not taken into account the effect of over-collateralisation.

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			
			Total \$m	Financial instruments \$m	Financial collateral (received)/pledged \$m	Net amount \$m
2018						
Derivative financial assets ¹	68,426	(3,292)	65,134	(54,251)	(5,507)	5,376
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ²	35,310	(4,738)	30,572	(398)	(30,174)	-
Total financial assets	103,736	(8,030)	95,706	(54,649)	(35,681)	5,376
Derivative financial liabilities	(69,677)	3,644	(66,033)	54,252	8,287	(3,494)
Repurchase, securities lending and similar agreements ³	(38,378)	12,794	(25,584)	398	25,186	-
Total financial liabilities	(108,055)	16,438	(91,617)	54,650	33,473	(3,494)

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			
			Total \$m	Financial instruments \$m	Financial collateral (received)/pledged \$m	Net amount \$m
2017						
Derivative financial assets	62,518	(3,226)	59,292	(49,243)	(5,185)	4,864
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ²	28,966	(5,289)	23,677	(819)	(22,858)	-
Total financial assets	91,484	(8,515)	82,969	(50,062)	(28,043)	4,864
Derivative financial liabilities	(62,252)	3,662	(58,590)	49,243	6,517	(2,830)
Repurchase, securities lending and similar agreements ³	(34,536)	9,590	(24,946)	819	24,127	-
Total financial liabilities	(96,788)	13,252	(83,536)	50,062	30,644	(2,830)

¹ Includes derivative assets and liabilities reclassified as held for sale.

² Reverse repurchase agreements:

- with less than 90 days to maturity are presented in the Balance Sheet within cash and cash equivalents; or
- with 90 days or more to maturity are presented in the Balance Sheet within net loans and advances.

³ Repurchase agreements are presented in the Balance Sheet within deposits and other borrowings.

20. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS

	Goodwill ¹		Software		Other intangibles		Total	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Balance at start of year	4,447	4,729	1,860	2,202	663	741	6,970	7,672
Additions	1	5	390	404	-	-	391	409
Amortisation expense ²	-	-	(821)	(567)	(38)	(73)	(859)	(640)
Impairment expense	(12)	(3)	(17)	(17)	-	-	(29)	(20)
Impairment on reclassification to held for sale ³	(421)	(50)	-	(154)	-	-	(421)	(204)
Transferred to held for sale	(571)	(122)	-	-	(555)	-	(1,126)	(1,22)
Foreign currency exchange difference	(4)	(112)	9	(8)	(1)	(5)	4	(125)
Balance at end of year	3,440	4,447	1,421	1,860	69	663	4,930	6,970
Cost	3,440	4,447	6,490	6,092	149	1,358	10,079	11,897
Accumulated amortisation/impairment	n/a	n/a	(5,069)	(4,232)	(80)	(695)	(5,149)	(4,927)
Carrying amount	3,440	4,447	1,421	1,860	69	663	4,930	6,970

¹ Goodwill excludes notional goodwill in equity accounted investments.

² ANZ has accelerated the amortisation of certain software assets, predominantly relating to the Institutional division. This follows a recent review of the international business along with a number of divestments announced or completed this year. Accelerated amortisation expense of \$251m (\$206 million post-tax) attributable to these assets has been recorded in the 2018 financial year.

³ In 2018, this relates to discontinued operations (refer to Note 29) and in 2017 this relates to the sale of the Retail Asia and Wealth businesses.

GOODWILL ALLOCATED TO CASH-GENERATING UNITS (CGUs)

An annual assessment is made as to whether the current carrying value of goodwill is impaired. For the purposes of impairment testing, goodwill is allocated at the date of acquisition to a CGU. Goodwill is considered to be impaired if the carrying amount of the relevant CGU exceeds its recoverable amount.

To estimate the recoverable amount of the CGU to which each goodwill component is allocated, we use a fair value less cost of disposal assessment approach for each segment.

FAIR VALUE LESS COST OF DISPOSAL

The Group has determined, using a market multiple approach, the fair value less costs of disposal of each CGU. This is primarily based on observable price earnings multiples reflecting the businesses and markets in which each CGU operates plus a control premium. The earnings are based on the current forecast earnings of the divisions. As at 30 September 2018, our impairment testing did not result in any material impairment being identified.

For each of ANZ's CGUs with goodwill, the price earnings multiples applied were as follows:

Division	2018	2017
Australia	16.9	17.3
Institutional	14.6	15.4
New Zealand	16.8	17.0
Wealth Australia ¹	19.4	n/a
Asia Retail & Pacific ²	18.5	17.3

¹ In 2017, Wealth Australia goodwill was tested for impairment using a value-in-use calculation as various strategic options were being considered for components of the Wealth CGU. In 2018, testing is based on the retained businesses of Wealth Australia and the associated goodwill.

² Due to the sale of Asia Retail and Wealth businesses, testing of goodwill is based on Pacific earnings only.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

20. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The table below details how we recognise and measure different intangible assets:

Intangible	Goodwill	Software	Other Intangible Assets
Definition	Excess amount the Group has paid in acquiring a business over the fair value less costs of disposal of the identifiable assets and liabilities acquired.	Purchases of "off the shelf" software assets are capitalised as assets. Internal and external costs incurred in building software and computer systems costing greater than \$20 million are capitalised as assets. Those less than \$20 million are expensed in the year in which the costs are incurred.	Management fee rights
Carrying value	Cost less any accumulated impairment losses. Allocated to the cash generating unit to which the acquisition relates.	Initially, measured at cost. Subsequently, carried at cost less accumulated amortisation and impairment losses. Costs incurred in planning or evaluating software proposals or in maintaining systems after implementation are not capitalised.	Initially, measured at fair value at acquisition. Subsequently, carried at cost less impairment losses.
Useful life	Indefinite. Goodwill is reviewed for impairment at least annually or when there is an indication of impairment.	Except for major core infrastructure, amortised over periods between 3-5 years. Major core infrastructure amortised over periods between 7 or 10 years.	Management fee rights with an indefinite life are reviewed for impairment at least annually or where there is an indication of impairment.
Depreciation method	Not applicable.	Straight-line method.	Not applicable.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Management judgement is used to assess the recoverable value of goodwill, and other intangible assets, and the useful economic life of an asset (or if an asset has an indefinite life). We reassess the recoverability of the carrying value at each reporting date.

The carrying amount of goodwill is based on judgements including the basis of assumptions and forecasts used for determining earnings for CGUs, headroom availability, and sensitivities of the forecasts to reasonably possible changes in assumptions. The level at which goodwill is allocated, the estimation of future earnings and the selection of earnings multiples applied requires significant judgement.

At each balance date, software and other intangible assets, including those not yet ready for use, are assessed for indicators of impairment. In the event that an asset's carrying amount is determined to be greater than its recoverable amount, the carrying value of the asset is written down immediately.

In addition, the expected useful life of intangible assets, including software assets, are assessed on an annual basis. The assessment requires management judgement, and in relation to our software assets, a number of factors can influence the expected economic useful lives. These factors include changes to business strategy, significant divestments and the underlying pace of technological change. In the current year, the assessment of useful economic life of software assets resulted in accelerated amortisation of certain software assets in the Institutional and Australia divisions of \$251 million.

21. OTHER PROVISIONS

	2018 \$m	2017 \$m
Customer remediation ¹	602	142
Restructuring costs	106	119
Non-lending losses, frauds and forgeries	100	97
Other	296	314
Total other provisions (including liabilities reclassified as held for sale)	1,104	672
Less: Other provisions reclassified as held for sale	(66)	(44)
Total other provisions	1,038	628

¹ Customer remediation provisions relating to discontinued operations amounting to \$174 million (2017: \$5 million) have not been reclassified to liabilities held for sale as the Group remains accountable for customer remediation post sale completion.

	Customer remediation \$m	Restructuring costs \$m	Non-lending losses, frauds and forgeries \$m	Other \$m	Total \$m
Balance at start of year	142	119	97	314	672
New and increased provisions made during the year	558	153	16	239	966
Provisions used during the year	(72)	(139)	(11)	(184)	(406)
Unused amounts reversed during the year	(26)	(27)	(2)	(73)	(128)
Balance at end of year (including liabilities reclassified as held for sale)	602	106	100	296	1,104
Less: Other provisions reclassified as held for sale	(10)	(2)	-	(54)	(66)
Balance at end of year	592	104	100	242	1,038

Customer remediation

Customer remediation refers to the Group's activities in relation to compensating customers for past matters associated with products and services provided.

Restructuring costs

Provisions for restructuring costs arise from activities related to material changes in the scope of business undertaken by the Group or the manner in which that business is undertaken and include employee termination benefits. Costs relating to on-going activities are not provided for and are expensed as incurred.

Non-lending losses, frauds and forgeries

Non-lending losses include losses arising from specific legal actions not directly related to amounts of principal outstanding for loans and advances and losses arising from forgeries, frauds and the correction of operational issues. The amounts recognised are the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the reporting date, taking into account the risks and uncertainties that surround the events and circumstances that affect the provision.

Other

Other provisions comprise various other provisions including loyalty programs, workers compensation, make-good provisions associated with leased premises and contingent liabilities recognised as part of a business combination.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

21. OTHER PROVISIONS (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The Group recognises provisions when there is a present obligation, an outflow of economic resources is probable, and the amount of the provision can be measured reliably.

The amount recognised is the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at reporting date, taking into account the risks and uncertainties surrounding the obligation. Where a provision is measured using the estimated cash flows required to settle the present obligation, its carrying amount is the present value of those cash flows.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The Group holds provisions for various obligations including customer remediation, restructuring costs and surplus lease space, non-lending losses, fraud and forgeries and litigation related claims. These provisions involve judgements regarding the outcome of future events, including estimates of expenditure required to satisfy such obligations. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in light of such advice, provisions and/or disclosures as deemed appropriate have been made.

In relation to customer remediation, determining the amount of the provisions, which represent management's best estimate of the cost of settling the identified matters, requires the exercise of significant judgement. It will often be necessary to form a view on a number of different assumptions, including, the number of impacted customers, the average refund per customer and the associated remediation costs. Consequently, the appropriateness of the underlying assumptions is reviewed on a regular basis against actual experience and other relevant evidence and adjustments are made to the provisions where appropriate.

22. SHAREHOLDERS' EQUITY

SHAREHOLDERS' EQUITY

	2018 \$m	2017 \$m
Ordinary share capital	27,205	29,088
Reserves		
Foreign currency translation reserve	12	(196)
Share option reserve	92	87
Available-for-sale revaluation reserve	113	38
Cash flow hedge reserve	127	131
Transactions with non-controlling interests reserve	(21)	(23)
Total reserves	323	37
Retained earnings	31,715	29,834
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company	59,243	58,959
Non-controlling interests	140	116
Total shareholders' equity	59,383	59,075

ORDINARY SHARE CAPITAL

The table below details the movement in ordinary shares for the period.

	2018		2017	
	Number of shares	\$m	Number of shares	\$m
Balance at start of the year	2,937,415,327	29,088	2,927,476,660	28,765
Bonus option plan ¹	2,891,060	-	2,880,009	-
Dividend reinvestment plan ²	-	-	7,058,658	198
Group employee share acquisition scheme	-	(1)	-	56
Share buy-back ³	(66,688,269)	(1,880)	-	-
Treasury shares in Wealth Australia ⁴	-	(2)	-	69
Balance at end of year	2,873,618,118	27,205	2,937,415,327	29,088

¹ The Company issued 1.4 million shares under the Bonus Option Plan (BOP) for the 2018 interim dividend (1.5 million shares for the 2017 final dividend; 1.4 million shares for the 2017 interim dividend; 1.1 million shares for the 2015 final dividend).

² No new shares were issued under the Dividend Reinvestment Plan (DRP) for the 2018 interim dividend (nil shares for the 2017 final dividend; nil shares for the 2017 interim dividend; 7.1 million shares for the 2016 final dividend) as the shares were purchased on-market and provided directly to the shareholders participating in the DRP. On-market purchases for the DRP in the September 2018 financial year were \$362 million (2017: \$176 million).

³ As announced on 18 December 2017, 22 June 2018 and 19 October 2018, there is currently an on-market buy-back in relation to ANZ's ordinary shares of \$3.0 billion. The Company bought back \$1,880 million worth of shares during the 2018 financial year resulting in 66.7 million shares being cancelled during the year.

⁴ Treasury shares in ANZ Wealth Australia (AWA) are shares held in statutory funds as assets backing policy holder liabilities. AWA Treasury shares outstanding as at 30 September 2018 were 15,542,800 (2017: 15,386,741).

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

22. SHAREHOLDERS' EQUITY



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Ordinary shares	Ordinary shares have no par value. They entitle holders to receive dividends, or proceeds available on winding up of the Company, in proportion to the number of fully paid ordinary shares held. They are recognised at the amount paid per ordinary share net of directly attributable costs. Every holder of fully paid ordinary shares present at a meeting in person, or by proxy, is entitled to: • on a show of hands, one vote; and • on a poll, one vote, for each share held.
Treasury shares	Treasury shares are shares in the Company which: • the ANZ Employee Share Acquisition Plan purchases on market and have not yet distributed, or • the Company issues to the ANZ Employee Share Acquisition Plan and have not yet been distributed, or • the life insurance business purchases and holds to back policy liabilities in the statutory funds. Treasury shares are deducted from share capital and excluded from the weighted average number of ordinary shares used in the earnings per share calculations.
Reserves:	
Foreign currency translation reserve	Includes differences arising on translation of assets and liabilities into Australian dollars when the functional currency of a foreign operation (including subsidiaries and branches) is not Australian dollars. In this reserve, we reflect any offsetting gains or losses on hedging these exposures, together with any tax effect.
Cash flow hedge reserve	Includes fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments, net of deferred taxes to be realised when the position is settled.
Available-for-sale reserve	Includes the changes in fair value and exchange differences on our revaluation of available-for-sale financial assets, net of deferred taxes to be realised upon disposal of the asset.
Share option reserve	Includes amounts which arise on the recognition of share-based compensation expense.
Transactions with non-controlling interests reserve	Includes the impact of transactions with non-controlling shareholders in their capacity as shareholders.
Non-controlling interests	Share in the net assets of controlled entities attributable to equity interests which the Company does not own directly or indirectly.

23. CAPITAL MANAGEMENT

CAPITAL MANAGEMENT STRATEGY

ANZ's capital management strategy aims to protect the interests of depositors, creditors and shareholders. We achieve this through an Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP) whereby ANZ conducts detailed strategic and capital planning over a 3 year time horizon.

The process involves:

- forecasting economic variables, financial performance of ANZ's divisions and the financial impact of new strategic initiatives to be implemented during the planning period;
- performing stress tests under different economic scenarios to determine the level of additional capital ('stress capital buffer') needed to absorb losses that may be experienced under an economic downturn;
- reviewing capital ratios and targets across various classes of capital against ANZ's risk profile; and
- developing a capital plan, taking into account capital ratio targets, current and future capital issuances requirements and options around capital products, timing and markets to execute the capital plan under differing market and economic conditions.

The capital plan is approved by the Board and updated as required. The Board and senior management are provided with regular updates of ANZ's capital position. Any material actions required to ensure ongoing prudent capital management are submitted to the Board for approval. Throughout the year, the Group maintained compliance with all the regulatory requirements related to Capital Adequacy in the jurisdictions in which it operates.

REGULATORY ENVIRONMENT

Australia

As ANZ is an Authorised Deposit-taking Institution (ADI) in Australia, it is primarily regulated by APRA under the *Banking Act 1959 (Cth)*. ANZ must comply with the minimum regulatory capital requirements, prudential capital ratios and specific reporting levels that APRA sets and which are consistent with the global Basel III capital framework. This is the common framework for determining the appropriate level of bank regulatory capital as set by the Basel Committee on Banking Supervision ("BCBS"). APRA requirements are summarised below:

Regulatory Capital Definition			
Common Equity Tier 1 (CET1) Capital	Tier 1 Capital	Tier 2 Capital	Total Capital
Shareholders' equity adjusted for specific items.	CET1 Capital plus certain securities with complying loss absorbing characteristics known as Additional Tier 1 Capital.	Subordinated debt instruments which have a minimum term of 5 years at issue date.	Tier 1 plus Tier 2 Capital.
Minimum Prudential Capital Ratios (PCRs)			
CET1 Ratio	Tier 1 Ratio	Total Capital Ratio	
CET1 Capital divided by total risk weighted assets must be at least 4.5%.	Tier 1 Capital divided by total risk weighted assets must be at least 6.0%.	Total Capital divided by total risk weighted assets must be at least 8.0%.	
Reporting Levels			
Level 1	Level 2	Level 3	
The ADI on a stand-alone basis (that is the Company and specified subsidiaries which are consolidated to form the ADI's Extended Licensed Entity).	The consolidated Group less certain subsidiaries and associates that are excluded under prudential standards.	A conglomerate Group at the widest level.	

APRA also requires the ADI to hold additional CET1 buffers as follows:

- A capital conservation buffer (CCB) of 3.5% which is inclusive of the additional 1% surcharge for domestically systemically important banks (D-SIBs). APRA has determined that ANZ is a D-SIB.
- A countercyclical capital buffer which is set on a jurisdictional basis. The requirement is currently set to zero for Australia.

ANZ reports to APRA on a Level 1 and Level 2 basis, and measures capital adequacy monthly on a Level 1 and Level 2 basis, and is not yet required to maintain capital on a Level 3 basis until at least 2019 (APRA have yet to conclude required timing for Level 3 reporting).

Life Insurance and Funds Management

As required by APRA's Prudential Standards, insurance and funds management activities are:

- de-consolidated for the purposes of calculating capital adequacy; and
- excluded from the risk based capital adequacy framework.

We deduct the investment in these controlled entities 100% from CET1 capital, and if we include any profits from these activities in the Group's results, then we exclude them from the determination of CET1 capital to the extent they have not been remitted to the Company.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

23. CAPITAL MANAGEMENT (continued)

Outside Australia

In addition to APRA, the Company's branch operations and major banking subsidiary operations are also overseen by local regulators such as the Reserve Bank of New Zealand, the US Federal Reserve, the UK Prudential Regulation Authority, the Monetary Authority of Singapore, the Hong Kong Monetary Authority and the China Banking and Insurance Regulatory Commission. They may impose minimum capitalisation levels on operations in their individual jurisdictions.

CAPITAL ADEQUACY¹

The following table provides details of the Group's capital adequacy ratios at 30 September:

	2018 \$m	2017 \$m
Qualifying capital		
Tier 1		
Shareholders' equity and non-controlling interests	59,383	59,075
Prudential adjustments to shareholders' equity	(322)	(481)
Gross Common Equity Tier 1 capital	59,061	58,594
Deductions	(14,370)	(17,258)
Common Equity Tier 1 capital	44,691	41,336
Additional Tier 1 capital	7,527	7,988
Tier 1 capital	52,218	49,324
Tier 2 capital	7,291	8,669
Total qualifying capital	59,509	57,993
Capital adequacy ratios		
Common Equity Tier 1	11.4%	10.6%
Tier 1	13.4%	12.6%
Tier 2	1.9%	2.2%
Total capital ratio	15.2%	14.8%
Risk weighted assets	390,820	391,113

¹ This information is not within the scope of the external audit of the Group Financial Report by the Group's external auditor, KPMG. The information presented in this table is a regulatory requirement disclosed in Part A of the APRA Reporting Form (ARF) 110 Capital Adequacy which will be subject to audit in accordance with Prudential Standard APS 310 Audit and Related Matters.

24. PARENT ENTITY FINANCIAL INFORMATION

Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company) has prepared a separate set of financial statements to satisfy the requirements of its Australian Financial Services Licence it holds with ASIC. These separate Company financial statements are available on the ANZ website at anz.com and have been lodged with ASIC.

Selected financial information of the Company is provided as follows:

SUMMARY FINANCIAL INFORMATION

	2018 \$m	2017 \$m
Income statement information for the financial year		
Profit after tax for the year	8,524	6,234
Total comprehensive income for the year	8,450	5,915
Balance sheet information as at the end of the financial year		
Cash and cash equivalents	80,227	63,399
Net loans and advances	475,419	452,474
Total assets	840,747	797,379
Deposits and other borrowings	511,992	494,235
Total liabilities	786,893	745,531
Shareholders' equity		
Ordinary share capital	27,533	29,416
Reserves	(56)	36
Retained earnings	26,377	22,396
Total shareholders' equity	53,854	51,848

PARENT ENTITY'S CONTRACTUAL COMMITMENTS

PROPERTY RELATED COMMITMENTS

	2018 \$m	2017 \$m
Lease rentals		
Land and buildings	1,533	1,818
Furniture and equipment	112	145
Total lease rental commitments¹	1,645	1,963
Due within 1 year	321	394
Due later than 1 year but not later than 5 years	769	908
Due later than 5 years	555	661
Total lease rental commitments¹	1,645	1,963

¹ Total future minimum sublease payments we expect to receive under non-cancellable subleases at 30 September 2018 is \$81 million (2017: \$91 million). During the year, we received sublease payments of \$29 million (2017: \$28 million) and netted them against rent expense.

CREDIT RELATED COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

	2018 \$m	2017 \$m
Contract amount of:		
Undrawn facilities	164,944	150,339
Guarantees and letters of credit	16,363	18,062
Performance related contingencies	22,176	18,890
Total	203,483	187,291

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

24. PARENT ENTITY FINANCIAL INFORMATION (continued)

PARENT ENTITY GUARANTEES

The Company has issued letters of comfort and guarantees in respect of certain of its subsidiaries in the normal course of business. Under these letters and guarantees, the Company undertakes to ensure that those subsidiaries continue to meet their financial obligations - subject to certain conditions including that the entity remains a controlled entity of the Company. Further information is outlined in Note 32 Related Party Disclosures.

25. CONTROLLED ENTITIES

The ultimate parent of the Group is Australia and New Zealand Banking Group Limited	Incorporated in Australia	Nature of Business Banking
All controlled entities are 100% owned, unless otherwise noted.		
The material controlled entities of the Group are:		
ANZ Bank (Lao) Limited ¹	Laos	Banking
ANZ Bank (Taiwan) Limited ¹	Taiwan	Banking
ANZ Bank (Vietnam) Limited ¹	Vietnam	Banking
ANZ CapeI Court Limited	Australia	Securitisation Manager
ANZ Commodity Trading Pty Ltd	Australia	Finance
ANZ Funds Pty. Ltd.	Australia	Holding Company
ANZ Bank (Europe) Limited ¹	United Kingdom	Banking
ANZ Bank (Kiribati) Limited ¹ (75% ownership)	Kiribati	Banking
ANZ Bank (Samoa) Limited ¹	Samoa	Banking
ANZ Bank (Thai) Public Company Limited ²	Thailand	Banking
ANZcover Insurance Private Ltd ¹	Singapore	Captive-Insurance
ANZ Holdings (New Zealand) Limited ¹	New Zealand	Holding Company
ANZ Bank New Zealand Limited ¹	New Zealand	Banking
ANZ Investment Services (New Zealand) Limited ¹	New Zealand	Funds Management
ANZ New Zealand (Int'l) Limited ¹	New Zealand	Finance
ANZ NZ Covered Bond Trust ^{1,4}	New Zealand	Finance
ANZ Wealth New Zealand Limited ¹	New Zealand	Holding Company
ANZ New Zealand Investments Limited ¹	New Zealand	Funds Management
OnePath Life (NZ) Limited ¹	New Zealand	Insurance
UDC Finance Limited ¹	New Zealand	Finance
ANZ International (Hong Kong) Limited ¹	Hong Kong	Holding Company
ANZ Asia Limited ¹	Hong Kong	Banking
ANZ Bank (Vanuatu) Limited ¹	Vanuatu	Banking
ANZ International Private Limited ¹	Singapore	Holding Company
ANZ Singapore Limited ¹	Singapore	Merchant Banking
ANZ Royal Bank (Cambodia) Limited ¹ (55% ownership)	Cambodia	Banking
Votaint No. 1103 Pty Limited	Australia	Investment
ANZ Lenders Mortgage Insurance Pty. Limited	Australia	Mortgage Insurance
ANZ Residential Covered Bond Trust ¹	Australia	Finance
ANZ Wealth Australia Limited	Australia	Holding Company
OnePath Custodians Pty Limited	Australia	Trustee
OnePath Funds Management Limited	Australia	Funds Management
OnePath General Insurance Pty Limited	Australia	Insurance
OnePath Life Australia Holdings Pty Limited	Australia	Holding Company
OnePath Life Limited	Australia	Insurance
Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Limited ¹	Papua New Guinea	Banking
Australia and New Zealand Bank (China) Company Limited ¹	China	Banking
Chongqing Liangping ANZ Rural Bank Company Limited ¹	China	Banking
Citizens Bancorp ¹	Guam	Holding Company
ANZ Guam Inc ¹	Guam	Banking
ANZ Finance Guam, Inc. ¹	Guam	Finance
ACN 003 042 082 Limited	Australia	Holding Company
Share Investing Limited	Australia	Online Stockbroking
PT Bank ANZ Indonesia ¹ (99% ownership)	Indonesia	Banking

¹ Audited by overseas KPMG firms — either as part of the Group audit, or for standalone financial statements as required.

² Audited by Law Partners.

³ Audited by Deloitte Guam.

⁴ Not owned by the Group. Control exists as the Group retains substantially all the risks and rewards of the operations.

25. CONTROLLED ENTITIES (continued)

ACQUISITION AND DISPOSAL OF CONTROLLED ENTITIES

We did not acquire, or dispose of, any material entities during the year ended 30 September 2018 or the year ended 30 September 2017.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The Group's subsidiaries are those entities it controls through:

- being exposed to, or having rights to, variable returns from the entity; and
- being able to affect those returns through its power over the entity.

The Group assesses whether it has power over those entities by examining the Group's existing rights to direct the relevant activities of the entity.

If the Group sells or acquires subsidiaries during the year, it includes their operating results in the Group results to the date of disposal or from the date of acquisition. When the Group's control ceases, it derecognises the assets and liabilities of the subsidiary, any related non-controlling interest and other components of equity.

When the Group ceases to control a subsidiary, it:

- measures any retained interest in the entity at fair value; and
- recognises any resulting gain or loss in profit or loss.

If the Group's ownership interest in a subsidiary changes in a way that does not result in a loss of control, then the Group accounts for that as a transaction with equity holders in their capacity as equity holders.

All transactions between Group entities are eliminated on consolidation.

26. INVESTMENTS IN ASSOCIATES

Significant associates of the Group are:

Name of entity	Principal activity	Ordinary share interest		Carrying amount \$m	
		2018	2017	2018	2017
AMMB Holdings Berhad	Banking and insurance	24%	24%	1,427	1,185
PT Bank Pan Indonesia	Consumer and business bank	39%	39%	1,103	1,033
Shanghai Rural Commercial Bank ¹	Rural commercial bank	-	20%	-	-
Aggregate other individually immaterial associates ¹		n/a	n/a	23	30
Total carrying value of associates				2,553	2,248

¹ During 2017, Shanghai Rural Commercial Bank (SRCB) and Metrobank Card Corporation (MCC) were reclassified as held for sale. Post completion of the sale of SRCB in December 2017 and MCC in September 2018, SRCB and MCC were no longer classified as held for sale. Refer to Note 29 Assets and Liabilities Held For Sale for further details.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

26. INVESTMENTS IN ASSOCIATES (continued)

FINANCIAL INFORMATION ON SIGNIFICANT ASSOCIATES

Set out below is the summarised financial information of each associate that is significant to the Group. The summarised financial information is based on the associates' IFRS financial information.

Principal place of business and country of incorporation	AMMB Holdings Berhad		PT Bank Pan Indonesia		Shanghai Rural Commercial Bank	
	Malaysia		Indonesia		Peoples' Republic of China	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Summarised results						
Operating income	3,016	2,469	1,000	930	-	-
Profit for the year	430	415	192	253	-	-
Other comprehensive income/(loss)	(37)	(1)	(10)	22	-	-
Total comprehensive income	393	414	182	275	-	-
Less: Total comprehensive (income)/loss attributable to non-controlling interests	(33)	(19)	39	(10)	-	-
Total comprehensive income attributable to owners of associate	360	395	221	265	-	-
Summarised financial position						
Total assets ¹	49,092	41,304	19,552	20,216	-	-
Total liabilities ¹	42,700	36,004	16,446	17,298	-	-
Total Net assets ¹	6,392	5,300	3,106	2,918	-	-
Less: Non-controlling interests of associate	(395)	(320)	(272)	(259)	-	-
Net assets attributable to owners of associate	5,997	4,980	2,834	2,659	-	-
Reconciliation to carrying amount of Group's interest in associate²						
Carrying amount at the beginning of the year	1,185	1,198	1,033	997	-	1,955
Group's share of total comprehensive income	86	95	88	103	-	58
Dividends received from associate	(35)	(38)	-	-	-	-
Group's share of other reserve movements of associate and foreign currency translation reserve adjustments	191	(70)	(18)	(67)	-	(46)
Impairment charge	-	-	-	-	-	(219)
Less: carrying value transferred to assets held for sale (Note 29)	-	-	-	-	-	(1,748)
Carrying amount at the end of the year	1,427	1,185	1,103	1,033	-	-
Market value of Group's investment in associate³	992	943	853	1,009	n/a	n/a

¹ Includes market value adjustments (including goodwill) the Group made at the time of acquisition (and adjustments for any differences in accounting policies).

² For SRCB this includes movements up to the cessation of equity accounting in 2017.

³ Applies to those investments in associates with published price quotations. Market Value is based on a price per share and does not include any adjustments for the size of our holding.

26. INVESTMENTS IN ASSOCIATES (continued)

IMPAIRMENT ASSESSMENT

On 3 January 2017, the Group announced that it had agreed to sell its 20% stake in Shanghai Rural Commercial Bank (SRCB). During 2017, based on the agreed purchase price less costs of disposal, an impairment of \$219 million was recorded against the carrying value to reflect the recoverable amount of the investment which was transferred to held for sale assets (refer to Note 29 Discontinued Operations and Assets and Liabilities Held for Sale). This impairment and subsequent foreign exchange translation adjustments have been recognised in other operating income (refer to Note 2 Operating Income). The sale was completed in December 2017 and SRCB is no longer classified as held for sale.

As at 30 September 2018, for AMMB Holdings Berhad (AmBank) and PT Bank Pan Indonesia (PT Panin), the market value (based on share price) was below the respective carrying values of these investments. The Group performed value-in-use (VIU) calculations to assess whether the carrying value of the investments was impaired. The VIU calculations supported the carrying value for both AmBank (2017: nil impairment) and PT Panin (2017: nil impairment).



RECOGNITION AND MEASUREMENT

An associate is an entity over which the Group has significant influence over its operating and financial policies but does not control. The Group accounts for associates using the equity method. Its investments in associates are carried at cost plus the post-acquisition share of changes in the associate's net assets less accumulated impairments. Dividends the Group receives from associates are recognised as a reduction in the carrying amount of the investment. The Group includes goodwill relating to the associate in the carrying amount of the investment. It does not individually test the goodwill incorporated in the associates carrying amount for impairment.

At least at each reporting date, the Group reviews investments in associates for any indication of impairment. If an indication of impairment exists, then the Group determines the recoverable amount of the associate using the higher of:

- the associate's fair value less cost of disposal; and
- its value-in-use.

We use a discounted cash flow methodology, and other methodologies (such as capitalisation of earnings methodology), to determine the recoverable amount.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The value-in-use calculation is sensitive to a number of key assumptions requiring management judgement, including: future profitability levels, capital levels, long term growth rates and discount rates. A change in any of the key assumptions below could have an adverse effect on the recoverable amount of the investments. The key assumptions used in the value-in-use calculation are outlined below:

As at 30 September 2018	AmBank	PT Panin
Post-tax discount rate	11.0%	12.3%
Terminal growth rate	4.9%	5.6%
Expected NPAT growth (compound annual growth rate – 5 years)	4.6%	7.6%
Core Equity Tier 1 rate	12% to 12.5%	10.6%

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

27. STRUCTURED ENTITIES

A Structured Entity (SE) is an entity that has been designed such that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when any voting rights relate to administrative tasks only and the relevant activities (being those that significantly affect the entity's returns) are directed by means of contractual arrangement. A SE often has some or all of the following features or attributes:

- restricted activities;
- a narrow and well defined objective;
- insufficient equity to permit the SE to finance its activities without subordinated financial support; and
- financing in the form of multiple contractually linked instruments to investors that create concentrations of credit or other risks (tranches).

The Group is involved with both consolidated and unconsolidated SEs which may be established by the Group or by a third party. SEs are classified as subsidiaries and consolidated when control exists. If the Group does not control a SE, then it will not be consolidated (an unconsolidated SE). This note provides information on both consolidated and unconsolidated SEs.

The Group's involvement with SEs is as follows:

Type	Details
Securitisation	The Group uses SEs to securitise customer loans and advances that it has originated, in order to diversify sources of funding for liquidity management. Such transactions involve transfers to an internal securitisation (bankruptcy remote) vehicle which we create for the purpose of structuring assets that are eligible for repurchase under agreements with the applicable central bank (these are known as 'Repo eligible'). The Group's internal securitisation SEs are consolidated. Refer to Note 28 Transfers of Financial Assets for further details. The Group also establishes SEs on behalf of customers to securitise their loans or receivables. The Group may manage these securitisation vehicles or provide liquidity or other support. Additionally, the Group may acquire interests in securitisation vehicles set up by third parties through holding securities issued by such entities. In limited circumstances, where control exists, these SEs are consolidated.
Covered bond issuances	Certain loans and advances have been assigned to bankruptcy remote SEs to provide security for issuances of debt securities by the Group. The Group retains control over these SEs and therefore they are consolidated. Refer to Note 28 Transfers of Financial Assets for further details.
Structured finance arrangements	The Group is involved with SEs established: • in connection with structured lending transactions to facilitate debt syndication and/or to ring-fence collateral; and • to own assets that are leased to customers in structured leasing transactions. The Group may manage the SE, hold minor amounts of the SE's capital, or provide risk management products (derivatives) to the SE. In most instances, the Group does not control these SEs. Further, the Group's involvement typically does not establish more than a passive interest in decisions about the relevant activities of the SE, and accordingly we do not consider that interest disclosable.
Funds management activities	The Group's Wealth Australia and New Zealand businesses conduct investment management and other fiduciary activities as a responsible entity, trustee, custodian or manager for investment funds and trusts – including superannuation funds and wholesale and retail trusts (collectively 'Investment Funds'). The Investment Funds are financed through the issue of puttable units to investors and the Group considers them to be SEs. The Group's exposure to Investment Funds includes holding units and receiving fees for services. When the Group invests in Investment Funds on behalf of policyholders, then those funds are consolidated if control is deemed to exist.

27. STRUCTURED ENTITIES (continued)

CONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

Financial or Other Support Provided to Consolidated Structured Entities

The Group provides financial support to consolidated SEs as outlined below. As these are intra-group transactions, they are eliminated on consolidation:

Securitisation and covered bond issuances	The Group provides lending facilities, derivatives and commitments to these SEs and/or holds debt instruments that they have issued.
Structured finance arrangements	The assets held by these SEs are normally pledged as collateral for financing provided. Certain consolidated SEs are financed entirely by the Group while others are financed by syndicated loan facilities in which the Group is a participant. The financing provided by the Group includes lending facilities where the Group's exposure is limited to the amount of the loan and any undrawn amount. Additionally, the Group has provided Letters of Support to these consolidated SEs confirming that the Group will not demand repayment of the financing provided for the ensuing 12 month period.

The Group did not provide any non-contractual support to consolidated SEs during the year (2017: nil). Other than as disclosed above, the Group does not have any current intention to provide financial or other support to consolidated SEs.

UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

Group's Interest in Unconsolidated Structured Entities

An 'interest' in an unconsolidated SE is any form of contractual or non-contractual involvement with a SE that exposes the Group to variability of returns from the performance of that SE. These interests include, but are not limited to: holdings of debt or equity securities; derivatives that pass-on risks specific to the performance of the SE; lending; loan commitments; financial guarantees; and fees from funds management activities.

For the purpose of disclosing interests in unconsolidated SEs:

- no disclosure is made if the Group's involvement is not more than a passive interest - for example, when the Group's involvement constitutes a typical customer-supplier relationship. On this basis, exposures to unconsolidated SEs that arise from lending, trading and investing activities are not considered disclosable interests - unless the design of the structured entity allows the Group to participate in decisions about the relevant activities (being those that significantly affect the entity's returns).
- 'interests' do not include derivatives intended to expose the Group to market-risk (rather than performance risk specific to the SE) or derivatives through which the Group creates, rather than absorbs, variability of the unconsolidated SE (such as purchase of credit protection under a credit default swap).

The table below sets out the Group's interests in unconsolidated SEs together with the maximum exposure to loss that could arise from those interests:

	Securitisation and structured finance		Investment funds		Total	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
On-balance sheet interests						
Available-for-sale assets	1,715	2,532	-	-	1,715	2,532
Investments backing policy liabilities	-	-	18	21	18	21
Loans and advances	7,018	7,130	-	-	7,018	7,130
Total on-balance sheet	8,733	9,662	18	21	8,751	9,683
Off-balance sheet interests						
Commitments (facilities undrawn)	1,381	4,371	-	-	1,381	4,371
Guarantees	10	-	-	-	10	-
Total off-balance sheet	1,391	4,371	-	-	1,391	4,371
Maximum exposure to loss	10,124	14,033	18	21	10,142	14,054

In addition to the interests above, the Group earned funds management fees from unconsolidated SEs of \$505 million (2017: \$493 million) during the year.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

27. STRUCTURED ENTITIES (continued)

Group's Interest in Unconsolidated Structured Entities (continued)

The Group's maximum exposure to loss represents the maximum amount of loss that the Group could incur as a result of its involvement with unconsolidated SEs if loss events were to take place — regardless of the probability of occurrence. This does not in any way represent the actual losses expected to be incurred. Instead, the maximum exposure to loss is contingent in nature — for example, it may arise on the bankruptcy of an issuer of securities, or a debtor; or if liquidity facilities or guarantees were to be called on. Furthermore, the maximum exposure to loss is stated gross of the effects of hedging and collateral arrangements entered into to mitigate ANZ's exposure to loss.

For each type of interest, the maximum exposure to loss has been determined as follows:

- available-for-sale assets and investments backing policy liabilities – carrying amount; and
- loans and advances – carrying amount plus the undrawn amount of any commitments.

Information about the size of the unconsolidated SEs that the Group is involved with is as follows:

- Securitisation and structured finance: size is indicated by total assets which vary by SE with a maximum value of approximately \$1.0 billion (2017: \$2.1 billion); and
- Investment funds: size is indicated by Funds Under Management which vary by SE with a maximum value of approximately \$36.9 billion (2017: \$35.9 billion).

The Group did not provide any non-contractual support to unconsolidated SEs during the year (2017: nil); nor does it have any current intention to provide financial or other support to unconsolidated SEs.

SPONSORED UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Group may also sponsor unconsolidated SEs in which it has no disclosable interest.

For the purposes of this disclosure, the Group considers itself the 'sponsor' of an unconsolidated SE if it is the primary party involved in the design and establishment of that SE and:

- the Group is the major user of that SE; or
- the Group's name appears in the name of that SE, or on its products; or
- the Group provides implicit or explicit guarantees of that SE's performance.

The Group has sponsored the ANZ PIE Fund in New Zealand, which invests only in deposits with ANZ Bank New Zealand Limited. The Group does not provide any implicit or explicit guarantees of the capital value or performance of investments in the ANZ PIE Fund. There was no income received from, nor assets transferred to, this entity during the year.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Significant judgement is required in assessing whether control exists over Structured Entities involved in securitisation activities and structured finance transactions, and investment funds. Judgement is required in relation to the existence of:

- power over the relevant activities (being those that significantly affect the entity's returns); and
- exposure to variable returns of that entity.

28. TRANSFERS OF FINANCIAL ASSETS

In the normal course of business the Group enters into transactions where it transfers financial assets directly to third parties or to SEs. These transfers may give rise to the Group fully, or partially, derecognising those financial assets - depending on the Group's exposure to the risks and rewards or control over the transferred assets. If the Group retains substantially all of the risk and rewards of a transferred asset, the transfer does not qualify for derecognition and the asset remains on the Group's balance sheet in its entirety.

SECURITISATIONS

Net loans and advances include residential mortgages securitised under the Group's securitisation programs which are assigned to bankruptcy remote SEs to provide security for obligations payable on the notes issued by the SEs. This includes mortgages that are held for potential repurchase agreements with central banks. The holders of the issued notes have full recourse to the pool of residential mortgages which have been securitised and the Group cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets.

In some instances the Group is also the holder of the securitised notes. In addition, the Group is entitled to any residual income of the SEs and sometimes enters into derivatives with the SEs. The Group retains the majority of the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets. The obligation to pay this amount to the SE is recognised as a financial liability of the Group.

The Group is exposed to variable returns from its involvement with these securitisation SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Group.

COVERED BONDS

The Group operates various global covered bond programs to raise funding in its primary markets. Net loans and advances include residential mortgages assigned to bankruptcy remote SEs associated with these covered bond programs. The mortgages provide security for the obligations payable on the issued covered bonds.

The covered bond holders have dual recourse to the issuer and the cover pool of assets. The issuer cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets, however, subject to legal arrangements it may repurchase and substitute assets as long as the required cover is maintained.

The Group is required to maintain the cover pool at a level sufficient to cover the bond obligations. In addition, the Group is entitled to any residual income of the covered bond SEs and enters into derivatives with the SEs. The Group retains the majority of the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets. The obligation to pay this amount to the SEs is recognised as a financial liability of the Group.

The Group is exposed to variable returns from its involvement with the covered bond SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Group. The covered bonds issued externally are included within debt issuances.

REPURCHASE AGREEMENTS

If the Group sells securities subject to repurchase agreements under which substantially all the risks and rewards of ownership remain with the Group, then those assets are considered to be transferred assets that do not qualify for derecognition. An associated liability is recognised for the consideration received from the counterparty.

STRUCTURED FINANCE ARRANGEMENTS

The Group arranges funding for certain customer transactions through structured leasing and commodity prepayment arrangements. At times, other financial institutions participate in the funding of these arrangements. This participation involves a proportionate transfer of the rights to the lease receivable or financing arrangement. The participating banks have limited recourse to the leased assets or financed commodity and related proceeds. In some circumstances the Group continues to be exposed to some of the risks of the transferred lease receivable or financing arrangement through a derivative or other continuing involvement. When this occurs, the Group does not derecognise the lease receivable or loan. Instead, the Group recognises an associated liability representing its obligations to the participating financial institutions.

The table below sets out the balance of assets transferred that do not qualify for derecognition, along with the associated liabilities:

	Securitisations ^{1,2}		Covered bonds		Repurchase agreements		Structured finance arrangements	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Current carrying amount of assets transferred	1,239	1,520	29,455	29,353	40,164	36,242	96	98
Carrying amount of associated liabilities	1,232	1,552	17,846	19,859	38,378	34,536	88	91

¹ Does not include transfers to internal structured entities where there are no external investors.

² The securitisation noteholder have recourse only to the pool of residential mortgages which have been securitised. The carrying value of securitised assets and the associated liabilities approximates their fair value.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

29. DISCONTINUED OPERATIONS AND ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

DISCONTINUED OPERATIONS

On 17 October 2017, the Group announced it had agreed to sell its OnePath pensions and investments (OnePath P&I) and aligned dealer groups (ADG) businesses to IOOF Holdings Limited. The aligned dealer groups business consists of aligned advice businesses that operate under their own Australian Financial Services licences. The sale of the aligned dealer groups business completed on 1 October 2018. The completion of the remaining OnePath pensions and investment business will occur after the successful completion of the successor fund transfer, which is expected to occur in the 2019 financial year.

On 12 December 2017, ANZ announced that it had agreed to the sale of its life insurance business to Zurich Financial Services Australia (Zurich) and regulatory approval was obtained on 10 October 2018. The transaction is subject to closing conditions and ANZ expects it to complete in the 2019 financial year.

As a result of the sale transactions outlined above, the financial results of the businesses to be divested and associated Group reclassification and consolidation impacts are treated as discontinued operations from a financial reporting perspective. This impacts the current and comparative financial information for Wealth Australia and TSO and Group Centre divisions.

Details of the financial performance and cash flows of discontinued operations are shown below.

Income Statement

	2018 \$m	2017 \$m
Net interest income	-	(3)
Other operating income ¹	(646)	11
Net funds management and insurance income ²	727	867
Operating income	81	875
Operating expenses ²	(544)	(481)
Profit/(Loss) before income tax	(463)	394
Income tax expense ²	(232)	(332)
Profit/(Loss) for the period attributable to shareholders of the Company	(695)	62

¹ Includes a \$632 million loss recognised on the reclassification of Wealth Australia businesses to held for sale.

² Includes customer remediation of \$127 million post-tax recognised in the September 2018 financial year (2017: nil) comprising \$106 million of customer remediation recognised in Net funds management and insurance income, \$75 million of remediation costs recognised in Operating expenses, and a \$54 million benefit in Income tax expense.

Cash Flow Statement

	2018 \$m	2017 \$m
Net cash provided by/(used in) operating activities	2,989	1,582
Net cash provided by/(used in) investing activities	(2,444)	(2,167)
Net cash provided by/(used in) financing activities	(575)	575
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	(30)	(10)

ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

At 30 September 2018, assets and liabilities held for sale are re-measured at the lower of their existing carrying amount and fair value less costs to sell, except for assets such as deferred tax assets, financial assets and contractual rights under insurance contracts, which are specifically exempt from this requirement and continue to be recognised at their existing carrying value.

In addition to the assets and liabilities associated with the Group's discontinued operations, assets and liabilities held for sale contain the assets and liabilities of other assets or disposal groups, subject to sale, which do not meet the criteria to classify as a discontinued operation under the accounting standards.

29. DISCONTINUED OPERATIONS AND ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

(continued)

	Discontinued Operations \$m	Cambodia JV \$m	OPL NZ \$m	PNG Retail, Commercial & SME \$m	Total \$m
As at 30 September 2018¹					
Cash and cash equivalents	5	323	-	-	328
Derivative financial instruments	-	3	-	-	3
Available-for-sale assets	1,079	-	-	-	1,079
Net loans and advances	46	806	-	147	999
Regulatory deposits	-	146	-	-	146
Investments in associates	1	1	-	-	2
Deferred tax assets	102	2	-	-	104
Goodwill and other intangible assets	1,155	-	93	-	1,248
Investments backing policy liabilities	40,054	-	-	-	40,054
Premises and equipment	4	6	-	6	16
Other assets	450	92	727	-	1,269
Total assets held for sale	42,896	1,379	820	153	45,248
Deposits and other borrowings	-	1,067	-	512	1,579
Derivative financial instruments	-	1	-	-	1
Current tax liabilities	(33)	8	15	-	(10)
Deferred tax liabilities	160	1	160	-	321
Policy liabilities	39,607	-	-	-	39,607
External unit holder liabilities	4,712	-	-	-	4,712
Payables and other liabilities	644	98	130	-	872
Provisions	28	43	-	6	77
Total liabilities held for sale	45,118	1,218	305	518	47,159
	Asia Retail and Wealth businesses \$m	UDC \$m	SRCB \$m	MCC \$m	Total \$m
As at 30 September 2017¹					
Cash and cash equivalents	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-
Net loans and advances	3,283	2,679	-	-	5,962
Regulatory deposits	-	-	-	-	-
Investments in associates	-	-	1,748	120	1,868
Deferred tax assets	-	-	-	-	-
Goodwill and other intangible assets	-	122	-	-	122
Investments backing policy liabilities	-	-	-	-	-
Premises and equipment	-	-	-	-	-
Other assets	-	18	-	-	18
Total assets held for sale	3,283	2,819	1,748	120	7,970
Deposits and other borrowings	3,602	956	-	-	4,558
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-
Current tax liabilities	-	22	-	-	22
Deferred tax liabilities	-	(8)	-	-	(8)
Policy liabilities	-	-	-	-	-
External unit holder liabilities	-	-	-	-	-
Payables and other liabilities	47	30	-	-	77
Provisions	43	1	-	-	44
Total liabilities held for sale	3,692	1,001	-	-	4,693

¹ Amounts in the table above are shown net of intercompany balances.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

29. DISCONTINUED OPERATIONS AND ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE (continued)

Other strategic divestments not classified as discontinued operations but have been presented as assets and liabilities held for sale:

- **Asia Retail & Wealth Businesses**

The Group announced that it had agreed to sell its Retail and Wealth businesses in Singapore, Hong Kong, China, Taiwan and Indonesia to Singapore's DBS Bank on 31 October 2016, and its Retail business in Vietnam to Shinhan Bank Vietnam on 21 April 2017. The Group successfully completed the transition of businesses in China, Singapore and Hong Kong in the 2017 financial year, and Vietnam, Taiwan, and Indonesia in the 2018 financial year. These businesses were part of the Asia Retail & Pacific division.

- **Shanghai Rural Commercial Bank (SRCB)**

On 3 January 2017, the Group announced it had agreed to sell its 20% stake in Shanghai Rural Commercial Bank (SRCB). The sale was completed in the 2018 financial year. This asset was part of the TSO and Group Centre division.

- **UDC Finance (UDC)**

On 11 January 2017, the Group announced that it had entered into a conditional agreement to sell UDC to HNA Group (HNA). On 21 December 2017, the Group announced that it had been informed that New Zealand's Overseas Investment Office had declined HNA's application to acquire UDC and the agreement with HNA was terminated in January 2018. The assets and liabilities of UDC are no longer classified as held for sale as at 30 September 2018.

This business is part of the New Zealand division.

- **Metrobank Card Corporation (MCC)**

On 18 October 2017, the Group announced it had entered into a sale agreement with its joint venture partner Metropolitan Bank & Trust Company (Metrobank) in relation to its 40% stake in the Philippines based Metrobank Card Corporation (MCC). The Group sold its 40% stake in two equal tranches in January and September 2018. This asset was part of the TSO and Group Centre division.

- **ANZ Royal Bank (Cambodia) Ltd (Cambodia JV)**

On 17 May 2018, the Group announced it had reached an agreement to sell its 55% stake in Cambodia JV ANZ Royal Bank to J Trust, a Japanese diversified financial holding company listed on the Tokyo Stock Exchange. The transaction is subject to closing conditions and regulatory approval and ANZ expects it to close in the 2019 financial year. This asset is part of the Institutional division.

- **OnePath Life NZ Ltd (OPL NZ)**

On 30 May 2018, the Group announced that it had agreed to sell OnePath Life NZ Limited to Cigna Corporation and the final regulatory approval was obtained on 29 October 2018. The transaction is subject to closing conditions and ANZ expects it to close in the 2019 financial year. This business is part of the New Zealand division.

- **Papua New Guinea Retail, Commercial and Small-Medium Sized Enterprise businesses (PNG Retail, Commercial and SME)**

On 25 June 2018, the Group announced it had entered into an agreement to sell its Retail, Commercial and Small-Medium Sized Enterprise (SME) banking businesses in Papua New Guinea to Kina Bank. The transaction is subject to closing conditions and regulatory approval and ANZ expects it to close by late 2019 calendar year. This business is part of the Institutional division.

29. DISCONTINUED OPERATIONS AND ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

(continued)

INCOME STATEMENT IMPACT RELATING TO ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

During the September 2018 financial year, the Group recognised the following impacts in relation to assets and liabilities held for sale:

- \$632 million loss after tax recognised on the reclassification of the Wealth Australia business to held for sale. This loss is recognised in discontinued operations.
- \$85 million gain after tax comprising \$99 million relating to the sale of the remaining Asia Retail and Wealth businesses, net of costs associated with the sale and a \$14 million tax expense. This gain is recognised in continuing operations.
- \$247 million gain after tax relating to SRCB comprising a \$289 million gain on release of reserves, \$56 million of foreign exchange losses and other costs, and a \$14 million tax benefit. This gain is recognised in continuing operations.
- \$18 million gain after tax relating to UDC comprising a cost recovery in respect of the terminated transaction process. This gain is recognised in continuing operations.
- \$247 million gain after tax relating to MCC comprising a \$259 million gain on sale of the 40% stake, \$13 million of foreign exchange losses, \$6 million loss on release of reserves, and a \$7 million tax benefit. This gain is recognised in continuing operations.
- \$42 million loss after tax relating to the reclassification of the Cambodia JV to held for sale, comprising a \$27 million impairment and \$15 million of costs associated with the sale. The loss is recognised in continuing operations.
- \$3 million loss after tax relating to OnePath Life NZ transaction costs. The loss is recognised in continuing operations.
- \$21 million loss after tax relating to the reclassification of the PNG Retail, Commercial and SME businesses to held for sale, comprising a \$12 million impairment of goodwill, \$7 million costs associated with the sale and a \$2 million tax expense. The loss is recognised in continuing operations.

During the September 2017 financial year, the Group recognised the following impacts in continuing operations in relation to assets and liabilities held for sale:

- \$333 million loss after tax relating to the Group's investment in SRCB comprising of a \$219 million impairment to the investment, \$12 million of foreign exchange losses, and a \$102 million tax expense.
- \$270 million loss after tax relating to the reclassification of the Group's Asia Retail and Wealth businesses to held for sale comprising \$225 million of software, goodwill and other assets impairment charges, \$99 million of costs associated with the sale, a \$40 million tax benefit as a result of the loss on reclassification to held for sale, and a \$14 million gain recognised on the partial completion of the Asia Retail and Wealth sale.

The impacts on continuing operations are shown in the relevant Income Statement categories and items relating to discontinued operations are included in Profit/(Loss) after tax from discontinued operations.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

LIFE INSURANCE CONTRACT LIABILITIES AND LIABILITIES CEDED UNDER REINSURANCE CONTRACTS

We calculate Life insurance contract Liabilities under the Margin on Service (MoS) model using a projection method based on actuarial principles and standards.

We discount the expected future cash flows of these contracts at the risk-free discount rate.

LIFE INVESTMENT CONTRACT LIABILITIES

A life investment contract liability is measured at fair value and is directly linked to the fair value of the assets that back it. For guaranteed policies, we determine the liability as the net present value of expected cash flows, subject to a minimum of current surrender value.

EXTERNAL UNIT HOLDER LIABILITIES

The life insurance business includes controlling interests in investment funds which we aggregate. When we aggregate a controlled investment fund, we recognise the external unit holder liabilities as a liability and include them on the balance sheet in external unit holder liabilities.

INVESTMENTS BACKING POLICY LIABILITIES

Our determination of fair value of investments backing policy liabilities involves the same judgement as other financial assets as described in Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

29. DISCONTINUED OPERATIONS AND ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

A significant level of judgement is used by the Group to determine:

- whether an asset or group of assets is classified and presented as held for sale or as a discontinued operation; and
- the fair value of the assets and liabilities classified as being held for sale.

Management is required to exercise significant judgement when assessing the fair value less costs to sell for assets and liabilities held for sale. The judgemental factors include determining: costs to sell, allocation of goodwill, indemnities provided under the sale contract and consideration received - particularly where elements of consideration are contingent in nature. Any impairment we record is based on the best available evidence of fair value compared to the carrying value before the impairment. The final sale price may be different to the fair value we estimate when recording the impairment. Management regularly assess the appropriateness of the underlying assumptions against actual outcomes and other relevant evidence and adjustments are made to fair value where appropriate. We expect that the sales will complete within 12 months after balance date, subject to the relevant regulatory approvals and customary terms of sale for such assets.

Life Insurance Liabilities continue to be measured in accordance with AASB 1038. The Group is largely insulated from significant changes to the carrying value of the liability due to the share sale agreements.

Our estimates of life insurance liabilities are affected by: regulation, competition, interest rates, inflation, taxes and general economic conditions.

We have performed sensitivity analysis on key variables influencing the insurance liabilities and assets - namely; interest, inflation, mortality, morbidity and discontinuance risk. We have determined that there would be no material impact to the Group for a reasonable change in any of these variables after taking into account of the share sale agreements.

30. SUPERANNUATION AND POST EMPLOYMENT BENEFIT OBLIGATIONS

Set out below is a summary of amounts recognised in the Balance Sheet in respect of the defined benefit superannuation schemes:

	2018 \$m	2017 \$m
Defined benefit obligation and scheme assets		
Present value of funded defined benefit obligation	(1,418)	(1,406)
Fair value of scheme assets	1,551	1,496
Net defined benefit asset	133	90
As represented in the Balance Sheet		
Net liabilities arising from defined benefit obligations included in payables and other liabilities	(21)	(32)
Net assets arising from defined benefit obligations included in other assets	154	122
Net defined benefit asset	133	90
Weighted average duration of the benefit payments reflected in the defined benefit obligation (years)	16.8	16.8

As at the most recent reporting dates of the schemes, the aggregate surplus of net market value of assets over the value of accrued benefits on a funding basis was \$21 million (2017: deficit of \$18 million). In 2018, the Group made defined benefit contributions totalling \$5 million (2017: \$5 million). It expects to make around \$4 million next financial year.

GOVERNANCE OF THE SCHEMES AND FUNDING OF THE DEFINED BENEFIT SECTIONS

The main defined benefit superannuation schemes in which the Group participates operate under trust law and are managed and administered on behalf of the members in accordance with the terms of the relevant trust deed and rules and all relevant legislation. These schemes have corporate trustees, which are wholly owned subsidiaries of the Group. The trustees are the legal owners of the assets, which are held separately from the assets of the Group, and are responsible for setting investment policy and agreeing funding requirements with the employer through the triennial actuarial valuation process.

The Group has defined benefit arrangements in Australia, Japan, New Zealand, Philippines, Taiwan and United Kingdom. The defined benefit section of the ANZ Australian Staff Superannuation Scheme, the ANZ UK Staff Pension Scheme and the ANZ National Retirement Scheme in New Zealand are the three largest plans. They have been closed to new members since 1987, 2004 and 1991 respectively. None of the schemes had a material deficit, or surplus, at the last funding valuation. The Group has no present liability under any of the schemes' trust deeds to fund a deficit (measured on a funding basis). A contingent liability of the Group may arise if any of the schemes were wound up.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Defined benefit superannuation schemes

The Group operates a small number of defined benefit schemes. Independent actuaries calculate the liability and expenses related to providing benefits to employees under each defined benefit scheme. They use the Projected Unit Credit Method to value the liabilities. The balance sheet includes:

- a defined benefit liability if the obligation is greater than the fair value of the schemes assets; and
- an asset (capped to its recoverable amount) if the fair value of the assets is greater than the obligation.

In each reporting period, the movements in the net defined benefit liability are recognised as follows:

- the net movement relating to the current period's service cost, net interest on the defined benefit liability, past service costs and other costs (such as the effects of any curtailments and settlements) as operating expenses;
- remeasurements of the net defined benefit liability (which comprise actuarial gains and losses and return on scheme assets, excluding interest income included in net interest) directly in retained earnings through other comprehensive income; and
- contributions of the Group directly against the net defined benefit position.

Defined contribution superannuation schemes

The Group operates a number of defined contribution schemes. It also contributes (according to local law, in the various countries in which it operates) to Government and other plans that have the characteristics of defined contribution plans. The Group's contributions to these schemes are recognised as personnel expenses when they are incurred.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

30. SUPERANNUATION AND POST EMPLOYMENT BENEFIT OBLIGATIONS (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The main assumptions we use in valuing defined benefit obligations are listed in the table below. A change to any assumptions, or applying different assumptions, could have a significant effect on the Statement of Other Comprehensive Income and Balance Sheet.

Assumptions	2018	2017	Sensitivity analysis change in significant assumptions	Increase/(decrease) in defined benefit obligation	
				2018 \$m	2017 \$m
Discount rate (% p.a.)	2.5 - 3.7	2.5 - 3.8	0.5% increase	(139)	(112)
Future salary increases (% p.a.)	1.7 - 3.8	1.6 - 3.7			
Future pension indexation					
In payment (% p.a.)/In deferment (% p.a.)	1.7 - 3.0/2.3	1.7 - 3.0/ 2.2	0.5% increase	118	95
Life expectancy at age 60 for current pensioners			1 year increase	61	50
– Males (years)	25.5 - 29.0	25.4 - 28.9			
– Females (years)	28.7 - 31.1	28.6 - 31.0			

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS

ANZ operates a number of employee share and option schemes under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan.

ANZ EMPLOYEE SHARE ACQUISITION PLAN

ANZ Employee Share Acquisition Plan schemes that operated during the 2017 and 2018 years were the Employee Share Offer and the Deferred Share Plan.

Employee Share Offer

Eligibility	Most permanent employees employed in either Australia or New Zealand with three years continuous service for the most recent financial year.
Grant	Up to AUD 1,000 in Australia (and AUD 800 in New Zealand) ANZ shares each financial year, subject to Board approval.
Allocation value	One week Volume Weighted Average Price (VWAP) of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.
Australia	ANZ ordinary shares are granted to eligible employees for nil consideration. The shares vest on grant and are held in trust for three years from grant date, after which time they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. Dividends are automatically reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
New Zealand	Shares are granted to eligible employees on payment of NZD one cent per share. Shares vest subject to satisfaction of a three year service period, after which they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. Unvested shares are forfeited if the employee resigns or is dismissed for serious misconduct. Dividends are either paid in cash or reinvested into the Dividend Reinvestment Plan.
Expensing value (fair value)	In Australia, the fair value of the shares is expensed in the year shares are granted, as they are not subject to forfeiture. In New Zealand, the fair value is expensed on a straight-line basis over the three year vesting period. The expense is recognised as a share-based compensation expense with a corresponding increase in share capital.
FY 2018	541,982 shares were granted on 1 December 2017 at an issue price of \$28.67.
FY 2017	Zero shares were granted in the 2017 financial year.

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Deferred Share Plan	
i) Chief Executive Officer (CEO) and Group Executive Committee (ExCo)	
Eligibility	Group CEO and ExCo.
Grant	50% of the CEO's Annual Variable Remuneration (AVR) and 33% of ExCo's Variable Remuneration (VR) received as deferred shares.
Conditions	Deferred evenly over four years from grant date.
ii) ANZ Incentive Plan (ANZIP) and Business Unit Incentive Plans (BUIPs) – for grants from 1 October 2017	
Eligibility	Employees participating in ANZ's standard VR arrangements.
Grant	If VR is at or exceeds AUD 150,000, then 60% of incentive amounts exceeding AUD 80,000 (subject to a minimum deferral amount of AUD 42,000) is deferred as deferred shares.
Conditions	Deferred evenly over three years from grant date.
iii) ANZ Employee Reward Scheme (ANZERS) and BUIPs – for grants up to 30 September 2017	
Eligibility	Employees participating in ANZ's standard Short Term Incentive (STI) arrangements.
Grant	Half of all incentive amounts exceeding AUD 100,000 (subject to a minimum deferral amount of AUD 25,000) received as deferred shares.
Conditions	Deferred evenly over two years from grant date.
iv) Total Incentives Performance Plan (TIPP) – for grants up to 30 September 2017	
Eligibility	Employees participating in the Institutional TIPP.
Grant	60% of incentive amounts exceeding AUD 80,000 (subject to a minimum deferral amount of AUD 18,000) received as deferred shares.
Conditions	Deferred evenly over three years from grant date.
v) Long Term Incentives (LTIs)	
Eligibility	Selected employees.
Grant	100% deferred shares.
Conditions	Vest three years from grant date.
vi) Exceptional circumstances	
Remuneration foregone	In exceptional circumstances, we grant deferred shares to certain employees when they start with ANZ to compensate them for remuneration they have foregone from their previous employer. The vesting period generally aligns with the remaining vesting period of the remuneration they have foregone, and therefore varies between grants.
Retention	We may grant deferred shares to high performing employees who are regarded as a significant retention risk to ANZ.
vii) Further information	
Downward adjustment	Deferred shares remain at risk and the Board has the discretion to adjust the number of deferred shares downwards to zero at any time before the vesting date. ANZ's downward adjustment provisions are detailed in section 4.3.4 of the 2018 Remuneration Report.
Cessation	Unless the Board decides otherwise, employees forfeit their unvested deferred shares if they resign, are terminated on notice, or are dismissed for serious misconduct. The deferred shares may be held in trust beyond the deferral period.
Dividends	Dividends are paid in cash or reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
Instrument	Deferred share rights may be granted instead of deferred shares in some countries as locally appropriate (see deferred share rights section).
Allocation value	All deferred shares are issued based on the VWAP of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.
Expensing value (fair value)	We expense the fair value of deferred shares on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in share capital.
FY 2018 grants	2,232,563 deferred shares were granted with a weighted average grant price of \$29.31. 2,632 deferred shares were adjusted downward to zero, based on Board discretion.
FY 2017 grants	2,016,835 deferred shares were granted with a weighted average grant price of \$28.03. No deferred shares were adjusted downward to zero, based on Board discretion.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Expensing of the ANZ Employee Share Acquisition Plan

Expensing value (fair value)	The fair value of shares we granted during 2018 under the Employee Share Offer and the Deferred Share Plan, measured as at the date of grant of the shares, is \$80.9 million (2017: \$56.7 million) based on 2,774,545 shares (2017: 2,016,835) at VWAP of \$29.17 (2017: \$28.09).

ANZ SHARE OPTION PLAN

Allocation	We may grant selected employees options/rights which entitle them to acquire fully paid ordinary ANZ shares at a fixed price at the time the options/rights vest. Voting and dividend rights will be attached to the ordinary shares allocated on exercise of the options/rights. Each option/right entitles the holder to one ordinary share subject to the terms and conditions imposed on grant. Exercise price of options, determined in accordance with the rules of the plan, is generally based on the VWAP of the shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant. For rights, the exercise price is nil.
Rules	Prior to the exercise of the option/right if ANZ changes its share capital due to a bonus share issue, pro-rata new share issue or reorganisation the following adjustments are required: • Issue of bonus shares - When the holder exercises their option, they are also entitled to be issued the number of bonus shares they would have been entitled to had they held the underlying shares at the time of the bonus issue; • Pro-rata share offer - We will adjust the exercise price of the option in the manner set out in the ASX Listing Rules; and • Reorganisation - In respect of rights, if there is a bonus issue or reorganisation of ANZ's share capital, then the Board may adjust the number of rights or the number of underlying shares so that there is no advantage or disadvantage to the holder. Holders otherwise have no other entitlements to participate: • in any new issue of ANZ securities before they exercise their options/rights; or • in a share issue of a body corporate other than ANZ (such as a subsidiary). For equity grants made after 1 November 2012, any portion of the award which vests may, at the Board's discretion, be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares.
Expensing	We expense the fair value of options/rights on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in share options reserve.
Cessation	The provisions that apply if the employee's employment ends are in section 7.2 of the 2018 Remuneration Report.
Downward adjustment	ANZ's downward adjustment provisions are detailed in section 4.3.4 of the 2018 Remuneration Report.

Option Plans that operated during 2018 and 2017

i) Performance Rights

Allocation	We grant performance rights to selected employees as part of ANZ's incentive plans. Performance rights provide the holder with the right to acquire ANZ shares at nil cost, subject to a three year vesting period and Total Shareholder Return (TSR) performance hurdles. Further details on the performance hurdles are in section 4.3.3 of the 2018 Remuneration Report.
FY 2018 and FY 2017 grants	During the 2018 year, we granted 1,023,239 performance rights (2017: 944,419). No performance rights were adjusted downward to zero in 2018 and 2017, based on Board discretion.

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

iii) Deferred Share Rights (no performance hurdles)	
Allocation	Deferred share rights provide the holder with the right to acquire ANZ shares at nil cost after a specified vesting period. We adjust the fair value of rights for the absence of dividends during the restriction period.
Satisfying vestings	Any portion of the award of share rights may be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares at the Board's discretion. All share rights were satisfied through a share allocation, other than 108,783 deferred share rights (2017: 67,573) for which Board discretion was exercised.
Downward adjustment	Board discretion was also exercised to adjust downward 1,638 deferred share rights to zero in 2018 and 3,835 in 2017.
FY 2018 and FY 2017 grants	During the 2018 year 2,546,333 deferred share rights (no performance hurdles) were granted (2017: 2,547,377).

Options, Deferred Share Rights and Performance Rights on Issue

As at 30 October 2018, there were 657 holders of 4,204,281 deferred share rights on issue and 159 holders of 2,865,941 performance rights on issue.

Options/Rights Movements

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average (WA) exercise prices as at the beginning and end of 2018 and the movements during 2018:

	Opening balance 1 Oct 2017	Options/ rights granted	Options/ rights forfeited ¹	Options/ rights expired	Options/ rights exercised	Closing balance 30 Sep 2018
Number of options/rights	7,113,784	3,569,572	(2,043,209)	(1,558)	(1,490,016)	7,148,573
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$28.43
WA remaining contractual life						2.1 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding exercisable options/rights						67,666

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average exercise prices as at the beginning and end of 2017 and the movements during 2017:

	Opening balance 1 Oct 2016	Options/ rights granted	Options/ rights forfeited ¹	Options/ rights expired	Options/ rights exercised	Closing balance 30 Sep 2017
Number of options/rights	6,424,117	3,491,796	(1,815,732)	(629)	(985,768)	7,113,784
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$29.50
WA remaining contractual life						2.4 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding exercisable options/rights						143,839

¹ Refers to any circumstance where equity can be forfeited (for example on cessation, downward adjustment and performance conditions not met).

All of the shares issued as a result of the exercise of options/rights during 2017 and 2018, were issued at a nil exercise price.

As at the date of the signing of the Directors' Report on 30 October 2018:

- no options/rights over ordinary shares have been granted since the end of 2018; and
- no shares have been issued as a result of the exercise of options/rights since the end of 2018.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Fair Value Assumptions

When determining the fair value, we apply the standard market techniques for valuation, including Monte Carlo and/or Black Scholes pricing models. We do so in accordance with the requirements of AASB 2 *Share-based Payments*. The models take into account early exercise of vested equity, non-transferability and internal/external performance hurdles (if any).

The table below shows the significant assumptions we used as inputs into our fair value calculation of instruments granted during the period. We present the values as weighted averages, but the specific values we use for each allocation are the ones we use for the fair value calculation.

	2018		2017	
	Deferred Share Rights	Performance Rights	Deferred Share Rights	Performance Rights
Exercise price (\$)	0.00	0.00	0.00	0.00
Share closing price at grant date (\$)	29.24	29.21	27.95	28.18
Expected volatility of ANZ share price (%) ¹	20.0	20.0	24.9	25.0
Equity term (years)	2.4	5.0	2.3	5.0
Vesting period (years)	2.1	3.0	2.1	3.0
Expected life (years)	2.1	3.0	2.1	3.0
Expected dividend yield (%)	5.75	5.75	6.49	6.46
Risk free interest rate (%)	1.65	1.95	1.76	1.86
Fair value (\$)	26.03	12.24	24.59	13.73

¹ Expected volatility represents a measure of the amount by which ANZ's share price is expected to fluctuate over the life of the rights. The measure of volatility used in the model is the annualised standard deviation of the continuously compounded rates of return on the historical share price over a deferred period of time preceding the date of grant. This historical average annualised volatility is then used to estimate a reasonable expected volatility over the expected life of the rights.

SATISFYING EQUITY AWARDS

All shares underpinning equity awards may be purchased on market, reallocated or be newly issued shares, or a combination.

The equity we purchased on market during the 2018 financial year (either under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan, or to satisfy options or rights) for all employees amounted to 3,936,773 shares at an average price of \$29.00 per share (2017: 2,704,206 shares at an average price of \$27.83 per share).

32. RELATED PARTY DISCLOSURES

KEY MANAGEMENT PERSONNEL COMPENSATION

Key Management Personnel (KMP) are defined as all directors and those executives who report directly to the CEO:

- with responsibility for the strategic direction and management of a major income generating division; or
- who control material income and expenses.

KMP compensation included within total personnel expenses in Note 3 Operating Expenses is as follows:

	2018 \$000 ¹	2017 \$000 ¹
Short-term benefits	19,484	21,002
Post-employment benefits	333	1,046
Other long-term benefits	150	169
Termination benefits	454	563
Share-based payments	8,910	14,926
Total	29,331	37,706

¹ Includes former disclosed KMPs until the end of their employment.

32. RELATED PARTY DISCLOSURES (continued)**KEY MANAGEMENT PERSONNEL LOAN TRANSACTIONS**

Loans made to KMP are made in the ordinary course of business and on normal commercial terms and conditions that are no more favourable than those given to other employees or customers, including: the term of the loan, security required and the interest rate. The aggregate of loans made, guaranteed or secured to KMP, including their related parties, were as follows:

	2018 \$000	2017 \$000
Loans advanced ¹	23,844	23,950
Interest charged ²	932	940

¹ Balances are at the balance sheet date (for KMP in office at balance sheet date) and at termination date (for KMP who ceased employment during the year).

² Interest is for all KMPs during the period.

KEY MANAGEMENT PERSONNEL HOLDINGS OF ANZ SECURITIES

KMP, including their related parties, held subordinated debt, shares, share rights and options over shares in the Company directly, indirectly or beneficially as shown below:

	2018 Number ¹	2017 Number ¹
Shares, options and rights	2,293,271	2,233,182
Subordinated debt	13,152	17,152

¹ For KMP who ceased employment during the year, the balances are calculated as at their termination date.

OTHER TRANSACTIONS OF KEY MANAGEMENT PERSONNEL AND THEIR RELATED PARTIES

All other transactions with KMP and their related parties are made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions. These transactions generally involve providing of financial and investment services, including services to eligible international assignees ensuring they are neither financially advantaged nor disadvantaged by their relocation. All such transactions that have occurred with KMP and their related parties have been trivial or domestic in nature. In this context, we disclose only those transactions considered of interest to the users of the financial report in making and evaluating decisions about the allocation of scarce resources.

ASSOCIATES

We disclose significant associates in Note 26 Investments in Associates. During the course of the financial year, transactions conducted with all associates were on terms equivalent to those made on an arm's length basis:

	2018 \$000	2017 \$000
Amounts receivable from associates	35,083	77,350
Amounts payable to associates	1,504	2,481
Interest income from associates	1,772	2,817
Interest expense to associates	-	35
Other expenses paid to associates	15,296	23,078
Dividend income from associates	51,643	42,317
Costs recovered from associates	-	748

There have been no material guarantees given or received. No outstanding amounts have been written down or recorded as allowances, as they are considered fully collectible.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

33. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS

PROPERTY RELATED COMMITMENTS

	2018 \$m	2017 \$m
Lease rentals		
Land and buildings	1,431	1,760
Furniture and equipment	205	251
Total lease rental commitments¹	1,636	2,011
Due within 1 year	371	461
Due later than 1 year but not later than 5 years	832	1,042
Due later than 5 years	433	508
Total lease rental commitments¹	1,636	2,011

¹ Total future minimum sublease payments we expect to receive under non-cancellable subleases at 30 September 2018 is \$81 million (2017: \$91 million). During the year, sublease payments we received amounted to \$32 million (2017: \$31 million) and were netted against rent expense.

CREDIT RELATED COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

	2018 \$m	2017 \$m
Contract amount of:		
Undrawn facilities	202,531	191,323
Guarantees and letters of credit	18,441	20,009
Performance related contingencies	24,136	20,830
Total	245,108	232,162

UNDRAWN FACILITIES

The majority of undrawn facilities are subject to customers maintaining specific credit and other requirements or conditions. Many of these facilities are expected to be only partially used, and others may never be used at all. As such, the total of the nominal principal amounts is not necessarily representative of future liquidity risks or future cash requirements. Based on the earliest date on which the Group may be required to pay, the total undrawn facilities of \$202,531 million (2017: \$191,323 million) mature within 12 months.

GUARANTEES, LETTERS OF CREDIT AND PERFORMANCE RELATED CONTINGENCIES

Guarantees, letters of credit and performance related contingencies relate to transactions that the Group has entered into as principal – including: guarantees, standby letters of credit and documentary letters of credit.

Documentary letters of credit involve the Group issuing letters of credit guaranteeing payment in favour of an exporter. They are secured against an underlying shipment of goods or backed by a confirmatory letter of credit from another bank.

Performance related contingencies are liabilities that oblige the Group to make payments to a third party if the customer fails to fulfil its non-monetary obligations under the contract.

To reflect the risk associated with these transactions, we apply the same credit origination, portfolio management and collateral requirements that we apply to loans. The contract amount represents the maximum potential amount that we could lose if the counterparty fails to meet its financial obligations. As the facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements. Based on the earliest date on which the Group may be required to pay, the total guarantees and letters of credit of \$18,441 million (2017: \$20,009 million) and total performance related contingencies of \$24,136 million (2017: \$20,830 million) mature within 12 months.

33. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)

OTHER CONTINGENT LIABILITIES

As at 30 September 2018, the Group had contingent liabilities in respect of the matters outlined below. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in the light of such advice, provisions and/or disclosures as deemed appropriate have been made. In some instances we have not disclosed the estimated financial impact of the individual items either because it is not practicable to do so or because such disclosure may prejudice the interests of the Group.

BANK FEES LITIGATION

A litigation funder commenced a class action against the Company in 2010, followed by a second similar class action in March 2013. The applicants contended that certain exception fees (honour, dishonour and non-payment fees on transaction accounts and late payment and over-limit fees on credit cards) were unenforceable penalties and that various of the fees were also unenforceable under statutory provisions governing unconscionable conduct, unfair contract terms and unjust transactions. A further action, limited to late payment fees only, commenced in August 2014.

The penalty and statutory claims in the March 2013 class action failed and the claims have been dismissed. The August 2014 action was discontinued in October 2016.

The original claims in the 2010 class action have been dismissed. In 2017, a new claim was added to the 2010 class action, in relation to the Company's entitlement to charge certain periodical payment non-payment fees.

BENCHMARK/RATE ACTIONS

In July and August 2016, class action complaints were brought in the United States District Court against local and international banks, including the Company – one action relating to the bank bill swap rate (BBSW), and one action relating to the Singapore Interbank Offered Rate (SIBOR) and the Singapore Swap Offer Rate (SOR). The class actions are expressed to apply to persons and entities that engaged in US-based transactions in financial instruments that were priced, benchmarked, and/or settled based on BBSW, SIBOR, or SOR. The claimants seek damages or compensation in amounts not specified, and allege that the defendant banks, including the Company, violated US anti-trust laws, anti-racketeering laws, the *Commodity Exchange Act*, and (in the BBSW case only) unjust enrichment principles. The Company is defending the proceedings. The matters are at an early stage.

In February 2017, the South African Competition Commission commenced proceedings against local and international banks including the Company alleging breaches of the cartel provisions of the *South African Competition Act* in respect of trading in the South African rand. The potential civil penalty or other financial impact is uncertain. The matter is at an early stage.

CAPITAL RAISING ACTIONS

In June 2018, the Commonwealth Director of Public Prosecutions commenced criminal proceedings against the Company and a senior employee alleging that they were knowingly concerned in cartel conduct by the joint lead managers of the Company's August 2015 underwritten institutional equity placement of approximately 80.8 million ordinary shares. The matter is at an early stage. The Company and its senior employee are defending the allegations.

In September 2018, the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) commenced civil penalty proceedings against the Company alleging failure to comply with continuous disclosure obligations in connection with the Company's August 2015 underwritten institutional equity placement. ASIC alleges the Company should have advised the market that the joint lead managers took up approximately 25.5 million ordinary shares of the placement. The matter is at an early stage. The Company is defending the allegations.

FRANCHISEE LITIGATION

In February 2018, two related class actions were brought against the Company. The primary action alleges that the Company breached contractual obligations and acted unconscionably when it lent to the applicant, and other 7-Eleven franchisees. The action seeks to set aside the loans to those franchisees and claims unspecified damages. The second action seeks to set aside related mortgages and guarantees given to the Company. The matters are at an early stage.

REGULATORY AND CUSTOMER EXPOSURES

In recent years there has been an increase in the number of matters on which the Group engages with its regulators. There have been significant increases in the nature and scale of regulatory investigations and reviews, enforcement actions (whether by court action or otherwise) and the quantum of fines issued by regulators, particularly against financial institutions both in Australia and globally. The Group also instigates engagement with its regulators. The nature of these interactions can be wide ranging and, for example, currently include a range of matters including responsible lending practices, product suitability, wealth advice, pricing and competition, conduct in financial markets and capital market transactions and product disclosure documentation. The Group has received various notices and requests for information from its regulators as part of both industry-wide and Group-specific reviews and has also made disclosures to its regulators at its own instigation. There may be exposures to customers which are additional to any regulatory exposures. These could include class actions, individual claims or customer remediation or compensation activities. The outcomes and total costs associated with such reviews and possible exposures remain uncertain.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (continued)

33. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)

ROYAL COMMISSION

The Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry was established on 14 December 2017. The Commission has been asked to submit its final report by 1 February 2019 (an interim report was released on 28 September 2018). The Commission is likely to result in additional costs and may lead to further exposures, including exposures associated with further regulator activity or potential customer exposures such as class actions, individual claims or customer remediation or compensation activities. The outcomes and total costs associated with these possible exposures remain uncertain.

SECURITY RECOVERY ACTIONS

Various claims have been made or are anticipated, arising from security recovery actions taken to resolve impaired assets. These claims will be defended.

WARRANTIES AND INDEMNITIES

The Group has provided warranties, indemnities and other commitments in favour of the purchaser and other persons in connection with various disposals of businesses and assets and other transactions, covering a range of matters and risks. It is exposed to potential claims under those warranties, indemnities and commitments.

CLEARING AND SETTLEMENT OBLIGATIONS

Under the following arrangements, the Company has a commitment to comply with rules which could result in a bilateral exposure and loss if a member institution fails to settle: the Australian Payments Network Limited's Regulations for the Australian Paper Clearing System, the Bulk Electronic Clearing System, the Issuers and Acquirers Community and the High Value Clearing System (HVCS). The Company's potential exposure arising from these arrangements is unquantifiable in advance.

Under the Austraclear System Regulations (Austraclear), and the CLS Bank International Rules, the Company has a commitment to participate in loss-sharing arrangements if a member institution fails to settle. The Company's potential exposure arising from these arrangements is unquantifiable in advance. For HVCS and Austraclear, the above obligation arises in only limited circumstances.

The Company is a member of various central clearing houses globally, including ASX Clear (Futures), London Clearing House (LCH) SwapClear, Korea Exchange (KRX), Hong Kong Exchange (HKEX) and the Shanghai Clearing House. These memberships allow the Company to centrally clear derivative instruments in line with cross border regulatory requirements. Common to all of these memberships is the requirement for the Company to make default fund contributions. In the event of a default by another member, the Company could potentially be required to commit additional default fund contributions which are unquantifiable in advance.

PARENT ENTITY GUARANTEES

The Company has issued letters of comfort and guarantees in respect of certain subsidiaries in the normal course of business. Under these letters and guarantees, the Company undertakes to ensure that those subsidiaries continue to meet their financial obligations, subject to certain conditions including that the entity remains a controlled entity of the Company.

SALE OF GRINDLAYS BUSINESSES

On 31 July 2000, the Company completed the sale to Standard Chartered Bank (SCB) of ANZ Grindlays Bank Limited and the private banking business of ANZ in the United Kingdom and Jersey, together with ANZ Grindlays (Jersey) Holdings Limited and its subsidiaries, for USD1.3 billion in cash. The Company provided warranties and certain indemnities relating to those businesses and, where it was anticipated that payments would be likely under the warranties or indemnities, made provisions to cover the anticipated liabilities. The issue below has not adversely impacted the reported results. All settlements and penalties to date have been covered within existing provisions.

In 1991 certain amounts were transferred from non-convertible Indian Rupee accounts maintained with Grindlays in India. These transactions may not have complied with the provisions of the Foreign Exchange Regulation Act, 1973. Grindlays, on its own initiative, brought these transactions to the attention of the Reserve Bank of India. The Indian authorities served notices on Grindlays and certain of its officers in India and civil penalties have been imposed which are the subject of appeals. Criminal prosecutions are pending and will be defended. The amounts in issue are not material.

CONTINGENT ASSETS

NATIONAL HOUSING BANK

The Company is pursuing recovery of the proceeds of certain disputed cheques which were credited to the account of a former Grindlays customer in the early 1990s.

The disputed cheques were drawn on the National Housing Bank (NHB) in India. Proceedings between Grindlays and NHB concerning the proceeds of the cheques were resolved in early 2002.

Recovery is now being pursued from the estate of the Grindlays customer who received the cheque proceeds. Any amounts recovered are to be shared between the Company and NHB.

34. COMPENSATION OF AUDITORS

	2018 \$'000	2017 \$'000
KPMG Australia		
Audit or review of financial reports	10,058	9,418
Audit-related services ¹	4,999	4,760
Non-audit services ²	306	732
Total³	15,363	14,910
Overseas related practices of KPMG Australia		
Audit or review of financial reports	5,797	6,263
Audit-related services ¹	1,276	1,410
Non-audit services ²	2	10
Total	7,075	7,683
Total compensation of auditors	22,438	22,593

¹ Comprises prudential and regulatory services of \$3.70 million (2017: \$4.71 million), comfort letters \$0.51 million (2017: \$0.72 million) and other services \$1.07 million (2017: \$0.74 million).

² The nature of the non-audit services includes general market and regulatory insights, training, controls related assessments, methodology and procedural reviews. Further details are provided in the Directors' Report.

³ Inclusive of goods and services tax.

The Group's Policy allows KPMG Australia or any of its related practices to provide assurance and other audit-related services that, while outside the scope of the statutory audit, are consistent with the role of an external auditor. These include regulatory and prudential reviews requested by regulators such as APRA. Any other services that are not audit or audit-related services are non-audit services. The Policy allows certain non-audit services to be provided where the service would not contravene auditor independence requirements. KPMG Australia or any of its related practices may not provide services that are perceived to be in conflict with the role of the external auditor or breach auditor independence. These include consulting advice and subcontracting of operational activities normally undertaken by management, and engagements where the external auditor may ultimately be required to express an opinion on its own work.

35. EVENTS SINCE THE END OF THE FINANCIAL YEAR

There have been no significant events from 30 September 2018 to the date of signing this report.

CONSOLIDATED GROUP DIRECTORS' DECLARATION

Directors' Declaration

The Directors of Australia and New Zealand Banking Group Limited declare that:

- a) in the Directors' opinion, the financial statements and notes of the Consolidated Entity are in accordance with the *Corporations Act 2007*, including:
 - i) section 296, that they comply with the Australian Accounting Standards and any further requirements of the *Corporations Regulations 2007*; and
 - ii) section 297, that they give a true and fair view of the financial position of the Consolidated Entity as at 30 September 2018 and of its performance for the year ended on that date;
- b) the notes to the financial statements of the Consolidated Entity include a statement that the financial statements and notes of the Consolidated Entity comply with International Financial Reporting Standards;
- c) the Directors have been given the declarations required by section 295A of the *Corporations Act 2007*; and
- d) in the Directors' opinion, there are reasonable grounds to believe that the Company will be able to pay its debts as and when they become due and payable.

Signed in accordance with a resolution of the Directors.



David M Gonski, AC
Chairman

30 October 2018



Shayne C Elliott
Director

FINANCIAL REPORT

INCOME STATEMENT

For the year ended 30 September	Note	2018 \$m	2017 \$m
Interest income		27,020	25,613
Interest expense		(16,574)	(15,017)
Net interest income	2	10,446	10,596
Other operating income	2	8,645	5,987
Net funds management and commission income	2	(8)	158
Share of associates' (loss)/profit	2	(1)	60
Operating income		19,082	16,801
Operating expenses	3	(8,121)	(7,623)
Profit before credit impairment and income tax		10,961	9,178
Credit impairment charge	12	(629)	(881)
Profit before income tax		10,332	8,297
Income tax expense	4	(1,808)	(2,063)
Profit for the year		8,524	6,234

The notes appearing on pages 6 to 70 form an integral part of these financial statements.

FINANCIAL REPORT (continued)

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 30 September	2018 \$m	2017 \$m
Profit for the year	8,524	6,234
Other comprehensive income		
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss	27	2
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss		
Foreign currency translation reserve	(154)	(57)
Other reserve movements	177	(272)
Income tax attributable to the above items	(124)	8
Other comprehensive income after tax	(74)	(319)
Total comprehensive income for the year	8,450	5,915

The notes appearing on pages 8 to 20 form an integral part of the financial statements.

BALANCE SHEET

As at 30 September	Note	2018 \$m	2017 \$m
Assets			
Cash and cash equivalents ¹	7	80,227	63,399
Settlement balances owed to ANZ		1,666	5,006
Collateral paid		9,184	7,685
Trading securities	8	29,519	35,606
Derivative financial instruments	9	64,448	57,036
Available-for-sale assets	10	64,728	58,506
Net loans and advances	11	475,419	452,424
Regulatory deposits		264	495
Assets held for sale	25	-	1,748
Due from controlled entities		90,170	91,208
Shares in controlled entities	23	18,852	18,084
Investments in associates		18	20
Current tax assets		266	23
Deferred tax assets		1,071	932
Goodwill and other intangible assets	19	1,446	1,852
Premises and equipment		898	928
Other assets		2,571	2,427
Total assets		840,747	797,379
Liabilities			
Settlement balances owed by ANZ		9,867	8,219
Collateral received		6,002	5,238
Deposits and other borrowings	13	511,992	494,235
Derivative financial instruments	9	65,638	56,830
Due to controlled entities		88,383	88,882
Current tax liabilities		85	94
Deferred tax liabilities		39	71
Payables and other liabilities		5,002	5,683
Employee entitlements		421	394
Other provisions	20	838	390
Debt issuances	14	98,626	85,495
Total liabilities		786,893	745,531
Net assets		53,854	51,848
Shareholders' equity			
Ordinary share capital	21	27,533	29,416
Reserves	21	(56)	36
Retained earnings	21	26,377	22,396
Total shareholders' equity	21	53,854	51,848

¹ Includes settlement balances owed to ANZ that meet the definition of cash and cash equivalents.

The notes appearing on pages 8 to 70 form an integral part of the financial statements.

FINANCIAL REPORT (continued)

CASH FLOW STATEMENT

	2018 \$m	2017 \$m
For the year ended 30 September		
Profit after income tax	8,524	6,234
Adjustments to reconcile to net cash provided by/(used in) operating activities:		
Provision for credit impairment	629	881
Depreciation and amortisation	1,023	775
Net derivatives/foreign exchange adjustment	5,764	(2,099)
Impairment of investment in Wealth Australia	597	-
(Gain)/Loss on sale from divestments	(246)	219
Reclassification of businesses to held for sale	-	231
Other non-cash movements	(2)	(39)
Net (increase)/decrease in operating assets:		
Collateral paid	(1,083)	3,045
Trading securities	8,913	(1,696)
Net loans and advances	(20,187)	(13,772)
Net intra-group loans and advances	(1,796)	938
Other assets	(525)	(270)
Net increase/(decrease) in operating liabilities:		
Deposits and other borrowings	7,432	29,131
Settlement balances owed by ANZ	1,604	(837)
Collateral received	341	(505)
Other liabilities	84	686
Total adjustments	2,548	16,688
Net cash provided by operating activities¹	11,072	22,922
Cash flows from investing activities		
Available-for-sale assets:		
Purchases	(18,853)	(15,151)
Proceeds from sale or maturity	15,282	11,512
Proceeds from divestments	1,786	(5,472)
Net return of capital	989	173
Other assets	(301)	(353)
Net cash (used in) investing activities	(1,097)	(9,291)
Cash flows from financing activities		
Debt issuances ² :		
Issue proceeds	21,962	16,210
Redemptions	(11,921)	(21,462)
Dividends paid	(4,585)	(4,411)
On market purchase of treasury shares	(114)	(75)
Share buy-back	(1,880)	-
Net cash provided by/(used in) financing activities	3,462	(9,738)
Net increase in cash and cash equivalents	13,437	3,893
Cash and cash equivalents at beginning of year	63,399	61,994
Effects of exchange rate changes on cash and cash equivalents	3,391	(2,488)
Cash and cash equivalents at end of year	80,227	63,399

¹ Net cash provided by operating activities includes income taxes paid of \$2,648 million (2017: \$2,155 million).

² Non-cash changes in debt issuances includes fair value hedging gains of \$1,168 million (2017: \$1,149 million) and foreign exchange losses of \$4,487 million (2017: foreign exchange gains \$413 million).

The notes appearing on pages 8 to 70 form an integral part of the financial statements.

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

	Ordinary share capital \$m	Reserves ¹ \$m	Retained earnings \$m	Total shareholders' equity \$m
As at 1 October 2016	29,162	344	20,753	50,259
Profit for the year	-	-	6,234	6,234
Other comprehensive income for the year	-	(316)	(3)	(319)
Total comprehensive income for the year	-	(316)	6,231	5,915
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:				
Dividends paid	-	-	(4,609)	(4,609)
Dividend reinvestment plan ²	198	-	-	198
Other equity movements:				
Group employee share acquisition scheme	56	-	-	56
Other items	-	8	21	29
As at 30 September 2017	29,416	36	22,396	51,848
Profit for the year	-	-	8,524	8,524
Other comprehensive income for the year	-	(95)	21	(74)
Total comprehensive income for the year	-	(95)	8,545	8,450
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:				
Dividends paid	-	-	(4,585)	(4,585)
Dividend reinvestment plan ²	-	-	-	-
Group share buy-back ³	(1,880)	-	-	(1,880)
Other equity movements:				
Group employee share acquisition scheme	(3)	-	-	(3)
Other items	-	3	21	24
As at 30 September 2018	27,533	(56)	26,377	53,854

¹ Further information on individual reserves is disclosed in note 21 'Shareholders' Equity'.

² No new shares were issued under the Dividend Reinvestment Plan (DRP) for the 2018 interim dividend (nil shares for the 2018 final dividend; nil shares for the 2017 interim dividend; 7.1 million shares for the 2018 final dividend) as the shares were purchased on market and provided directly to the shareholders participating in the DRP. On-market share purchases for the DRP in the September 2018 financial year were \$362 million (Sept 17 full year: \$176 million).

³ As announced on 18 December 2017, 22 June 2018 and 19 October 2018, there is currently an on-market buy-back in relation to ANZ's ordinary shares of \$1.0 billion. The Company bought back \$1,880 million worth of shares during the 2018 financial year resulting in 66.7 million shares being cancelled during the year.

The notes appearing on pages 8 to 70 form an integral part of the financial statements.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS

These are the financial statements for Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company or ANZ) for the year ended 30 September 2018. The Company is incorporated and domiciled in Australia. The address of the Company's registered office and its principal place of business is ANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008.

On 30 October 2018, the Directors resolved to authorise the issue of these financial statements.

Information in the financial statements is included only to the extent we consider it material and relevant to the understanding of the financial statements. A disclosure is considered material and relevant if, for example:

- the dollar amount is significant in size (quantitative factor);
- the dollar amount is significant by nature (qualitative factor);
- the user cannot understand the Company's results without the specific disclosure (qualitative factor);
- the information is critical to a user's understanding of the impact of significant changes in the Company's business during the period, for example: business acquisitions or disposals (qualitative factor); and
- the information relates to an aspect of the Company's operations that is important to its future performance (qualitative factor).

This section of the financial statements:

- outlines the basis upon which the Company's financial statements have been prepared; and
- discusses any new accounting standards or regulations that directly impact the financial statements.

BASIS OF PREPARATION

This financial report is a general purpose (Tier 1) financial report (as defined under the Corporations law) prepared by a "for profit" entity, in accordance with Australian Accounting Standards (AASs) and other authoritative pronouncements of the Australian Accounting Standards Board (AASB) the Corporations Act 2001, and the International Financial Reporting Standards (IFRS) and interpretations published by the International Accounting Standards Board (IASB).

The Company is a reporting entity under the Corporations Act 2001, and is not exempt from preparing consolidated financial statements. The financial statements for the Company have been prepared for the purpose of the Company fulfilling its financial reporting obligations under part 7.8 of the Corporations Act 2001, as required for Australian Financial Services Licensees.

The Company is the ultimate parent entity of the ANZ Group. The Company consists of the following operations undertaken in Australia and in its overseas branches:

- Retail and Business & Private Banking operations,
- Institutional operations, and
- Technology Services & Operations and Group Centre operations

The consolidated financial statements of the Group can be found as part of the 2018 Annual Report at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review> and copies are available from the Company's registered office and principal place of business.

We present these financial statements in Australian dollars, which is the Company's functional and presentation currency. We have rounded values to the nearest million dollars (\$m), unless otherwise stated, as allowed under the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) Corporations (Rounding in Financial/Directors Report) Instrument 2016/191.

BASIS OF MEASUREMENT

We have prepared the financial information in accordance with the historical cost basis - except the following assets and liabilities which we have stated at their fair value:

- derivative financial instruments and in the case of fair value hedging, a fair value adjustment is made on the underlying hedging exposure;
- available-for-sale financial assets;
- financial instruments held for trading;
- other financial assets and liabilities designated at fair value through profit and loss; and
- other assets held for sale where the fair value less cost of disposal is less than their carrying value.

In accordance with AASB 119 *Employee Benefits* defined benefit obligations are measured using the Projected Unit Credit Method.

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

FOREIGN CURRENCY TRANSLATION

TRANSACTIONS AND BALANCES

Foreign currency transactions are translated into the relevant functional currency at the exchange rate prevailing at the date of the transaction. At the reporting date, monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Australian dollars, being the functional currency, at the relevant spot rate. Any foreign currency translation gains or losses are included in profit or loss in the period they arise.

We measure translation differences on non-monetary items at fair value through profit or loss and report them as part of the fair value gain or loss on these items. We include any translation differences on non-monetary items classified as available-for-sale financial assets in the available-for-sale revaluation reserve in equity.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

When applying accounting policies, management has made a number of judgements and applied estimates and assumptions about past and future events. Further information on the key judgements and estimates that we consider material to the financial statements are contained within the relevant notes to the financial statements.

ACCOUNTING STANDARDS NOT EARLY ADOPTED

A number of new standards, amendments to standards and interpretations have been published but are not mandatory for the financial statements for the year ended 30 September 2018, and have not been applied by the Company in preparing these financial statements.

We have identified three standards relevant to the Company and further details are set out below.

AASB 9 FINANCIAL INSTRUMENTS (AASB 9)

In December 2014, the AASB issued the Australian Accounting Standard AASB 9 *Financial instruments* which has replaced AASB 139 *Financial Instruments: Recognition and Measurement* (AASB 139). AASB 9 is effective for the Company from 1 October 2018.

AASB 9 stipulates new requirements for the impairment of financial assets, classification and measurement of financial assets and liabilities and general hedge accounting. Details of the key requirements and estimated impacts on the Company are outlined below.

Impairment

AASB 9 replaces the incurred loss impairment model under AASB 139 with an expected credit loss (ECL) model incorporating forward looking information and which does not require an actual loss event to have occurred for an impairment provision to be recognised.

The ECL model will be applied to all financial assets measured at amortised cost, debt instruments measured at fair value through other comprehensive income, lease receivables, certain loan commitments and financial guarantees not measured at fair value through profit or loss.

Under the ECL model, the following three-stage approach is applied to measuring expected credit losses based on credit migration between the stages since origination:

- Stage 1: At the origination of a financial asset, and where there has not been a significant increase in credit risk since origination, a provision equivalent to 12 months ECL is recognised.
- Stage 2: Where there has been a significant increase in credit risk since origination, a provision equivalent to lifetime ECL is recognised. If credit risk were to improve in a subsequent period such that the increase in credit risk since origination is no longer considered significant, the exposure returns to a Stage 1 classification and a 12 month ECL.
- Stage 3: Similar to the current AASB 139 requirements for individual impairment provisions, lifetime ECL is recognised for loans where there is objective evidence of impairment.

Expected credit losses are estimated at the facility level by using a probability of default reflecting a probability weighted range of possible future economic scenarios, and applying this to the estimated exposure of the Company at the point of default (exposure at default) after taking into account the value of any collateral held or other mitigants of loss (loss given default), while allowing for the impact of discounting for the time value of money.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

Key judgements and estimates made by the Company include the following:

- *Significant increase in credit risk*

Stage 2 assets are those that have experienced a significant increase in credit risk (SICR) since initial recognition. In determining what constitutes a SICR, the Company considers both qualitative and quantitative information. For the majority of portfolios, the primary indicator of a SICR is a significant deterioration in the internal credit rating grade of a facility since origination. The Company will also use secondary indicators, such as 30 days past due arrears, as backstops to these primary indicators.

The determination of trigger points in relation to the deterioration of rating grades, combined with secondary risk indicators where used, requires judgement. In determining the Company's policy, alternative indicators have been considered and assessed, and these will be subject to regular review to ensure they remain appropriate.

- *Forward looking information*

The measurement of expected credit losses reflects an unbiased probability-weighted range of possible future outcomes.

In applying forward looking information in the Company's AASB 9 credit models, the Company uses four alternative economic scenarios in estimating ECL. A base case scenario reflects management's base case assumptions used for medium term planning purposes. Additional upside and downside scenarios are determined together with a severe downside scenario. The Company's Credit and Market Risk Committee (CMRC) will be responsible for reviewing and approving forecast economic scenarios and the associated probability weights applied to each scenario.

Where applicable, adjustments may be made to account for situations where known or expected risks have not been adequately addressed in the modelling process. CMRC will be responsible for recommending such adjustments.

The overall level of expected credit losses and areas of significant management judgement will be reported to, and oversighted by, the Company's Board Risk Committee.

Classification and measurement

Financial assets - general

There are three measurement classifications for financial assets under AASB 9: Amortised Cost, Fair Value through Profit or Loss (FVTPL) and Fair Value through Other Comprehensive Income (FVOCI). Financial assets are classified into these measurement classifications on the basis of two criteria:

- the business model within which the financial asset is managed; and
- the contractual cash flow characteristics of the financial asset (specifically whether the contractual cash flows represent 'solely payments of principal and interest').

The resultant financial asset classifications are as follows:

- Amortised cost: financial assets with contractual cash flows that comprise the payment of principal and interest only and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows;
- Fair value through other comprehensive income: financial assets with contractual cash flows that comprise the payment of principal and interest only and which are held in a business model whose objective is to both collect their cash flows and to sell; and
- Fair value through profit or loss: Any other financial assets not falling into the categories above are measured at FVTPL.

In December 2017, the AASB issued AASB 2017-6 Amendments to Australian Accounting Standards - Prepayment Features with Negative Compensation which amends the requirements of AASB 9 so that certain prepayment features meet the solely payments of principal and interest test. The Company intends to early adopt this amendment so that it applies from the date of initial application of AASB 9.

AASB 9 allows the Company to irrevocably elect to designate a financial asset as measured at FVTPL on initial recognition if doing so eliminates or significantly reduces an accounting mismatch.

Financial assets - equity instruments

AASB 9 also permits non-traded equity investments to be designated at FVOCI on an instrument by instrument basis. If this election is made under AASB 9, gains or losses are not reclassified from other comprehensive income to profit or loss on disposal of the investment. However, gains or losses may be reclassified within equity.

Financial liabilities

The classification and measurement requirements for financial liabilities under AASB 9 are largely consistent with AASB 139 with the exception that for financial liabilities designated as measured at fair value, gains or losses relating to changes in the entity's own credit risk are included in other comprehensive income except where doing so would create or enlarge an accounting mismatch in profit or loss. This part of the standard was early adopted by the Company on 1 October 2013.

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

General hedge accounting

AASB 9 introduces new hedge accounting requirements which more closely align accounting with risk management activities undertaken when hedging financial and non-financial risks.

AASB 9 provides the Company with an accounting policy choice to continue to apply the AASB 139 hedge accounting requirements until the International Accounting Standards Board's ongoing project on macro hedge accounting is completed. The Company's current expectation is that it will continue to apply the hedge accounting requirements of AASB 139.

Transition to AASB 9

Other than as noted above under classification and measurement of financial liabilities, AASB 9 has a date of initial application for the Company of 1 October 2018.

The classification and measurement, and impairment requirements, will be applied retrospectively by adjusting opening retained earnings at 1 October 2018. The Company does not intend to restate comparatives.

Impact

The estimated impact of AASB 9 relates to the Impairment and the Classification and Measurement provisions. These estimates are based on accounting policies, assumptions and judgements and estimation techniques that remain subject to change until the Company finalises its financial statements for the year ending 30 September 2019.

- *Impairment*

For the financial statements of the Company, the adoption of AASB 9 is expected to reduce net assets at 1 October 2018 by approximately \$729 million offset by deferred tax of approximately \$208 million.

- *Classification and measurement of financial assets*

While some classification changes will occur as a result of the application of the business model and contractual cash flow characteristics tests, these are not expected to be significant from a Company perspective.

The adoption of the Classification and Measurement requirements of the standard will result in measurement differences compared to those under AASB 139. Financial assets with a current carrying value of approximately \$4.8 billion, predominantly bonds and debt instruments, will be reclassified between amortised cost, FVTPL and FVOCI. The net re-measurement from these reclassifications is not material. There are no other material changes in the measurement categories.

- *Classification and measurement of financial liabilities*

The Company has issued certain financial liabilities (bonds included within the Debt issuances caption) with an amortised cost carrying amount at 30 September 2018 of approximately \$2.6 billion. The Company will elect to designate these liabilities as measured at fair value through profit or loss effective from initial application of AASB 9 to reduce an accounting mismatch that currently exists. The impact on net assets and retained earnings is not material.

AASB 15 REVENUE FROM CONTRACTS WITH CUSTOMERS

AASB 15 is effective for the Company from 1 October 2018 and replaces existing guidance on the recognition of revenue from contracts with customers. The standard requires identification of distinct performance obligations within a contract, and allocation of the transaction price of the contract to those performance obligations. Revenue is then recognised as each performance obligation is satisfied. The standard also provides guidance on whether an entity is acting as a principal or an agent which impacts the presentation of revenue on a gross or net basis.

The Company has assessed all revenue streams existing at the date of transition to the new standard and determined that the impact of AASB 15 is immaterial, given a majority of Company revenues are outside the scope of the standard. The Company will adopt AASB 15 retrospectively including restatement of prior period comparatives.

Certain revenues for the credit cards business will be impacted as follows:

- Certain loyalty costs will be presented as operating expenses rather than presented as a net reduction of other operating income where the Company is assessed to be acting as a principal (rather than an agent) under the new standard. In addition, certain incentives received from card scheme providers related to card marketing and migration activities will be presented as operating income and no longer netted against operating expenses.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AASB 16 LEASES

The final version of AASB 16 was issued in February 2016 and is not effective for the Company until 1 October 2019. AASB 16 requires a lessee to recognise its:

- right to use the underlying leased asset, as a right-of-use asset; and
- obligation to make lease payments as a lease liability.

AASB 16 substantially carries forward the lessor accounting requirements in AASB 117 Leases.

The Company is in the process of assessing the impact of application of AASB 16 and is not yet able to reasonably estimate the impact on its financial statements.

2. OPERATING INCOME

	2018 \$m	2017 \$m
Net interest income		
Interest income by type of financial asset		
Available-for-sale assets	1,232	985
Financial assets at amortised cost	21,520	20,546
Trading securities	881	739
Interest income - external	23,633	22,270
Interest income - controlled entities	3,387	3,343
Interest income	27,020	25,613
Interest expense by type of financial liability		
Financial liabilities at amortised cost	(12,148)	(10,961)
Securities sold short	(239)	(111)
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	(69)	(78)
Interest expense - external	(12,456)	(11,150)
Interest expense - controlled entities	(3,763)	(3,781)
Interest expense	(16,219)	(14,931)
Major bank levy	(355)	(86)
Net interest income	10,446	10,596
Other operating income		
i) Fee and commission income		
Lending fees ¹	599	652
Non-lending fees and commissions	2,152	2,211
Fee and commission income - external	2,751	2,863
Fee and commission income - controlled entities	1,279	1,197
Fee and commission income	4,030	4,060
Fee and commission expense	(994)	(1,019)
Net fee and commission income	3,036	3,041
ii) Other income		
Net foreign exchange earnings and other financial instruments income ²	1,178	1,053
Dividends received from controlled entities ³	4,773	2,299
Sale of Asia Retail and Wealth businesses	13	(219)
Sale of Shanghai Rural Commercial Bank (SRCB)	233	(231)
Write down of investment in Wealth Australia (AWA) ⁴	(597)	-
Other	9	44
Other income⁴	5,609	2,946
Other operating income	8,645	5,987
Net funds management and commission income		
Funds management income	(80)	74
Commission income ⁵	72	84
Net funds management and commission income	(8)	158
Share of associates' profit	(1)	60
Operating income⁶	19,082	16,801

¹ Lending fees exclude fees treated as part of the effective yield calculation in interest income.

² Includes fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives not designated as accounting hedges entered into to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments, ineffective portions of cash flow hedges, and fair value movements in financial assets and liabilities designated at fair value through profit and loss.

³ During 2018 the Company received a dividend of \$582 million from AWA and wrote the investment in AWA down by an equivalent amount. The impact of this has been presented net in the income statements.

⁴ Total other income includes external dividend income from Bank of Tianjin of \$27 million (2017: \$26 million).

⁵ Commission income includes insurance commissions which were previously reported separately.

⁶ Includes customer remediation of \$310 million for the September 2018 year (2017: \$52 million).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. OPERATING INCOME (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

NET INTEREST INCOME

Interest Income and Expense

We recognise interest income and expense for all financial instruments, including those classified as held for trading, available-for-sale (AFS) assets or designated at fair value, through profit or loss in net interest income. For assets held at amortised cost the Company use the effective interest rate method to calculate its amortised cost. The effective interest rate is the rate that discounts the stream of estimated future cash receipts or payments over the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the financial asset or liability. For assets subject to prepayment, we determine their expected life on the basis of historical behaviour of the particular asset portfolio - taking into account contractual obligations and prepayment experience.

We recognise fees and costs, which form an integral part of the financial instrument (for example loan origination fees and costs), using the effective interest method. This is presented as part of interest income or expense depending on whether the underlying financial instrument is a financial asset or financial liability.

Major Bank Levy

The Major Bank Levy Act 2017 ('Levy' or 'Major bank levy') became effective from 1 July 2017 and applies a rate of 0.06% to certain liabilities of the Company. The Company has determined that the levy represents a finance cost for the Company and is presented in interest expense in the Income Statement.

OTHER OPERATING INCOME

Fee and Commission Income

We recognise fees or commissions:

- that relate to the execution of a significant act (for example, advisory or arrangement services, placement fees and underwriting fees) when the significant act has been completed; and
- charged for providing ongoing services (for example, maintaining and administering existing facilities) as income over the period the service is provided.

Net Foreign Exchange Earnings and Other Financial Instruments Income

We recognise the following as net foreign exchange earnings and other financial instruments income:

- exchange rate differences arising on the settlement of monetary items and translation differences on monetary items translated at rates different to those at which they were initially recognised or included in a previous financial report;
- fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives that we use to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments not designated as accounting hedges;
- the ineffective portions of fair value hedges, cash flow hedges and net investment hedges;
- fair value movements on financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss or held for trading;
- amounts released from the Available-for-sale (AFS) revaluation reserve in equity when an AFS asset is sold, and
- immediately upon sale or repayment of a hedged item, the unamortised fair value adjustments in items designated as fair value hedges and amounts accumulated in equity related to designated cash flow hedges.

Dividends Received from Controlled Entities

Dividends are recognised as revenue when the right to receive payment is established.

Gain or Loss on Disposal of Non-Financial Assets

The gain or loss on the disposal of assets is the difference between the carrying value of the asset and the proceeds of disposal net of costs. This is recognised in other income in the year in which the significant risks and rewards transfer to the buyer.

2. OPERATING INCOME (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

NET FUNDS MANAGEMENT AND COMMISSION INCOME

Funds Management Income

We recognise the fees we charge to customers in connection with financial advice and the management of investment products when we have provided the service.

Commission Income

We recognise commissions received for distributing products to customers in the period when we become entitled to the commission.

SHARE OF ASSOCIATES' PROFIT

The equity method is applied to accounting for associates in the financial statements. Under the equity method the Company's share of the after tax results of associates is included in the Income Statement and the Statement of Comprehensive Income.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. OPERATING EXPENSES

	2018 \$m	2017 \$m
Personnel		
Salaries and related costs	3,233	3,288
Superannuation costs	258	266
Other	163	227
Personnel expenses	3,654	3,781
Premises		
Rent	395	409
Other	264	275
Premises expenses	659	684
Technology		
Depreciation and amortisation	682	662
Licences and outsourced services	457	413
Accelerated amortisation ²	240	-
Other	204	216
Technology expenses	1,583	1,291
Restructuring	210	55
Other		
Advertising and public relations	160	192
Professional fees	497	397
Freight, stationery, postage and communication	179	204
Royal Commission legal costs	55	-
Other	1,124	1,019
Other expenses	2,015	1,812
Operating expenses¹	8,121	7,623

¹ Includes customer remediation of \$253 million for the September 2018 year (2017: \$70million).

² Accelerated software amortisation charge relates to certain software assets in the Institutional and Australia divisions following the reassessment of useful lives.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

OPERATING EXPENSES

Operating expenses are recognised as services are provided to the Company over the period in which an asset is consumed or once a liability is created.

SALARIES AND RELATED COSTS - ANNUAL LEAVE, LONG SERVICE LEAVE AND OTHER EMPLOYEE BENEFITS

Wages and salaries, annual leave, and other employee entitlements expected to be paid or settled within twelve months of employees rendering service are measured at their nominal amounts using remuneration rates that the Company expects to pay when the liabilities are settled.

We accrue employee entitlements relating to long service leave using an actuarial calculation. It includes assumptions regarding staff departures, leave utilisation and future salary increases. The result is then discounted using market yields at the reporting date. The market yields are determined from a blended rate of high quality corporate bonds with terms to maturity that closely match the estimated future cash outflows.

If we expect to pay short term cash bonuses, then a liability is recognised when the Company has a present legal or constructive obligation to pay this amount (as a result of past service provided by the employee) and the obligation can be reliably measured.

3. OPERATING EXPENSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Personnel expenses also include share-based payments which may be cash or equity settled. We calculate the fair value of equity settled remuneration at grant date, which is then amortised over the vesting period, with a corresponding increase in share capital or the share option reserve as applicable. When we estimate the fair value, we take into account market vesting conditions, such as share price performance conditions. We take non-market vesting conditions, such as service conditions, into account by adjusting the number of equity instruments included in the expense.

After the grant of an equity-based award, the amount we recognise as an expense is reversed when non-market vesting conditions are not met, for example an employee fails to satisfy the minimum service period specified in the award on resignation, termination or notice of dismissal for serious misconduct. However, we do not reverse the expense if the award does not vest due to the failure to meet a market-based performance condition.

Further information on share-based payment schemes operated by the Company during the current and prior year is included in Note 27 Employee Share and Option Plans.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. INCOME TAX

INCOME TAX EXPENSE

Reconciliation of the prima facie income tax expense on pre-tax profit with the income tax expense recognised in profit or loss:

	2018 \$m	2017 \$m
Profit before income tax	10,332	8,297
Prima facie income tax expense at 30%	3,100	2,489
Tax effect of permanent differences:		
Share of associates' profit	-	(18)
Sale of Shanghai Rural Commercial Bank (SRCB)	(84)	172
Tax provisions no longer required	(39)	-
Interest on convertible instruments	67	69
Overseas tax rate differential	(6)	27
Rebatable and non-assessable dividends	(1,606)	(690)
Provision for foreign tax on dividend repatriation	28	8
Write down of investment in Wealth Australia	354	-
Other	13	24
Subtotal	1,827	2,081
Income tax over provided in previous years	(19)	(18)
Income tax expense	1,808	2,063
Current tax expense	2,037	1,997
Adjustments recognised in the current year in relation to the current tax of prior years	(19)	(18)
Deferred tax expense/(income) relating to the origination and reversal of temporary differences	(210)	84
Income tax expense	1,808	2,063
Australia	1,695	1,975
Overseas	113	88
Income tax expense	1,808	2,063
Effective tax rate	17.5%	24.9%

4. INCOME TAX (continued)

TAX CONSOLIDATION

The Company and all its wholly owned Australian resident entities are part of a tax-consolidated group under Australian taxation law. The Company is the head entity in the tax-consolidated group. We recognise each of the following in the separate financial statements of members of the tax consolidated group on a 'group allocation' basis: tax expense/income, and deferred tax liabilities/assets, that arise from temporary differences of the members of the tax-consolidated group. The Company (as head entity in the tax-consolidated group) recognises current tax liabilities and assets of the tax-consolidated group.

Under a tax funding arrangement between the entities in the tax consolidated group, amounts are recognised as payable to or receivable by the Company and each member of the tax-consolidated group in relation to the tax contribution amounts paid or payable between the Company and the other members of the tax-consolidated group.

Members of the tax-consolidated group have also entered into a tax sharing agreement that provides for the allocation of income tax liabilities between the entities were the head entity to default on its income tax payment obligations.

UNRECOGNISED DEFERRED TAX ASSETS AND LIABILITIES

Unrecognised deferred tax assets related to unused realised tax losses (on revenue account) total \$nil (2017: \$nil). Unrecognised deferred tax liabilities related to additional potential foreign tax costs (assuming all retained earnings in offshore branches are repatriated) total \$42 million (2017: \$38 million).



RECOGNITION AND MEASUREMENT

INCOME TAX EXPENSE

Income tax expense comprises both current and deferred taxes and is based on the accounting profit adjusted for differences in the accounting and tax treatments of income and expenses (that is, taxable income). We recognise tax expense in profit or loss except to the extent to which it relates to items recognised directly in equity and other comprehensive income, in which case we recognise it directly in equity or other comprehensive income respectively.

CURRENT TAX EXPENSE

Current tax is the tax we expect to pay on taxable income for the year, based on tax rates (and tax laws) which are enacted at the reporting date. We recognise current tax as a liability (or asset) to the extent that it is unpaid (or refundable).

DEFERRED TAX ASSETS AND LIABILITIES

We account for deferred tax using the balance sheet method. Deferred tax arises because accounting income is not always the same as the taxable income. This creates temporary differences, which usually reverse over time. Until they reverse, we recognise a deferred tax asset, or liability, on the balance sheet. We measure deferred taxes at the tax rates that we expect will apply to the period(s) when the asset is realised, or the liability settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantially enacted at the reporting date.

We offset current and deferred tax assets and liabilities only to the extent that:

- they relate to income taxes imposed by the same taxation authority;
- there is a legal right and intention to settle on a net basis; and
- it is allowed under the tax law of the relevant jurisdiction.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required in determining provisions held in respect of uncertain tax positions. The Company estimates its tax liabilities based on its understanding of the relevant law in each of the countries in which it operates and seeks independent advice where appropriate.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

5. DIVIDENDS

ORDINARY SHARE DIVIDENDS

Dividends are provided for in the financial statements once determined, accordingly, the final dividend announced for the current financial year is provided for and paid in the following financial year.

Dividends	% of total	Amount per share	Total dividend \$m
Financial Year 2017			
2016 final dividend paid		80.0 cents	2,342
2017 interim dividend paid		80.0 cents	2,349
Bonus option plan adjustment			(82)
Dividends paid during the year ended 30 September 2017			4,609
Cash	91.9%		4,235
Dividend reinvestment plan	8.1%		374
Dividends paid during the year ended 30 September 2017			4,609
Financial Year 2018			
2017 final dividend paid		80.0 cents	2,350
2018 interim dividend paid		80.0 cents	2,317
Bonus option plan adjustment			(82)
Dividends paid during the year ended 30 September 2018			4,585
Cash	91.5%		4,193
Dividend reinvestment plan	8.5%		392
Dividends paid during the year ended 30 September 2018			4,585
Dividends announced and to be paid after year-end	Payment date	Amount per share	Total dividend \$m
2018 final dividend (fully franked at 30%, New Zealand imputation credit NZD 10 cents per share)	18 December 2018	80.0 cents	2,296

DIVIDEND REINVESTMENT PLAN AND BONUS OPTION PLAN

Eligible shareholders can elect to reinvest their dividend entitlement into ANZ ordinary shares under the Company's Dividend Reinvestment Plan (DRP). Eligible shareholders can elect to forgo their dividend entitlement and instead receive ANZ ordinary shares under the Company's Bonus Option Plan (BOP). For the 2016 final dividend, DRP participation will be satisfied by an on-market purchase of shares and BOP participation will be satisfied by an issue of ANZ ordinary shares. There will be no discount applied to the DRP and BOP price.

See Note 21 Shareholders' Equity for details of shares the Company issued or purchased in respect of the DRP and BOP.

DIVIDEND FRANKING ACCOUNT

	Currency	2018 \$m	2017 \$m
Australian franking credits available at 30% (2017: 30%) tax rate	AUD	97	171
New Zealand imputation credits available (which can be attached to our Australian dividends but may only be used by New Zealand resident shareholders)	NZD	3,868	3,680

The above amounts represent the balances of the franking accounts as at the end of the financial year, adjusted for:

- franking credits that will arise from the payment of income tax payable as at the end of the financial year; and
- franking credits/debits from the receipt/payment of dividends that have been recognised as tax receivables/payables as at the end of the financial year.

5. DIVIDENDS (continued)

The proposed final 2018 dividend will utilise the entire balance of \$97 million franking credits available at 30 September 2018. Instalment tax payments on account of the 2019 financial year which will be made after 30 September 2018 will generate sufficient franking credits to enable the final 2018 dividend to be fully franked. The extent to which future dividends will be franked will depend on a number of factors, including the level of profits generated by the Company that will be subject to tax in Australia.

RESTRICTIONS ON THE PAYMENT OF DIVIDENDS

APRA's written approval is required before paying dividends on ANZ ordinary shares:

- If the aggregate dividends exceed the Company's after tax earnings (in calculating those after tax earnings, we take into account any payments we made on senior capital instruments) in the financial year to which they relate; or
- If the Group's Common Equity Tier 1 capital ratio falls within capital range buffers specified by APRA.

If the Company fails to pay a dividend or distribution on its ANZ Capital Notes or ANZ Capital Securities on the scheduled payment date, it may (subject to a number of exceptions) be restricted from resolving to pay or paying any dividend on the ANZ ordinary shares.

6. SEGMENT REPORTING

No operating segment disclosures have been presented in these Company financial statements. Disaggregated information for the Company's segments is not information which is regularly provided to the Chief Executive Officer, who is the Chief Operating Decision Maker (CODM) of the Company.

Full details of the operating segments of the Group are provided in Note 7 Segment Reporting in the ANZ 2018 Group Annual Report located at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>.

7. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2018 \$m	2017 \$m
Coins, notes and cash at bank	912	1,096
Securities purchased under agreements to resell in less than 3 months	27,631	20,818
Balances with central banks	32,009	22,389
Settlement balances owed to ANZ within 3 months	19,675	19,096
Cash and cash equivalents	80,227	63,399

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. TRADING SECURITIES

	2018 \$m	2017 \$m
Government securities	21,545	25,647
Corporate and financial institution securities	4,302	5,060
Equity and other securities	3,672	4,899
Trading securities	29,519	35,606



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Trading securities are financial instruments we either:

- acquire principally for the purpose of selling in the short-term; or
- hold as part of a portfolio we manage for short-term profit making.

We recognise purchases and sales of trading securities on trade date:

- initially, we measure them at fair value through the profit and loss; and
- subsequently, we measure them in the balance sheet at their fair value with any revaluation recognised in the profit or loss.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when applying the valuation techniques used to measure the fair value of trading securities not valued using quoted market prices. Refer to Note 16 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Fair Value	Assets 2018 \$m	Liabilities 2018 \$m	Assets 2017 \$m	Liabilities 2017 \$m
Derivative financial instruments - held for trading	62,813	(63,177)	55,261	(54,937)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	1,635	(2,461)	1,775	(1,893)
Derivative financial instruments	64,448	(65,638)	57,036	(56,830)

FEATURES

Derivative financial instruments are contracts:

- whose value is derived from an underlying price index (or other variable) defined in the contract – sometimes the value is derived from more than one variable;
- that require little or no initial net investment; and
- that are settled at a future date.

Movements in the price of the underlying variables, which cause the value of the contract to fluctuate, are reflected in the fair value of the derivative.

PURPOSE

The Company's derivative financial instruments have been categorised as following:

Trading	Derivatives held in order to: • Meet customer needs for managing their own risks. • Manage risk in the Company's positions that are not in a designated hedge accounting relationship. • Undertake market making and positioning activities to generate profits from short-term fluctuations in prices or margins.
Designated in Hedging Relationships	Derivatives designated into hedge accounting relationships in order to minimise profit or loss volatility by matching movements to underlying positions relating to: • Hedges of the Company's exposures to interest rate risk and currency risk. • Hedges of other exposures relating to non-trading positions.

TYPES

The Company offers and uses four different types of derivative financial instruments:

Forwards	A contract documenting the rate of interest, or the currency exchange rate, to be paid or received on a notional principal obligation at a future date.
Futures	An exchange traded contract in which the parties agree to buy and sell an asset in the future for a price agreed on the transaction date, with a net settlement in cash paid on the future date without physical delivery of the asset.
Swaps	A contract in which two parties exchanges one series of cash flows for another.
Options	A contract in which the buyer of the contract has the right - but not the obligation - to buy (known as a "call option") or to sell (known as a "put option") an asset or instrument at a set price on a future date. The seller has the corresponding obligation to fulfil the transaction to sell or buy the asset or instrument if the buyer exercises the option.

RISKS MANAGED

The Company offers and uses the instruments described above to manage fluctuations in the following market factors:

Foreign Exchange	Currencies at current or determined rates of exchange.
Interest Rate	Fixed or variable interest rates applying to money lent, deposited or borrowed.
Commodity	Soft commodities (that is, agricultural products such as wheat, coffee, cocoa and sugar) and hard commodities (that is, mined products such as gold, oil and gas).
Credit	Counterparty risk in the event of default.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS - HELD FOR TRADING

The majority of the Company's derivative financial instruments are held for trading. The fair value of derivative financial instruments held for trading are:

Fair Value	Assets 2018 \$m	Liabilities 2018 \$m	Assets 2017 \$m	Liabilities 2017 \$m
Interest rate contracts				
Forward rate agreements	6	(7)	2	(1)
Futures contracts	48	(31)	97	(34)
Swap agreements	32,873	(33,510)	27,584	(27,720)
Options purchased	780	-	742	-
Options sold	-	(1,408)	-	(1,365)
Total	33,707	(34,956)	28,425	(29,120)
Foreign exchange contracts				
Spot and forward contracts	14,057	(13,221)	14,132	(13,731)
Swap agreements	12,276	(11,609)	10,070	(10,073)
Options purchased	461	-	475	-
Options sold	-	(649)	-	(439)
Total	26,794	(25,479)	24,677	(24,243)
Commodity contracts	2,258	(2,684)	1,991	(1,398)
Credit default swaps				
Structured credit derivative purchased	22	-	52	-
Other credit derivatives purchased	8	(29)	13	(110)
Credit derivatives purchased	30	(29)	65	(110)
Structured credit derivatives sold	-	(26)	-	(58)
Other credit derivatives sold	24	(3)	103	(8)
Credit derivatives sold	24	(29)	103	(66)
Total	54	(58)	168	(176)
Derivative financial instruments - held for trading	62,813	(63,177)	55,261	(54,937)

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS – DESIGNATED IN HEDGING RELATIONSHIPS

There are three types of hedge accounting relationships the Company utilises:

	Fair value hedge	Cash flow hedge	Net investment hedge
Objective of this hedging arrangement	To hedge our exposure to changes to the fair value of a recognised asset or liability or unrecognised firm commitment caused by interest rate or foreign currency movements.	To hedge our exposure to variability in cash flows of a recognised asset or liability, a foreign exchange component of a firm commitment or a highly probable forecast transaction caused by interest rate, foreign currency and other price movements.	To hedge our exposure to exchange rate differences arising from the translation of our foreign operations from their functional currency to Australian dollars.
Recognition of effective hedge portion	The following are recognised in profit or loss at the same time: - all changes in the fair value of the underlying item relating to the hedged risk; and - the change in the fair value of derivatives.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of derivatives designated as a cash flow hedge in the cash flow hedge reserve.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of the hedging instrument in the foreign currency translation reserve.
Recognition of ineffective hedge portion	Recognised immediately in other operating income.		
If a hedging instrument expires, or is sold, terminated, or exercised; or no longer qualifies for hedge accounting	When we recognise the hedged item in profit or loss, we recognise the related unamortised fair value adjustment in profit or loss. This may occur over time if the hedged item is amortised to profit or loss as part of the effective yield over the period to maturity.	Only when we recognise the hedged item in profit or loss is the amount previously deferred in the cash flow hedge reserve transferred to profit or loss.	The amount we defer in the foreign currency translation reserve remains in equity and is transferred to profit or loss only when we dispose of, or partially dispose of, the foreign operation.
Hedged item sold or repaid	We recognise the unamortised fair value adjustment immediately in profit or loss.	Amounts accumulated in equity are transferred immediately to profit or loss.	The gain or loss, or applicable proportion, we recognise in equity is transferred to profit or loss on disposal or partial disposal of a foreign operation.

The fair value of derivative financial instruments designated in hedging relationships are:

Fair Value	Hedge accounting type	Assets 2018 \$m	Liabilities 2018 \$m	Assets 2017 \$m	Liabilities 2017 \$m
Foreign exchange swap agreements	Fair value	1	-	1	-
Foreign exchange spot and forward contracts	Fair value	1	-	-	-
Interest rate swap agreements	Fair value	1,211	(2,251)	1,287	(1,555)
Interest rate futures contracts	Fair value	47	(1)	80	-
Interest rate swap agreements	Cash flow	330	(148)	361	(278)
Foreign exchange swap agreements	Cash flow	44	(52)	35	(49)
Foreign exchange spot and forward contracts	Cash flow	1	-	-	(5)
Foreign exchange spot and forward contracts	Net investment	-	(9)	11	(6)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships		1,635	(2,461)	1,775	(1,893)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

The impact recognised in profit or loss arising from derivative financial instruments designated in hedge accounting relationships, is as follows:

	Hedge accounting type	2018 \$m	2017 \$m
Gain/(loss) recognised in other operating income			
Hedged item	Fair value	934	(43)
Hedging instrument	Fair value	(949)	38
Ineffective portion of hedged instrument	Cash flow	13	(20)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Recognition	Initially and at each reporting date, we recognise all derivatives at fair value. If the fair value of a derivative is positive, then we carry it as an asset, but if its value is negative, then we carry it as a liability. Valuation adjustments are integral in determining the fair value of derivatives. This includes: - a derivative credit valuation adjustment (CVA) to reflect the counterparty risk and/or event of default; and - a funding valuation adjustment (FVA) to account for funding costs and benefits in the derivatives portfolio.
Derecognition of assets and liabilities	We remove derivative assets from our balance sheet when the contracts expire or we have transferred substantially all the risks and rewards of ownership. We remove derivative liabilities from our balance sheet when the Company's contractual obligations are discharged, cancelled or expired.
Impact on the Income Statement	How we recognise gains or losses on derivative financial instruments depends on whether the derivative is held for trading or is designated into a hedging relationship. For derivative financial instruments held for trading, gains or losses from changes in the fair value are recognised in profit or loss. For an instrument designated into a hedging relationship the recognition of gains or losses depends on the nature of the item being hedged. Refer to the table on page 25 for profit or loss treatment depending on the hedge type.
Hedge effectiveness	To qualify for hedge accounting a hedge is expected to be highly effective. A hedge is highly effective only if the following conditions are met: - the hedge is expected to be highly effective in achieving offsetting changes in fair value or cash flows attributable to the hedged risk during the period for which the hedge is designated (prospective effectiveness); and - the actual results of the hedge are within the range of 80-125% (retrospective effectiveness). The Company monitors hedge effectiveness on a regular basis but at a minimum at least at each reporting date.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when we select the valuation techniques used to measure the fair value of derivatives, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable, and the application of valuation adjustments to certain derivatives. Refer to Note 16 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

10. AVAILABLE-FOR-SALE ASSETS

Period	Security type	2018				2017			
		Government securities \$m	Corporate and financial institution securities \$m	Equity and other securities \$m	Total \$m	Government securities \$m	Corporate and financial institution securities \$m	Equity and other securities \$m	Total \$m
Less than 3 months		5,725	850	-	6,575	5,424	768	-	6,192
Between 3 and 12 months		6,729	2,221	-	8,950	4,168	2,163	-	6,331
Between 1 and 5 years		24,455	10,364	159	34,978	15,656	10,726	403	26,785
Greater than 5 years		11,569	-	1,572	13,141	16,079	260	2,134	18,473
No maturity		-	-	1,084	1,084	-	-	725	725
Available-for-sale assets		48,478	13,435	2,815	64,728	41,327	13,917	3,262	58,506

During the year, the Company recognized a net gain (before tax) in respect of available-for-sale (AFS) assets of \$70 million (2017: \$15 million) was recognised in other operating income.

The carrying value of AFS equity securities is \$1,084 million (2017: \$725 million). This includes the Company's \$1,025 million (2017: \$676 million) investment in the Bank of Tianjin (BoT) that ceased being classified as an associate in March 2016.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

AFS assets comprise non-derivative financial assets which we designate as AFS since we do not hold them principally for trading purposes. They include both equity and debt securities. AFS assets are initially recognised at fair value plus transaction costs and are revalued at least bi-annually. On revaluation, we include movements in fair value within the available-for-sale revaluation reserve in equity, except for certain items which are recognised directly in profit or loss, being interest on debt securities, dividends received, foreign exchange on debt securities and impairment charges.

When we sell the asset, any cumulative gain or loss from the available-for-sale revaluation reserve is recognised in profit or loss.

At each reporting date, we assess whether any AFS assets are impaired. We assess the impairment of any debt securities if an event has occurred which will have a negative impact on the asset's estimated cash flows. For equity securities, we assess if there is a significant or prolonged decline in their fair value below cost.

If an AFS asset is impaired, then we remove the cumulative loss related to that asset from the available-for-sale revaluation reserve. We then recognise it in profit or loss for:

- debt instruments, as a credit impairment expense; and
- equity instruments, as a negative impact in other operating income.

We recognise any later reversals of impairment on debt securities in the profit or loss through the credit impairment charge line. However, we do not make any reversals of impairment for equity securities. To the extent previously impaired equity securities recover in value, gains are recognised directly in equity.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when we select valuation techniques used to measure the fair value of AFS assets not valued using quoted market prices, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable. Refer to Note 16 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

11. NET LOANS AND ADVANCES

	2018 \$m	2017 \$m
Overdrafts	6,047	6,155
Credit cards	8,379	8,639
Commercial bills ¹	6,861	8,386
Term loans – housing	273,908	268,416
Term loans – non-housing ¹	180,965	161,610
Other	1,494	1,578
Subtotal	477,654	454,784
Unearned income	(165)	(149)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	710	751
Gross loans and advances (including assets classified as held for sale)	478,199	455,386
Provision for credit impairment (refer to Note 12)	(2,780)	(2,962)
Net loans and advances	475,419	452,424
<i>Residual contractual maturity:</i>		
Within one year	76,744	67,609
After more than one year	398,675	384,815
Net loans and advances	475,419	452,424
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>		
Amortised cost	475,418	452,408
Fair value through profit or loss (designated on initial recognition)	1	16
Net loans and advances	475,419	452,424

¹ Some of the loans previously shown in Commercial bills outstanding have been reclassified to Term Loans – non-housing. Restatement impact of \$2,597 million for September 2017.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Loans and advances are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market and are facilities the Company provides directly to customers or through third party channels.

Loans and advances are initially recognised at fair value plus transaction costs directly attributable to the issue of the loan or advance, which are primarily brokerage/mortgage origination fees which we amortise over the estimated life of the loan. Subsequently, we then measure loans and advances at amortised cost using the effective interest rate method, net of any provision for credit impairment, or at fair value when they are specifically designated on initial recognition as fair value through profit or loss or when held for trading.

We classify contracts to lease assets and hire purchase agreements as finance leases if they transfer substantially all the risks and rewards of ownership of the asset to the customer or an unrelated third party. We include these facilities in 'Other' in the table above.

The Company enters into transactions in which it transfers financial assets that are recognised on its balance sheet. When the Company retains substantially all of the risks and rewards of the transferred assets then the transferred assets remain on the Company's balance sheet, however, if substantially all the risks and rewards are transferred then the Company derecognises the asset.

If the risks and rewards are partially retained and control over the asset is lost, then the Company derecognises the asset. If control over the asset is not lost, the Company continues to recognise the asset to the extent of its continuing involvement.

We separately recognise the rights and obligations retained, or created, in the transfer as assets and liabilities as appropriate.

12. PROVISION FOR CREDIT IMPAIRMENT

PROVISION FOR CREDIT IMPAIRMENT - BALANCE SHEET

	Net loans and advances		Off-balance sheet credit related commitments		Total	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Provision for credit impairment						
Individual provision						
Balance at start of year	887	942	16	15	903	957
New and increased provisions	1,175	1,467	12	1	1,187	1,468
Write-backs	(337)	(348)	-	-	(337)	(348)
Bad debts written off (excluding recoveries)	(1,031)	(1,138)	-	-	(1,031)	(1,138)
Other ¹	1	(36)	(10)	-	(9)	(36)
Total individual provision	695	887	18	16	713	903
Collective provision						
Balance at start of year	1,625	1,678	434	493	2,059	2,171
Charge/(release) to profit or loss	14	(24)	(27)	(42)	(13)	(66)
Other ²	14	(29)	7	(17)	21	(46)
Total collective provision	1,653	1,625	414	434	2,067	2,059
Total provision for credit impairment	2,348	2,512	432	450	2,780	2,962

¹ Other individual provision includes an adjustment for exchange rate fluctuations and the impact of discount unmet on individual provisions.

² Other collective provision includes the Asia Retail and Wealth business divestment and an adjustment for exchange rate fluctuations.

CREDIT IMPAIRMENT CHARGE - INCOME STATEMENT

	2018 \$m	2017 \$m
Credit impairment charge		
New and increased provisions	1,187	1,468
Write-backs	(337)	(348)
Recoveries of amounts previously written-off	(208)	(173)
Individual credit impairment charge	642	947
Collective credit impairment release	(13)	(66)
Total credit impairment charge	629	881

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. PROVISION FOR CREDIT IMPAIRMENT (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The Company recognises two types of impairment provisions for its loans and advances:

- Individual provisions for significant assets that are assessed to be impaired; and
- Collective provisions for portfolios of similar assets that are assessed collectively for impairment.

The accounting treatment for each of them is detailed below:

	Individually	Collectively
Assessment	If any impaired loans and advances exceed specified thresholds and an impairment event has been identified, then we assess the need for a provision individually.	To allow for any small value loans and advances where losses may have been incurred but not yet identified, and individually significant loans and advances that we do not assess as impaired, we assess them collectively in pools of assets with similar risk characteristics.
Impairment	Loans and advances are assessed as impaired if we have objective evidence that we may not recover principal or interest payments (that is, a loss event has been incurred).	We estimate the provision on the basis of historical loss experience for assets with similar credit risk characteristics to others in the respective collective pool. We adjust the historical loss experience based on current observable data – such as: changing economic conditions, the impact of the inherent risk of large concentrated losses within the portfolio and an assessment of the economic cycle.
Measurement	We measure impairment loss as the difference between the asset's carrying amount and estimated future cash flows discounted to their present value at the asset's original effective interest rate. We record the result as an expense in profit or loss in the period we identify the impairment and recognise a corresponding reduction in the carrying amount of loans and advances through an offsetting provision.	
Uncollectable amounts	If a loan or advance is uncollectable (whether partially or in full), then we write off the balance (and also any related provision for credit impairment). We write off unsecured retail facilities at the earlier of the facility becoming 180 days past due, or the customer's bankruptcy or similar legal release from the obligation to repay the loan or advance. For secured facilities, write-offs occur net of the proceeds determined to be recoverable from the realisation of collateral.	
Recoveries	If we recover any cash flows from loans and advances we have previously written off, then we recognise the recovery in profit or loss in the period the cash flows are received.	
Off-balance sheet amounts	Any off-balance sheet items, such as loan commitments, are considered for impairment both on an individual and collective basis.	



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

When we measure impairment of loans and advances, we use management's judgement of the extent of losses at reporting date.

	Individually	Collectively
Key Judgements	• Estimated future cash flows • Business prospects for the customer • Realisable value of any collateral • Company's position relative to other claimants • Reliability of customer information • Likely cost and duration of recovering loans	• Estimated future cash flows • Historical loss experience of assets with similar risk characteristics • Impact of large concentrated losses inherent in the portfolio • Assessment of the economic cycle
We regularly review our key judgements and update them to reflect actual loss experience.		

13. DEPOSITS AND OTHER BORROWINGS

The table below shows our total deposits and other borrowings by type:

	2018 \$m	2017 \$m
Certificates of deposit	41,867	53,597
Term deposits	164,182	146,445
On demand and short term deposits	206,415	209,260
Deposits not bearing interest	13,794	12,389
Deposits from banks and securities sold under repurchase agreements	70,992	57,945
Commercial paper	14,742	14,599
Deposits and other borrowings	511,992	494,235
<i>Residual contractual maturity:</i>		
- to be settled within 1 year	504,182	479,809
- to be settled after 1 year	7,810	14,426
Deposits and other borrowings	511,992	494,235
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>		
Amortised cost	511,937	494,162
Fair value through profit or loss (designated on initial recognition)	55	73
Deposits and other borrowings	511,992	494,235



RECOGNITION AND MEASUREMENT

For deposits and other borrowings that are:

- not designated at fair value through profit or loss on initial recognition, we measure them at amortised cost and recognise their interest expense using the effective interest rate method; and
- managed on a fair value basis, reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative, we designate them as fair value through profit or loss.

Refer to Note 16 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for details of the split between amortised cost and fair value.

For deposits and other borrowings designated at fair value we recognise the amount of fair value gain or loss attributable to changes in the Company's own credit risk in other comprehensive income in retained earnings. Any remaining amount of fair value gain or loss we recognise directly in profit or loss. Once we have recognised an amount in other comprehensive income, we do not later reclassify it to profit or loss.

Securities sold under repurchase agreements represent a liability to repurchase the financial assets that remain on our balance sheet since the risks and rewards of ownership remain with the Company. Over the life of the repurchase agreement, we recognise the difference between the sale price and the repurchase price and charge it to interest expense in the Income Statement.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

14. DEBT ISSUANCES

The Company uses a variety of funding programmes to issue senior debt (including covered bonds) and subordinated debt. The difference between senior debt and subordinated debt is that holders of senior debt take priority over holders of subordinated debt owed by the relevant issuer and subordinated debt will be repaid by the relevant issuer only after the repayment of claims of depositors, other creditors and the senior debt holders.

	2018 \$m	2017 \$m
Senior debt	68,951	54,046
Covered bonds	14,221	14,959
Total unsubordinated debt	83,172	69,005
Subordinated debt		
- Additional Tier 1 capital	7,461	7,995
- Tier 2 capital	7,993	8,495
Total subordinated debt	15,454	16,490
Total debt issued	98,626	85,495

For further information relating to debt issuances, refer to the ANZ 2018 Group Annual Report (Note 15 Debt issuances) available at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

RISK MANAGEMENT FRAMEWORK AND MODEL

INTRODUCTION

The use of financial instruments is fundamental to the Company's businesses of providing banking and other financial services to our customers. The associated financial risks (primarily credit, market, and liquidity risks) are a significant portion of the Company's principal risks.

We disclose details of all principal risks impacting the Company, and further information on the Company's risk management activities, in the Our Approach to Risk Management section of the Directors' Report in the ANZ 2018 Group Annual Report available at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>.

This note details the Company's financial risk management policies, processes and quantitative disclosures in relation to the key financial risks:

Principal financial risks	Key sections applicable to this risk
Overview	An overview of our Risk Management Framework
Credit risk Credit risk is the risk of financial loss from a customer, or counterparty, failing to meet their financial obligations – including the whole and timely payment of principal, interest, and other receivables.	- Credit risk overview, management and control responsibilities - Maximum exposure to credit risk - Credit quality - Concentrations of credit risk - Collateral management
Market risk Market risk is the risk of loss arising from potential adverse changes in the value of the Company's assets and liabilities and other trading positions from fluctuations in market variables. These variables include, but are not limited to interest rates, foreign exchange, equity prices, commodity prices, credit spreads, implied volatilities, and asset correlations.	- Market risk overview, management and control responsibilities - Measurement of market risk - Traded and non-traded market risk - Equity securities classified as available-for-sale - Foreign currency risk – structural exposure
Liquidity and funding risk Liquidity risk is the risk that the Company is unable to meet its payment obligations when they fall due; or does not have the appropriate amount, tenor and composition of funding and liquidity to fund increases in its assets.	- Liquidity risk overview, management and control responsibilities - Key areas of measurement for liquidity risk - Funding position - Residual contractual maturity analysis of the Company's liabilities

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

OVERVIEW

AN OVERVIEW OF OUR RISK MANAGEMENT FRAMEWORK

This overview is provided to aid the users of the financial statements to understand the context of the financial disclosures required under AASB 7 *Financial Instruments: Disclosures*. It should be read in conjunction with the Our Approach to Risk Management section of the Directors' Report in the ANZ 2018 Group Annual Report available at <https://shareholderanz.com/annual-report-shareholder-review>.

The Board is responsible for establishing and overseeing the Company's Risk Management Framework (RMF). The Board has delegated authority to the Board Risk Committee (BRC) to develop and monitor compliance with the Company's risk management policies. The BRC reports regularly to the Board on its activities.

The Board approves the strategic objectives of the Company including:

- the Risk Appetite Statement (RAS), sets out the Board's expectations regarding the degree of risk that the Company is prepared to accept in pursuit of its strategic objectives and business plan; and
- the Risk Management Strategy (RMS), which describes the Company's strategy for managing risks and the key elements of the RMF that gives effect to this strategy. This includes a description of each material risk and an overview of how the RMF addresses each risk, with reference to the relevant policies, standards and procedures. It also includes information on how the Company identifies measures, evaluates, monitors, reports and controls or mitigates material risks.

The Company, through its training and management standards and procedures, aims to maintain a disciplined and robust control environment in which all employees understand their roles and obligations. At the Company, risk is everyone's responsibility.

The Company has an independent risk management function, headed by the Chief Risk Officer who:

- is responsible for overseeing the risk profile and the risk management framework;
- can effectively challenge activities and decisions that materially affect the Company's risk profile; and
- has an independent reporting line to the BRC to enable the appropriate escalation of issues of concern.

The Internal Audit Function reports directly to the Board Audit Committee (BAC). Internal Audit provides:

- an independent evaluation of the Company's RMF annually and undertakes a comprehensive review every three years;
- assurance on the appropriateness, effectiveness and adequacy of the risk management framework, which includes assurance the framework is operating effectively; and
- recommendations to improve the framework and/or work practices to strengthen the effectiveness of day to day operations.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK

CREDIT RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Granting credit facilities to customers is one of the Company's major sources of income. As this activity is also a principal risk, the Company dedicates considerable resources to its management. The Company assumes credit risk in a wide range of lending and other activities in diverse markets and in many jurisdictions. Credit risks arise from traditional lending to customers as well as from inter bank, treasury, trade finance and capital markets activities around the world.

Our credit risk management framework ensures we apply a consistent approach across the Company when we measure, monitor and manage the credit risk appetite set by the Board. The Board is assisted and advised by the BRC in discharging its duty to oversee credit risk. The BRC:

- sets the credit risk appetite and credit strategies; and
- approves credit transactions beyond the discretion of executive management.

We quantify credit risk through an internal credit rating system (masterscales) to ensure consistency across exposure types and to provide a consistent framework for reporting and analysis. The system uses models and other tools to measure the following for customer exposures:

Probability of Default (PD)	Expressed by a Customer Credit Rating (CCR), reflecting the Company's assessment of a customer's ability to service and repay debt.
Exposure at Default (EAD)	The expected amount of loan outstanding at the time of default.
Loss Given Default (LGD)	Expressed by a Security Indicator (SI) ranging from A to G. The SI is calculated by reference to the percentage of loan covered by security which the Company can realise if a customer defaults. The A-G scale is supplemented by a range of other SIs which cover factors such as cash cover and sovereign backing. For retail and some small business customers, we group exposures into large homogenous pools – and the LGD is assigned at the pool level.

Our specialist credit risk teams develop and validate the Company's PD and LGD rating models. The outputs from these models drive our day-to-day credit risk management decisions including origination, pricing, approval levels, regulatory capital adequacy, economic capital allocation, and credit provisioning.

All customers with whom the Company has a credit relationship are assigned a CCR at origination via either of the following assessment approaches:

Large and more complex lending	Retail and some small business lending
Rating models provide a consistent and structured assessment, with judgement required around the use of out-of-model factors. We handle credit approval on a dual approval basis, jointly with the business writer and an independent credit officer.	Automated assessment of credit applications using a combination of scoring (application and behavioural), policy rules and external credit reporting information. If the application does not meet the automated assessment criteria, then it is referred out for manual assessment.

We use the Company's internal CCRs to manage the credit quality of financial assets neither past due nor impaired. To enable wider comparisons, the Company's CCRs are mapped to external rating agency scales as follows:

Internal Rating	ANZ Customer Requirements	Moody's Rating	Standard & Poor's Rating
Strong credit profile	Demonstrated superior stability in their operating and financial performance over the long-term, and whose earnings capacity is not significantly vulnerable to foreseeable events.	Aaa – Baa3	AAA – BBB-
Satisfactory risk	Demonstrated sound operational and financial stability over the medium to long-term — even though some may be susceptible to cyclical trends or variability in earnings.	Ba1 – B1	BB+ – B+
Sub-standard but not past due nor impaired	Demonstrated some operational and financial instability, with variability and uncertainty in profitability and liquidity projected to continue over the short and possibly medium term.	B2 – Caa	B – CCC

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

MAXIMUM EXPOSURE TO CREDIT RISK

For financial assets recognised on the balance sheet, the maximum exposure to credit risk is the carrying amount. In certain circumstances there may be differences between the carrying amounts reported on the balance sheet and the amounts reported in the tables below. Principally, these differences arise in respect of financial assets that are subject to risks other than credit risk, such as equity instruments which are primarily subject to market risk, or bank notes and coins.

For undrawn facilities, this maximum exposure to credit risk is the full amount of the committed facilities. For contingent exposures, the maximum exposure to credit risk is the maximum amount the Company would have to pay if the instrument is called upon.

The table below shows our maximum exposure to credit risk of on-balance sheet and off-balance sheet positions before taking account of any collateral held or other credit enhancements:

	Reported		Excluded ¹ /Other ²		Maximum exposure to credit risk	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
On-balance sheet positions						
Net loans and advances ²	475,419	452,424	(432)	(450)	475,851	452,874
Other financial assets:						
Cash and cash equivalents	80,227	63,399	912	1,096	79,315	62,303
Settlement balances owed to ANZ ³	1,666	5,006	1,666	5,006	-	-
Collateral paid	9,184	7,685	-	-	9,184	7,685
Trading securities	29,519	35,606	3,486	4,653	26,033	30,953
Derivative financial instruments	64,448	57,036	-	-	64,448	57,036
Available-for-sale assets	64,728	58,506	1,084	725	63,644	57,781
Regulatory deposits	264	495	-	-	264	495
Due from controlled entities	90,170	91,208	-	-	90,170	91,208
Other financial assets ⁴	2,177	2,040	-	-	2,177	2,040
Total other financial assets	342,383	320,981	7,148	11,480	335,235	309,501
Subtotal	817,802	773,405	6,716	11,030	811,086	762,375
Off-balance sheet positions						
Undrawn and contingent facilities ^{1,5}	203,483	187,291	432	450	203,051	186,841
Total	1,021,285	960,696	7,148	11,480	1,014,137	949,216

¹ Excluded comprises bank notes and coins and cash at bank within cash and cash equivalents, and equity securities within available-for-sale financial assets. Equity securities and precious metal exposures recognised as trading securities have been excluded as they do not have credit exposure.

² Other relates to the transfer of individual and collective provisions for credit impairment, related to off-balance sheet facilities held in net loans and advances. The provisions are transferred for the purposes of showing the maximum exposure to credit risk by relevant facility type in this and the following tables.

³ Settlement balances owed to ANZ relating to trade related assets which do not carry credit risk and thus are excluded.

⁴ Other financial assets mainly comprise accrued interest and acceptances.

⁵ Undrawn facilities and contingent facilities includes guarantees, letters of credit and performance related contingencies.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

CREDIT QUALITY

The table below provides an analysis of the credit quality of the maximum exposure to credit risk split by:

- neither past due nor impaired financial assets by credit quality;
- past due but not impaired assets by ageing; and
- restructured and impaired assets presented as gross amounts and net of individual provisions.

	Loans and advances		Other financial assets		Off-balance sheet credit related commitments		Total	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Neither past due nor impaired								
Strong credit profile ¹	350,031	323,613	333,962	308,116	173,688	154,941	857,681	786,670
Satisfactory risk ²	98,222	101,510	1,185	1,285	27,996	30,361	127,403	133,156
Sub-standard but not past due or impaired ³	13,348	14,160	88	100	1,337	1,471	14,773	15,731
Sub-total	461,601	439,283	335,235	309,501	203,021	186,773	999,857	935,557
Past due but not impaired								
≥ 1 < 30 days	7,456	7,231	-	-	-	-	7,456	7,231
≥ 30 < 60 days	2,067	1,841	-	-	-	-	2,067	1,841
≥ 60 < 90 days	1,138	1,005	-	-	-	-	1,138	1,005
≥ 90 days	2,780	2,706	-	-	-	-	2,780	2,706
Sub-total	13,441	12,783	-	-	-	-	13,441	12,783
Restructured and impaired								
Impaired loans	1,256	1,624	-	-	-	-	1,256	1,624
Restructured items ⁴	248	71	-	-	-	-	248	71
Non-performing commitments and contingencies	-	-	-	-	48	84	48	84
Gross impaired financial assets	1,504	1,695	-	-	48	84	1,552	1,779
Individual provisions	(695)	(887)	-	-	(18)	(16)	(713)	(903)
Sub-total restructured and net impaired	809	808	-	-	30	68	839	876
Total	475,851	452,874	335,235	309,501	203,051	186,841	1,014,137	949,216

¹ In 2018, collective provisions against Satisfactory and Sub-standard risk, which previously had been allocated against Strong credit profile are now reallocated to Satisfactory and Sub-standard risk. Comparatives have been restated accordingly.

² In 2018, collective provisions against Satisfactory and Sub-standard risk, which previously had been allocated against Strong credit profile are now reallocated to Satisfactory and Sub-standard risk. Comparatives have been restated accordingly (Sep 17: net loans and advances \$438 million, Credit related commitments \$139 million).

³ In 2018, collective provisions against Satisfactory and Sub-standard risk, which previously had been allocated against Strong credit profile are now reallocated to Satisfactory and Sub-standard risk. Comparatives have been restated accordingly (Sep 17: net loans and advances \$438 million, Credit related commitments \$61 million).

⁴ Restructured items are facilities in which the original contractual terms have been modified for reasons related to the financial difficulties of the customer. Restructuring may consist of reduction of interest, principal or other payments legally due, or an extension in maturity materially beyond those typically offered for new facilities with similar risk.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

CONCENTRATIONS OF CREDIT RISK

Credit risk becomes concentrated when a number of customers are engaged in similar activities, have similar economic characteristics, or have similar activities within the same geographic region – therefore, they may be similarly affected by changes in economic or other conditions. The Company monitors its credit portfolio to manage risk concentration and rebalance the portfolio. The Company also applies single customer counterparty limits to protect against unacceptably large exposures to one single customer.

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry group are presented below:

	Loans and advances		Other financial assets		Off-balance sheet credit related commitments		Total	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Agriculture, forestry, fishing and mining	19,658	17,346	538	528	15,317	13,450	35,513	31,324
Business services	7,158	7,044	82	137	5,989	6,319	13,229	13,500
Construction	5,101	5,273	32	37	5,379	5,209	10,512	10,519
Electricity, gas and water supply	4,916	4,800	534	752	4,508	4,537	9,958	10,089
Entertainment, leisure and tourism	10,652	10,679	305	317	3,118	3,151	14,075	14,147
Financial, investment and insurance	43,245	34,256	262,203	236,975	35,326	27,690	340,774	298,921
Government and official institutions	748	846	63,225	61,440	2,043	2,016	66,016	64,302
Manufacturing	16,926	14,838	1,815	1,902	33,298	29,926	52,039	46,666
Personal lending	288,127	282,823	1,070	1,038	42,982	45,856	332,179	329,717
Property services	33,576	30,595	484	559	13,584	11,065	47,644	42,219
Retail trade	10,959	11,150	105	187	5,458	4,974	16,522	16,311
Transport and storage	10,204	9,805	459	959	6,606	5,598	17,269	16,362
Wholesale trade	11,946	11,013	2,644	2,225	17,725	16,542	32,315	29,780
Other	14,438	14,316	1,739	2,445	12,150	10,958	28,327	27,719
Gross total	477,654	454,784	335,235	309,501	203,483	187,291	1,016,372	951,576
Provision for credit impairment	(2,348)	(2,512)	-	-	(432)	(450)	(2,780)	(2,962)
Subtotal	475,306	452,272	335,235	309,501	203,051	186,841	1,013,592	948,614
Unearned income	(165)	(149)	-	-	-	-	(165)	(149)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	710	751	-	-	-	-	710	751
Maximum exposure to credit risk	475,851	452,874	335,235	309,501	203,051	186,841	1,014,137	949,216

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

COLLATERAL MANAGEMENT

We use collateral for on and off-balance sheet exposures to mitigate credit risk if a counterparty cannot meet its repayment obligations from its expected cashflows. For some products, the collateral provided by customers is fundamental to the product's structuring, so it is not strictly the secondary source of repayment - for example, lending secured by trade receivables is typically repaid by the collection of those receivables.

The nature of collateral or security held for the relevant classes of financial assets is as follows:

Net loans and advances	
Loans – housing and personal	Housing loans are secured by mortgage(s) over property and additional security may take the form of guarantees and deposits. Personal lending (including credit cards and overdrafts) is predominantly unsecured. If we take security, then it is restricted to eligible vehicles, motor homes and other assets.
Loans – business	Business loans may be secured, partially secured or unsecured. Typically, we take security by way of a mortgage over property and/or a charge over the business or other assets. If appropriate, we may take other security to mitigate the credit risk, for example: guarantees, standby letters of credit or derivative protection.
Other financial assets	
Trading securities, Available-for-sale assets, Derivatives and Other financial assets	For trading securities, we do not seek collateral directly from the issuer or counterparty. However, the collateral may be implicit in the terms of the instrument (for example, with an asset-backed security). The terms of debt securities may include collateralisation. For derivatives, we typically terminate all contracts with the counterparty and settle on a net basis at market levels current at the time of a counterparty default under International Swaps and Derivatives Association (ISDA) Master Agreements. Our preferred practice is to use a Credit Support Annex (CSA) to the ISDA so that open derivative positions with the counterparty are aggregated and cash collateral (or other forms of eligible collateral) is exchanged daily. The collateral is provided by the counterparty when their position is out of the money (or provided to the counterparty by the Company when our position is out of the money).
Off-balance sheet positions	
Undrawn and contingent liabilities	Collateral for off balance sheet positions is mainly held against undrawn facilities, and they are typically performance bonds or guarantees. Undrawn facilities that are secured include housing loans secured by mortgages over residential property and business lending secured by commercial real estate and/or charges over business assets.

The table below shows the estimated value of collateral we hold and the net unsecured portion of credit exposures:

	Credit exposure		Total value of collateral		Unsecured portion of credit exposure	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Net loans and advances	475,851	452,874	372,996	364,745	102,855	88,129
Other financial assets	335,235	309,501	30,166	22,705	305,069	286,796
Off-balance sheet positions	203,051	186,841	34,072	31,696	168,979	155,145
Total	1,014,137	949,216	437,234	419,146	576,903	530,070

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK

MARKET RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Market risk stems from the Company's trading and balance sheet management activities, the impact of changes and correlation between interest rates, foreign exchange rates, credit spreads and volatility in bond, commodity or equity prices.

The BRC delegates responsibility for day-to-day management of both market risks and compliance with market risk policies to the Credit & Market Risk Committee (CMRC) and the Group Asset & Liability Committee (GALCO).

With in overall strategies and policies established by the BRC, business units and risk management have joint responsibility for the control of market risk at the Company level. The Market Risk team (a specialist risk management unit independent of the business) allocates market risk limits at various levels and monitors and reports on them daily. This detailed framework allocates individual limits to manage and control exposures using risk factors and profit and loss limits.

Management, measurement and reporting of market risk, the management of market risk is undertaken in two broad categories:

Traded Market Risk	Non-Traded Market Risk
Risk of loss from changes in the value of financial instruments due to movements in price factors for both physical and derivative trading positions. Principal risk categories monitored are: 1. Currency risk – potential loss arising from changes in foreign exchange rates or their implied volatilities. 2. Interest rate risk – potential loss from changes in market interest rates or their implied volatilities. 3. Credit spread risk – potential loss arising from a movement in margin or spread relative to a benchmark. 4. Commodity risk – potential loss arising from changes in commodity prices or their implied volatilities. 5. Equity risk – potential loss arising from changes in equity prices.	Risk of loss associated with the management of non-traded interest rate risk, liquidity risk and foreign exchange exposures. This includes interest rate risk in the banking book. This risk of loss arises from adverse changes in the overall and relative level of interest rates for different tenors, differences in the actual versus expected net interest margin, and the potential valuation risk associated with embedded options in financial instruments and bank products.

MEASUREMENT OF MARKET RISK

We primarily manage and control market risk using Value at Risk (VaR), sensitivity analysis and stress testing.

VaR gauges the Company's possible daily loss based on historical market movements.

The Company's VaR approach for both traded and non-traded risk is historical simulation. We use historical changes in market rates, prices and volatilities over:

- the previous 500 business days, to calculate standard VaR; and
- a 1-year stressed period, to calculate stressed VaR.

We calculate traded and non-traded VaR using one-day and ten-day holding periods. For stressed VaR, we use a ten-day period. Back testing is used to ensure our VaR models remain accurate.

The Company measures VaR at a 99% confidence interval which means there is a 99% chance that a loss will not exceed the VaR for the relevant holding period.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK (continued)

TRADED AND NON-TRADED MARKET RISK

Traded market risk

The table below shows the traded market risk VaR on a diversified basis by risk categories:

	30 September 2018				30 September 2017			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Traded value at risk 99% confidence								
Foreign exchange	2.9	9.8	1.7	4.0	4.3	10.0	2.6	5.1
Interest rate	8.2	14.9	4.8	7.4	5.6	18.9	4.7	7.2
Credit	2.0	6.2	2.0	3.7	4.1	5.1	1.6	3.2
Commodity	3.5	4.4	1.1	2.9	2.2	3.8	1.4	2.1
Equity	-	-	-	-	-	0.5	-	0.2
Diversification benefit ¹	(9.1)	n/a	n/a	(7.8)	(6.1)	n/a	n/a	(7.6)
Total VaR	7.5	16.9	5.8	10.2	10.1	20.8	6.3	10.2

¹ The diversification benefit reflects risks that offset across categories. The high and low VaR figures reported for each factor did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Company as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

Non-traded market risk

Balance sheet risk management

The principal objectives of balance sheet risk management are to maintain acceptable levels of interest rate and liquidity risk to mitigate the negative impact of movements in interest rates on the earnings and market value of the Company's banking book, while ensuring the Company maintains sufficient liquidity to meet its obligations as they fall due.

Interest rate risk management

Non-traded interest rate risk relates to the potential adverse impact of changes in market interest rates on the Company's future net interest income. This risk arises from two principal sources, namely mismatches between the repricing dates of interest bearing assets and liabilities; and the investment of capital and other non-interest bearing liabilities in interest bearing assets. Interest rate risk is reported using VaR and scenario analysis (based on the impact of a 1% rate shock). The table below shows VaR figures for non-traded interest rate risk for the combined Company as well as Australia, New Zealand and Asia Pacific, Europe and Americas (APEA) geographies which are calculated separately.

	30 September 2018				30 September 2017			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Non-traded value at risk 99% confidence								
Australia	21.9	32.7	20.3	23.6	31.6	37.5	25.9	31.3
New Zealand	-	0.2	-	-	-	0.1	-	0.1
APEA	15.5	15.5	12.5	14.0	13.7	18.6	13.5	15.3
Diversification benefit ¹	(11.8)	n/a	n/a	(9.6)	(13.3)	n/a	n/a	(9.3)
Total VaR	25.6	35.2	22.3	28.0	32.0	43.7	31.3	37.4

¹ The diversification benefit reflects the historical correlation between the regions. The high and low VaR figures reported for the region did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Company as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK (continued)

We undertake scenario analysis to stress test the impact of extreme events on the Company's market risk exposures. We model a 1% overnight parallel positive shift in the yield curve to determine the potential impact on our net interest income over the next 12 months. This is a standard risk measure which assumes the parallel shift is reflected in all wholesale and customer rates.

The table below shows the outcome of this risk measure for the current and previous financial years, expressed as a percentage of reported net interest income. A positive number signifies that a rate increase is positive for net interest income over the next 12 months.

	2018	2017
Impact of 1% rate shock		
As at period end	0.15%	0.14%
Maximum exposure	0.76%	1.20%
Minimum exposure	0.02%	0.13%
Average exposure (in absolute terms)	0.30%	0.53%

EQUITY SECURITIES CLASSIFIED AS AVAILABLE-FOR-SALE

Our available-for-sale financial assets contain equity investment holdings which predominantly comprise investments we hold for longer-term strategic reasons. The market risk impact on these equity investments is not captured by the Company's VaR processes for traded and non-traded market risks. Therefore, the Company regularly reviews the valuations of the investments within the portfolio and assesses whether the investments are impaired based on the recognition and measurement policies set out in Note 10 Available-for-sale Assets.

FOREIGN CURRENCY RISK – STRUCTURAL EXPOSURES

Our investment of capital in foreign operations — for example, branches, subsidiaries or associates with functional currencies other than the Australian Dollar — exposes the Company to the risk of changes in foreign exchange rates. Variations in the value of these foreign operations arising as a result of exchange differences are reflected in the foreign currency translation reserve in equity.

Where it is considered appropriate, the Company takes out economic hedges against larger foreign exchange denominated revenue streams (primarily New Zealand Dollar, US dollar and US dollar correlated). The primary objective of hedging is to ensure that, if practical, the consolidated capital ratios are neutral to the effect of changes in exchange rates.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

LIQUIDITY AND FUNDING RISK

LIQUIDITY RISK AND FUNDING POSITION

For information related to the liquidity risk and funding position refer to the ANZ 2018 Group Annual Report (Note 16 Financial Risk Management), available at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>.

RESIDUAL CONTRACTUAL MATURITY ANALYSIS OF THE COMPANY'S LIABILITIES

The table below provides residual contractual maturity analysis of financial liabilities at 30 September within relevant maturity groupings. The table below excludes "Due to controlled entities" liabilities of \$68.4 billion (2017: \$88.9 billion) as the contractual maturity is linked to the repayment of underlying assets which are managed on a pool basis which is continuously reviewed. All outstanding Debt Issuance and Subordinated Debt is profiled on the earliest date on which the Company may be required to pay. All at-call liabilities are reported in the "Less than 3 month" category. Any other items without a specified maturity date are included in the "After 5 years" category. The amounts represent principal and interest cash flows - so they may differ from equivalent amounts reported on balance sheet. It should be noted that this is not how the Company manages its liquidity risk. The management of this risk is detailed in the ANZ 2018 Group Annual Report (Note 16 Financial Risk Management), available at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>.

	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
2018					
Settlement balances owed by ANZ	9,867	-	-	-	9,867
Collateral received	6,002	-	-	-	6,002
Deposits and other borrowings	440,725	65,446	7,918	116	514,205
Liability for acceptances	316	-	-	-	316
Debt issuances ¹	4,563	17,946	67,787	19,826	110,122
Derivative liabilities (trading) ²	58,784	-	-	-	58,784
Derivative assets and liabilities (balance sheet management)					
- Funding					
Receive leg	(13,221)	(26,116)	(66,671)	(30,071)	(136,079)
Pay leg	13,193	25,122	64,316	30,005	132,636
- Other balance sheet management					
Receive leg	(50,237)	(13,492)	(10,249)	(1,469)	(75,447)
Pay leg	50,479	13,626	10,763	1,634	76,502
2017					
Settlement balances owed by ANZ	8,219	-	-	-	8,219
Collateral received	5,238	-	-	-	5,238
Deposits and other borrowings	410,672	70,910	14,819	145	496,546
Liability for acceptances	312	-	-	-	312
Debt issuances ¹	3,030	12,242	59,673	20,751	95,696
Derivative liabilities (trading) ²	48,561	-	-	-	48,561
Derivative assets and liabilities (balance sheet management)					
- Funding					
Receive leg	(12,433)	(14,536)	(66,440)	(24,247)	(117,656)
Pay leg	12,174	14,254	66,670	24,579	117,677
- Other balance sheet management					
Receive leg	(24,186)	(6,277)	(10,876)	(4,368)	(45,707)
Pay leg	24,312	6,522	12,587	4,868	48,289

¹ Any callable wholesale debt instruments have been included at their next call date. Balance includes subordinated debt instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company, and perpetual investments at next call date.

² The full mark-to-market of derivative liabilities held for trading purposes is included in the 'less than 3 months' category.

At 30 September 2018 \$164,944 million (2017: \$150,339 million) of the Company's undrawn facilities and \$38,539 million (2017: \$36,952 million) of its issued guarantees mature in less than 1 year, based on the earliest date on which the Company may be required to pay.

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

The Company carries a significant number of financial instruments on the balance sheet at fair value. The fair value is the best estimate of the price that would be received to sell an asset, or paid to transfer a liability, in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

VALUATION

The Company has an established control framework, including appropriate segregation of duties, to ensure that fair values are accurately determined, reported and controlled. The framework includes the following features:

- products are approved for transacting with external customers and counterparties only where fair values can be appropriately determined;
- quoted market prices used to value financial instruments are independently verified with information from external pricing providers;
- fair value methodologies and inputs are evaluated and approved by a function independent of the party that undertakes the transaction;
- movements in fair values are independently monitored and explained by reference to underlying factors relevant to the fair value; and
- valuation adjustments (such as funding valuation adjustments, credit valuation adjustments and bid-offer adjustments) are independently validated and monitored.

If the Company holds offsetting risk positions, then the Company uses the portfolio exemption in AASB 13 *Fair Value Measurement* (AASB 13) to measure the fair value of such groups of financial assets and financial liabilities. We measure the portfolio based on the price that would be received to sell a net long position (an asset) for a particular risk exposure, or to transfer a net short position (a liability) for a particular risk exposure.

Fair value designation

We designate certain loans and advances and certain deposits and other borrowings and debt issuances as fair value through profit or loss:

- where they contain a separable embedded derivative which significantly modifies the instruments' cash flow, or
- in order to eliminate an accounting mismatch which would arise if the asset or liabilities were otherwise carried at amortised cost. This mismatch arises as we measure the derivative financial instruments (which we acquired to mitigate interest rate risk of the assets or liabilities) at fair value through profit or loss.

Our approach ensures that we recognise the fair value movements on the assets or liabilities in profit or loss in the same period as the movement on the associated derivatives.

We may also designate certain loans and advances and certain deposits and other borrowings and debt issuances as fair value through profit or loss where they are managed on a fair value basis to align the measurement with how the instruments are managed.

FAIR VALUE APPROACH AND VALUATION TECHNIQUES

We use valuation techniques to estimate the fair value of assets and liabilities for recognition, measurement and disclosure purposes where no quoted price in an active market exists for that asset or liability. This includes the following:

Asset or Liability	Fair Value Approach
Financial instruments classified as:	Valuation techniques are used that incorporate observable market inputs for financial instruments with similar credit risk, maturity and yield characteristics. Equity instruments that are not traded in active markets may be measured using comparable company valuation multiples.
- Trading securities	
- Securities sold short	
- Derivative financial assets and liabilities	
- Available-for-sale assets	
Financial instruments classified as:	Discounted cash flow techniques are used whereby contractual future cash flows of the instruments are discounted using wholesale market interest rates, or market borrowing rates for debt with similar maturities or yield curve appropriate for the remaining term to maturity.
- Net loans and advances	
- Deposits and other borrowings	
- Debt issuances	
Assets held for sale	Valuation based on the expected sale price before transaction costs.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

CLASSIFICATION OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

The following tables set out the classification of financial asset and liability categories according to measurement bases together with their carrying amounts as reported on the balance sheet.

		2018			2017		
	Note	At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m	At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m
Financial assets							
Cash and cash equivalents	7	80,227	-	80,227	63,399	-	63,399
Settlement balances owed to ANZ		1,666	-	1,666	5,006	-	5,006
Collateral paid		9,184	-	9,184	7,685	-	7,685
Trading securities	8	-	29,519	29,519	-	35,606	35,606
Derivative financial instruments	9	-	64,448	64,448	-	57,036	57,036
Available-for-sale assets	10	-	64,728	64,728	-	58,506	58,506
Net loans and advances	11	475,418	1	475,419	452,408	16	452,424
Regulatory deposits		264	-	264	495	-	495
Due from controlled entities		90,170	-	90,170	91,208	-	91,208
Other financial assets		2,023	-	2,023	1,917	-	1,917
Assets held for sale		-	-	-	-	1,748	1,748
Total		658,952	158,696	817,648	622,118	152,912	775,030
Financial liabilities							
Settlement balances owed by ANZ		9,867	-	9,867	8,219	-	8,219
Collateral received		6,002	-	6,002	5,238	-	5,238
Deposits and other borrowings	13	511,937	55	511,992	494,162	73	494,235
Derivative financial instruments	9	-	65,638	65,638	-	56,830	56,830
Due to controlled entities		88,383	-	88,383	88,882	-	88,882
Payables and other liabilities		3,942	1,060	5,002	3,930	1,753	5,683
Debt issuances	14	97,184	1,442	98,626	83,743	1,752	85,495
Total		717,315	68,195	785,510	684,174	60,408	744,582

FAIR VALUE HIERARCHY

The Company categorises assets and liabilities carried at fair value into a fair value hierarchy as required by AASB 13 based on the observability of inputs used to measure the fair value:

- Level 1 – valuations based on quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 – valuations using inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for a similar asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 – valuations where significant unobservable inputs are used to measure the fair value of the asset or liability.

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

The following table presents assets and liabilities carried at fair value in accordance with the fair value hierarchy:

	Fair value measurements							
	Quoted market price (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		Using unobservable inputs (Level 3)		Total	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Assets								
Trading securities ¹	23,969	32,998	5,550	2,608	-	-	29,519	35,606
Derivative financial instruments	630	424	63,764	56,527	54	85	64,448	57,036
Available-for-sale assets ¹	61,655	53,958	1,996	4,504	1,077	44	64,728	58,506
Net loans and advances (measured at fair value)	-	-	1	16	-	-	1	16
Assets held for sale	-	-	-	1,748	-	-	-	1,748
Total	86,254	87,380	71,311	65,403	1,131	129	158,696	152,912
Liabilities								
Deposits and other borrowings (designated at fair value)	-	-	55	73	-	-	55	73
Derivative financial instruments	1,666	250	63,929	56,504	43	76	65,638	56,830
Payables and other liabilities ²	1,048	1,587	12	166	-	-	1,060	1,753
Debt issuances (designated at fair value)	-	-	1,442	1,752	-	-	1,442	1,752
Total	2,714	1,837	65,438	58,495	43	76	68,195	60,408

¹ Of the assets and liabilities held at the end of 2018, during the year, we transferred:

- \$676 million (2017: nil) from Level 1 to Level 3 following a change in the valuation approach used to measure the investment in Bank of Tianjin;
- \$793 million (2017: nil) from Level 2 to Level 1 following increased trading activity to support the quoted prices;
- There was no material transfer from Level 1 to Level 2 (2017: \$408 million).

² Transfers into and out of levels are measured at the beginning of the reporting period in which the transfer occurred.

³ Payables and other liabilities relates to securities sold short, which we classify as held for trading and measured at fair value through profit or loss.

FAIR VALUE MEASUREMENT INCORPORATING UNOBSERVABLE MARKET DATA**Level 3 fair value measurements**

The net balance of Level 3 is an asset of \$1,088 million (2017: \$53 million). The assets and liabilities which incorporate significant unobservable inputs primarily include:

- equities for which there is no active market or traded prices cannot be observed;
- structured credit products for which credit spreads and default probabilities relating to the reference assets and derivative counterparties cannot be observed;
- other derivatives referencing market rates that cannot be observed primarily due to lack of market activity.

Movement in the Level 3 balance is due to transfer of our available-for-sale investment in Bank of Tianjin to Level 3 following a change in the valuation approach used to measure the asset.

There were no other material transfers in or out of Level 3 during the period.

Bank of Tianjin (BoT)

A revised valuation technique was applied to the investment in BoT as the Company considers that, in light of persistent illiquidity, the share price of BoT is not representative of fair value. The investment is valued based on comparative price-to-book (P/B) multiples (a P/B multiple is the ratio of the market value of equity to the book value of equity). The extent of judgement applied in determining the appropriate multiple and comparator group from which the multiple is derived are non-observable inputs which have resulted in the Level 3 classification. The application of this valuation approach resulted in a \$349 million increase in the carrying value of the investment during the period to \$1,025 million. The increase has been recognised as an unrealised gain in the available-for-sale revaluation reserve within shareholders' equity and accordingly, there is no impact from this revaluation on the Income Statement for the year ended 30 September 2018.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

Sensitivity to Level 3 data inputs

When we make assumptions due to significant inputs not being directly observable in the market place (Level 3 inputs), then changing these assumptions changes the Company's estimate of the instrument's fair value. Favourable and unfavourable changes are determined by changing the primary unobservable parameter used to derive the valuation.

Bank of Tianjin (BoT)

The valuation of the BoT investment is sensitive to the selected unobservable input, being the P/B multiple. If the P/B multiple was increased or decreased by 10% it would result in a \$102 million increase or decrease to the fair value of the investment, which would be recognised in shareholders' equity.

Other

The remaining Level 3 balance is immaterial and changes in the Level 3 inputs have a minimal impact on net profit and net assets of the Company.

Deferred fair value gains and losses

Where fair values are determined using unobservable inputs, the Company does not immediately recognise the difference between the transaction price and the amount we determine based on the valuation technique (day one gain or loss) in profit or loss. After initial recognition, we recognise the deferred amount in profit or loss on a straight line basis over the life of the transaction or until all inputs become observable.

The day one gains and losses deferred are not material.

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES NOT MEASURED AT FAIR VALUE

The following table sets out the Company's basis of estimating fair values of financial instruments carried at amortised cost:

Financial Asset and Liability	Fair Value Approach
Net loans and advances to banks	Discounted cash flows using prevailing market rates for loans with similar credit quality.
Net loans and advances to customers	Present value of future cash flows, discounted using a curve that incorporates changes in wholesale market rates, the Company's cost of wholesale funding and the customer margin, as appropriate.
Deposit liability without a specified maturity or at call	The amount payable on demand at the reporting date. We do not adjust the fair value for any value we expect the Company to derive from retaining the deposit for a future period.
Interest bearing fixed maturity deposits and other borrowings and acceptances with quoted market rates	Market borrowing rates of interest for debt with a similar maturity are used to discount contractual cash flows to derive the fair value.
Debt issuances	Calculated based on quoted market prices or observable inputs as applicable. If quoted market prices are not available, we use a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument. The fair value reflects adjustments to credit spreads applicable to the Company for that instrument.

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

The financial assets and financial liabilities listed in the table below are carried at amortised cost on the Company's balance sheet. While this is the value at which we expect the assets will be realised and the liabilities settled, the Company provides an estimate of the fair value of the financial assets and financial liabilities at balance date in the table below.

	At amortised cost		Categorised into fair value hierarchy						Fair value (total)	
	2018 \$m	2017 \$m	Quoted market price (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		With significant non- observable inputs (Level 3)		2018 \$m	2017 \$m
			2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m		
Financial assets										
Net loans and advances ¹	475,418	452,408	-	-	28,352	25,172	447,259	427,282	475,611	452,454
Due from controlled entities ²	90,170	91,208	-	-	-	-	90,170	91,208	90,170	91,208
Total	565,588	543,616	-	-	28,352	25,172	537,429	518,490	565,781	543,662
Financial liabilities										
Deposits and other borrowings	511,937	494,162	-	-	512,049	494,291	-	-	512,049	494,291
Debt issuances	97,184	83,743	31,365	30,841	66,529	53,969	-	-	97,894	84,810
Due to controlled entities ²	88,383	88,882	-	-	-	-	88,383	88,882	88,383	88,882
Total	697,504	666,787	31,365	30,841	578,578	548,260	88,383	88,882	698,326	667,983

¹ We have reviewed the fair value of Net loans and advances previously presented as Level 2. In line with broader industry practice Net loans and advances other than Loans to Banks are now presented as Level 1.

² Carrying value assumed to approximate fair value for balances with controlled entities.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The Company evaluates the material accuracy of the valuations incorporated in the financial statements as they can involve a high degree of judgement and estimation in determining the carrying values of financial assets and liabilities at the balance sheet date.

The majority of valuation models the Company uses employ only observable market data as inputs. However, for certain financial instruments, we may use data that is not readily observable in current markets. If we use unobservable market data, then we need to exercise more judgement to determine fair value depending on the significance of the unobservable input to the overall valuation. Generally, we derive unobservable inputs from other relevant market data and compare them to observed transaction prices where available.

When establishing the fair value of a financial instrument using a valuation technique, the Company considers valuation adjustments in determining the fair value. We may apply adjustments (such as bid/offer spreads, credit valuation adjustments and funding valuation adjustments – refer Note 9 Derivative Financial Instruments) to the techniques used to reflect the Company's assessment of factors that market participants would consider in setting fair value.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

17. ASSETS CHARGED AS SECURITY FOR LIABILITIES AND COLLATERAL ACCEPTED AS SECURITY FOR ASSETS

The following disclosure excludes the amounts presented as collateral paid and received in the Balance Sheet that relate to derivative liabilities and derivative assets respectively. The terms and conditions of those collateral agreements are included in the standard Credit Support Annex that forms part of the International Swaps and Derivatives Association Master Agreement.

ASSETS CHARGED AS SECURITY FOR LIABILITIES

Assets charged as security for liabilities include the following types of instruments:

- Securities provided as collateral for repurchase transactions. These transactions are governed by standard industry agreements.
- Specified residential mortgages provided as security for notes and bonds issued to investors as part of the Company's covered bond programs.
- Collateral provided to central banks.
- Collateral provided to clearing houses.

The carrying amount of assets pledged as security are as follows:

	2018 \$m	2017 \$m
Securities sold under arrangements to repurchase ¹	39,332	35,454
Residential mortgages provided as security for covered bonds	19,612	19,604
Other	1,191	1,487

¹ The amounts disclosed as securities sold under arrangements to repurchase include both:

- assets pledged as security which continue to be recognised on the Company's balance sheet, and
- assets repledged, which are included in the disclosure below.

COLLATERAL ACCEPTED AS SECURITY FOR ASSETS

The Company has received collateral associated with various financial instruments. Under certain transactions the Company has the right to sell, or to repledge, the collateral received. These transactions are governed by standard industry agreements.

The fair value of collateral we have received and that which we have sold or repledged is as follows:

	2018 \$m	2017 \$m
Fair value of assets which can be sold or repledged	35,360	29,418
Fair value of assets sold or repledged	23,270	19,787

18. OFFSETTING

We offset financial assets and financial liabilities in the balance sheet (in accordance with AASB 132 *Financial Instruments: Presentation*) when there is:

- a current legally enforceable right to set off the recognised amounts in all circumstances; and
- an intention to settle the asset and liability on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

If the above conditions are not met, the financial assets and liabilities are presented on a gross basis.

The Company does not have any arrangements that satisfy the conditions necessary to offset financial assets and financial liabilities within the balance sheet. The following table identifies financial assets and financial liabilities which have not been offset but are subject to enforceable master netting agreements (or similar arrangements) and the related amounts not offset in the balance sheet. We have not taken into account the effect of over-collateralisation.

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			
			Total \$m	Financial instruments \$m	Financial collateral (received)/ pledged \$m	Net amount \$m
2018						
Derivative assets	64,448	(2,423)	62,025	(52,723)	(5,042)	4,260
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ¹	34,623	(4,337)	30,286	(398)	(29,888)	-
Total financial assets	99,071	(6,760)	92,311	(53,121)	(34,930)	4,260
Derivative financial liabilities	(65,638)	2,706	(62,932)	52,723	7,037	(3,172)
Repurchase, securities borrowing and similar agreements ²	(37,581)	11,997	(25,584)	398	25,186	-
Total financial liabilities	(103,219)	14,703	(88,516)	53,121	32,223	(3,172)

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			
			Total \$m	Financial instruments \$m	Financial collateral (received)/ pledged \$m	Net amount \$m
2017						
Derivative assets	57,036	(2,138)	54,898	(46,268)	(4,598)	4,032
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ¹	28,305	(4,652)	23,653	(819)	(22,834)	-
Total financial assets	85,341	(6,790)	78,551	(47,087)	(27,432)	4,032
Derivative financial liabilities	(56,830)	2,238	(54,592)	46,268	5,774	(2,550)
Repurchase, securities borrowing and similar agreements ²	(33,768)	8,822	(24,946)	819	24,127	-
Total financial liabilities	(90,598)	11,060	(79,538)	47,087	29,901	(2,550)

¹ Reverse repurchase agreements:

- with less than 90 days to maturity are presented in the Balance Sheet within cash and cash and cash equivalents; or
- with 90 days or more to maturity are presented in the Balance Sheet within net loans and advances

² Repurchase agreements are presented in the Balance Sheet within deposits and other borrowings.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

19. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS

	Goodwill ¹		Software		Other Intangibles		Total	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Balance at start of year	69	102	1,783	2,110	-	2	1,852	2,214
Additions	-	-	386	396	-	-	386	396
Amortisation expense ²	-	-	(787)	(541)	-	(2)	(787)	(543)
Impairment expense	-	-	(17)	(17)	-	-	(17)	(17)
Impairment on reclassification to held for sale ³	-	(32)	-	(153)	-	-	-	(185)
Foreign currency exchange difference	4	(1)	8	(12)	-	-	12	(13)
Balance at end of year	73	69	1,373	1,783	-	-	1,446	1,852
Cost	73	69	6,289	5,883	39	39	6,401	5,991
Accumulated amortisation/impairment	n/a	n/a	(4,916)	(4,100)	(39)	(39)	(4,955)	(4,139)
Carrying amount	73	69	1,373	1,783	-	-	1,446	1,852

¹ Goodwill excludes notional goodwill in equity accounted investments.

² ANZ has accelerated the amortisation of certain software assets predominantly relating to its International business. This follows a recent review of the International business along with a number of divestments announced or completed this year. Accelerated amortisation expense of \$240 million (\$195 million post tax) attributable to these assets has been recorded in the 2018 financial year.

³ In 2017 this relates to the sale of the Retail Asia business.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The table below details how we recognise and measure different intangible assets:

Intangible	Goodwill	Software
Definition	Excess amount the Company has paid in acquiring a business over the fair value less costs of disposal of the identifiable assets and liabilities acquired.	Purchases of "off the shelf" software assets are capitalised as assets. Internal and external costs incurred in building software and computer systems costing greater than \$20 million are capitalized as assets. Those less than \$20 million are expensed in the year in which the costs are incurred.
Carrying value	Cost less any accumulated impairment losses. Allocated to the cash generating unit to which the acquisition relates.	Initially, measured at cost. Subsequently, carried at cost less accumulated amortisation and impairment losses. Costs incurred in planning or evaluating software proposals or in maintaining systems after implementation are not capitalised.
Useful life	Indefinite. Goodwill is reviewed for impairment at least annually or when there is an indication of impairment.	Except for major core infrastructure, amortised over periods between 3-5 years. Major core infrastructure amortised over periods between 7 or 10 years.
Depreciation method	Not applicable.	Straight-line method.

19. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Management judgement is used to assess the recoverable value of goodwill, and other intangible assets, and the useful economic life of an asset (or if an asset has an indefinite life). We reassess the recoverability of the carrying value at each reporting date.

At each balance date, software and other intangible assets, including those not ready for use, are assessed for indicators of impairment. In the event that an asset's carrying amount is determined to be greater than its recoverable amount, the carrying value of the asset is written down immediately.

In addition, the expected useful economic life of intangible assets, including software assets, are assessed on an annual basis. The assessment requires management judgement, and in relation to our software assets, a number of factors can influence the expected economic useful lives. These factors include changes to business strategy, significant divestments and the underlying pace of technological change. In the current year, the assessment of useful economic life of software assets resulted in accelerated amortisation of certain software assets in the Institutional and Australia divisions of \$240 million.

20. OTHER PROVISIONS

	2018 \$m	2017 \$m
Customer remediation	556	115
Restructuring costs	94	61
Non-lending losses, frauds and forgeries	75	73
Other	113	141
Total other provisions	838	390

	Customer remediation \$m	Restructuring costs \$m	Non-lending losses, frauds and forgeries \$m	Other \$m	Total \$m
Balance at start of year	115	61	73	141	390
New and increased provisions made during the year	525	146	11	99	781
Provisions used during the year	(60)	(98)	(8)	(65)	(231)
Unused amounts reversed during the year	(24)	(15)	(1)	(62)	(102)
Balance at end of year	556	94	75	113	838

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

20. OTHER PROVISIONS (continued)

Customer remediation

Customer remediation refers to the Company's activities in relation to compensating customers for past matters associated with products and services provided.

Restructuring costs

Provisions for restructuring costs arise from activities related to material changes in the scope of business undertaken by the Company or the manner in which that business is undertaken and include employee termination benefits. Costs relating to on-going activities are not provided for and are expensed as incurred.

Non-lending losses, frauds and forgeries

Non-lending losses include losses arising from specific legal actions not directly related to amounts of principal outstanding for loans and advances and losses arising from forgeries, frauds and the correction of operational issues. The amounts recognised are the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the reporting date, taking into account the risks and uncertainties that surround the events and circumstances that affect the provision.

Other

Other provisions comprise various other provisions including loyalty programs, workers compensation, make-good provisions associated with leased premises and contingent liabilities recognised as part of a business combination.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The Company recognises provisions when there is a present obligation, an outflow of economic resources is probable, and the amount of the provision can be measured reliably.

The amount recognised is the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at reporting date, taking into account the risks and uncertainties surrounding the obligation. Where a provision is measured using the estimated cash flows required to settle the present obligation, its carrying amount is the present value of those cash flows.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The Company holds provisions for various obligations including customer remediation, restructuring costs and surplus lease space, non-lending losses, fraud and forgeries and litigation related claims. These provisions involve judgements regarding the outcome of future events, including estimates of expenditure required to satisfy such obligations. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in light of such advice, provisions and/or disclosures as deemed appropriate have been made.

In relation to customer remediation, determining the amount of the provisions, which represent management's best estimate of the cost of settling the identified matters, requires the exercise of significant judgement. It will often be necessary to form a view on a number of different assumptions, including, the number of impacted customers, the average refund per customer and the associated remediation costs. Consequently, the appropriateness of the underlying assumptions is reviewed on a regular basis against actual experience and other relevant evidence and adjustments are made to the provisions where appropriate.

21. SHAREHOLDERS' EQUITY

SHAREHOLDERS' EQUITY

	2018 \$m	2017 \$m
Ordinary share capital	27,533	29,416
Reserves:		
Foreign currency translation reserve	(230)	(75)
Share option reserve	92	87
Available-for-sale revaluation reserve	(24)	(66)
Cash flow hedge reserve	106	90
Total reserves	(56)	36
Retained earnings	26,377	22,396
Total shareholders' equity	53,854	51,848

ORDINARY SHARE CAPITAL

The table below details the movement in ordinary shares for the period.

	2018		2017	
	Number of shares	\$m	Number of shares	\$m
Balance at start of the year	2,937,415,327	29,416	2,927,476,660	29,162
Bonus option plan ¹	2,891,060	-	2,880,009	-
Dividend reinvestment plan ²	-	-	7,058,658	198
Group employee share acquisition scheme	-	(3)	-	56
Share buy-back ³	(66,688,269)	(1,880)	-	-
Balance at end of year	2,873,618,118	27,533	2,937,415,327	29,416

¹ The Company issued 1.4 million shares under the Bonus Option Plan (BOP) for the 2018 interim dividend (1.3 million shares for the 2017 final dividend; 1.4 million shares for the 2017 interim dividend; 1.5 million shares for the 2016 final dividend).

² No new shares were issued under the Dividend Reinvestment Plan (DRP) for the 2018 interim dividend (nil shares for the 2017 final dividend; nil shares for the 2017 interim dividend; 7.1 million shares for the 2016 final dividend) as the shares were purchased on-market and provided directly to the shareholders participating in the DRP. On-market purchases for the DRP in the September 2018 financial year were \$392 million (September 17 full year: \$176 million).

³ On 22 June 2018, the Company announced that it had increased its existing on-market buy-back of shares from \$1.5 billion to \$3.0 billion. The Company bought back \$1,880 million worth of shares during the 2018 financial year resulting in 66.7 million shares being cancelled during the year.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

21. SHAREHOLDERS' EQUITY (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Ordinary shares	Ordinary shares have no par value. They entitle holders to receive dividends, or proceeds available on winding up of the Company, in proportion to the number of fully paid ordinary shares held. They are recognised at the amount paid per ordinary share net of directly attributable costs. Every holder of fully paid ordinary shares present at a meeting in person, or by proxy, is entitled to: • on a show of hands, one vote; and • on a poll, one vote, for each share held.
Treasury shares	Treasury shares are shares in the Company which: • the ANZ Employee Share Acquisition Plan purchases on market and have not yet distributed, or • the Company issues to the ANZ Employee Share Acquisition Plan and have not yet been distributed. Treasury shares are deducted from share capital and excluded from the weighted average number of ordinary shares used in the earnings per share calculations.
Reserves:	
Foreign currency translation reserve	Includes differences arising on translation of assets and liabilities into Australian dollars when the functional currency of a foreign operation (including subsidiaries and branches) is not Australian dollars. In this reserve, we reflect any offsetting gains or losses on hedging these exposures, together with any tax effect.
Cash flow hedge reserve	Includes fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments, net of deferred taxes to be realised when the position is settled.
Available-for-sale revaluation reserve	Includes the changes in fair value and exchange differences on our revaluation of available-for-sale financial assets, net of deferred taxes to be realised upon disposal of the asset.
Share option reserve	Includes amounts which arise on the recognition of share-based compensation expense.

22. CAPITAL MANAGEMENT

CAPITAL MANAGEMENT STRATEGY

ANZ's capital management strategy aims to protect the interests of depositors, creditors and shareholders. We achieve this through an Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP) whereby ANZ conducts detailed strategic and capital planning over a 3 year time horizon. The process involves:

- forecasting economic variables, financial performance of ANZ's divisions and the financial impact of new strategic initiatives to be implemented during the planning period;
- performing stress tests under different economic scenarios to determine the level of additional capital ('stress capital buffer') needed to absorb losses that may be experienced under an economic downturn;
- reviewing capital ratios and targets across various classes of capital against ANZ's risk profile; and
- developing a capital plan, taking into account capital ratio targets, current and future capital issuances requirements and options around capital products, timing and markets to execute the capital plan under differing market and economic conditions.

The capital plan is approved by the Board and updated as required. The Board and senior management are provided with regular updates of ANZ's capital position. Any material actions required to ensure ongoing prudent capital management are submitted to the Board for approval. Throughout the year, ANZ maintained compliance with all the regulatory requirements related to Capital Adequacy in the jurisdictions in which it operates.

REGULATORY ENVIRONMENT

As ANZ is an Authorised Deposit-taking Institution (ADI) in Australia, it is regulated by APRA under the Banking Act 1959 (Cth). ANZ must comply with the minimum regulatory capital requirements, prudential capital ratios and specific reporting levels that APRA sets and which are consistent with the global Basel III capital framework. This is the common framework for determining the appropriate level of bank regulatory capital as set by the Basel Committee on Banking Supervision (BCBS).

For reporting purposes as part of the ANZ 2018 Annual Report, Capital Adequacy Ratios are presented for the Level 2 ADI and are not presented for the Company as a standalone entity. Refer to Note 23 Capital Management in the ANZ 2018 Group Annual Report for details of the Capital Adequacy Ratios, which can be found at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholders-review>.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

23. SHARES IN CONTROLLED ENTITIES

	Incorporated in	Nature of business	2018 \$m	2017 \$m
ANZ Bank (Lao) Ltd	Laos	Banking	51	51
ANZ Bank (Taiwan) Ltd	Taiwan	Banking	849	849
ANZ Bank (Vietnam) Ltd	Vietnam	Banking	205	205
ANZ Capel Court Ltd	Australia	Securitisation Manager	18	18
ANZ Capital Hedging Pty Ltd	Australia	In liquidation	200	200
ANZ Centre Chattels Trust	Australia	Property	167	167
ANZ Centre Trust	Australia	Property	550	550
ANZ Equities (Nominees) Pty Ltd	Australia	Custodial Services	10	10
ANZ Funds Pty Ltd	Australia	Holding Company	12,053	9,698
ANZ Guam, Inc	Guam	Banking	17	17
ANZ Lenders Mortgage Insurance Pty Ltd	Australia	Mortgage Insurance	398	398
ANZ Properties (Australia) Pty Ltd	Australia	Property	6	6
ANZ Rewards No.2 Pty Ltd	Australia	Credit Card Loyalty Program	40	40
ANZ Securities (Holdings) Pty Ltd	Australia	Holding Company	36	36
ANZ Support Services India Private Ltd	India	IT Services	25	25
ANZ Wealth Australia Ltd ¹	Australia	Holding Company	2,563	4,034
Australia and New Zealand Bank (China) Company Ltd	China	Banking	1,121	1,121
Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Ltd	Papua New Guinea	Banking	40	40
Chongqing Liangping ANZ Rural Bank Company Ltd	China	Banking	5	5
Citizens Bancorp	Guam	Holding Company	24	24
E S & A Holdings Pty Ltd	Australia	Non-operating	43	43
Esanda Finance Corporation Ltd	Australia	Non-operating	5	15
Looking Together Pty Ltd	Australia	Non-operating	6	5
ACN 003 042 082 Ltd	Australia	Holding Company	158	258
PT Bank ANZ Indonesia (99% ownership)	Indonesia	Banking	262	269
Shares in controlled entities			18,852	18,084

¹ During the year ended 30 September 2018, the carrying amount was impaired by \$597 million following the calculation of the fair value of ANZ Wealth Australia Ltd's subsidiaries being sold, and a net \$874 million of capital was returned to the Company.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The Company's subsidiaries are those entities it controls through being exposed to, or having rights to, variable returns from the entity and being able to affect those returns through its power over the entity. The Company assesses whether it has power over those entities by examining the Company's existing rights to direct the relevant activities of the entity. Investments in controlled entities are carried at cost less any accumulated impairment losses.

At least at each reporting date, the Company reviews investments in controlled entities for any indication of impairment. If an indication of impairment exists, then the Company determines the recoverable amount of the controlled entity using the higher of:

- the controlled entity's fair value less cost of disposal; and
- its value-in-use.

We use a discounted cash flow methodology, and other methodologies (such as capitalisation of earnings methodology), to determine the recoverable amount.

24. TRANSFERS OF FINANCIAL ASSETS

In the normal course of business the Company enters into transactions where it transfers financial assets directly to third parties or to Structured Entities (SEs). These transfers may give rise to the Company fully, or partially derecognising those financial assets depending on the Company's exposure to the risks and rewards or control over the transferred assets. If the Company retains substantially all of the risk and rewards of a transferred asset, the transfer does not qualify for derecognition and the asset remains on the Company's balance sheet in its entirety.

SECURITISATIONS

Net loans and advances include residential mortgages securitised under the Company's securitisation programs which are assigned to bankruptcy remote SEs to provide security for obligations payable on the notes issued by the SEs. This includes mortgages that are held for potential repurchase agreements (Repos) with central banks. The holders of the issued notes have full recourse to the pool of residential mortgages which have been securitised and the Company cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets.

In some instances the Company is also the holder of the securitised notes. In addition, the Company is entitled to any residual income of the SEs and sometimes enters into derivatives with the SEs. The Company retains the majority of the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets. The obligation to pay this amount to the SE is recognised as a financial liability of the Company.

The Company is exposed to variable returns from its involvement with these securitisation SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Company when preparing consolidated Group financial statements.

COVERED BONDS

The Company operates various global covered bond programs to raise funding in its primary markets. Net loans and advances include residential mortgages assigned to bankruptcy remote SEs associated with these covered bond programs. The mortgages provide security for the obligations payable on the issued covered bonds.

The covered bond holders have dual recourse to the issuer and the cover pool of assets. The issuer cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets, however, subject to legal arrangements it may repurchase and substitute assets as long as the required cover is maintained.

The Company is required to maintain the cover pool at a level sufficient to cover the bond obligations. In addition the Company is entitled to any residual income of the covered bond SEs and enters into derivatives with the SEs. The Company retains the majority of the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets. The obligation to pay this amount to the SEs is recognised as a financial liability of the Company.

The Company is exposed to variable returns from its involvement with the covered bond SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Company when preparing consolidated Group financial statements. The covered bonds issued externally are included within debt issuances.

REPURCHASE AGREEMENTS

If the Company sells securities subject to repurchase agreements under which substantially all the risks and rewards of ownership remain with the Company, then those assets are considered to be transferred assets that do not qualify for derecognition. An associated liability is recognised for the consideration received from the counterparty.

The table below sets out the balance of assets transferred that do not qualify for derecognition, along with the associated liabilities:

	Securitisations ^{1,2}		Covered bonds		Repurchase agreements	
	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m	2018 \$m	2017 \$m
Current carrying amount of assets transferred	64,765	65,030	19,612	19,604	39,332	35,454
Carrying amount of associated liabilities	64,765	65,030	19,612	19,604	37,581	33,768

¹ The balances relate to transfers to internal structured entities.

² The securitisation noteholders have recourse only to the pool of residential mortgages which have been securitised. The carrying value of securitised assets and the associated liabilities approximates their fair value.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

25. ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

At 30 September 2018, there were no assets or liabilities that have been reclassified to held for sale. The assets held for sale balance in 2017 comprised Investments in associates (SRCB) of \$1,748 million. This sale was completed in the 2018 financial year.

- **Shanghai Rural Commercial Bank (SRCB)**

On 3 January 2017, the Company announced that it had agreed to sell its 20% stake in Shanghai Rural Commercial Bank (SRCB). The sale was completed in the 2018 financial year.

- **Asia Retail and Wealth Business**

ANZ Group announced that it had agreed to sell Retail and Wealth businesses in Singapore, Hong Kong, China, Taiwan and Indonesia to Singapore's DBS Bank on 31 October 2016. The Company is only impacted by branch operations which existed in Singapore and Hong Kong and the sale of these branches was completed prior to 30 September 2017.

INCOME STATEMENT IMPACT RELATING TO ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

During 2018, the Company recognised the following impacts in relation to assets and liabilities held for sale:

- \$13 million gain relating to the completion of the sale related activities of the Asia Retail and Wealth business.
- \$247 million net gain relating to SRCB comprising a \$289 million gain on release of reserves, \$56 million of foreign exchange losses and other costs, and a \$14 million adjustment for tax.

During 2017, the Company recognised the following impacts in relation to assets and liabilities held for sale:

- \$219 million loss relating to the reclassification of the Asia Retail and Wealth business to held for sale comprising of \$185 million of software and goodwill impairment charges and \$34 million of various other charges.
- \$333 million loss relating to reclassification of SRCB to held for sale, comprising \$219 million impairment to the investment, \$12 million of foreign exchange losses, and \$102 million of tax expenses.

The net result of these disposals is included in other income (refer to Note 2 Operating Income).



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

A significant level of judgement is used by the Company to determine:

- whether an asset or group of assets is classified and presented as held for sale or as a discontinued operation; and
- the fair value of the assets and liabilities classified as being held for sale.

Management is required to exercise significant judgement when assessing the fair value less costs to sell for assets and liabilities held for sale. The judgemental factors include determining: costs to sell, allocation of goodwill, indemnities provided under the sale contract and consideration received - particularly where elements of consideration are contingent in nature. Any impairment we record is based on the best available evidence of fair value compared to the carrying value before the impairment. The final sale price may be different to the fair value we estimate when recording the impairment. Management regularly assess the appropriateness of the underlying assumptions against actual outcomes and other relevant evidence and adjustments are made to fair value where appropriate. We expect that the sales will complete within 12 months after balance date, subject to the relevant regulatory approvals and customary terms of sale for such assets.

26. SUPERANNUATION AND POST EMPLOYMENT BENEFIT OBLIGATIONS

Set out below is a summary of amounts recognised in the Balance Sheet in respect of the defined benefit superannuation schemes:

	2018 \$m	2017 \$m
Defined benefit obligation and scheme assets		
Present value of funded defined benefit obligation	(1,246)	(1,225)
Fair value of scheme assets	1,385	1,328
Net defined benefit asset	139	103
As represented in the Balance Sheet		
Net liabilities arising from defined benefit obligations included in payables and other liabilities	(15)	(19)
Net assets arising from defined benefit obligations included in other assets	154	122
Net defined benefit asset	139	103
Weighted average duration of the benefit payments reflected in the defined benefit obligation (years)	16.8	16.8

As at the most recent reporting dates of the schemes, the aggregate surplus of net market value of assets over the value of accrued benefits on a funding basis was \$10 million (2017: deficit of \$16 million). In 2018, the Company made defined benefit contributions totalling \$2 million (2017: \$1 million). It expects to make around \$2 million next financial year.

GOVERNANCE OF THE SCHEMES AND FUNDING OF THE DEFINED BENEFIT SECTIONS

The main defined benefit superannuation schemes in which the Company participates operate under trust law and are managed and administered on behalf of the members in accordance with the terms of the relevant trust deed and rules and all relevant legislation. These schemes have corporate trustees, which are wholly owned subsidiaries of the Company. The trustees are the legal owners of the assets, which are held separately from the assets of the Company and are responsible for setting investment policy and agreeing funding requirements with the employer through the triennial actuarial valuation process.

The defined benefit section of the ANZ Australian Staff Superannuation Scheme and ANZ UK Staff Pension Scheme are the two largest defined benefit plans and have been closed to new members since 1987 and 2004 respectively. These plans did not have a material deficit, or surplus, at the last funding valuations. The Company has no present liability under the schemes' trust deeds to fund a deficit (measured on a funding basis). A contingent liability of the Company may arise if any of these schemes were wound up.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Defined benefit superannuation schemes

For the Company's defined benefit schemes, an independent actuary calculates the liability and expenses related to providing benefits to employees under each defined benefit scheme. They use the Projected Unit Credit Method to value the liabilities. The balance sheet includes:

- a defined benefit liability if the obligation is greater than the fair value of the schemes assets; and
- an asset (capped to its recoverable amount) if the fair value of the assets is greater than the obligation.

In each reporting period, the movements in the net defined benefit liability are recognised as follows:

- the net movement relating to the current period's service cost, net interest on the defined benefit liability, past service costs and other costs (such as the effects of any curtailments and settlements) as operating expenses;
- remeasurements of the net defined benefit liability (which comprise actuarial gains and losses and return on scheme assets, excluding interest income included in net interest) directly in retained earnings through other comprehensive income; and
- contributions of the Company directly against the net defined benefit position.

Defined contribution superannuation schemes

The Company operates a number of defined contribution schemes. It also contributes (according to local law, in the various countries in which it operates) to Government and other plans that have the characteristics of defined contribution plans. The Company's contributions to these schemes are recognised as personnel expenses when they are incurred.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

26. SUPERANNUATION AND POST EMPLOYMENT BENEFIT OBLIGATIONS (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The main assumptions we use in valuing defined benefit obligations are listed in the table below. A change to any assumptions, or applying different assumptions, could have a significant effect on the Statement of Other Comprehensive Income and Balance Sheet.

Assumptions	2018	2017	Sensitivity analysis change in significant assumptions	Increase/(decrease) in defined benefit obligation	
				2018 \$m	2017 \$m
Discount rate (% p.a.)	2.65 - 3.7	2.5 - 3.8	0.5% increase	(131)	(104)
Future salary increases (% p.a.)	3.75	3.7			
Future pension indexation					
In payment (% p.a.)/In deferment (% p.a.)	2.0 - 3.0/ 2.25	2.0 - 3.0/ 2.2	0.5% increase	109	86
Life expectancy at age 60 for current pensioners			1 year increase	56	44
– Males (years)	25.5 - 29.0	25.4 - 28.9			
– Females (years)	28.7 - 31.0	28.6 - 30.9			

27. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS

The Company operates a number of employee share and option schemes under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan.

ANZ EMPLOYEE SHARE ACQUISITION PLAN

ANZ Employee Share Acquisition Plan schemes that operated during the 2017 and 2018 years were the Employee Share Offer and the Deferred Share Plan.

Employee Share Offer

Eligibility	Most permanent employees employed in either Australia or New Zealand with three years continuous service for the most recent financial year.
Grant	Up to AUD1,000 in Australia (and AUD800 in New Zealand) ANZ shares each financial year, subject to Board approval.
Allocation value	One week Volume Weighted Average Price (VWAP) of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.
Australia	ANZ ordinary shares are granted to eligible employees for nil consideration. The shares vest on grant and are held in trust for three years from grant date, after which time they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. Dividends are automatically reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
New Zealand	Shares are granted to eligible employees on payment of NZD one cent per share. Shares vest subject to satisfaction of a three year service period, after which they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. Unvested shares are forfeited if the employee resigns or is dismissed for serious misconduct. Dividends are either paid in cash or reinvested into the Dividend Reinvestment Plan.
Expensing value (fair value)	In Australia, the fair value of the shares is expensed in the year shares are granted, as they are not subject to forfeiture. In New Zealand, the fair value is expensed on a straight-line basis over the three year vesting period. The expense is recognised as a share-based compensation expense with a corresponding increase in share capital.
FY 2018	541,982 shares were granted on 1 December 2017 at an issue price of \$28.67.
FY 2017	Zero shares were granted in the 2017 financial year.

27. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)**Deferred Share Plan****i) Chief Executive Officer (CEO) and Group Executive Committee (ExCo)**

Eligibility	Group CEO and ExCo.
Grant	50% of the CEO's Annual Variable Remuneration (AVR) and 33% of ExCo's Variable Remuneration (VR) received as deferred shares.
Conditions	Deferred evenly over four years from grant date.

ii) ANZ Incentive Plan (ANZIP) and Business Unit Incentive Plans (BUIPs) – for grants from 1 October 2017

Eligibility	Employees participating in ANZ's standard VR arrangements.
Grant	If VR is at or exceeds AUD150,000, then 60% of incentive amounts exceeding AUD80,000 (subject to a minimum deferral amount of AUD42,000) is deferred as deferred shares.
Conditions	Deferred evenly over three years from grant date.

iii) ANZ Employee Reward Scheme (ANZERS) and BUIPs – for grants up to 30 September 2017

Eligibility	Employees participating in ANZ's standard Short Term Incentive (STI) arrangements.
Grant	Half of all incentive amounts exceeding AUD100,000 (subject to a minimum deferral amount of AUD25,000) received as deferred shares.
Conditions	Deferred evenly over two years from grant date.

iv) Total Incentives Performance Plan (TIPP) – for grants up to 30 September 2017

Eligibility	Employees participating in the Institutional TIPP.
Grant	60% of incentive amounts exceeding AUD80,000 (subject to a minimum deferral amount of AUD18,000) received as deferred shares.
Conditions	Deferred evenly over three years from grant date.

v) Long Term Incentives (LTIs)

Eligibility	Selected employees.
Grant	100% deferred shares.
Conditions	Vest three years from grant date.

vi) Exceptional circumstances

Remuneration foregone	In exceptional circumstances, we grant deferred shares to certain employees when they start with the Company to compensate them for remuneration they have foregone from their previous employer. The vesting period generally aligns with the remaining vesting period of the remuneration they have foregone, and therefore varies between grants.
Retention	We may grant deferred shares to high performing employees who are regarded as a significant retention risk to the Company.

vii) Further information

Downward adjustment	Deferred shares remain at risk and the Board has the discretion to adjust the number of deferred shares downwards to zero at any time before the vesting date. The Company's downward adjustment provisions are detailed in section 4.3.4 of the 2018 Remuneration Report in the ANZ 2018 Group Annual Report.
Cessation	Unless the Board decides otherwise, employees forfeit their unvested deferred shares if they resign, are terminated on notice, or are dismissed for serious misconduct. The deferred shares may be held in trust beyond the deferral period.
Dividends	Dividends are paid in cash or reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
Instrument	Deferred share rights may be granted instead of deferred shares in some countries as locally appropriate (see deferred share rights section).
Allocation value	All deferred shares are issued based on the VWAP of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.
Expensing value (fair value)	We expense the fair value of deferred shares on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in share capital.
FY 2018 grants	2,232,563 deferred shares were granted with a weighted average grant price of \$29.31. 2,632 deferred shares were adjusted downward to zero, based on Board discretion.
FY 2017 grants	2,016,835 deferred shares were granted with a weighted average grant price of \$28.03. No deferred shares were adjusted downward to zero, based on Board discretion.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

27. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Expensing of the ANZ Employee Share Acquisition Plan

Expensing value (fair value)	The fair value of shares we granted during 2018 under the Employee Share Offer and the Deferred Share Plan, measured as at the date of grant of the shares, is \$80.9 million (2017: \$56.7 million) based on 2,774,545 shares (2017: 2,016,835) at VWAP of \$29.17 (2017: \$28.09).

ANZ SHARE OPTION PLAN

Allocation	We may grant selected employees options/rights which entitle them to acquire fully paid ordinary ANZ shares at a fixed price at the time the options/rights vest. Voting and dividend rights will be attached to the ordinary shares allocated on exercise of the options/rights. Each option/right entitles the holder to one ordinary share subject to the terms and conditions imposed on grant. Exercise price of options, determined in accordance with the rules of the plan, is generally based on the VWAP of the shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant. For rights, the exercise price is nil.
Rules	Prior to the exercise of the option/right if the Company changes its share capital due to a bonus share issue, pro-rata new share issue or reorganisation the following adjustments are required: • Issue of bonus shares - When the holder exercises their option, they are also entitled to be issued the number of bonus shares they would have been entitled to had they held the underlying shares at the time of the bonus issue; • Pro-rata share offer - We will adjust the exercise price of the option in the manner set out in the ASX Listing Rules; and • Reorganisation - In respect of rights, if there is a bonus issue or reorganisation of the Company's share capital, then the Board may adjust the number of rights or the number of underlying shares so that there is no advantage or disadvantage to the holder. Holders otherwise have no other entitlements to participate: • in any new issue of the Company's securities before they exercise their options/rights; or • in a share issue of a body corporate other than ANZ (such as a subsidiary). For equity grants made after 1 November 2012, any portion of the award which vests may, at the Board's discretion, be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares.
Expensing	We expense the fair value of options/rights on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in share options reserve.
Cessation	The provisions that apply if the employee's employment ends are in section 7.2 of the 2018 Remuneration Report in the ANZ 2018 Group Annual Report.
Downward adjustment	The Company's downward adjustment provisions are detailed in section 4.3.4 of the 2018 Remuneration Report in the ANZ 2018 Group Annual Report.

Option Plans that operated during 2018 and 2017

i) Performance Rights

Allocation	We grant performance rights to selected employees as part of the Company's incentive plans. Performance rights provide the holder with the right to acquire ANZ shares at nil cost, subject to a three year vesting period and Total Shareholder Return (TSR) performance hurdles. Further details on the performance hurdles are in section 4.3.3 of the 2018 Remuneration Report in the ANZ 2018 Group Annual Report.
FY 2018 and FY 2017 grants	During the 2018 year, we granted 1,023,239 performance rights (2017: 944,419). No performance rights were adjusted downward to zero in 2018 and 2017, based on Board discretion.

27. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

iii) Deferred Share Rights (no performance hurdles)	
Allocation	Deferred share rights provide the holder with the right to acquire ANZ shares at nil cost after a specified vesting period. We adjust the fair value of rights for the absence of dividends during the restriction period.
Satisfying vestings	Any portion of the award of share rights may be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares at the Board's discretion. All share rights were satisfied through a share allocation, other than 108,783 deferred share rights (2017: 67,573) for which Board discretion was exercised.
Downward adjustment	Board discretion was also exercised to adjust downward 1,638 deferred share rights to zero in 2018 and 3,835 in 2017.
FY 2018 and FY 2017 grants	During the 2018 year 2,546,333 deferred share rights (no performance hurdles) were granted (2017: 2,547,377).

Options, Deferred Share Rights and Performance Rights on Issue

As at 30 October 2018, there were 657 holders of 4,204,281 deferred share rights on issue and 159 holders of 2,865,941 performance rights on issue.

Options/Rights Movements

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average (WA) exercise prices as at the beginning and end of 2018 and the movements during 2018:

Number of options/rights	Opening balance 1 Oct 2017	Options/ rights granted	Options/ rights forfeited ¹	Options/ rights expired	Options/ rights exercised	Closing balance 30 Sep 2018
	7,113,784	3,569,572	(2,043,209)	(1,558)	(1,490,016)	7,148,573
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$28.43
WA remaining contractual life						2.1 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding exercisable options/rights						67,666

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average exercise prices as at the beginning and end of 2017 and the movements during 2017:

	Opening balance 1 Oct 2016	Options/ rights granted	Options/ rights forfeited ¹	Options/ rights expired	Options/ rights exercised	Closing balance 30 Sep 2017
Number of options/rights	6,424,117	3,491,796	(1,815,732)	(629)	(985,768)	7,113,784
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$29.50
WA remaining contractual life						2.4 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding exercisable options/rights						143,839

¹ Refers to any circumstance where equity can be forfeited (for example on cessation, downward adjustment and performance conditions not met).

All of the shares issued as a result of the exercise of options/rights during 2017 and 2018, were issued at a nil exercise price.

As at the date of the signing of the Directors' Report on 30 October 2018:

- no options/rights over ordinary shares have been granted since the end of 2018; and
- no shares have been issued as a result of the exercise of options/rights since the end of 2018.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

27. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Fair Value Assumptions

When determining the fair value, we apply the standard market techniques for valuation, including Monte Carlo and/or Black Scholes pricing models. We do so in accordance with the requirements of AASB 2 *Share-based Payments*. The models take into account early exercise of vested equity, non-transferability and internal/external performance hurdles (if any).

The table below shows the significant assumptions we used as inputs into our fair value calculation of instruments granted during the period. We present the values as weighted averages, but the specific values we use for each allocation are the ones we use for the fair value calculation.

	2018		2017	
	Deferred Share Rights	Performance Rights	Deferred Share Rights	Performance Rights
Exercise price (\$)	0.0	0.0	0.00	0.00
Share closing price at grant date (\$)	29.24	29.21	27.95	28.18
Expected volatility of ANZ share price (%) ¹	20.0	20.0	24.9	25.0
Equity term (years)	2.4	5.0	2.3	5.0
Vesting period (years)	2.1	3.0	2.1	3.0
Expected life (years)	2.1	3.0	2.1	3.0
Expected dividend yield (%)	5.75	5.75	6.49	6.46
Risk free interest rate (%)	1.65	1.95	1.76	1.86
Fair value (\$)	26.03	12.24	24.59	13.73

¹ Expected volatility represents a measure of the amount by which ANZ's share price is expected to fluctuate over the life of the rights. The measure of volatility used in the model is the annualised standard deviation of the continuously compounded rates of return on the historical share price over a deferred period of time preceding the date of grant. This historical average annualised volatility is then used to estimate a reasonable expected volatility over the expected life of the rights.

SATISFYING EQUITY AWARDS

All shares underpinning equity awards may be purchased on market, reallocated or be newly issued shares, or a combination.

The equity we purchased on market during the 2018 financial year (either under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan, or to satisfy options or rights) for all employees amounted to 3,936,773 shares at an average price of \$29.00 per share (2017: 2,704,206 shares at an average price of \$27.83 per share).

28. RELATED PARTY DISCLOSURES

KEY MANAGEMENT PERSONNEL COMPENSATION

Key Management Personnel (KMP) are defined as all directors and those executives who report directly to the CEO:

- with responsibility for the strategic direction and management of a major income generating division; or
- who control material income and expenses.

KMP compensation included within total personnel expenses in Note 3 Operating Expenses as follows:

	2018 ¹ \$000	2017 ¹ \$000
Short-term benefits	19,484	21,002
Post-employment benefits	333	1,046
Other long-term benefits	150	169
Termination benefits	454	563
Share-based payments	8,910	14,926
Total	29,331	37,706

¹ Includes former disclosed KMP until the end of their employment.

KEY MANAGEMENT PERSONNEL LOAN TRANSACTIONS

Loans made to KMP are made in the ordinary course of business and on normal commercial terms and conditions that are no more favourable than those given to other employees or customers, including: the term of the loan, security required and the interest rate. The aggregate of loans made, guaranteed or secured to KMP, including their related parties, were as follows:

	2018 \$000	2017 \$000
Loans advanced ¹	12,710	14,497
Interest charged ²	477	550

¹ Balances are at the balance sheet date (for KMP in office at balance sheet date) and at termination date (for KMP who ceased employment during the year).

² Interest is for all KMPs during the period.

KEY MANAGEMENT PERSONNEL HOLDINGS OF ANZ SECURITIES

KMP, including their related parties, held subordinated debt, shares, share rights and options over shares in the Company directly, indirectly or beneficially as shown below:

	2018 Number ¹	2017 Number ¹
Shares, options and rights	2,293,271	2,233,182
Subordinated debt	13,152	17,152

• For KMP who ceased employment during the year, the balances are calculated as at their termination date.

OTHER TRANSACTIONS OF KEY MANAGEMENT PERSONNEL AND THEIR RELATED PARTIES

All other transactions with KMP and their related parties are made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions. These transactions generally involve providing financial and investment services, including services to eligible international assignees ensuring they are neither financially advantaged nor disadvantaged by their relocation. All such transactions that have occurred with KMP and their related parties have been trivial or domestic in nature. In this context, we disclose only those transactions considered of interest to the users of the financial report in making and evaluating decisions about the allocation of scarce resources.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

28. RELATED PARTY DISCLOSURES (continued)

ASSOCIATES

During the course of the financial year, the Company conducted transactions with all associates on terms equivalent to those made on an arm's length basis as shown below:

	2018 \$000	2017 \$000
Amounts receivable from associates	34,364	76,247
Amounts payable to associates	608	587
Interest income from associates	1,704	2,728
Interest expense to associates	-	18
Other expenses paid to associates	6,735	8,424
Costs recovered from associates	-	748

There have been no material guarantees given or received by the Company to or from associates. No outstanding amounts between the Company and associates have been written down or recorded as allowances, as they are considered fully collectible by the Company.

SUBSIDIARIES

We disclose material controlled entities in Note 23 Shares in Controlled Entities. During the financial year, subsidiaries conducted transactions with each other and with associates on terms equivalent to those on an arm's length basis. As of 30 September 2018, we consider all outstanding amounts on these transactions to be fully collectible.

Transactions between the Company and its subsidiaries include providing a wide range of banking and other financial facilities. Details of amounts paid to, or received from, related parties, in the form of dividends or interest, are set out in Note 2 Operating Income.

Other intragroup transactions include providing management and administrative services, staff training, data processing facilities, transfer of tax losses, and the leasing of property plant and equipment.

29. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS

PROPERTY RELATED COMMITMENTS

	2018 \$m	2017 \$m
Lease rentals		
Land and buildings	1,533	1,818
Furniture and equipment	112	145
Total lease rental commitments¹	1,645	1,963
Due within 1 year	321	394
Due later than 1 year but not later than 5 years	769	908
Due later than 5 years	555	661
Total lease rental commitments¹	1,645	1,963

¹ Total future minimum sublease payments we expect to receive under non cancellable subleases at 30 September 2018 is \$81 million (2017: \$91 million). During the year, we received sublease payments of \$29 million (2017: \$28 million) and netted them against rent expense.

29. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)**CREDIT RELATED COMMITMENTS AND CONTINGENCIES**

	2018	2017
	\$m	\$m
Contract amount of:		
Undrawn facilities	164,944	150,339
Guarantees and letters of credit	16,363	18,062
Performance related contingencies	22,176	18,890
Total	203,483	187,291

UNDRAWN FACILITIES

The majority of undrawn facilities are subject to customers maintaining specific credit and other requirements or conditions. Many of these facilities are expected to be only partially used, and others may never be used at all. As such, the total of the nominal principal amounts is not necessarily representative of future liquidity risks or future cash requirements. Based on the earliest date on which the Company may be required to pay, the total undrawn facilities of \$164,944 million (2017: \$150,339 million) mature within 12 months.

GUARANTEES, LETTERS OF CREDIT AND PERFORMANCE CONTINGENCIES

Guarantees and contingent liabilities relate to transactions that the Company has entered into as principal – including: guarantees, standby letters of credit and documentary letters of credit.

Documentary letters of credit involve the Company issuing letters of credit guaranteeing payment in favour of an exporter. They are secured against an underlying shipment of goods or backed by a confirmatory letter of credit from another bank.

Performance related contingents are liabilities that oblige the Company to make payments to a third party if the customer fails to fulfil its non-monetary obligations under the contract.

To reflect the risk associated with these transactions, we apply the same credit origination, portfolio management and collateral requirements that we apply to loans. The contract amount represents the maximum potential amount that we could lose if the counterparty fails to meet its financial obligations. As the facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements. Based on the earliest date on which the Company may be required to pay, the total guarantees and letters of credit of \$16,363 million (2017: \$18,062 million) and total performance related contingencies of \$22,176 million (2017: \$18,890 million) mature within 12 months.

OTHER CONTINGENT LIABILITIES

As at 30 September 2018, the Company had contingent liabilities in respect of the matters outlined below. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in the light of such advice, provisions and/or disclosures as deemed appropriate have been made. In some instances we have not disclosed the estimated financial impact of the individual items either because it is not practicable to do so or because such disclosure may prejudice the interests of the Company.

BANK FEES LITIGATION

A litigation funder commenced a class action against the Company in 2010, followed by a second similar class action in March 2013. The applicants contended that certain exception fees (honour, dishonour and non-payment fees on transaction accounts and late payment and over-limit fees on credit cards) were unenforceable penalties and that various of the fees were also unenforceable under statutory provisions governing unconscionable conduct, unfair contract terms and unjust transactions. A further action, limited to late payment fees only, commenced in August 2014.

The penalty and statutory claims in the March 2013 class action failed and the claims have been dismissed. The August 2014 action was discontinued in October 2016.

The original claims in the 2010 class action have been dismissed. In 2017, a new claim was added to the 2010 class action, in relation to the Company's entitlement to charge certain periodical payment non-payment fees.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

29. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)

BENCHMARK/RATE ACTIONS

In July and August 2016, class action complaints were brought in the United States District Court against local and international banks, including the Company – one action relating to the bank bill swap rate (BBSW), and one action relating to the Singapore Interbank Offered Rate (SIBOR) and the Singapore Swap Offer Rate (SOR). The class actions are expressed to apply to persons and entities that engaged in US-based transactions in financial instruments that were priced, benchmarked, and/or settled based on BBSW, SIBOR, or SOR. The claimants seek damages or compensation in amounts not specified, and allege that the defendant banks, including the Company, violated US anti-trust laws, anti-racketeering laws, the *Commodity Exchange Act*, and (in the BBSW case only) unjust enrichment principles. The Company is defending the proceedings. The matters are at an early stage.

In February 2017, the South African Competition Commission commenced proceedings against local and international banks including the Company alleging breaches of the cartel provisions of the *South African Competition Act* in respect of trading in the South African rand. The potential civil penalty or other financial impact is uncertain. The matter is at an early stage.

CAPITAL RAISING ACTIONS

In June 2018, the Commonwealth Director of Public Prosecutions commenced criminal proceedings against the Company and a senior employee alleging that they were knowingly concerned in cartel conduct by the joint lead managers of the Company's August 2015 underwritten institutional equity placement of approximately 80.8 million ordinary shares. The matter is at an early stage. The Company and its senior employee are defending the allegations.

In September 2018, the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) commenced civil penalty proceedings against the Company alleging failure to comply with continuous disclosure obligations in connection with the Company's August 2015 underwritten institutional equity placement. ASIC alleges the Company should have advised the market that the joint lead managers took up approximately 25.5 million ordinary shares of the placement. The matter is at an early stage. The Company is defending the allegations.

FRANCHISEE LITIGATION

In February 2018, two related class actions were brought against the Company. The primary action alleges that the Company breached contractual obligations and acted unconscionably when it lent to the applicant, and other 7-Eleven franchisees. The action seeks to set aside the loans to those franchisees and claims unspecified damages. The second action seeks to set aside related mortgages and guarantees given to the Company. The matters are at an early stage.

REGULATORY AND CUSTOMER EXPOSURES

In recent years there has been an increase in the number of matters on which ANZ engages with its regulators. There have been significant increases in the nature and scale of regulatory investigations and reviews, enforcement actions (whether by court action or otherwise) and the quantum of fines issued by regulators, particularly against financial institutions both in Australia and globally. The Company also instigates engagement with its regulators. The nature of these interactions can be wide ranging and, for example, currently include a range of matters including responsible lending practices, product suitability, wealth advice, pricing and competition, conduct in financial markets and capital market transactions and product disclosure documentation. The Company has received various notices and requests for information from its regulators as part of both industry-wide and Company-specific reviews and has also made disclosures to its regulators at its own instigation. There may be exposures to customers which are additional to any regulatory exposures. These could include class actions, individual claims or customer remediation or compensation activities. The outcomes and total costs associated with such reviews and possible exposures remain uncertain.

ROYAL COMMISSION

The Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry was established on 14 December 2017. The Commission has been asked to submit its final report by 1 February 2019 (an interim report was released on 28 September 2018). The Commission is likely to result in additional costs and may lead to further exposures, including exposures associated with further regulator activity or potential customer exposures such as class actions, individual claims or customer remediation or compensation activities. The outcomes and total costs associated with these possible exposures remain uncertain.

SECURITY RECOVERY ACTIONS

Various claims have been made or are anticipated, arising from security recovery actions taken to resolve impaired assets. These claims will be defended.

WARRANTIES AND INDEMNITIES

The Company has provided warranties, indemnities and other commitments in favour of the purchaser and other persons in connection with various disposals of businesses and assets and other transactions, covering a range of matters and risks. It is exposed to potential claims under those warranties, indemnities and commitments.

29. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)

CLEARING AND SETTLEMENT OBLIGATIONS

Under the following arrangements, the Company has a commitment to comply with rules which could result in a bilateral exposure and loss if a member institution fails to settle: the Australian Payments Network Limited's Regulations for the Australian Paper Clearing System, the Bulk Electronic Clearing System, the Issuers and Acquirers Community and the High Value Clearing System (HVCS). The Company's potential exposure arising from these arrangements is unquantifiable in advance.

Under the Austraclear System Regulations (Austraclear), and the CLS Bank International Rules, the Company has a commitment to participate in loss-sharing arrangements if a member institution fails to settle. The Company's potential exposure arising from these arrangements is unquantifiable in advance. For HVCS and Austraclear, the above obligation arises in only limited circumstances.

The Company is a member of various central clearing houses globally, including ASX Clear (Futures), London Clearing House (LCH) SwapClear, Korea Exchange (KRX), Hong Kong Exchange (HKEX) and the Shanghai Clearing House. These memberships allow the Company to centrally clear derivative instruments in line with cross-border regulatory requirements. Common to all of these memberships is the requirement for the Company to make default fund contributions. In the event of a default by another member, the Company could potentially be required to commit additional default fund contributions which are unquantifiable in advance.

PARENT ENTITY GUARANTEES

The Company has issued letters of comfort and guarantees in respect of certain subsidiaries in the normal course of business. Under these letters and guarantees, the Company undertakes to ensure that those subsidiaries continue to meet their financial obligations, subject to certain conditions including that the entity remains a controlled entity of the Company.

SALE OF GRINDLAYS BUSINESSES

On 31 July 2000, the Company completed the sale to Standard Chartered Bank (SCB) of ANZ Grindlays Bank Limited and the private banking business of ANZ in the United Kingdom and Jersey, together with ANZ Grindlays (Jersey) Holdings Limited and its subsidiaries for USD1.3 billion in cash. The Company provided warranties and certain indemnities relating to those businesses and, where it was anticipated that payments would be likely under the warranties or indemnities, made provisions to cover the anticipated liabilities. The issue below has not adversely impacted the reported results. All settlements and penalties to date have been covered within existing provisions.

In 1991 certain amounts were transferred from non-convertible Indian Rupee accounts maintained with Grindlays in India. These transactions may not have complied with the provisions of the Foreign Exchange Regulation Act, 1973 (India). Grindlays, on its own initiative, brought these transactions to the attention of the Reserve Bank of India. The Indian authorities served notices on Grindlays and certain of its officers in India and civil penalties have been imposed which are the subject of appeals. Criminal prosecutions are pending and will be defended. The amounts in issue are not material.

CONTINGENT ASSETS

NATIONAL HOUSING BANK

The Company is pursuing recovery of the proceeds of certain disputed cheques which were credited to the account of a former Grindlays customer in the early 1990s.

The disputed cheques were drawn on the National Housing Bank (NHB) in India. Proceedings between Grindlays and NHB concerning the proceeds of the cheques were resolved in early 2002.

Recovery is now being pursued from the estate of the Grindlays customer who received the cheque proceeds. Any amounts recovered are to be shared between the Company and NHB.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

30. COMPENSATION OF AUDITORS

	2018 \$'000	2017 \$'000
KPMG Australia		
Audit or review of financial reports	6,674	6,318
Audit-related services ¹	4,152	3,668
Non-audit services ²	100	220
Total³	10,926	10,206
Overseas related practices of KPMG Australia		
Audit or review of financial reports	1,642	1,645
Audit-related services ¹	545	523
Non-audit services ³	2	-
Total	2,189	2,168
Total compensation of auditors	13,115	12,374

¹ Comprises prudential and regulatory services of \$2.41 million (2017: \$3.11 million), comfort letters \$0.45 million (2017: \$0.55 million) and other \$1.84 million (2017: \$0.53 million).

² The nature of the non-audit services includes general market insights, controls related assessments and training.

³ Inclusive of goods and services tax.

The Company's policy allows KPMG Australia or any of its related practices to provide assurance and other audit-related services that, while outside the scope of the statutory audit, are consistent with the role of external auditor. These include regulatory and prudential reviews requested by regulators such as APRA. Any other services that are not audit or audit-related services are non-audit services. The Policy allows certain non-audit services to be provided where the service would not contravene auditor independence requirements. KPMG Australia or any of its related practices may not provide services that are perceived to be in conflict with the role of the external auditor or breach auditor independence. These include consulting advice and subcontracting of operational activities normally undertaken by management, and engagements where the auditor may ultimately be required to express an opinion on its own work.

31. EVENTS SINCE THE END OF THE FINANCIAL YEAR

There have been no significant events from 30 September 2018 to the date of signing this report.

DIRECTORS' AND LEAD AUDITOR'S INDEPENDENCE DECLARATION

DIRECTORS' DECLARATION

The Directors of Australia and New Zealand Banking Group Limited declare that:

- a) in the Directors' opinion, the financial statements and notes of the Company:
 - i) are prepared in accordance with Part 7.8 of the *Corporations Act 2001*, including that they comply with the Australian Accounting Standards and the applicable regulations of the *Corporations Regulations 2001*; and
 - ii) give a true and fair view of the financial position of the Company as at 30 September 2018 and of its performance for the year ended on that date; and
- b) The auditor's report lodged with the financial statements is a true copy of the report on the financial statements.

Signed in accordance with a resolution of the Directors.

David M Gonski, AC
Chairman

30 October 2018

Shayne C Elliott
Director

LEAD AUDITOR'S INDEPENDENCE DECLARATION UNDER SECTION 307C OF THE CORPORATIONS ACT 2001

To the Directors of Australia and New Zealand Banking Group Limited

I declare that, to the best of my knowledge and belief, in relation to the audit of Australia and New Zealand Banking Group Limited for the financial year ended 30 September 2018 there have been:

- i) no contraventions of the auditor independence requirements as set out in the *Corporations Act 2001* in relation to the audit; and
- ii) no contraventions of any applicable code of professional conduct in relation to the audit.

KPMG

Alison Kitchen
Partner
Melbourne

30 October 2018

2【主な資産・負債及び収支の内容】

上記「1 財務書類」中の「(1)連結財務書類」および「(2)個別財務書類」ならびにそれぞれの注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 事業年度末以降に生じた重要事象

2018年9月30日以降本書提出日現在まで、以下に記載する事項を除き、ANZにとり重要な後発事象は生じていない。

RBNZの資本レビュー協議文書に対してANZがコメントを提出

2018年12月14日、ANZは、同日にニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）から公表された「第4次資本レビュー協議文書」と題する協議文書についてコメントを提出した。

この協議文書は、ANZのニュージーランドの資産に関して見込まれるRBNZの自己資本規制の強化に関係する。これらは、当グループの資本測定とAPRAが設定する最低要件とに分けられる。

コメント募集期限は2019年3月29日である。

協議文書は5年の実施期間構想に言及し、また以下について記載している。

- ・ ニュージーランドの銀行の資産に適用されるリスク加重の引上げの見込み
- ・ ニュージーランドのかかるリスク加重に対する保有資本比率の引き上げの見込み

ANZは協議文書に関連して多くの疑問およびコメントを有している。ANZはこれらについて協議期間を通じてRBNZおよびAPRAと折衝していく。

協議文書記に載された変更の見込みおよびANZニュージーランドの2018年9月30日現在のバランスシートに基づけば、この変更により、ニュージーランドで60億ニュージーランドドルから80億ニュージーランドドル（57億ドルから77億ドル⁽¹⁾）への資本増強が見込まれる。ANZニュージーランドは現在、約120億ニュージーランドドル（113億ドル⁽¹⁾）のTier 1 資本を有している。

当グループへの全体的な影響は多くの要素に依存する。これらには、協議の結果、実施時点におけるANZニュージーランドのバランスシートおよびAPRAが現在進めているその他のレビューの結果が含まれる。

そのため、これが当グループの保有資本レベルにどの程度の影響を及ぼすか判断するのは依然として時期尚早である。

当グループの普通株式等Tier 1 資本比率は2018年9月30日現在で11.4%であり、APRAが提示する問題なく強固な水準の10.5%に対して約37億ドル上回っている。

(1) 1.05ドル／ニュージーランドドルの為替レートによる。

富裕層事業の売却に関する更新情報

2018年12月7日、ANZは、オーストラリア健全性規制庁（APRA）によるI00Fホールディングス・リミテッド（I00F）への規制上の措置を受け、富裕層事業の売却に関する情報を更新した。

APRAは、会長およびマネージング・ディレクターを含むI00Fの3名の執行役員および2名の取締役が退職年金加入者の最善の利益のために行為しておらず、よって業界の然るべき役職の適格の剥奪を承認するよう連邦裁判所に求めていると報告してきた。APRAはまた、I00Fの免許に対する追加的な制限の適用を検討しているとも述べた。

ANZは2017年10月、OnePathの年金および投資事業をI00Fに売却することに合意している。

APRAの措置の重大性を考慮して、ANZはI00FおよびAPRAの両者から喫緊の情報を求めるとともに、とりうる様々な選択肢について評価していく。

ANZの生命保険事業から年金および投資事業を切り離す作業は継続する。I00Fを関与させずにチューリッヒとの取引を完了させる利用可能なフレームワークも存在する。

APRAの損失吸収力検討文書の公表についてのANZの言及

2018年11月8日、ANZBGLは、APRAによる「秩序ある破綻処理を支えるためのADIの損失吸収力の向上」と題する検討文書の公表について言及した。この文書は、FSI（金融制度審議会）の最終報告書の勧告3⁽¹⁾に対する応答であり、ANZBGL等のD-SIB（国内のシステム上重要な銀行）について、総資本要件をRWA（リスク加重資産）の4%から5%の間に向上させることを提案している。当グループの2018年9月30日付のRWAが3,910億ドルであることは、総資本要件における増加分が約160億ドルから200億ドルであり、他の上位の資金調達において相当額の減少があることを示している。APRAは、D-SIBは主にその他Tier 2資本によって要件を充足すると予想している。D-SIBは、新しい要件を2023年までに充足する必要がある⁽²⁾。ANZBGLは、APRAと協議し、回答する予定である。文書中で示された提案に加え、APRAは、決議計画に関する正式な枠組みを開発中であり、それについて2019年にさらなる協議を行うと述べた。

-
- (1) オーストラリア政府に対して「オーストラリアの公認預金受入機関の秩序ある破綻処理を促進し、納税者の支援を最小化するのに十分な、普及しつつある国際的プラクティスに合致する最小の損失吸収力および資本増強力に関するフレームワークの実施」を勧告したFSIの最終報告書の67～75頁。
 - (2) D-SIBには、最終的な総資本要件の公表（2019年予定）から4年間の実施期間が与えられる。

(2) 訴訟等

当グループに対する係属中の裁判、請求および請求の可能性がある。必要ある場合、専門家による法律上の助言を得て、かかる助言に照らして、適切とみなされる引当金の引当ておよび/または開示が行われている。場合により、实际的ではないため、またはかかる開示が当グループの利益を害する可能性があるため、当グループは個別事項の財務上の予想影響額を開示していないことがある。

詳細については、上記「1 財務書類－(1)連結財務書類－注記33（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」および「1 財務書類－(2)個別財務書類－注記29（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」を参照のこと。さらに完全を期するため、上記「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2)主なリスクおよび不確実性」中の「28. 訴訟および偶発債務は当グループの事業、業務、財務状態および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。」という項目名のリスク要因の開示を参照のこと。

4【日本とオーストラリアとの会計原則の相違】

当グループの連結財務書類および当行の財務書類（「財務書類」）は、オーストラリア会計基準（AAS）およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書（「AGAAP」と総称する。）に準拠して作成されている。国際財務報告基準（IFRS）はAGAAPの基礎を成している。

AGAAP と日本の一般に公正妥当と認められている会計原則（「日本基準」）の相違は以下のとおりである。

以下の記述は、当グループが適用するAGAAPと日本基準の重要な差異を概説したものである。当グループは、財務書類および関連注記の開示に関して、AGAAPと日本基準との間の比較表を作成しておらず、かかる差異を定量化していない。したがって、以下のAGAAPと日本基準の差異の概説が完全であるという保証はない。

投資の決定にあたって、投資家は当グループ、申込の条件および財務情報に関する自らの検証に依拠しなければならない。投資家はAGAAPと日本基準の差異、およびそれらの差異がどのように本書の財務情報に影響を与えるかを理解するために、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

AGAAP、AGAAPの基礎となるIFRSおよび日本基準を公表する組織は、比較に将来重要な影響を与えうる継続中のプロジェクトを複数抱えている。さらに、所定の会計基準の変更の結果生じるAGAAPおよび日本基準の今後の差異を特定することは行っていない。

投資家は、投資を行うかどうかの決定にあたって、AGAAPと日本基準とでは結果が大きく異なりうることを前提とすべきである。当グループの連結当期純利益、資産および株主持分の決定に影響を与える可能性がある、AGAAPおよび日本基準の間の重要な差異は、以下のとおりである。

(a) 連結

被支配法人の識別

AGAAPにおいて、グループの連結財務諸表には、親会社および親会社が支配するすべての会社（すなわち子会社。組成された事業体を含む。）の財務諸表が含まれている。「支配」は、当グループが事業体に関与することで変動するリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有する場合に存在するとみなされる。パワーは、当グループに当該事業体の関連活動を指示する現在の能力を与える既存の権利を検討することで評価される。場合により、支配の決定には判断を伴う。

日本基準においても、親会社は支配しているすべての会社等を連結することが求められている。日本基準において、会社（親会社）は他の会社の意思決定機関を支配している場合、支配が存在するとみなされる。

ただし、一定の要件を満たす特別目的会社（SPE）については、子会社の定義に該当しないものと推定され、連結しないことができる。

連結事業体の会計方針の統一

AGAAPにおいて、財務諸表は統一した会計方針を使用して作成される。

日本基準においては、親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されていなければならない。「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」によれば、在外子会社の所在地の会計原則に準拠して作成された財務諸表は原則として親会社の会計方針（日本基準）に修正する必要があるが、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却および退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理等の一定の項目の修正した上で、これを連結決算上利用できることと規定されている。

(b) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

AGAAPにおいては、売却目的保有に分類される要件を満たす資産は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定され、財政状態計算書（貸借対照表）において区分表示が求められる。非継続事業への区分が求められる構成単位の経営成績は、包括利益計算書において区分表示される

日本基準においては、売却目的で保有する非流動資産および非継続事業を扱う基準はないため、区分開示は求められない。

(c) 株式報酬

AGAAPにおいては、株式報酬の付与後に株価に関する条件が充たされずに報酬の確定後に失効が生じた場合、損益計算書への調整は行わない。

日本基準においては、権利の確定後に失効が生じた場合、以前に計上された株式報酬費用は戻し入れられ、損益計算書に戻入益を計上する。

(d) のれん

AGAAPにおいては、企業結合で取得したのれんは償却される代わりに毎年減損についてテストし、また事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合は、より頻繁に減損テストを実施する。減損損失をその後戻し入れることは認められていない。

日本基準においては、企業結合により発生するのれんの償却は20年以内の期間にわたって定期的に償却される。減損の兆候がある場合、のれんの未償却簿価は減損テストが行われる。

(e) 繰延保険獲得費用

AGAAPにおいては、将来の生命保険契約の利益から回収可能とみなされる保険獲得費用は繰り延べられ、当該契約の残存期間にわたって償却される。

AGAAPにおいては、手数料など生命保険契約の獲得に直接起因する増分獲得費用は、個別の識別が可能で信頼性をもって測定可能であり、なおかつ回収の可能性が高い場合、資産として認識される。これらの繰延獲得費用は貸借対照表において無形資産として表示され、将来の保険契約手数料で回収される期間にわたって償却される。

日本基準においては、これらの費用は発生時に費用計上される。

(f) 保険契約負債

AGAAPにおいては、保険契約負債はプロジェクション法を採用した「マージン・オン・サービス」(MoS) モデルを用いて算定される。プロジェクション法において、債務は予想将来キャッシュフローに、まだ提供されていないサービスに関連する費用を超過する部分の収入にあたる予定マージン(差益)を加えた値を、当該債務の内容、構造、および期間を反映した無リスクの割引率を用いて割り引いた現在価値(純額)として算定される。予想将来キャッシュフローには、保険料、経費、解約返戻金、ボーナスを含む給付金の支払いなどが含まれる。

日本基準においては、生命保険契約の保険負債は平準純保険料方式で算定されるが、その具体的な計算方法は規制当局により詳細に定められている。また、各年度末に法人のアクチュアリーにより保険負債の充分性の検討が行われ、必要な場合には追加の責任準備金の認識が必要とされる場合がある。

(g) 資産の減損

AGAAPのもとでは、以下の減損テストが求められる。

- ・各報告日において、有形固定資産または耐用年数を確定できる無形資産(または無形資産が配分された資金生成単位(「CGU」))に減損の兆候があるかどうかを判断する。
- ・耐用年数が確定できない無形資産およびのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず年次で減損テストを実施する。

減損テストにあたり、資産またはCGUの帳簿価額はその回収可能価額と比較される。当該回収可能価額が資産の簿価より小さい場合には、当該差額を減損として認識する。回収可能価額は、資産の公正価値から売却費用を控除した金額と、将来のキャッシュフローを現在価値に割引いて算出した使用価値のいずれか高い方の額である。

無形資産(のれんを除く)または有形固定資産について以前認識された減損損失は、減損損失がその後減少したか、もはや存在しなくなった場合には損益計算書に戻し入れられる。ただし、増加する資産額は、過年度において当該資産について減損損失が認識されていなかった場合に決定されたであろう帳簿価額(減価償却費を控除後)を超えてはならない。のれんに対する減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

日本基準においても、減損会計は基本的にAGAAPと同様である。しかしながら、日本基準の場合、減損テストは減損の兆候がある場合にのみに行われ、簿価と割引前見積将来キャッシュフローとを比較し、簿価が高い場合に限り、資産の公正価値(売却費用控除後)および使用価値を考慮して減損損失を算定する。減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

(h) 金融資産の譲渡による認識の中止

AGAAPのもとでは、金融資産の譲渡による認識の中止は、譲渡企業の譲渡資産に対する支配およびリスク/経済価値のエクスポージャーをどの程度留保しているかに基づいて行われる。所有に伴うすべてのリスクおよび経済価値が実質的には留保も移転もされない取引において、当該資産に対する支配権が失われた場合に当該資産の認識は中止される。一方、金融資産に対する支配の一部が留保される譲渡取引において、企業は継続的関与の範囲内(企業が譲渡資産の価値変動にさらされる範囲)について引き続き認識を継続する。

日本基準においては、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転した場合に、金融資産の譲渡による認識の中止を行う。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(i) 公正価値オプション

AGAAPのもとでは、一定の条件が満たされた場合、金融資産、金融負債を当初認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に区分し、当初認識以降の測定により発生した公正価値差額を損益計算書に計上することが認められている。

日本基準においては、公正価値オプションは認められていない。

(j) ヘッジ会計

AGAAPのもとでは、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、海外事業に対する純投資ヘッジが認められている。公正価値ヘッジの場合、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジおよび海外事業に対する純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効部分は資本の部に計上され、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジに関連して、

- ・ヘッジ手段が消滅、売却、解除された、またはもはやヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、資本の部に繰延べられた累積額はキャッシュフロー・ヘッジ準備金に留保され、その後ヘッジ対象が損益計算書に計上される際に損益計算書に振替えられる。

- ・予定取引がもう発生しないと予想される場合、資本の部に繰延べられた金額は直ちに損益計算書に計上される。

海外事業に対する純投資ヘッジに関連し、資本の部に認識された累積損益は、海外事業の処分または一部処分の際に損益計算書に認識される。

日本基準においては、ヘッジに有効性がある場合は原則として「繰延ヘッジ」が適用される。「繰延ヘッジ」とは、ヘッジ手段の公正価値の変動を、対応するヘッジ対象の損益が認識されるまで資本の部に計上する方法である。この例外として、売却可能有価証券（いわゆる「その他有価証券」）の価格変動リスクをヘッジする際には、「時価ヘッジ」を適用することができる。「時価ヘッジ」では、上記AGAAPの公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ対象およびヘッジ手段の両方の公正価値の変動を同時に損益計算書に認識する。

(k) 確定給付制度

AGAAPのもとでは、各確定給付制度の確定給付債務の現在価値（予測単位積増方式を用いて計算される）が各制度の資産の公正価値より大きい場合には確定給付負債が認識される。また、この計算によって資産が生じる場合、回収可能な額を上限とする確定給付資産が認識される。各報告期間において、正味確定給付負債（資産）の増減は、以下のように取扱われる。

- ・当期の勤務費用、正味確定給付負債の利息純額、過去勤務費用およびその他の費用（例えば、縮小および清算の影響など）に関する増減（純額）は、損益計算書の営業費用に計上される。
- ・正味確定給付負債（資産）のうち数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・雇用者の拠出額は正味確定給付負債（資産）に直接認識される。

日本基準においては、退職給付債務額は「給付算定基準」または「期間定額基準」のいずれかを用いて計算される。

利息費用は退職給付債務に割引率を乗じて算定される。各報告期間において、勤務費用、利息費用、制度資産の期待収益、過去勤務費用および数理計算上の差異の当期の費用処理額（その他包括利益からリサイクリング）は、退職給付費用の一部として損益計算書に含まれる。

未認識の過去勤務費用および数理計算上の差異については、その他包括利益を通じて貸借対照表の資本の部に認識される。過去勤務費用および数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間の範囲内の一定の年数で、営業費用として損益計算書に計上することとされており、また発生時に費用処理する方法も認められている。

(l) 個別財務諸表における持分法

AGAAPのもとで、当行はAASB第2014-9号を適用しており親会社の個別財務諸表において関連会社に対する投資に持分法が適用されている。

日本基準においては、関連会社に対する投資は個別財務諸表において取得原価で計上される。

(m) AASB第9号「金融商品」

2014年12月にAASBは、AASB第139号「金融商品：認識および測定」（「AASB第139号」）を置き換えるオーストラリア会計基準AASB第9号「金融商品」を公表した。AASB第9号は、2013年10月1日より当グループに早期適用された一部の基準、公正価値測定に指定した金融負債において企業の自己信用リスクの変化による損益をその他包括利益に含めることを要求する部分（ただし、これにより会計上の損益にミスマッチが生じるまたは増幅する場合を除く）を除いて、2018年10月1日より当グループに適用される。

AGAAPにおける主な規定の概要は、財務書類注記1「早期適用されなかった基準」、AASB第9号「金融商品」を参照のこと。

金融資産の分類および測定

日本基準においては、金融商品は金銭債権、有価証券、デリバティブおよび金銭債務といった種類別に計上される。有価証券はさらに保有目的別に「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社および関連会社株式」、「その他有価証券」に分類される。「金銭債権」、「子会社および関連会社株式」は取得額で計上される。「満期保有目的の債券」は取得原価（債券を債券金額で取得した場合）または償却原価（債券を債券金額と異なる価額で取得した場合）のいずれかで計上される。「売買目的有価証券」および「デリバティブ取引から生じる正味の資産」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。「その他有価証券」は、時価で計上され、評価差額は純資産の部に計上される。

金融負債は、「金銭債務」および「デリバティブ取引から生じる正味の負債」に区分される。金銭債務は債務額をもって計上される。「デリバティブ取引から生じる正味の負債」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。

日本基準においては、金融商品の公正価値オプションは認められていない。

金融資産の減損

日本基準において、債権は債務者の状況に応じた3つの区分に分類され、区分ごとに算定された貸倒見積高に基づいて貸倒引当金が計上される。「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」ならびに「その他有価証券」の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

第7【外国為替相場の推移】

当行の財務書類の表示に用いられた豪ドルと日本円との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（自平成28年10月1日 至平成29年9月30日） 平成29年12月22日に関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書 事業年度中（自平成29年10月1日 至平成30年3月31日） 平成30年6月8日に関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

該当事項なし

(4) 訂正報告書

上記(1)の有価証券報告書の訂正報告書を平成30年3月1日に関東財務局長に提出

(5) 発行登録書（募集）

平成30年6月20日に関東財務局長に提出

(6) 発行登録書（売出）

平成30年6月20日に関東財務局長に提出

(7) 訂正発行登録書（募集）

平成30年3月1日に関東財務局長に提出

(8) 訂正発行登録書（売出）

平成30年3月1日（2件）、同年6月29日および同年9月3日に関東財務局長に提出

(9) 発行登録追補書類（募集）

該当事項なし

(10) 発行登録追補書類（売出）

平成30年3月13日、同年7月23日および同年9月19日に関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

該当事項なし。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

(訳文)
独立監査人の同意書

オーストラリア・ニュージーランド銀行
取締役会 御中

私たちは、2018年9月30日終了事業年度に係るオーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書に含まれるオーストラリア・ニュージーランド銀行の財務報告書に関連した2018年10月30日付のオーストラリア・ニュージーランド銀行の独立監査人の監査報告書が、金融商品取引法に従って2018年12月21日またはその前後に関東財務局長に提出される有価証券報告書の中に含まれることに同意する。

ケーピーエムジー(署名)

アリソン・キッチン (署名)
パートナー

オーストラリア、メルボルン市
2018年12月21日

[次へ](#)

CONSENT OF THE INDEPENDENT AUDITOR

To the Board of Directors

Australia and New Zealand Banking Group Limited

We hereby consent to the use of our Independent Auditor's Report to the Shareholders of Australia and New Zealand Banking Group Limited dated 30 October 2018 with respect to the financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited appearing in Australia and New Zealand Banking Group Limited's Annual Report for the year ended 30 September 2018 in the Annual Securities Report lodged with Director General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan on or around 21 December 2018 for the purposes of satisfying the filing requirements of the Financial Instruments and Exchange Law in Japan.

KPMG

Alison Kitchen
Partner

Melbourne, Australia
21 December 2018

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書
(翻訳)

オーストラリア・ニュージーランド銀行株主各位

<財務諸表監査>

監査意見

私たちは、オーストラリア・ニュージーランド銀行（以下、「銀行」という。）および銀行の事業年度末現在または当事業年度中における被支配法人（以下、総称して「グループ」という。）の財務書類について監査を行った。

私たちは、添付のグループの財務書類が、2001年会社法に基づき、以下のとおりであるものと認める。

- ・グループの2018年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度における経営成績を真実かつ公正に表示している。
- ・オーストラリア会計基準および2001年会社法規則に準拠している。

これらの財務書類は、以下より構成されている。

- ・2018年9月30日現在の連結財政状態計算書、
- ・同日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュフロー計算書、
- ・重要な会計方針の要約を含む注記1から35、ならびに
- ・取締役の宣言

監査意見の根拠

私たちは、オーストラリア監査基準に準拠して監査を行った。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査の基準における私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」に記載されている。

私たちは、オーストラリアにおける財務書類監査に関する2001年会社法 および職業的監査人倫理基準審議会のAPES110「職業的監査人の倫理規範（以下、「規範」という。）」における職業倫理に関する規範に従って、グループから独立しており、また、当該規範に準拠して監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項は、私たちの財務諸表全体に対する監査の実施過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該項目に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な事項は以下のとおりである。

- ・貸倒引当金および2018年10月1日におけるAASB第9号「金融商品」の適用により予想される影響についての開示
- ・公正価値で保有する金融商品の評価
- ・顧客救済引当金
- ・投資の売却に関する会計処理
- ・ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項とは、当事業年度の財務書類監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。

監査上の主要な事項は、財務書類全体に対する監査の実施過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは当該項目に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金（3,443百万ドル）および2018年10月1日付のAASB第9号「金融商品」の適用により予想される影響についての開示

貸倒引当金に関する重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については、本財務報告注記13および、本財務報告注記1の早期適用されなかった会計基準に関する開示の「AASB第9号「金融商品」により予想される影響」に記載されている。

監査上の主要な事項

グループは、幅広い貸付およびその他の商品、業種、地域にわたる多数の取引先に対する重要な信用リスク・エクスポージャーを有しているため、貸倒引当金は監査上の主要な事項である。貸付金および前渡金の残高は、貸借対照表において重要であり、グループが、これらの貸付金に対する個別および一般貸倒引当金を見積る際には高度な複雑性と判断を伴う。これらの特性により、貸付金の回収可能性および関連引当金の決定に関するリスクに対応するための監査業務は重要なものとなった。

2018年10月1日付でAASB第9号「金融商品」を適用するに当たり、グループは、適用により予想される影響を開示した。当該会計基準の複雑性および業界全体への影響が予想されていることから、私たちの2018年度の監査に追加作業が発生した。私たちは、貸付金および前渡金の予想信用損失（以下、「ECL」という。）について予想されるグループの開示への影響、ならびにグループが行使した重要な判断に焦点を絞った。ECLを計算するためのグループのモデルは、それ自体が複雑であり、適切なモデルの設計には判断を用いる。また、会計基準の要件をモデルに適用するにあたり、グループによる数多くの重要な仮定が存在し、これには将来予測的な情報の選定およびインプットが含まれている。

当該事項に対する監査上の対応

貸倒引当金および2018年10月1日付のAASB第9号「金融商品」の適用によって予想される影響についての開示に関する私たちの監査手続には、以下が含まれている。

個別の貸付金に対する引当金（個別引当金）

- ・ホールセール貸付金（個別に監視される大規模顧客へのエクスポージャー）の取引先リスク格付けに関する主要な統制のテスト 私たちは、グループの貸付方針に対する新規貸付枠の承認、年次ローン査定の実施、および取引先の信用状況の監視に関する統制を検証した。これには、取引先固有の内部的要因または外部のマクロ経済的要因のいずれかによるストレスの兆候を示すエクスポージャーの特定に関する統制を検証すること、取引先のリスク評価における適時性および正確性を検証すること、ならびにグループの貸付方針および規制要件に対するリスク格付けを検証することが含まれる。
- ・グループの専門家および回収チームにより管理され、リスクがより高いまたは減損していると査定されたホールセール貸付金のサンプル、ならびにその他の貸付金サンプルの信用評価の実施 ここでは、減損の兆候を示しているとグループが査定したより大規模なエクスポージャー、または（外部市況に照らした評価で）新たに生じたリスク領域に焦点を当てている。私たちは、グループの貸付金のリスク格付け、貸付金の回収可能性の評価および引当金に対する影響について検討した。これに当たって、私たちは、グループのローン・ファイルに含まれる情報を用いて貸付担当者および経営陣と具体的事例について議論し、私たち独自の回収可能性に関する評価を実施した。この評価には、関連産業およびマクロ経済環境に関して私たちが把握している内容を利用して、必要に応じてケーピーエムジーの専門家を起用すること、ならびに回収可能性の評価においてグループが使用するインプットの仮定と外部から入手した証拠（商品価格、一般に入手可能な監査済財務諸表および保有する担保についての比較可能な外部評価等）を比較することが含まれる。
- ・個人向け貸付金（個別に監視されない、小規模の顧客エクスポージャー）について、貸付延滞や、延滞日数に基づき支払延滞区分によるグループのエクスポージャーを記録し、個別引当金を計算するシステムに関する統制のテスト 私たちは、自動計算および変更管理統制について検証し、延滞の統計的な監視に関する統制に焦点を当てて、グループによるポートフォリオの監視状況について評価した。私たちは、支払延滞プロファイルに基づいて、異なる貸付商品に対して計上された引当金の十分性をサンプルで検証し、主に保有担保からの期待回収額に関して行われた仮定について検討した。

ローン・ポートフォリオ全体に対する引当金（一般引当金）

- ・一般引当金を計算するために用いるモデルを検証するためのグループのプロセスをテストし、確立された市場慣行および会計基準における要件に照らしてグループのモデル手法を評価した。
- ・一般引当金の算定に用いるITシステム内の主要な統制（具体的には、データ管理に関するもの、ならびに基礎となるソース・システムから一般引当金モデルへのデータ転送の網羅性および正確性）をテストした。

- ・期末残高のサンプルを総勘定元帳と照合、また返済履歴とリスク格付けをソース・システムと照合することによってモデルへの主要インプットの入力 of 正確性をテストした。
- ・リテールおよびホールセール・ポートフォリオのサンプルに関する、発現期間、デフォルト確率、デフォルト時損失率等、モデルにおける主要な仮定について検討した。私たちは、モデル化された見積りをグループで実際に発生した損失と比較した。
- ・リテールおよびホールセール・ポートフォリオのサンプルに関して、モデルのアウトプットの正確性を判断するためにケーピーエムジーが構築した計算ツールを用いて、一般引当金の計算を再実施した。

私たちはまた、上記のモデルによる引当金見積額を超過して計上されているグループの一般引当金残高の構成要素における主要な仮定についても検討した。これには以下が含まれる。

- ・集中リスクに対するインプットおよび景気循環引当金を評価して、その基礎となるポートフォリオの特性と最近の損失実績、現在の市況およびグループのローン・ポートフォリオに内在する特定のリスクを比較した。
- ・グループのモデル検証プロセスで特定されたモデルまたはデータの不備を検討することによって、その他の追加的引当金に関する要件を評価した。
- ・ポートフォリオで特定されたリスクとグループの評価に含まれるものとの整合性をチェックすることによって、追加的引当金の網羅性を評価した。

AASB第9号「金融商品」

私たちはまた、2018年10月1日付で適用となるAASB第9号「金融商品」により予想される影響に関するグループの開示を評価した。私たちの手続きには、ケーピーエムジーの信用リスクおよび経済専門家を伴った以下が含まれる。

- ・グループの重要な会計方針を会計基準の要件に照らして評価した。
- ・グループのECLモデルの手法およびモデルのサンプルについて、ECLモデルに組み込まれた重要な信用モデルにおける仮定をサンプルで会計基準の要件および基礎となる会計記録に照らしてテストすることにより評価した。
- ・将来予測的な経済的仮定および外部の経済情報に照らした経済的シナリオの構築、ならびにECLモデルへの適用を評価した。
- ・ECLモデルとソース・システム間のデータ照合に関する統制をテストした。
- ・ECL計算をサンプルベースで再実施することにより、モデルによる計算の正確性をテストした。
- ・オーストラリアの会計基準要件に照らして本財務書類における開示を評価した。

公正価値で保有する金融商品の評価

—公正価値で保有する資産（223,713百万ドル）

—公正価値で保有する負債（121,262百万ドル）

公正価値に関する重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記17に記載されている。

監査上の主要な事項

グループの貸借対照表に計上された公正価値で保有する金融商品には、売却可能資産、売買目的有価証券、デリバティブ資産および負債、保険契約に対応する投資、特定の保険契約債務、特定の負債証券、ならびに損益を通じて公正価値評価するものとして指定されたその他の資産および負債が含まれる。当該商品は主に顧客に販売されるリスク管理商品およびグループ固有の金利リスクおよび為替リスクを管理するためにグループによって使用されるものである。

公正価値で保有する金融商品の評価は、以下の要因で監査上の主要な事項と考えられる。

- ・公正価値で保有する金融商品は重要である（資産の24%および負債の14%）。
- ・数多くの海外拠点で膨大かつ広範囲に及ぶ商品が取引されることにより、取引管理プロセスにおける不整合リスクが増加することにより評価が不正確なものとなる。
- ・売買目的有価証券およびデリバティブの公正価値の算定には、グループによる重要なレベルの判断を伴い、誤謬リスクの増加および私たちの監査に複雑性が加わる。商品の公正価値の算定に市場価格ではなく内部モデルが用いられている場合、または内部モデルへのインプット（割引率およびボラティリティの測定等）が観察可能でない場合には、判断のレベルが引き上げられる。
- ・グループが保有する特定のデリバティブの評価は、調達金利、デフォルト確率、デフォルト時損失率を含むインプットに対して変動するが、資金調達リスクおよび信用リスク双方による影響をどのように特定のデリバティブ商品の評価に組み入れるかに関する業界慣行が進化している。このため、この領域における私たちの監査業務は増加し、評価専門家の関与が必要とされた。

当該事項に対する監査上の対応

公正価値で保有する金融商品の評価に関する私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・重要な評価システムに関するアクセス権および変更管理統制のテスト
- ・インターフェースの管理、つまり、取引処理システム、評価および関連する評価調整を生成するための主要なシステム、グループの市場リスク管理システムおよび財務システム間のデータ転送の完全性および正確性を検証し、商品、拠点ごとの取引管理および評価プロセスにおける不整合を特定すること。
- ・ガバナンスおよび承認管理（評価モデルの経営陣のレビューおよび承認等）、ならびに新商品の承認に対する方針および手続のテスト
- ・グループの独立した商品管理部門によって作成された日々の金融商品売買によって生じた損益の照合に関するフロント・オフィス経営陣のレビューおよび承認のテスト
- ・関連する評価モデルの有効性および確実性を評価することを目的としたモデルの構築および妥当性の確認に関する経営陣のレビューおよび承認のテスト
- ・公正価値がフロント・オフィス・チームによって決定された場合のグループのデータ検証の管理（市場データに対して公正価値を生成する際の主要なインプットに係るもの等）のテスト

私たちは観察可能および観察不能の両方のインプットを有する金融商品の評価に関するテストを行った。私たちの具体的なテストには、評価専門家の関与による以下が含まれる。

- ・独立した情報源から入手した市場データと市場価格を含む観察可能なインプットを比較することにより、レベル1およびレベル2の売却可能資産および売買目的有価証券（主に国債、政府機関債、および社債）の評価を再実施した。
- ・公正価値が観察可能なインプットを使用して算定された場合、独立したモデルを使用して、拠点ごとにデリバティブ資産および負債の評価サンプルを再計算した。これには、グループのデリバティブ評価に用いられた観察可能なインプットのサンプルを、独立した情報源から入手した市場データ（金利、為替レートおよびボラティリティ等）と比較することが含まれた。
- ・デリバティブならびにその他の金融資産および負債の公正価値が観察不能なインプット（レベル3の商品）を用いて決定された場合、市場において比較可能なデータに用いられる主要なインプット（代替商品および入手可能な代替値の使用を含む）をテストすることによって、グループの評価モデルについて検討した。私たちは、グループの評価手法を業界慣行および会計基準における要件と比較した。
- ・多様な同業金融機関における現行および新しいデリバティブ評価慣行を適用して、また会計基準において必要とされる要件に照らして、デリバティブ金融商品に関するグループの評価手法の妥当性を評価した。私たちは、評価に対して行われた調整、特に無担保デリバティブに係る資金調達調整および信用評価調整をテストした。特に、拠点ごとの個別の取引相手のサンプルについて、私たちは、信用評価調整計算への主要なインプット（デフォルト確率を含む）を観察可能な市場データに照らしてテストを行った。代替商品が用いられる場合、私たちは、数多くの拠点において、入手可能な代替値に対して代替商品の評価を行った。

顧客救済引当金（602百万ドル）

重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記21および33に記載されている。

監査上の主要な事項

グループは、内部および外部調査ならびにレビューにより生じた特定の顧客救済措置に関連する引当金の認識の必要性について評価した。

顧客救済引当金は、以下に関するグループの決定を評価するに当たり、私たちに判断が要求されることから監査上の主要な事項と考えられる。

- ・その事象を会計基準で規定されている要件に照らし、過去の事象によって生じた現在の法的債務または推定的債務の存在
- ・調査の件数および現在の債務から生じる支払予定額の規模
- ・調査の結果により支払可能性のある金額について信頼性のある見積り（関連費用の見積りを含む）
- ・私たちが検討すべき見積りの幅の拡大につながるような法的手続き、追加調査、および規制当局によるレビューの可能性

当該事項に対する監査上の対応

顧客救済引当金に関する私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・顧客救済措置に関する調査による影響を識別および評価するためのグループのプロセスを把握した。
- ・その他の救済措置に関する継続中の法律、規制および調査についてグループに照会した。
- ・グループの取締役会、役員会、さまざまな経営委員会の議事録およびその他の関連文書を通読し、グループの監査およびリスク委員会の会議に出席した。
- ・規制当局との通信、およびグループの「銀行業、退職年金および金融サービス業における不祥事に関する王立委員会」への主な提出物を調査した。
- ・個別の顧客救済サンプルについて、引当金および関連費用の認識の基礎を会計基準の規定に照らして評価した。私たちは、引当方法および裏付けとなる仮定の把握と検討を行った。
- ・私たちの広範囲にわたる業界事案の知識および経験、グループの文書ならびに現在の規制環境に基づいて、エクスポージャーが生じる可能性のある事項を評価することによって網羅性をテストした。私たちはまた、これらのエクスポージャーの特性を、引当金または偶発債務を定義する会計基準の規定に照らして確認した。
- ・信頼性のある見積りが不能な引当金の認識に関して、グループによる結論の適切性をオーストラリア会計基準要件に照らして評価した。
- ・関連する開示をオーストラリア会計基準の要件に照らして評価した。

投資の売却に関する会計処理

重要な会計上の見積り、判断および開示、非継続事業ならびに売却目的保有資産および負債の開示については本財務書類注記1および29に記載されている。

監査上の主要な事項

グループは、当年度中に保険事業をチューリッヒ・フィナンシャル・サービスズ・オーストラリアへ売却し、One Pathの年金および投資事業ならびに提携ディーラー・グループ事業をI00Fホールディングス・リミテッドへ売却すること（以下、「売却事業」という。）を発表した。これらの事業は、富裕層オーストラリア事業セグメントの一部であった。売却事業の財務成績は、非継続事業として表示されており、関連する資産および負債は、貸借対照表日現在で売却目的保有に分類されている。

当該売却は、以下により監査上の主要な事項と考えられる。

- ・グループに対する売却事業の重要性
- ・会計基準の要件および当該売却の契約条件を用いてグループが売却事業の測定において下した判断
- ・2018年9月30日現在における売却の可能性を評価するにあたり、グループがオーストラリア会計基準の要件に照らして下した判断

私たちは、非継続事業の測定において、以下を含む判断が存在する分野に焦点を当てた。

- ・売却事業間とののれんの配分
- ・売却を完了するために必要な費用の見積り（グループからの売却事業の分離に関連する費用を含む）

- ・売却に関連する税金の取り扱い（売却に係わる損失に重要な影響を与える可能性があり、専門家の知識を必要とする）

過年度の財務情報における財務報告の継続事業および非継続事業の修正再表示もまた、私たちが焦点を当てた事項であった。

当該事項に対する監査上の対応

売却事業に関する私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・売却条件を把握するために関連する取引文書を通読した。
- ・貸借対照表日現在における会計基準の規定に照らして、売却目的保有として認識および測定される売却事業に関する規定を評価した。
- ・取引文書の条件を会計基準における非継続事業に関する基準に照らして売却の実態を評価した。
- ・売却目的保有の売却事業の測定に関するグループの統制についてテストを行った。これには、運営委員会のレビューおよびグループからの売却事業の分離に関連する費用の承認が含まれていた。
- ・処分資産および負債の識別について、それら資産および負債の取引文書のサンプルを裏付けとなる貸借対照表日現在の財務記録を比較することによって評価した。
- ・取引文書および裏付けとなる財務記録に照らして売却対価を確認した。
- ・会計基準への準拠について、売却事業のグループからの分離に関連する費用の識別、認識の基礎および取扱いをサンプルで評価した。
- ・売却事業のグループからの分離に関する費用の額と市場における類似取引と比較した。
- ・私たちは、ケーピーエムジーの税務専門家を擁して、税法の規定に照らし関連する税務上の取扱いを評価した。
- ・私たちの事業に関する知識と会計基準の規定に基づいて、のれんを売却事業に配分するためにグループが適用した手法を評価した。
- ・売却事業に関してグループによる損失計算を売却別に確認した。
- ・売却に関連する財務報告の開示を会計基準の規定に照らして評価した。ここには、売却の影響を反映するため過年度情報の修正再表示が含まれる。

ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項

オーストラリアの大手銀行として、グループの事業は、大量の取引を処理し、記録するために数多くの複雑かつ相互依存型の情報技術（IT）システムを活用している。ITシステムへのアクセスおよび変更に係る統制は、財務情報を記録する上で重要であり、グループの財政状態および経営成績を真実かつ公正に表示する財務書類の作成において重要である。ITシステムおよび統制は、財務記録および取引報告に影響を与えるため、監査上の主要な事項とされており、私たちの監査手続はグループのIT統制の運用状況の有効性に依拠して、著しく異なる可能性がある。ケーピーエムジーのIT専門家は、私たちの監査チームの中核としてエンゲージメントを通じて活用された。

当該事項に対する監査上の対応

私たちは、重要な取引を処理し、総勘定元帳に残高を記録するために用いる主要なITアプリケーション（システム）に関する統制環境をテストした。私たちはまた、これらのシステムの中に組み込まれている自動化された統制についても検証した。私たちの監査手続には以下が含まれる。

- ・グループのテクノロジー・チームがシステムの完全性を監視するために用いるガバナンス統制について、中核システムによる運用上の完全性に影響を及ぼす事項がグループの方針に従って検出され、対応措置が取られているかどうかを検証することによってテストした。
- ・スタッフに付与されたアクセス権について、承認済の記録との確認およびアクセス権の承認と削除に関する報告書を査閲することによってテストした。私たちはまた、違反を検出した証拠についても閲覧した。
- ・特定のシステム内のユーザー間の職務分掌を強化するために整備された予防的統制についてテストした。
- ・自動化された統制の運用状況の有効性、主に金融取引の自動計算についてテストした。私たちは、自動計算の中で使用されたインプットをソース・データと照合してテストし、識別された各統制内の取引サンプルを用いて、計算ロジックの正確性についてもテストした。
- ・自動照合統制に関する運用状況の有効性について、システム間とイントラ・システム間の両方においてテストした。私たちは、照合時に識別された発見事項のサンプルが例外事項として報告されていること、またその後、グループによって調査され、解決されていることをテストした。

その他の記載内容

その他の記載内容とは、財務書類および監査報告書に加えて提供されている、オーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書の財務情報および非財務情報の両方である。その他の記載内容に対する責任は取締役にある。

財務書類に関する私たちの意見は、その他の記載内容を対象としていないため、私たちは、報酬報告書およびそれに対する私たちの保証意見を除き、当該その他の記載内容に対して監査意見を表明しないし、またいかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関連して、私たちの責任は、その他の記載内容を読み、その過程で、当該その他の記載内容が財務書類または私たちが監査上入手した知識と重要な相違があり、そのため重要な虚偽記載があるかどうかを検討することである。

実施した手続きに基づき、監査報告書の日付よりも前に、当該その他の情報に重要な虚偽記載があるとの結論に至った場合、私たちは当該事実を報告する義務がある。この点に関して、私たちが報告すべきことはない。

財務書類に関する取締役の責任

取締役の責任は以下のとおりである。

- ・オーストラリア会計基準および2001年会社法に準拠した真実かつ公正な財務書類を作成すること。
- ・不正または誤謬による重要な虚偽記載がない財務書類を作成し、真実かつ公正に表示するために取締役が必要と判断した内部統制を整備および運用すること。

- ・継続企業の前提に基づき財務書類を作成すること、および継続企業の会計基準を使用することが適切かどうかを評価すること。取締役が清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務書類を作成し、財務報告の枠組みおよび開示規則に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示すること。

財務書類監査に関する監査人の責任

監査の目的は以下のとおりである。

- ・全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得ること
- ・監査報告書において監査意見を表明すること

合理的な保証は、高い水準の保証である。しかしながら、オーストラリア監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に関する監査人の責任のより詳細な記載は、監査および保証基準審議会のウェブサイト http://www.auasb.gov.au/auditors_responsibilities/ar1.pdf に掲載されている。当該記載は、監査報告書の一部である。

＜報酬報告書に関する報告＞

私たちは、オーストラリア・ニュージーランド銀行の2018年9月30日に終了した事業年度の報酬報告書が、2001年会社法第300A条に準拠しているものと認める。

取締役の責任

取締役の責任は、2001年会社法の第300A条に準拠して報酬報告書を作成し、開示することにある。

監査人の責任

私たちは、取締役報告書の40ページから67ページ（訳者注：原文のページ数である。）に記載された2018年9月30日に終了した事業年度の報酬報告書について監査を行った。

監査人の責任は、オーストラリア監査基準に準拠して行った監査に基づいて、報酬報告書について意見を表明することである。

ケーピーエムジー（署名）
オーストラリア、メルボルン市
2018年10月30日

アリソン・キッチン（署名）
パートナー

[前へ](#) [次へ](#)

Independent Auditor's Report

TO THE SHAREHOLDERS OF AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LIMITED REPORT ON THE AUDIT OF THE FINANCIAL REPORT

OPINION

We have audited the Financial Report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company) and the entities it controlled at the year end and from time to time during the financial year (together, the Group).

In our opinion, the accompanying Financial Report of the Group is in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:

- giving a true and fair view of the Group's financial position as at 30 September 2018 and of its financial performance for the year ended on that date; and
- complying with Australian Accounting Standards and the *Corporations Regulations 2001*.
- The Financial Report comprises the:
 - consolidated statement of financial position as at 30 September 2018;
 - consolidated income statement, consolidated statement of comprehensive income, consolidated statement of changes in equity, and consolidated statement of cash flows for the year then ended;
 - notes 1 to 35 including a summary of significant accounting policies; and
 - Directors' Declaration.

BASIS FOR OPINION

We conducted our audit in accordance with Australian Auditing Standards. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the Financial Report section of our report.

We are independent of the Group in accordance with the *Corporations Act 2001* and the ethical requirements of the Accounting Professional and Ethical Standards Board's APES 110 *Code of Ethics for Professional Accountants (the Code)* that are relevant to our audit of the Financial Report in Australia. We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code.

KEY AUDIT MATTERS

These matters were addressed in the context of our audit of the Financial Report as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

The Key Audit Matters we identified are:

- Provision for credit impairment and disclosures for the expected impact of AASB 9 *Financial Instruments* applicable on 1 October 2018;
- Valuation of Financial Instruments held at Fair Value;
- Provision for Customer Remediation;
- Accounting for Divestments; and
- IT Systems and Controls.

Key Audit Matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the Financial Report of the current period.

These matters were addressed in the context of our audit of the Financial Report as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

PROVISION FOR CREDIT IMPAIRMENT (\$3,443M) AND DISCLOSURES FOR THE EXPECTED IMPACT OF AASB 9 FINANCIAL INSTRUMENTS**APPLICABLE ON 1 OCTOBER 2018**

Refer to the critical accounting estimates and judgements and disclosures in relation to credit impairment provisioning in Note 13 to the Financial Report, and to the disclosures in relation to accounting standards not yet adopted for the expected impact of AASB 9 Financial Instruments in Note 1 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

The provision for credit impairment is a Key Audit Matter as the Group has significant credit risk exposure to a large number of counterparties across a wide range of lending and other products, industries and geographies. The value of loans and advances on the balance sheet is significant and there is a high degree of complexity and judgement involved for the Group in estimating individual and collective credit impairment provisions against these loans. These features resulted in significant audit effort to address the risks around loan recoverability and the determination of related provisions.

In preparation for adoption of AASB 9 *Financial Instruments* on 1 October 2018, the Group disclosed the expected impact of adoption. This added effort to our FY18 audit given the complexity of the accounting standard and its expected pervasive impact on the industry. We focused on the Group's disclosure of the expected impact of measuring expected credit losses (ECLs) on loans and advances and the significant judgement exercised by the Group. The Group's models to calculate ECLs are inherently complex and judgement is applied in determining the correct construct of the models. There are also a number of key assumptions made by the Group in applying the accounting standard requirements to the models, including the selection and input of forward-looking information.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for the provision for credit impairment and disclosures for the expected impact of AASB 9 *Financial Instruments* applicable on 1 October 2018 included:

Provisions against specific individual loans (individual provision)

- Testing the key controls over counterparty risk grading for wholesale loans (larger customer exposures that are monitored individually). We tested the approval of new lending facilities against the Group's lending policies, the performance of annual loan assessments, and controls over the monitoring of counterparty credit quality. This included testing controls over the identification of exposures showing signs of stress, either due to internal factors specific to the counterparty or external macroeconomic factors, and testing the timeliness of and the accuracy of counterparty risk assessments and risk grading against the requirements of the Group's lending policies and regulatory requirements;
- Performing credit assessments of a sample of wholesale loans managed by the Group's specialist workout and recovery team assessed as higher risk or impaired, and a sample of other loans, focusing on larger exposures assessed by the Group as showing signs of deterioration, or in areas of emerging risk (assessed against external market conditions). We challenged the Group's risk grading of the loan, their assessment of loan recoverability and the impact on the credit provision. To do this, we used the information on the Group's loan file, discussed the case with the loan officer and management, and performed our own assessment of recoverability. This involved using our understanding of relevant industries and the macroeconomic environment, engaging KPMG specialists where required, and comparing assumptions of inputs used by the Group in recoverability assessments to externally sourced evidence, such as commodity prices, publicly available audited financial statements, and comparable external valuations of collateral held; and
- For retail loans (smaller customer exposures not monitored individually), testing controls over the systems which record lending arrears, group exposures into delinquency buckets based on the number of days loans are overdue, and calculate individual provisions. We tested automated calculation and change management controls and evaluated the Group's oversight of the portfolios, with a focus on controls over delinquency statistics monitoring. We tested a sample of the level of provisions held against different loan products based on the delinquency profile and challenged assumptions made in respect of expected recoveries, primarily from collateral held.

Provisions estimated across loan portfolios (collective provision)

- Testing the Group's processes to validate the models used to calculate collective provisions, and evaluating the Group's model methodologies against established market practices and criteria in the accounting standards;
- Testing the key controls within IT systems used to calculate the collective provision, specifically those relating to data management and the completeness and accuracy of data transfer from underlying source systems to the collective provision models;
- Testing the accuracy of key inputs into models by checking a sample of year-end balances to the general ledger, and repayment history and risk ratings to source systems;
- Challenging the key assumptions in the models such as emergence periods, probability of default and loss given default, for a sample of retail and wholesale portfolios. We compared modelled estimates against actual losses incurred by the Group; and
- Re-performing, for a sample of retail and wholesale portfolios and using a KPMG-constructed calculation tool, the calculation of collective provisions, to determine the accuracy of model output.

We also challenged key assumptions in the components of the Group's collective provision balance held above modelled provision estimates. This included:

- Evaluating inputs to the concentration risk and economic cycle provisions by comparing underlying portfolio characteristics to recent loss experience, current market conditions and specific risks inherent in the Group's loan portfolios;
- Assessing the requirement for other additional provisions by considering model or data deficiencies identified by the Group's model validation processes; and
- Assessing the completeness of additional provisions by checking the consistency of risks identified in the portfolios to their inclusion in the Group's assessment.

AASB 9 Financial Instruments

We assessed the Group's disclosures for the expected impact of AASB 9 *Financial Instruments* which is applicable on 1 October 2018. Together with KPMG credit risk and economics specialists, our procedures included:

- Assessing the Group's significant accounting policies against the requirements of the accounting standard;
- Assessing the Group's ECL modelling methodology and for a sample of models testing key credit modelling assumptions incorporated in the ECL models against the requirements of the standard and underlying accounting records;
- Assessing forward-looking economic assumptions and the development of economic scenarios against external economic information, and the application into the ECL models;
- Testing data reconciliation controls between the ECL models and source systems;
- Testing the accuracy of the modelled calculations by re-performing the ECL calculations on a sample basis; and
- Assessing the disclosures in the financial report against the requirements of Australian accounting standards.

VALUATION OF FINANCIAL INSTRUMENTS HELD AT FAIR VALUE:

- ASSETS HELD AT FAIR VALUE \$223,713M

- LIABILITIES HELD AT FAIR VALUE \$121,262M

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures of fair values in Note 17 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

Financial instruments held at fair value on the Group's balance sheet include available for sale assets, trading securities, derivative assets and liabilities, investments backing policy liabilities, certain policy liabilities, certain debt securities, and other assets and liabilities designated as measured at fair value through profit or loss. The instruments are mainly risk management products sold to customers and used by the Group to manage its own interest rate and foreign exchange risk.

The valuation of financial instruments held at fair value is considered a Key Audit Matter as:

- Financial instruments held at fair value are significant (24% of assets and 14% of liabilities);
- The significant volume and range of products transacted, in a number of international locations, increases the risk of inconsistencies in transaction management processes that could lead to inaccurate valuation;
- Determining the fair value of trading securities and derivatives involves a significant level of judgement by the Group, increasing the risk of error, and adding complexity to our audit. The level of judgement increases where internal models, as opposed to quoted market prices, are used to determine fair value of an instrument, or where inputs to the internal models, such as discount rates and measures of volatility, are not observable; and
- The valuation of certain derivatives held by the Group is sensitive to inputs including funding rates, probabilities of default and loss given default, and industry practice is evolving as to how the impact of both funding and credit risk is incorporated within the valuation of certain derivative instruments. This increased our audit effort in this area and necessitated the involvement of valuation specialists.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for the valuation of financial instruments held at fair value included:

- Testing access rights and change management controls for key valuation systems;
- Testing interface controls, notably the completeness and accuracy of data transfers between transaction processing systems, key systems used to generate valuations and any related valuation adjustments, and the Group's market risk management and finance systems to identify inconsistencies in transaction management and valuation processes across products and locations;
- Testing the governance and approval controls, such as management review and approval of the valuation models, and approval of new products against policies and procedures;
- Testing the front office management review and approval of the daily financial instrument trading profit and loss reconciliations prepared by the Group's independent product control function;
- Testing the management review and approval of model construction and validation, aimed at assessing the validity and robustness of underlying valuation models; and
- Testing the Group's data validation controls, such as those over key inputs in generating the fair value to market data where fair values were determined by front office teams.

We carried out testing over the valuation of financial instruments with both observable and unobservable inputs. Our specific testing involved valuation specialists and included:

- Re-performing the valuation of 'level 1' and 'level 2' available for sale assets and trading securities, which are primarily government, semi- government and corporate debt securities, by comparing the observable inputs, including quoted prices, to independently sourced market data;

- Using independent models, re-calculating the valuation of a sample, across locations, of derivative assets and liabilities where the fair value was determined using observable inputs. This included comparing a sample of observable inputs used in the Group's derivative valuations to independently-sourced market data, such as interest rates, foreign exchange rates and volatilities;
- Where the fair value of derivatives and other financial assets and liabilities were determined using unobservable inputs ('level 3' instruments), challenging the Group's valuation model by testing the key inputs used to comparable data in the market, including the use of proxy instruments and available alternatives. We compared the Group's valuation methodology to industry practice and the criteria in the accounting standards; and
- Evaluating the appropriateness of the Group's valuation methodology for derivative financial instruments, having regard to current and emerging derivative valuation practices across a range of peer institutions, and against the required criteria in the accounting standards. We tested adjustments made to valuations, particularly funding and credit valuation adjustments on un-collateralised derivatives. In particular, for a sample of individual counterparties, across locations, we tested key inputs to the credit valuation adjustment calculation, including the probability of default, against observable market data. Where proxies were used, we assessed the proxy against available alternatives, across a number of locations.

PROVISION FOR CUSTOMER REMEDIATION (\$602M)

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures in Notes 21 and 33 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

The Group has assessed the need to recognise provisions in relation to certain customer remediation activities arising from both internal and external investigations, and reviews.

The provision for customer remediation activities is a Key Audit Matter due to the judgements required by us in assessing the Group's determination of:

- The existence of a present legal or constructive obligation arising from a past event using the conditions of the event against the criteria in the accounting standards;
- The number of investigations and the quantum of amounts being paid arising from the present obligation;
- Reliable estimates of the amounts which may be paid arising from investigations, including estimates of related costs; and
- The potential for legal proceedings, further investigations, and reviews from its regulators leading to a wider range of estimation outcomes for us to consider.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for customer remediation provisions included:

- Obtaining an understanding of the Group's processes for identifying and assessing the potential impact of the investigations into customer remediation activities;
- Enquiring with the Group regarding ongoing legal, regulatory and investigation into other remediation activities;
- Reading the minutes and other relevant documentation of the Group's Board of Directors, Board Committees, various management committees, and attending the Group's Audit and Risk Committee meetings;
- Inspecting correspondence with relevant regulatory bodies and the Group's key submissions to the Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry;

- For a sample of individual customer remediation matters, assessing the basis for recognition of a provision and associated costs against the requirements of the accounting standards. We did this by understanding and challenging the provisioning methodologies and underlying assumptions;
- Testing completeness by evaluating where exposures may have arisen based upon our knowledge and experience of broader industry matters, the Group's documentation and the current regulatory environment. We also checked these features of these exposures against the criteria defining a provision or a contingency in the accounting standards;
- Assessing the appropriateness of the Group's conclusions against the requirements of Australian Accounting Standards where estimates were unable to be reliably made for a provision to be recognised; and
- Evaluating the related disclosures against the requirements of Australian Accounting Standards.

ACCOUNTING FOR DIVESTMENTS

Refer to the critical accounting estimates, judgments and the discontinued operations and assets and liabilities held for sale disclosures in Notes 1 and 29 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

During the year the Group announced the sale of its Life Insurance business to Zurich Financial Services Australia, and the sales of its One Path pensions and investment business and Aligned Dealer Group business to IOOF Holdings Limited (the 'Divestment Businesses'). These businesses were part of the Wealth Australia operating segment. The financial results of the Divestment Businesses are presented as discontinued operations, and the associated assets and liabilities are classified as held for sale at balance date.

The divestments are considered a Key Audit Matter due to the:

- significance of the Divestment Businesses to the Group;
- judgement applied by the Group in the measurement of the Divestment Businesses using the requirements accounting standards and the terms and conditions of the divestments; and
- judgement applied by the Group in assessing the probability of the divestments against the requirements of Australian Accounting Standards at 30 September 2018.

We focused on the areas where judgement exists in the measurement of the discontinued operations, including the:

- allocation of goodwill between the Divestment Businesses;
- estimation of costs required to complete the divestments including costs associated with separating these businesses from the Group; and
- taxation implications of the divestments, potentially having a significant impact on the loss on sale and requiring specialist knowledge.

The presentation of the restatement of prior year financial information into continuing and discontinued operations in the financial report was also a focus for us.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures in relation to the Divestment Businesses included:

- Reading the relevant transaction documents to understand the terms and conditions of the divestments;
- Assessing the criteria for the Divestment Businesses to be recognised and measured as held for sale against the criteria in the accounting standards at balance sheet date;
- Evaluating the substance of the divestments using the terms and conditions of the transaction documents against the criteria for discontinued operations in the accounting standards;

- Testing the Group's controls for measurement of the divestments held for sale. This included the Steering Committee review and approval of costs associated with separating the divestments from the Group;
- Assessing, on a sample basis, the identification of assets and liabilities disposed by comparing to transaction documents and underlying financial records at balance date;
- Checking the consideration for the divestments to the transaction documents and underlying financial records;
- Assessing the identification, basis for recognition, and treatment of a sample of costs associated with separating the divestments from the Group for compliance with the accounting standards;
- Comparing the quantum of the costs associated with separating the divestments from the Group to similar transactions within the market;
- Using our tax specialists, we evaluated the associated tax implications against the requirements of the tax legislation;
- Evaluating the methodology applied by the Group to allocate goodwill between the Divestment Businesses based on our knowledge of the businesses and the requirements of the accounting standards;
- Checking the Group's calculations of loss on sale of each of the divestments; and
- Assessing the disclosure in the financial report relating to the divestments including the presentation of the restatement of prior period information to reflect the impact of the divestments against the requirements of the accounting standards.

IT SYSTEMS AND CONTROLS

The Key Audit Matter

As a major Australian bank, the group's businesses utilise a large number of complex, interdependent Information Technology (IT) systems to process and record a high volume of transactions. Controls over access and changes to IT systems are critical to the recording of financial information and the preparation of a financial report which provides a true and fair view of the Group's financial position and performance. The IT systems and controls, as they impact the financial recording and reporting of transactions, is a key audit matter and our audit approach could significantly differ depending on the effective operation of the Group's IT controls. KPMG IT specialists were used throughout the engagement as a core part of our audit team.

How the matter was addressed in our audit

We tested the control environment for key IT applications (systems) used in processing significant transactions and recording balances in the general ledger. We also tested automated controls embedded within these systems. Our audit procedures included:

- Testing the governance controls used by the Group's technology teams to monitor system integrity, by checking matters impacting the operational integrity of core systems for escalation and action in accordance with the Group's policies;
- Testing the access rights given to staff by checking them to approved records, and inspecting the reports over the granting and removal of access rights. We also looked for evidence of escalation of breaches;
- Testing preventative controls designed to enforce segregation of duties between users within particular systems;
- Testing the operating effectiveness of automated controls, principally relating to the automated calculation of financial transactions. We tested the inputs used within automated calculations to source data and also tested the accuracy of the calculation logic for a sample of transactions within each identified control; and

- Testing the operating effectiveness of automated reconciliation controls, both between systems and intra-system. We checked a sample of identified breaks in reconciliations were recorded on exception reports, and subsequently investigated and cleared by the Group.

OTHER INFORMATION

Other Information is both financial and non-financial information in Australia and New Zealand Banking Group Limited's annual reporting which is provided in addition to the Financial Report and the Auditor's Report. The Directors are responsible for the Other Information.

Our opinion on the Financial Report does not cover the Other Information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon, with the exception of the Remuneration Report and our related assurance opinion.

In connection with our audit of the Financial Report, our responsibility is to read the Other Information. In doing so, we consider whether the Other Information is materially inconsistent with the Financial Report or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

We are required to report if we conclude that there is a material misstatement of this Other Information, and based on the work we have performed on the Other Information that we obtained prior to the date of this Auditor's Report, we have nothing to report.

RESPONSIBILITIES OF DIRECTORS FOR THE FINANCIAL REPORT

The Directors are responsible for:

- preparing a Financial Report that gives a true and fair view in accordance with Australian Accounting Standards and the *Corporations Act 2001*;
- implementing necessary internal control to enable the preparation of a Financial Report that gives a true and fair view and is free from material misstatement, whether due to fraud or error; and
- assessing the Group's ability to continue as a going concern and whether the use of the going concern basis of accounting is appropriate. This includes disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Group or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

AUDITOR'S RESPONSIBILITIES FOR THE AUDIT OF THE FINANCIAL REPORT

Our objective is:

- to obtain reasonable assurance about whether the Financial Report as a whole is free from material misstatement, whether due to fraud or error; and
- to issue an Auditor's Report that includes our opinion.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with Australian Auditing Standards will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error. They are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the Financial Report.

A further description of our responsibilities for the audit of the Financial Report is located at the Auditing and Assurance Standards Board website at: http://www.auasb.gov.au/auditors_responsibilities/ar1.pdf. This description forms part of our Auditor's Report.

REPORT ON THE REMUNERATION REPORT

In our opinion, the Remuneration Report of Australia and New Zealand Banking Group Limited for the year ended 30 September 2018, complies with

Section 300A of the Corporations Act 2001.

DIRECTORS' RESPONSIBILITIES

The Directors of the Company are responsible for the preparation and presentation of the Remuneration Report in accordance with *Section 300A of the Corporations Act 2001.*

OUR RESPONSIBILITIES

We have audited the Remuneration Report included in pages 40 to 67 of the Directors' report for the year ended 30 September 2018.

Our responsibility is to express an opinion on the Remuneration Report, based on our audit conducted in accordance with *Australian Auditing Standards.*

/s/KPMG

/s/Alison Kitchen
Partner

Melbourne

30 October 2018

(※) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書
(翻訳)

オーストラリア・ニュージーランド銀行株主各位
＜財務諸表監査＞

監査意見

私たちは、オーストラリア・ニュージーランド銀行（以下、「銀行」という。）の財務書類について監査を行った。

私たちは、添付の銀行の財務書類が、2001年会社法第7.8項に基づき、以下のとおりであるものと認める。

- ・銀行の2018年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度における経営成績を真実かつ公正に表示している。
- ・オーストラリア会計基準および2001年会社法規則に準拠している。

これらの財務書類は、以下より構成されている。

- ・2018年9月30日現在の財政状態計算書、
- ・同日に終了した事業年度の損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュフロー計算書、
- ・重要な会計方針の要約を含む注記1から31、ならびに
- ・取締役の宣言

監査意見の基礎

私たちは、オーストラリア監査基準に準拠して監査を行った。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査の基準における私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」に記載されている。

私たちは、オーストラリアにおける財務書類監査に関連する2001年会社法 および職業的監査人倫理基準審議会のAPES110「職業的監査人の倫理規範（以下、「規範」という。）」における職業倫理に関する規範に従って、銀行から独立しており、また、当該規定に準拠して監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項は以下のとおりである。

- ・貸倒引当金および2018年10月1日付のAASB第9号「金融商品」の適用によって予想される影響についての開示
- ・公正価値で保有する金融商品の評価
- ・顧客救済に関する引当金
- ・ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項とは、当事業年度の財務書類監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。

監査上の主要な事項は、財務書類全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは当該項目に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金（2,780百万ドル）および2018年10月1日付のAASB第9号「金融商品」の適用によって予想される影響についての開示

貸倒引当金に関する会計上の重要な見積りおよび判断については、注記12また、AASB第9号「金融商品」の適用によって予想される影響についての開示は本財務書類注記1の「早期適用されなかった会計基準」に記載されている。

監査上の主要な事項

銀行は、幅広い貸付およびその他の商品、業種、地域わたる多数の取引先に対する重要な信用リスク・エクスポージャーを有しているため、貸倒引当金は監査上の主要な事項である。貸付金および前渡金の残高は貸借対照表において重要であり、銀行が、これらの貸付金に対する個別および一般貸倒引当金を見積る際には高度な複雑性と判断を伴う。これらの特性により、貸付金の回収可能性および関連引当金の決定に関するリスクへの対応のための監査業務は重要なものとなった。

2018年10月1日付でAASB第9号「金融商品」を適用するに当たり、銀行は、適用によって予想される影響を開示した。当該会計基準の複雑性および業界全体への影響が予想されることから、私たちの2018年度の監査に追加作業が発生した。私たちは、貸付金および前渡金の予想信用損失（以下、「ECL」という。）について予想される影響についての銀行の開示への影響、ならびに銀行が行使した重要な判断に焦点を絞った。ECLを計算するための銀行のモデルは、それ自体が複雑であり、適切なモデルの設計には判断を用いる。また、会計基準の要件をモデルに適用するにあたり、銀行による数多くの重要な仮定が存在し、ここには将来予測的な情報の選定およびインプットが含まれてる。

当該事項に対する監査上の対応

貸倒引当金および2018年10月1日付のAASB第9号「金融商品」の適用によって予想される影響についての開示に関する私たちの監査手続には、以下が含まれている。

個別の貸付金に対する引当金（個別引当金）

- ・ホールセール貸付金（個別に監視される大規模顧客へのエクスポージャー）の取引先リスクの格付けに関する主要な統制テスト。私たちは、銀行の貸付方針に対する新規貸付枠の承認、年次ローン査定の実施、および取引先の信用状況の監視に関する統制を検証した。これには、取引先固有の内部的要因または外部のマクロ経済的要因のいずれかによるストレスの兆候を示すエクスポージャーの特定に関する統制を検証すること、取引先のリスクの評価における適時性および正確性を検証すること、ならびに銀行の貸付方針および規制要件に対するリスク格付けを検証することが含まれる。
- ・銀行の専門家および回収チームにより管理され、リスクがより高いまたは減損していると査定されたホールセール貸付金のサンプル、ならびにその他の貸付金サンプルの信用評価の実施。ここでは、減損の兆候を示していると銀行が査定したより大規模なエクスポージャー、または（外部市況に照らした評価で）新たに生じたリスク領域に焦点を当てている。私たちは、銀行の貸付金のリスク格付け、貸付金の回収可能性の評価および引当金に対する影響について検討した。これに当たって、私たちは、銀行のローン・ファイルに含まれる情報を用いて貸付担当者および経営陣と具体的事例について議論し、私たち独自の回収可能性に関する評価を実施した。この評価には、関連産業およびマクロ経済環境に関して私たちが把握している内容を利用して、必要に応じてケーピーエムジーの専門家を起用すること、ならびに回収可能性の評価において銀行が使用するインプットの仮定と外部から入手した証拠（商品価格、一般に入手可能な監査済財務諸表および保有する担保についての比較可能な外部評価等）を比較することが含まれる。
- ・個人向け貸付金（個別に監視されない、小規模の顧客エクスポージャー）について、貸付延滞や、延滞日数に基づき支払延滞区分による銀行のエクスポージャーを記録し、個別引当金を計算するシステムに関する統制のテスト。私たちは、自動計算および変更管理統制について検証し、延滞の統計的な監視に関する統制に焦点を当て、銀行によるポートフォリオの監視状況について評価した。私たちは、支払延滞プロファイルに基づいて、異なる貸付商品に対して計上された引当金の十分性をサンプルで検証し、主に保有担保からの期待回収額に関して行われた仮定について検討した。

ローン・ポートフォリオ全体に対する引当金（一般引当金）

- ・一般引当金を計算するために用いるモデルを検証するための銀行のプロセスをテストし、確立された市場慣行および会計基準における要件に照らして銀行のモデル手法を評価した。
- ・一般引当金の算定に用いるITシステム内の主要な統制（具体的には、データ管理に関するもの、ならびに基礎となるソース・システムから一般引当金モデルへのデータ転送の網羅性および正確性）をテストした。
- ・期末残高のサンプルを総勘定元帳と照合、また返済履歴とリスク格付けをソース・システムと照合することによってモデルへの主要インプットの入力 of 正確性をテストした。
- ・リテールおよびホールセール・ポートフォリオのサンプルに関する、発現期間、デフォルト確率、デフォルト時損失率等、モデルにおける主要な仮定について検討した。私たちは、モデル化された見積りを銀行で実際に発生した損失と比較した。

- ・リテールおよびホールセール・ポートフォリオのサンプルに関して、モデルのアウトプットの正確性を判断するためにケーピーエムジーが構築した計算ツールを用いて、一般引当金の計算を再実施した。

私たちはまた、上記のモデルによる引当金見積額を超過して計上されている銀行の一般引当金残高の構成要素における主要な仮定についても検討した。これには以下が含まれる。

- ・集中リスクに対するインプットおよび景気循環引当金を評価して、その基礎となるポートフォリオの特性と最近の損失実績、現在の市況および銀行のローン・ポートフォリオに内在する特定のリスクを比較した。
- ・銀行のモデル検証プロセスで特定されたモデルまたはデータの不備を検討することによって、その他の追加的引当金に関する要件を評価した。
- ・ポートフォリオで特定されたリスクと銀行の評価に含まれるものとの整合性をチェックすることによって、追加的引当金の網羅性を評価した。

AASB第9号「金融商品」

私たちはまた、2018年10月1日付で適用となるAASB第9号「金融商品」により予想される影響に関する銀行の開示を評価した。私たちの手続きには、ケーピーエムジーの信用リスクおよび経済専門家を伴った以下が含まれる。

- ・銀行の重要な会計方針を会計基準要件に照らして評価した。
- ・銀行のECLモデルの手法およびECLモデルに組み込まれた重要な信用モデルにおける仮定をサンプルで会計基準の要件および基礎となる会計記録に照らしてテストすることにより評価した。
- ・将来予測的な経済的仮定および外部の経済情報に対する経済的シナリオの構築、ならびにECLモデルへの適用を評価した。
- ・ECLモデルとソース・システムとの間のデータ一致に関するテストを行った。
- ・ECL計算をサンプル・ベースで再実施することにより、モデルによる計算の正確性をテストした。
- ・オーストラリアの会計基準要件に照らして本財務書類における開示を評価した。

公正価値で保有する金融商品の評価

ー公正価値で保有する資産（158,696百万ドル）

ー公正価値で保有する負債（68,195百万ドル）

公正価値に関する重要な会計上の見積り、判断および開示については本財務書類注記16に記載されている。

監査上の主要な事項

銀行の貸借対照表に計上された公正価値で保有する金融商品には、売却可能資産、売買目的有価証券、デリバティブ資産および負債、保険契約に対応する投資、特定の保険契約債務、特定の負債証券、ならびに損益を通じて公正価値評価するものとして指定されたその他の資産および負債が含まれる。当該商品は主に顧客に販売されるリスク管理商品および銀行固有の金利リスクおよび為替リスクを管理するために銀行によって使用されるものである。

公正価値で保有する金融商品の評価は、以下の要因で監査上の主要な事項と考えられる。

- ・公正価値で保有する金融商品は重要である（資産の19%および負債の9%）。
- ・数多くの海外拠点で膨大かつ広範囲に及ぶ商品が取引されることにより、取引管理プロセスにおける不整合リスクが増加することにより評価が不正確なものとなる。
- ・売買目的有価証券およびデリバティブの公正価値の算定には、銀行による重要なレベルの判断を伴い、誤謬リスクの増加および私たちの監査に複雑性が加わる。商品の公正価値の算定に市場価格ではなく内部モデルが用いられている場合、または内部モデルへのインプット（割引率およびボラティリティの測定等）が観察可能でない場合には、判断のレベルが引き上げられる。
- ・銀行が保有する特定のデリバティブの評価は、調達金利、デフォルト確率、デフォルト時損失率を含むインプットに対して変動するが、資金調達リスクおよび信用リスク双方による影響をどのように特定のデリバティブ商品の評価に組み入れるかに関する業界慣行が進化している。このため、この領域における私たちの監査業務は増加し、評価専門家の関与が必要とされた。

当該事項に対する監査上の対応

公正価値で保有する金融商品の評価に関する私たちの監査手続きには、以下が含まれる。

- ・重要な評価システムに関するアクセス権および変更管理の統制のテスト
- ・インターフェースの管理、つまり、取引処理システム、評価および関連する評価調整を生成するための主要なシステム、銀行の市場リスク管理システムおよび財務システムの間のデータ転送の完全性および正確性を検証し、商品、拠点ごとの取引管理および評価プロセスにおける不整合を特定すること
- ・ガバナンスおよび承認管理（評価モデルの経営陣のレビューおよび承認等）、ならびに新商品の承認に対する方針および手続きのテスト
- ・銀行の独立した商品管理部門によって作成された日々の金融商品売買によって生じた損益の照合に関するフロント・オフィスの経営陣のレビューおよび承認のテスト
- ・関連する評価モデルの有効性および確実性を評価することを目的としたモデルの構築および妥当性の確認に関する経営陣のレビューおよび承認のテスト
- ・公正価値がフロント・オフィス・チームによって決定された場合の銀行のデータ検証の管理（市場データに対して公正価値を生成する際の主要なインプットに係るもの等）のテスト

私たちは観察可能および観察不能の両方のインプットを有する金融商品の評価に関するテストを行った。私たちの具体的なテストには、評価専門家の関与による以下が含まれる。

- ・独立した情報源から入手した市場データと市場価格を含む観察可能なインプットを比較することにより、レベル1およびレベル2の売却可能資産および売買目的有価証券（主に国債、政府機関債、および社債）の評価を再実施した。
- ・公正価値が観察可能なインプットを使用して算定された場合、独立したモデルを使用して、拠点ごとにデリバティブ資産および負債の評価サンプルを再計算した。これには、銀行のデリバティブ評価に用いられた観察可能なインプットのサンプルを、独立した情報源から入手した市場データ（金利、為替レートおよびボラティリティ等）と比較することが含まれた。

- ・デリバティブならびにその他の金融資産および負債の公正価値が観察不能なインプット（レベル3の商品）を用いて決定された場合、市場において比較可能なデータに用いられる主要なインプット（代替商品および入手可能な代替値の使用を含む）をテストすることによって、銀行の評価モデルについて検討した。私たちは、銀行の評価手法を業界慣行および会計基準における要件と比較した。
- ・多様な同業金融機関における現行および新しいデリバティブ評価慣行を適用して、また会計基準において必要とされる要件に照らして、デリバティブ金融商品に関する銀行の評価手法の妥当性を評価した。私たちは、評価に対して行われた調整、特に無担保デリバティブに係る資金調達調整および信用評価調整をテストした。特に、拠点ごとの個別の取引相手のサンプルについて、私たちは、信用評価調整計算への主要なインプット（デフォルト確率を含む）を観察可能な市場データに照らしてテストを行った。代替商品が用いられる場合、私たちは、数多くの拠点において、入手可能な代替値に対して代替商品の評価を行った。

顧客救済に関する引当金（556百万ドル）

重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記20および29に記載されている。

監査上の主要な事項

銀行は、内部および外部の調査ならびにレビューにより生じた特定の顧客救済措置に関連する引当金の認識の必要性について評価した。

顧客救済措置に関する引当金は、以下に関する銀行の決定を評価するに当たり、私たちに判断が要求されることにより監査上の主要な事項と考えられる。

- ・その事象を会計基準で規定される要件に照らし、過去の事象によって生じた現在の法的債務または推定的債務の存在
- ・調査の件数および現在の債務から生じる支払予定額の規模
- ・調査の結果により支払可能性のある金額について信頼性のある見積り（関連費用の見積りを含む）
- ・私たちが検討すべき見積りの幅の拡大につながるような法的手続き、追加調査、および規制当局によるレビューの可能性

当該事項に対する監査上の対応

顧客救済に関する引当金に関する私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・顧客救済措置に関する調査による影響を識別および評価するための銀行のプロセスを把握した。
- ・その他の救済措置に関する継続中の法律、規制および調査について銀行に照会した。
- ・銀行の取締役会、役員会、さまざまな経営委員会の議事録およびその他の関連文書を通読し、銀行の監査およびリスク委員会の会議に出席した。
- ・規制当局との通信、および銀行の「銀行業、退職年金および金融サービス業における不祥事に関する王立委員会」への主な提出物を調査した。

- ・個別の顧客救済措置サンプルについて、引当金および関連費用の認識の基礎を会計基準の規定に照らして評価した。私たちは、引当方法および裏付けとなる仮定の把握と検討を行った。
- ・私たちの広範囲にわたる業界事案の知識および経験、銀行の文書ならびに現在の規制環境に基づいて、エクスポージャーが生じる可能性のある事項を評価することによって網羅性をテストした。私たちはまた、これらのエクスポージャーの特性を、引当金または偶発債務を定義する会計基準の規定に照らして確認した。
- ・認識される引当金に関して信頼性の高い見積りが出来ない場合のオーストラリア会計基準要件に対する銀行の結論の適切性について評価した。
- ・関連する開示をオーストラリア会計基準の要件に照らして評価した。

ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項

オーストラリアの大手銀行として、銀行の事業は、大量の取引を処理し、記録するために数多くの複雑かつ相互依存型の情報技術（IT）システムを活用している。ITシステムへのアクセスおよび変更に係る統制は、財務情報を記録する上で重要であり、銀行の財政状態および経営成績に真実かつ公正に表示する財務書類の作成において重要である。ITシステムおよび統制は、財務記録および取引報告に影響を与えるため、監査上の主要な事項とされており、私たちの監査手続きは銀行のIT統制の運用状況の有効性に応じて、著しく異なる可能性がある。ケーピーエムジーのIT専門家は、私たちの監査チームの中核としてエンゲージメントを通じて活用された。

当該事項に対する監査上の対応

私たちは、重要な取引を処理し、総勘定元帳に残高を記録するために用いる主要なITアプリケーション（システム）に関する統制環境をテストした。私たちはまた、これらのシステムの中に組み込まれている自動化された統制についても検証した。私たちの監査手続きには以下が含まれる。

- ・銀行のテクノロジー・チームがシステムの完全性を監視するために用いるガバナンス統制について、中核システムによる運用上の完全性に影響を及ぼす事項が銀行の方針に従って検出され、対応措置が取られているかどうかを検証することによってテストした。
- ・スタッフに付与されたアクセス権について、承認済の記録との確認およびアクセス権の承認と削除に関する報告書を査閲することによってテストした。私たちはまた、違反を検出した証跡についても閲覧した。
- ・特定のシステム内のユーザー間の職務分掌を強化するために整備された予防的統制についてテストした。
- ・自動化された統制の運用状況の有効性、主に金融取引の自動計算についてテストした。私たちは、自動計算の中で使用されたインプットをソース・データと照合してテストし、識別された各統制内の取引サンプルを用いて、計算ロジックの正確性についてもテストした。
- ・自動照合統制に関する運用状況の有効性について、システムと間とイントラ・システム間の両方においてテストした。私たちは、照合時に識別された発見事項のサンプルが例外事項として報告されていること、またその後、銀行によって調査され解決されていることをテストした。

財務書類に関する取締役の責任

取締役の責任は以下のとおりである。。

- ・オーストラリア会計基準および2001年会社法第7.8項に準拠した真実かつ公正な財務書類を作成すること。
- ・不正または誤謬による重要な虚偽記載がない財務書類を作成し、真実かつ公正に表示するために取締役が必要と判断した内部統制を整備および運用すること。
- ・継続企業の前提に基づき財務書類を作成すること、および継続企業の会計基準を使用することが適切かどうかを評価すること。取締役が清算もしくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務書類を作成し、財務報告の枠組みおよび開示規則に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示すること。

財務書類の監査に対する監査人の責任

監査の目的は以下のとおりである。

- ・全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得ること
- ・監査報告書において監査意見を表明すること

合理的な保証は、高い水準の保証である。しかしながら、オーストラリア監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に関する監査人の責任のより詳細な記載は、監査及び保証基準審議会のウェブサイト http://www.auasb.gov.au/auditors_responsibilities/ar2.pdf に掲載されている。当該記載は、監査報告書の一部である。

ケーピーエムジー（署名）
オーストラリア、メルボルン市
2018年10月30日

アリソン・キッチン（署名）
パートナー

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

TO THE SHAREHOLDERS OF AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LIMITED REPORT ON THE AUDIT OF THE FINANCIAL REPORT

OPINION

We have audited the Financial Report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company).

In our opinion, the accompanying Financial Report of the Company is in accordance with part 7.8 of the Corporations Act 2001, including:

- giving a true and fair view of the Company's financial position as at 30 September 2018 and of its financial performance for the year ended on that date; and
- complying with Australian Accounting Standards and the relevant Corporations Regulations 2001. The Financial Report comprises the:
 - statement of financial position as at 30 September 2018;
 - income statement, statement of comprehensive income, statement of changes in equity, and statement of cash flows for the year then ended;
 - notes 1 to 31 including a summary of significant accounting policies; and
 - Directors' Declaration.

BASIS FOR OPINION

We conducted our audit in accordance with *Australian Auditing Standards*. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the Financial Report* section of our report.

We are independent of the Company in accordance with the *Corporations Act 2001* and the ethical requirements of the *Accounting Professional and Ethical Standards Board's APES 110 Code of Ethics for Professional Accountants* (the Code) that are relevant to our audit of the Financial Report in Australia. We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code.

KEY AUDIT MATTERS

The Key Audit Matters we identified are:

- Provision for credit impairment and disclosures for the expected impact of AASB 9 *Financial Instruments* applicable on 1 October 2018;
- Valuation of Financial Instruments held at Fair Value;
- Provision for Customer Remediation; and
- IT Systems and Controls.

Key Audit Matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the Financial Report of the current period.

These matters were addressed in the context of our audit of the Financial Report as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

PROVISION FOR CREDIT IMPAIRMENT (\$2,780M) AND DISCLOSURES FOR THE EXPECTED IMPACT OF AASB 9 FINANCIAL INSTRUMENTS

APPLICABLE ON 1 OCTOBER 2018

Refer to the critical accounting estimates and judgements and disclosures in relation to credit impairment provisioning in Note 12, and to the disclosures in relation to accounting standards not yet early adopted for the expected impact of AASB 9 Financial Instruments in Note 1 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

The provision for credit impairment is a Key Audit Matter as the Company has significant credit risk exposure to a large number of counterparties across a wide range of lending and other products, industries and geographies. The value of loans and advances on the balance sheet is significant and there is a high degree of complexity and judgement involved for the Company in estimating individual and collective credit impairment provisions against these loans. These features resulted in significant audit effort to address the risks around loan recoverability and the determination of related provisions.

In preparation for adoption of AASB 9 Financial Instruments on 1 October 2018, the Company disclosed the expected impact of adoption. This added effort to our FY18 audit given the complexity of the accounting standard and its expected pervasive impact on the industry. We focused on the Company's disclosure of the expected impact of measuring expected credit losses (ECLs) on loans and advances and the significant judgement exercised by the Company. The Company's models to calculate ECLs are inherently complex and judgement is applied in determining the correct construct of the models. There are also a number of key assumptions made by the Company in applying the accounting standard requirements to the models, including the selection and input of forward-looking information.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for the provision for credit impairment and disclosures for the expected impact of AASB 9 *Financial Instruments* applicable on 1 October 2018 included:

Provisions against specific individual loans (individual provision)

- Testing the key controls over counterparty risk grading for wholesale loans (larger customer exposures that are monitored individually). We tested the approval of new lending facilities against the Company's lending policies, the performance of annual loan assessments, and controls over the monitoring of counterparty credit quality. This included testing controls over the identification of exposures showing signs of stress, either due to internal factors specific to the counterparty or external macroeconomic factors, and testing the timeliness of and the accuracy of counterparty risk assessments and risk grading against the requirements of the Company's lending policies and regulatory requirements;
- Performing credit assessments of a sample of wholesale loans managed by the Company's specialist workout and recovery team assessed as higher risk or impaired, and a sample of other loans, focusing on larger exposures assessed by the Company as showing signs of deterioration, or in areas of emerging risk (assessed against external market conditions). We challenged the Company's risk grading of the loan, their assessment of loan recoverability and the impact on the credit provision. To do this, we used the information on the Company's loan file, discussed the case with the loan officer and management, and performed our own assessment of recoverability. This involved using our understanding of relevant industries and the macroeconomic environment, engaging KPMG specialists where required, and comparing assumptions of inputs used by the Company in recoverability assessments to externally sourced evidence, such as commodity prices, publicly available audited financial statements, and comparable external valuations of collateral held; and

- For retail loans (smaller customer exposures not monitored individually), testing controls over the systems which record lending arrears, company exposures into delinquency buckets based on the number of days loans are overdue, and calculate individual provisions. We tested automated calculation and change management controls and evaluated the Company's oversight of the portfolios, with a focus on controls over delinquency statistics monitoring. We tested a sample of the level of provisions held against different loan products based on the delinquency profile and challenged assumptions made in respect of expected recoveries, primarily from collateral held.

Provisions estimated across loan portfolios (collective provision)

- Testing the Company's processes to validate the models used to calculate collective provisions, and evaluating the Company's model methodologies against established market practices and criteria in the accounting standards;
- Testing the key controls within IT systems used to calculate the collective provision, specifically those relating to data management and the completeness and accuracy of data transfer from underlying source systems to the collective provision models;
- Testing the accuracy of key inputs into models by checking a sample of year-end balances to the general ledger, and repayment history and risk ratings to source systems;
- Challenging the key assumptions in the models such as emergence periods, probability of default and loss given default, for a sample of retail and wholesale portfolios. We compared modelled estimates against actual losses incurred by the Company; and
- Re-performing, for a sample of retail and wholesale portfolios and using a KPMG-constructed calculation tool, the calculation of collective provisions, to determine the accuracy of model output.

We also challenged key assumptions in the components of the Company's collective provision balance held above modelled provision estimates. This included:

- Evaluating inputs to the concentration risk and economic cycle provisions by comparing underlying portfolio characteristics to recent loss experience, current market conditions and specific risks inherent in the Company's loan portfolios;
- Assessing the requirement for other additional provisions by considering model or data deficiencies identified by the Company's model validation processes; and
- Assessing the completeness of additional provisions by checking the consistency of risks identified in the portfolios to their inclusion in the Company's assessment.

AASB 9 Financial Instruments

We assessed the Company's disclosures for the expected impact of AASB 9 *Financial Instruments* which is applicable on 1 October 2018. Together with KPMG credit risk and economics specialists, our procedures included:

- Assessing the Company's significant accounting policies against the requirements of the accounting standard;
- Assessing the Company's ECL modelling methodology and for a sample of models testing key credit modelling assumptions incorporated in the ECL models against the requirements of the standard and underlying accounting records;
- Assessing forward-looking economic assumptions and the development of economic scenarios against external economic information, and the application into the ECL models ;
- Testing data reconciliation controls between the ECL models and source systems;
- Testing the accuracy of the modelled calculations by re-performing the ECL calculations on a sample basis;
- Assessing the disclosures in the financial report against the requirements of Australian accounting standards.

VALUATION OF FINANCIAL INSTRUMENTS HELD AT FAIR VALUE:

- ASSETS HELD AT FAIR VALUE \$158,696M

- LIABILITIES HELD AT FAIR VALUE \$68,195M

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures of fair values in Note 16 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

Financial instruments held at fair value on the Company's balance sheet include available for sale assets, trading securities, derivative assets and liabilities, investments backing policy liabilities, certain policy liabilities, certain debt securities, and other assets and liabilities designated as measured at fair value through profit or loss. The instruments are mainly risk management products sold to customers and used by the Company to manage its own interest rate and foreign exchange risk.

The valuation of financial instruments held at fair value is considered a Key Audit Matter as:

- Financial instruments held at fair value are significant (19% of assets and 9% of liabilities);
- The significant volume and range of products transacted, in a number of international locations, increases the risk of inconsistencies in transaction management processes that could lead to inaccurate valuation;
- Determining the fair value of trading securities and derivatives involves a significant level of judgement by the Company, increasing the risk of error, and adding complexity to our audit. The level of judgement increases where internal models, as opposed to quoted market prices, are used to determine fair value of an instrument, or where inputs to the internal models, such as discount rates and measures of volatility, are not observable; and
- The valuation of certain derivatives held by the Company is sensitive to inputs including funding rates, probabilities of default and loss given default, and industry practice is evolving as to how the impact of both funding and credit risk is incorporated within the valuation of certain derivative instruments. This increased our audit effort in this area and necessitated the involvement of valuation specialists.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for the valuation of financial instruments held at fair value included:

- Testing access rights and change management controls for key valuation systems;
- Testing interface controls, notably the completeness and accuracy of data transfers between transaction processing systems, key systems used to generate valuations and any related valuation adjustments, and the Company's market risk management and finance systems to identify inconsistencies in transaction management and valuation processes across products and locations;
- Testing the governance and approval controls, such as management review and approval of the valuation models, and approval of new products against policies and procedures;
- Testing the front office management review and approval of the daily financial instrument trading profit and loss reconciliations prepared by the Company's independent product control function;
- Testing the management review and approval of model construction and validation, aimed at assessing the validity and robustness of underlying valuation models; and
- Testing the Company's data validation controls, such as those over key inputs in generating the fair value to market data where fair values were determined by front office teams.
- We carried out testing over the valuation of financial instruments with both observable and unobservable inputs. Our specific testing involved valuation specialists and included:
- Re-performing the valuation of 'level 1' and 'level 2' available for sale assets and trading securities, which are primarily government, semi- government and corporate debt securities, by comparing the observable inputs, including quoted prices, to independently sourced market data;

- Using independent models, re-calculating the valuation of a sample, across locations, of derivative assets and liabilities where the fair value was determined using observable inputs. This included comparing a sample of observable inputs used in the Company's derivative valuations to independently-sourced market data, such as interest rates, foreign exchange rates and volatilities;
- Where the fair value of derivatives and other financial assets and liabilities were determined using unobservable inputs ('level 3' instruments), challenging the Company's valuation model by testing the key inputs used to comparable data in the market, including the use of proxy instruments and available alternatives. We compared the Company's valuation methodology to industry practice and the criteria in the accounting standards; and
- Evaluating the appropriateness of the Company's valuation methodology for derivative financial instruments, having regard to current and emerging derivative valuation practices across a range of peer institutions, and against the required criteria in the accounting standards. We tested adjustments made to valuations, particularly funding and credit valuation adjustments on un-collateralised derivatives. In particular, for a sample of individual counterparties, across locations, we tested key inputs to the credit valuation adjustment calculation, including the probability of default, against observable market data. Where proxies were used, we assessed the proxy against available alternatives, across a number of locations.

PROVISION FOR CUSTOMER REMEDIATION (\$556M)

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures in Notes 20 and 29 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

The Company has assessed the need to recognise provisions in relation to certain customer remediation activities arising from both internal and external investigations, and reviews.

The provision for customer remediation activities is a Key Audit Matter due to the judgements required by us in assessing the Company's determination of:

- The existence of a present legal or constructive obligation arising from a past event using the conditions of the event against the criteria in the accounting standards;
- The number of investigations and the quantum of amounts being paid arising from the present obligation;
- Reliable estimates of the amounts which may be paid arising from investigations, including estimates of related costs;
- The potential for legal proceedings, further investigations, and reviews from its regulators leading to a wider range of estimation outcomes for us to consider.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for customer remediation provisions included:

- Obtaining an understanding of the Company's processes for identifying and assessing the potential impact of the investigations into customer remediation activities;
- Enquiring with the Company regarding ongoing legal, regulatory and investigation into other remediation activities;
- Reading the minutes and other relevant documentation of the Company's Board of Directors, Board Committees, various management committees, and attending the Company's Audit and Risk Committee meetings;
- Inspecting correspondence with relevant regulatory bodies and the Company's key submissions to the Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry;

- For a sample of individual customer remediation matters, assessing the basis for recognition of a provision and associated costs against the requirements of the accounting standards. We did this by understanding and challenging the provisioning methodologies and underlying assumptions;
- Testing completeness by evaluating where exposures may have arisen based upon our knowledge and experience of broader industry matters, the Company's documentation and the current regulatory environment. We also checked these features of these exposures against the criteria defining a provision or a contingency in the accounting standards;
- Assessing the appropriateness of the Company's conclusions against the requirements of Australian Accounting Standards where estimates were unable to be reliably made for a provision to be recognised;
- Evaluating the related disclosures against the requirements of Australian Accounting Standards.

IT SYSTEMS AND CONTROLS

The Key Audit Matter

As a major Australian bank, the Company's businesses utilise a large number of complex, interdependent Information Technology (IT) systems to process and record a high volume of transactions. Controls over access and changes to IT systems are critical to the recording of financial information and the preparation of a financial report which provides a true and fair view of the Company's financial position and performance. The IT systems and controls, as they impact the financial recording and reporting of transactions, is a key audit matter and our audit approach could significantly differ depending on the effective operation of the Company's IT controls. KPMG IT specialists were used throughout the engagement as a core part of our audit team.

How the matter was addressed in our audit

We tested the control environment for key IT applications (systems) used in processing significant transactions and recording balances in the general ledger. We also tested automated controls embedded within these systems. Our audit procedures included:

- Testing the governance controls used by the Company's technology teams to monitor system integrity, by checking matters impacting the operational integrity of core systems for escalation and action in accordance with the Company's policies;
- Testing the access rights given to staff by checking them to approved records, and inspecting the reports over the granting and removal of access rights. We also looked for evidence of escalation of breaches;
- Testing preventative controls designed to enforce segregation of duties between users within particular systems;
- Testing the operating effectiveness of automated controls, principally relating to the automated calculation of financial transactions. We tested the inputs used within automated calculations to source data and also tested the accuracy of the calculation logic for a sample of transactions within each identified control; and
- Testing the operating effectiveness of automated reconciliation controls, both between systems and intra-system. We checked a sample of identified breaks in reconciliations were recorded on exception reports, and subsequently investigated and cleared by the Company.

RESPONSIBILITIES OF DIRECTORS FOR THE FINANCIAL REPORT

The Directors are responsible for:

- preparing a Financial Report that gives a true and fair view in accordance with *Australian Accounting Standards* and part 7.8 of the *Corporations Act 2001*
- implementing necessary internal control to enable the preparation of a Financial Report that gives a true and fair view and is free from material misstatement, whether due to fraud or error
- assessing the Company's ability to continue as a going concern and whether the use of the going concern basis of accounting is appropriate. This includes disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

AUDITOR'S RESPONSIBILITIES FOR THE AUDIT OF THE FINANCIAL REPORT

Our objective is:

- to obtain reasonable assurance about whether the Financial Report as a whole is free from material misstatement, whether due to fraud or error; and
- to issue an Auditor's Report that includes our opinion.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with Australian Auditing Standards will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error. They are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the Financial Report.

A further description of our responsibilities for the audit of the Financial Report is located at the Auditing and Assurance Standards Board website at: http://www.auasb.gov.au/auditors_responsibilities/ar2.pdf. This description forms part of our Auditor's Report.

/s/KPMG

/s/Alison Kitchen
Partner

Melbourne

30 October 2018

(※) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。